

平成23年度 政策レビュー結果（評価書）

美しい国づくり政策大綱

平成24年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

<p>テーマ名</p>	<p>美しい国づくり政策大綱</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>全部局等 取りまとめ 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 (室長 池田 亨)</p>
<p>評価の目的、必要性</p>	<p>美しい国づくり政策大綱は、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵をきることとし、「美しさ」に絞って具体的なアクションを念頭に置いて、国土交通省として平成15年7月に取りまとめた。このアクションにより、各主体による取り組みが深化されているかについて評価を行うとともに、良好な景観の形成を一層推進するため、評価結果を今後の政策に適切に反映していく必要がある。</p>		
<p>対象政策</p>	<p>美しい国づくりに向け、各主体による取り組みを深化させるため、特に実効性確保を主眼においた具体的に展開する施策として美しい国づくり政策大綱に示された以下の「15の具体的施策」を対象にレビューを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業における景観形成の原則化 ②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立 ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等 ④景観に関する基本法制の制定 ⑤緑地保全、緑化推進策の充実 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出 ⑦屋外広告物制度の充実等 ⑧電線類地中化の推進 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討 ⑩多様な担い手の育成と参画推進 ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進 ⑫地域景観の点検促進 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築 ⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開 ⑮技術開発 		
<p>政策の目的</p>	<p>美しい国づくりに向け、特に実効性確保を主眼においた「15の具体的施策」を具体的に展開する</p>		
<p>評価の視点</p>	<p>以下の視点から評価を実施する。</p> <p>施策グループ 1</p> <p><① 事業における景観形成の原則化></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 着実な取り組みがなされたか (2) 事業を通じて良好な景観が形成されたか 		

施策グループ 2

- <② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立>・<③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等>
- (1) 着実な取り組みがなされたか
 - (2) 公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか、航空障害灯等の設置削減により良好な景観形成が推進されたか

施策グループ 3

- <④ 景観に関する基本法制の制定>・<⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実>・<⑦屋外広告物制度の充実等>
- (1) 着実な取り組みがなされたか
 - (2) 景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されたか
 - (3) 景観法の基本理念に対する国民の理解が深まったか
 - (4) 国民による良好な景観形成の取り組みが広がっているか
 - (5) 景観法制定等の効果があったか（取り組みを促進したか）
 - (6) 「景観に関する基本法制の制定」により、良好な景観が形成されたか
 - (7) 都市における緑地保全、緑化推進が行われたか
 - (8) 担保性のある緑地が確保されたか
 - (9) 新たな制度改正等により、緑地保全、緑化推進を通じた都市の景観・環境の改善が促進されているか
 - (10) 改正屋外広告物法の活用
 - (11) 屋外広告物の適正化に対する国民の意識が高まったか

施策グループ 4

- <⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出>
- (1) 消波ブロックの除去および干潟の再生について着実な取り組みがなされたか
 - (2) より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか
 - (3) 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか
 - (4) 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか、地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか

施策グループ 5

- <⑧ 電線類地中化の推進>
- (1) 着実な取り組みがなされたか
 - (2) 無電柱化の推進が図られたか

	<p>施策グループ 6</p> <p><⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討>・ <⑩ 多様な担い手の育成と参画推進></p> <p>(1) 着実な取り組みがなされたか (2) 地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が進んだか (3) 多様な担い手の意識や技術を高めるための取り組みが進んだか (4) 多様な担い手の活動しやすさが確保されたか (5) 良好な景観形成にかかる活動に関し、国民の多様な担い手としての参画や意識向上が進んだか</p> <p>施策グループ 7</p> <p><⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進></p> <p>(1) 着実な取り組みがなされたか (2) 将来にわたり活用される良質なストックが形成されたか (3) 住宅の適正な管理及び再生がされたか (4) 既存住宅が円滑に活用される市場の整備がされたか (5) 成約価格を含めた土地取引関連情報が整備・提供されたか</p> <p>施策グループ 8</p> <p><⑫ 地域景観の点検促進></p> <p>(1) 着実な取り組みがなされたか (2) 地域景観の点検を促進する取り組みが進んだか</p> <p>施策グループ 9</p> <p><⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築>・<⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開></p> <p>(1) 着実な取り組みがなされたか (2) 良好な景観の形成の取り組みのために、景観ポータルサイトが活用されているか</p> <p>施策グループ 10</p> <p><⑮ 技術開発></p> <p>(1) 着実な取り組みがなされたか (2) 技術開発の成果等が活用されているか</p>
評価手法	<p>「15の具体的施策」を対象に以下の手法により評価を実施</p> <p>①数値目標等の達成状況を把握 ②施策の効果や課題について、各地域における具体的な取り組み事例を活用し、評価・分析</p>

	<p>③社会資本整備重点計画や政策チェックアップの関連指標、関連する既存データ、国民や地方公共団体に対するアンケート調査結果等を活用して評価・分析</p> <p>④有識者の意見聴取</p>
評価結果	<p>「15の具体的施策」についての評価結果は以下のとおりである。</p> <p>施策グループ 1</p> <p>＜① 事業における景観形成の原則化＞</p> <p>○国による、事業における景観形成の原則化のための基準等への反映及び事業実施について、着実な取り組みがなされている。(評価の視点(1)(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮に関する事項の技術基準等への盛り込みや、景観に配慮した質の高い整備の一般事業への適用により、事業における景観形成を原則化 ・景観形成の原則化がなされた事業を着実に実施 <p>○地方公共団体において、事業への景観配慮の一般化の取り組みは進捗が見られるものの、中小規模市町村を中心に、一般化の取り組みを促進する必要がある。(評価の視点(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や大規模市町村については、景観配慮一般化の取り組みの進捗が著しいが、中小規模の市町村については、他と比較して遅れが見られる。 <p>施策グループ 2</p> <p>＜② 公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立＞・＜③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等＞</p> <p>○平成19年3月の「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」策定により景観アセスメント(景観評価)システムが確立され、着実な取り組みがなされている。(評価の視点(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16～18年度に直轄事業44事業で景観評価を試行し、知見を蓄積した上でシステムを確立。 ・実施事例が極めて少ない事後評価については、平成21年3月に手引きも作成。 <p>○官庁営繕、都市、河川、砂防、海岸、道路、住宅・建築物、港湾、航路標識の9分野の景観形成ガイドラインが策定され、各分野を網羅してガイドラインが整備されている。(評価の視点(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱に定められた平成16年度までに官庁営繕、都市、道路、住宅・建築物、港湾、航路標識の6つの分野において景観形成に係るガイドラインを策定。 ・その後、平成18年度までに河川、砂防、海岸の3つの分野においても策定。 <p>○景観検討では、ガイドラインが活用されるとともに、具体事例では各種予測手法・ツールが活用される等、適切に実施されている一方で、事後評価実績の蓄積はこれから。(評価の視点(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行段階でのものも含めて平成22年度末までに1,188事業について景観検討区分(重点検討事業170事業、一般検討事業777事業、検討対象外事業241事業)。

- ・重点検討事業及び一般検討事業に区分された全ての事業において景観形成ガイドラインを活用。
- ・一般検討事業でも、21.1%の事業で学識経験者等を含めた検討体制構築が、32.4%の事業で高度な景観予測手法の活用が実施されるなど、重点検討事業において必須とされるレベルの景観検討の一部導入が実施されており、高いレベルの取り組みが公共事業に広く浸透。

○景観検討に参加した学識経験者、地方公共団体、実施主体職員からは、取り組みは効果的だったとする評価を受け、効果的ではなかったとする評価は殆どみられなかった。(評価の視点(2))

- ・景観検討に参加した学識経験者へのアンケートの結果、4割近く景観検討の取り組みは効果的だったと評価し、効果的ではなかったとする評価は殆どみられなかった。
- ・景観検討に参加した地方公共団体の8割近くが十分な意見聴取が行われ、景観検討結果に意見が反映されたと評価し、景観検討を実施した国土交通省職員の6~7割が、「景観への意識が高まった」等、景観検討を実施したことにより景観への認識が変化したと感じている。

○昼間障害標識や航空障害灯の設置基準の合理化について、着実な取り組みがなされている。(評価の視点(1))

- ・平成15年12月25日に改正航空法施行規則が施行、併せて通達改正が行われ、昼間障害標識や航空障害灯の設置基準を景観にも配慮して合理化。

○新基準を活用した昼間障害標識や航空障害灯の景観にも配慮した設置が広がるとともに、過半の物件設置者が新基準適用の意向を示している。(評価の視点(2))

- ・改正前の基準では昼間障害標識を設置する必要があったと考えられる物件2,040箇所について、実際に設置されたものは1,011箇所であったため、差し引き1,029箇所(50.4%)で設置が削減。
- ・改正前の基準では設置する必要があったと考えられる航空障害灯1,888個について、実際に設置されたものは1,445個であったため、差し引き443個(23.5%)の設置が削減。
- ・物件設置者に対するヒアリングの結果、34.3%が景観形成にもつながることから既に新基準を適用したと回答。また、適用済みの者もあわせて54.3%が適用の意向。

施策グループ 3

- <④景観に関する基本法制の制定> ・ <⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実>
- ・ <⑦屋外広告物制度の充実等>

○国による、景観に関する基本法制の確立及び関連する諸制度の充実・強化について、着実な取り組みがなされている。(評価の視点(1))

- ・景観法及び政令、指針等の制定や改正屋外広告物法が拡充。
- ・加えて、優れた景観の整備・保全に資する歴史的風致の維持及び向上に関

する法律を制定。

○都市公園法及び都市緑地法について、新たな制度の創設、改正を行い、都市の緑に関する総合的、体系的な法制度を整備した。(評価の視点(1))

○補助金、交付金により、地方公共団体の取り組みを支援した。(評価の視点(1))

○地方公共団体において、景観法を活用した景観形成の取り組み団体数は年々増加し、景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されている一方で、景観計画策定の促進、規制手法の円滑で効果的な運用や広域的な景観形成への対応が求められている。(評価の視点(2))

- ・景観計画及び景観重要建造物や景観重要公共施設等の景観法に基づく制度の活用件数が年々増加しており、着実な活用件数の増加が見込まれる。地域の実情に応じ、他法令や自主条例などによる各種制度との連携を図り有効活用した自立的な取り組みが進んでいる。

- ・一方で、政策チェックアップにおける業績指標の目標値を達成するためには、一層の景観計画策定の促進を図る必要がある。また、届出・勧告制度のより円滑な運用やその根拠となる景観形成基準のより効果的な設定・運用が課題となっている他、有識者等からは、地方公共団体の区域を超えた広域的な景観形成の取り組みの必要性が指摘されている。

○景観法制度の制定等によって、景観に関する国民の理解が深まり、国民による良好な景観形成の取り組みが広がっている。(評価の視点(3)(4))

- ・10年前と比べ、国民の景観に対する意識は高まっていることに加え、景観形成のための活動への参加機会は増えており、国民による良好な景観形成の取り組みの範囲が広がっている。

○景観法制定等により、景観形成の取り組みが促進され、良好な景観が形成されている一方で、住宅地、駅前や商店街等の景観は悪化したとの評価も目立つ。(評価の視点(5)(6))

- ・景観法の制定によって、全国の約1/4の地方公共団体における景観形成の取り組み(自主的取り組みを含む)が促進しており、その理由として、「法律の良好な景観の整備・保全の義務が明示されたことで、景観形成の取り組みの充実等に対する理解を得やすくなったから」が圧倒的(74.8%)に支持されている。

- ・多くの国民・地方公共団体が、景観が10年前と比べ良くなったと感じている(国民35.2%、地方公共団体35.5%)。

- ・景観計画策定地域においては、景観を阻害する色彩が抑制されたとする地方公共団体の割合が高い(44.7%)。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、良好な景観の保全・創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。

- ・公共空間の景観は良くなった評価が多い一方で、住宅地、駅前や商店街等の景観は良くなったという評価の方が多いものの、他の景観の対象と比べ少なく、国民アンケートでは悪化したという評価も目立った。

- 都市の緑に関し地方公共団体が策定する緑の基本計画については、策定市町村数が着実に増加し、取り組みが着実に進んでいる。(評価の視点(7))
- 都市の緑地の保全については、特別緑地保全地区制度による緑地の保全が着実に進んでいるものの、新たに創設した緑地保全地域制度は未だ導入した地方公共団体がなく、今後制度の周知を行っていく必要がある。(評価の視点(7))
- 都市の緑化の推進については、緑化地域制度及び地区計画等緑化率条例制度により、効果的な緑化が行われ、緑化が進められている。更なる活用の可能性が大きいことから、引き続き制度の普及に努めていく必要がある。(評価の視点(7))
- 緑地の管理については、緑地管理機構制度、管理協定制度による緑地の管理への取り組みが行われているものの、公的負担力の減少等を背景に多様な主体による緑地の管理の重要性が増すことが想定されることから、更なる制度の周知を行っていく必要がある。(評価の視点(7))
- 都市公園については、整備量は着実に増加しており、また地域住民やNPOによる公園施設の設置・管理についても事例が着実に増加している。今後もこれらの取り組みを推進する必要がある。(評価の視点(7))
- 都市における担保性のある緑地の量は、着実に増加し、都市の緑地の保全、緑化の取り組みによる効果が発揮されている。今後も、公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していくことが必要である。(評価の視点(8))
- 地方公共団体アンケートの結果、都市緑地の保全、緑化の推進に関する制度・事業による施策の効果が政令市に偏っている傾向が見られた。今後は大都市以外の地方公共団体に対して、制度の周知を行っていくことが必要である。(評価の視点(9))
- 改正屋外広告物法の活用は着々と進んでおり、屋外広告物の適正化に対する国民の意識が高まっている一方で、違反物件への対応強化、事業者の理解の深化、地方公共団体の体制や屋外広告物に対する意識啓発等の充実が必要となっている。(評価の視点(10)(11))
 - ・屋外広告物条例制定団体数や平成16年の法改正による屋外広告業の登録制度等の諸制度の活用件数は、着実に増加しており、また屋外広告物の適正化に対する国民等の多様な主体の参加機会が着実に広がっている。
 - ・一方で、条例の運用については、未申請物件の多さ、事業者の理解や協力姿勢の欠如、広告物の様態の多様性による判断の難しさ、人員の不足等が課題として示されている。

施策グループ 4

＜⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出＞

- 消波ブロックの除却および干潟の再生について着実な取り組みがなされたか(評価の視点1)

・大綱に記された消波ブロックの除却および干潟の再生については、一部を除き目標年度までに事業が完了しており、特に干潟再生に関しては、有識者、自治体等から構成される第3者委員会において水質や透明度の改善、多様な生物の生息場としての効果等、事業が一定の効果を挙げているとの評価を受けている。以上のことから要綱に記された各施策については着実に目標達成に向けた成果を示しているといえる。

○より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか（評価の視点2）

・高度処理実施率及び合流式下水道改善率、河川・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率については目標達成に向け、着実に成果を示しているものの、湖沼における汚濁負荷削減率については、汚濁物質が蓄積しやすい湖沼においては進捗が伸び悩んでいる状況にある。

このように水質改善の進捗については水域ごとに差異が見られるため、水域の特性に応じた水質改善のための取り組みを進めていく必要がある。

○豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか（評価の視点3）

・清流ルネッサンスⅡの計画策定河川における環境基準の満足率については順調に推移しており、河川管理者や下水道管理者の連携により水環境の改善が促進されている。また港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率についても目標達成に向け順調に上昇しており、水辺空間の景観向上のため着実な取り組みがなされている。以上のことから水辺・海辺空間の再生に向け、各施策が一定の成果を示しているといえる。

○親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか、地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか（評価の視点4）

・都市空間形成河川整備率については平成24年度目標をすでに達成しており、河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す取り組みが順調に進んでいる。一方、かわまちづくり整備自治体数については進捗が思わしくないため、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための支援制度のより一層の普及促進に向け取り組んでいく必要がある。

施策グループ 5

<⑧ 電線類地中化の推進>

○無電柱化推進のための基本方針の策定等について、着実な取り組みがなされてきた。

・関係省庁、関係事業者と連携を図りながら、無電柱化の対象（道路や地域）、進め方（整備手法や推進体制）、費用負担などについて取りまとめた「無電柱化推進計画」及び「無電柱化に係るガイドライン」をそれぞれ平成16

年度、平成 21 年度に策定。

- ・道路管理者、電線管理者等からなる「地方ブロック無電柱化協議会」を大綱策定以降全国で 79 回開催し（平成 23 年 12 月末日現在）、上記計画及びガイドラインに沿って実施個所の選定等を関係省庁、関係事業者と調整。

○市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上しているが、架空線と比較して費用が高いこと等への対応が必要。

- ・平成 15 年度の 9%から平成 22 年度には 14%に向上。
- ・しかし、事業を実施する地方公共団体の財政事情が厳しいといわれる中、電線共同溝の整備は電柱・電線による架空線と比較して費用が高いこと、工期が長期間要すること等、その推進にあたっての課題は多いというのが現状。

施策グループ 6

<⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討>・

<⑩ 多様な担い手の育成と参画推進>

○地域住民やNPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討や多様な担い手の育成と参画推進が着実に行われている。（評価の視点（1））

- ・地域の景観の保全、改善を図るため、地域住民やNPOが公共施設の管理に参画することができる制度的枠組みの検討が着実に進んでいる。
- ・地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等が、多様な担い手として、美しい国づくりのための活動に参画することが促進されるよう、意識や技術を高める取り組みや活動拠点の確保等の取り組みが着実に行われている。

○地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理などの取り組みがなされており、地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が着実に進んでいる。（評価の視点（2））

○多様な担い手の意識や技術を高めるための取り組みや、活動拠点や活動環境の提供により、多様な担い手の育成と参画が着実に進んでいる。（評価の視点（3）（4））

- ・多様な担い手の意識や技術を高めるための研修や学習が多く参加者を得て実施されるとともに、表彰制度等の実施により、多数の優良事例の蓄積及び周知がなされているが、景観に関する人材育成の推進が課題として挙げられている。
- ・多様な担い手に対する活動拠点や活動環境の提供が着実に進んでいる。

○国民の良好な景観形成にかかる活動への参加は着実に進んでいるが、活動に参加していない国民も多いことから、より一層の参加の促進が課題となっている。（評価の視点（5））

- ・良好な景観形成にかかる活動への国民の参加の機会は、10年前と比べて着実に増えている（46.3%）。しかし、活動に参加していないとの回答も多い（66.7%）ことから、より一層参加を促進することが課題である。
- ・良好な景観形成に係る活動の参加への国民の参加意欲や関心は高い。

(78.6%)

施策グループ 7

<⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進>

○市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況は、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取り組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、平成 20 年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。(評価の視点(1))

○住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数)は、直近の平成 20 年の実績値によれば、平成 15 年の 30 年から 27 年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。住宅の利活用期間(②住宅の減失率)は、平成 15 年の 8.0%から 6.9%となり、目標の達成に向けたトレンドを上回っている。このような進捗状況を踏まえ、良質なストックの形成の促進に向けて、今後取り組んでいく必要がある。(評価の視点(2))

○リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合は、着実に進捗しているものの、諸外国と比較すると依然低水準である。リフォームに対する消費者の不安の解消に向けて、今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進していく必要がある。

また、適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合は、概ね順調に進捗しているが、完成年次が古いほど 25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合は低くなっている。今後急増する老朽マンションの改修・建替えの促進やマンションストックの適正な管理の促進に向け、今後取り組んでいく必要がある。(評価の視点(3))

○既存住宅の流通シェアは過去の実績値のトレンドを延長すると、目標を達成できていない可能性がある。このような進捗状況を踏まえ、既存住宅の購入に当たっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、今後取り組んでいく必要がある。(評価の視点(4))

○取引価格情報を提供するホームページに関する指標は、平成 22 年度実績値において平成 23 年度までの目標値を既に達成している。今後は引き続き、情報提供のあり方の改善等に努めることにより、より一層効率的かつ効果的な事業となるよう取り組みを推進することとしている。(評価の視点(5))

施策グループ 8

<⑫ 地域景観の点検促進>

○地域景観の点検を促進する取り組みは着実に行われているが、地域景観の点検結果の効率的かつ効果的な事業への反映が課題となっている。

・ 厳しい財政状況を踏まえ、点検結果の実施結果が改善に至るまで期間を要

している。

- ・国としての支援メニューが限られている中で、効率的に成果を得ることが課題となっている。
- ・景観の点検への地域の取り組み意欲の向上や、取り組みを持続するための仕組みの構築が課題となっている。

施策グループ 9

<⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築>・<⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開>

○保全すべき景観資源データベースの構築及び各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開について、着実な取り組みがなされている。(評価の視点(1))

- ・美しい国づくりのための事例、景観資源データベース、基礎情報等のコンテンツが掲載された景観ポータルサイトが、平成15年度に大綱が策定されるのと同時に開設され、順次内容の拡充が行われた。

○閲覧状況については、アクセス数が少なく、景観ポータルサイトトップページから景観まちづくりホームページへの移動が多いなど、掲載コンテンツが有効に活用されていない。(評価の視点(2))

○地方公共団体アンケートにおいて、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」とする回答が多いが、景観形成に取り組む景観行政団体においては、必要な場面で閲覧されている。(評価の視点(2))

- ・国民アンケート、地方公共団体アンケートにおいては、閲覧したことがないという主旨の回答が多い。
- ・景観計画策定済の団体は、閲覧経験があるという主旨の回答が他の団体より多くなっていること、景観計画の策定予定がある景観行政団体においては、その目的場面として「景観に関する一般的情報の収集のため」という回答が他の団体と同じように最も多い一方で、それに次いで多い「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」という回答の比率が他の団体と比べ一際高くなっている。

○地方公共団体アンケートにおいて、内容の充実を求める回答の割合が高く、閲覧したことがあるコンテンツとして、「景観関連施策と事例紹介」の回答の割合が高くなっていることから、これらの情報に対するニーズが高い。(評価の視点(2))

施策グループ 10

<⑮ 技術開発>

○各技術群において技術開発が着実に進められている。(評価の視点(1))

- ・技術群「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」として、1件の技術開発が実施された。
- ・技術群「②GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレー

	<p>ションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」として、3件の技術開発が実施された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術群「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」として、8件の技術開発が実施され、2件の技術開発が実施中である。 <p>○実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではないが、各技術群ともに以下に示す事例のとおり一部の技術開発については既に良好な景観形成に向けた各種取り組みにおいて活用されているものもある。（評価の視点（2））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術群「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の技術開発成果により基準や指針類（例えば「公営住宅等長寿命化計画策定指針」）が策定され、各種施策が推進されている。 ・技術群「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の技術開発成果によりデータベース（国土変遷アーカイブ）が整備され、これを活用して都市緑地法に基づく基本計画が作成されるなど、大綱に示された施策の推進につながっている。 ・技術群「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の技術開発成果により横浜市みなとみらい21中央地区において干潟が造成され、美しい自然環境が創出されるなど、良好な景観形成に資する取り組みが推進されている。
<p>政策への 反映の方向</p>	<p>施策グループ 1</p> <p><① 事業における景観形成の原則化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観形成の原則化のための基準等への反映及び事業実施についての取り組みや進捗状況の把握の継続 ○中小規模の市町村を中心とした地方公共団体に対する、景観配慮の取り組みや事業における景観要素が位置付けられた技術基準等の周知等による景観形成の原則化の促進 <p>施策グループ 2</p> <p><② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立>・<③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観アセスメント（景観評価）システムの確立、ガイドライン策定については、着実に公共事業に広く浸透してきた事前評価に加え、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ね、構想段階から維持管理段階までの一貫性の担保にも着目しつつ適切な運用が図られるよう努める。 ○昼間障害標識・航空障害灯の設置基準緩和については、景観にも配慮した物件設置が着実に進み、良好な景観形成に一定の効果을あげているといえ、今後も動向に注意しながら適切に運用。

施策グループ 3

<④景観に関する基本法制の制定>・<⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実>・
<⑦屋外広告物制度の充実等>

- 良好な景観形成の効果をより精緻に把握する方策や市町村の意識啓発を図り積極的な景観形成の取り組みを促進する方策の検討・周知
- 広域的な景観の保全・創出に向けた効果的な広域景観形成のあり方等の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集及び地方公共団体への周知
- 国民、事業者を含む多様な主体による景観形成の取り組みの更なる増加やその継続に向けた意識啓発や教育・人材育成の充実と、その一環として、都市の景観に関係の深い文化政策との効果的な連携強化を図る
- 住宅地、商業地等の市街地等必ずしも特徴的景観を有しない地域における景観創出を含め、地域特性に応じた個性豊かな景観形成への取り組みが一層促進されるよう、景観形成基準等の設定とその効果的な運用のあり方の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集、顕彰等及び地方公共団体や景観に関するまちづくり団体への周知の継続的实施・充実
- 景観形成に取り組む意向のある市町村の円滑な取り組みの促進や景観に関わる職員の専門性の向上等を図るため、景観法に基づく制度や自主的な取り組みとの効果的な連携等の先進的な取り組みや成果事例の収集・周知、景観計画行政団体等の間における情報交換を円滑にするための支援
- 地方公共団体が、目標像にむかって、より積極的かつ円滑に景観形成に取り組めるよう、景観法及び屋外広告物法等の運用や制度について、逐次、必要な改善を積み重ねる
- 多様で複雑な制度体系を有する都市緑地法の各種制度について、国の担当者による現地での説明会の実施等、既存制度の一層の活用のための普及啓発や関係部局との連携
- 民有地における緑地の保全を推進するため、特別緑地保全地区制度等の更なる活用を図るとともに、樹木1本1本に対しても更なる保全を実施するため、景観法に基づく景観重要樹木の活用や新たな制度の創設等について検討
- 民有地における緑化を推進するため、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の推進と課題への対応
- 都市公園等の社会的要請に応じた整備、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理の推進
- 緑地管理機構制度や管理協定制制度等の都市緑地法における管理に関する制度の更なる活用促進や地方公共団体の取り組みを参考としたあり方の検討、地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理のような新しい主体によるマネジメントシステムの構築等を通じた公園緑地の質の向上
- 屋外広告物の適正化の取り組みが促進されるよう、屋外広告物に関わる公共団体や事業者に対する意識啓発を図るとともに、事業者等に対する効果的な制度周知方策のあり方、許可制度や違反広告物への措置の効果的な運用のあ

り方の検討や成果事例の収集・周知及び様々な形態の広告物への対応等の最新の情勢に関する地方公共団体間における情報交換を円滑にするための支援

施策グループ 4

＜⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出＞

○重点的な取り組みの実施

i-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

今後も社会資本整備総合交付金をもって、継続的に事業が進められ、消波ブロックの除去が完了する予定。

i-b. 干潟の再生

環境影響などについても十分に検討した上で、引き続き干潟の再生を推進していく。

○より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

ii. 高度処理の推進

・引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく。

iii. 合流式下水道の改善

・引き続き新技術の導入や各種支援制度の活用を推進するとともに、対策が遅れている自治体に対し、技術的助言を行っていくこととしている。

iv. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

・より地域の実情に即した下水道整備及び河川・湖沼の水質浄化を推進していく。

○豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

v. 水循環に係る総合的な計画の進捗

引き続き、清流ルネッサンス対象河川において、計画に基づく施策の推進に努めていく。

vi. 放置艇等景観阻害要因の除去

港湾においては、放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を引き続き推進する。また、港湾、河川、漁港といった水域別に限定することなく、各水域管理者及び関係者と連携・協力して、放置艇対策を推進する。

○親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

vii. 新たな水辺・海辺空間の創出

・沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。

viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

・沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進していく。

施策グループ 5

<⑧ 電線類地中化の推進>

○コスト縮減方策の検討を行うと同時に、地域住民や電力事業者・通信事業者の協力を得ながら、同時整備（道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備）や軒下・裏配線等のコスト縮減のための無電柱化手法を積極的に活用しつつ、無電柱化を推進。

施策グループ 6

<⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討>・

<⑩ 多様な担い手の育成と参画推進>

○地域住民やNPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討や多様な担い手の育成と参画推進の取り組みの継続

○公共施設の管理への地域住民、NPOの参画がより一層促進され、地域特性に合わせた景観形成が促進されるよう取り組みを継続するとともに、人材育成についても取組を充実させることが必要

○良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大及び活動に関する情報の国民への周知

施策グループ 7

<⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進>

○評価結果を踏まえ、住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、引き続き、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

施策グループ 8

<⑫ 地域景観の点検促進>

○地域景観の点検を促進する取り組みを継続するとともに、点検結果を効率的かつ効果的に事業に反映させるため、効果の高い事業に重点化を図り改善を

	<p>推進していくとともに、景観改善の成功事例を収集し、周知。</p> <p>○既存の法令に基づく、良好な景観の形成のための協議の枠組みの活用による点検の持続性の確保。</p> <p>施策グループ 9</p> <p><⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築>・<⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開></p> <p>○景観に関する情報が一元的に得られるよう、景観ポータルサイトと景観まちづくりホームページの内容及び役割分担の整理を行うとともに、相互のリンクを充実する等の改善を図る。</p> <p>○景観に関する情報提供を行う関連部署間の連携により、先進事例をはじめとする景観形成の取り組み状況や事例、顕彰など、国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理を行うことによって、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる。</p> <p>施策グループ 10</p> <p><⑮ 技術開発></p> <p>○着実に技術開発が実施されており、また、その成果には実際の良好な景観形成の取り組みに活用されているものもみられることから、本施策が美しい国づくり（良好な景観形成）に対して一定の効果をあげているといえる。</p> <p>一方、実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではないことから、今後の各技術群の技術開発成果の活用状況にも留意しながら、大綱に基づき推進される取り組みの前提となる条件整備の動向を踏まえ、必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映するものとする。</p>
<p>第三者の知見の活用</p>	<p>評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事録及び配布資料は国土交通省ホームページに掲載）するとともに、国土交通省政策評価会委員である村木美貴千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻准教授に個別にご指導いただいた。</p> <p>さらに、以下の景観分野の有識者から意見を聴取した。</p> <p>青山俊樹 元国土交通省事務次官 篠原修 東京大学名誉教授 西村幸夫 東京大学副学長、東京大学先端科学技術研究センター教授</p> <p>また、例えば、施策④、⑤、⑦については北村喜宣上智大学法学部教授、小浦久子大阪大学大学院工学研究科准教授、進士五十八東京農業大学名誉教授から意見を聴取するなど、各具体的施策においても適宜、第三者の知見を活用した。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 22 年度～平成 23 年度</p>

目次

第1章 評価の目的・必要性、実施時期

第2章 対象政策「美しい国づくり政策大綱」について

第3章 15の具体的施策ごとのレビュー

第1節 ①事業における景観形成の原則化

- 3.1.1 対象政策、政策の目的
- 3.1.2 評価の視点、評価の手法
- 3.1.3 評価の結果、第三者の知見活用
- 3.1.4 政策への反映の方向

第2節 ②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立、③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

- 3.2.1 対象政策、政策の目的
- 3.2.2 評価の視点、評価の手法
- 3.2.3 評価の結果、第三者の知見活用
- 3.2.4 政策への反映の方向

第3節 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実等

- 3.3.1 対象政策、政策の目的
- 3.3.2 評価の視点、評価の手法
- 3.3.3 評価の結果、第三者の知見活用
- 3.3.4 政策への反映の方向

第4節 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

- 3.4.1 対象政策、政策の目的
- 3.4.2 評価の視点、評価の手法
- 3.4.3 評価の結果、第三者の知見活用
- 3.4.4 政策への反映の方向

第5節 ⑧電線類地中化の推進

- 3.5.1 対象政策、政策の目的
- 3.5.2 評価の視点、評価の手法
- 3.5.3 評価の結果
- 3.5.4 政策への反映の方向

第6節 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、⑩多様な担い手の育成と参画推進

- 3.6.1 対象政策、政策の目的
- 3.6.2 評価の視点、評価の手法
- 3.6.3 評価の結果、第三者の知見活用

- 3.6.4 政策への反映の方向
- 第7節 ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進
 - 3.7.1 対象政策、政策の目的
 - 3.7.2 評価の視点、評価の手法
 - 3.7.3 評価の結果等
 - 3.7.4 政策への反映の方向等
- 第8節 ⑫地域景観の点検促進
 - 3.8.1 対象政策、政策の目的
 - 3.8.2 評価の視点、評価の手法
 - 3.8.3 評価の結果、第三者の知見活用
 - 3.8.4 政策への反映の方向
- 第9節 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築、⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
 - 3.9.1 対象政策、政策の目的
 - 3.9.2 評価の視点、評価の手法
 - 3.9.3 評価の結果
 - 3.9.4 政策への反映の方向
- 第10節 ⑮技術開発
 - 3.10.1 対象政策、政策の目的
 - 3.10.2 評価の視点、評価の手法
 - 3.10.3 評価の結果、第三者の知見活用
 - 3.10.4 政策への反映の方向

第4章 まとめ

- 参考資料1 評価書まとめ
- 参考資料2 「美しい国づくり政策大綱」フォローアップ（H23年度版）
- 参考資料3 「美しい国づくり政策大綱」（本文）
- 参考資料4 「美しい国づくり政策大綱」政策レビュー とりまとめ課の担当施策

第1章 評価の目的・必要性、実施時期

1-1 評価の目的、必要性等

国土交通省は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を取りまとめた。

同大綱においては、具体的なアクションを念頭に置いて、特に実効性確保を主眼においた15の具体的施策を示している。

この大綱を踏まえ、本年度まで約8年の間、国土交通省は、様々なアクションを実施し、継続的に良好な景観形成のために取り組んできたところである。

平成17年には同大綱に位置付けられた新たに組み込む具体的施策の進捗状況について、取りまとめたフォローアップを実施している。

景観形成の取り組みは、継続的な実施と効果発現まで一定の期間を要することから長期的な視点による効果分析が求められるという特性を有する。今年度は、「美しい国づくり政策大綱」の取りまとめから、おおよそ10年が経過することとなるが、これら国土交通省自身の取り組みのみならず、国土交通省が実施した取り組みを活用した地方公共団体の取り組みの実施など様々な施策の効果が徐々に現れてきているところである。

また、この間に、我が国は、人口減少時代に突入し、少子超高齢社会が急速に進展するとともに、それらが生産力の低下を招き、これに伴って我が国の経済社会の投資余力が更に低下し、一層財政的制約が高まるなど、大綱取りまとめ当時と比べ、社会経済情勢が異なっている。

このため、現段階において、同大綱に基づくそれらの取り組みの実施状況と成果を整理し、政策評価を行い、その評価結果について、前述のような社会経済状況の変化も踏まえつつ、今後の政策に適切に反映することにより、良好な景観の形成の一層効果的な推進を図っていくことを目的とする。

評価の実施にあたっては、以下の手法により評価を実施する。

- ① 数値目標等の達成状況の把握
- ② 社会資本整備重点計画や政策チェックアップの関連指標、関連する既存データ、国民や地方公共団体に対するアンケート調査結果等を活用して評価・分析
- ③ 効果や課題について、各地域における具体的な取り組み事例を活用し、評価・分析
- ④ 第三者の知見の活用（景観分野の有識者からの意見聴取）

1-2 実施時期

平成22～23年度

第2章 対象政策「美しい国づくり政策大綱」について

国土交通省は、以下のような背景・課題認識を持って、「美しい国づくり政策大綱」の取りまとめを行った。

「国土交通省及びその前身である運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、交通政策、社会資本整備、国土政策等を担当し、この経済発展の基盤づくりに邁進してきた。

その結果、社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？。(中略)

美しさは心のあり様とも深く結びついている。私達は、社会資本の整備を目的でなく手段であることをはっきり認識していたか？、量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？、等々率直に自らを省みる必要がある。(中略)

国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにした。

このため、本年（平成15年）1月から省内に「^{うま}美し国づくり委員会」を組織し、延べ11回にのぼる議論を積み重ねてきた。課題は多々あるが、「美しさ」に絞って、それも具体的なアクションを念頭に置きながら、この政策大綱をまとめた。

これを契機に、美しい国づくり・地域づくりについて、国民一人一人の広範な議論、具体的取り組みへの参画が促進されることを期待する次第である。」

(出典：「美しい国づくり政策大綱」前文抜粋、一部加筆)

「美しい国づくり政策大綱」では、まず、「Ⅰ. 現状に対する認識と課題」として、我が国の景観・風景の現状、これまでの取り組み、景観形成の取り組みを取り巻く情勢を整理している。具体的には、我が国は水と緑豊かな美しい自然景観・風景に恵まれ、その美しさは海外からも高い評価を得ていること、また、各地に残された地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等の保全や復元の取り組みが見られる一方で、まちづくりにおいて、経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られること、また、公共的空間での国民のモラルを問われる事例が見られることを指摘している。さらに、これまでも良好な景観・風景を守り、つくり出すための様々な努力がなされてきた一方で、良好な景観形成に対する関心が一層高まる中、紛争の発生や地方公共団体による自主条例の制定や住民参加の進捗等様々な動きが見られることを指摘している。

この現状認識と課題を踏まえ、「Ⅱ. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」として、図表2-1に示すように、取り組みの基本姿勢、地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方、各主体の役割と連携、各主体の取り組みの前提となる条件整備を提示し、景観形成の取り組みにあたって共通に必要なと考えられる基本的な考え方を整理している。

その上で、「Ⅲ. 美しい国づくりのための施策展開」として、国土交通省は、美しい国づくりに向け、「Ⅱ. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体に

よるこれまでの取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼においた 15 の具体的施策を具体的に展開していくこととしている。

また、短期間で重点的・集中的に取り組むべき事業については、目に見える成果を上げるためアクションプログラムとして事業ごとに一定年限内に達成すべき目標を具体的な数値目標等で示している。

本大綱は国土交通省における景観行政全般を網羅する初めての綱目となり、これをベースとして、景観法をはじめとするいわゆる景観緑三法の制定等（図表 2-1④⑤⑦）や景観アセスメント（景観評価）システムの確立（同②）、公共事業について良好な景観形成を図るための景観形成ガイドラインの策定（同③）等の国土交通省における景観行政の基幹的枠組みの構築に大きな役割を果たしている。

第 3 章以降の評価の実施にあたっては、この 15 の具体的施策ごとに、取り組みの実施状況やその成果についての評価を行った上で、第 4 章まとめにおいて、それらの評価結果の他、「美しい国づくり政策大綱」や景観に関する意識調査、有識者の意見を整理し、総括を行うこととする。

■ コラム：「美しい国づくり大綱」の取りまとめ経緯

（(財)日航財団ホームページより）

景観対談・その 2（景観法とは）

青山俊樹水資源機構理事長（元国土交通省事務次官）

近藤 晃日航財団理事長



近藤：（前略）景観法生みの親と言われている青山さんから、景観法を中心にして景観につき色々伺いたい。今日はこういう趣旨です。まず景観法をつくらうということになったきっかけというか、青山さんにとっての原点ですね、この辺のお話を伺いたいと思うのですが。

（中略）

近藤：東北局長時代の体験が青山さんの原点なのですね。人間、大きな仕事を進めるのには、原点となる感動がなければいけないと思うのですが、青山さんのその原点が立法作業にどのようにつながってきたのですか。

青山：国土交通省としてのテーマで「美しい国土づくり」を取り上げた、ということから始まるのだと思うのです。

近藤：それは、次官の提案で。

青山：そうです。事務次官（在任期間：平成 14 年 7 月～15 年 7 月）になってちょうど半年位経った 1 月、最初の記者会見の時に、「今年の抱負は」という質問がありました。私は前から東北時代の思いも引きずって、美しい国土づくりをしたいと思っていましたから、率直にその話をしたのです。その記者会見の議事録を読んで、省内の何人かの人が「次官、是非これをやりましょう。私たちがやりたいのです」ということを局長クラスの人たちも、若手クラスも言ってくれたのです。「よっしゃ。それじゃ、やろう」と…。それで省内に「美（うま）し国づくり検討委員会」をつくったのです。確か 11 回議論しました。国土交通省というのは関係 4 省庁の集まった組織ですが、組織としてある共通目標を持つということが、一番大切なことだと思います。この共通目標として“美しさ”がテーマになって、それに対してみんなが熱気に満ちた議論をしてくれて、非常にうれしく思いました。

近藤：それは心強い話ですね。

青山：美しさというテーマに向けてみんなが、それも事務次官以下の幹部が、若い人も含めて議論することで省内が一つにまとまったという実感を持ちました。このプロセスの中から、「美しい国づくり政策大綱」ができたのです。これがまさに今回の「景観法」「緑関連三法」の母体となっているのです。

（後略）

出典：(財)日航財団ホームページ インタビュー 3 青山俊樹氏「景観法とは」（2004 年 11 月）より
抜粋（<http://www.jal-foundation.or.jp/013inter/003interao/013inter003interao.html>）

I. 現状に対する認識と課題

II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

○取り組みの基本姿勢

- ・地域の個性重視
- ・美しさの内部目的化
- ・良好な景観を守るための先行的、明示的な措置
- ・持続的な取り組み
- ・市場機能の積極的な活用
- ・良質なものを長く使う姿勢と環境整備

○地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

- ・美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

○各主体の役割と連携

- ・住民、NPOの参画と主体的取り組み
- ・地方公共団体、特に市町村の重要な役割
- ・国の役割
- ・企業の市場における役割
- ・専門家の活用
- ・施策連携、機関連携、協調

○各主体の取り組みの前提となる条件整備

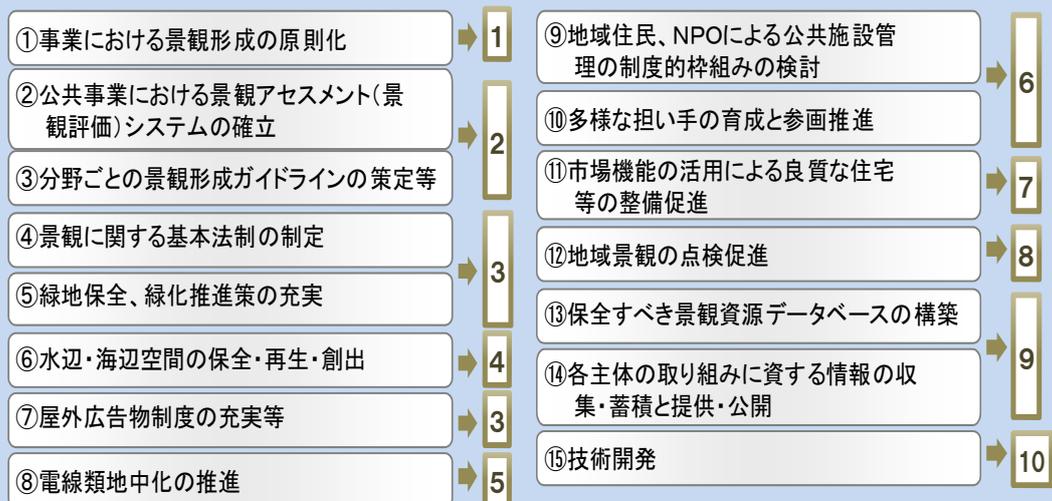
- ・人材育成
- ・情報提供等
- ・技術開発

III. 美しい国づくりのための施策展開

「II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体による取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼においた、下記の施策を具体的に展開していく。

15の具体的施策

政策レビューの実施にあたっては1～10の施策グループに整理



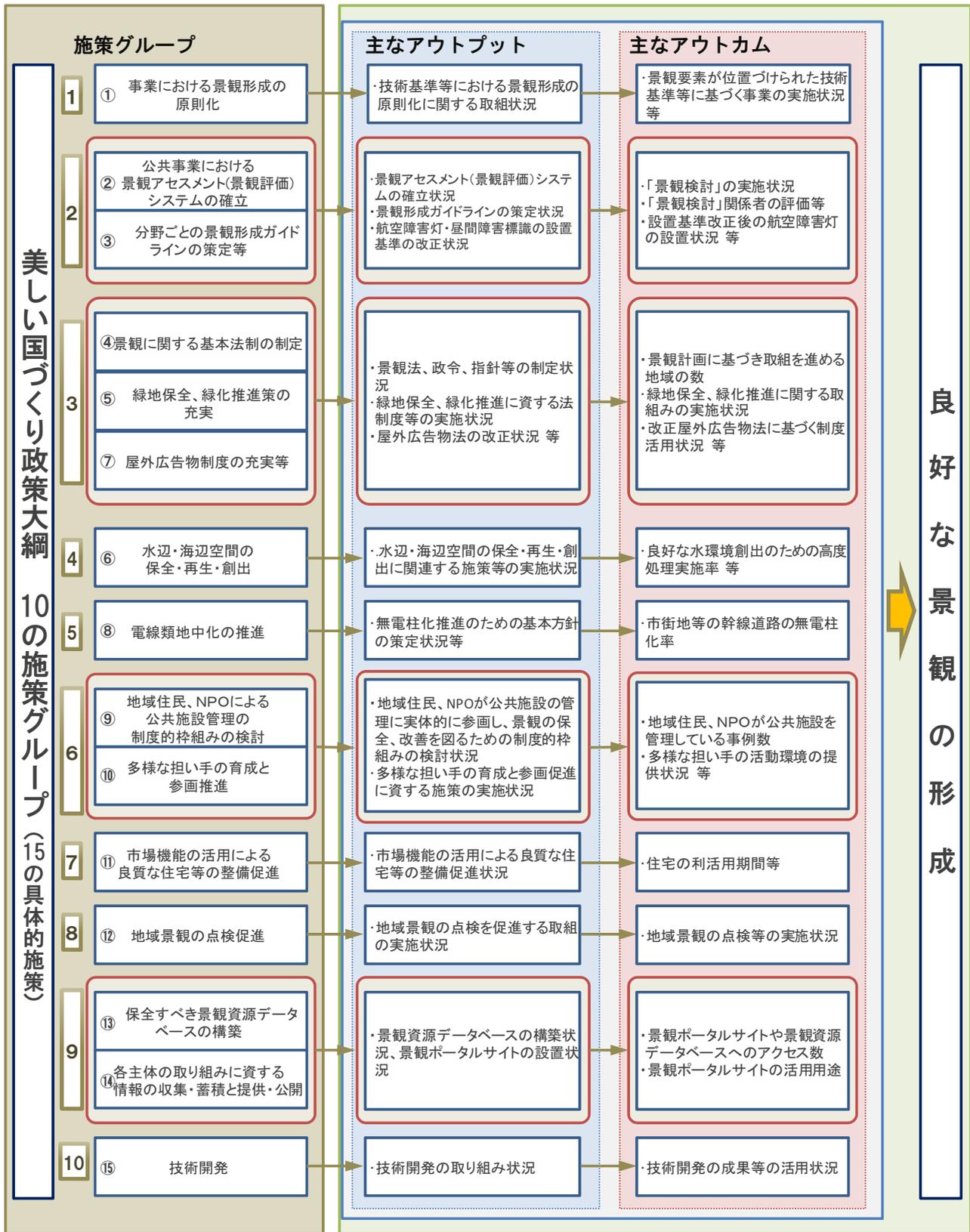
図表 2-1 美しい国づくり政策大綱の構成

第3章 15の具体的施策ごとのレビュー

本章では、15の具体的施策について、下記のようにグループ化し評価結果を取りまとめた。

- 第1節 ①事業における景観形成の原則化
- 第2節 ②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立、③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等
- 第3節 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実等
- 第4節 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出
- 第5節 ⑧電線類地中化の推進
- 第6節 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、⑩多様な担い手の育成と参画推進
- 第7節 ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進
- 第8節 ⑫地域景観の点検促進
- 第9節 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築、⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
- 第10節 ⑮技術開発

また、各施策の評価にあたり、国民の意見の把握のため、国土交通行政インターネットモニター制度を活用した国民に対するアンケート（以下、国民アンケートという）を実施した。また地方公共団体の意見の把握のため、地方公共団体に対するアンケート（以下、地方公共団体アンケートという）を実施した。



図表 3-0-1 「美しい国づくり政策大綱」政策レビューの対象施策と評価の流れ

第 1 節 ①事業における景観形成の原則化

3.1.1 対象政策、政策の目的

(1) ①事業における景観形成の原則化

①事業における景観形成の原則化

景観形成に寄与する要素を事業実施の際にグレードアップ的に実施するのではなく、必要な技術開発や現場での試行を経て可能となったものは、原則として実施すべき要素とするための措置を講じる。

具体的には、技術基準や事業採択基準で景観の要素を明確に位置付けることや特別なモデル事業でのみ認められていたグレードアップを一般の事業で実施可能とすることを進めていく。

(例)

- 雨天時に下水中のごみ等が河川や海等へ流出しないよう貯留施設の整備等により合流式下水道を改善【平成 16 年度に制度化】
- 道路防護柵の景観への配慮を原則化【ガイドラインを平成 15 年度に作成】
- 道路標識柱について景観に配慮した色彩を採用【平成 16 年度に対応】
- 土地区画整理事業でモデル的に認められていた高い質の公共施設に対する補助を一般化【平成 15 年度に対応】

原則化とあわせ、以下のような重点的な取り組みを行う。

- 都市の顔となるような地区、国立公園等自然景観に配慮する必要がある地区及び歴史的・伝統的な景観が保存されている地区計 17 地区において、道路防護柵を景観に配慮したものとするとともに、木製防護柵（歩行者自転車用）を 31 箇所を整備する。【平成 15 年度中に実施】
- 36 箇所以上の灯台への配電線を撤去する。【平成 19 年度までに実施】

3.1.2 評価の視点、評価の手法

評価の視点としては、①着実な取り組みがなされたか、②事業を通じて良好な景観が形成されたかの 2 項目とし、評価指標は、①については、それぞれ技術基準等における景観形成の原則化に関する取り組み状況、②については、景観要素が位置付けられた技術基準等に基づく事業の実施状況及び地方公共団体における景観形成の原則化に関する実施状況とした。

技術基準等における景観形成の原則化に関する取り組み状況の評価は、景観形成に寄与する要素の技術基準等への位置付け状況や、質の高い整備水準に基づく事業の一般化の状況について調査することにより行った。

次に、景観要素が位置付けられた技術基準等に基づく事業の実施状況の評価は、景観

形成に寄与する要素を位置付けた技術基準等に基づく事業や、質の高い整備水準に基づく事業の実施状況を調査することにより行った。また、地方公共団体における景観形成の原則化に関する実施状況の評価は、地方公共団体にアンケートを実施することにより行った。

評価の視点・評価指標及び評価方法をまとめると表 1-I のとおりになる。

表 1-I 「事業における景観形成の原則化」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	(1) 着実な取り組みがなされたか	技術基準等における景観形成の原則化に関する取り組み状況	景観形成に寄与する要素の技術基準等への位置付け状況や、質の高い整備水準に基づく事業の一般化の状況について調査
II	(2) 事業を通じて良好な景観が形成されたか	景観要素が位置付けられた技術基準等に基づく事業の実施状況	景観形成に寄与する要素を位置付けた技術基準等に基づく事業や、質の高い整備水準に基づく事業の実施状況
		地方公共団体における事業実施にあたっての景観形成の原則化に関する実施状況	地方公共団体へアンケート調査を行い、地方公共団体における景観形成の原則化に関する実施状況を調査

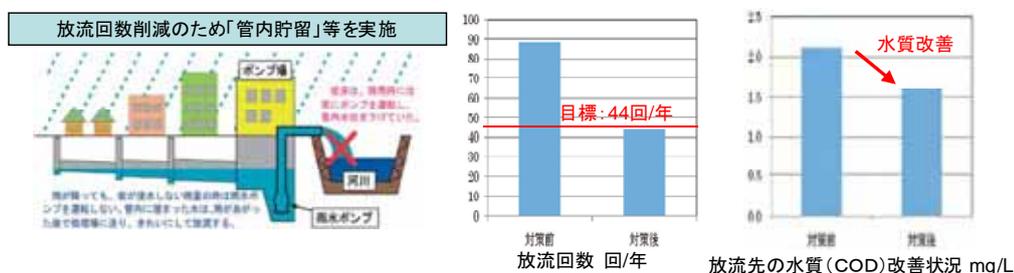
3.1.3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 施策の実施状況

I. 景観形成に寄与する要素の技術基準等への位置付けや、質の高い整備水準に基づく事業の一般化が行われており、事業における景観形成の原則化の取り組みが着実に進められている。主な取り組み事例とその実績数等は以下のとおりである。

○雨天時における下水中のごみ等の河川や海等への流出防止並びに処理水質の向上のため、合流式下水道の有すべき構造や高度処理を下水道法施行令で位置付け（平成15年9月25日告示。平成16年4月1日施行）。

上記の取り組み等により、合流式下水道改善率が21%（平成18年時点）から36%（平成21年時点）に上昇。下水道の高度処理実施率については、25%（平成19年時点）から29%（平成21年時点）に上昇。



図表3-1-1 合流式下水道対策事業の効果（福岡県大牟田市）

○道路防護柵について、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を決定し、道路管理者に参考配布（平成16年3月）。

また、景観に配慮した道路防護柵について現地状況や地元協議等により設置を見合わせた箇所を除き、15地区で整備。木製防護柵（歩行者自転車用）については平成21年度までに全国62箇所を整備。



図表3-1-2 景観に配慮した道路防護柵の整備（福島県猪苗代町）

○平成 16 年 6 月に設置した「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」において、景観に配慮した道路案内標識のあり方の一つとして、標識柱の色彩について検討し、平成 16 年 12 月にまとめられた提言の中で、「地域景観への調和の観点から変更の必要がある場合には、地域におけるマネジメントをとおして適切な色彩の検討を行う」旨を提言。



実施前

実施後

図表 3-1-3 標識柱の整備事例

○土地区画整理事業において高い質の公共施設に対する補助を一般化し、全ての事業について取り組み状況に応じて個性ある街づくりのための推進のための支援を行う旨の通知を行った（平成 17 年 3 月）。



歩道の透水性平板、ツリーサークル、ベンチ、照明柱等について、質の高い整備を実施

図表 3-1-4 駅前広場の整備（宇都宮駅東地区）（平成 20 年）

○港湾整備事業において、港湾景観形成ガイドラインを策定。（平成 16 年）

○航路標識（灯台）の電源系工事に際して、配電線の解消を図ることを原則化（平成15年度）。灯台における配電線の撤去を平成19年度までに348箇所を実施。

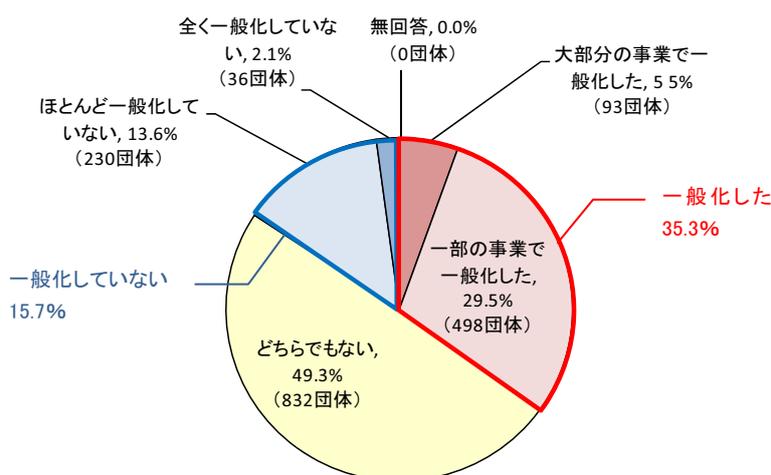


図表3-1-5 灯台の配電線撤去状況（千葉県富津市）

II. 地方公共団体における景観配慮に関する一般化の状況

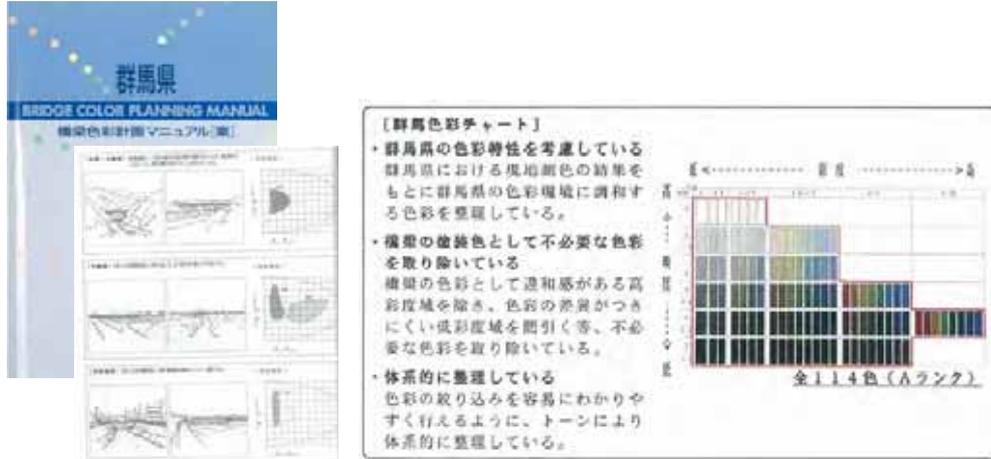
地方公共団体において、公共事業の実施に際し、10年前と比較して景観への配慮が一般化されたか否かを確認するため、アンケート調査を実施した。その結果を図表3-1-8に示す。（ここで、「景観への配慮が一般化された」とは、地方公共団体自ら基準等を策定し、所管する公共事業に適用する場合の他、国や他の地方公共団体で策定した基準等を自らの公共事業に適用する場合を示す。）。

アンケートの結果、約35%の地方公共団体が、10年前と比較して一般化が進んだとの回答があり、一般化の取り組みが着実に浸透している（地方公共団体における取り組み例を下記に示す）。



図表3-1-6 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況

「群馬県橋梁色彩計画マニュアル（案）」 抜粋



「第2章 本色彩計画の特徴」より

(1) 群馬県の色特性を考慮した色彩チャートの活用

本色彩計画では、群馬県全ての鋼橋に対して、次に示すように「群馬色彩チャート」の色彩の中から色彩の絞り込みを行い橋梁の色彩を選定する。

図表 3-1-7 地方公共団体における取り組み例①

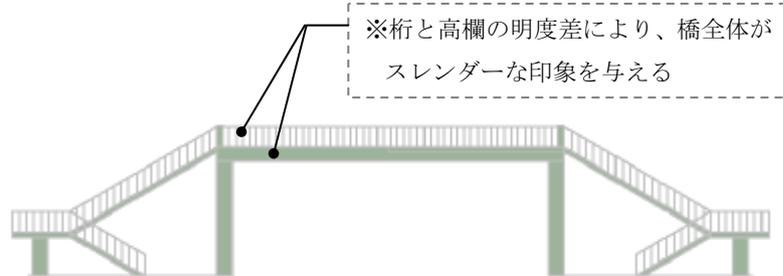
（「群馬県橋梁色彩計画マニュアル（案）」より）

「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」抜粋

（「施設編 5 道路（8）横断歩道橋」より）

（留意事項）

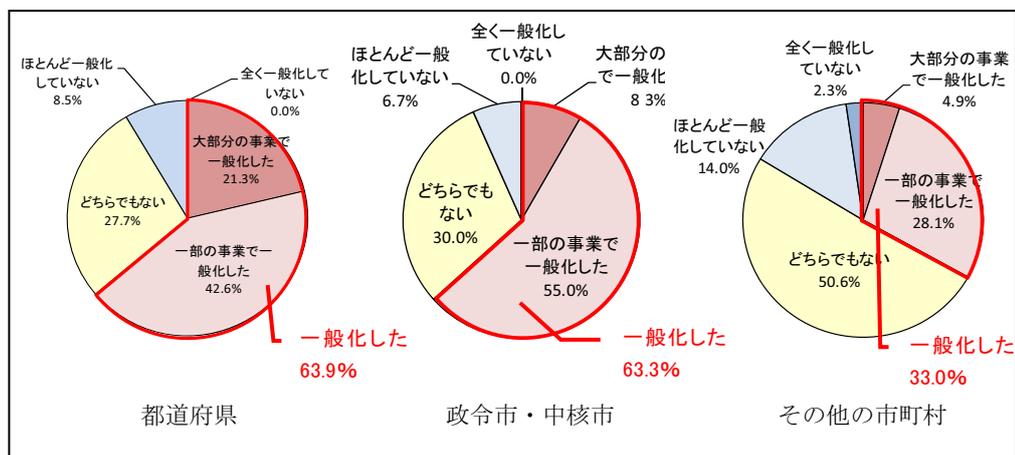
- 柵の高さや透過性に配慮する
 - ・落下物防止柵は歩道橋の見た目のボリューム感に影響を与えるため、最低限の高さとし、極力透過性のあるものを採用する
- 色彩に配慮する
 - ・周辺景観と調和する色の選択に配慮する
- 塗装方法の工夫をする
 - ・塗装面積による圧迫感・存在感の低減を図るため、桁部と高欄部（または窓枠部）を塗り分ける等の配慮を行う



図表 3-1-8 地方公共団体における取り組み例（静岡県）

（「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」（H23 年）より抜粋）

次に、地方公共団体の種類別の集計結果を図表3-1-9に示す。都道府県や大規模市については、10年前と比較して景観への配慮が一般化したとの回答の割合は約6割に上っている一方、その他の市町村では約3割に留まっている。このため、景観への配慮のための取り組みを中小規模の市町村へも普及させていくことが課題となっている。



図表3-1-9 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況
(地方公共団体種類別集計)

(2) 評価結果のまとめ概要

(1) の評価結果をまとめると表1-Ⅱのとおりである。

表1-Ⅱ 「事業における景観形成の原則化」の評価結果のまとめ

評価指標	評価結果
I 技術基準等における景観形成の原則化に関する取り組み状況	<p>以下のとおり、景観への配慮に関する事項の技術基準等への位置付けや、質の高い整備水準に基づく事業の一般化が行われており、事業における景観形成の原則化の取り組みが着実に進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨天時における下水中のごみ等の河川や海等への流出防止並びに処理水質の向上のため、合流式下水道の有すべき構造や高度処理を位置付け(平成15年9月25日告示。平成16年4月1日施行) ・道路防護柵について、『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』を策定(平成16年3月) ・道路標識柱について、『「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」提言』の中で、整備・更新にあたっての景観への配慮の必要性を提言(平成16年12月) ・土地区画整理事業において高い質の公共施設に対する補助を一般化(平成17年3月)

		<ul style="list-style-type: none"> ・港湾整備事業において、港湾景観形成ガイドラインを策定（平成 16 年） ・航路標識（灯台）の電源系工事に際して、配電線の解消を図ることを原則化（平成 15 年度）
II	景観要素が位置付けられた技術基準等に基づく事業の実施状況	<p>以下のとおり、景観形成に寄与する要素を位置付けた技術基準等に基づく事業や、質の高い整備水準に基づく事業が着実に進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道改善率 21%（平成 18 年時点） → 36%（平成 21 年時点） ・下水道の高度処理実施率 25%（平成 19 年時点） → 29%（平成 21 年時点） ・景観に配慮した道路防護柵 15 地区（現地状況や地元協議等により設置見合せ：2 地区） ・木製防護柵 62 箇所（平成 21 年時点） ・土地区画整理事業における高い質の公共施設に対する補助 12 箇所（平成 23 年度時点）
	地方公共団体における事業実施にあたっての景観形成の原則化に関する実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体アンケートの結果、約 35%の地方公共団体が、10 年前と比較して公共事業への景観配慮の一般化の取り組みが進んだと回答しており、一般化の取り組みが着実に浸透している。 ・地方公共団体の種類別の取り組み状況については、都道府県や大規模市においては、10 年前と比較して、景観配慮の取り組みが一般化したとの回答の割合が 6 割を超えており（都道府県の「大部分の事業で一般化した」「一部の事業で一般化した」の合計：63.9%、政令市・中核市の同回答の合計：63.3%、）、進捗が著しいが、中小規模の市町村は約 3 割に留まっている（その他の市町村の「大部分の事業で一般化した」「一部の事業で一般化した」の合計：33.0%）ため、中小規模の市町村への普及が課題となっている。

3.1.4 政策への反映の方向

各事業分野における景観形成の原則化については、景観形成に寄与する要素の技術基準等への位置付けや、質の高い整備水準に基づく事業の一般化の取り組みが着実に実施されるとともに、これらの基準等に基づき事業が着実に実施されている。このため、今後も引き続き現在の取り組みを継続していくとともに、進捗状況を把握していくことが必要である。

次に、地方公共団体アンケートによれば、事業への景観配慮の一般化の取り組みは進捗が見られるものの、中小規模の市町村については、他の地方公共団体と比較して進捗が遅れがみられる。このため、地方公共団体に対して、中小規模の市町村を中心に、事業における景観形成の原則化の意義や景観要素が位置付けられた技術基準等の周知を行うことにより、景観形成の原則化が進むよう取り組んでいくことが必要である。

第2節 ②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立、 ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

3. 2. 1 対象政策、政策の目的

「美しい国づくり政策大綱」に掲げられた15施策のうち、ここでは以下の2施策を対象として評価を行う。

②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立

③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

このうち②においては各事業で実施する景観評価等の手順が確立されているが、その中で③において策定されたガイドラインを参照して景観評価等に取り組むこととされており、両施策は一体として機能しているため、これら評価を一体で行う。

大綱における記述は以下の通りであるが、これらにより公共事業等の実施を美しい国づくり（良好な景観形成）に資するものとするのが本施策の目的となっている。

②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立

事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、計画段階、設計段階など事業の実施前や事業完了後といった事業の各段階において、既存の制度に景観を評価の項目として織り込むことなどにより、事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組みを確立する。【平成15年度に評価システム検討、平成16年度に試行的に導入】

○事前評価

事業の実施主体は、既存の制度と整合を図りつつ、必要に応じて、有識者や住民等から意見を聴取し、事業案に反映

○事後評価

事業の実施主体は、完成後の状況について事前評価結果と比較し、必要に応じ、有識者や住民等の意見を聴取して、事後評価を実施

事後評価結果については、データベースに整理し、今後の景観検討や評価に活用

③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

事業担当各職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごとに策定する。【平成16年度までに策定】

また、高い煙突類の昼間障害標識（赤白交互の塗色）やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制について、景観にも配慮した基準改正を行う。【平成15年度に対応】

3. 2. 2 評価の視点、評価手法

評価の視点は、大綱に示されたシステムやガイドライン等の確立・策定等がなされたかを「Ⅰ 着実に取り組みがなされたか」とし、確立・策定等されたそれらがどのように運用されているかを「Ⅱ 公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか、航空障害灯等の設置削減により良好な景観形成が推進されたか」とする。

「Ⅰ」においては、「②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立」については、後述する「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」（平成19年3月大臣官房技術調査課長、公共事業調査室長通知。以下、「景観検討基本方針」という。）の策定により確立したものであり、その内容、策定までの経緯等を調査することとし、その他については策定・改正の状況を調査する。

「Ⅱ」では、各事業での景観評価等の手順と体制を定めた景観検討基本方針において、景観形成ガイドラインを参照することが手順として定められていることから、「②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立」と「③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」をあわせて評価することとし、景観検討の実施状況に加えて関係者の評価等を含めて評価する。また、航空障害灯等の設置基準の改正については、取り組み状況に加えて物件設置者の評価を含めて評価する。

表2-1 景観アセスシステムの確立、ガイドライン策定等の評価の方法等

評価の視点	評価の指標	評価の方法
Ⅰ 着実な取り組みがなされたか	景観アセスメント（景観評価）システムの確立状況	景観アセスメント（景観評価）システムの確立状況については「景観検討基本方針」の内容、策定までの経緯等を調査し、その他については策定・改正の状況を調査
	景観形成ガイドラインの策定状況	
	航空障害灯・昼間障害標識の設置基準の改正状況	
Ⅱ 公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか、航空障害灯等の設置削減により良好な景観形成が推進されたか	景観アセス・ガイドライン関係	
	「景観検討」の実施状況	各事業での景観アセスメント（景観評価）を含む「景観検討」の実施状況を把握
	景観形成ガイドラインの活用状況	「景観検討」の中での景観形成ガイドラインの取扱を把握
	学識経験者等の意見を踏まえた検討体制構築の実施状況	実施が必須とされていない一般検討事業での実施状況を把握
	景観の予測・評価の実施状況	
	「景観検討」関係者の評価等	「景観検討」に参加した学識経験者や地方公共団体、景観検討を実施した担当職員に対するアンケート等により調査
	航空障害灯等の設置基準関係	
	設置基準改正後の昼間障害標識の設置状況	新基準のもとで設置された物件について、箇所数及び削減数（率）等を調査
設置基準改正後の航空障害灯の設置状況		
物件設置者の評価	物件設置者に対するヒアリングを実施し、取り組みに対する意識調査を実施	

3. 2. 3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 着実に取り組みがなされたか

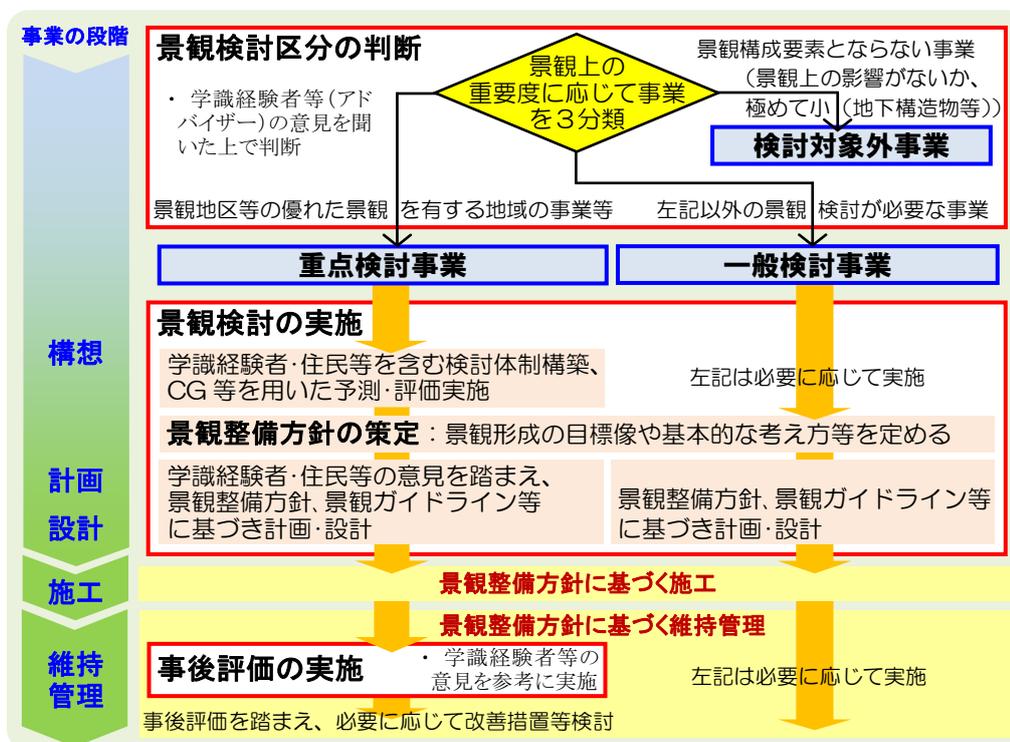
I. 景観アセスメント（景観評価）システムの確立状況

国土交通省所管の公共事業については、大綱において「景観アセスメント（景観評価）」として示された事前評価や事後評価のみならず、施工段階、維持・管理段階における景観保全等も加えた取り組みを「景観検討」とし、その手順と体制を定めた「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を平成19年3月に策定し、事業実施主体である各地方整備局に通知しているところであり、これにより景観アセスメント（景観評価）システムが確立されている。

i. 景観検討の概要

景観検討基本方針では各事業を3つに区分し、事業特性に応じた取り組みを行うしくみとしている。具体的には、地下構造物等の景観上の影響がないか極めて小さいものを「検討対象外事業」とし、それ以外の全ての事業について景観検討に取り組むこととし、景観地区で行う事業などを「重点検討事業」に、その他の事業を「一般検討事業」としてメリハリをつけながら取り組むしくみとしている。

景観検討は構想、計画、設計、施工、維持管理の各段階で取り組むこととしており、「重点検討事業」については、学識経験者等を含めた検討体制構築やCG等を用いた予測評価、事後評価の実施を必須として高度な景観検討を求めている。



図表 3-2-1 景観検討のながれ

ii. 景観検討基本方針策定までの経緯

景観アセスメント（景観評価）システムの確立にあたっては、大綱決定直後においては各事業の景観形成ガイドラインの整備を含めて景観に関する技術的な知見が蓄積されていない等の課題があったことから、まずは一部事業において景観評価を試行し、知見の蓄積を図ることとした。試行段階では、平成 16 年 6 月に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」を策定し、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて直轄事業 44 事業について景観評価を試行的に実施している。

これら 3 年間の試行結果や各事業における景観形成ガイドライン策定等の施策の進展を踏まえて、平成 19 年 3 月に景観検討基本方針を策定し、平成 19 年度より本格運用を開始した。景観検討基本方針は、国土交通本省より公共事業の実施主体である地方整備局に通知されるとともに、地方公共団体をはじめとした関係機関に参考送付し、さらに国土交通省ホームページにおいて広く一般に公表されている。また、景観検討基本方針は、平成 20 年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）」の施行を受けて「重点検討事業」に区分する対象地域を追加するなど、必要に応じて改正し現在に至っている。

iii. 事後評価手引き策定

景観検討基本方針の策定により、事後評価については「重点検討事業」において実施、「一般検討事業」においては必要に応じて実施するものとされたが、それまで事後評価の実施事例が極めて少ない状況であったため、13 事例を対象に景観向上効果の把握調査を実施し、これをもとに事後評価を行う場合の調査手順と調査結果の活用に関する考え方を示すものとして、平成 21 年 3 月に「公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き（案）」を作成した。この手引きとあわせて景観検討基本方針を適用することで、実際の事業実施の場面で活用可能な景観アセスメント（景観評価）システムが確立されている。

II. 景観形成ガイドラインの策定状況

大綱に定められた平成16年度までに官庁営繕、都市、道路、住宅・建築物、港湾、航路標識の6つの分野において景観形成に係るガイドラインが策定されている。その後、平成18年度までに河川、砂防、海岸の3つの分野においても景観形成に係るガイドラインが策定され、これにより公共事業等の各分野を網羅したガイドライン整備が実現されている。

これらガイドラインは、良好な景観形成に向けた基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項が明解に示されており、事業担当各職員が良好な景観形成に取り組む上で事業執行の各段階で活用できるツールの一つとなっている。

分野	名称	策定年月
官庁営繕	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成16年5月
都市	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	平成17年3月 平成23年6月改訂
河川	河川景観形成ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	平成18年10月
砂防	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成19年2月
海岸	海岸景観形成ガイドライン	平成18年1月
道路	道路デザイン指針(案)	平成17年3月
住宅・建築物	住宅・建築物等整備事業に係る景観ガイドライン	平成17年3月
港湾	港湾景観形成ガイドライン	平成17年3月
航路標識	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成16年3月

図表3-2-2 策定された景観形成ガイドライン

Ⅲ. 航空障害灯・昼間障害標識の設置基準の改正状況

昼間障害標識・航空障害灯の設置基準については、平成 15 年 12 月 25 日に航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）の一部を改正する省令が施行され、併せて通達改正が行われた。これにより、高い煙突類の昼間障害標識やビル群等の航空障害灯の設置に係る規則について、航空機の航行の安全を確保しつつ、景観にも配慮したものとして合理化されており、大綱に示された取り組みが着実に実施されている。

i. 改正の経緯

航空機の航行の安全を確保するため、地表又は水面から 60m 以上の高さの物件には、航空法第 51 条の規定に基づき航空障害灯の設置を義務付けている。

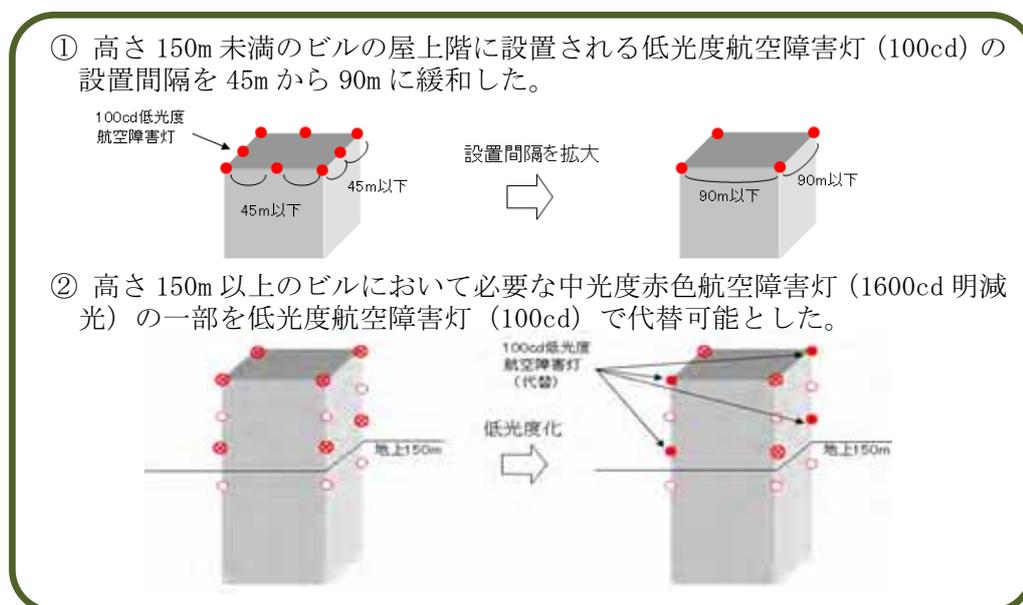
本制度の枠組は、昭和 35 年に確立されたが、その後のビルの高層化、群立化等都市開発の進展に対応して、設置基準についてはこれまでも見直しが行われてきた。

一方、近年のビルの高層化、群立化等の急激な進展の結果、大都市部の一部では航空障害灯が多く設置される現状にあること、また、都市再生の観点から更なる規制緩和が求められていることを受け、航空機の航行の安全を確保しつつ、航空障害灯等の設置基準について、以下のとおり緩和した。

ii. 省令改正の概要

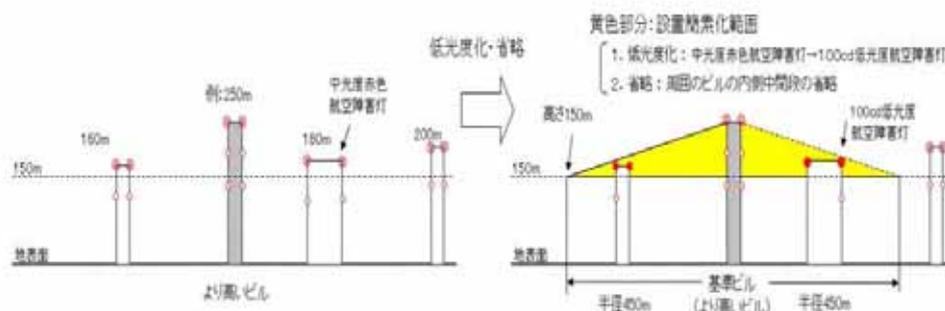
1. 個別高層ビルの航空障害灯設置基準の緩和

下図のとおり航空障害灯の設置基準を緩和した。



図表 3-2-3 個別高層ビルの航空障害灯設置基準の緩和

2. 複数の高層ビルが群立している場合の航空障害灯設置基準の緩和
 高層ビル同士の位置関係を考慮した上で、最も高いビルの周囲にある比較的低いビルの中光度赤色航空障害灯の低光度航空障害灯（100cd）化を可能とした。



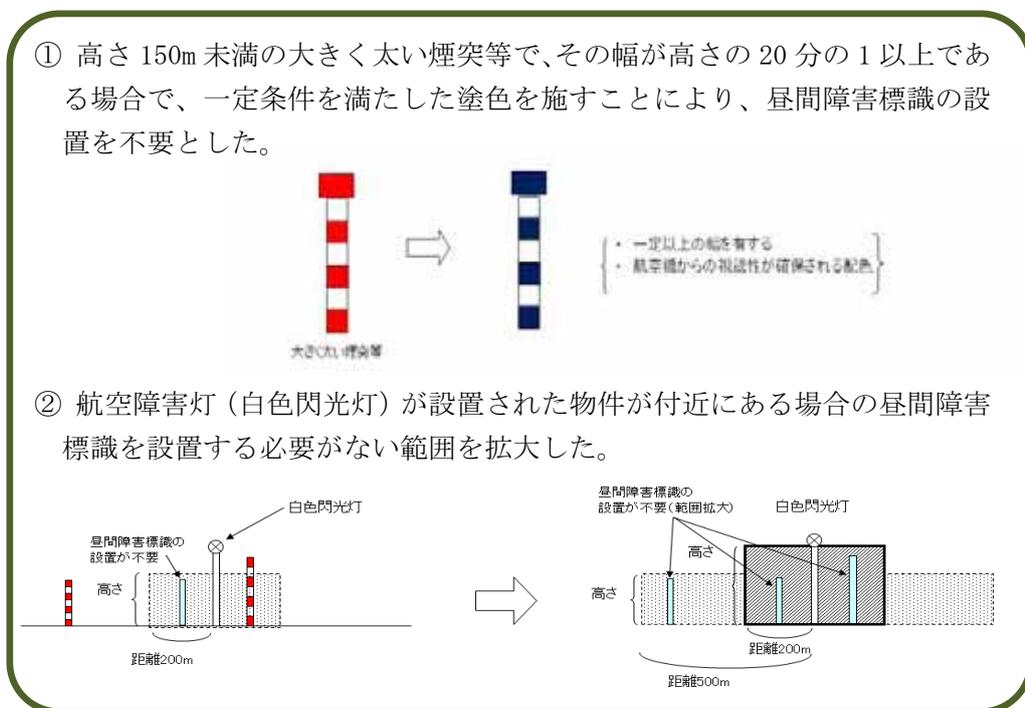
図表 3-2-4 群立高層ビルの航空障害灯設置基準の緩和

3. ライトアップ等による航空障害灯の代替
 ライトアップ（イルミネーションを含む）が施され、物件の存在が十分認識できると判断された場合は、航空障害灯の消灯ができることとした。

iii. 省令改正以外（通達改正）の概要

1. 昼間障害標識（赤と白の交互に塗色したもの）の緩和

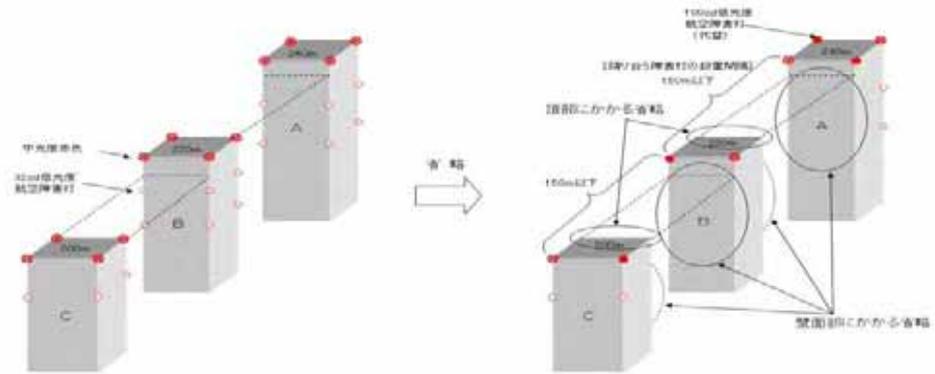
下図のとおり昼間障害標識の設置基準を緩和した。



図表 3-2-5 昼間障害標識の設置基準の緩和

2. ビルへの航空障害灯の設置基準の緩和

周囲を複数のより高いビルで取り囲まれたビルについて、周囲のビルに物件群としての輪郭が示せる航空障害灯が設置されている場合に、そのビルへの航空障害灯の設置を不要とした。



図表 3-2-6 航空障害灯の設置基準の緩和

(2) 公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか、航空障害灯等の設置削減により良好な景観形成が推進されたか

I. 景観アセス・ガイドライン関係

i. 「景観検討」の実施状況

1. 「景観検討」の実施状況

試行段階でのものも含めて平成22年度末までに1,188事業について景観検討区分を行い、重点検討事業170事業、一般検討事業777事業、検討対象外事業241事業となっている。重点検討事業と一般検討事業においては、事業毎に「景観整備方針」を策定し、これに基づき事業を進めることとなるが、景観整備方針は平成22年度末時点で647事業において策定済みであり、残る300事業で策定に向けた取り組みが進められている状況であり、着実に景観検討の取り組みが推進されている。

	事業数		
		うち景観整備方針策定済み	割合
重点・一般小計	947事業	647事業	68.3%
重点検討事業	170事業	112事業	65.9%
一般検討事業	777事業	535事業	68.9%
検討対象外事業	241事業	—	—
合計	1,188事業	—	—

※ 平成22年度末時点の集計結果

図表3-2-7 景観検討の実施状況

事後評価については、平成22年度末時点で実施実績は1事業であった。事後評価は植栽の成長に要する期間等を見込んで数年後に実施することが適切であることから、景観検討基本方針においては、「事業完了後数年程度が経過した後・・・(中略)・・・事後評価を実施するものとする。」としており、今後実施実績が増加していくものと考えられる。

以上のように各事業においては景観検討基本方針に基づき適切に事業が進められているところであるが、具体的な取り組み事例をみても、以下に示す

国道56号^{ひじかわ}肱川橋橋梁架替事業(愛媛県大洲市)の例(図表3-2-8参照)

のとおり、景観検討基本方針に基づき学識経験者、住民代表、関係行政機関が参加する委員会を設け、模型やCG、フォトモンタージュ等の手法を用いた予測・評価が実施されている。また、東京港南部地区東京港臨海道路Ⅱ期整備事業、大阪港北港南地区～南港地区臨港道路整備事業(図表3-2-9参照)では、CGや模型のほか、試験見本作成、さらに現地環境下での見え方確認等、様々な景観予測手法・ツールが活用されて景観検討が進められている。

こうした景観検討の取り組みを推進する体制整備として、各地方整備局等

の企画部において、景観形成基本方針に基づき以下の取り組み等が実施されており、これにより専門的な知見を取り入れながら適切に景観検討区分が行われ、各事業の実施主体である事務所等において景観検討が着実に実施される体制が整備されている。

- ・ 「景観アドバイザー会議」（学識経験者等により構成され、景観検討の実施状況等の報告を受け、助言等を行う。）の定期的な開催
- ・ 「景観評価委員会」（局内の事業種毎の担当者により構成され、各事業の景観検討区分の決定等を行う。）の設置

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）抜粋

第5章 重点検討事業の景観検討

- (1) 構想段階から施工段階
 - b) 検討体制の構築
 - ① 事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。…（以下略）
 - e) 景観の予測・評価
 - ② 景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは…（中略）…有効である。ただし、その使用に当たっては、…（中略）…各手法の特徴（別表3参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果等を十分検討するものとする。

第6章 一般検討事業の景観検討

- (6) 第5章(1)b)、e)、f)、(3)については、必須としないが、必要に応じて実施することができる。

第7章 整備局等における体制整備

- (1) 学識経験者等の知見の活用（景観施策アドバイザーの活用）
 - a) 企画部は、各事業担当部と調整の上「景観施策アドバイザー」を、管内の実情に精通した、公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命する。
 - c) 企画部は、「景観施策アドバイザー」からなる「景観アドバイザー会議」を定期的に開催する。「景観アドバイザー会議」は、以下について報告を受け、助言等を行う。
 - ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討の実施状況等 …（他省略）
- (2) 整備局等内の体制整備
 - a) 企画部は、「景観評価委員会」（委員長：企画部長等）を設置する。「景観評価委員会」は各部担当者から構成される …（以下略）
 - b) 景観評価委員会では、以下について検討、決定する。
 - ・ 各事業の景観検討区分の決定 …（他省略）

別表3 景観予測手法・ツールの特徴

予測手法・ツール	特徴
原寸模型、又は、試験見本	○施設・構造物の実物大の模型や、実際の材料を用いた試験見本（パネル等）の製作により、細部デザインの検討や、素材の風景との馴染み具合等の現地確認を行う。
現地確認（簡易）	○塗板等の簡易な供試体を現地に設置して、当該環境下における対象物（色・素材等）の実際の見え方や印象を確認する。

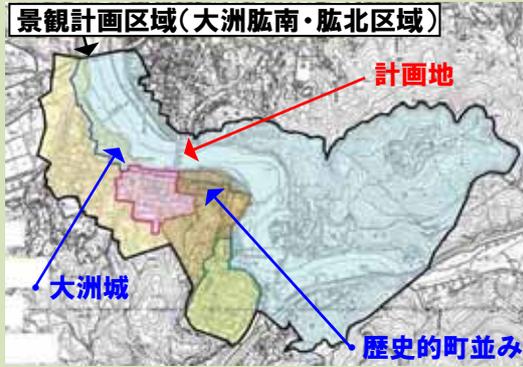
国道 56 号肱川橋橋梁架替事業（愛媛県大洲市）の取り組み

耐震性能等の問題から架け替えることとなった橋梁について、地域のシンボルである城郭や周辺の歴史的な町並みと調和して良好な景観形成に資するよう検討。

■事業の概要

事業名：国道 56 号肱川橋橋梁架替事業
 規模：橋長約 184m
 着手年：平成 21 年度
 計画地：愛媛県大洲市大洲～中村地先

※ 計画地は景観計画区域（大洲肱南・肱北区域）内にあり、地域の重要な景観資源（大洲城、歴史的町並み等）が周辺に位置することから、平成 21 年 10 月に「重点検討事業」に区分決定し、現在景観検討を実施中。



■検討体制

「肱川橋周辺まちづくり検討委員会」を設置・開催して景観検討を実施。

<構成>

- ・学識経験者 3 名
- ・地域住民(町内会や青年会等代表) 5 名
- ・関係行政機関(県・市・警察) 3 名



■景観予測・評価

様々な構造の模型を作成して地域のシンボルである城郭の視点場からの見え方を比較するなど、事業後の景観を予測・評価しながら検討を進めた。

		■ 比較		
		1案 橋のサイドビューイメージ	2案 歴史の継承(両岸イメージ)	3案 高橋形に合わせた 歴史の おがり尖を 添えるすけ
モチーフ				
イメージ				
		4案	5案	
イメージ				

※ 細部のデザインも様々なパターンの模型を作成して比較検討を進めた。

図表 3-2-8 国道 56 号肱川橋橋梁架替事業における取り組み

■ 景観検討においては、CGや模型のほか、試験見本作成、現地確認などの手法により現地の環境下での実際の見え方を予測して事業に反映。

東京港南部地区東京港臨海道路Ⅱ期整備事業の取り組み

橋梁建設にあたって、CGを活用した色彩検討に加え、色見本パネルを用いて現地での見え方確認を行い、周辺の景観に馴染む構造物の色彩を検討。



大阪港北港南地区～南港地区臨港道路整備事業の取り組み

海底トンネル建設にあたって整備する換気所について、CGや模型を活用して外観を検討するとともに、外壁タイルについて様々な配色、配列パターンのサンプルを現地に設置し、実際の見え方や印象を確認しながら検討。



※ 学識経験者にも現地確認に参加いただき、様々な組合せでその場でタイルを並べながら検討を進めた。

図表 3-2-9 様々な景観予測手法・ツールの活用

2. 景観形成ガイドラインの活用状況

景観形成ガイドラインは、各事業において活用されているところであるが、このうち景観検討基本方針の適用を受ける国の直轄事業については、景観検討基本方針の規定により重点検討事業、一般検討事業ともにガイドラインを参照しつつ景観検討を行い、事業の各段階でその検討成果を反映、実施するものとされており、この規定に基づき重点検討事業及び一般検討事業に区分された全ての事業において景観形成ガイドラインが活用されている。

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）抜粋

第2章 定義

(5) 「景観ガイドライン等」とは、次のものを指す。

- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
- ・「海岸景観形成ガイドライン」
- ・道路デザイン指針（案）
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
- ・「港湾景観形成ガイドライン」
- ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
- ・その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。・・・（以下略）

第6章 一般検討事業の景観検討

一般検討事業に係る景観検討は、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（一般検討事業版）」の取りまとめを行い、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観整備方針（一般検討事業版）」6に則って実施するものとする。・・・（以下略）

3. 学識経験者等の意見を踏まえた検討体制構築の実施状況

景観検討基本方針では、重点検討事業については、以下のような学識経験者等の意見を踏まえた検討体制構築を求めており、全ての重点検討事業においてこれらの実施のもと景観検討が実施されている。

- ・「事業景観アドバイザー」（指導・助言を行う学識経験者等）の任命
- ・ネット活用やアンケート、ワークショップ等による住民等からの意見聴取
- ・地方公共団体、NPO等からの意見聴取などの連携

一方で、一般検討事業についてはこれを必須としないシステム設計としている（p. 3-2-10 景観検討基本方針抜粋参照）が、一般検討事業についても平成 22 年度末時点で 777 事業のうち 164 事業（21.1%）において重点検討事業に求められる検討体制構築を一部導入して景観検討が実施されている。

景観アセスメント（景観評価）システムの設計にあたっては、一般検討事業を対象としたシステムに該当する一般的なルールづくりに止まらず、重点検討事業を対象としてより高いレベルのルールを設ける二層構造の設計を行っているが、二つのシステムを一つの景観検討基本方針にまとめ、一般検討事業の実施主体に対しても高いレベルの取り組みの手順等を示したことにより、高いレベルの取り組みが公共事業に広く浸透する効果が現れているものと考えられる。

4. 景観の予測・評価の実施状況

景観検討基本方針では、重点検討事業については、以下の景観予測手法を示し、有効な手法として活用を推奨しており、平成 22 年度末時点で 170 事業のうち 102 事業（60.0%（景観予測手法を検討中の事業を含めた割合であるため、最終的にはこれ以上の割合になるものと考えられる。))において、これらの景観予測手法を活用して景観の予測・評価が実施されている。

- ・フォトモンタージュ、スケッチパース、コンピュータグラフィックス、VR（動画）、模型
- ・モックアップ（原寸模型、試験見本）
- ・現地確認（曝露試験（汚れ・劣化等予測）、試験施工、照明実験等）
- ・景観工学、心理学、人間工学等の既往の知見の活用

一方で、一般検討事業についてはこれを必須としないシステム設計としている（p. 3-2-8 景観検討基本方針抜粋参照）が、一般検討事業についても平成 22 年度末時点で 777 事業のうち 252 事業（32.4%）において重点検討事業に対して推奨する景観予測手法を活用して景観の予測・評価が実施されている。

高度な景観予測手法の導入についても、3. 同様に二層構造のシステム設計により高いレベルの取り組みが公共事業に広く浸透する効果が現れているものと考えられる。

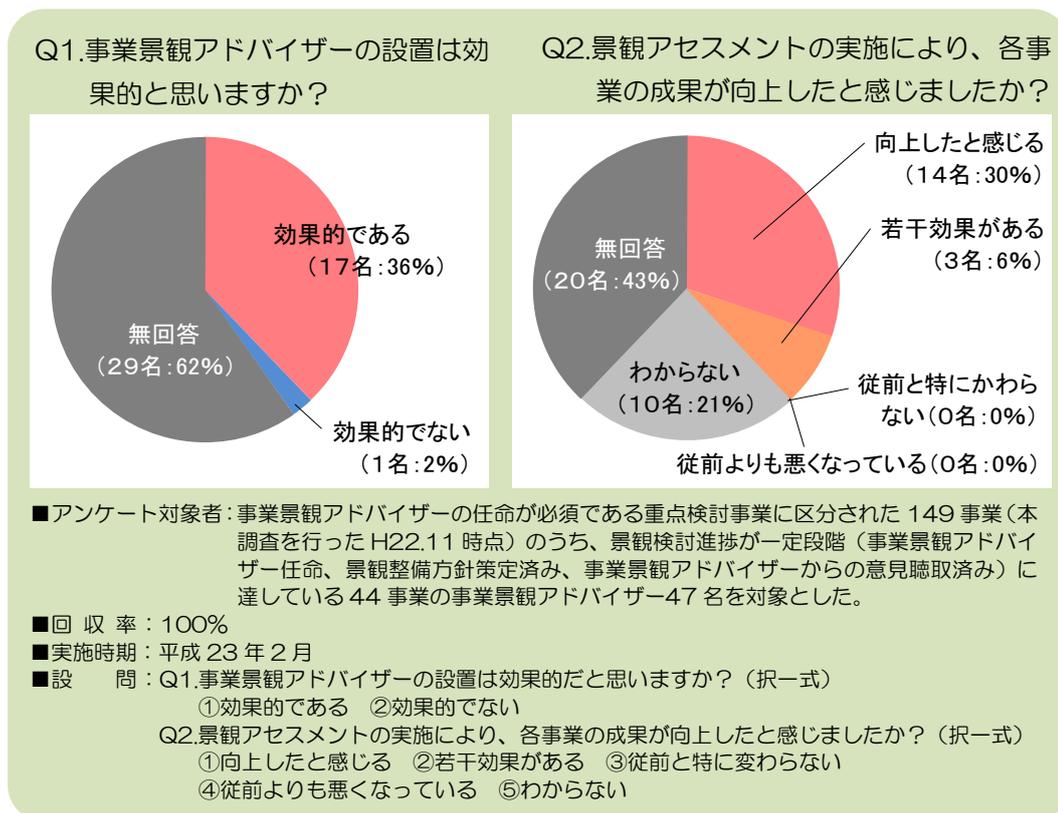
ii. 「景観検討」関係者の評価等

1. 景観検討に参加した学識経験者（事業景観アドバイザー）の評価

景観アセスメント（景観評価）システムを導入したことにより、公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたかを検証するため、景観検討基本方針に基づき重点検討事業において任命される学識経験者等（事業景観アドバイザー）に対してアンケート調査を実施した。

「Q. 事業景観アドバイザーの設置は効果的だと思いますか？」という質問に対し、36%が効果的であると回答し、効果的でないという回答は僅かであった。また、「Q. 景観アセスメントの実施により、各事業の成果が向上したと感じましたか？」という質問に対しては、事業景観アドバイザーの36%が「向上したと感じる」、「若干効果がある」と回答し、「従前と特にかわらない」、「従前よりも悪くなっている」という回答はなかった。

この結果から、学識経験者等の専門的な視点からも構築された景観アセスメント（景観評価）システムの有効性について、一定の評価が得られているものと考えられる。



図表3-2-10 学識経験者等（事業景観アドバイザー）の評価

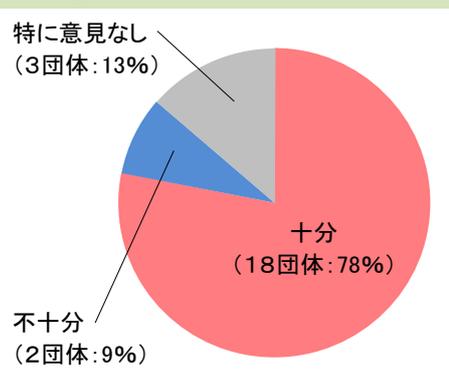
2. 景観検討に参加した地方公共団体の評価

景観検討基本方針に基づき地方公共団体等との連携体制構築が求められている重点検討事業について、景観検討に参加した地方公共団体に対してヒアリング調査を実施した。

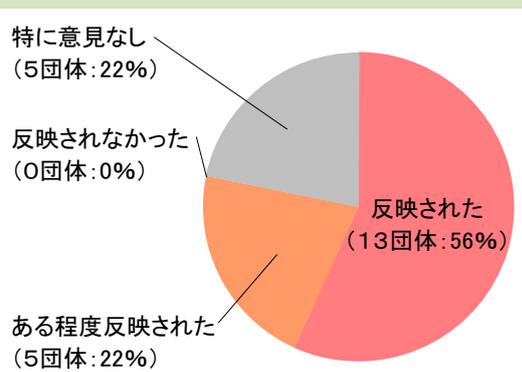
「Q. 景観検討において地方公共団体との連携は十分だと思いますか？」という質問に対し、78%が十分であったと評価している。また、「Q. 景観検討において地方公共団体の意見は反映されたと思いますか？」という質問に対し、78%が「反映された」、「ある程度反映された」と回答している。

この結果から、地方公共団体の視点からも構築された景観アセスメント(景観評価)システムの有効性について、一定の評価が得られているものと考えられる。

Q1.地方公共団体からの意見聴取において、意見を十分伝えることができましたか？



Q2.景観検討において、地方公共団体の意見は反映されたと思いますか？



■ヒアリング対象者：地方公共団体等との連携体制構築が必須である重点検討事業に区分された 149 事業（本調査を行った H22.11 時点）のうち、景観検討進捗が一定段階（地方公共団体等との連携体制構築、景観整備方針策定済み、地方公共団体等からの意見聴取済み）に達している 38 事業での景観検討に参加した 66 団体の担当者のうち、ヒアリングの可否について地方整備局等を通じて確認した結果、対応可能とされた 24 団体を対象とし、そのうち 1 団体は震災の影響で連絡がつかず、残る 23 団体から回答を得た。

■実施時期：平成 23 年 2 月～3 月

■回答方法：電話によるヒアリング（※）

■設問：Q1. 貴地方公共団体に対する事務所からの意見聴取についてお尋ねします。意見聴取において、意見を十分伝えることができましたか？

Q2. 貴地方公共団体からの意見が、景観検討結果に反映されたかどうかについてお尋ねします。貴地方公共団体の意見は、景観検討結果に反映されましたか？

※ヒアリングを実施する際、事前に設問を対象者に送付し、その後電話でのヒアリング調査を実施。電話をかけた調査者がヒアリング対象者からの回答を聞き取り、回答区分に整理した結果を集計した。

図表 3-2-11 地方公共団体の評価

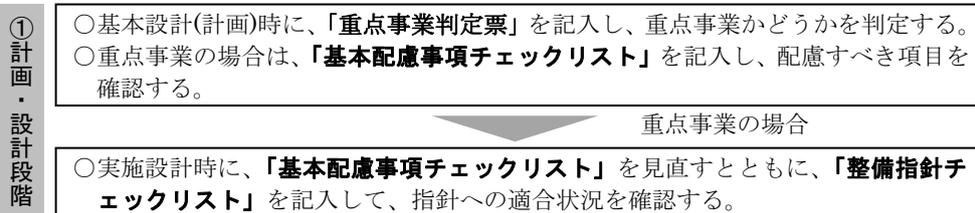
さらに、景観検討基本方針を策定した際に地方公共団体に対してもこれを参考送付しており、地方公共団体においても公共事業実施にあたっての景観評価等のルールづくりが行われているが、石川県や奈良県では、景観検討基本方針が参考とされ、景観検討基本方針と類似の事業分類の枠組が構築されているところであり、国土交通省での景観アセスメント（景観評価）システムの構築の取り組みが、地方公共団体の取り組みも推進させる効果を発揮しているものと考えられる。

「石川県公共事業景観形成ガイドライン」 抜粋

5 運用方法

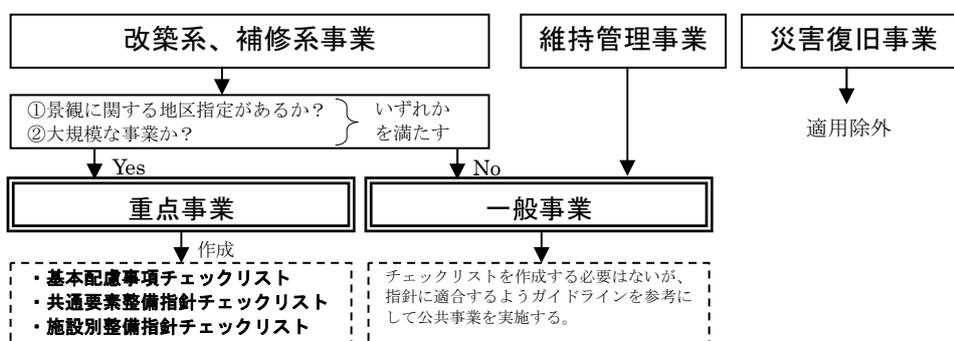
(1) 運用の流れ

実際の運用にあたっては、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階において、本ガイドラインに示す基本方針や各整備方針等を踏まえた上で、下記の流れに沿って、景観に配慮した公共事業を実施する。



(以下略)

<重点事業判定のフロー>



<景観に関する地区指定等>

根拠法等	景観に関する地区指定等
景観法	<input type="checkbox"/> 景観形成重要エリア
いしかわ景観総合条例	<input type="checkbox"/> 特別エリア
都市計画法	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 地区計画区域
自然公園法	<input type="checkbox"/> 自然公園
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	(国立公園、国定公園、県立自然公園)
文化財保護法	<input type="checkbox"/> 伝統的建造物保全地区
市町景観条例	<input type="checkbox"/> 市町の景観条例等により定められた指定地区
	<input type="checkbox"/> その他 ()

～石川県土木部都市計画課HPより～

「奈良県公共事業景観形成指針」抜粋

第6章 景観形成の推進方策

1. 景観検討の実施

公共事業の良好な景観形成を図るため、景観検討を実施します。その際、事業特性を考慮し、「重点検討事業」と「一般検討事業」に区分し、メリハリのある景観検討を実施します。・・・(以下略)

(1) 重点検討事業

「重点検討事業」は、次表に挙げる事業とします。

重点検討事業①法令等により、特に良好な景観形成を推進する必要がある地域等で行う事業	
都市計画法	・風致地区
古都保存法	・歴史的風土保存区域
明日香法	・第1種歴史的風土保存地区、第2種歴史的風土保存地区
自然公園法	・国立公園、国定公園の区域
県立自然公園条例	・県立自然公園の区域
県自然環境保全条例	・自然環境保全地域、景観保全地区、環境保全地区
文化財保護法	・史跡名勝天然記念物に係る場合 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観に係る場合
景観法	・景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木に係る場合 ・景観地区、準景観地区
県景観条例	・重点景観形成区域
市町村景観条例	・条例により定められた指定地区
歴史まちづくり法	・重点区域

上記は指定が予定・準備されている場合を含む。

・・・(以下注書き略)

重点検討事業②地域の重要な景観要素となる構造物を含む事業
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁（橋長 50m 以上） ・横断歩道橋 ・トンネル ・大規模樋門 ・砂防えん堤（堰高 15m 以上） ・建築物（建築面積 10m² 以上）

重点検討事業③土地の形質の変更が大きく、地域の景観に大きな影響を与える事業
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更規模が 3,000m² 以上 ・擁壁（高さ 5m かつ 10m 以上） ・法面（高さ 5m かつ 10m 以上）

重点検討事業④重点検討事業①～③以外で、重点的に検討することが適当である事業
<ul style="list-style-type: none"> ・重点検討事業として検討することが適当であると事業を主管する部局長が認めた事業

(2) 一般検討事業

「一般検討事業」は重点検討事業対象以外の事業とします。

～奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課HPより～

3. 景観検討を実施した担当職員の景観に対する意識向上

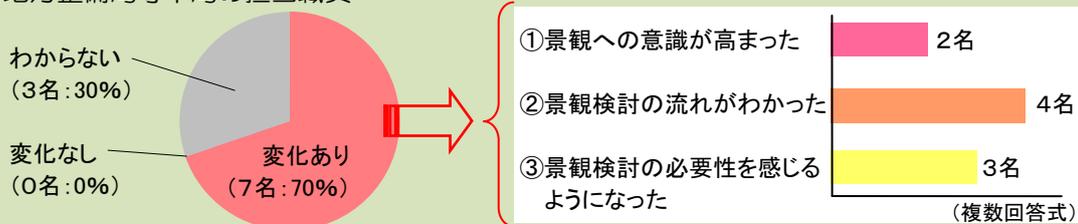
景観アセスメント（景観評価）システムの導入により、景観検討の実施主体の職員の意識が向上したかを検証するため、アンケート調査を実施した。

景観検討の実施主体である地方整備局等本局の担当職員及び事業ごとの担当職員への「Q. 景観検討の実施により、職員の景観に対する認識に変化はありましたか？」という質問に対して、6～7割の職員が景観に対する意識に変化があったと回答した。

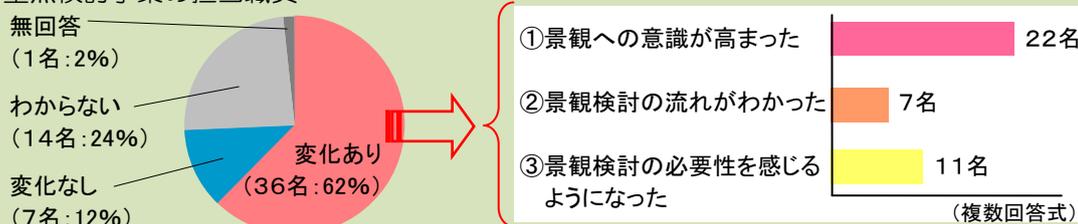
このうち、重点検討事業に取り組んだ担当職員は、「景観に対する意識が高まった」といったより高いレベルへの意識向上がうかがえる回答が、一方の一般検討事業に取り組んだ担当職員は、「景観検討の必要性を感じるようになった」といった基本的な景観意識の醸成がうかがえる回答が多く、システム設計において意図したとおりの景観検討区分に応じた傾向となった。

Q. 景観検討の実施により、職員の景観に対する認識に変化はありましたか？

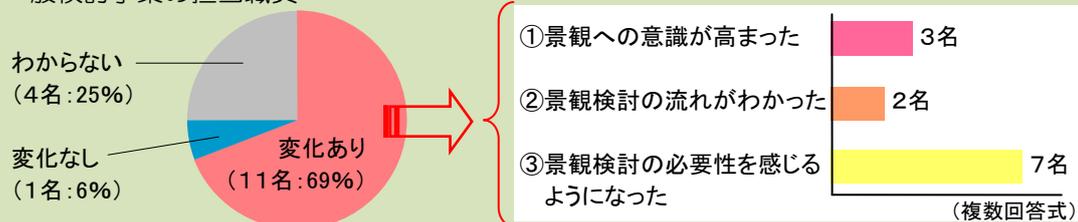
■地方整備局等本局の担当職員



■重点検討事業の担当職員



■一般検討事業の担当職員



- アンケート対象：全 10 地方整備局等本局から担当職員各 1 名（計 10 名）
以下の景観検討の進捗が一定段階（H22.11 時点で景観整備方針策定済み）にある事業から担当職員各 1 名（計 74 名）
 - ・重点検討事業の全 58 事業（58 名）
 - ・一般検討事業のうちアンケート調査実施の便宜上抽出した 16 事業（16 名）

■回収率：全て 100%

■実施時期：平成 23 年 1 月

■設 問：景観検討の実施により、職員の景観に対する認識に変化はありましたか？

図表 3-2-12 担当職員の景観に対する意識の変化

II. 航空障害灯等の設置基準関係

1. 設置基準改正後の昼間障害標識の設置状況

改正前の基準では昼間障害標識を設置する必要があったと考えられる物件は、平成16年から平成22年までの間に2,040箇所あったことになるが、実際に設置されたものは1,011箇所であったため、差し引き1,029箇所(50.4%)で設置が削減されたことになり、景観に配慮した物件設置が進んでいる。

図表3-2-13 昼間障害標識(赤/白)の設置状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置物件【A】	151	259	383	355	344	266	282	2,040
実際に設置された物件【B】	48 31.8%	163 62.9%	238 62.1%	173 48.7%	177 51.5%	75 28.2%	137 48.6%	1,011 49.6%
基準改正により削減された設置物件【A-B】	103 68.2%	96 37.1%	145 37.9%	182 51.3%	167 48.5%	191 71.8%	145 51.4%	1,029 50.4%

2. 設置基準改正後の航空障害灯の設置状況

改正前の基準では設置する必要があったと考えられる航空障害灯は、平成16年から平成22年までの間に1,888個あったことになるが、実際に設置されたものは1,445個であったため、差し引き443個(23.5%)の設置が削減されたことになり、基準改正により良好な都市景観の形成が進んでいる。

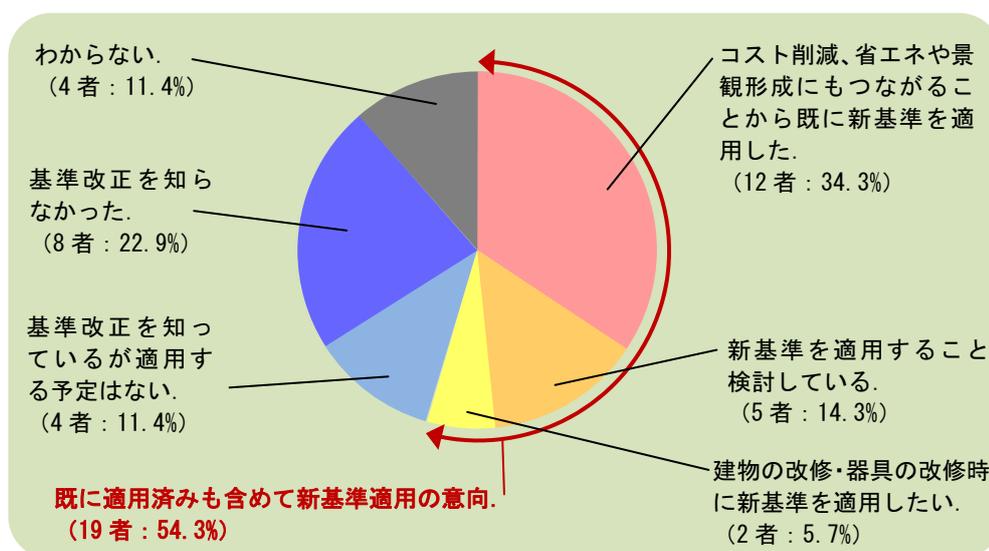
図表3-2-14 航空障害灯の設置状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置個数【A】	319	256	254	374	221	260	204	1,888
実際に設置された個数【B】	232 72.7%	191 74.6%	197 77.6%	299 79.9%	172 77.8%	191 73.5%	163 79.9%	1,445 76.5%
基準改正により削減された設置個数【A-B】	87 27.3%	65 25.4%	57 22.4%	75 20.1%	49 22.2%	69 26.5%	41 20.1%	443 23.5%

3. 物件設置者の評価

昼間障害標識・航空障害灯の設置者の評価を指標とし、ヒアリングによって基準改正の取り組みに対する物件設置者の意識等の調査を実施した。

設置届出原簿より 35 者を受作為抽出し、電話によりヒアリングを行った結果、基準改正により、「コスト削減（メンテナンス費用等）、省エネや景観形成にもつながることから既に新基準を適用した」と 12 者（34.3%）が回答し、また、この適用済みの者もあわせて 19 者（54.3%）から新基準適用の意向がうかがえる回答があり、基準改正の取り組みに対して一定の評価が得られている。



図表 3-2-15 物件設置者へのヒアリング結果

(3) 評価結果のまとめ

以上の評価結果を整理すると下表の通りである。

表 2-Ⅱ 景観アセスシステムの確立、ガイドライン策定等の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果
Ⅰ	景観アセスメント（景観評価）システムの確立状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 6 月、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」を策定。 44 事業で景観アセスメントの試行を実施。 試行を踏まえ、平成 19 年 3 月、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を策定。 本格運用後（平成 19 年度）は全ての公共事業で景観検討基本方針が適用され、景観アセスメントシステムが確立。
	景観ガイドラインの策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15～18 年度にかけて、官庁営繕、都市、河川、砂防、海岸、道路、住宅・建築物、港湾、航路標識の 9 分野においてガイドラインが策定され、公共事業等の各分野を網羅して整備されている。
	航空障害灯・昼間障害標識の設置基準の改正状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 12 月 25 日に航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）の一部を改正する省令が施行され、併せて通達改正が行われた。同基準改正により高い煙突類の昼間障害標識やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制について、航空機の航行の安全を確保しつつ、景観にも配慮したものとして合理化された。
Ⅱ	景観アセス・ガイドライン関係	
	「景観検討」の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度末までの間に下記の計 1,188 事業において景観検討区分が決定され、景観検討の取り組みが進められており、具体事例を見ても様々な予測手法・ツールが活用されるなど、適切に景観検討が実施されている。 重点検討事業 : 170 事業 一般検討事業 : 777 事業 検討対象外事業 : 241 事業
	景観形成ガイドラインの運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 景観検討基本方針の規定により重点検討事業、一般検討事業ともにガイドラインを参照しつつ景観検討を行い、事業の各段階でその検討成果を反映、実施するものとされており、この規定に基づきガイドラインが活用されている。
	学識経験者等の意見を踏まえた検討体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> 検討体制構築が必須とされていない一般検討事業においても平成 22 年度末時点で 777 事業のうち 164 事業（21.1%）において体制構築されており、積極的な景観検討の取り組みが見られた。 重点検討事業と一般検討事業の二つのシステムを一つの景観検討基本方針にまとめ、一般検討事業の実施主体に対しても高いレベルの取り組みの手順等を示し、積極的な景観検討の取り組みを誘発している。
	景観の予測・評価の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 高度な景観予測手法の活用推奨規定が適用されない一般検討事業においても平成 22 年度末時点で 777 事業のうち 252 事業（32.4%）において高度な景観予測手法が活用されており、積極的な景観検討の取り組みが見られた。 重点検討事業と一般検討事業の二つのシステムを一つの景観検討基本方針にまとめ、一般検討事業の実施主体に対しても高いレベルの取り組みの手順等を示し、積極的な景観検討の取り組みを誘発している。

(次ページに続く)

(前ページの続き)

「景観検討」関係者の評価等	
景観検討に参加した学識経験者の評価	・アンケートの結果、4割近い学識経験者が、景観検討の取り組みは効果的だったと評価し、効果的ではなかったとする評価は殆どみられなかった。
景観検討に参加した地方公共団体の評価	・ヒアリングの結果、8割近い地方公共団体が、十分な意見聴取が行われ、景観検討結果に意見が反映されたと評価。 ・国土交通省のシステムである景観検討基本方針を活用又は参考にした地方公共団体でのシステム構築も進められている。
景観検討を実施した担当職員の景観に対する意識向上	・アンケートの結果、6～7割の担当職員が、「景観への意識が高まった」等、景観検討を実施したことにより景観への認識が変化したと感じている。
航空障害灯等の設置基準関係	
設置基準改正後の昼間障害標識の設置状況	・昼間障害標識（赤/白塗色）設置物件（全国：H16～H22） 改正が無かった場合 2,040 箇所 → 実際の設置物件 1,011 箇所（1,029 箇所（47.8%）の削減）
設置基準改正後の航空障害灯の設置状況	・航空障害灯設置個数（全国：H16～H22） 改正が無かった場合 1,888 箇所 → 実際の設置物件 1,445 箇所（443 箇所（23.5%）の削減）
物件設置者の評価	・物件設置者に対するヒアリングの結果、34.3%が景観形成にもつながることから既に新基準を適用したと回答。また、適用済みの者もあわせて 54.3%が適用の意向。

3. 2. 4 政策への反映の方向

(1) 景観アセス・ガイドライン関係

景観アセスメント（景観評価）システムの確立、分野ごとの景観形成ガイドラインの策定により、国土交通省所管の公共事業において適切な景観検討を実施するための手順と体制が整っている。その結果として、職員の景観に対する意識も向上し、良好な景観形成に資する公共事業が推進されつつある。これらの取り組みは学識経験者や地方公共団体からも一定の評価を得ており、地方公共団体の景観施策へ波及効果も認められるなど、美しい国づくり（良好な景観形成）に対して一定の効果を上げているといえる。

一方、現時点では維持・管理段階までに達している事業が少なく、構想段階から維持管理段階までのすべての段階におけるシステムの効果を検証できる時期に至っておらず、今後も景観検討基本方針に基づく景観検討の運用を継続し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ね、事業段階の進展にあわせて、構想段階から維持管理段階までの一貫性の担保にも着目しつつ適切な運用が図られるよう努めていくことが重要である。

(2) 航空障害灯等の設置基準関係

昼間障害標識・航空障害灯の設置基準緩和により景観に配慮した物件設置が着実に進んでいるところであり、良好な景観形成に一定の効果をあげているといえ、今後も動向に注意しながら適切に運用していくことが必要である。

第3節 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実等

3.3.1 対象政策、政策の目的

「美しい国づくり政策大綱」に掲げられた15施策のうち、ここでは以下の3施策を対象として評価を行う。

- ④景観に関する基本法制の制定
- ⑤緑地保全、緑化推進策の充実
- ⑦屋外広告物制度の充実等

(1) 景観に関する基本法制の制定

④景観に関する基本法制の制定

良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る。【平成16年度目標】

- 景観に関する基本理念、国、地方公共団体、国民等の責務・役割等に関する規定
- 市町村単位で良好な景観の形成・保全を図るための総合的な計画
- 総合的な計画に基づき、幅広く景観に関する行為規制を行う仕組み
- その他必要な措置

I. 趣旨・経緯

景観に関する国民の関心の高まりを背景として、平成15年までに地方公共団体において494の景観に関する自主条例が制定された。また、伊勢市おはらい町地区や門司港レトロ地区など地方公共団体によるにおける景観に配慮した都市整備の取り組みが進められていた。一方で、高層マンションの建設をきっかけにした国立景観訴訟、名古屋白壁地区マンション訴訟、箕面山なみ景観保全運動などの景観を巡る訴訟が提起され、自主条例に基づく景観誘導の手法の限界が明らかになってきた。

平成15年の「美しい国づくり政策大綱」における具体的施策として位置付けを受け、国土交通省が中心となり、景観法の立法化の作業を進めた。

景観法は、それまでの地方公共団体による取り組みを踏まえ、①良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、②条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することとし、平成16年「景観法案」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月14日に衆議院、6月11日に参議院で、それぞれ可決成立、同年6月18日に景観法を公布した。同年12月15日、景観法施行令、景観法施行規則等の省令を公布し、同月17日、景観法一部施行とともに景観法運用指針を発出した。平成17

年6月1日に全面施行した。

II. 景観法の概要

景観法では、第1章において、景観に関する基本法的な部分として、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしている。また、第2章以降に、具体的な規制等に関する部分として、地方公共団体による景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における行為規制、景観重要建造物等、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等の支援等について定めている。



図表 3-3-1 景観法における行為規制と支援の仕組み

(2) 緑地保全、緑化推進の充実

⑤緑地保全、緑化推進の充実

都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を一体的に推進するため、都市公園法、都市緑地保全法を統合する。

両法の統合に際しては、新たに、以下の措置を中心に制度の充実を図る。【平成16年度目標】

- 民有緑地の保全・緑化のための制度として、大規模建築敷地における緑化面積の割合に関する規制を本格的導入
- NPO、民間事業者が整備・管理の主体となるよう、NPO等に対し公園管理者と同等の権能を付与
- 都市公園制度を活用した歴史的環境の保全を図るため、公園内の建ぺい率制限などを歴史的建造物に対しては大幅緩和
また、所管事業において、以下のような重点的な取り組みを行う。
- 国土交通省所管の中央官庁庁舎の屋上緑化整備を完了する。【平成15年度中に完了】
- 緑陰道路プロジェクトとして指定された25地区について、沿道住民等と協力しながら緑陰道路計画を策定し、街路樹を剪定しない緑陰道路の管理に取り組む。【平成15年度より実施】
- 都市における既存緑地の保全と併せて、公園、河川、道路等が一体的に事業を推進することにより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の骨格軸の形成、都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進する。【平成15年度より実施】

I. 趣旨・経緯

i. 趣旨

都市の緑は、人々の生活に四季の変化や彩りを与え、地域の文化やアイデンティティを醸成し、地域のランドマークとして親しまれる等、都市にうるおいを与え良好な景観形成に資する景観の重要な構成要素の一つであり、都市の緑地保全や緑化を推進することは、美しい国づくりに寄与するものである。

ii. 法制度の経緯

都市緑地保全法は、昭和40年代に人口・産業の集中による都市の緑地の急激な減少が全国的に顕在化していた状況に対応するため、緑地の保全をねらいとする緑地保全地区制度（現在の特別緑地保全地区制度）と緑地の創出をねらいとする緑化協定制（現在の緑地協定制）の2つを柱に昭和48年に制定された。

その後、平成6年に緑の基本計画制度、平成7年に市民緑地制度及び緑地管理機構制度、平成13年に管理協定制、緑化施設整備計画認定制度と緑地の保全・創出に関する各種制度が相次いで創設された。

しかし、これらの施策をもってしても緑地の減少傾向は続いており、平成15

年に行われた「都市における緑地の保全・創出—都市緑地保全法等による施策展開の検証—」（平成14年度～平成15年度政策レビュー結果（評価書））においては、「都市緑地保全法による重要な緑地の保全・創出の取り組みが実現する一方で、都市の拡大等により、全体的には緑地の減少が継続している。」という認識のもと、「緑地の保全・創出制度の充実」、「緑地の保全制度の充実」、「緑地の創出制度の充実」が必要であるとの評価がなされた。

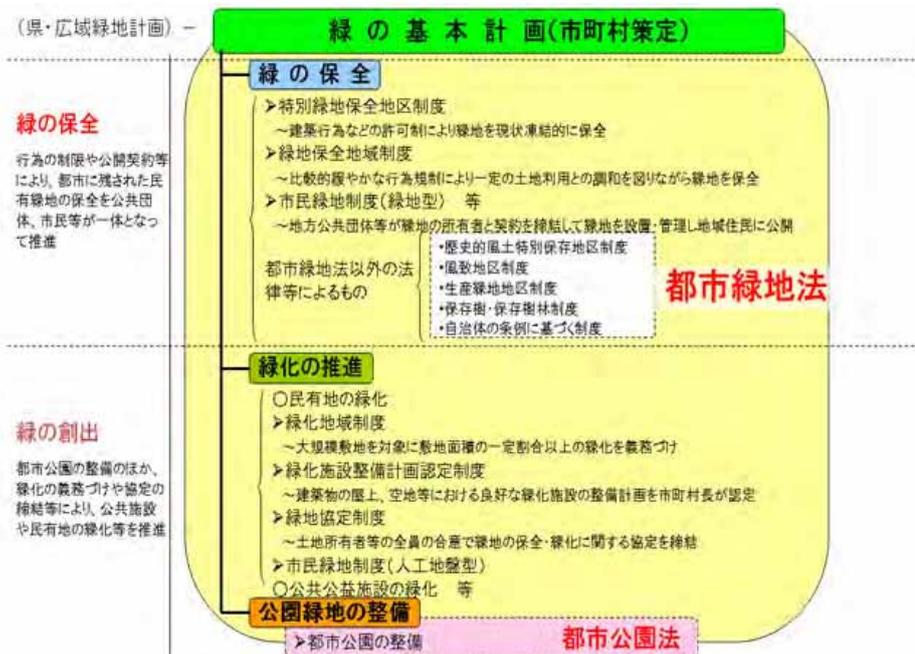
また、都市公園法は、戦後の混乱期に公園緑地の管理について統一した法規がなく、関係のない施設が公園内に設けられるような事例があったこと等から、都市公園の設置及び管理に統一した基準を定め、公園施設の規格化、公園管理の適正化を図るために、昭和31年に制定された。

その後、昭和47年の第1次を皮切りに、第6次に至る都市公園等整備五箇年計画によって、都市公園の緊急的、計画的な整備が行われ、7万2千箇所、7万7千haの新たな都市公園の開設が進み、一人当たり公園面積も2.8㎡（昭和46年度末）から8.5㎡（平成14年度末）へ引き上げられた。

「今後の緑とオープンスペースの確保方策について（第2次報告）」（平成15年3月 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会）では、都市公園関連制度において今後引き続き検討すべき事項として、「都市公園が、（中略）地域の誇りとなる歴史的・文化的環境の保全の中核的な役割を果たすとともに、良好な都市景観の形成に寄与することも強く求められている」状況を踏まえ、都市公園を立体的に定めることや都市公園の管理への住民参加の促進、歴史的建造物とその周辺の環境を永続的に保存するための都市公園の活用等が挙げられている。

II. 平成16年の法制度改正の概要

都市公園法と都市緑地保全法の統合について検討した結果、統合せずに都市緑地保全法を都市緑地法と改称し、地方公共団体が定める緑の基本計画において定める事項に地方公共団体の設置に係る都市公園の整備に関する方針を加えるという改正がなされた。これにより、都市緑地法を都市の緑に関する上位法として、都市の緑の総合的・計画的な政策運営を推進することとした。（図表3-3-2）



図表 3-3-2 都市の緑に関する施策の体系

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 109 号）により、新たな法制度を創設、改正し、これまでの施策とあわせて都市の緑に関する総合的、体系的な法制度を整備した。各制度の内容及びこれまでの活用状況については 3. 3. 3 (2) に記載する。

(3) 屋外広告物制度の充実等

⑦屋外広告物制度の充実等

屋外広告物について、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示を図るため、良好な自然景観・田園景観の保全、屋外広告物制度の実効性の確保、特に良好な景観を保全すべき地区に係る市町村の役割の強化、屋外広告業の適正な運営の確保などの観点から、制度の充実を図る。【平成 16 年度目標】

- 良好な自然景観や田園景観の保全のため、屋外広告物法の許可対象となる区域を中小町村の区域も含むよう拡大
- 違反屋外広告物を都道府県知事等が簡易に除却できる制度に関する手続きの整備
- 美観地区、風致地区等の都市計画制度上特に良好な景観を保全すべき地区を対象とし屋外広告物規制に関する市町村の役割の強化
- 屋外広告業の適正な運営を図るため、悪質な事業者に対する措置の強化及び屋外広告に関する技術者の育成

また、制度の充実とあわせ、以下のような重点的な取り組みを行う。

■各地方ブロックにおいて、地域景観の点検結果を活用するなど地元と連携して、

観光地など景観上重要な一定の地区を対象に違反屋外広告物など景観阻害要因の除却等を重点的に実施する地区を選定し、当該地区では、地元地方公共団体、警察等と連携して短期間に違反屋外広告物、不法占用物等を集中整理する。【平成15年度から開始し順次実施済み地区を積み上げ】

- あわせて全国的な事業所展開を行っている企業に対し、所管省庁と協力し経済団体等を通じて屋外広告物制度等の趣旨徹底や良好な景観形成への理解を求める。【平成15年度中に実施】

I. 趣旨・経緯

屋外広告物の規制は景観行政上重要な課題であり、景観行政団体が主体的に屋外広告物の規制を行うことができるようにすることが必要なこと、また、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を推進するため、全国で許可地域を設定できるようにすることが必要なことから、景観法の施行とあわせ屋外広告物法を改正し、平成16年6月18日に施行した。

II. 屋外広告物法の一部改正の概要

屋外広告物法の一部改正により、良好な景観の実現のための、広告物と広告業に関する措置の両面からの取り組みを可能とした。

<改正内容>

1. 景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例（業規制を除く。）の策定
2. 屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大
3. 規制の実効性の確保
4. 屋外広告業の登録制の導入

(4) 景観行政のさらなる展開

I. 歴史まちづくり法の制定

④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進の充実、⑦屋外広告物制度の充実等に加えて、大綱取りまとめ時には想定されていなかったが、良好な景観形成の取り組みの推進にも資する法制度のさらなる充実を図り、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（略称、歴史まちづくり法）を制定した。（平成20年5月23日、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）公布。）

諸外国における景観形成の取り組み

英国や米国では、国土全域の風景保全を目的とした法制度がなく、フランスは「風景法」、イタリアは「ガラッソ法」、ドイツは「自然保護と風景維持に関する法律」がある。

いずれの国においても、州や県・市町村が風景に関する計画を策定し、都市計画制度及びそれと一体的に運用される開発・建築許可制度により、景観の保全・形成がなされている。英国では、個々の開発行為に対して、デベロップメントプラン等に表示される方針等に即した計画許可を基本としている。それ以外の国では、都市マスタープランや土地利用計画に相当するゾーニングの計画に基づく建築・開発許可により、景観の保全・形成がなされている。

このように、我が国の景観形成の取り組みとは、県・市町村が風景に関する計画を策定する点では同じだが、規制の制度は都市計画の一環として位置付けられている点で異なっている。

	英国	フランス	ドイツ	イタリア	米国
景観保全・形成に関する法律		風景法 Loi Paysage	自然保護と風景 Landschaft 維持に関する法律	ガラッソ法	
景観保全・形成制度の位置付け	・都市計画の一環として位置付け（景観だけで独立した規制制度ではない）				
景観保全・形成に関する規制制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国は風景の保全を方針に明示（PPS） ・自治体のデベロップメントプランに基づく計画許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は風景法に方針と風景保全手法を規定 ・自治体のゾーニング制度（土地占用計画（PLU）に基づく建築等の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は法に国土全域を対象とした「風景計画」を位置付け ・自治体のFプラン、Bプランに基づく建築等の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は法で州に「風景計画」の策定を義務付け ・自治体は風景計画を上位とした都市計画による建築等の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は国家環境政策法で、歴史的環境を含むアセスメントを規定 ・自治体はゾーニング、環境アセスによる建築等の許可
広域レベル		・景観法（基本方針）	・風景計画	・風景計画	
地区レベル	・戦略的眺望規制	<ul style="list-style-type: none"> ・PLU（ゾーニング） ・フェューズ規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニング（Bプラン） ・条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニング ・視界保護区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニング ・眺望保全（シーニックロードウェイ）
歴史的景観保全に関連する制度	<ul style="list-style-type: none"> ・保全地区 ・登録建造物制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全地区 ・ZPPAUP 	<ul style="list-style-type: none"> ・Bプラン ・歴史的建造物指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史都心地区詳細計画 ・登録建造物制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史地区 ・ナショナルレジスター登録
新規開発の景観誘導に関連する制度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画許可による誘導 ・CABEによるデザインレビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ZAC（PADD）による誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・Bプランによる誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区詳細計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス・ゾーニング ・デザインレビュー

図表 3-3-3 各国の景観関連制度の概要（出典1）

3.3.2 評価の視点・手法

④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進の充実、及び⑦屋外広告物制度の充実等の政策レビューのため、以下の視点から評価を実施する。

アウトプット（実績）については、着実な取り組みがなされたかという視点から、国による法制度等の改正・拡充状況などの取り組みの実施状況を整理する。

アウトカム（成果・効果）については、地方公共団体や国民により法制度の活用による取り組みが推進されたかという視点から、法制度の活用団体数、また、取り組みによる景観形成が評価されているかという視点から、取り組みによる効果の発現状況、それに対する地方公共団体や国民の評価状況を整理する。

表3-I 「④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、及び⑦屋外広告物制度の充実等」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	(1) 着実な取り組みがなされたか	景観法、政令、指針等の制定状況 関連する諸制度の拡充状況 緑地保全、緑化推進に資する法制度等の実施状況 屋外広告物法の改正状況	法令や制度の改正・拡充状況等、補助（交付金）等における国の取り組みの実施状況を整理
II	(2) 景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されたか	景観計画に基づき取り組みを進める地域の数 【政策チェックアップにおける業績指標】	地方公共団体アンケートにより景観計画の策定状況を把握し、下記目標の達成状況を確認 【目標：景観計画に基づき取り組みを進める地域の数が平成24年度に500団体】
		景観法に基づく制度活用状況等 届出、勧告・変更命令件数 景観重要建造物・樹木数【政策チェックアップにおける業績指標】、景観協定数、景観重要公共施設数等	地方公共団体アンケートにより景観法の活用実績を整理 【目標：景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数が平成23年度に600件】
		歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数 【政策チェックアップにおける業績指標】	歴史的風致維持向上計画が認定された地方公共団体数を地方公共団体アンケートにより把握し、下記目標の達成状況を確認 【目標：歴史的風致の維持及び

		向上に取り組む市町村の数が平成24年度に100団体】
(3) 景観法の基本理念に対する国民の理解が深まったか	景観に対する国民の意識の変化等	国民アンケートや地方公共団体アンケートにより、景観に対する国民意識等を把握
(4) 国民による良好な景観形成の取り組みが広がっているか	景観形成に取り組むNPO・住民団体・景観整備機構等の数等	国民アンケートや地方公共団体アンケートにより、国民意識や活動団体の状況等を把握
(5) 景観法制定等の効果があったか(取り組みを促進したか)	景観法制定によって景観形成の取り組みが促進された地方公共団体数	地方公共団体アンケートにより、景観法制定に対する評価を把握
(6) 「景観に関する基本法制定」により、良好な景観が形成されたか	景観の保全・改善状況に対する国民・地方公共団体の評価	国民アンケートや地方公共団体アンケートにより、景観計画等策定の効果等を把握
(7) 都市における緑地保全、緑化推進が行われたか	緑地保全、緑化推進に関する取り組みの実施状況	都市緑地法・都市公園法等に基づく各種制度に関し、地方公共団体による取り組みの実施状況等を調査
(8) 担保性のある緑地が確保されたか	都市における担保性のある緑地の量	政策チェックアップ指標 水と緑の公的空間確保量を使用
(9) 新たな制度改正等により、緑地保全、緑化推進を通じた都市の景観・環境の改善が促進されているか	緑地保全、緑化推進に対する地方公共団体の評価	地方公共団体アンケートにより、緑地保全、緑化推進に対する地方公共団体の評価を把握
(10) 改正屋外広告物法の活用	改正屋外広告物法に基づく制度活用状況等 景観行政団体による屋外広告物条例制定状況、簡易除却実施団体数、屋外広告業登録条例制定状況等	地方公共団体アンケート等により、屋外広告物法の活用実績を把握
(11) 屋外広告物の適正化に対する国民の意識が高まったか	簡易除却参加者数等	地方公共団体アンケート等により、国民の参加状況等を把握

3.3.3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 景観法に基づく制度の活用状況

1. 景観計画策定

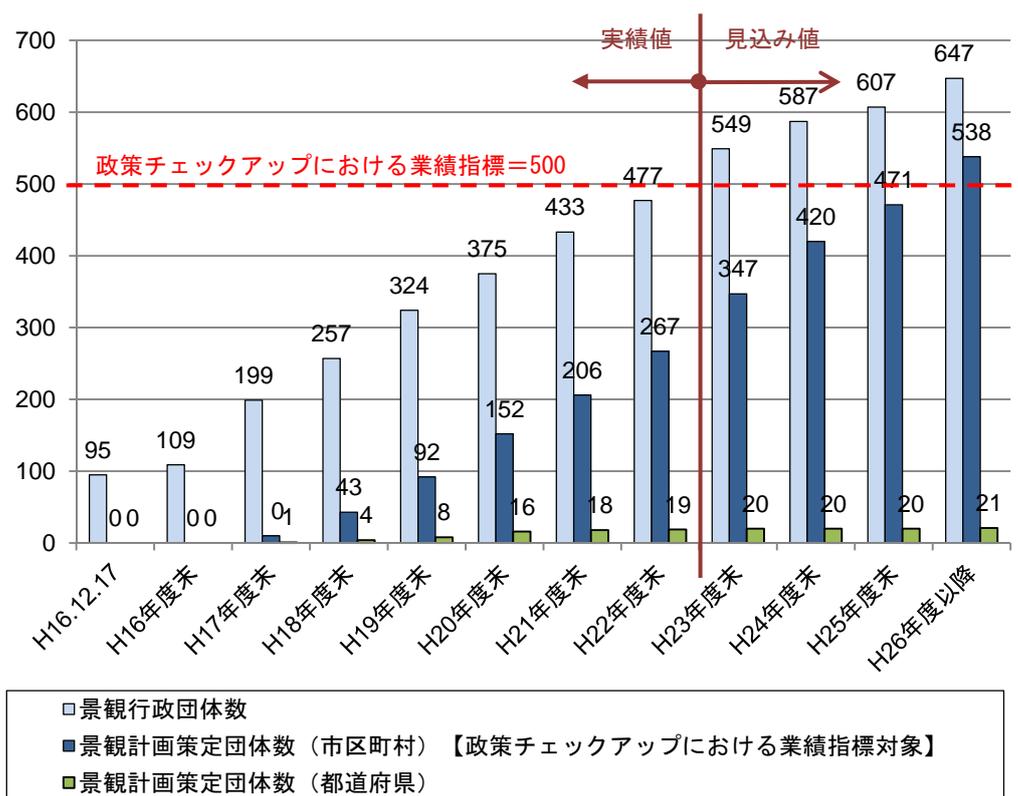
i. 現状

1. 政策チェックアップにおける業績指標（500 団体）の達成状況と今後の見込み

○景観行政団体は年々増加しており、平成 22 年度末現在の景観行政団体は 477 団体、景観計画を策定している市町村は 267 団体である（図表 3-3-4）。

○政策チェックアップにおける業績指標の達成状況は、平成 22 年度末現在では約 53%となっている（図表 3-3-4）。

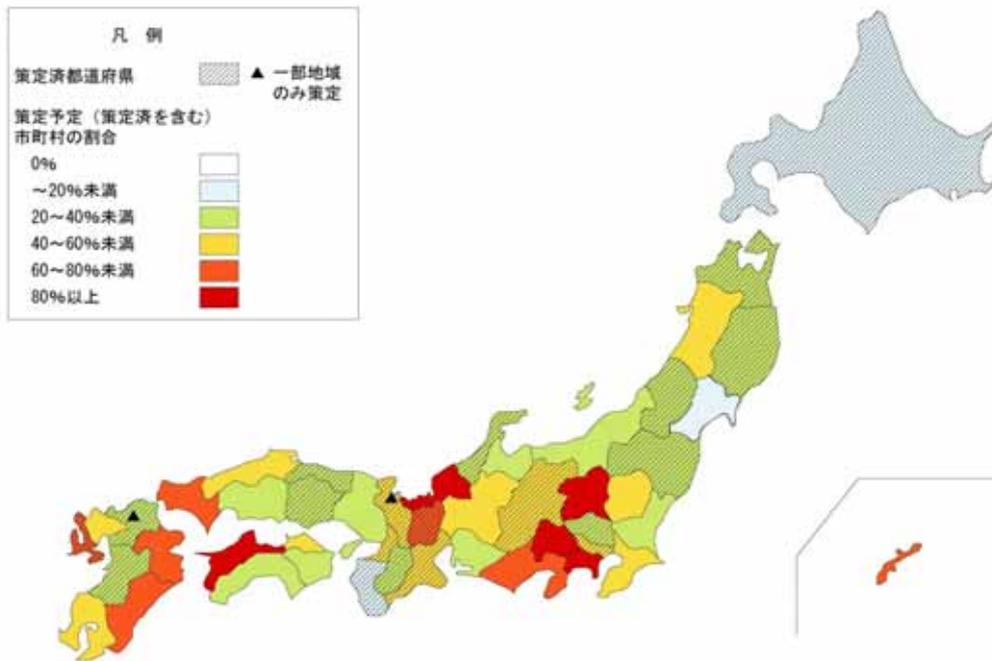
○市区町村の意向によると、平成 25 年度末までに景観行政団体は 607 団体、景観計画を策定している市区町村は 471 団体となる見込みである。また、平成 26 年度以降の市区町村を加えると、景観行政団体は 647 団体、景観計画を策定している市区町村は 538 団体となる見込みである（図表 3-3-4）。



図表 3-3-4 景観行政団体と景観計画策定団体の推移 (出典 8・10)

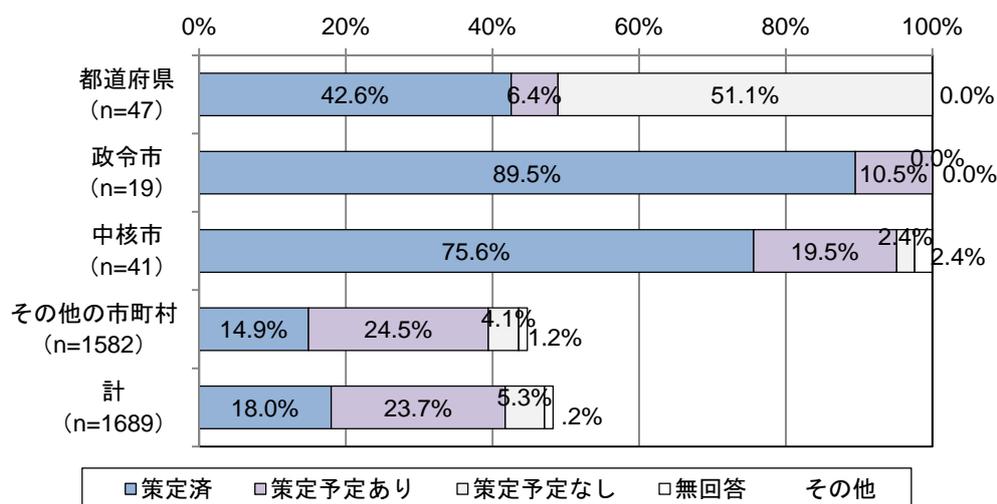
2. 都道府県別の景観行政団体と景観計画策定の状況

○都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市区町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市区町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通しとなっている。（図表3-3-5）



図表3-3-5 都道府県別の景観計画策定予定（策定済を含む）市区町村の割合（出典8）

3. 都市規模（都道府県・政令市・中核市・その他市町村）別の取り組み動向
- 都道府県は概ね過半に当たる 24 県（51.1%）が景観計画の策定を予定していない。政令市・中核市は、それぞれ 89.5%、75.6%の市で景観計画策定であり、今後、2 団体（中核市）を除き景観計画が策定される予定である。また、その他の市町村では今後、39.4%が、景観計画を策定する予定である。（図表 3-3-6）



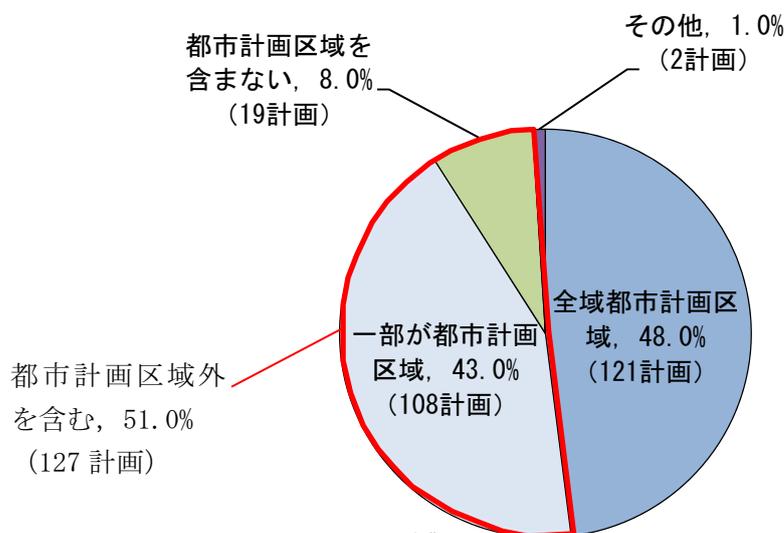
図表 3-3-6 都市規模別の景観計画策定団体の割合 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,689)

*グラフは景観行政団体または景観行政団体になる意向のある地方公共団体のみを表示。

4. 景観計画区域と都市計画区域

- 都市計画区域との関係を見ると、48.0%が「全域都市計画区域」である一方で、「一部が都市計画区域」が 43.0%、「都市計画区域を含まない」が 8.0%であり、合計 51.0%が都市計画区域外を対象に含んでいる。（図表 3-3-7）

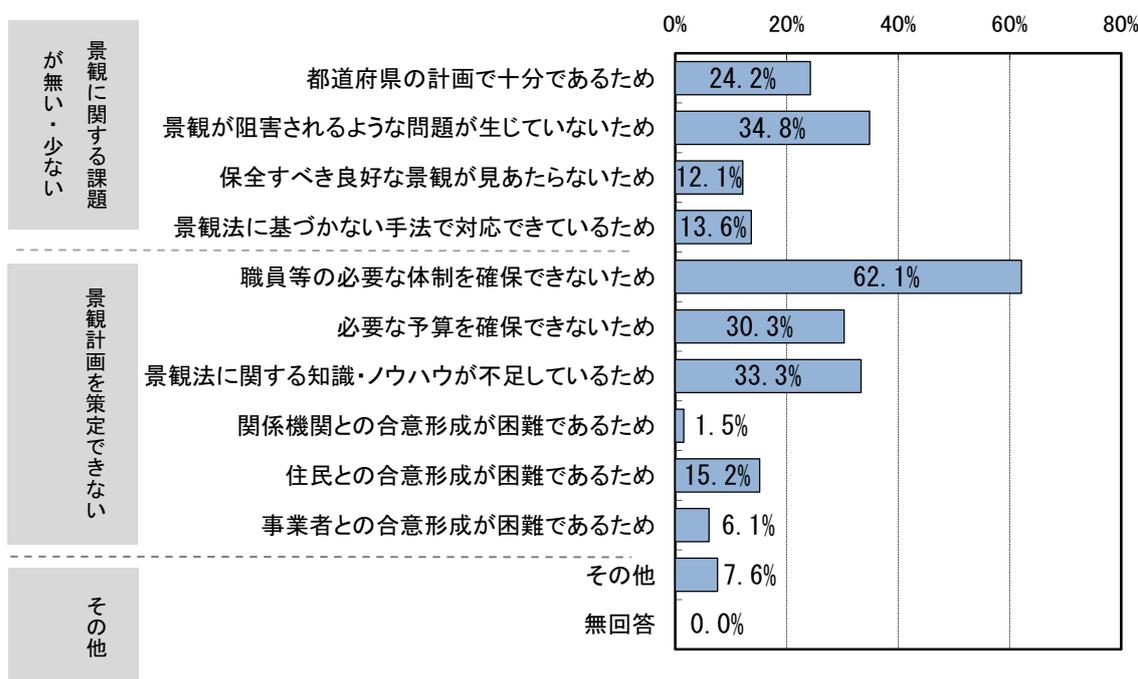


図表 3-3-7 景観計画区域の設定状況 (出典 6)

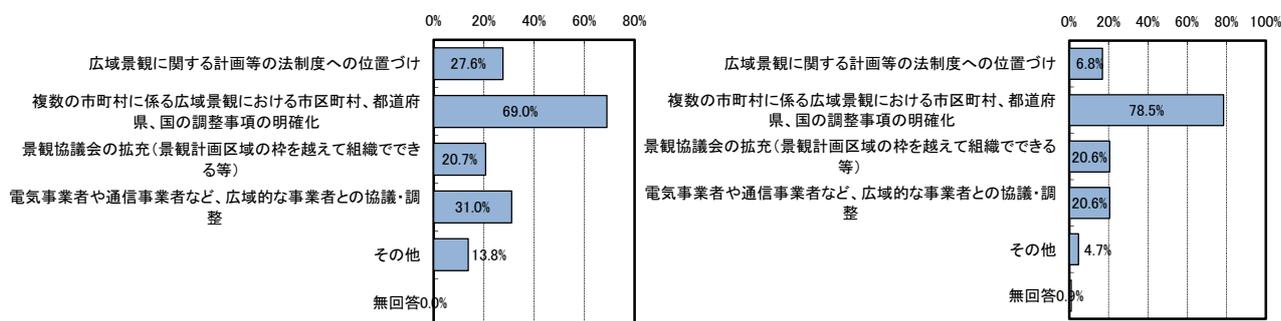
(H22 年 7 月 1 日時点、景観計画 n=250)

ii. 課題

- 景観行政団体（意向を含む）である市町村が景観計画を策定する予定のない理由として、人材（62.1%）、知識・ノウハウ（33.3%）及び予算（30.3%）の不足を多く回答している。（図表3-3-8）
- 地方公共団体等により、広域的な景観形成に取り組む必要性や国、都道府県、市町村の役割分担の明確化の必要性について指摘がある（図表3-3-9）
- 有識者により、景観計画の策定を予定している市町村に対し、地域の特性に応じた景観計画の策定方法や活用方法等に関する情報提供等の必要性が指摘されている。



図表3-3-8 景観計画を策定する予定がない理由（複数回答可）（出典8）
（H23年9月1日時点、市町村 n=66）



図表3-3-9 広域景観に取り組む上で必要なこと（複数回答可）（出典5）
左：都道府県 n=29、右：市町村 n=107、平成22年7月1日時点

iii. 成果や工夫事例

- 都道府県では、市町村による景観形成の取り組みの促進を図るほか、広域的な景観形成のために主体的や役割を果たしている事例がある。

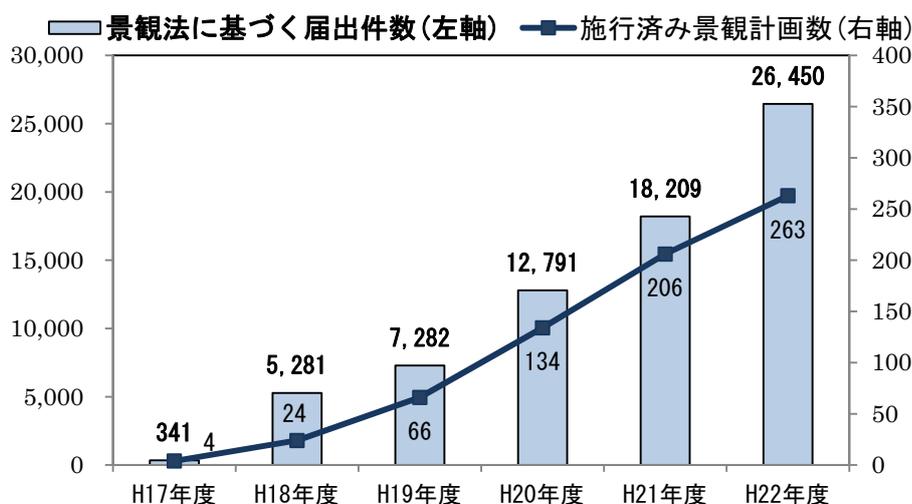
II. 必須事項（行為の制限）の活用状況

i. 現状

1. 景観法に基づく届出と勧告・変更命令件数

○1つの景観計画当たり平均約100件/年の届出が行われており、景観計画の策定数の増加に応じて、届出数も年々増加している。（図表3-3-10）

○これに対して、勧告は平成22年度で57件（届出件数比0.2%）と、届出件数に比して著しく少ない。変更命令や罰則は未だ実績はない。（図表3-3-11）



図表 3-3-10 景観計画数と届出件数の時系列変化（出典 2・8）

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
届出	件数	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450	70,354
	計画数	4	24	66	134	206	263	697
勧告	件数	0	0	4	104	41	57	206
	団体数	0	0	3	4	6	5	18
変更命令	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0
期間延長	件数	0	0	0	1	4	3	8
	団体数	0	0	0	1	4	3	8
罰則	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0

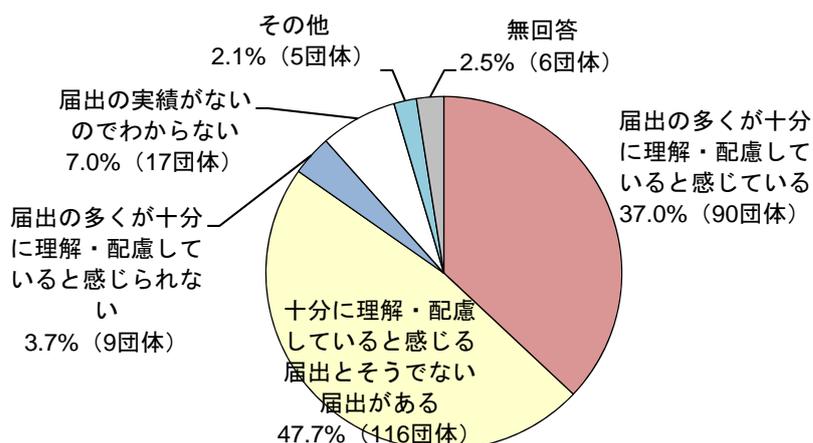
図表 3-3-11 勧告、変更命令、罰則の状況（出典 4・6・8）

2. 景観法に基づく届出の状況や届出の審査・勧告・変更命令の運用課題

○届出について、届出者が行為の制限の趣旨や意味を「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と景観計画策定団体の47.7%が回答している。(図表3-3-1 2)

○また、行政側も、勧告・変更命令に関し、「数値基準に違反するもの以外は勧告や変更命令が出しにくい」(63.0%)、「担当職員では勧告・変更命令の判断が困難」(38.3%)といった運用上の課題を有しており、勧告等件数の少なさの一因であると考えられる。(図表3-3-1 3)

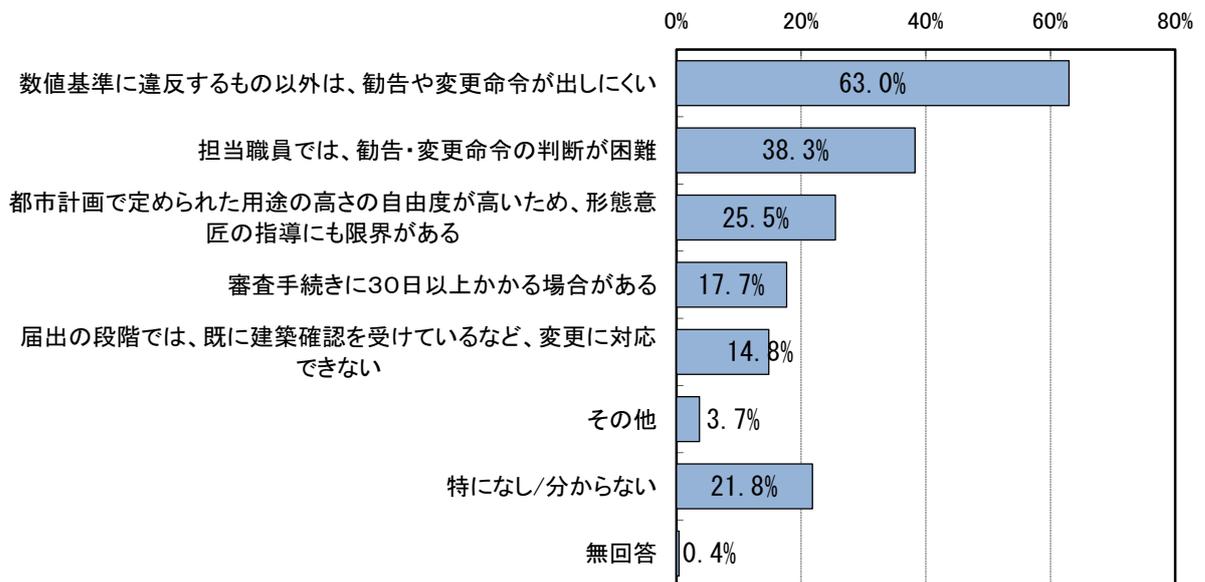
○良好な景観形成を進めるために景観誘導を行う上での課題として、41.2%が「定性基準の運用など、総じて基準の運用方法に悩んでいる」と回答し、さらに、40.3%が「事業者の理解や協力姿勢が乏しい」、39.5%が「行政職員の専門的な知識や調整能力が不足」、32.1%が「担当する行政職員数が不足」と回答している。(図表3-3-1 4)



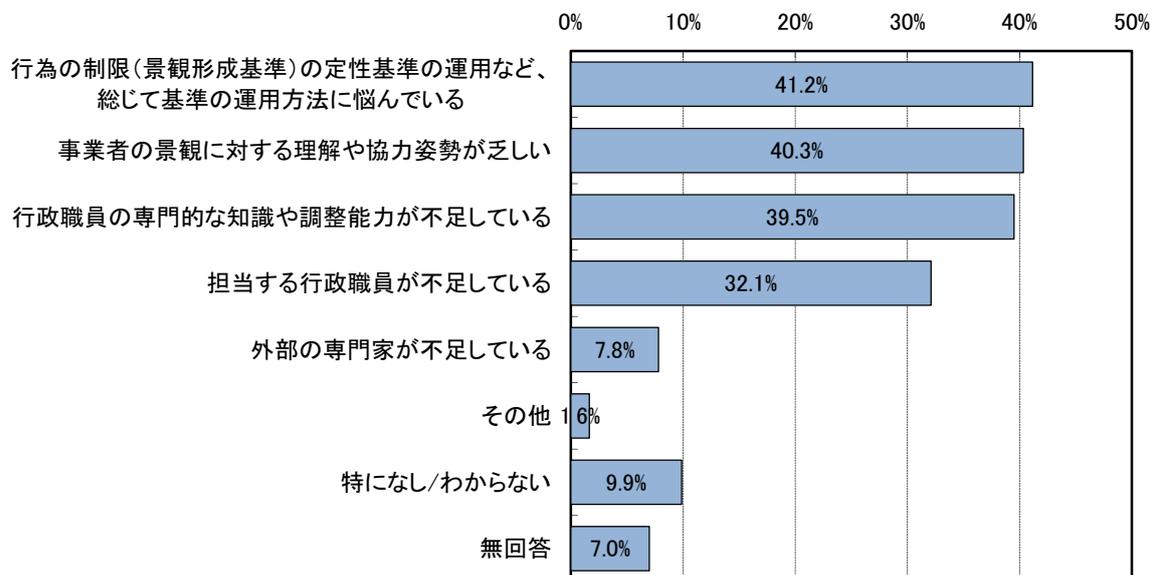
図表3-3-1 2 景観法16条届出内容を見て、届出者は行為の制限の主旨や意味を十分に理解している、または行為の制限を踏まえた建築計画となるように配慮や工夫が見られると感じますか。(H22年7月1日時点、景観計画策定団体n=243) (出典2)

● (参考)「届出者が理解していない原因」(図表3-3-1 2に関する自由意見をもとに集計)

- A 事業者、設計者等の景観への意識が低い(基準の必要性が理解されない、公共の利益よりも個人の利益(予算)や企業の仕様などが優先されている) 60団体
- B 景観法や景観計画・条例の周知が不十分(そもそも知らない、知らないまま建築計画を検討してしまっている等) 58団体
- C 設計者・事業者が「配慮する」の具体的なイメージが持てない(何をすれば良いか分からない、捉え方が不十分、景観像が共有できず行政と事業者で解釈が共有化されない等) 14団体



図表 3-3-1 3 審査・勧告・変更命令の運用課題（複数回答可）（出典 6）
 （H22 年 7 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=243）



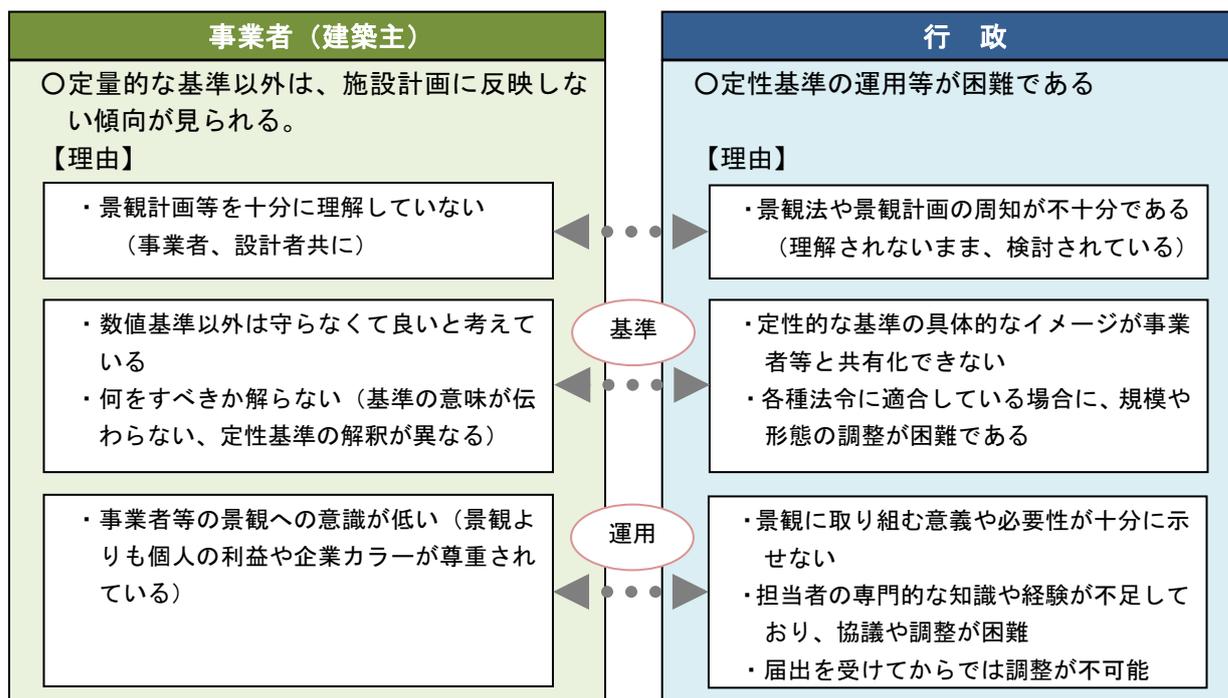
図表 3-3-1 4 魅力的な都市空間の創出に向けた景観誘導を進める上で、問題点や課題として認識していること（複数回答可）（出典 6）

（H22 年 7 月 1 日時点、景観計画 n=250）

※ここでの『景観誘導』とは、景観法に基づく届出だけでなく、自主条例に基づく事前協議や任意の事前相談等も含んだ景観に関する規制・誘導方策全般のこと

ii. 課題

- 景観計画の策定数の増加に応じて届出件数も増加しているが、勧告・変更命令の活用例は少ない。これは、必ずしも届出内容に問題がないことを示しているわけではなく、景観行政団体へのアンケートやヒアリングを通じて、事業者の理解の問題や行政側の運用上の課題等が関係していることが明らかになっている。(図表3-3-15)
- 景観法に基づく届出・勧告制度だけでは、望ましい景観に誘導していくには限界がある。



図表3-3-15 景観形成基準とその運用に関する課題の構図 (出典2)

iii. 成果や工夫事例

- 景観誘導を進めるにあたり、景観法の取り組みだけでなく自主条例による取り組みや関連施策との連携など、様々な工夫や取り組みが行われている。
- また、地域住民や専門家と協力した運用体制の充実も行われている。

- 景観形成基準により、外壁の色彩がベージュ系に統一され、景観計画に即した屋外広告物条例の運用により、落ち着いた雰囲気の街なみが形成された事例(神奈川県川崎市)



- 景観形成基準のうち色彩基準の望ましい運用事例を示すため、色彩ガイドラインとアドバイザー制度を組み合わせ、緑色のガスタンク(右側タンクの色)を、周辺の自然景観と調和したベージュ色(左側)に変更した事例。今後、右側のタンクも左側と同じ色に変更される予定(新潟県上越市)



Ⅲ. 主な任意事項の活用状況

i. 景観資源の保全（景観重要建造物、景観重要樹木）

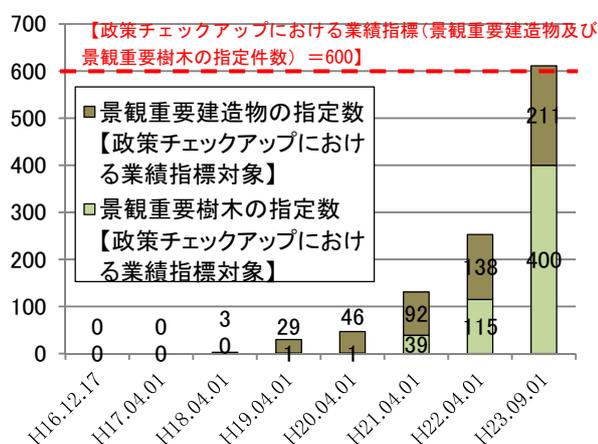
1. 現状

○景観重要建造物は211件、景観重要樹木は400件指定されており、政策チェックアップにおける業績指標の目標値600件以上の活用がなされている。

（図表3-3-16）

○地域により多様な建造物、樹木の指定事例が見られる。

○景観重要建造物・景観重要樹木ともに、7～8割の景観計画において指定方針が定められており、今後も指定数が増加することが見込まれる。（H21年8月1日時点）（出典4）



図表3-3-16 景観重要樹木・景観重要建造物の指定数の推移（出典12）

【政策チェックアップにおける業績指標】（H23年9月1日時点）

- 周囲のブナ林の自然景観に調和した建築デザインと色彩で整備した交流施設等を景観重要建造物に指定（北海道黒松内町）



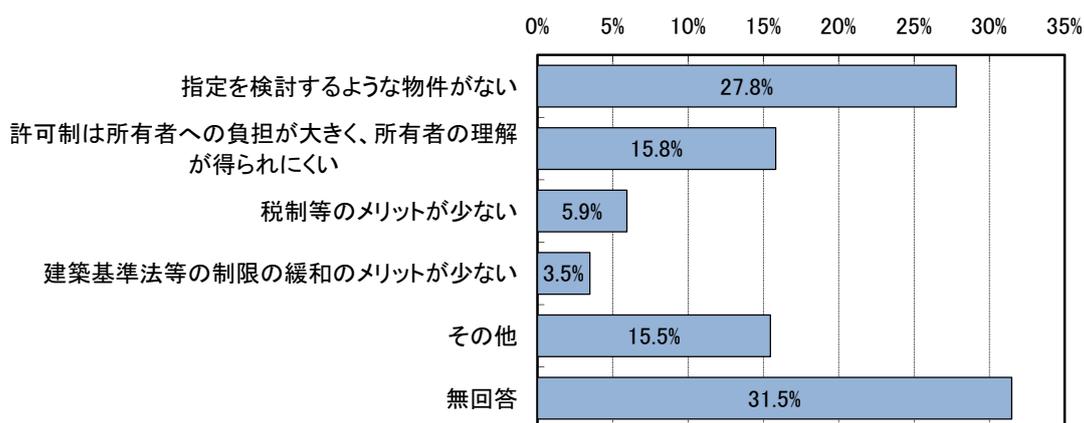
出典：「自然にやさしく人にやすらぎの田舎ブナ北限の里づくりをめざして」北海道黒松内町

- 都市計画区域外の景観上重要な樹木の保存のために景観重要樹木を活用。（静岡県浜松市）



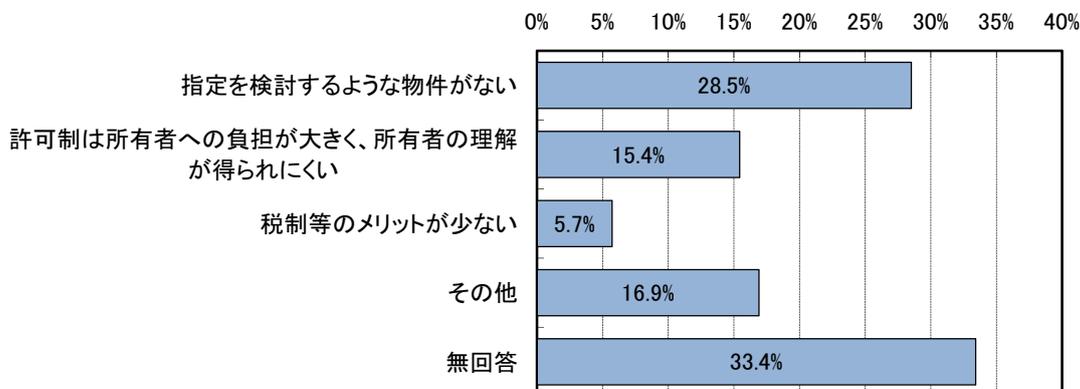
2. 課題

- 景観重要建造物、景観重要樹木の円滑な指定にあたっての課題として、地方公共団体アンケートでは、「許可制は所有者への負担が大きく、所有者の理解が得られにくい」ことが挙げられている。(図表 3-3-17、3-3-18)
- 地方公共団体からは、指定による労力や財政負担を懸念して指定に消極的という指摘がある。



図表 3-3-17 景観重要建造物の活用課題（複数回答可）（出典 3）

（H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,818）



図表 3-3-18 景観重要樹木の活用課題（複数回答可）（出典 3）

（H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,831）

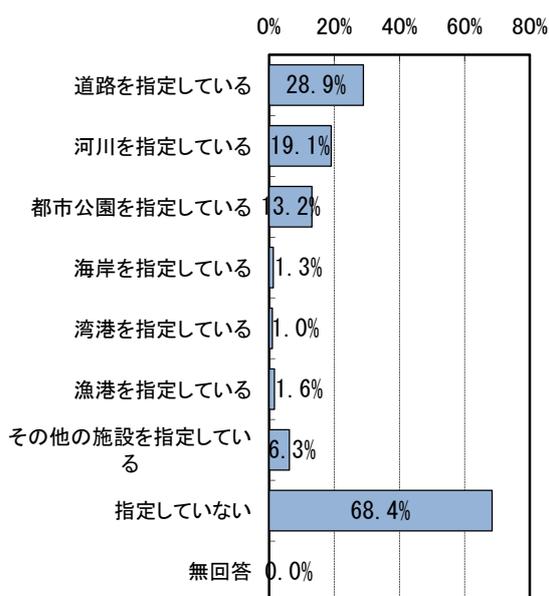
3. 成果や工夫事例

- 景観重要建造物に対し、独自の制度の併用や使い分け、修景補助と任意の管理協定等の制度を組み合わせることで制度活用の促進を図っている事例がある。
- 指定にあたり、関連組織との連携により効率的な調査、登録手続を実施している事例がある。

ii. 公共施設整備（景観重要公共施設）

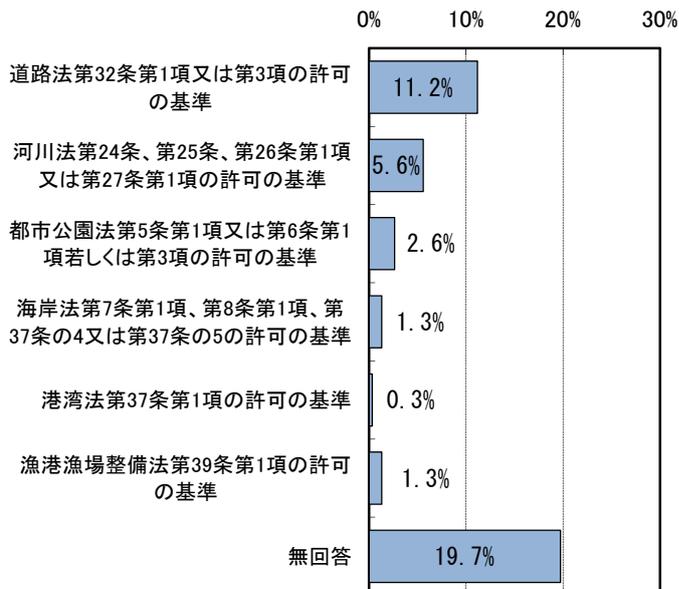
1. 現状

- 景観重要公共施設は96団体で指定されており、道路や河川、都市公園における活用が多い。（図表3-3-19、3-3-20）
- 周辺と調和した色彩などについて施設管理者間で連携した取り組みがみられる。



図表3-3-19 景観重要公共施設の指定施設（複数回答可）（出典8）

（H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304）



図表3-3-20 景観重要公共施設の占用などに関する許可基準の有無（複数回答可）（出典8）

（H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304）

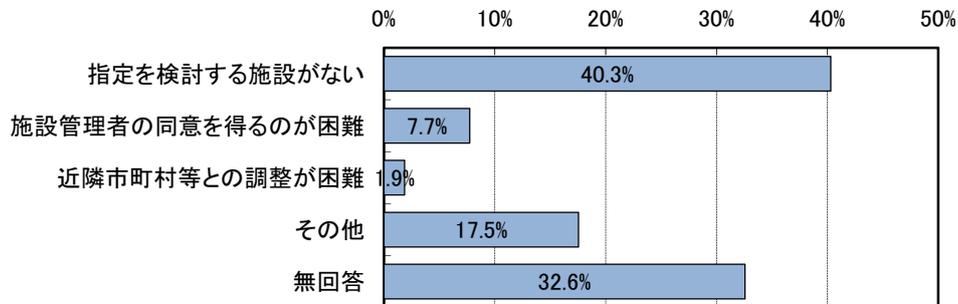
- 景観重要公共施設に指定した用水路の親水護岸整備において、景観計画に即して、柵の色彩の周辺との調和、桜並木の保全、自然石の石積み等により良好な景観形成を実現した事例（埼玉県八潮市）



2. 課題

- 地方公共団体や有識者から、地域の景観の核あるいは規範となる魅力的な都市空間の創出の観点から、先導的な景観整備に果たす公共施設の役割が大きいことから、本制度をさらに活用する（関係地方公共団体が各景観計画において共通して景観重要公共施設として位置付けることによって連携する）ことの可能性について指摘されている。

- 景観重要公共施設の課題として、地方公共団体アンケートによると「施設管理者の同意を得るのが困難」という回答が7.7%ある。(図表3-3-2 1)
- 都道府県からは、行為の制限に対する施設管理者の理解が得られにくいことが指摘されている。



図表3-3-2 1 景観重要公共施設の活用課題（複数回答可）（出典③）
 （H21年8月1日時点、地方公共団体 n=1,791）

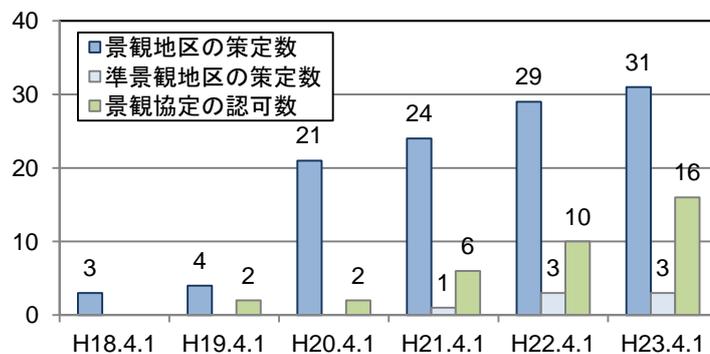
3. 成果や工夫事例

- 公共施設管理者間の前向きな協力による整備の実現事例や、公共事業担当職員の意識啓発の取り組み事例がある。

iii. 地区単位の景観形成（景観地区、準景観地区、景観協定等）

1. 現状

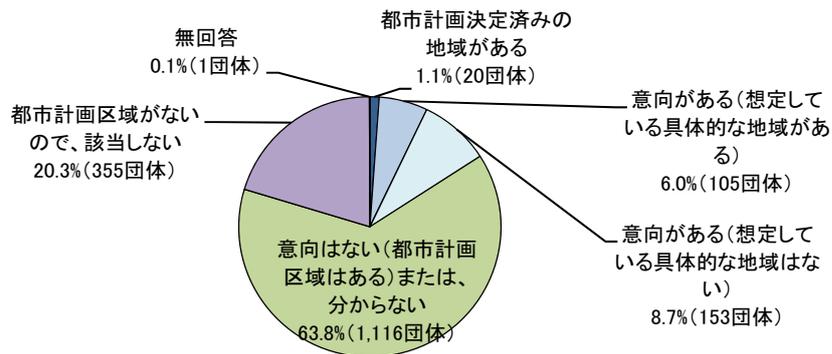
- 景観地区は32地区、準景観地区は3地区で指定され、景観協定は20件で認可されている。(H23年9月1日時点)（出典¹²）指定数は少ないものの年々増加している。(図表3-3-2 2)
- 地区計画等形態意匠条例が制定された地区計画は、7団体、28地区で指定されている。(図表3-3-2 3)
- 地方公共団体アンケートでは、具合的な地域を想定した活用意向が景観地区は100を超える団体、準景観地区は20を超える団体において示されている。(図表3-3-2 4、3-3-2 5)
- 景観地区、準景観地区には、地域の景観特性に応じて活用事例が見られる。景観協定では、区画整理事業や道路整備事業と併せたルールづくりへの活用事例が多い。



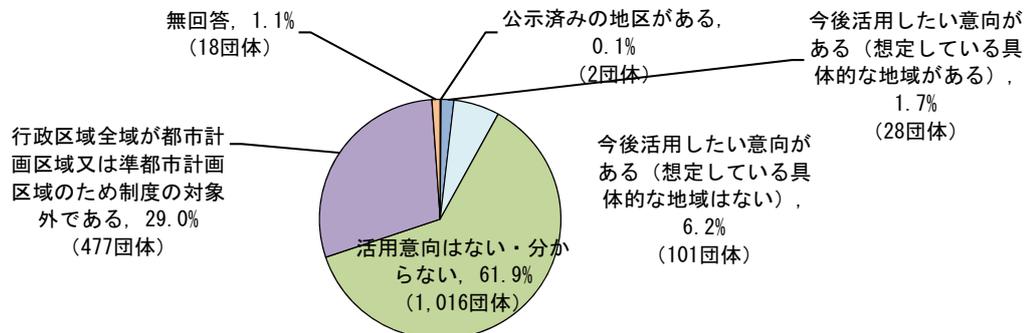
図表3-3-2 2 景観地区、準景観地区、景観協定の地区数（出典¹²）

自治体名	条例の名称	公布年月日	施行年月日	地区数
東京都 千代田区	千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成 20 年 12 月 10 日 (従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	平成 20 年 12 月 10 日 (従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	2 地区
東京都 府中市	府中市景観条例	平成 22 年 3 月 16 日 (一部改正)	平成 22 年 3 月 16 日	3 地区
神奈川県 横浜市	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成 19 年 12 月 25 日	平成 19 年 12 月 25 日	5 地区
神奈川県 川崎市	川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例	平成 21 年 3 月 26 日	平成 21 年 7 月 1 日	4 地区
神奈川県 小田原市	小田原市地区計画形態意匠条例	平成 19 年 3 月 29 日	平成 19 年 3 月 29 日	2 地区
石川県 金沢市	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成 22 年 3 月 25 日 (条例改正)	平成 22 年 7 月 1 日	6 地区
奈良県 奈良市	奈良市地区計画形態意匠条例	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日	6 地区
合計	—	—	—	28 地区

図表 3-3-2 3 地区計画形態意匠条例が制定された地区計画 (出典 8)



図表 3-3-2 4 景観地区の活用意向 (出典 6) (H22 年 7 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,750)

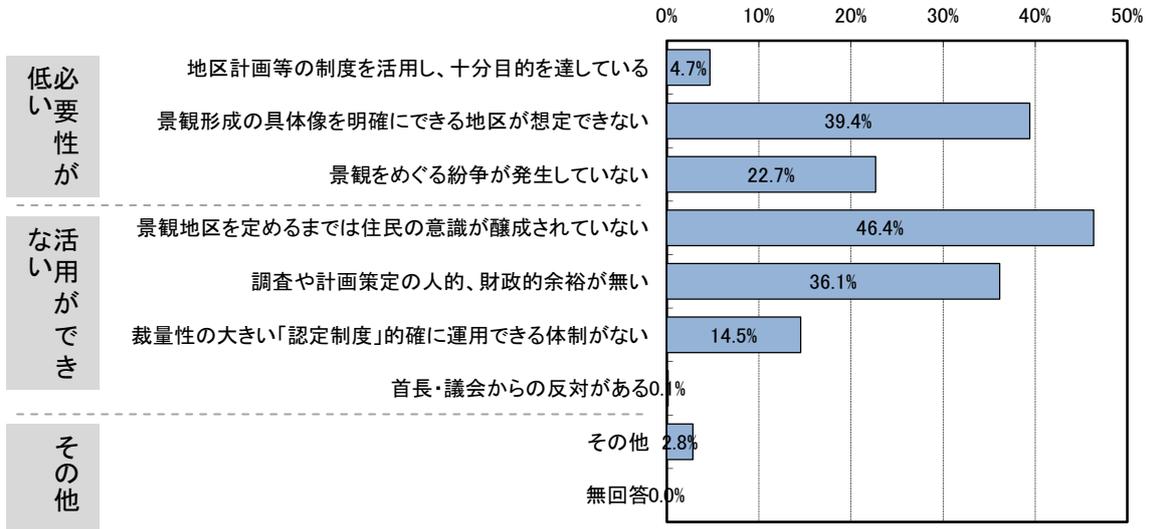


図表 3-3-2 5 準景観地区の活用意向 (出典 8) (H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,642)

2. 課題

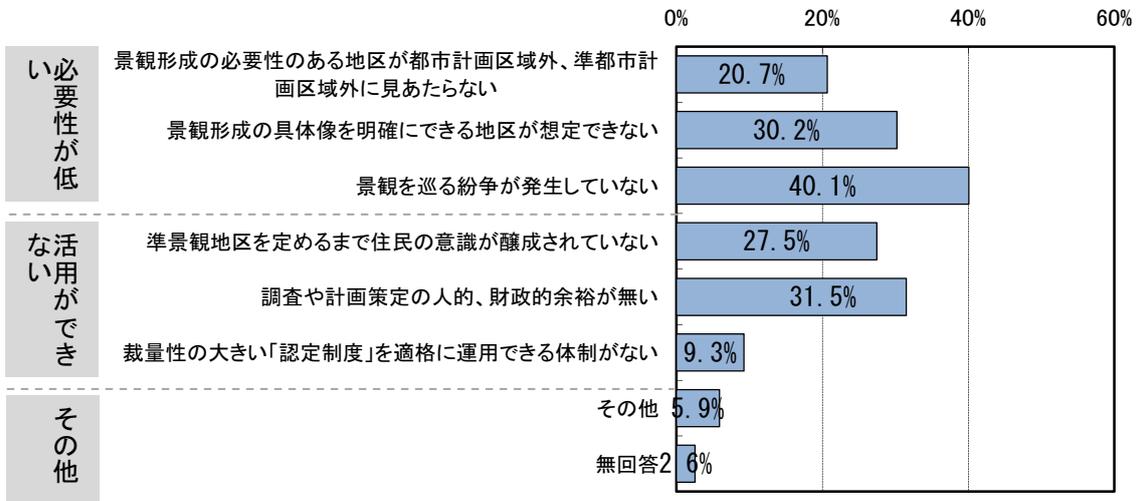
○地方公共団体アンケートによると、景観地区・準景観地区については、地

方公共団体の期待通りには住民意識が醸成されていないこと、また、人的・財政的余裕がないことが課題になっている。(図表 3-3-2 6、3-3-2 7、3-3-2 8)



図表 3-3-2 6 景観地区の活用課題 (複数回答可) (出典 3)

(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,124)



図表 3-3-2 7 準景観地区の活用課題 (複数回答可) (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,016)



図表 3-3-2 8 景観協定の活用課題 (複数回答可) (出典 11)

(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,814)

3. 成果や工夫事例

○独自の取り組みにおいて、事業と組み合わせたルール策定等による地区景観の形成の取り組みの工夫が見られる。

- 街路整備と一体的なまちづくりとして、建物の位置(道路境界から 50cm以上)、緑化(道路からの後退部を緑化)、道路の清掃や緑化等のコミュニティ活動参加について基準を定めた景観協定を締結した事例。住宅建替えの際の事前届出を義務付け地元住民同士による審査を行っている。(佐賀県唐津市)



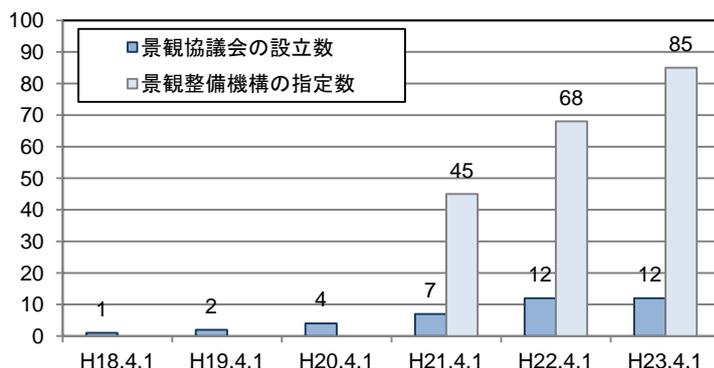
- 道路整備にあわせて、デザインガイドラインの策定及び整備に関する任意協定の締結、修景助成により沿道景観整備を促進した事例。この取り組みは景観計画策定に発展している。(愛媛県松山市)



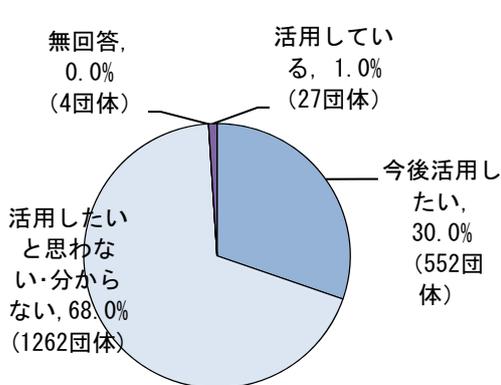
iv. 体制づくり (景観協議会、景観整備機構)

1. 現状

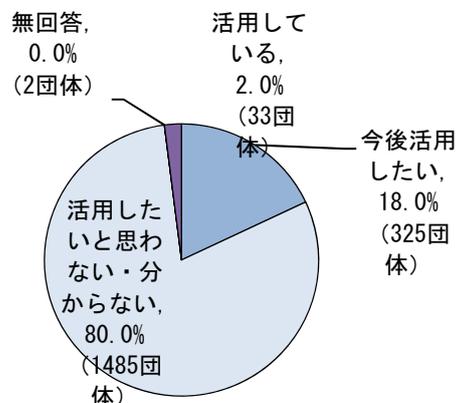
- 景観法任意事項である景観協議会は 12 協議会が設立され、景観整備機構は延べ 87 法人(重複を除くと 48 法人)が指定されており(H23 年 9 月 1 日時点)^{(出典¹²⁾}、年々増加している。(図表 3-3-2 9)
- 地方公共団体アンケートでは、景観協議会については 500 を超える団体、景観整備機構については 300 を超える団体において活用意向が示されている。(図表 3-3-3 0、3-3-3 1)
- 景観整備機構は建築士会の指定が 15 法人と多い。



図表 3-3-29 景観協議会の設立数、景観整備機構の指定数 (出典 12)



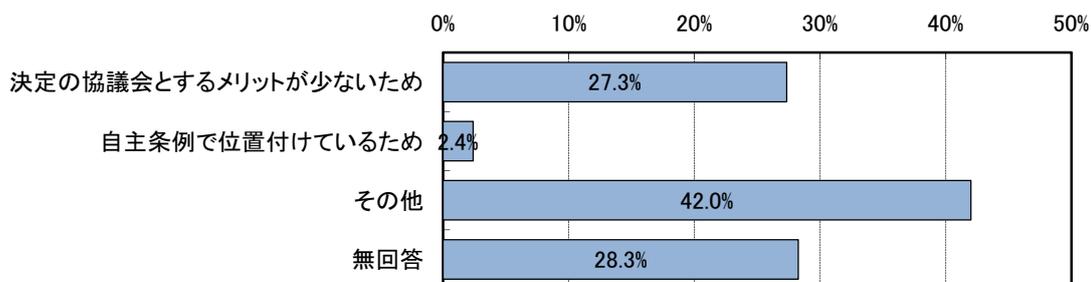
図表 3-3-30 景観協議会の活用意向 (出典 3)
(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1, 845)



図表 3-3-31 景観整備機構の活用意向 (出典 3)
(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1, 845)

2. 課題

- 景観協議会については、地方公共団体アンケートでは法定の景観協議会にするメリットが少ないとする回答が多く、景観協議会の制度に対する理解が十分とは言えない。(図表 3-3-32)
- 景観整備機構については、地方公共団体アンケートでは該当する能力のある団体がないという意見が多い一方で、有識者からは、まちづくり活動団体への指定が進んでいないという指摘がある。(図表 3-3-33)



図表 3-3-32 景観協議会の活用上の課題 (複数回答可) (出典 3)
(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1, 845)



図表 3-3-3 3 景観整備機構の活用上の課題（複数回答可）^{（出典 3）}

（H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,845）

3. 成果や工夫事例

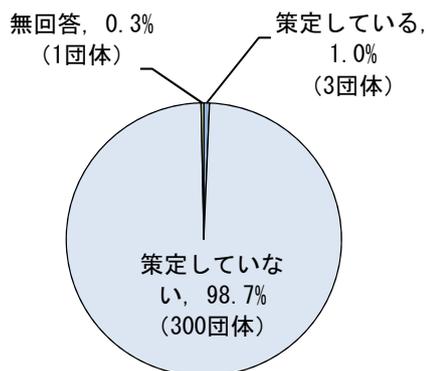
- 景観協議会における協議の結果、景観に配慮した公共施設整備がなされた事例や、まちづくり活動団体が景観整備機構に指定され、積極的に意識啓発を行っている事例がある

IV その他の任意事項及び他法令に基づく制度の活用

i. 現状

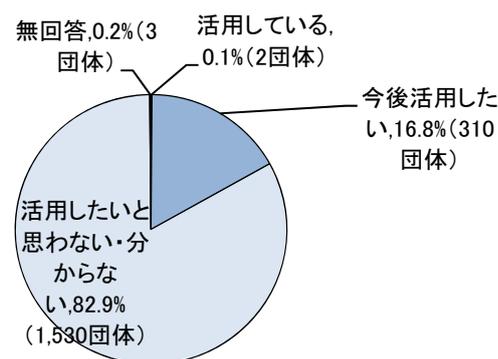
1. その他の任意事項の活用状況

○景観農業振興地域整備計画、自然公園法特例許可の活用はまだ少ないが、活用意向はそれぞれ 300 を超える団体、200 を超える団体において示されている。(図表 3-3-34、3-3-35、3-3-36、3-3-37)



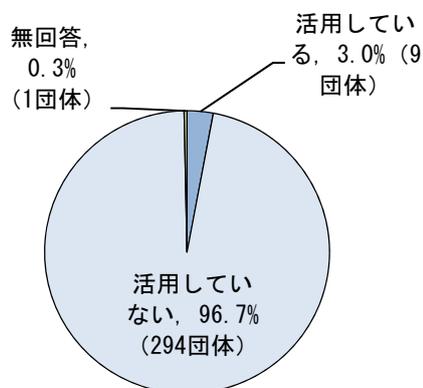
図表 3-3-34 景観農業振興地域整備計画の策定状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=304)



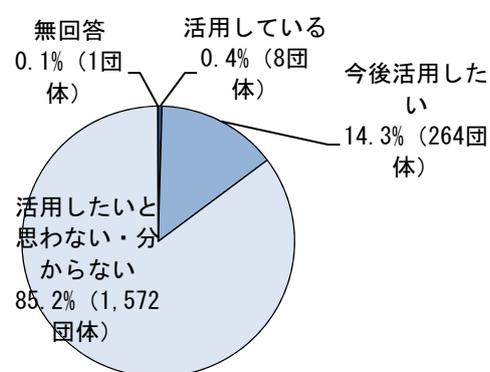
図表 3-3-35 景観農業振興地域整備計画の活用意向 (出典 3)

(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,845)



図表 3-3-36 自然公園法特例許可の活用状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=304)

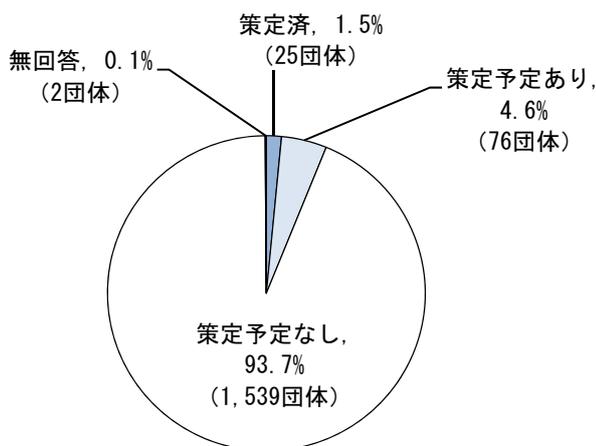


図表 3-3-37 自然公園法特例許可の活用意向 (出典 3)

(H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,845)

2. 他法令に基づく制度の活用状況

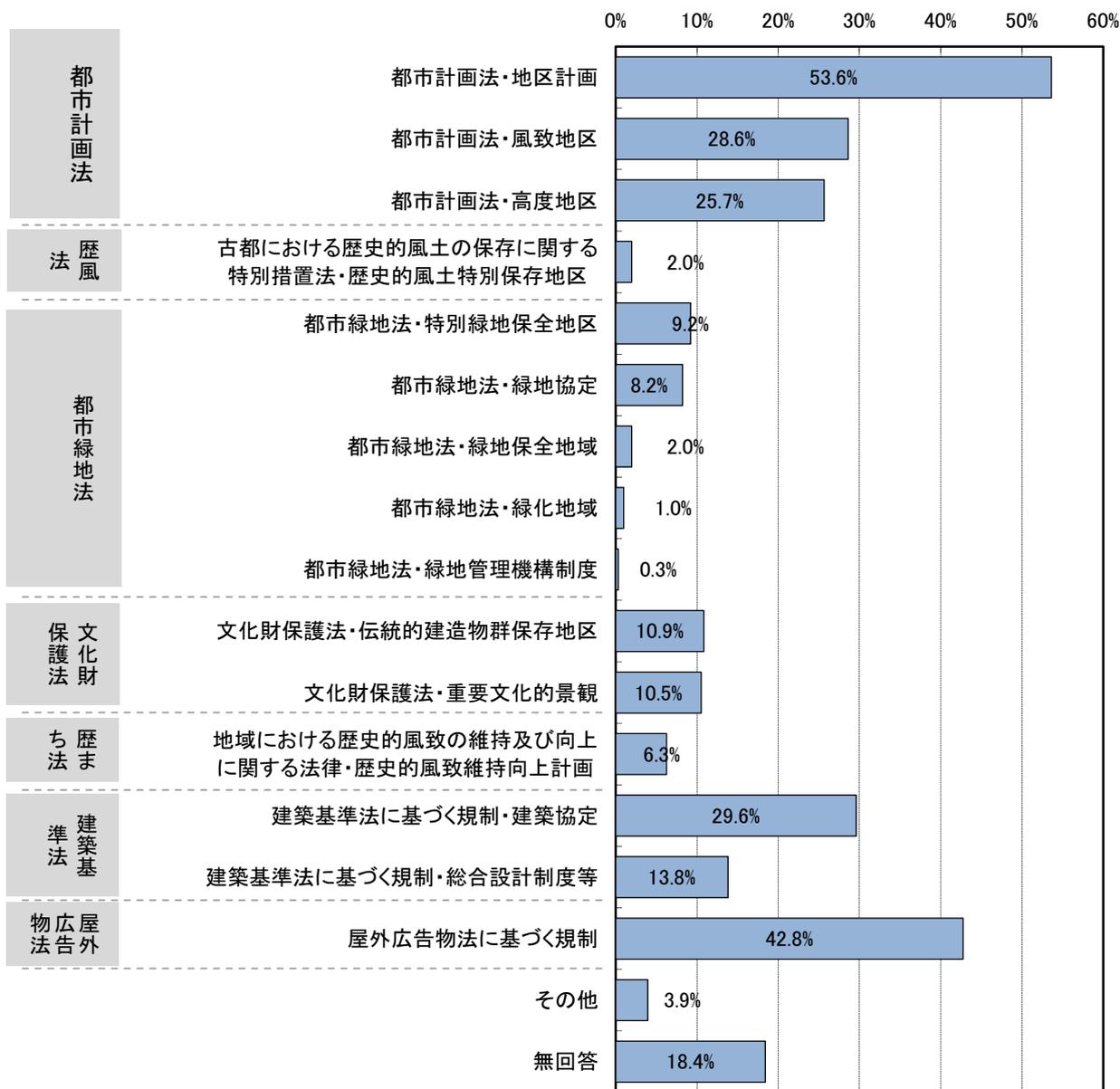
- 他法令に基づく制度のうち、政策チェックアップにおける業績指標である歴史的風致維持向上計画認定数は、平成23年9月1日現在で26団体であり、地方公共団体の策定意向を踏まえても、目標値100団体（目標年度：平成24年度）の達成が難しい見込みである。（図表3-3-38、3-3-39）
- その他の法令については、都市計画法、屋外広告物法が良好な景観形成を目的として多く活用されている。（図表3-3-40）



図表 3-3-38 歴史的風致維持向上計画の策定状況 （出典8）
 （H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,642）

	全体	策定済	策定予定あり	策定予定なし	無回答	策定予定(希望)時期					
						H23年度末まで	H24年度末まで	H25年度末まで	H26年度以降	未定・検討中	無回答
市町村(三大都市圏)	467	7	17	443	0	3	1	2	1	10	0
	100.0%	1.5%	3.6%	94.9%	0.0%	0.6%	0.2%	0.4%	0.2%	2.1%	0.0%
市町村(地方圏)	1,175	18	59	1,096	2	9	5	1	6	33	5
	100.0%	1.5%	5.0%	93.3%	0.2%	0.8%	0.4%	0.1%	0.5%	2.8%	0.4%
計	1,642	25	76	1,539	2	12	6	3	7	43	5
	97.2%	1.5%	4.5%	91.1%	0.1%	0.7%	0.4%	0.2%	0.4%	2.5%	0.3%

図表 3-3-39 歴史的風致維持向上計画策定状況 （出典8）
 （H23年9月1日時点、市町村 n=1,642）

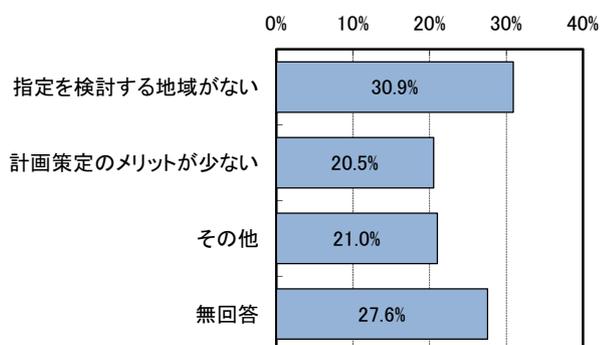


図表 3-3-40 景観計画や景観地区を目指す良好な景観形成のための、他法令に基づく制度の活用状況（複数回答可）^{（出典 8）}

（H23 年 9 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=304）

ii. 課題

○景観農業振興地域や他法令による制度の活用については、地方公共団体アンケートでは「計画策定のメリットが少ない」という回答が多く、制度に対する理解が十分とは言えない。(図表 3-3-4 1)



図表 3-3-4 1 景観農業振興地域の活用しない理由・活用に当たっての課題（複数回答可）^(出典 3) (H21 年 8 月 1 日時点、地方公共団体 n=1, 845)

iii. 成果や工夫事例

○他法令に基づく制度の活用や他分野の取り組みとの連携により、景観形成の促進を図っている事例がある。

●仙台市定禅寺通地区における他制度の活用や事業との連携
沿道地区は地区計画により用途、壁面後退、建物の高さ・形態・意匠などの基準を制定。また条例に基づく「景観形成地区」指定及び「広告物モデル地区」指定により、外壁の材料・色彩、オープンスペースの創出や、広告物の形態・意匠・色彩、フラッグなどの基準を制定し運用している。平成 23 年度に、都市景観大賞特別賞を受賞している。(仙台市)



●一関市本寺地区における様々な事業と組み合わせた取り組み

一関市では、本寺地区景観計画に基づき、景観農業振興地域整備計画を策定している。このほか、農村景観の保全のためには農業の継続が不可欠であることから、景観保全型の農地整備に取り組むと共に、交流活動拠点施設の整備、地域資源や伝統文化を活用した農業・農村体験などグリーン・ツーリズム、産直・農家レストラン等の各種事業を幅広く展開して都市農村交流による地域活性化を目指しながら、景観の保全と観光との調和に努めている。（岩手県一関市）



図表 本寺地区における取り組み

出典：東北農政局ホームページ

●景観地区における特定用途制限地域を併せた活用

・獅子森景観地区では、風土性を尊重した赤瓦屋根や外壁の色、建築設備に関することや、建築物の高さの最高限度に関すること、壁面の位置の制限に関すること、敷地面積の最低限度に関することなどを制限。特定用途制限地域の指定により、条例によって住環境、自然環境を阻害する恐れがある建築物として、建築基準法別表第2(い)項第1号、2号、9号及び10号に掲げる建築物以外の建築物を規制(沖縄県石垣市)



建築基準法別表第2(い)項第1号、2号、9号及び10号に掲げる建築物以外の建築物

3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
4. 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの
5. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
7. 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)
8. 診療所

●景観重要建造物と歴史まちづくり法の活用事例

老朽化した江戸時代の彦根藩における中級武家屋敷の典型をなす長屋門を、景観重要建造物及び歴史的風致維持向上計画における歴史的風致形成建造物として指定。老朽化した長屋門の復元・修理とともに、周辺の環境整備を行い、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進。(滋賀県彦根市)



(2) 都市緑地法に基づく制度の活用状況

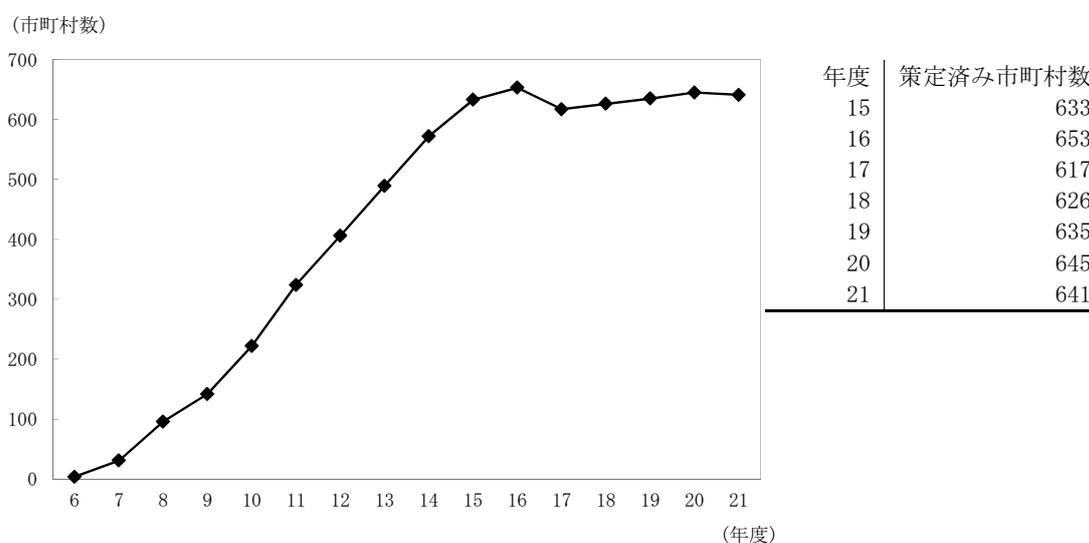
I. 緑地保全、緑化推進に関する取り組みの実施状況

i. 都市の緑に関する計画の策定

1. 緑の基本計画【平成16年法改正事項】

1. 制度の概要、活用状況及び評価

都市緑地法第4条に基づく緑の基本計画の策定市町村数は、平成15年度末633市町村に対し、平成22年度末641市町村と増加している（図表3-3-42）。市町村合併が作成市町村数の減少要因（約100市町村）となっているため、実質的には、緑の基本計画の策定が着実に進んでいる。



図表3-3-42 緑の基本計画策定自治体数

2. 事例

緑の基本計画において、緑の有する都市景観形成機能に着目した計画策定を行う事例も見られる。例えば、鎌倉市緑の基本計画（平成18年7月）では、めざすべき緑の考え方の一つに「美しい景観をつくる緑」を位置付け、緑の配置とネットワークの計画を策定している。市街地を包み込む丘陵と前面に広がる海を基盤とした緑・オープンスペースが都市景観形成に特に重要な機能を果たしていることや、コンパクトな都市空間の中に程よくちりばめられている緑豊かな住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑・オープンスペースが魅力ある都市景観形成に大きく寄与していること等を評価した上で、「鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観をつくる緑のネットワークの形成を図る」という目標を掲げている（図表3-3-43）。



図表 3-3-4 3 鎌倉市の景観資源分布（鎌倉市緑の基本計画）

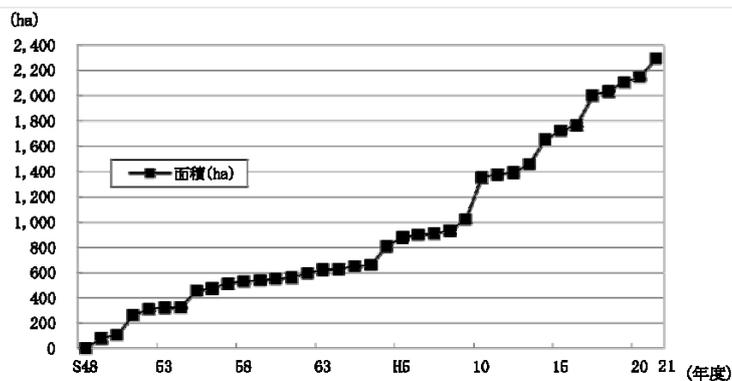
ii. 都市の緑地の保全

1. 特別緑地保全地区【平成 16 年度相続税の特例措置の実施】

1. 制度の概要及び活用状況

都市緑地法第 12 条に基づき、都市計画区域内の緑地について都市計画の地域地区として定め、開発行為を許可制により規制して緑地を確実に保全する特別緑地保全地区制度に関し、土地所有者の負担軽減を図るため、平成 16 年より相続税が 8 割評価減になる見直しを実施した。（財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2）

特別緑地保全地区は、平成 15 年度末で 312 地区、1,721ha に対し、平成 21 年度末で 398 地区、2,293ha に増加している（図表 3-3-4 4）。また、近郊緑地特別保全地区については平成 15 年度末で 26 地区、3,341ha に対し、平成 21 年度末で 27 地区、3,516ha に増加している。このように、特別緑地保全地区制度による緑地の保全が着実に進んでいる。



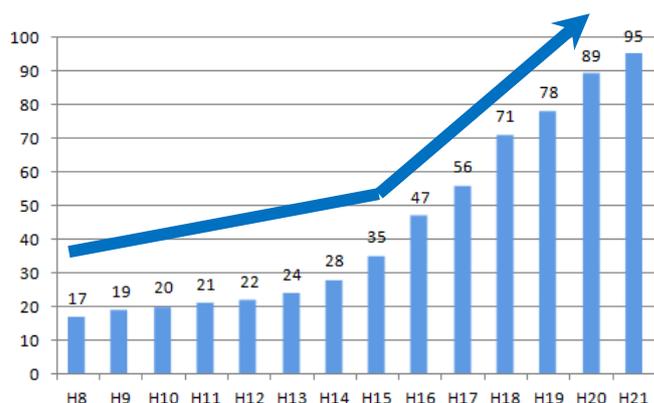
図表 3-3-4 4 特別緑地保全地区の指定面積の推移（全国）

2. 制度の評価及び課題

平成 16 年度の税制改正により、土地所有者にとって、特別緑地保全地区に指定されれば確実に相続税の大幅な減免を受けられることになった。この改正について、地方公共団体からは、土地所有者との調整が非常に円滑に行えるようになったという評価を受けている。例えば、川崎市では年平均 3ha 程度であった特別緑地保全地区の指定面積が 10ha 程度と 3 倍以上に増加しており、指定が大きく促進されている。(図表 3-3-4 5)

一方、特別緑地保全地区の指定実績は、全 398 地区のうち、309 地区(78%)、1,360ha(59%)が政令市に存しており、政令市での指定実績の割合が極めて多い。(図表 3-3-4 6) これは、特別緑地保全地区に指定すると、一定の条件により都市緑地法第 17 条に基づく土地の買入れが義務となることから、買入れるための財政確保が困難な市町村や地価が極めて高い都市部の市区町村が指定を躊躇していることによる。

東京都では、平成 22 年より特別緑地保全地区の買入れに際し、国による補助(1/3)を除いた地方負担分(2/3)の半分を補助する制度を創設し、特別緑地保全地区の指定促進を行っており、更なる指定促進が期待される。



図表 3-3-4 5 特別緑地保全地区の指定面積の推移 (川崎市)

※グラフでは、公示のみ H22 に行われた面積を H21 実績として加えた。

都道府県	地区数	面積 (ha)
政令市		
北海道	25	236.0
うち 札幌市	23	48.2
宮城県 (仙台市)	1	81.0
秋田県	1	3.2
茨城県	1	24.0
群馬県	9	32.0
埼玉県	14	19.9
うち さいたま市	3	1.9
千葉県	20	60.9
うち 千葉市	11	51.3
東京都	23	231.0
うち 東京特別区	8	84.5
神奈川県	106	415.1
うち 横浜市	36	211.1
うち 川崎市	54	89.4
石川県	3	8.5
岐阜県	4	85.9
静岡県 (浜松市)	1	6.7
愛知県	73	193.8
うち 名古屋市	72	184.1
京都府 (京都市)	2	26.0
大阪府	3	2.4
うち 大阪市	1	0.5
兵庫県	24	484.3
うち 神戸市	20	461.6
山口県	1	180.0
福岡県	87	201.8
うち 北九州市	17	83.3
うち 福岡市	68	114.7
合計	398	2,292.5

図表 3-3-4 6 地方公共団体別特別緑地保全地区活用実績

2. 緑地保全地域制度【平成 16 年度創設】

1. 制度の概要及び活用状況

里地里山など比較的広域的な見地から緑地を保全するために、都市整備と調和しつつ、総体としての緑を維持保全していくことが必要であることを踏まえ、都市緑地法第 5 条に、届出命令制によって一定の土地利用との調和を図りつつ適正な保全を図る制度として、緑地保全地域制度を新たに創設した。

本制度については、現時点で指定実績がない。具体の地域指定への検討を進めている地方公共団体は存在するが、広域での行為規制に対する地権者調整には一定の期間が必要であるため、現時点では指定に至っていない。

2. 制度の評価及び課題

平成 21 年度に平成 16 年度の都市緑地法の法改正事項等のレビューを実施した緑地制度研究会（詳細は 3. 3. 5 参考資料に記載）では、指定実績がない理由について、

- ・都道府県、指定都市が指定権者であり、市町村は指定できない。
- ・既存の条例制度で同様の保全措置を講じており、改めて都市計画で行うメリットがない。
- ・支援措置がないために公共団体側、土地所有者側がともにインセンティブが働かない。
- ・活用方法等のイメージがわからず、制度の周知不足である。

の 4 点を挙げている。

今後は、現在指定に向けて検討を進めている地方公共団体の取り組み状況を注視するとともに、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。

3. 地区計画等緑地保全条例制度【平成 16 年度創設】

1. 制度の概要及び活用状況

地区計画等の区域で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域内において、市町村が、条例で当該区域内における行為について市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる地区計画等緑地保全条例制度を新たに創設した。(都市緑地法第 20 条)

平成 23 年 1 月時点において、地区計画等緑地保全条例制度の活用は 2 地区 14.5ha に留まった。

2. 制度の評価及び課題

緑地制度研究会では、制度活用実績が少ない理由として、

- ・法改正直後のアンケートにおいて、政令市以外は制度の内容がわからない市区町村が半分以上ある等、制度の周知不足である。

- ・市区町村内で地区計画を担当する都市計画部局が本制度を知らない場合や、緑部局が地区計画制度を知らない場合の両方があり、連携が十分でない。
 - ・樹林地の保全を位置付けていた地区整備計画から新たに条例を定めて単に規制強化することに対して、土地所有者の合意が得られにくい。
- の3点が挙げられている。

今後は、活用事例に関して情報収集に努めるとともに、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。

3. 事例

横浜市では、全国に先駆け、平成 22 年に地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（地区計画条例）に、都市緑地法に基づく「緑地の保全のための制限」を新たに規定し、第 1 号として青葉鴨志田地区地区計画（青葉区）における樹林地、草地等の保全に関する事項を条例で「緑地の保全のための制限」として定めた。（図表 3-3-4 7）



図表 3-3-4 7 地区計画等緑地保全条例の事例（横浜市青葉鴨志田地区）

4. 市民緑地制度

1. 制度の概要、活用状況及び評価

市民緑地制度は、都市緑地法第 55 条に基づき、地方公共団体等が土地等の所有者と市民緑地契約を締結し、一定期間住民の利用に供する緑地等を設置・管理する制度である。

市民緑地制度は、契約期間満了により廃止となる契約が一定数あるにもかかわらず、平成 15 年度末から平成 21 年度末の期間で、39 地区、7ha 増加しており、本制度による都市の緑の保全が進んでいる。（図表 3-3-4 8）

今後も、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。

都道府県 政令市	都市数	件数	面積(m ²)
北海道	1	1	17,002.00
茨城県	1	1	11,000.00
埼玉県	9	28	203,788.65
うち さいたま市	1	1	722.00
千葉県	4	11	128,913.24
うち 千葉市	1	6	64,535.00
東京都	6	60	86,369.01
うち 東京特別区	5	59	85,401.01
神奈川県	4	11	171,076.50
岐阜県	1	2	8,547.00
愛知県	2	20	109,665.00
うち 名古屋市	1	17	103,471.00
三重県	2	8	38,236.70
滋賀県	1	1	2,098.00
大阪府	2	2	1,975.32
福岡県(福岡市)	1	2	30,161.00
大分県	1	1	5,570.00
合計	35	148	814,402.42

図表 3-3-48 市民緑地制度の活用状況（平成 22 年 3 月末現在）

iii. 緑化の推進

1. 緑化地域制度【平成 16 年度創設】

1. 制度の概要及び活用状況

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している区域において着実な緑化を図るために、都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市緑地法第 34 条に基づき都市計画に緑化地域を定め、建築確認と連動した緑化の義務付けを行う緑化地域制度を新たに創設した。

緑化地域制度は、平成 22 年度末時点で、3 市区で施行されており、この施行対象面積を合計すると 6 万 ha を超える。（図表 3-3-49）

都道府県	都市名 及び都市数	緑化地域名 及び地域数	計画決定年月日	指定面積 (ha)	緑化の義務付け の対象(m ²)	緑化率の最低限度
東京都	世田谷区	東京都市計画緑 化地域	H22. 10. 1	5,680.6	300m ² 以上	5%～25%
神奈川県	横浜市	横浜市緑化地域	H21. 4. 3	24,474.0	500m ² 以上	10%
愛知県	名古屋市	名古屋都市計画 緑化地域	H20. 10. 31	30,258.0	300m ² 以上 500m ² 以上（建ぺ い率60%を超え る地区）	10%（建ぺい率60%を超え 80%以下） 15%（建ぺい率50%を超え 60%以下） 20%（建ぺい率50%以下）

図表 3-3-49 緑化地域制度の活用状況（平成 22 年 3 月末現在）

2. 制度の評価及び課題

地方公共団体が本制度を導入するにあたっては、

- ・ 建築確認と連動した規制力の強い緑化の義務付けを行う制度であることから、十分な合意形成や周知期間が必要である。
- ・ 対象とする区域や敷地面積、緑化率の設定等については地方公共団体の裁量に任されており制度設計に時間を要する。
- ・ 制度設計の際、既存条例等により緑化指導を行っていた場合には、制度上の整合を図る必要がある。
- ・ 緑化指導や違反把握等の制度の適正運用のためには人員の増員等組織的な対応を検討する必要がある。
- ・ 合意形成のために、助成制度や顕彰制度等の優遇・誘導施策を併せて整備することが必要となる場合がある。

など、十分な検討と準備期間が必要である。よって、施行自治体が3自治体という数字は必ずしも少ないわけではない。また、現在2自治体が施行に向けた具体的な準備を行っている他、潜在的に施行を検討している自治体は数多く存在する。

平成23年11月に本制度を施行中もしくは施行を検討している自治体による緑化地域制度連絡会（詳細は3.3.5参考資料に記載）を開催したところ、全国から30自治体の参加があったところである。

連絡会では、施行された市区から、

- ・ リーマンショックによって建築着工量が大幅に減少したにもかかわらず、施工後3年間で130haの緑化が行われた。
- ・ 条例の緑化指導では約50%であった完了届の届出率が、緑化地域施行後は99%になった。

等の報告がされており、都市の緑の創出において非常に強力な制度として大きな成果が上がっているという評価が得られている。

また、緑地制度研究会では、緑化地域制度の課題として、

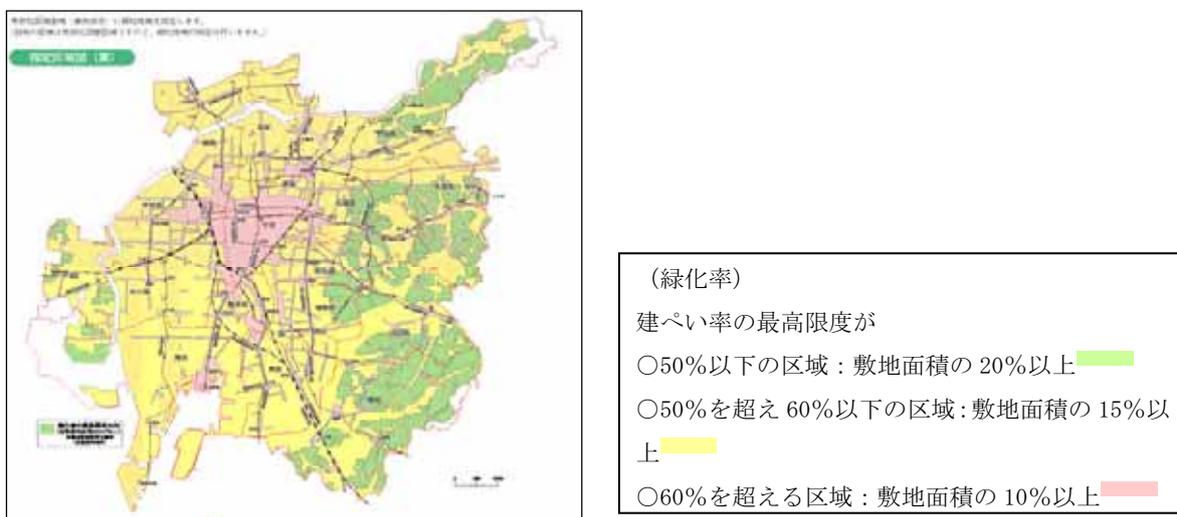
- ・ 建ぺい率が80%を超える区域が緑化率規制の対象外となる。
- ・ 緑化率の上限が25%に設定されており、それ以上を設定できない。
- ・ 建築物の規模、用途による緑化率が設定できない。
- ・ 高さ1m以上の壁面緑化について、1m分しか緑地面積に算入されない。

という課題が示されている。

今後は、これらの課題への対応を検討するとともに、施行を準備している地方公共団体に向けた積極的な情報提供や制度の周知が必要である。

iii. 事例

名古屋市では、市・市民・事業者の全てが協働して、みどりの減少をくい止めみどりを創出するため、平成 20 年 10 月に「緑化地域制度」を導入し、都市の緑化を強力に推進している。(図表 3-3-50)



図表 3-3-50 緑化地域制度の適用区域および緑化率（名古屋市）

2. 地区計画等緑化率条例制度【平成 16 年度創設】

1. 制度の概要及び活用状況

地区計画等の区域内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を市町村が、条例で建築物の新築または増築等に関する制限として定めることができる地区計画等緑化率条例を新たに創設した。(都市緑地法第 39 条)

地区計画等緑化率条例制度は、17 市区町 37 地区 497ha で活用されている。(図表 3-3-51)

2. 制度の評価及び課題

本制度は緑化地域制度と同等の規制を地区計画で行うことができる制度であり、緑化地域制度が政令市等の比較的規模の大きな自治体の実施、検討しているのに対し、一般市や町等の比較的規模の小さな自治体でも活用され、都市の緑化が推進されている。

緑地制度研究会では、地区計画等緑化率条例の課題として

- ・緑化率の上限が 25%に設定されており、それ以上を設定できない。
- ・市区町村内で地区計画を担当する都市計画部局が本制度を知らない場合や、緑部局が地区計画制度を知らない場合の両方があり、連携が十分でない。

ことが挙げられている。

今後は、活用事例に関して情報収集に努めるとともに、制度の周知徹底に努め、更なる活用を図ることが必要である。

都道府県	都市名及び都市数	条例名及び条例数	制定年月日	対象地区名及び地区数	面積(ha)	緑化対象(m ²)
宮城県	仙台市	仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H19. 10. 4(公布)	あすと長町北部地区	12.1	1,000m ² 以上
			H19. 11. 1(施行)	あすと長町中央地区	24.9	1,000m ² 以上
				あすと長町南部地区	18.2	1,000m ² 以上
埼玉県	川越市	川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H21. 3. 25(公布)	川越第二産業団地地区	19.6	—
			H21. 4. 1(施行)			
	加須市	加須市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	H22. 3. 23(公布施行)	騎西国道122号沿道地区産業団地地区整備計画区域	19.6	—
	久喜市	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例	H22. 3. 23(公布施行)	菖蒲インター地区地区計画区域	19.3	5,000m ² 以上
東京都	千代田区	千代田区地区計画における建築物の制限に関する条例	H17. 12. 13(公布施行)	一番町地区	22.6	1,000m ² 以上
			H18. 10. 11(公布施行)	三番町地区	20.7	500m ² 以上
			H19. 3. 1(公布施行)	外神田二・三丁目地区	15.1	500m ² 以上
			H19. 12. 17(公布施行)	外神田五・六丁目地区	8.5	500m ² 以上
			H20. 3. 7(公布施行)	四番町地区	9.7	500m ² 以上
			H20. 3. 7(公布施行)	神田美土代町周辺地区	3.9	500m ² 以上
			H20. 10. 16(公布施行)	神田錦町北部周辺地区	7.9	500m ² 以上
			H20. 12. 10(公布施行)	二番町地区	12.1	500m ² 以上
			H20. 12. 10(公布施行)	神田須田町二丁目北部周辺地区	5.7	500m ² 以上
			H20. 12. 10(公布施行)	麹町地区	32.3	500m ² 以上
	三鷹市	三鷹市地区計画の区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H17. 12. 22(公布施行)	新川島屋敷地区	11.0	—
			H18. 9. 29(公布施行)	法政大学付属中・高等学校周辺地区	2.7	—
			H21. 6. 15(公布施行)	大沢三丁目環境緑地整備地区地区計画	1.6	110m ² 以上
府中市	府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例	H22. 3. 16(公布施行)	三鷹台団地地区地区計画	10.3	地区区分毎に90m ² ~150m ² 以上	
			住吉町五丁目地区	1.1	—	
			朝日町三丁目地区	2.4	—	
			多磨駅東地区	4.0	—	
神奈川県	横浜市	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	H19. 12. 25(公布施行)	北仲通北再開発等促進地区地区計画	7.8	—
			H20. 12. 15(公布施行)	青葉区つつじが丘北西地区地区計画	3.1	—
			H21. 3. 5(公布施行)	目ノ出町駅A地区地区計画	0.7	—
愛知県	名古屋市	名古屋市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例	H21. 10. 31(公布施行)	大井町	1.4	30m ² 以上
				徳重駅周辺	10.3	30m ² 以上
			H21. 12. 24(公布施行)	扇町2丁目	3.2	30m ² 以上
大阪府	岸和田市	岸和田市岸之浦地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例	H18. 3. 23(公布)	岸之浦地区地区計画	29.9	A地区:1,000m ² 以上 B地区:500m ² 以上
			H18. 8. 1(施行)			
	豊中市	北部大阪都市計画新千里西町B団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H19. 3. 30(公布)	新千里西町B団地地区	2.5	1,000m ² 以上
			H19. 4. 1(施行)			
高槻市	高槻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H21. 3. 31(公布)	新千里東住宅地区	6.2	1,000m ² 以上	
		H21. 4. 1(施行)				
高槻市	高槻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H21. 3. 31(公布)	新千里南町団地地区	3.2	1,000m ² 以上	
		H21. 4. 1(施行)				
大阪府	高槻市	高槻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H20. 9. 30(公布施行)	JR高槻駅北東地区	9.3	3,000m ² 以上
大阪府	摂津市	摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H19. 9. 27(公布)	南千里丘周辺地区	6.4	1000m ² 以上
			H19. 10. 1(施行)			
沖縄県	石垣市	石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例	H19. 12. 18(公布施行)	観音堂地区	68.2	—
合計	15	17		37	497.0	

図表3-3-5 1 地区計画等緑化率条例制度の施行状況

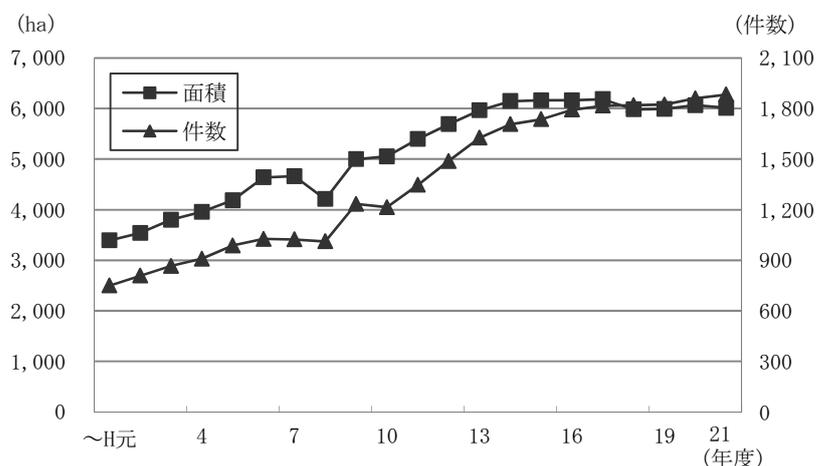
3. 緑地協定制度

1. 制度の概要、活用状況及び評価

緑地協定制度は、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等について、土地所有者等の全員の合意により、当該都市の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を定めた協定を締結する制度である。(都市緑地法第45条)

緑地協定は、土地所有者間での期限のある協定であり、期限の延長には全員の合意が必要であるため、廃止となる協定が一定数あるにもかかわらず、平成15年度末から平成21年度末の期間で150件以上増加しており、本制度による都市の緑化が推進されている。なお、面積は約110ha減少しているが、これは大規模な宅地開発の減少が一因となっていることが考えられる。(図表3-3-52)

今後も、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。



図表3-3-52 緑地協定の件数および面積の推移

iv. 緑地の管理

1. 緑地管理機構制度

i. 制度の概要、活用状況及び評価

緑地管理機構制度は、都市緑地法第68条に基づき、一定の緑地整備・管理能力を有する一般社団法人もしくは一般財団法人又はNPO法人からの申請により、都道府県知事が当該団体を緑地管理機構に指定し、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体、管理協定に基づく緑地の管理主体等として位置付ける制度である。

平成15年度末から3団体が増え、平成21年度末では5団体が指定されているが、財団法人に限られていること等、課題もある。(図表3-3-53)

緑地制度研究会では、

- ・役割が明確でなく制度の周知が必要である。
- ・公益法人以外の特定の団体を指定する判断が難しい。

との指摘がなされている。

今後は、対象となる団体について検討を進めるとともに、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。

都道府県	市町村	名称	指定年月日
東京都	東京都	(財) 東京都公園協会	H10.3.31
	世田谷区	(財) 世田谷トラストまちづくり	H9.3.31
	練馬区	一般財団法人 練馬みどりの機構	H22.4.1
神奈川県	神奈川県	(財) 神奈川県公園協会	H18.3.31
愛知県	名古屋市	(財) 名古屋市みどりの協会	H16.1.30

図表 3-3-5 3 緑地管理機構の指定状況（平成 23 年 1 月末現在）

2. 管理協定制度

1. 制度の概要、活用状況及び評価

管理協定制度は、特別緑地保全地区内等の緑地について、土地所有者等による管理が不十分と認められる場合に、都市緑地法第 24 条に基づき、地方公共団体等が土地所有者等との間で管理協定を締結し、当該土地所有者等に代わって緑地の保全及び管理を行う制度である。

平成 21 年に松戸市において 1 件締結され、現在締結予定の地区もあるが、十分な活用がされているとは言えない。（図表 3-3-5 4）

緑地制度研究会では、

- ・制度の周知が必要である。
- ・地方公共団体の管理費用が不足しており、協定を締結できない。
- ・現状凍結の緑地の管理のみならず、良好な緑地の維持管理方策についても対象とするような検討が必要である。

ことが指摘されている。

今後は、対象とする緑地について検討を進めるとともに、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。



図表 3-3-5 4 管理協定により貴重な斜面林を保全（松戸市）

v. 都市公園の整備・維持管理

平成 15 年度から平成 21 年度までの期間に、全国の都市公園等は箇所数が 86,889 箇所から 98,568 箇所に、面積が 103,865ha から 116,667ha に着実に増加し、都市の緑の創出が進んでいる。引き続き、防災や環境問題等の社会的要請に応える都市公園等の整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理を進めていくことが重要である。

1. 立体都市公園制度【平成 16 年度創設】

1. 制度の概要及び活用状況及び評価

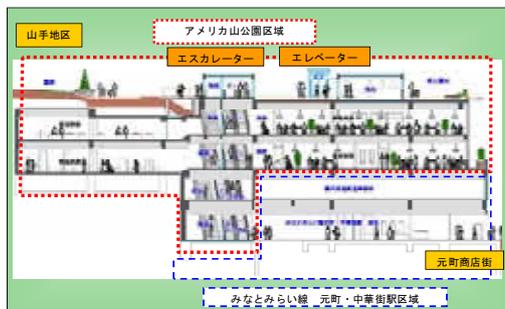
緑とオープンスペースが少なく都市公園の整備の必要性が高い一方、他の目的による土地利用の必要性も高い市街地の中心部等において、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図るため、都市公園の区域を立体的に定めることにより、都市公園の下部空間には都市公園法の制限が及ばず、当該空間の利用の柔軟化を図ることが可能となる立体都市公園制度を新たに創設した。（都市公園法第 20 条）

立体都市公園制度は、平成 21 年度末現在、1 カ所で活用されている。（図表 3-3-5 5）新たに 1 カ所候補地はあるものの、所有・管理者が流動的である民間施設の上部に安定的に都市公園を整備・管理していくための計画内容や費用分担などの調整が困難であること等から、活用が進んでいない。

今後は、制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要である。

アメリカ山公園（横浜市）

- ・全国初の立体都市公園として平成 21 年 8 月 7 日に一部オープン
- ・駅舎のある元町地区と外人墓地のある山手地区を結ぶ場所に位置
- ・駅舎上部とアメリカ山を一体的に園地として整備し、高低差が約 18 m ある元町と山手地区間のバリアフリー化を実現



断面イメージ

事業前後

図表 3-3-5 5 立体都市公園制度による都市公園の整備（横浜市）

2. 地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理【平成16年度創設】

1. 制度の概要、活用状況及び評価

公園施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズの高まりに対応し、地域住民等多様な主体がより主体的に自らの判断に基づき都市公園の整備と管理を行えるようにするため、「当該公園都市公園の機能の増進に資するもの」について地域住民、NPO等の公園管理者以外の者に対し公園施設の設置又は管理を許可することができることとした。(都市公園法第5条)

本制度により地域住民、NPOが公園施設の設置・管理を行っている件数は、平成21年度末で632件であり、平成19年度末と比較して約2.2倍に増え、地域住民、NPOによる公園管理への参画が着実に進んでいることが伺える。

今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。

3. 公園内の建ぺい率制限などを歴史的建造物に対し大幅緩和【平成16年度創設】

1. 制度の概要、活用状況及び評価

歴史的建造物とその周辺の環境が一体的に都市公園として保存・活用できるよう、重要文化財や景観重要建造物等については、20%を限度として都市公園法で規定する建ぺい率2%を超えることができる特例を設けた。

(都市公園法施行令第6条)

今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。

II. 緑地保全、緑化推進に資する補助の実施状況

i. 緑地環境整備総合支援事業

平成16年度以降、21年度まで都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等、多様な手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保を支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する緑地環境整備総合支援事業として、年間5,000百万円規模の補助を実施した。

平成16年 5,000百万円(国費)

平成17年 5,215百万円(国費)

平成18年 5,370百万円(国費)

平成19年 5,369百万円(国費)

平成20年 5,314百万円(国費)

平成21年 5,458百万円(国費)

ii. 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、これまでの個別補助金を原則廃止し、地方公共団体が行う社会資本整備に関する基幹的な事業のほか、これと合わせて実施される「関連する社会資本整備事業」や「基幹事業の効果を一層高めるための幅広い事業(効果促進事業)」を一体的に支援するため、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金として創設されたものであり、都市公園の整備や緑地の保全に関する事業等についても、基幹事業として位置付けられている。

盛岡市では、家庭で道路に面した敷地に生垣及び通りの木を植栽する場合に樹木購入費の一部を助成する緑のまちづくり補助金交付事業を実施している。

(図表3-3-56) この事業は、盛岡市が作成している社会資本総合整備計画(計画の名称:緑が文化になるまち‘盛岡’の創出と保全)において、まちの緑を守り育てるという目標を達成するため、都市公園の整備と一体的に実施する効果促進事業として位置付けられており、市の助成金の一部に社会資本整備総合交付金が活用されている。



図表3-3-56 社会資本整備総合交付金の活用により整備された生垣

Ⅲ. 緑地保全、緑化推進に関する顕彰等の実施状況

i. 顕彰

1. みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰

「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくため、花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の団体に対し、平成2年から表彰を行っている。

2. 都市緑化功労者国土交通大臣表彰

都市における緑化の推進、緑地の保全、都市公園の整備等に功績のあった個人又は民間団体に対し、昭和58年から表彰を行っている。

ii. 認証

企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定し、その取り組みを広く周知し、企業などの取り組みへの意欲を高めることを目的として、社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES：Social and Environmental Green Evaluation System）を開発した。（財）都市緑化技術開発機構が運用し、これまでの延べ129地区が認定を受けている。

Ⅳ. 都市における担保性のある緑地の量

i. 水と緑の公的空間確保量

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とし、制度的に永続性が担保されている公的な空間は、景観形成の骨格となるものである。公的空間の確保量（面積）を都市域人口で除した指標である「水と緑の公的空間確保量」は平成15年度末12.2㎡/人から平成21年度末13.4㎡/人に着実に増加している。

都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していくことが必要である。

Ⅴ. 地方公共団体の各制度に関する認知度

今般行った地方公共団体向けのアンケートにおいて、平成16年度の法改正によって創設等された制度により緑地保全、緑化推進の取り組みが促進されたかどうか、緑地環境整備事業や都市公園等整備事業等の事業によって緑地保全、緑化推進の取り組みが促進されたかどうかの2点を調査した。

「大いに促進された」「やや促進された」を選択した地方公共団体は、全国の地方公共団体を対象とした場合、制度22.3%、事業21.4%となった。（図表3-3-57、3-3-59）一方、政令市を対象とした場合、それぞれ85.7%、71.4%となった。（図表3-3-58、3-3-60）このように、都市の緑地保全・緑化推進の取り組みについて、政令市と政令市以外で大きな温度差が生じるのは、都市化によ

る緑地の減少を課題として捉えている市町村が、政令市等の大都市に偏っていることが原因であると考えられる。

しかし、緑は景観の重要な構成要素であること、人口減少に伴い開発圧力は低下しているものの地方部においても貴重な緑地が喪失する状況は継続していること、一度失われた緑は簡単に取り戻すことができないこと等を考えれば、都市緑地法等による各種制度の活用が地方部に浸透するような対策を行っていくことが肝要である。

このため、様々な機会をとらえて制度の周知を行っていくことが必要であり、既に比較的規模の小さい地方公共団体において活用事例が多い地区計画等緑化率条例制度等をはじめ、各種制度を活用してもらえよう積極的な周知を行っていくべきである。

i. 制度に関するアンケートの結果

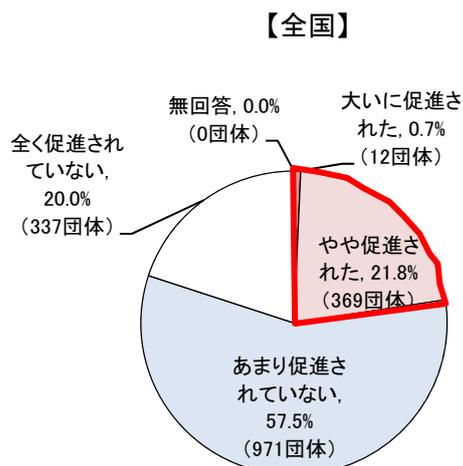
1. 質問

平成 16 年度の都市緑地保全法等の一部改正により、

- ・「緑の基本計画における都市公園整備の方針の追加」
- ・都市緑地法における「緑地保全地域制度」、「地区計画等緑地保全条例制度」、「緑化地域制度」、「地区計画等緑化率条例制度」の創設
- ・都市公園法における「立体公園制度」の創設、「建ぺい率の制限の緩和」、「公園管理者以外の者による公園施設の設置管理」

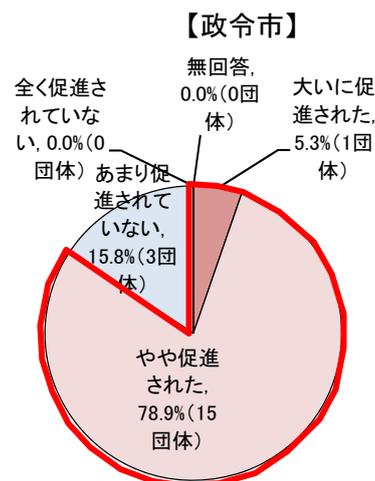
等制度の拡充が行われましたが、これにより貴団体における緑地保全、緑化推進の取り組みが促進されたと感じますか。

2. 回答



図表 3-3-57 緑地保全、緑化推進の取り組みの促進状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,689)



図表 3-3-58 緑地保全、緑化推進の取り組みの促進状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、政令市 n=19)

ii. 事業に関するアンケートの結果

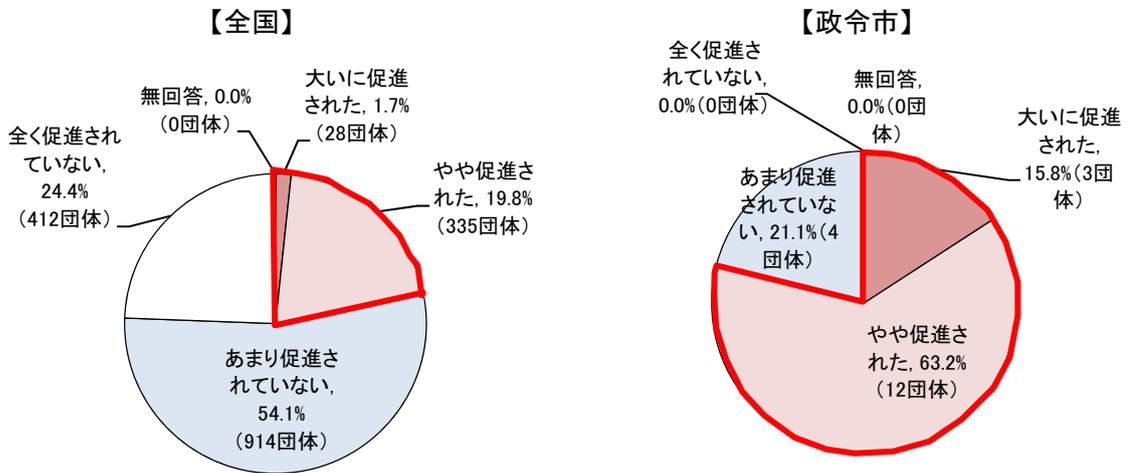
1. 質問

平成 16 年度以降において、

- ・ 緑陰道路プロジェクト
- ・ (交付金化以前の) 緑地環境整備総合支援事業
- ・ (交付金化以降の) 都市公園等整備事業

により、貴団体における緑地保全、緑化推進の取り組みが推進されたと感じますか。

2. 回答



図表 3-3-59 緑地保全、緑化推進の取り組みの促進状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,689)

図表 3-3-60 緑地保全、緑化推進の取り組みの促進状況 (出典 8)

(H23 年 9 月 1 日時点、政令市 n=19)

(3) 屋外広告物法に基づく制度活用状況

I 条例制定状況

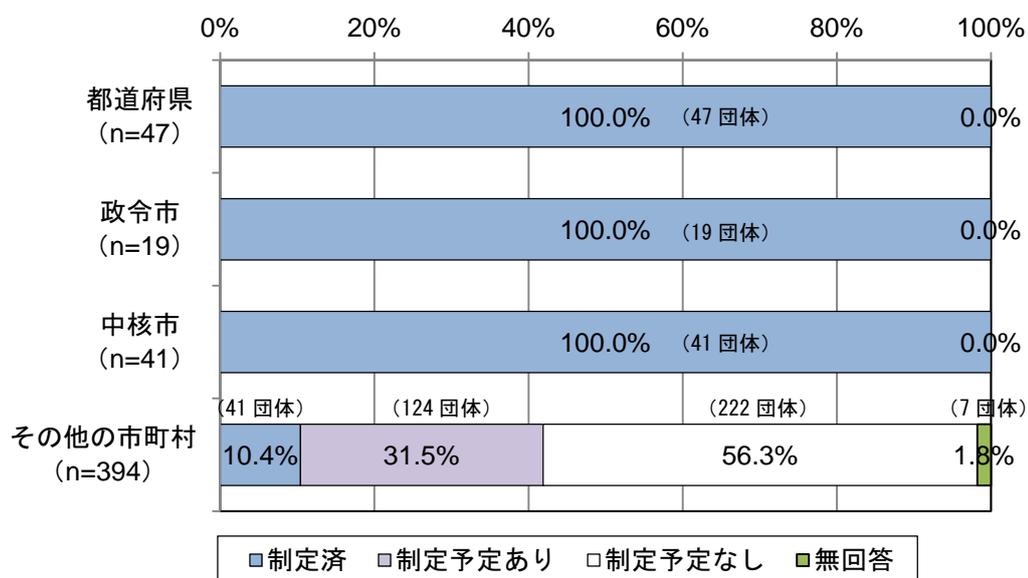
i. 現状

1. 屋外広告物条例の制定状況

○屋外広告物条例は都道府県・政令市・中核市は107団体全てが制定している（平成23年9月1日時点）。（図表3-3-61）

○政令市・中核市以外の市町村である景観行政団体のうち41団体（10.4%）が制定している。また、今後124団体（31.5%）が制定予定があると回答している。（図表3-3-61）

○歴史的風致維持向上計画認定団体のうち、景観行政団体ではない団体は3団体あるが、現時点で屋外広告物条例を制定している、制定の予定がある団体はない。^{（出典8）}



図表 3-3-6 1 屋外広告物条例の制定状況 ^{（出典8）}

（H23年9月1日時点、景観行政団体又は歴史的風致維持向上計画の認定市町村 n=501）

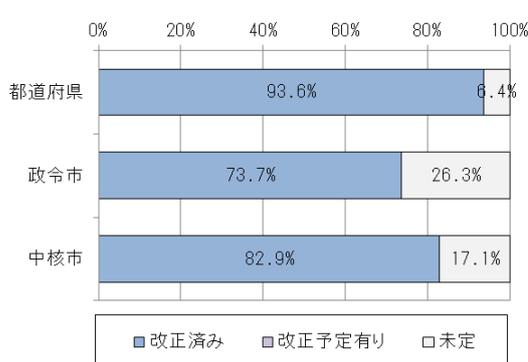
2. 都道府県・政令市・中核市のH16年改正に伴う条例の改正状況

○「屋外広告業の登録制の導入」「除却した広告物等の保管・売却手続き規定の整備」については、ほぼ全ての団体で導入されている。「④人口5千人未満の町村への許可区域の拡大」は48.9%、「⑤景観行政団体の市町村への条例制定事務の委譲」は48.9%と、いずれも半数にとどまっている。(図表3-3-62)

①屋外広告業の登録制の導入(法9条)



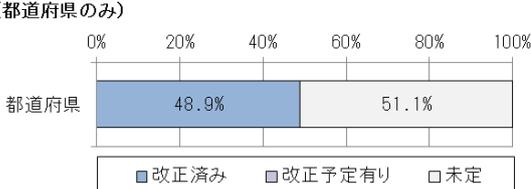
③過料の導入(法34条)



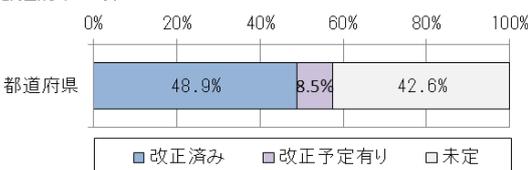
②除却した広告物等の保管・売却手続き規定の整備(法8条)



④人口5千人未満の町村への許可区域の拡大(法4条)(都道府県のみ)



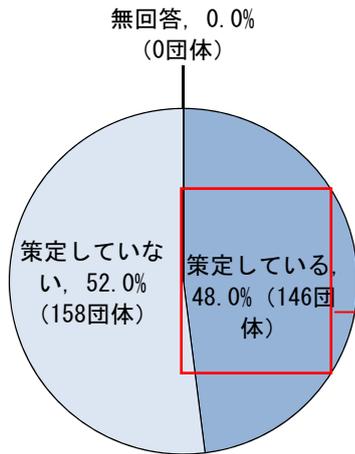
⑤景観行政団体への条例制定事務の委譲(法28条)(都道府県のみ)



図表3-3-62 都道府県・政令市・中核市のH16年改正に伴う条例の改正団体状況(出典10)
(H23年4月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107)

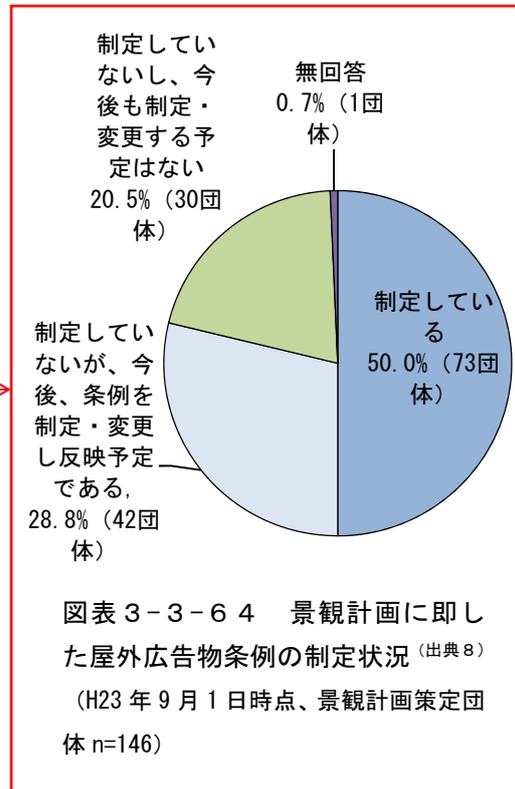
3. 景観計画に即した屋外広告物条例の制定状況

○景観計画策定団体のうち、約半数（146 団体）が景観計画に「屋外広告物の表示等の制限に関する事項」を定めており、その半数（73 団体）が景観計画に即した屋外広告物条例を制定している。（図表 3-3-6 3、3-3-6 4）



図表 3-3-6 3 景観計画での屋外広告物の「屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第 8 条 2 項 4 号イ）」の策定状況（出典 8）

（H23 年 9 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=304）

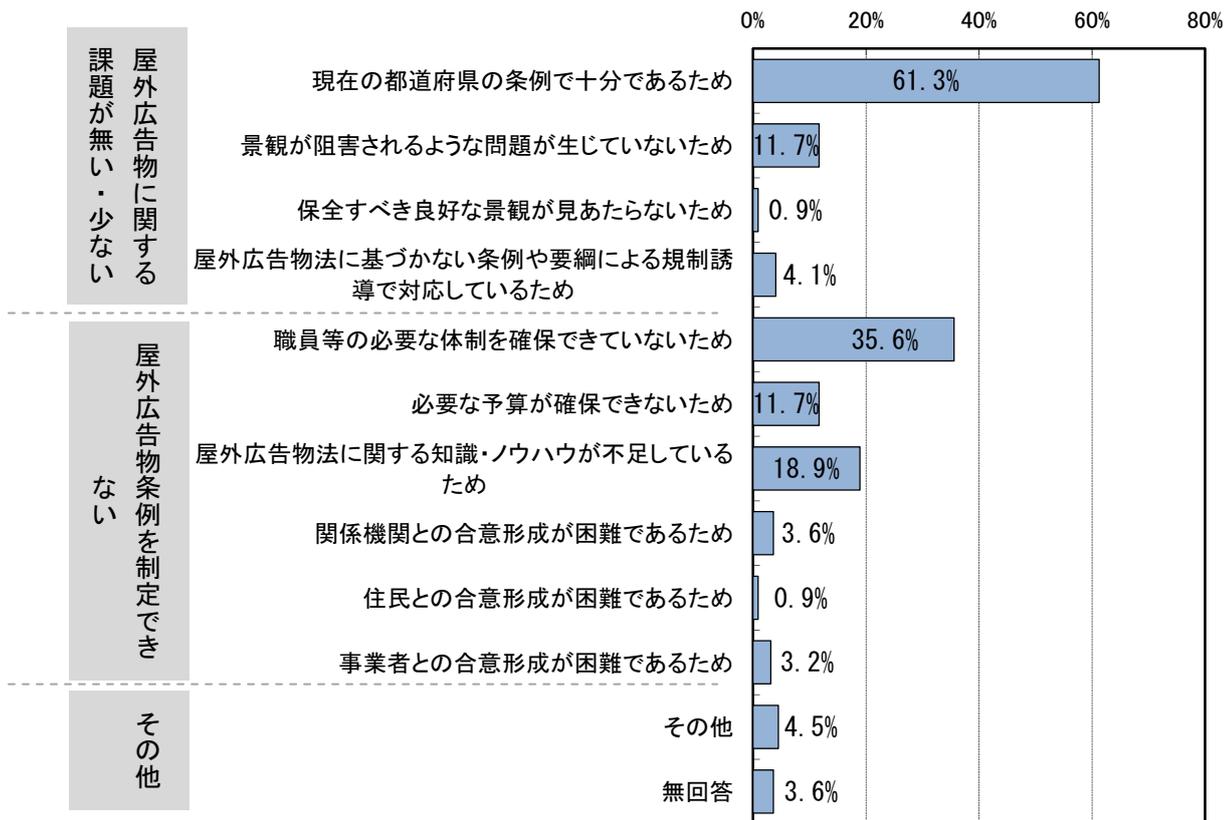


図表 3-3-6 4 景観計画に即した屋外広告物条例の制定状況（出典 8）

（H23 年 9 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=146）

ii. 課題

- 地方公共団体アンケートによると、現在の都道府県条例で十分であるという団体が6割を超えているが、屋外広告物条例を制定できない理由として、体制やノウハウ、予算等の問題とする回答が多い。(図表3-3-65)
- また、景観行政団体である市区町村の意向だけでは屋外広告物行政を実施できない点に課題がある。(図表3-3-62⑤)



図表3-3-65 屋外広告物条例を制定しない理由(複数回答可) (出典8)

(H23年9月1日時点、屋外広告物条例の制定予定がないと回答した団体 n=222)

II. 改正屋外広告物法に基づく制度の活用状況

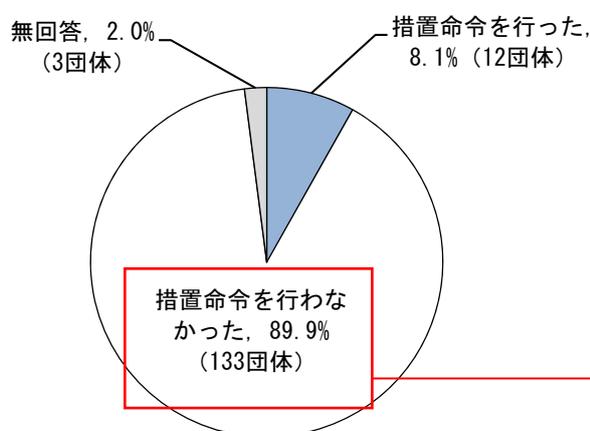
i. 現状

1. 違反に対する措置の状況

1. 措置命令（屋外広告物法第7条第1項）

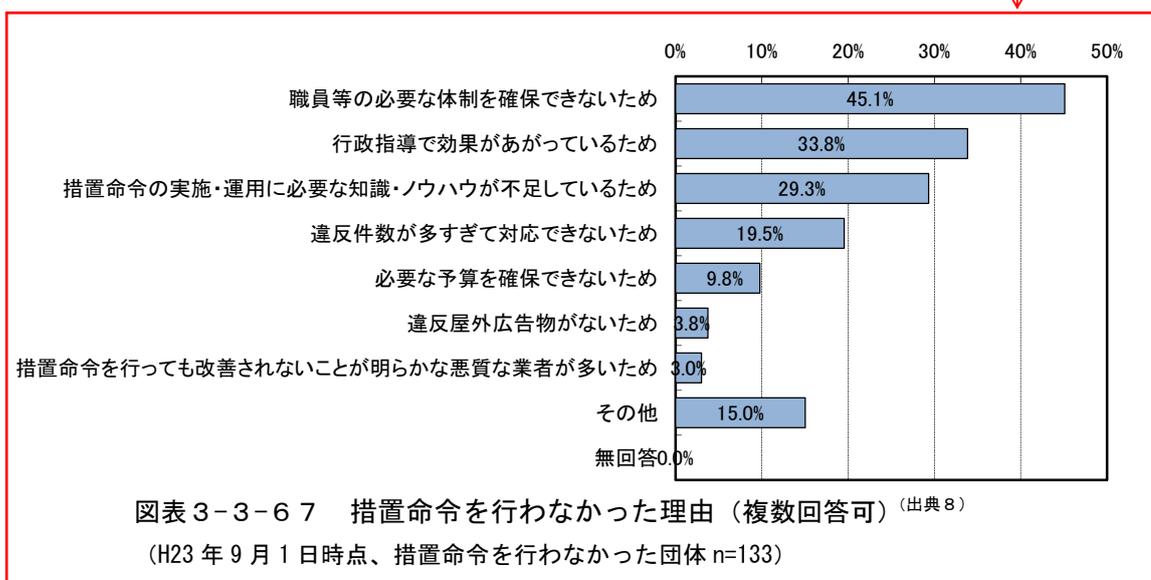
○措置命令を実施した団体は1割以下と少ない。（図表3-3-66）

○措置命令を行わなかった理由として「行政指導で効果があがっているため」とする回答も少なくない（33.8%）一方で、必要があり、効果があると理解しているにもかかわらず、体制や知識・ノウハウの不足により措置命令を行わなかったとする回答が多い。（図表3-3-67）



図表3-3-66 平成20～22年度における措置命令の実施状況（出典8）

（H23年9月1日時点、屋外広告物条例を制定している団体 n=148）



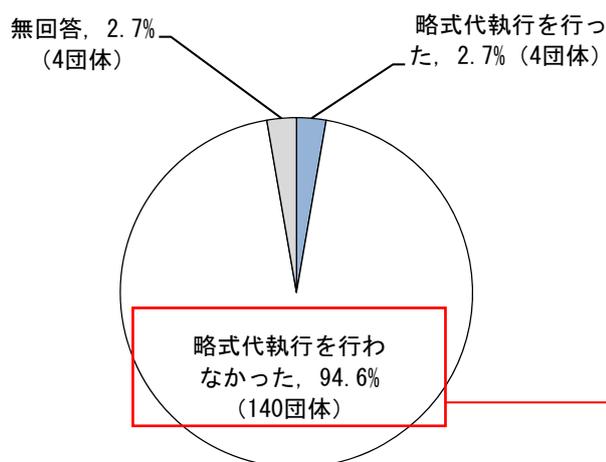
図表3-3-67 措置命令を行わなかった理由（複数回答可）（出典8）

（H23年9月1日時点、措置命令を行わなかった団体 n=133）

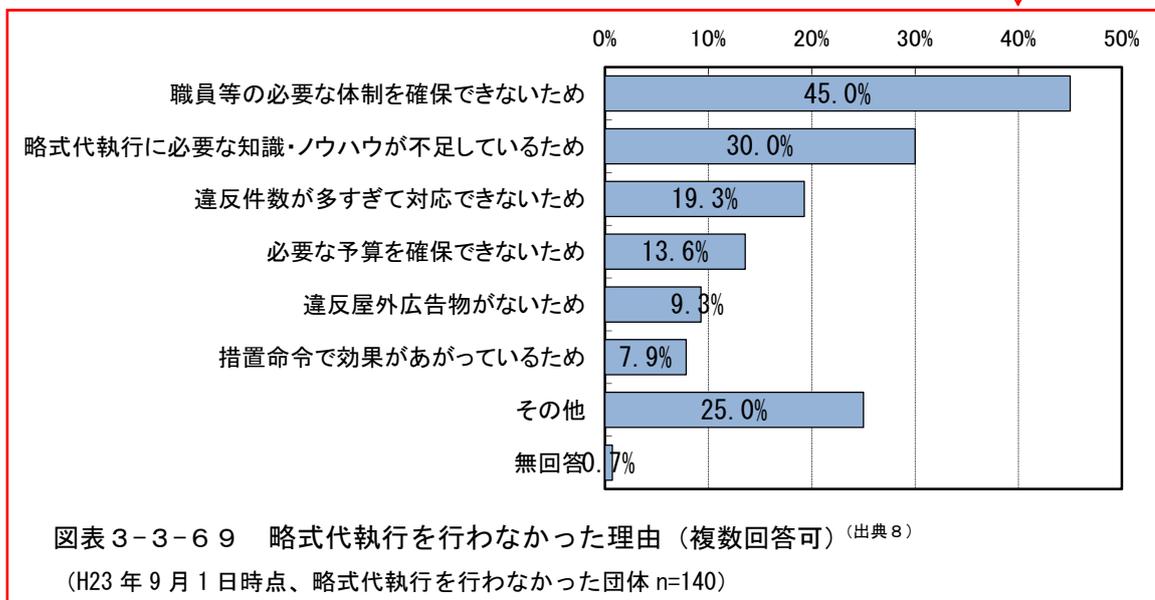
2. 略式代執行（屋外広告物法第7条第2項）

○略式代執行を実施した団体は2.7%。（図表3-3-68）

○略式代執行を行わなかった理由として「措置命令で効果があがっているため」とする回答も少なくない一方で、必要があり、効果があると理解しているにもかかわらず、体制や知識・ノウハウの不足により略式代執行を行わなかったとする回答が多い。（図表3-3-69）



図表3-3-68 平成20～22年度における略式代執行の実施状況（出典8）
（H23年9月1日時点、屋外広告物条例を制定している団体 n=148）

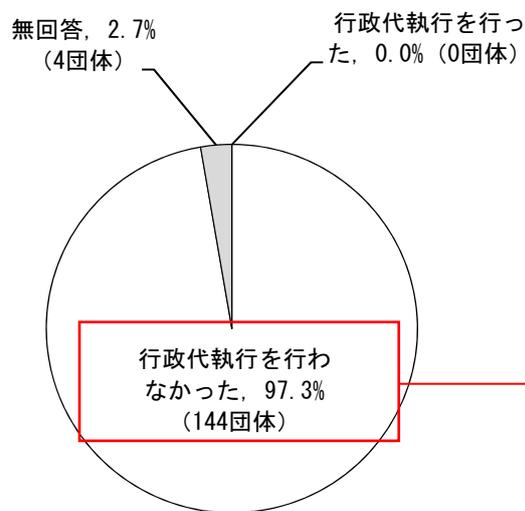


図表3-3-69 略式代執行を行わなかった理由（複数回答可）（出典8）
（H23年9月1日時点、略式代執行を行わなかった団体 n=140）

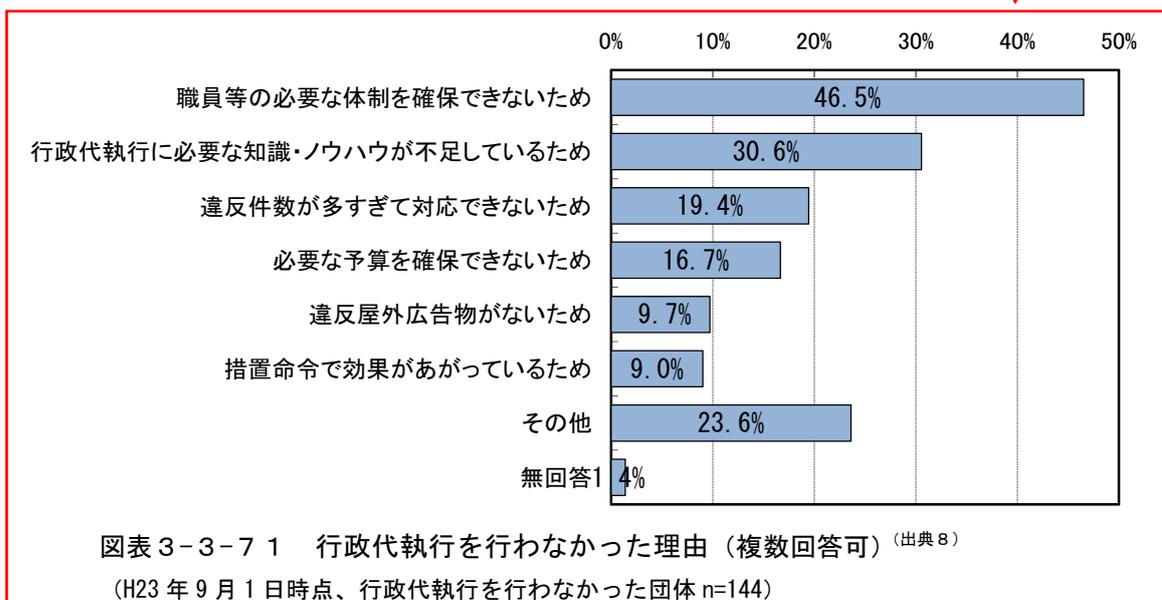
3. 行政代執行（屋外広告物法第7条第3項）

○行政代執行を実施した団体はない。（図表3-3-70）

○行政代執行を行わなかった理由として「措置命令で効果があがっているため」とする回答も少なくない一方で、必要があり、効果があると理解しているにもかかわらず、体制や知識・ノウハウの不足により行政代執行を行わなかったとする回答が多い。（図表3-3-71）



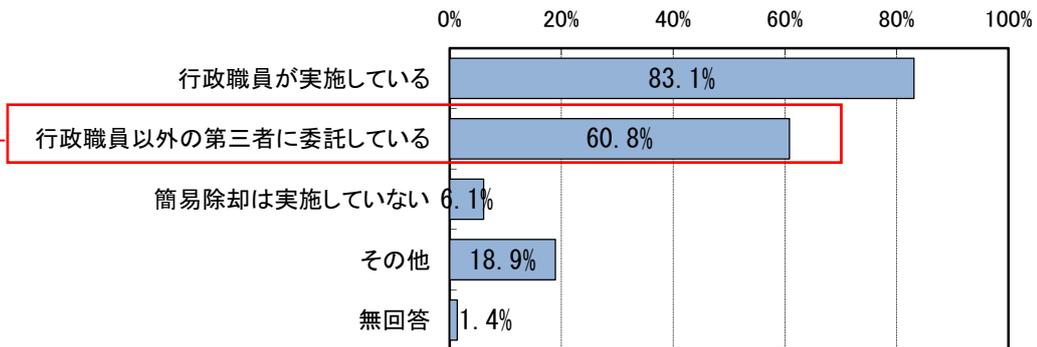
図表3-3-70 平成20～22年度における行政代執行の実施状況（出典8）
（H23年9月1日時点、屋外広告物条例を制定している団体 n=148）



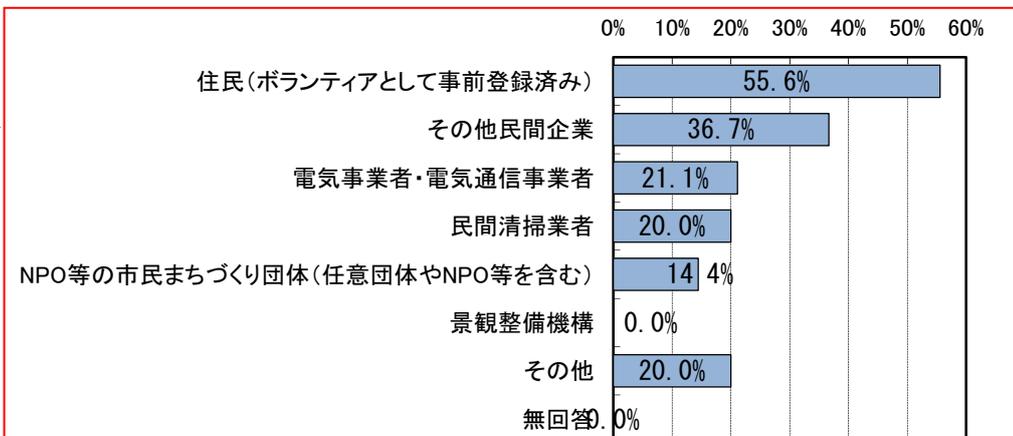
図表3-3-71 行政代執行を行わなかった理由（複数回答可）（出典8）
（H23年9月1日時点、行政代執行を行わなかった団体 n=144）

4. 簡易除却（屋外広告物法7条4項）

- 簡易除却の平成22年度の実施実績（福島県を除く）は、132団体で実施されており、合計3,472,183枚の違反広告物が除却されている。（出典10）
地方公共団体アンケートによると、「簡易除却を実施していない」という回答は6.1%であり、多数の景観行政団体が簡易除却を実施している。（図表3-3-72）
- 「行政職員が実施」しているのが約8割となっているが、一方で、「職員等の必要な体制の確保」が簡易除却の課題で最も多く回答されている。（図表3-3-72、3-3-74）
- 「第三者に委託」しているのが約6割であり、委託先は、（事前登録された）住民が最も多く、民間企業も一定数ある一方で、景観整備機構は活用されていない。（図表3-3-72、3-3-73）
- 一斉除却等及び調査・広報活動に関する調査による平成23年屋外広告物適正化旬間における簡易除却へのボランティアの参加は41団体で実施されており、延べ3,241人が参加している。



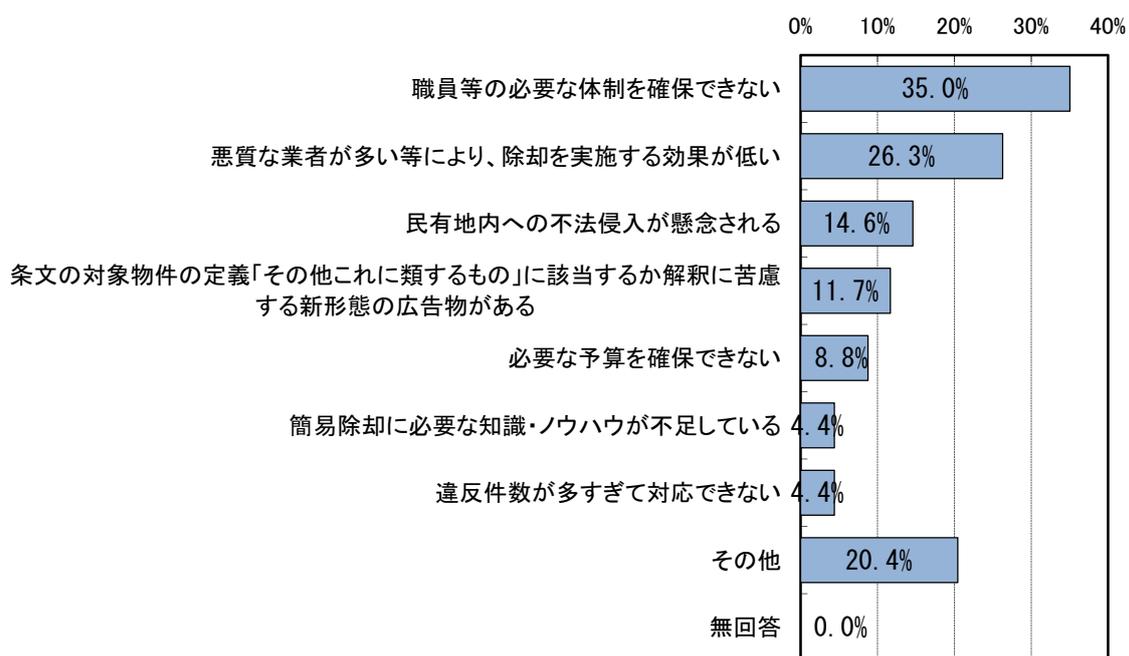
図表3-3-72 簡易除却の実施状況（複数回答可）（出典8）
（H23年9月1日時点、屋外広告物条例を制定している団体 n=148）



図表3-3-73 簡易除却の委託先（複数回答可）（出典8）
（H23年9月1日時点、簡易除却を行政職員以外の第三者に委託している団体 n=90）

○簡易除却を実施する上での課題

- ・35.0%が「職員等の必要な体制を確保できない」と最も多く、次いで、26.3%が「悪質な業者が多い等により、除却を実施する効果が低い」と回答している。(図表3-3-74)
- ・「その他」の自由回答を見ると、「管理されていない物件」の解釈の問題「市町村に権限委譲しており分からない・実施していない(都道府県からの回答)」「繰り返し掲出する業者がおり、いたちごっこになる」等の回答が複数あった。また、「特に課題はない」という意見も多く見られた。(図表3-3-74)



図表3-3-74 簡易除却の課題（複数回答可）（出典8）

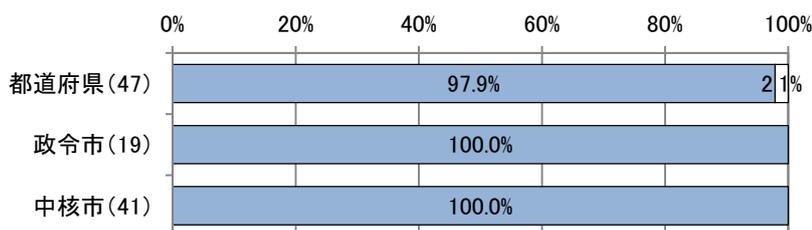
（H23年9月1日時点、簡易除却を実施している団体 n=137）

2. 屋外広告業の登録制度の状況

1. 屋外広告業の登録制の導入状況

○屋外広告業の登録制度はほぼ全ての団体に導入されており、登録者数は年々増加しているが、登録制度による不良業者の排除の効果は、効果がでている・効果がでていないで二分されている。(図表 3-3-75、3-3-76、3-3-77)

○登録制度の運用課題として、「業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい」との回答が 43.9%と一際多い。(図表 3-3-78)



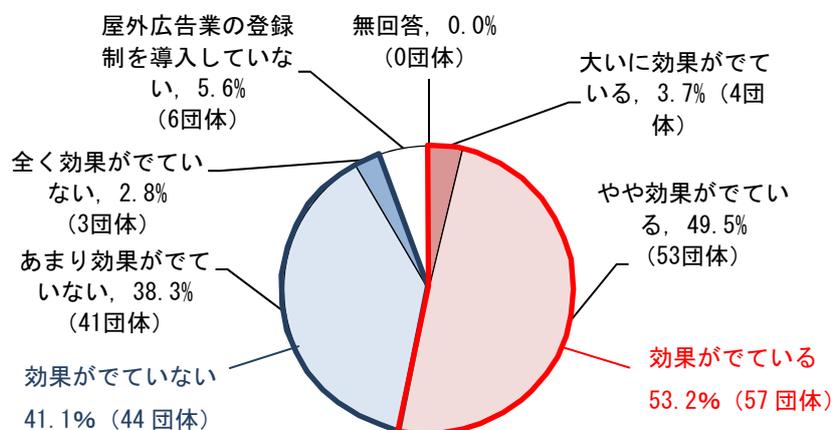
図表 3-3-75 屋外広告業の登録制の導入状況 (出典 10)

(H23年4月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107)



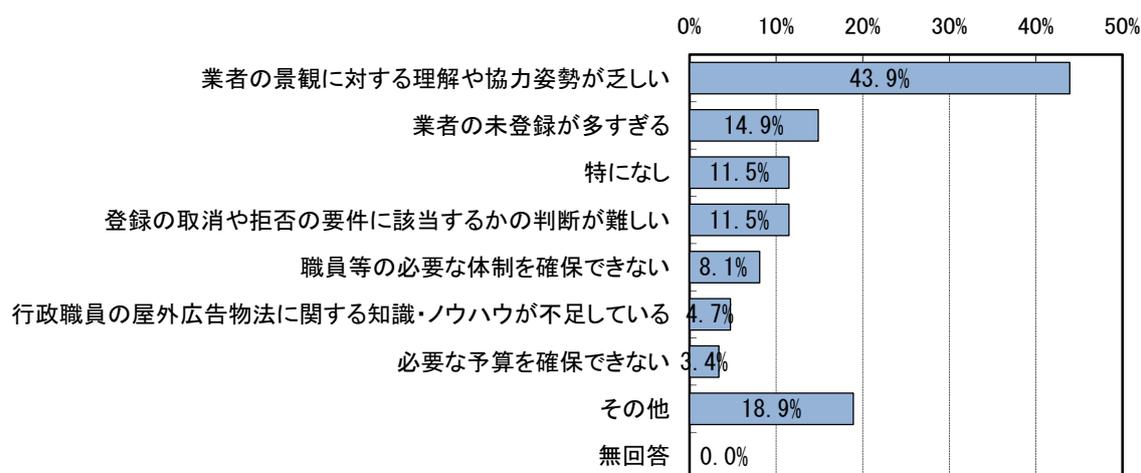
図表 3-3-76 屋外広告業の登録者数の推移 (出典 10)

(H23年4月1日時点、屋外広告業の登録制を導入済みの団体 n=102)



図表 3-3-77 屋外広告業の登録制による不良業者の排除の効果 (出典 8)

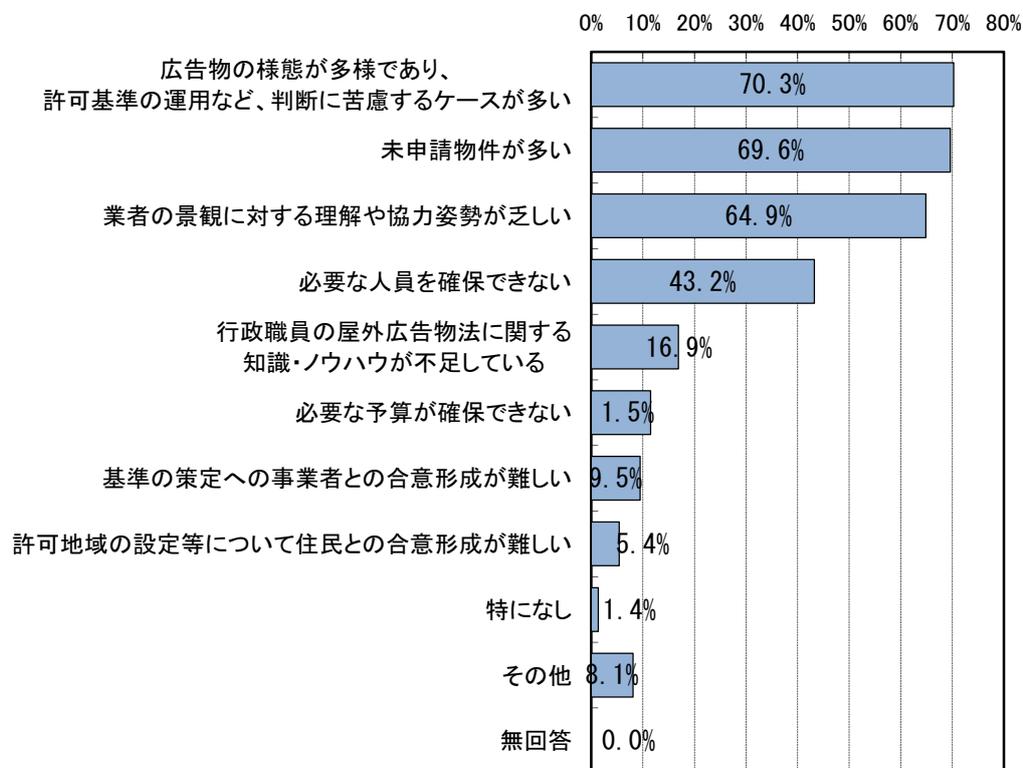
(H23年9月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107)



図表 3-3-78 屋外広告業の登録制の運用課題（複数回答可）（出典8）
 （H23年9月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107）

3. 屋外広告物条例に基づく許可制度の運用上の課題

○屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題として、屋外広告物の様態の多様性による判断に苦慮する、未申請物件が多い、業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい、との回答が同程度（60%以上）で最も多い。（図表 3-3-79）



図表 3-3-79 屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題（複数回答可）（出典8）
 （H23年9月1日時点、屋外広告物条例を制定している団体 n=148）

ii. 課題

- 違反件数が多いにもかかわらず、違反に対する措置はいずれも活用実績が非常に少ない。(図表 3-3-66、3-3-68、3-3-70)
- 業者の意識や行政の運用体制等について、以下のような課題が指摘されている。(図表 3-3-67、3-3-69、3-3-71、3-3-74、3-3-79)
 - ・業者の景観に対する理解や協力姿勢の欠如
 - ・違反に対する措置(措置命令、略式代執行、行政代執行、簡易除却)について、行政の運用体制・知識・ノウハウが不十分
- 屋外広告業の登録制度について、地方公共団体からは、登録要件、行政区域ごとに必要な登録手続等に対する課題の指摘がある。

iii. 成果や工夫事例

- 地区のまちづくり活動との連携等による、地区住民の協力により、効果的な運用を行っている事例がある。
- また、制限の緩和をインセンティブとした優良な広告物の認定制度や専門家の活用、景観に関する事前協議の実施等により、良好な屋外広告景観の形成に取り組んでいる事例も見られる。

●飯田市川路地区全域を平成20年10月1日に屋外広告物特別規制地域に指定し制限を実施した事例。

- ・経過措置は、5年間(平成25年9月30日)とした。
- ・非自己用広告物は原則禁止とし、経過措置で猶予期間(5年以内)があったが、この規制の導入から地元のまちづくり委員会と協働で合意形成を行ってきた経過もあり、地区の住民の理解と協力を得られ、また、長野県の元気づくり支援金を活用し、早期に撤去・改修をするものを対象に助成を実施した。ほとんどの既存不適格広告物を撤去することができ、平成21~22年度にかけて、88件中86件の撤去・改修が完了した。



(4) 景観形成の取り組み全般による効果とその評価

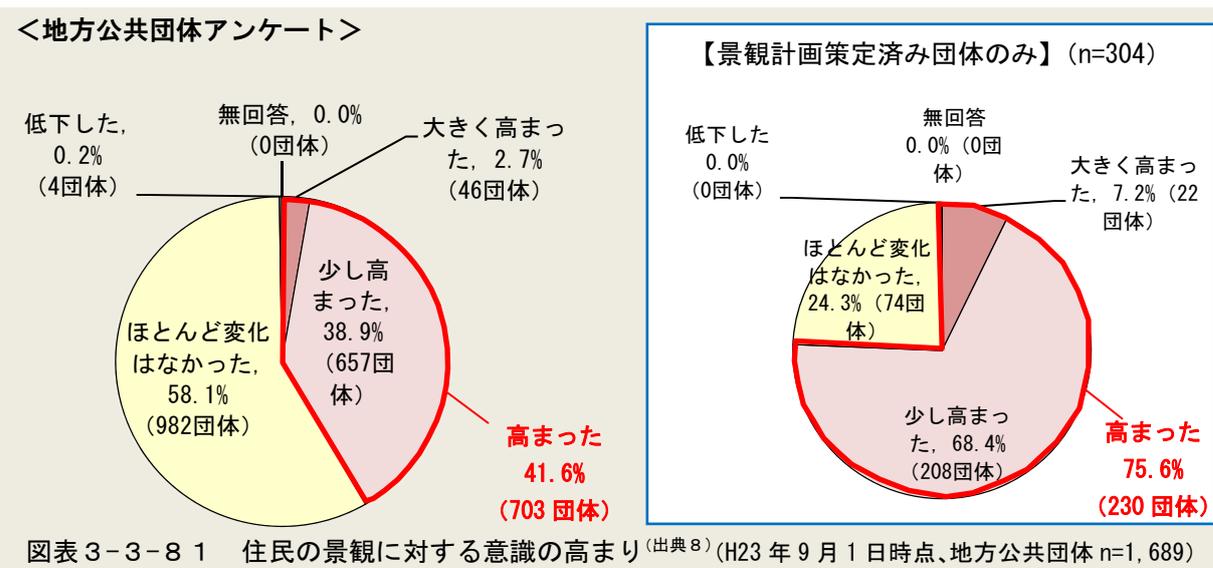
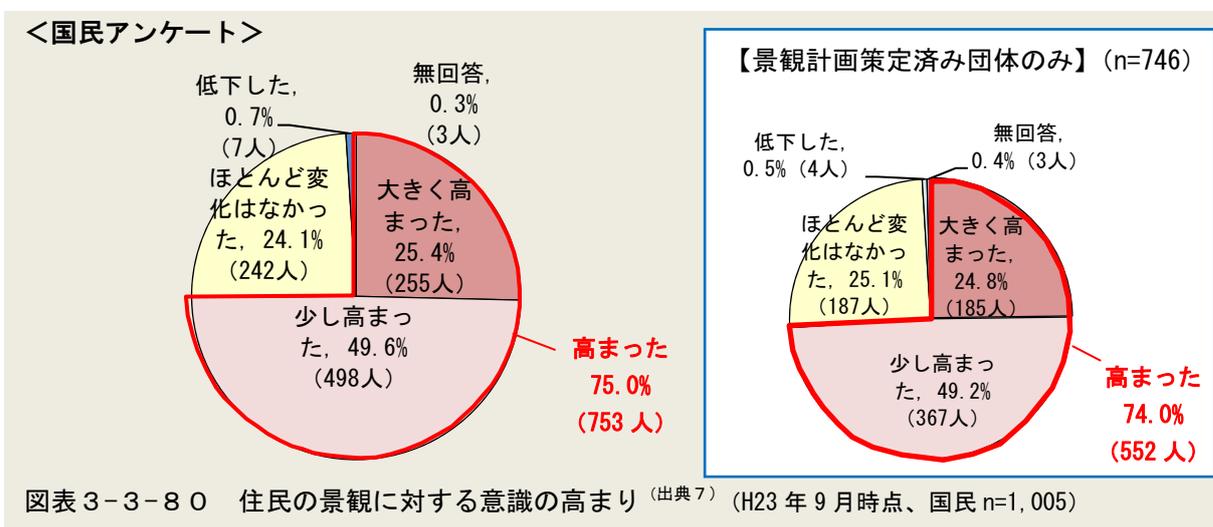
I. 現状

i. 景観法の基本理念に対する国民の理解が深まったか

1. 国民の理解

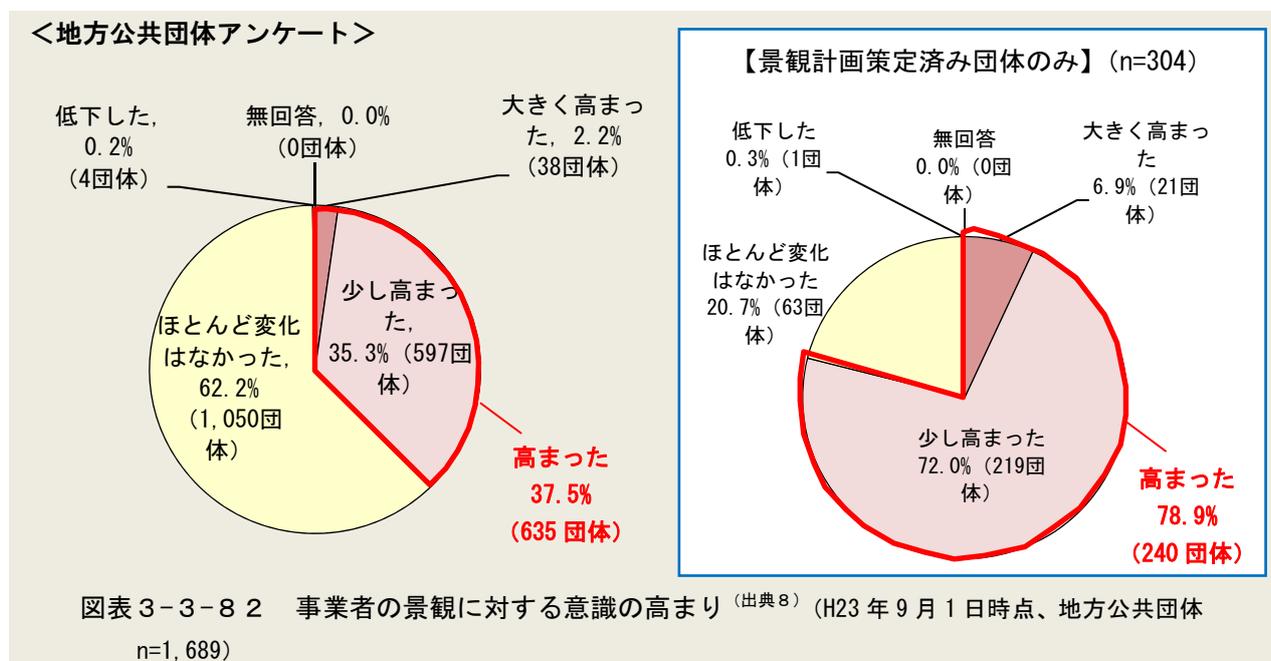
○国民アンケートによると、75.0%が景観に対する意識が10年前と比べ高まったと回答しており(「大きく高まった」:25.4%、「少し高まった」:49.6%)、「低下した」の0.7%や「ほとんど変化はなかった」の24.1%を大きく上回っている。(図表3-3-80)

○また、地方公共団体アンケートによると、41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定済み団体に限って見ると75.6%であり、有意に高くなっている。)(図表3-3-81)



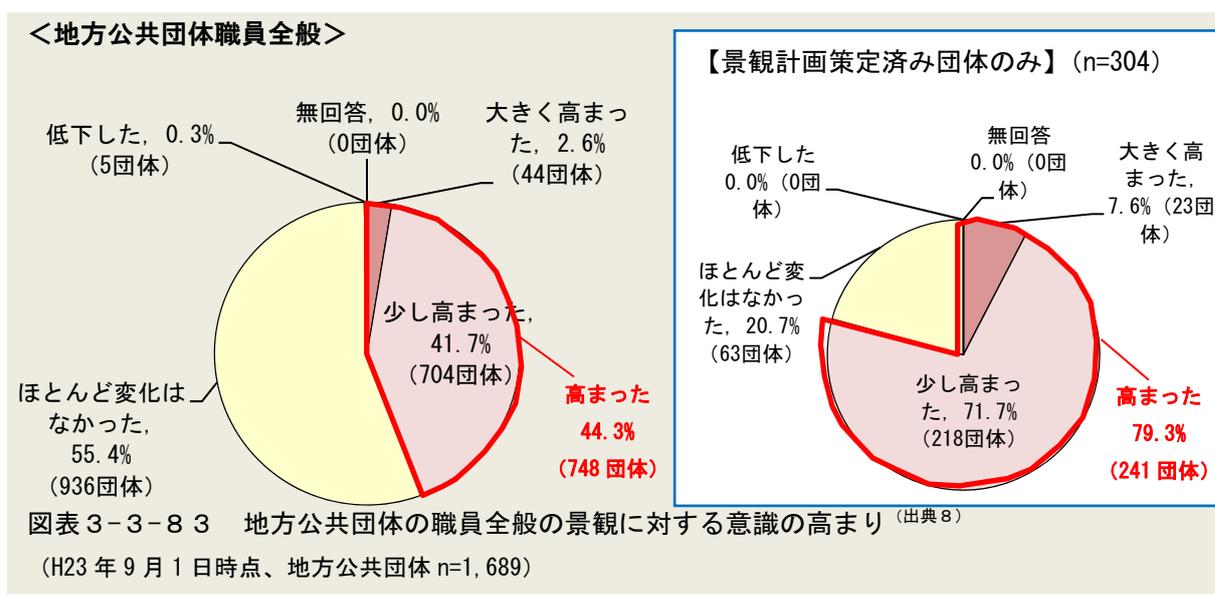
2. 事業者の理解

○地方公共団体アンケートによると、37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると78.9%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 2)



3. 地方公共団体職員全般の理解

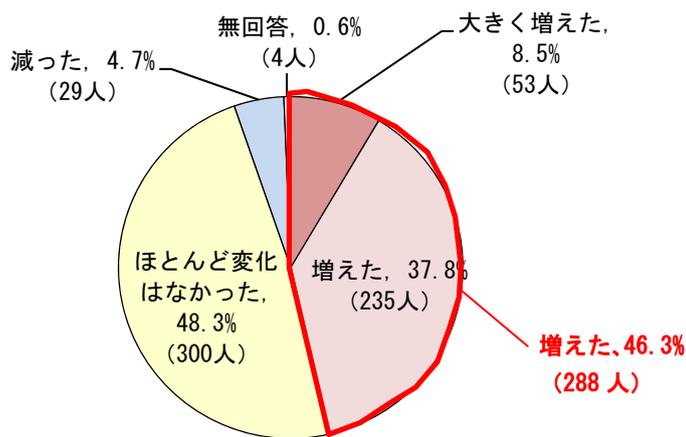
○地方公共団体アンケートによると、44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると79.3%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 3)



ii. 国民による良好な景観形成の取り組みが広がっているか

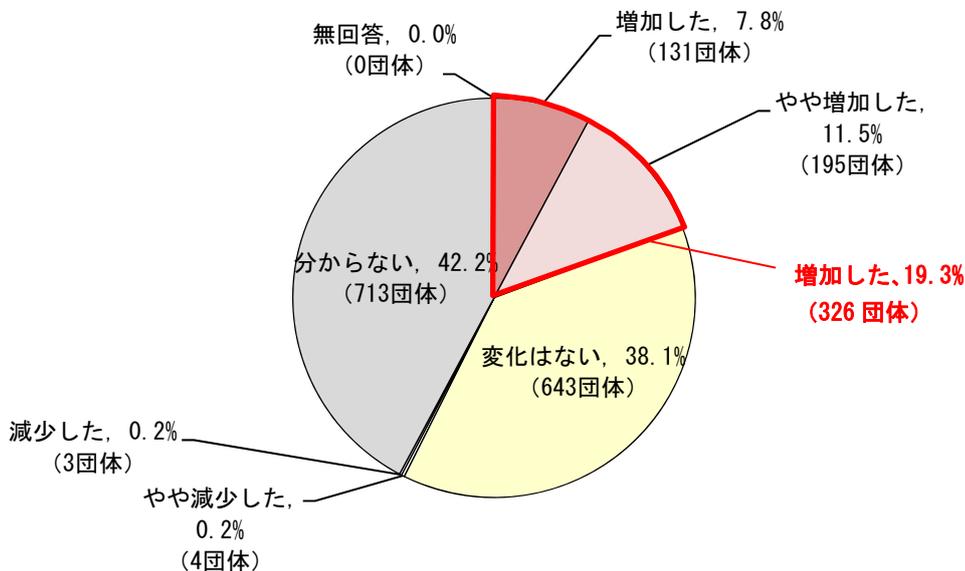
○国民アンケートでは、46.3%が活動への参加の機会が10年前と比べ増えたと回答している。(図表3-3-84)

○地方公共団体アンケートによると、19.3%が「良好な景観形成のためのNPO・住民団体等の数が、10年前と比べ増加した」と回答している。(図表3-3-85)



図表3-3-84 「良好な景観形成のための活動」への参加の機会 (出典7)

(H23年9月時点、国民n=621)



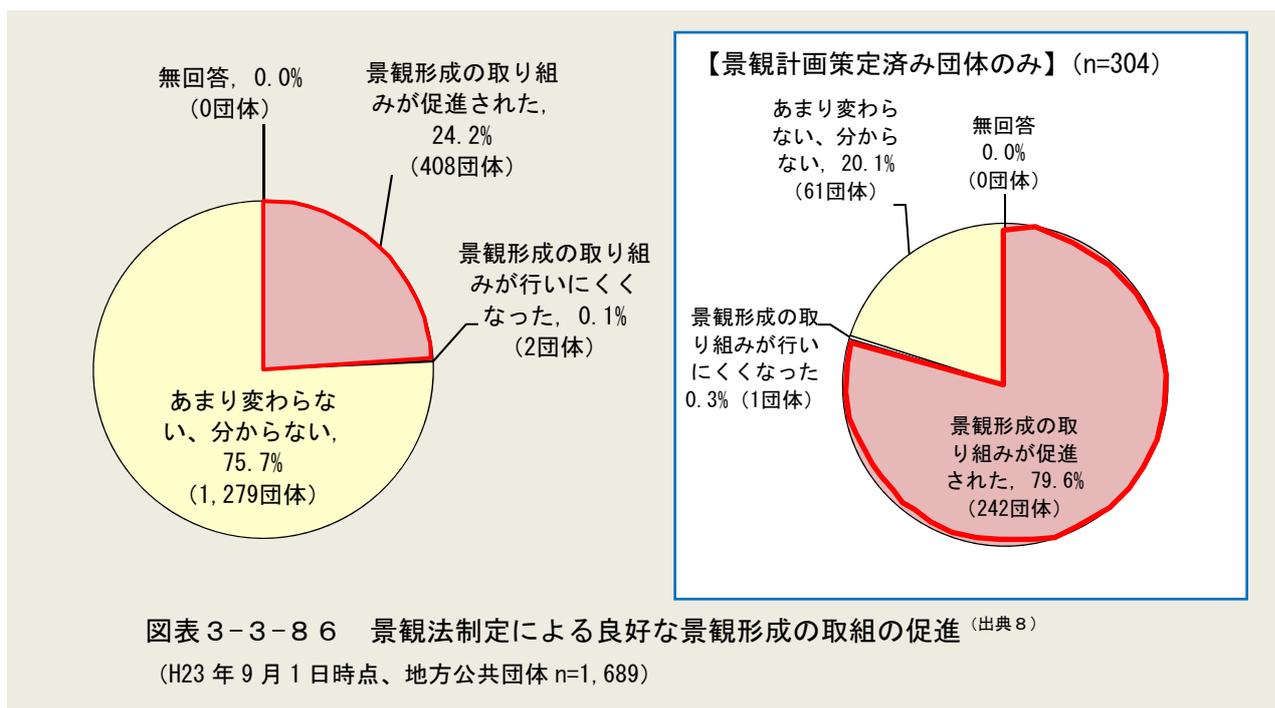
図表3-3-85 良好な景観形成のためのNPO・住民団体等の数 (出典8)

(H23年9月1日時点、地方公共団体n=1,689)

iii. 景観法制定等の効果があったか（取り組みを促進したか）

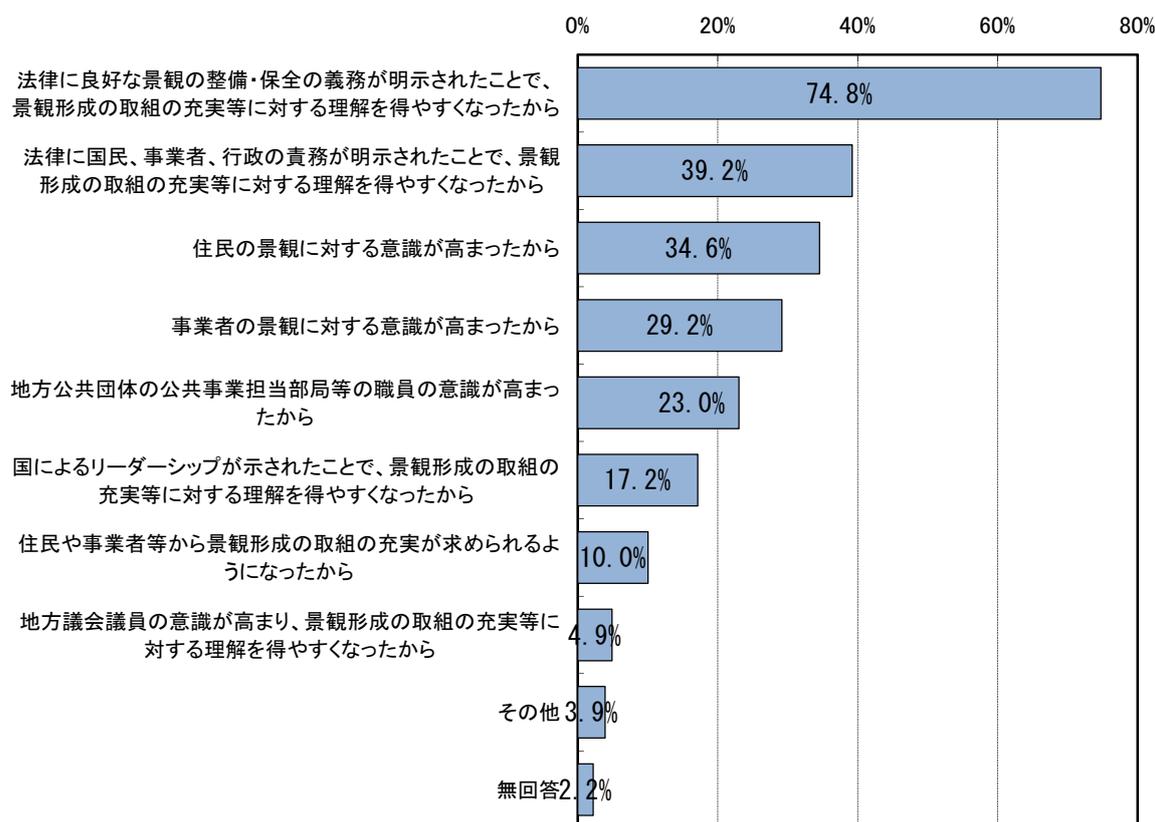
1. 取り組みの促進状況

○地方公共団体アンケートによると、約 1/4（408 団体（24.2%））が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答（景観計画策定団体に限って見ると 79.6%）しており、景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している。（図表 3-3-8 6）



2. 取り組みの促進理由

○74.8%の地方公共団体が「法律に良好な景観の整備・保全の義務が明示されたことで、景観形成の取り組みの充実等に対する理解を得やすくなったから」を取り組みが促進された理由に挙げている。(図表3-3-87)

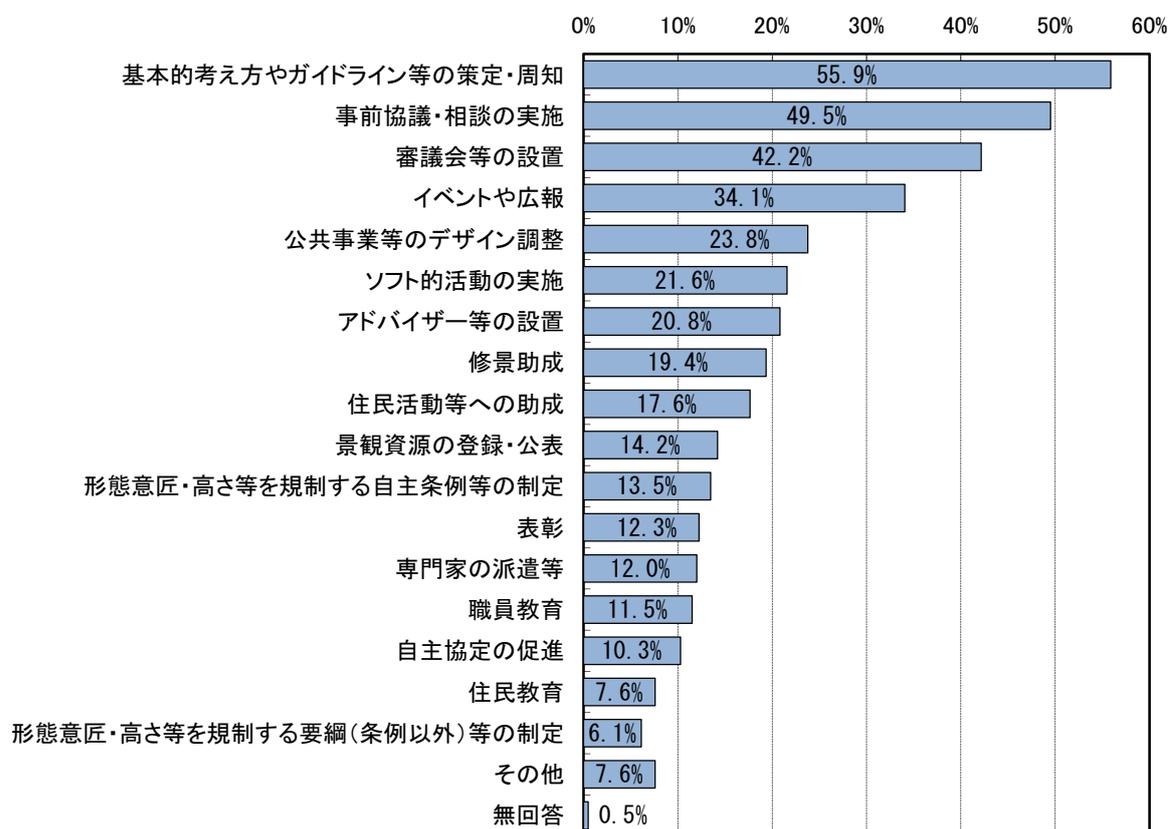


図表3-3-87 促進された理由（複数回答可）（出典8）

（H23年9月1日時点、地方公共団体 n=408）

3. 取り組みの促進内容

○促進された自主的な取り組みとしては、ガイドライン等の策定・周知(55.9%)や事前協議・相談の実施(49.5%)、審議会等の設置(42.2%)、イベントや広報(34.1%)が多かった。(図表3-3-88)



図表3-3-88 促進された取組（複数回答可）（出典8）

(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=408)

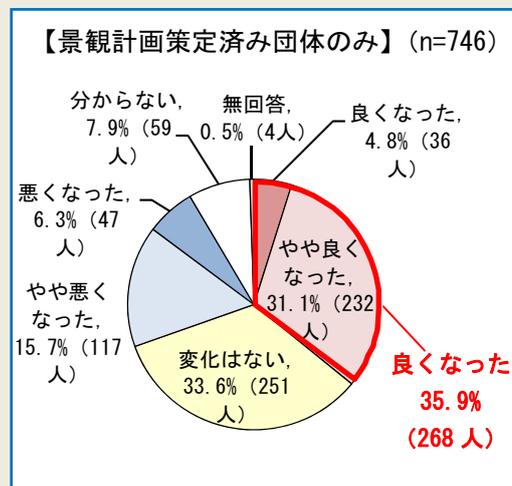
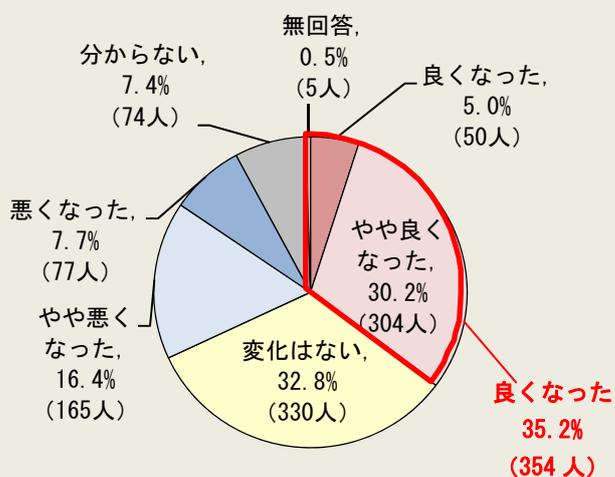
iv. 「景観に関する基本法制の制定」により、良好な景観が形成されたか

1. 10年前と比べて景観が良くなったか

○国民アンケートによると、35.2%が、まちの景観が10年前と比べ良くなったと回答（良くなった：5.0%、やや良くなった：30.2%）している。（図表3-3-89）

○地方公共団体アンケートによると、35.5%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：32.6%）している。（景観計画策定団体に限って見ると61.8%と有意に高くなっている）（図表3-3-90）

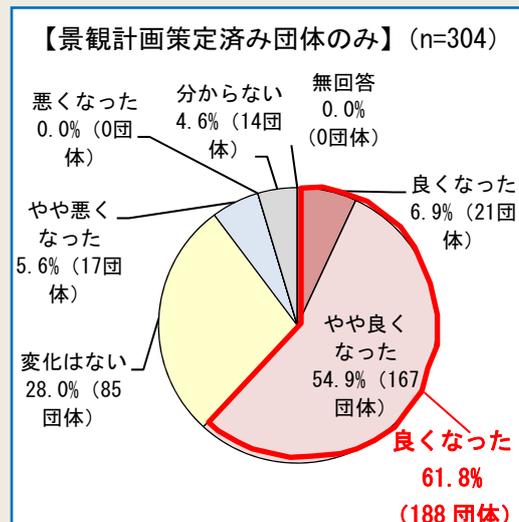
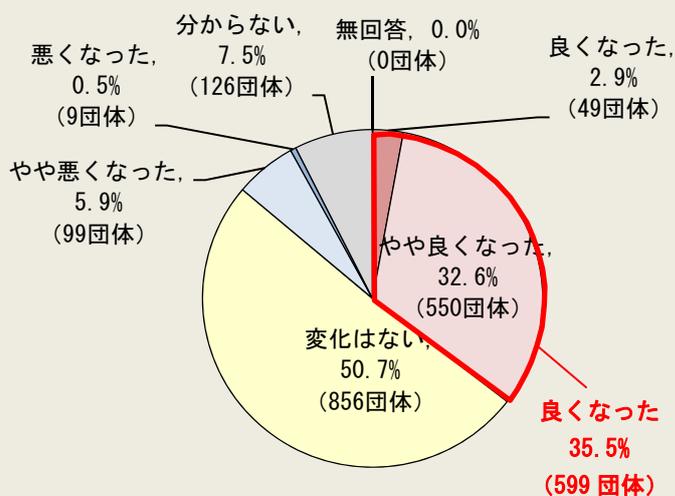
<国民アンケート>



図表3-3-89 お住まいのまちの景観は、10年前と比べよくなったか（出典7）

（H23年9月時点、国民n=1,005）

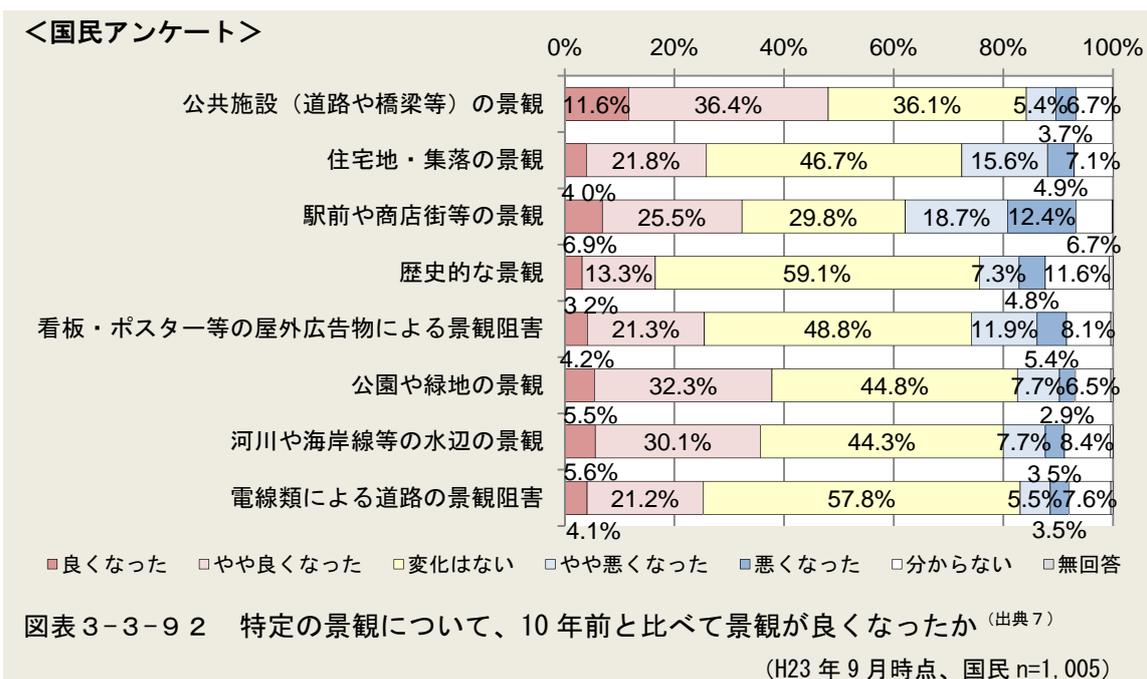
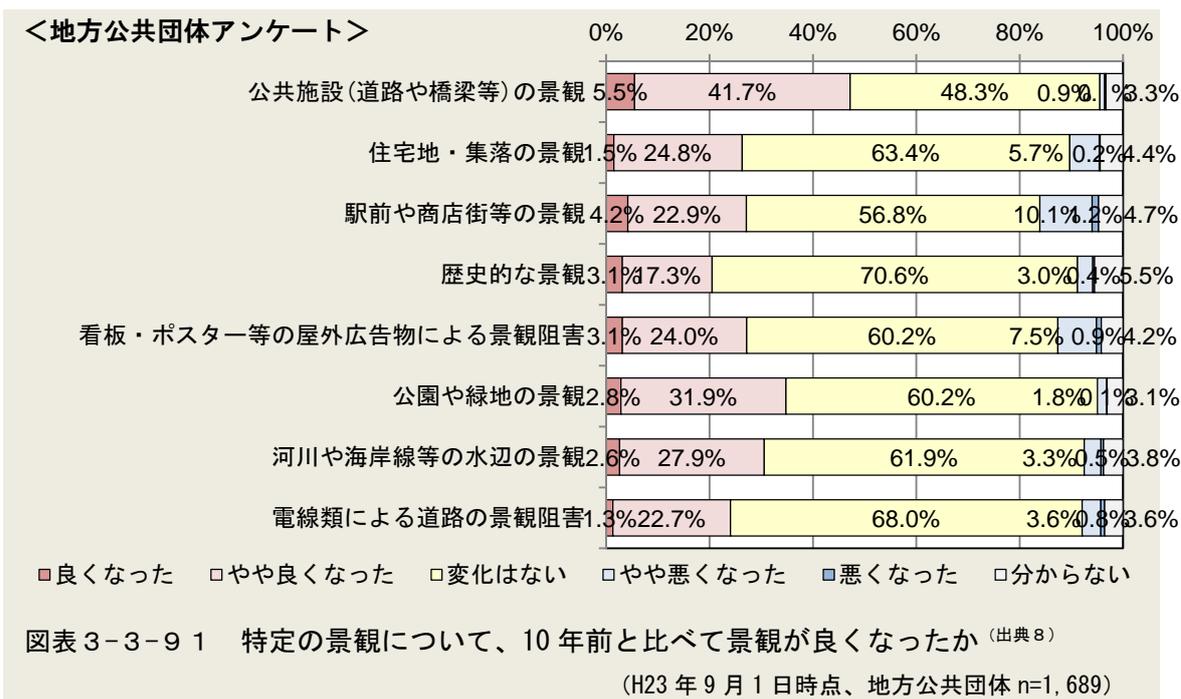
<地方公共団体アンケート>



図表3-3-90 お住まいのまちの景観は、10年前と比べよくなったか（出典8）

（H23年9月1日時点、地方公共団体n=1,689）

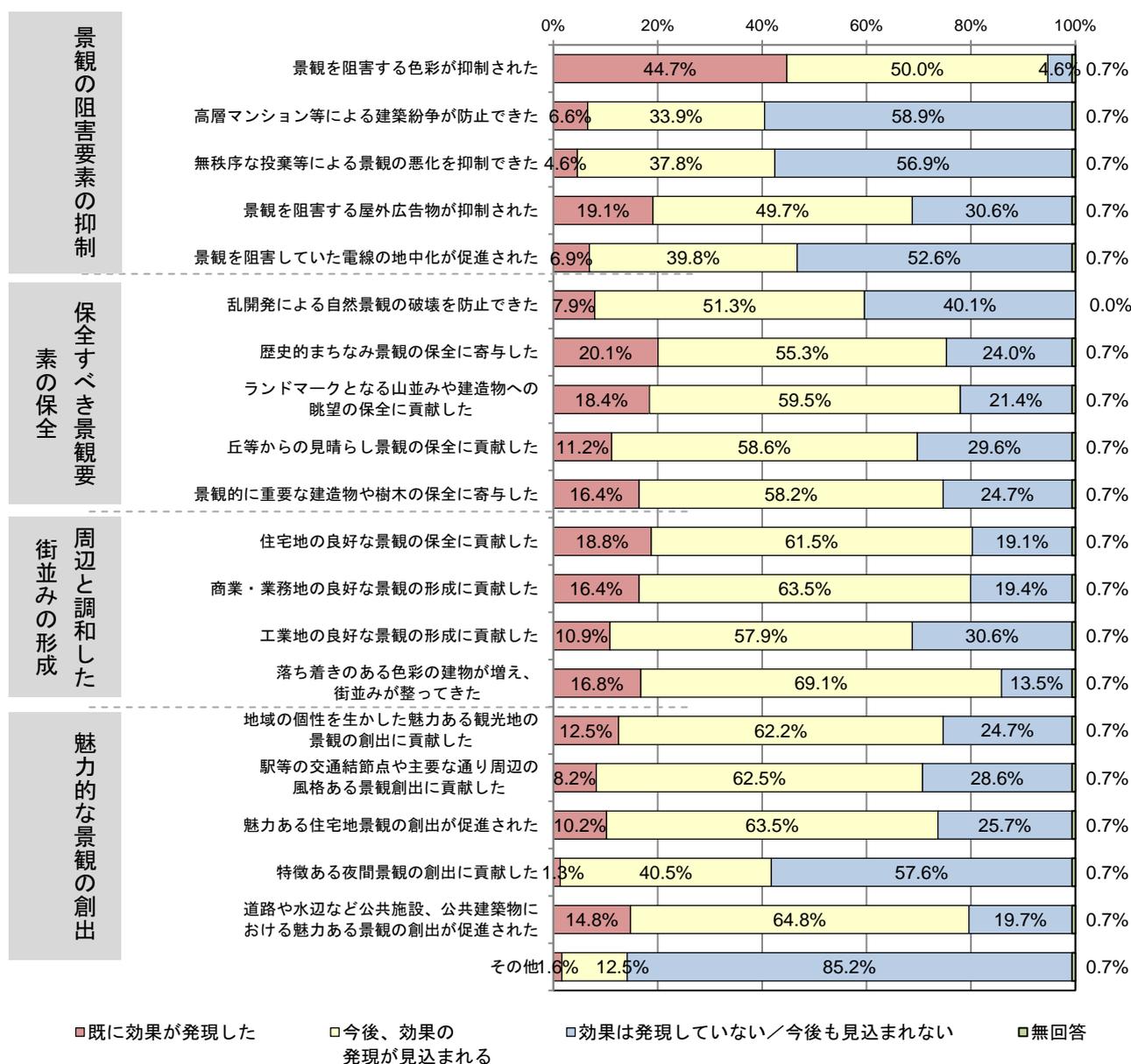
○対象別の景観については、国民アンケート及び地方公共団体アンケートに共通して、「公共施設（道路や橋梁等）」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が10年前と比べ良くなったという回答が多い。一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観は、良くなったとの回答の方が多量の他の対象と比べ少なく、特に国民アンケートにおいて悪くなったという回答がそれぞれ20.5%、31.1%であった。（図表3-3-91、3-3-92）



2. 景観計画策定の効果

1. 景観計画策定による直接効果

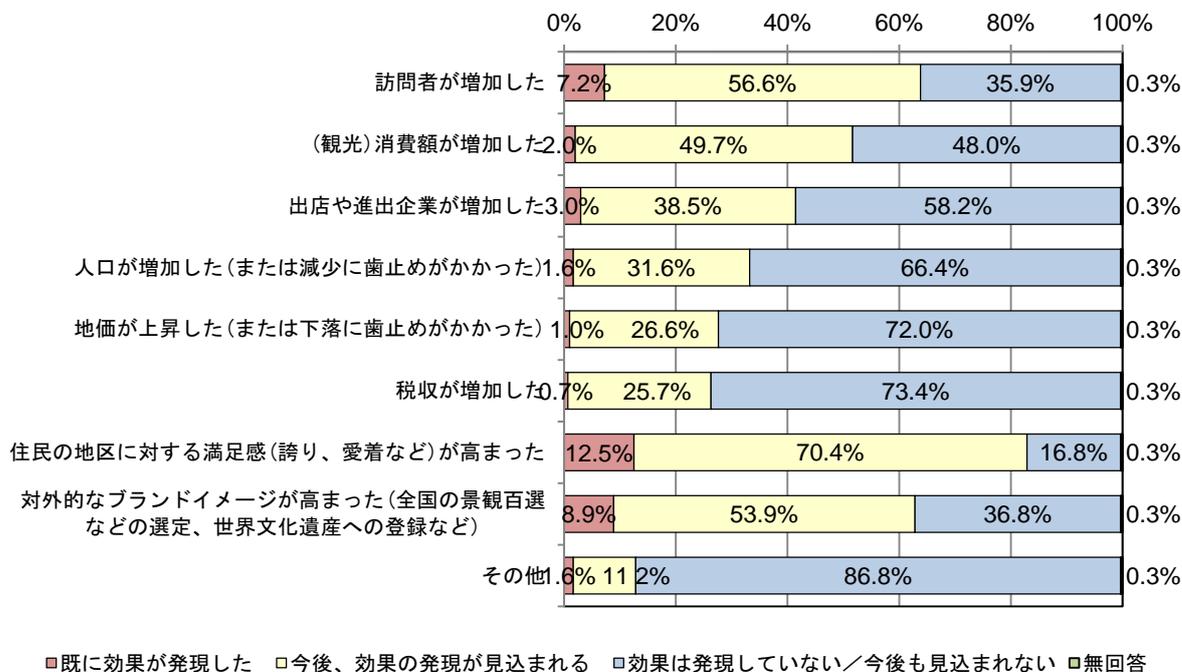
○地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.7%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。(図表3-3-93)



図表3-3-93 景観計画策定による直接的な効果^(出典8)(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)

2. 景観計画策定による波及効果

○景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり（12.5%）や対外的なブランドイメージの高まりが（8.9%）、訪問者の増加（7.2%）等の効果が既に発現しているとの回答が多くあった。（図表3-3-94）

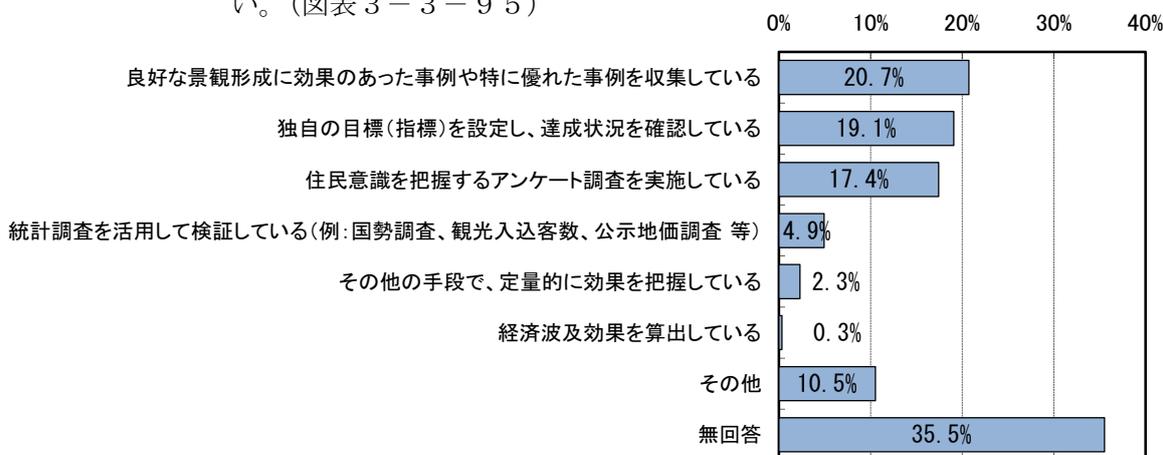


図表3-3-94 景観計画策定による波及的な効果 (出典8)

(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)

3. 景観行政の効果を検証する取組

○景観は定量的な評価が難しいため、いずれの取組も取組団体の割合は低い。(図表3-3-95)



図表3-3-95 景観行政の効果を検証する取り組みの実施状況(複数回答可) (出典8)

(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)

II. 課題

- 景観行政の効果を検証する取り組みの実施状況としては、「効果があった事例や特に優れた事例の収集」が20.7%と最も多く、景観形成の取り組みの効果の定量的把握が難しいことが課題である。(図表3-3-9 5)
- 住宅地や集落、駅前や商店街は、国民アンケートでは10年前と比べて悪くなったという評価も目立つ。(図表3-3-9 2)
- 有識者からは、住宅地や集落、駅前や商店街における廃屋、空地、空き店舗等による景観悪化の問題や、より良い緑の景観形成などの自然景観の誘導に対しては、建築行為等の規制を主とする景観法の活用だけでは対処が難しく、幅広い手法の組み合わせによる対応が必要なことが指摘されている。

III. 成果や工夫事例

- 景観法だけでなく、事業との連携、多様な主体の参画を得るソフト事業を組み合わせた取り組み、空き地・空き家対策も含めた幅広い景観まちづくりの取り組みの事例があり、良好な景観形成が実現され、訪問者や出店者の増加等、波及効果も現れている。

(4) 評価結果のまとめ概要

各評価指標に基づく評価結果は、以下のとおりである。

表 3-Ⅱ 「④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、及び⑦屋外
 広告物制度の充実等」の評価結果のまとめ

	評価の視点	評価指標	評価結果
I	(1) 着 実な取 組みがな されたか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法、政令、指針等の制定状況 ・ 関連する諸制度の拡充状況 ・ 緑地保全、緑化推進に資する法制度等の実施状況 ・ 屋外広告物法の改正状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の通り、法制度等の整備が進んでおり、着実な取り組みがなされている。 ・ 平成 16 年 6 月 18 日景観法公布。同年 12 月 15 日景観法施行令等の政令、景観法施行規則等の省令公布。同年 12 月 17 日の景観法一部施行にあわせ、景観法運用指針を発出。平成 17 年 6 月 1 日景観法全面施行。 ・ 都市公園法と都市緑地保全法の統合を検討した結果、統合せずに下記の新たな法制度を創設、改正し、これまでの施策とあわせて都市の緑に関する総合的、体系的な法制度を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> <都市の緑に関する計画の策定> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が定める緑の基本計画において定める事項に地方公共団体の設置に係る都市公園の整備に関する方針を追加。 <緑地の保全に資する法制度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内の緑地や都市近郊の里山の保全のため、土地所有者の緑地保有にかかる負担軽減に資する税制面での特例措置を実施。 ・ 都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、木竹の伐採等に関する届出・命令制により都市の緑地を保全する緑地保全地域制度を創設。 <緑化の推進に資する法制度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、大規模敷地の建築物を対象に敷地の一部の緑化を義務付ける緑化地域制度を創設。 ・ 都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度を創設。 ・ 緑地保全、緑化推進に資する補助を下記の通り実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度～21 年度 緑地環境整備総合支援事業により年間国費 5,000 百万円規模の補助を実施。 ・ 平成 22 年度以降、社会資本整備総合交付金に移行し、都

			<p>市公園等事業において地方公共団体への継続的な支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を平成16年6月18日公布、同年12月17日施行し、屋外広告物法の一部改正。これにより、許可制度を設けることができる区域の制限の撤廃、簡易除却制度の対象物件の追加や手続きの整備、景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例の策定、屋外広告業の登録制度の導入について措置。 ・平成20年5月23日、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）公布。同年11月4日、歴史まちづくり法及び関係・政省令施行、基本方針公表。同年12月25日、運用指針を発出。 																
II	(2) 景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されたか	<p>景観計画に基づき取り組みを進める地域の数</p> <p>【政策チェックアップにおける業績指標】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づき取り組みを進める地域の数（都道府県を除く）は、年々着実に増加している。 <p>〔景観計画に基づき取り組みを進める地域の数〕</p> <table border="1" data-bbox="571 920 1332 1021"> <thead> <tr> <th>H16年度末</th> <th>H17年度末</th> <th>H18年度末</th> <th>H19年度末</th> <th>H20年度末</th> <th>H21年度末</th> <th>H22年度末</th> <th>H23.9.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>10</td> <td>43</td> <td>92</td> <td>152</td> <td>206</td> <td>267</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・策定予定も含めると、ほぼ全ての政令市・中核市で景観計画の策定が見込まれる一方で、対象区域に都市計画区域外を含む景観計画が半数を占める（51% 平成22年度7月1日時点）など、<u>多様な地域を対象にした計画の策定が進んでいる。</u> ・<u>政策チェックアップにおける業績指標の目標値500団体（目標年度：平成24年度）の達成状況は平成22年度末時点で約53%（267団体）であり、トレンドを延長しても目標年度に目標値を達成できないことになる。</u>しかし、全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、目標年度までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村が420団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）あり、平成25年度末に策定予定の市区町村が51団体、平成26年度以降に策定予定又は策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村204団体あることから、引き続き、景観法の基本理念等の普及啓発に取り組み、景観法の活用を促進していくことで目標達成可能であると見込まれる。 ・しかし、<u>都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市区町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市区町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通し</u>となつて 	H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23.9.1	0	10	43	92	152	206	267	287
H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23.9.1												
0	10	43	92	152	206	267	287												

		<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、地方公共団体アンケートでは景観行政団体である市町村が景観計画を策定する予定のない理由として、<u>人材 (62.1%)、知識・ノウハウ (33.3%) 及び予算 (30.3%) の不足</u>を多く回答している。 ・さらに、有識者等により、<u>広域的な景観形成に取り組む必要性</u>について指摘されている。 ・従って、今後、地域の特性に応じた景観計画の策定や活用（広域景観を含む）、人材や専門性の確保などに取り組むことが重要であるといえる。 																								
	<p>景観法に基づく制度活用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出、勧告・変更命令件数 	<p>【届出、勧告・変更命令の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく届出件数は26,450件（平成22年度）であり、以下の通り景観計画数の増加に応じて届出件数も<u>年々増加している。</u> <p>〔景観法に基づく届出件数〕</p> <table border="1" data-bbox="560 920 1335 1010"> <thead> <tr> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>341</td> <td>5,281</td> <td>7,282</td> <td>12,791</td> <td>18,209</td> <td>26,450</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・これに対し、平成22年度の勧告件数は57件（届出件数比0.2%）、変更命令件数は0件（法施行以来実績なし）であり、届出件数に比して非常に少ない。 <p>〔景観法に基づく勧告件数〕</p> <table border="1" data-bbox="560 1189 1335 1279"> <thead> <tr> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>104</td> <td>41</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ところが、地方公共団体アンケートによると、景観計画策定団体の37.0%が「届出の多くが行為の制限の主旨や意味を十分に理解・配慮していると感じている」と回答している一方で、47.7%が「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と回答しており、<u>景観計画に基づく届出・勧告制度に対する理解が必ずしも十分に浸透しているとは言えない。</u> ・届出者が理解・配慮していない原因として、事業者や設計者等の景観への意識が低いこと（60団体）や景観法や景観計画の周知が不十分であること（58団体）等、意識や認知の問題が多数指摘されている。また、事業者等が「配慮する」の具体的なイメージを持ってない（14団体）との回答も見られ、事業者等とのコミュニケーションのあり方も課題と見られる。 ・また、行政側も、勧告・変更命令に関し、<u>「数値基準に違反するもの以外は勧告や変更命令が出しにくい」(63.0%)、</u> 	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	0	0	4	104	41	57
H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度																					
341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450																					
H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度																					
0	0	4	104	41	57																					

	<p>「担当職員では勧告・変更命令の判断が困難」 (38.3%)</p> <p>といった運用上の課題を有していることが勧告件数等に反映されている一面があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成を進めるために景観誘導を行う上での課題として、41.2%が「定性基準の運用など、総じて基準の運用方法に悩んでいる」と回答し、さらに、40.3%が「事業者の理解や協力姿勢が乏しい」、39.5%が「行政職員の専門的な知識や調整能力が不足」、32.1%が「担当する行政職員数が不足」と回答しているなど、事業者の理解の問題や行政側の運用上の課題が見られる。
<p>景観法に基づく制度活用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物・景観重要樹木数、 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物・景観重要樹木は、以下の通り、地域特性に応じて幅広い活用がなされており、着実に景観形成の取り組みが推進されている。 <p>【景観重要建造物・景観重要樹木】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の指定件数は211件、景観重要樹木の指定件数は400件である（平成23年9月1日現在）。政策チェックアップにおける業績指標600件（目標年度：平成23年度）は、景観重要建造物・景観重要樹木の合計で目標以上の成果が得られている。 ・景観重要建造物・景観重要樹木ともに、7～8割の景観計画において指定方針が定められており、今後も指定数が増加することが見込まれる。 ・一方、景観重要建造物・景観重要樹木の指定にあたっての課題として、地方公共団体アンケートによると「許可制は所有者への負担が大きく、所有者の理解が得られない」という回答が景観重要建造物については15.8%、景観重要樹木については15.4%ある。また、有識者からは、指定による労力や財政上の負担のため地方公共団体が指定に消極的であることが指摘されている。
<p>景観法に基づく制度活用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設数 	<p>【景観重要公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設は、96団体で指定されており、多様な地域で活用されている。対象施設の内訳は、道路が28.9%、河川が19.1%、都市公園が13.2%と多い（割合は、景観計画を策定している304団体に対する割合）。また、景観計画に定める整備方針に基づいて新たに整備された施設の件数も増えている。さらに有識者等から、地域の景観の核あるいは規範となる魅力的な都市空間の創出の観点から、先導的な景観整備に果たす公共施設の役割が大きいことから、本制度をさらに活用する（関係地方公共団体が各景観計画において共通して景観重要公共施設として位置付けること

	<p>によって連携する) ことの可能性について指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、景観重要公共施設の課題として、地方公共団体アンケートによると「施設管理者の同意を得るのが困難」という回答が7.7%ある。また、都道府県からは、行為の制限に対する施設管理者の理解が得られにくいことが指摘されている。 								
<p>景観法に基づく制度活用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観地区・準景観地区・景観協定数、 	<p>【景観地区・準景観地区・景観協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観地区は32地区、準景観地区は3地区が指定されている。また、認可済みの景観協定数は20件である（平成23年9月1日現在）。景観計画策定団体数と比べると地区数は少ないものの、世界遺産のバッファゾーンの保全など景観の地域特性に応じた活用がなされている。また、今後、100を超える団体において、具体的な地域を想定した景観地区の活用意向が示されている。 一方、人的・財政的余裕の不足が主な活用課題として挙げられている。 								
<p>景観法に基づく制度活用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観協議会、景観整備機構 	<p>【景観協議会・景観整備機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく景観協議会は12団体設立され、景観整備機構は87法人が指定されている。（平成23年9月1日現在） 景観整備機構は、地域でまちづくり活動を行うNPOや建築士会等の公益法人を中心に、延べ87法人（平成23年9月1日現在）が指定されており、以下の通り年々増加している。 <p>[景観整備機構数]</p> <table border="1" data-bbox="596 1317 1139 1406"> <thead> <tr> <th>H21.4.1</th> <th>H22.4.1</th> <th>H23.4.1</th> <th>H23.9.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>68</td> <td>85</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 今後、景観協議会については500団体を超える団体、景観整備機構については300団体を超える団体において活用意向が示されている。 一方、景観協議会ではメリットが少ないこと、景観整備機構では能力のある団体がないこと等が課題として挙げられている。 	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H23.9.1	45	68	85	87
H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H23.9.1						
45	68	85	87						
<p>景観法に基づく制度活用状況等</p>	<p>【その他の景観法任意事項及び他法令に基づく制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく制度と、都市計画法や建築基準法等の他法令に基づく制度や自主条例等による独自の取り組みを連携させた活用事例が見られる。<u>地域の実情に応じ、他法令や自主条例等による各種制度との連携を図り有効活用した自立的な取り組みが進んでいる。</u> 								

	<p>歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数</p> <p>【政策チェックアップにおける業績指標】</p>	<p>【歴史的風致維持向上計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画は26団体で認定されている（平成23年9月1日現在）。地方公共団体アンケートでは、76団体が今後策定予定ありとしているが、平成24年度末までは18団体が策定予定である。 ・地方公共団体の策定意向を踏まえると、政策チェックアップにおける業績指標100団体（目標年度：平成24年度）は、目標年度に目標値を達成できないことになる。
<p>(3) 景観法の基本理念に対する国民の理解が深まったか</p>	<p>景観に対する国民の意識の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する国民や事業者、地方公共団体職員の意識は、以下の通り、10年前と比べ高まっている。特に、景観計画策定団体に限って見ると、いずれも有意に高くなっており、景観法の活用によって景観に対する意識が高まっていると考えられる。 ・国民アンケートによると、<u>75.0%が景観に対する意識が、10年前と比べ高まった</u>と回答しており（「大きく高まった」：25.4%、「少し高まった」：49.6%）、「低下した」の0.7%や「ほとんど変化はなかった」の24.1%を大きく上回っている。（景観計画策定団体に限って見ると74.0%） ・また、地方公共団体アンケートによると、<u>41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まった</u>と回答している。（景観計画策定団体に限って見ると75.6%であり、全体の平均より高くなっている。） ・さらに、地方公共団体アンケートによると、<u>37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まった</u>と回答している。（景観計画策定団体に限って見ると78.9%であり、有意に高くなっている。） ・また、地方公共団体アンケートによると、<u>44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まった</u>と回答している。（景観計画策定団体に限って見ると79.3%であり、有意に高くなっている。）

<p>(4) 国民による良好な景観形成の取り組みが広がっているか</p>	<p>景観形成に取り組む N P O ・ 住民団体 ・ 景観整備機構等の数等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民アンケートによると、約 1/3 (33.2%) が良好な景観形成のための活動に参加しており (「よく参加している」: 6.5%、「時々参加している」: 26.7%)、<u>46.3%が活動への参加の機会が、10年前と比べ増えた</u>と回答している (「大きく増えた」: 8.5%、「増えた」: 37.8%)。(本章第 6 節参照) ・ また、国民アンケートによると、国民が参加する活動は、身近な景観の保全活動 (49.1%) や樹木・草花の植栽活動 (39.6%)、公共施設の維持管理への参加 (25.1%)、計画策定への参加 (19.5%)、研修や講習会への参加 (19.0%) など、<u>幅広い内容の活動</u>が一定数回答されており、<u>国民による良好な景観形成の取り組みの範囲が広がっている</u>。(本章第 6 節参照) ・ 国民アンケートでは、92.2%が「機会があったら (良好な景観形成のための活動に) 参加したい」と回答しており、<u>今後、国民による活動がさらに活発化する可能性</u>がある。(本章第 6 節参照) ・ 地方公共団体アンケートによると、<u>19.3%が「良好な景観形成のための N P O ・ 住民団体等の数が、10年前と比べ増加した」と回答</u>している (「増加した」: 7.8%、「やや増加した」: 11.5%)。 ・ 景観整備機構は、地域でまちづくり活動を行う N P O や建築士会等の公益法人を中心に、延べ 87 法人 (平成 23 年 9 月 1 日現在) が指定されており、以下の通り<u>年々増加している</u>。 [景観整備機構数] <table border="1" data-bbox="596 1355 1161 1444"> <thead> <tr> <th>H20. 4. 1</th> <th>H21. 4. 1</th> <th>H22. 4. 1</th> <th>H23. 9. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>68</td> <td>85</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> 	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 9. 1	45	68	85	87
H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 9. 1							
45	68	85	87							
<p>(5) 景観法制定等の効果があったか (取り組みを促進されたか)</p>	<p>景観法制定によって景観形成の取り組みが促進された地方公共団体数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体アンケートによると、<u>約 1/4 (408 団体 (24.2%))</u>が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答 (景観計画策定団体に限って見ると 79.6%) しており、<u>景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している</u>。 ・ 74.8%の地方公共団体が「法律に良好な景観の整備・保全の義務が明示されたことで、景観形成の取り組みの充実等に対する理解を得やすくなったから」を取り組みが促進された理由に挙げている。 ・ 促進された自主的な取り組みとしては、ガイドライン等の策定・周知 (55.9%) や事前協議・相談の実施 (49.5%)、審議会等の設置 (42.2%)、イベントや広報 (34.1%) が多 								

		<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民アンケートによると、35.2%が、まちの景観が10年前と比べ良くなったと回答（良くなった：5.0%、やや良くなった：30.2%）している。 ・地方公共団体アンケートによると、35.5%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：32.6%）している。（景観計画策定団体に限って見ると61.8%と有意に高くなっている） ・対象別の景観については、国民アンケート及び地方公共団体アンケートに共通して、「公共施設（道路や橋梁等）」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が10年前と比べ良くなったという回答が多い。一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観は、良くなったとの回答の方が多いものの他の対象と比べ少なく、特に国民アンケートにおいて悪くなったという回答がそれぞれ20.5%、31.1%であった。 ・地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.7%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。 ・また、同アンケートによると、景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり（12.5%）や対外的なブランドイメージの高まりが（8.9%）、訪問者の増加（7.2%）等の効果が既に発現しているとの回答が多かった。
<p>（7）都市における緑地保全、緑化推進が行われたか</p>	<p>緑地保全、緑化推進に関する取り組みの実施状況</p>	<p>■平成15年度以降、緑地保全、緑化推進に関する各種制度の活用状況及び評価の概略は以下の通りである。（期日の記載のないものは平成21年度末のデータ）</p> <p><都市の緑に関する計画の策定></p> <p>○緑の基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定市町村数 <u>633市町村</u>→641市町村 ・市町村合併が策定市町村数の減少要因（約100市町村）となっているため、実質的には、緑の基本計画の策定が着実に進んでいる。 <p><都市の緑地の保全></p> <p>○特別緑地保全地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区数 <u>312地区</u>→398地区 ・面積 1,721ha→2,293ha

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度に相続税等の評価減割合が 8 割に拡大が行われたことによる効果もあり、地区数、面積ともに増加し、特別緑地保全地区制度による緑地の保全が着実に進んでいる。 ・一方、<u>制度の活用が政令市に偏っている</u>傾向があり、今後、政令市以外での更なる活用が期待される。 <p>○緑地保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域数 【創設】→<u>0 地区</u> ・制度の活用を検討している地方公共団体はあるが、導入には至っていない。この理由として、活用方法のイメージがわからず制度の周知不足等があり、<u>今後制度の周知を行っていく必要がある</u>。 <p>○地区計画等緑地保全条例制度（H23.1 現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区数 【創設】→<u>2 地区</u> ・保全対象面積 【創設】→14.5ha ・制度の活用が 2 地区に留まった。この理由として、制度の周知不足や地方公共団体内で複数の関係部局の連携が必要であること等があり、<u>今後制度の周知を行っていく必要がある</u>。 <p>○市民緑地制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 <u>109 箇所</u>→148 箇所 ・面積 74ha→81ha ・地区数、面積ともに増加し、市民緑地制度による緑地の保全が着実に進んでいる。 <p><緑化の推進></p> <p>○緑化地域制度（H23.3 現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行地方公共団体数 【創設】→<u>3 市区</u> ・施行面積 【創設】→60,413ha ・制度導入に十分な検討と準備期間が必要であることや、導入を検討している地方公共団体が多いことから、ある程度着実に地方公共団体数が増加していると考えられる。<u>施行した地方公共団体においては、非常に効果的に緑化が行われている</u>。 ・今後の課題として、<u>緑化率規制の対象外となる区域の解消や壁面緑化の算入の拡大等</u>があり、対応を検討していく必要がある。
--	--

		<p>○地区計画等緑化率条例制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区数 【創設】 →<u>37 地区</u> ・面積 【創設】 →497ha ・<u>比較的規模の小さな自治体でも活用しやすいことから</u>、地区数、面積が増加し、地区計画等緑化率条例制度による緑化が着実に進められている。 ・今後の課題として緑化率の上限があること等があり、対応を検討していくとともに、更に制度の活用が進むよう制度の周知を行う必要がある。 <p>○緑地協定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定数 <u>1,728 件</u>→<u>1,883 件</u> ・面積 6,129ha→6,011ha ・協定数は期限切れによる廃止もあるものの、増加した。一方、大規模な宅地開発の減少に伴い、面積は減少した。全体として、緑地協定制度による緑化が着実に進められている。 <p><緑地の管理></p> <p>○緑地管理機構制度 (H23.1 現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構数 <u>2 団体</u>→<u>5 団体</u> ・指定数は着実に増加しているが、<u>財団法人に限られていること等の課題</u>がある。 ・今後は、対象となる団体について検討を進めるとともに、<u>制度の周知を図る必要がある</u>。 <p>○管理協定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 <u>0 箇所</u>→<u>1 箇所</u> ・1 箇所協定が締結されたが、十分な活用がされているとは言えない。課題として対象の拡大や制度の周知不足等がある。 ・今後は、<u>対象となる緑地について検討を進めるとともに、制度の周知を図る必要がある</u>。 <p><都市公園の整備・維持管理></p> <p>○都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 <u>86,889 箇所</u>→<u>98,568 箇所</u> ・公園面積 103,865ha→116,667ha ・都市公園は箇所数、面積ともに増加し、緑地の創出が着実に進んでいる。今後は引き続き防災や環境問題への対応等
--	--	---

		<p>の各種政策課題に対応しつつ、整備の推進を図るとともに、厳しい財政状況を踏まえ、ストックの有効活用や維持管理を進めていくことが重要である。</p> <p>○立体都市公園制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 【創設】→1箇所 ・所有・管理者が流動的である民間施設の上部に安定的に都市公園を整備・管理していくための計画内容や費用分担などの調整が困難であること等から、活用が進んでいない。今後は、<u>制度の周知徹底に努め、活用を図ることが必要</u>である。 <p>○地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 <u>287件(H19)→632件</u> ・<u>地域住民、NPOによる公園管理への参画が着実に進んでいることが伺え、今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</u>
(8) 担保性のある緑地が確保されたか	都市における担保性のある緑地の量	<p>■都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とし、制度的に永続性が担保されている公的な空間の確保量(面積)を都市域人口で除した指標である「水と緑の公的空間確保量」の推移は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の公的空間確保量 <u>12.2㎡/人(H15年度)→13.1㎡/人(H19年度)→13.4㎡/人(H21年度)</u> ・着実に増加している。今後も、引き続き公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していくことが必要である。
(9) 新たな制度改革等により、緑地保全、緑化推進を通じた都市の景観・環境の改善が促進されているか	緑地保全、緑化推進による直接効果	<p>■地方公共団体に対するアンケート結果の内容及び評価の概略は以下のとおりである。</p> <p>平成16年法改正によって創設等された制度及び補助事業等により緑地保全、緑化推進の<u>取り組みが促進されたかどうか</u>という質問に対し、<u>促進されたという回答が、制度、事業ともに政令市では高い割合であったのに対し、全国的には20%程度にとどまった。</u>都市化による緑地の減少を課題として捉えている地方公共団体が大都市に偏っていることが原因と考えられた。</p> <p>今後は、大都市以外の地方公共団体に対して、機会を捉え、制度の周知を行っていくことが必要である。</p>

<p>(10) 改正屋外 改正屋外 広告物法 の活用</p> <p>改正屋外 広告物法 に基づく 制度活用 状況等</p> <p>・ 景観行 政団体に よる屋外 広告物条 例制定状 況</p>	<p>改正屋外 広告物法 に基づく 制度活用 状況等</p> <p>・ 景観行 政団体に よる屋外 広告物条 例制定状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・政令市・中核市は 107 団体全てが屋外広告物条例を制定している。それ以外の市町村である景観行政団体のうち屋外広告物条例を制定しているのは 41 団体(全体の 10.4%平成 23 年 9 月 1 日現在)にとどまっているが、<u>年々増加</u>しており、今後も、124 団体(31.5%)が制定予定があると回答している。なお、61.3%の地方公共団体が「現在の都道府県の条例で十分であるため」を制定しない理由に挙げていることが 41 団体にとどまっている一因と考えられる。 ・ 「屋外広告業の登録制の導入」「除却した広告物等の保管・売却手続き規定の整備」については、ほぼ全ての団体で導入されている。また、「人口 5 千人未満の町村への許可区域の拡大」は 48.9%、「景観行政団体への条例制定事務の委譲」は 48.9%の都道府県が条例改正を行っており、<u>H16 年の屋外広告物法改正による制度が一定程度に導入されている。</u> ・ 屋外広告物条例を運用する体制、知識・ノウハウ、予算が不十分である点と、景観行政団体である市区町村の意向だけでは屋外広告物行政を実施できない点に課題がある。
<p>(11) 簡易除却 屋外広告 参加者数</p>	<p>改正屋外 広告物法 に基づく 制度活用 状況等</p> <p>・ 簡易除 却実施団 体数</p> <p>・ 屋外広 告業登録 条例制定 状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易除却の平成 22 年度の実施実績（福島県を除く）は、132 団体で実施されており、合計 3,472,183 枚の違反広告物が除却されている。地方公共団体アンケートによると、「簡易除却を実施していない」という回答は 6.1%であり、多数の景観行政団体が簡易除却を実施している。 ・ 屋外広告物条例の運用について、<u>未申請物件の多さ、事業者の理解や協力姿勢の欠如</u>、広告物の様態の多様性による<u>判断の難しさ、人員の不足</u>等が課題として挙げられている。 ・ 地方公共団体アンケートによると、違反広告物への対応として、措置命令は 12 団体で、略式代執行は 4 団体で行われているが、行政代執行の実施団体はない。実施しない理由として、措置命令、略式代執行、行政代執行のいずれにおいても、<u>行政指導で効果があがっている</u>とする回答が少なくない一方で、<u>体制の確保が困難</u>、運用に必要な<u>専門的知識の不足</u>等の課題が挙げられている。 ・ 屋外広告業の登録者数地方公共団体アンケートによると、屋外広告業の登録制度による不良業者の排除の効果は、効果がでていないで二分されている。 ・ 屋外広告業の登録制度の運用課題として、「<u>業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい</u>」との回答が 43.9%と一際多い。
<p>(11) 簡易除却 屋外広告 参加者数</p>	<p>改正屋外 広告物法 に基づく 制度活用 状況等</p> <p>・ 簡易除 却実施団 体数</p> <p>・ 屋外広 告業登録 条例制定 状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員が実施しているという回答が 83.1%と最も多いが、行政職員以外の第三者に委託している団体が 60.8%

物の適正化に対する国民の意識が高まったか	等	<p>と、住民や市民まちづくり団体、民間事業者など、<u>多様な主体が委託先</u>となっており、<u>屋外広告物の適正化に対する国民等の多様な主体の参加機会</u>が着実に広がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年屋外広告物適正化旬間における簡易除却へのボランティアの参加は 41 団体で実施されており、延べ 3,241 人が参加している。
----------------------	---	---

(5) 第三者の知見

④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実等の評価結果に関して、有識者にヒアリングを実施し意見を聴取したところ、以下のような知見が得られた。(図表3-3-96)

有識者	実施日
進士 五十八 東京農業大学名誉教授	平成23年11月21日
北村 喜宣 上智大学教授	平成23年11月22日
小浦 久子 大阪大学准教授	平成23年11月22日

図表3-3-96 有識者ヒアリング実施概要

I. 「④景観に関する基本法制の制定」に関して

i. 景観形成の取り組みの評価

- 景観法制定の価値は大きい。
- 景観形成という総合的な取り組みは、レビューという量的指標による検証だけでは評価しきれない。各地方公共団体による数字で一律に評価できないような独自の取り組みが行われていることに価値がある。様々なバリエーションを持って取り組まれていること自体をプラス評価することが必要。
- 景観計画の良さは、敷地ベースであっても、緑などの外構も一体的に、周辺との関係性からも総合的に開発（建築）計画を評価しようとするところにある。

ii. 良好な景観形成のあり方

- 景観行政は、一律に色彩基準を設定したり、基準の適否判断に終始すべきではない。
- 景観は地と図でできている。要素に注目したヨーロッパ型の統一の概念ではなく、「地域らしさ」が重要。「都市の美醜は市民のありよう」と言われるように、「住んでいる人がどういう街にしたいか」があり、それが都市の景観として現れて、魅力的な景観となる。
- 金沢は景観先進都市。このような取り組みが全国に広がるよう周知を行うことが重要。
- 景観形成は景観の全体像のコントロールとトップのリーダーシップが重要。世田谷では個別事業全てが都市美委員会を経ないと実施できないほどのコントロールがされていた。
- 国民の景観教育、とりわけ景観行政の担当者の教育が必要。

iii. 事前協議制度の取り組みに対する支援

- 一部の地方公共団体は、景観形成基準と届出・勧告の運用にあたり、自主条例等により事前協議制度を設けることによって、望ましい景観の形成が図られる

よう工夫しているが、景観法には仕組みが用意されていない。景観創出と保全の審査を 30 日間で行うのは困難かつ手遅れという実態があるので、職員の知識・ノウハウの不足を克服するためにも、景観創出のために必要な手続きとして法で担保し、十分な実力のない市町村の取り組みを支援することが必要。

iv. 広域景観形成への対応

- 複数自治体にわたる広域景観について、協議会が一つの景観計画を策定することは不可能であっても、複数市町村が一つの協議会で一体的に運用できる仕組みがあった方が良い。

II. 「⑤緑地保全、緑化推進策の充実」に関して

i. 各制度の更なる活用及び周知

- 地方公共団体のニーズを踏まえた制度の整備が重要である。
- 地区計画に緑化率を定めている事例は多いが、地区計画等緑化率条例制度を知らないために、十分に機能していない場合がある。
- 緑化地域制度等の緑化率等、緑の量の話が中心になっているが、緑の質についても検討すべきである。
- 緑化地域制度等の緑化率の上限は、地方公共団体が自由に決められるようにすることも考えられるのではないかな。

ii. 緑地の維持管理に関する取り組みが重要

- 公園等の公共の緑は、落ち葉が迷惑であるといった管理上の課題もある。
- 緑地の管理については、生物多様性地域連携促進法との連動を検討すべきである。
- 都市公園のメンテナンスやリニューアルが必要である。

III. 「⑦屋外広告物制度の充実等」に関して

i. 屋外広告物の適正化

- 屋外広告物は、デザインが設備化されると効果が大きく、パチンコ店の問題は大きく改善されている例がある。
- 屋外広告物の問題は、地方公共団体等が設置するのぼり旗が最も目立つ。景観担当以外の職員の教育が必要。広告業者としては努力している自負があり、このような法制度の枠組みでとらえきれない部分の問題が大きい。
- 屋外広告物は違反是正が徹底されておらず、景観行政団体である市町村が事務を受けるハードルとなっている面がある。

3.3.4 政策への反映方向

評価結果及び第三者の知見を踏まえた政策への反映の方向は以下の通りである。

(1) ④景観に関する基本法制の制定

I. 景観形成の取り組みへの着手等の推進

地方公共団体において、景観法を活用した景観形成の取り組み団体数は年々増加し、景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されている一方で、景観計画策定の促進、規制手法の円滑で効果的な運用や広域的な景観形成への対応が求められている。

このため、良好な景観形成の効果をより精緻に把握する方策や市町村の意識啓発を図り、積極的な景観形成の取り組みを促進する方策の検討・周知に取り組む。

また、広域的な景観の保全・創出に向け、効果的な広域景観形成のあり方等の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集及び地方公共団体への周知に取り組む必要がある。

II. 国民の意識啓発等による良好な景観形成の取り組みの促進

景観法制度の制定等によって、景観に関する国民の理解が深まり、国民による良好な景観形成の取り組みが広がっている。今後も、国民、事業者を含む多様な主体による景観形成の取り組みの更なる増加やその継続に向けた意識啓発や教育・人材育成の充実に取り組む。その一環として、都市の景観に関係の深い文化政策との効果的な連携強化を図る。

III. 地域特性に応じたより良い景観形成の取り組み等の支援

景観法制定等により景観形成の取り組みが促進され、良好な景観が形成されている。また、景観法は、建築基準法等と異なり、外構を含む敷地全体での取り組みが可能であることや、景観に関する委員会の意見聴取や景観形成基準等の運用手続きを工夫すること等により、より良好な景観形成に取り組んでいる事例もみられる。このような取り組みは必ずしも数値では評価しきれない要因を持つとの指摘もある。一方で、住宅地、駅前や商店街等の景観は悪化したとの評価も目立っている。

このため、住宅地、商業地等の市街地等必ずしも特徴的景観を有しない地域における景観創出を含め、地域特性に応じた個性豊かな景観形成への取り組みが一層促進されるよう、景観形成基準等の設定とその効果的な運用のあり方の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集、顕彰等及び地方公共団体や景観に関するまちづくり団体への周知の継続的实施・充実に取り組む必要がある。

また、景観形成に取り組む意向のある市町村の円滑な取り組みの促進や景観に関わる職員の専門性の向上等を図るため、景観法に基づく制度や自主的な取り組

みとの効果的な連携等の先進的な取り組みや成果事例の収集・周知、景観行政団体等の間における情報交換を円滑にするための支援を図る。

さらに地方公共団体が、目標像にむかって、より積極的かつ円滑に景観形成に取り組めるよう、景観法及び屋外広告物法等の運用や制度について、逐次、必要な改善を積み重ねていく必要がある。

(2) ⑤緑地保全、緑化推進策の充実

地球温暖化やヒートアイランド現象、生物多様性の保全等の地球規模での環境問題に対する国民的関心の高まりや、良好な景観や自然とのふれあい等の居住環境の質的向上に対するニーズの高まり等を受け、緑地の保全・創出の必要性は依然として高く、また一層高まっている。

我が国は人口減少時代に突入し、今後は緑地を潰して都市的土地利用に転換するのではなく、むしろ都市を集約し、既存ストックを有効活用すべき時代に来ている。しかし、実際には、都市的土地利用は拡散し、緑地は依然として減少傾向にあり、今後とも、緑地保全、都市緑化、公園整備、さらには他事業との連携等により、総合的な緑の確保を一層推進していくことが必要である。

しかし、今後、人口減少や高齢化を背景として、地方公共団体の財政負担力が低下していくことは明白であり、公共投資による緑地の確保には限界がある。そのため、民有緑地の保全や民有地の緑化を推進するため、現行の都市緑地法の制度をより一層活用するとともに、新しい社会的課題を踏まえた法制度等の対応についても検討していくことが必要である。

また、今後の高齢化社会を踏まえ、公園緑地に求められる機能として、シニア世代の社会貢献、余暇活動の場としての役割の比重が大きくなることが想定される。そのため、市民・団体・企業等の多様な主体と連携し、緑地の管理への参画機会の増大を図っていくことが重要である。

これまでの評価及び上記の認識を踏まえ、今後の緑地保全・緑化推進施策については、以下の点を重視しつつ政策を進めていくことが考えられる。

I. 制度の普及啓発

地方公共団体アンケートの結果から、政令市以外では都市緑地法に基づく各種制度があまり評価されていないことが浮き彫りになった。

この背景には、多様で複雑な制度体系を有する都市緑地法の各種制度について、地方公共団体の担当者が十分に理解できていないことがあると考えられることから、国の担当者による現地での説明会の実施等、既存制度の一層の活用のため普及啓発を図っていくことが必要である。また、先進的な地方公共団体が行っている取り組みについても、情報収集し、普及啓発を行うことが必要である。現在、大都市圏を中心として、都道府県、市町村の担当者を対象に都市緑地法に基づく各種制度等を説明する説明会を実施しており、今後、この取り組みを継続・拡大していく必要がある。その際、公園緑地担当部局以外の者への理解を深め、連携を図ることも重要である。

II. 緑地保全・緑化の推進

民有地における緑地の保全を推進するため、既存の特別緑地保全地区制度等の更なる活用を図る必要がある。また、樹木1本1本に対しても更なる保全を実施するため、地方公共団体のニーズも踏まえつつ、景観法に基づく景観重要樹木の活用や新たな制度の創設等について検討を行っていく必要がある。

また、民有地における緑化を推進するため、都市の緑化を推進するために非常に強力な制度として機能している緑化地域制度や、比較的規模の小さい地方公共団体においても活用可能である地区計画等緑化率条例制度について推進する必要がある。これらの制度の課題として挙げられている事項を踏まえつつ、地方公共団体が取り組みやすく、民間事業者にとっても受け入れやすい制度となるよう、検討を行っていくことが必要である。

民有地における緑地保全・緑化の推進のためには、その必要性や関連制度について広く理解を得ることが重要である。制度の取り組み状況や事例等について、これまでも公表を行ってきたところであるが、更なる情報の発信に努めることが必要である。

都市公園等については、引き続き、防災や環境問題等の社会的要請に応えるよう整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理を進めていくことが重要である。

III. 新たな担い手の確保等による公園緑地の質の向上

地方公共団体の財政負担力は今後益々低下し、現在行っている以上の緑地管理を担っていくことは困難になることが想定される。一方、人口減少に伴って公的に管理すべき土地そのものは増加することも見込まれ、管理が不十分でない土地が増加すれば、都市の環境・景観の悪化や防犯面での悪影響が想定される。

このため、緑地管理機構制度や管理協定制制度等の都市緑地法における管理に関する制度の更なる活用促進や地方公共団体の取り組みを参考としたあり方の検討等を行っていくとともに、生物多様性に関する地域連携保全活動との連携、地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理のような新しい主体によるマネジメントシステムの構築、都市公園等の既存ストックの有効活用等を通じ、公園緑地の質の向上を図っていくことが必要である。

(3) ⑦屋外広告物制度の充実等

改正屋外広告物法の活用は着々と進んでおり、屋外広告物の適正化に対する国民の意識が高まっている一方で、違反物件への対応強化、事業者の理解の深化、地方公共団体の体制や屋外広告物に対する意識啓発等の充実が必要となっている。

このため、屋外広告物の適正化の取り組みが促進されるよう、屋外広告物に関わる公共団体や事業者に対する意識啓発を図るとともに、事業者等に対する効果的な制度周知方策のあり方、許可制度や違反広告物への措置の効果的な運用のあり方の検討や成果事例の収集・周知に取り組む必要がある。また、様々な形態の

広告物への対応等、最新の情勢に関する地方公共団体間における情報交換を円滑にするための支援を図る。

<本節における出典資料一覧>

- 出典 1 「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討業務報告書」及び参考資料グループディスカッションの概要**(平成 22 年 3 月、国土交通省都市・地域整備局)
- 出典 2 「魅力的な都市空間創出に向けた景観施策のあり方検討調査報告書」**(平成 23 年 3 月、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課)
- 出典 3 第 6 回景観法活用意向調査**(平成 21 年 8 月実施)
※全ての地方公共団体 1,845 団体(47 都道府県、18 政令市、41 中核市、1,739 一般市町村)を対象としたアンケート調査(回収率 100%)により実施。
- 出典 4 第 4 回景観法施行実績調査(景観計画に関する項目)**(平成 21 年 8 月実施)
※平成 21(2009)年 8 月 1 日時点で景観計画を策定(=告示)した 188 団体及び平成 21(2009)年 8 月 1 日時点で景観整備機構を指定した 8 団体の計 196 団体を対象としたアンケート調査(回収率 100%)により実施。
- 出典 5 第 7 回景観法活用意向調査**(平成 22 年 7 月実施)
※全ての地方公共団体 1,797 団体(47 都道府県、19 政令市、40 中核市、1,691 一般市町村)を対象としたアンケート調査(回収率 100%)により実施。
- 出典 6 第 5 回景観法施行実績調査(景観計画に関する項目)**(平成 22 年 7 月実施)
※平成 22(2010)年 7 月 1 日時点で景観計画を策定(=告示)した 243 団体及び平成 21(2009)年 8 月 1 日時点で景観整備機構を指定した 54 団体の計 256 団体を対象としたアンケート調査(回収率 100%)により実施。
- 出典 7 景観に関する意識調査(国民モニターアンケート)**(平成 23 年 9 月実施)
※国土交通行政インターネットモニター制度(母集団は全国から公募した国土交通行政に関心のある人 1,168 名)により実施。
- 出典 8 景観形成の取組に関する調査**(平成 23 年 9 月実施)
※全ての地方公共団体 1,792 団体(47 都道府県、19 政令市、41 中核市、1,685 一般市町村)を対象としたアンケート調査(回収率 94.3%(後述の回答不可を含む))により実施。30 団体(全体の 1.7%)は、震災の影響で回答不可と回答。
- 出典 9 景観形成の取組に関する調査(事例収集編)**(平成 23 年 9 月実施)
※全ての地方公共団体 1,792 団体(47 都道府県、19 政令市、41 中核市、1,685 一般市町村)を対象としたアンケート調査(回収率 98.2%(後述の回答不可を含む))により実施。31 団体(全体の 1.7%)は、震災の影響で回答不可と回答。
- 出典 10 屋外広告物に係る条例改正状況等の調査**(平成 23 年 4 月、10 月実施)
※47 都道府県、19 政令市、41 中核市及び平成 23 年 4 月 1 日時点で、屋外広告物条例制定済みの 41 のその他の市町村を対象としたアンケート調査(回収率 100%(後述の回答不可を含む))により実施。1 団体(全体の 0.7%)は、震災の影響で回答不可と回答
- 出典 11 第 4 回景観法施行実績調査(景観地区に関する項目)**(平成 21 年 7 月実施)
※平成 21(2009)年 8 月 1 日時点で景観地区を策定した 17 団体を対象としたアンケート調査(回収率 100%)により実施。
- 出典 12 国土交通省景観まちづくりホームページ公表値**

第4節 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

3.4.1 対象政策、政策の目的

(1) ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

水辺・海辺空間の保全・再生・創出に向けて、以下の視点から、関係事業の連携の下で総合的な取り組みを推進する。【平成15年度より順次実施】

また、港湾において、良好な景観を保全・形成するため、港湾計画など法制度等の充実を図る。【平成16年度目標】

- より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善
- 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生
- 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出
- 住民、NPO等の参画の推進

特に以下のような重点的な取り組みを行う。

■美しい砂浜など景観上重要な9箇所の海岸において景観阻害要因となっている消波ブロックを全て除却する。今後、逐次対象海岸を拡大する。

【平成19年度までに実施】

■美しい海辺空間を創出する16箇所の干潟を再生する。

【平成19年度までに実施】

※美しい国づくり政策大綱（平成15年7月）本文より抜粋

I. 関連する具体的施策の概要

国土交通省の主要関連施策を以下に示す。

重点的な取り組みの実施

i-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

海岸は台風、冬季風浪等の厳しい自然条件にさらされていることから、高潮、津波、海岸侵食等による被害から海岸を防護することが重要であり、従来から消波ブロック等によって海岸防護を実施していた。近年はこうした防護にあたっては、砂浜等を組み合わせた面的防護方式の海岸整備を行うなど、美しい海岸景観形成に配慮しながら事業を進めることが求められており、景観を阻害する既設の消波ブロックについても、撤去した消波ブロックを離岸堤に有効活用するなどの工夫が図られている。

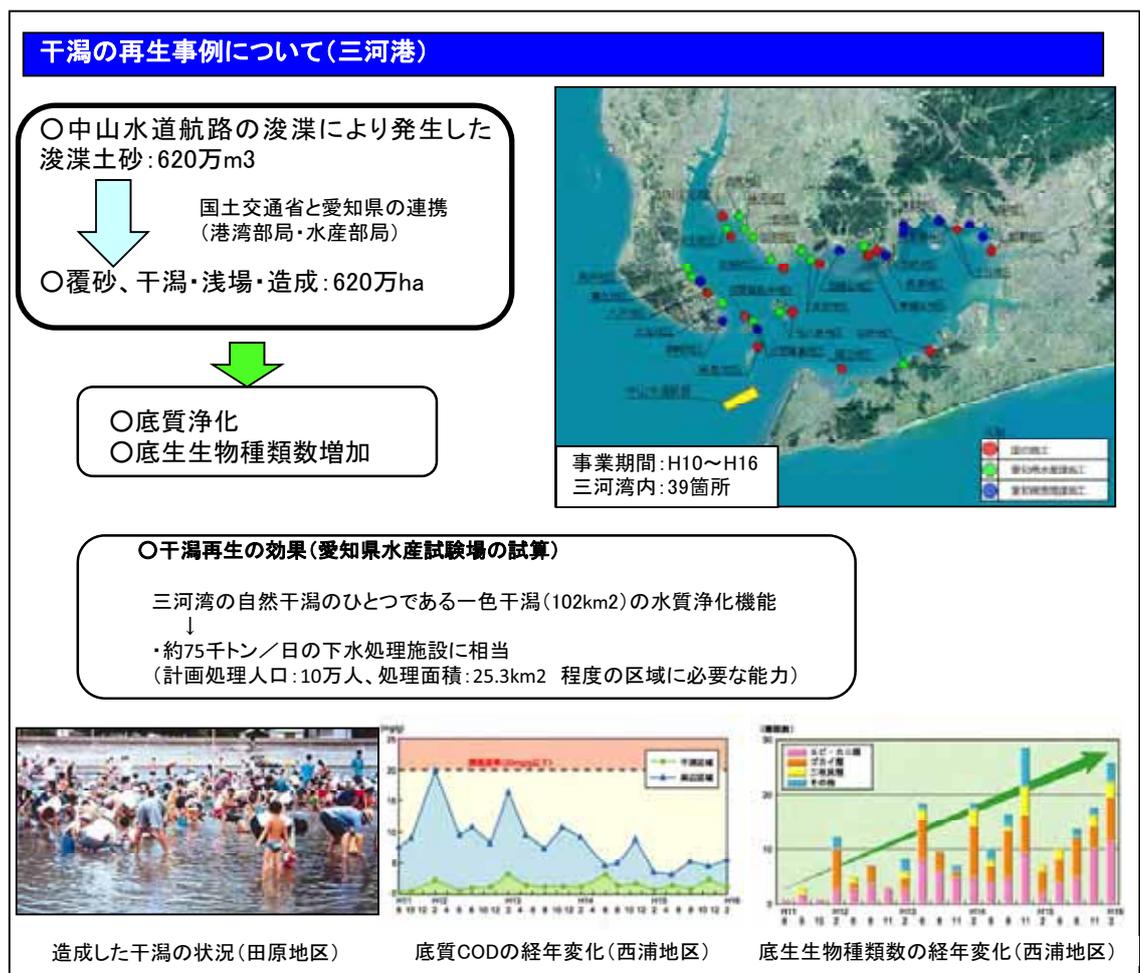
なお、平成18年2月には、海岸事業を進める際に、美しい海岸景観を形成する上での指針となる海岸景観形成ガイドラインを策定した。



図表 3-4-1 消波ブロックを除去し、自然石を配置することで荒天時の高潮対策を図った海岸の例

i-b. 干潟の再生

港湾においては、浚渫土砂を活用して、美しい海辺空間を創出する干潟の再生を推進している。

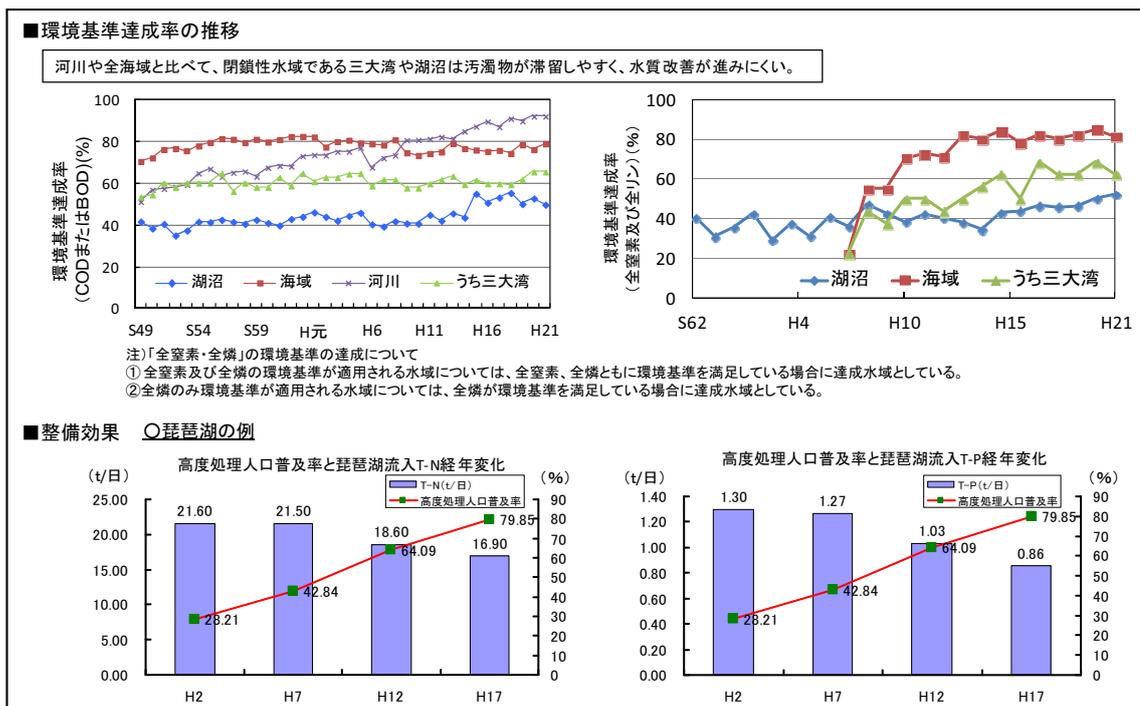


図表 3-4-2 干潟の再生事例について

より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

ii. 高度処理の推進

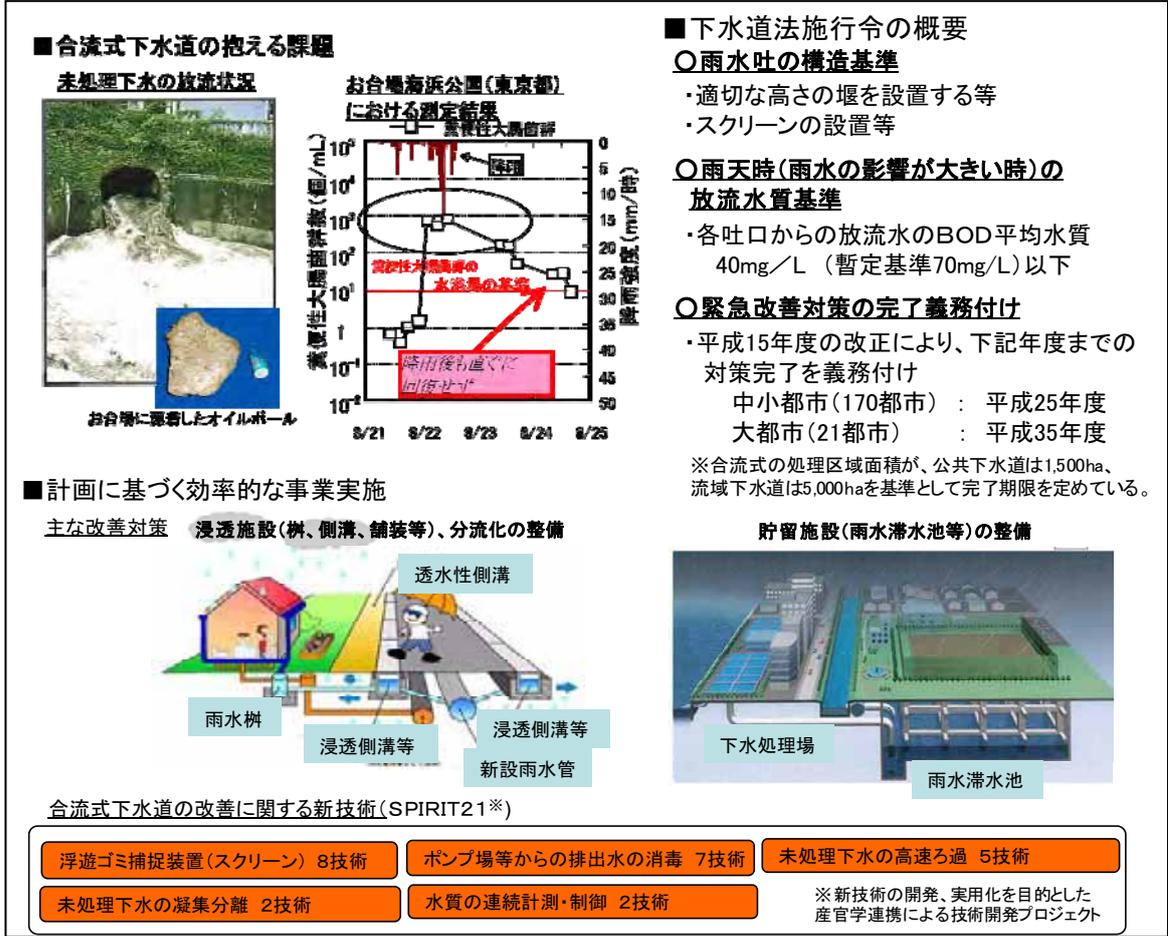
下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化を推進している。



図表 3-4-3 高度処理の進捗状況と整備効果

iii. 合流式下水道の改善

合流式下水道は、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観上の観点から問題。平成 15 年度には下水道法施行令を改正し、中小都市 (170 都市) は平成 25 年度、大都市 (21 都市) では平成 35 年度までに緊急改善対策の完了を義務付けた。これまで「効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き (案)」を活用し、スピリット 21 などの新技術の導入を図るなど、効率的・効果的に改善対策を推進し、法令で定められた期限内に確実に対策を完了 (合流式下水道緊急改善事業) することとしている。



図表 3-4-4 合流式下水道の改善の概要

iv. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

河川は水環境改善緊急行動計画対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾を対象とし、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、汚濁負荷の削減に取り組んでいる。

豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

v. 水循環に係る総合的な計画の進捗

わが国においては、都市への人口集中や産業活動の集積、土地利用や生活様式の変化やそれらに伴う水利用の変化等により、流域の姿が大きく変貌し、降雨の流出、平常時の河川の流量の減少、水質の悪化等、水循環に関する様々な弊害が生じてきた。

これらの問題に対処するためには、水環境に関する問題が共通している流域を単位として、河川管理者や下水道管理者、地方公共団体や流域住民等の関係者が一体となって、水環境改善の施策を総合的、緊急的かつ重点的に進めることが重要である。

このため、国土交通省では、21世紀の我が国にふさわしい健全な水循環系の構築が重要であることに鑑み、水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者及び関係者が一体となって策定する「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づく水環境改善施策を、関係者との協力のもと、推進している。

全国34箇所（平成22年度末時点）の計画対象河川等においては、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等から構成される地域協議会を設置し、具体的な施策を水環境改善緊急行動計画の中で位置付けるとともに、地域協議会の構成機関は、この計画に基づき、各機関連携のもと、水環境改善施策を緊急的、重点的に実施することにより、当該河川等の水環境の改善を図っているところである。



図表 3-4-5 清流ルネッサンスⅡ

vi. 放置艇等景観阻害要因の除去

放置艇を削減するため、平成12年及び平成18年に港湾法の改正を行い、「放置等禁止区域」に指定された区域内で船舶等の放置を禁止するとともに、「放置小型艇収容緊急整備（ボートパーク整備）事業」による係留・保管施設の整備など放置艇対策を推進している。

親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

vii. 新たな水辺・海辺空間の創出

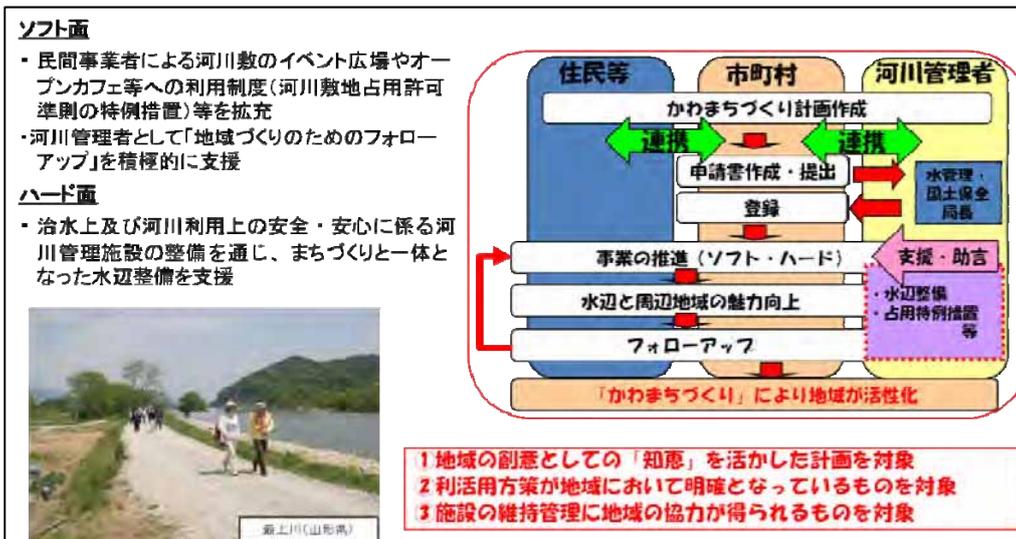
河川が有する固有の自然・文化・歴史等に合わせ、「多自然川づくり」や「かわまちづくり」、「水辺の楽校」等により、誰もが身近な自然空間として活用できるよう親水性、景観性のある河川整備を推進する。



図表 3-4-6 多自然川づくりの概要

viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村の計画に対し、まちづくりと一体となった水辺空間の整備等のハード面及び規制緩和等のソフト面の両面から支援・推進を行っている。



図表 3-4-7 地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの概要

3.4.2 評価の視点、評価の手法

(1) 評価の視点の考え方

国土交通省では河川、湖沼、海域毎に水辺・海辺空間の保全・再生・創出に係る数多くの関連施策を所管しており、各施策のアウトカム指標も多岐にわたることから評価の視点として、視点1.「着実な取り組みがなされたか」、視点2.「より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか」、視点3.「豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか」、視点4.「親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか、地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか」の4項目を設定し、各項目に関連する指標を用いて評価を行った。

(2) 評価指標及び評価方法の考え方

各評価の視点及び施策ごとに業績指標とその目標値を設定し、評価を行った。その評価指標を以下に記す。各指標については、毎年度評価指標の更新を行っており、国土交通省政策評価のホームページ上で一般にも公表されている、政策チェックアップ指標の指標を中心に選定した。

視点1. 消波ブロックの除却および干潟の再生について着実な取り組みがなされたか

I-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

美しい砂浜など景観上重要な9箇所の海岸を抽出し、景観阻害要因となっている消波ブロックの除却を完了した海岸数が、平成19年度までにどのくらいあるかを確認することとする。

I-b. 干潟の再生

港湾においては、浚渫土砂を活用して、美しい海辺空間を創出する干潟の再生箇所数を評価指標とし、平成15年度から平成19年度にかけて、全国で16箇所の干潟を再生することを目標として設定した。

視点2. より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか

II. 良好な水環境創出のための高度処理実施率

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて目標を設定した。

(分子) 必要な高度処理が実施されている区域内の人口

(分母) 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

III. 合流式下水道改善率

分母：合流式下水道（注1）により整備されている区域の面積

分子：雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合。

下水道法施行令に基づき、合流式下水道区域面積が一定規模未満の全ての都市地域（170都市）においては平成25年度までに、その他の大都市地域（21都市）においては平成35年度までに改善対策を完了することとしている。この目標達成に向けて必要な整備量から、目標値を算出して評価指標を設定した。

IV. 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率＝①／②

①：対象とする水域（注）に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域（注）に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

（注）対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）

対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画（流総計画）、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

視点3. 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか

V. 水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）対象河川の環境基準の満足率

水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の計画策定河川における環境基準を満足している地点の割合から、河川事業と下水道事業等とが連携した、水循環に係る総合的な計画の進捗状況を示す指標として設定した。

VI. 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

港湾内におけるプレジャーボートについて、確認された船舶隻数のうち適正に係留・保管されている隻数の割合を評価指標とし、平成23年度までにプレジャーボートの適正な係留・収容率を55%にすることを目標に設定した。

視点4. 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか、地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか

VII. 都市空間形成河川整備率

人口が5万人以上の都市において市街化区域内を流れる河川延長のうち、周辺のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。

都市空間形成河川整備率＝①／②

①：周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長

②：人口が5万人以上の都市において、市街化区域内を流れる河川延長（約12,000km）

過去10年の良好な水辺空間（周辺の街並みや景観と調和した整備を行った区間、水辺で憩えるよう配慮した区間、緩傾斜堤防等）の整備延長のトレンドから5年後の目標値を算定。

VIII. かわまちづくり整備自治体数

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う、かわまちづくりに登録された河川を有し、かわまちづくり計画に位置付けられた整備を概成させた自治体数(市)

人口20万人以上の都市（政令指定都市、中核市、特例市等）のうち、かわまちづくりに登録され地域活性化に資するモデル的な水辺拠点を有する大阪市、広島市などの都市29市を指標の対象として設定。

評価の視点・評価指標及び評価方法をまとめると表4-Iのとおりとなる。

表4-I 「⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	視点1. 消波ブロックの除却および干潟の再生について着実な取り組みがなされたか	I.水辺・海辺空間の保全・再生・創出に関連する施策等の実施状況	水辺・海辺空間の保全・再生・創出に関連する施策等の実施状況を調査 ※特に大綱に記されている以下の取り組みを調査 ・美しい砂浜など景観上重要な9箇所 の海岸において景観阻害要因となっている消波ブロックを平成19年度までに除却完了した海岸数。 ・平成19年度までに美しい海辺空間を創出することとされている16箇所の干潟の再生数。
II	視点2. より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏	II.良好な水環境創出のための高度処理実施率	(1) 高度処理実施率＝A／B A：必要な高度処理が実施されている区域内の人口 B：富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共

<p><u>の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか</u></p>	<p>III.合流式下水道改善率</p> <p>IV.河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)</p>	<p>用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口 目標値：約 30% (平成 24 年度)</p> <p>(2) 合流式下水道改善率 = A/B A:合流式下水道により整備されている区域の面積 B:雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合。 目標値：約 63% (平成 24 年度)</p> <p>(3) 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率 = A/B A:対象とする水域(注)に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量 B:対象とする水域(注)に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定 目標値:①河川 約 75%、②湖沼 約 59%、③閉鎖性海域 約 74% (目標年度はいずれも平成 24 年度)</p>
<p><u>視点 3. 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか</u></p>	<p>V.河川事業と下水道事業等とが連携した、水循環に係る総合的な計画の進捗状況</p> <p>VI.港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率</p>	<p>(1)第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)の計画進捗状況を調査 ・計画策定河川の環境基準の満足率：76% (平成 22 年)</p> <p>(2)港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合を調査。 目標値：55% (平成 23 年度)</p>
<p><u>視点 4. 親水・交流拠</u></p>	<p>VII.都市空間形成河</p>	<p>(1)人口が 5 万人以上の都市にお</p>

	<p><u>点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか</u> <u>地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか</u></p>	<p>川整備率</p> <p>VIII.かわまちづくり整備自治体数</p>	<p>いて市街化区域内を流れる河川延長のうち、周辺のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。 目標値：約 40%（平成 24 年度）</p> <p>（2）地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う、かわまちづくりに登録された河川を有し、かわまちづくり計画に位置付けられた整備を概成させた自治体数（市） 目標値：29 市（平成 24 年度）</p>
--	--	---------------------------------------	--

3.4.3 評価の結果、第三者の知見活用

前述した評価指標を用いて4つの視点の評価を行った。その結果を以下に記す。

視点1. 消波ブロックの除却および干潟の再生について着実な取り組みがなされたか

大綱に記された消波ブロックの除却および干潟の再生については、一部を除き目標年度までに事業が完了しており、特に干潟再生に関しては、有識者、自治体等から構成される第三者委員会において水質や透明度の改善、多様な生物の生息場としての効果等、事業が一定の効果을挙げているとの評価を受けている。以上のことから要綱に記された各施策については着実に目標達成に向けた成果を示しているといえる。

視点2. より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか

高度処理実施率及び合流式下水道改善率、河川・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率については目標達成に向け、着実に成果を示しているものの、湖沼における汚濁負荷削減率については、汚濁物質が蓄積しやすい湖沼においては進捗が伸び悩んでいる状況にある。

このように水質改善の進捗については水域ごとに差異が見られるため、水域の特性に応じた水質改善のための取り組みを進めていく必要がある。

視点3. 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除去による水辺・海辺空間の再生が図られたか

清流ルネッサンスⅡの計画策定河川における環境基準の満足率については順調に推移しており、河川管理者や下水道管理者の連携により水環境の改善が促進されている。また港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率についても目標達成に向け順調に上昇しており、水辺空間の景観向上のため着実な取り組みがなされている。以上のことから水辺・海辺空間の再生に向け、各施策が一定の成果を示しているといえる。

視点4. 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出が図られたか、地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの推進が図られたか

都市空間形成河川整備率については平成24年度目標をすでに達成しており、河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す取り組みが順調に進んでいる。一方、かわまちづくり整備自治体数については進捗が思わしくないため、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための支援制度のより一層の普及促進に向け取り組んでいく必要がある。

各評価指標の評価結果のまとめを表4-Ⅱに示す。

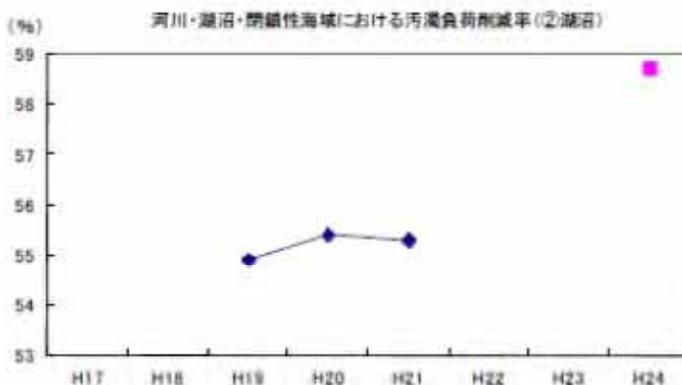
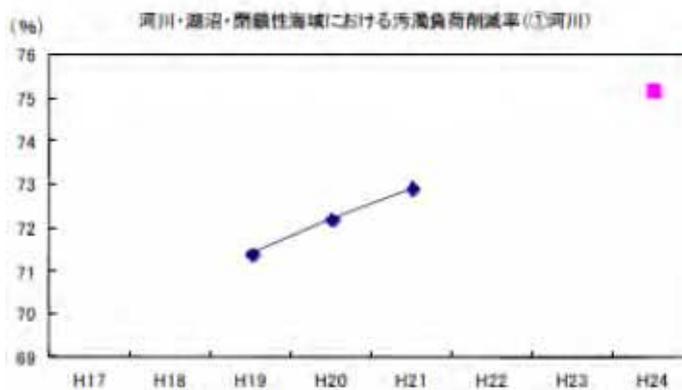
表4-Ⅱ 「⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出」の評価結果のまとめ

評価指標	評価結果												
<p>I</p> <p>I.水辺・海辺空間の保全・再生・創出に関連する施策等の実施状況</p>	<p>(消波ブロックの除却)</p> <p>平成19年度までに消波ブロックを除却すべき海岸として挙げた9箇所の海岸のうち、平成19年度までに7箇所で除却完了。平成23年度末までに1箇所で除却完了予定。</p> <p>(干潟の再生)</p> <p>港湾においては、浚渫土砂を活用して、平成15年度から平成19年度にかけて、美しい海辺空間を創出する干潟の再生を実施した。</p> <div data-bbox="707 835 1307 1176" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>干潟の再生数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>再生数 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>《第三者の知見活用》</p> <p><u>松島湾</u></p> <p>平成17～18年度に有識者、自治体等から構成される「松島湾リフレッシュ事業評価懇談会」が開催（計3回）され、水質や透明度、プランクトン、藻場などに改善がみられており、事業実施に伴う一定の効果があらわれてきていると評価された。</p> <p><u>東京湾</u></p> <p>平成14～23年度に有識者、自治体等から構成される「東京湾奥部海域環境創造事業検討準備委員会」等の委員会を開催（計18回）し、多様な生物の生息場としての効果、貧酸素水塊の影響を受け難いという効果、覆砂機能の持続性という効果が評価された。</p> <p><u>三河湾</u></p> <p>平成9～16年度に有識者、自治体等から構成される「三河湾水底質環境検討会」を開催（計23回）し、シーブルー事業により三河湾の海域環境が改善されたことで、多様な生物の生息・生育が可能な自然環境が確保されていると評価された。</p>	年度	再生数 (箇所)	H15	5	H16	14	H17	15	H18	16	H19	16
年度	再生数 (箇所)												
H15	5												
H16	14												
H17	15												
H18	16												
H19	16												

<p>II</p>	<p>II.良好な水環境創出のための高度処理実施率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。 ・平成 21 年度の実績値は 29.0%であり、前年度から 1.7%上昇しており、目標の達成に向けて順調な進捗が図られている。 <p>(%)</p> <p>良好な水環境創出のための高度処理実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>29.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施率 (%)	H17	-	H18	-	H19	25.0	H20	27.3	H21	29.0	H22	-	H23	-	H24	29.7
年度	実施率 (%)																			
H17	-																			
H18	-																			
H19	25.0																			
H20	27.3																			
H21	29.0																			
H22	-																			
H23	-																			
H24	29.7																			
	<p>III.合流式下水道改善率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道改善状況の調査結果（平成 21 年度末）によると、順調に事業実施している都市や既に分流式下水道並を達成している都市及び新技術の導入や適切な対策手法の選定で目標を達成できる都市は、191 の自治体のうち 161 都市と約 8 割を占めている一方、目標達成が困難と思われる都市は 30 都市あり、約 2 割を占めている。 ・中小都市においては平成 25 年度、大都市においては平成 35 年度までに合流式下水道を改善することを政令で定めており※、「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き（案）」を活用し、改善対策の低コスト化、スピリット 21（民間主導による技術開発プロジェクト）などの新技術の導入を図るとともに、合流式下水道緊急改善事業や下水道水環境保全効果向上支援制度等の活用により、効率的・効果的に改善対策を推進することとしている。そのため、今後、業績指標が急速にのびていくことが期待される <p>(%)</p> <p>合流式下水道改善率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>改善率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>65.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	改善率 (%)	H17	18.0	H18	21.0	H19	25.0	H20	29.0	H21	35.0	H22	-	H23	-	H24	65.0
年度	改善率 (%)																			
H17	18.0																			
H18	21.0																			
H19	25.0																			
H20	29.0																			
H21	35.0																			
H22	-																			
H23	-																			
H24	65.0																			

IV.河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）

- ・平成 21 年度には、「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を推進した。
- ・平成 20 年度から平成 21 年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成 24 年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・一方、②湖沼においては平成 20 年度から平成 21 年度にかけては同水準にとどまっている。これは、湖沼が閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいためと考えられる。



	<p>河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(3閉鎖性海域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>削減率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>-</td></tr> <tr><td>H18</td><td>-</td></tr> <tr><td>H19</td><td>70.5</td></tr> <tr><td>H20</td><td>72.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>72.8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>-</td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>76.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	削減率 (%)	H17	-	H18	-	H19	70.5	H20	72.5	H21	72.8	H22	-	H23	-	H24	76.0			
年度	削減率 (%)																					
H17	-																					
H18	-																					
H19	70.5																					
H20	72.5																					
H21	72.8																					
H22	-																					
H23	-																					
H24	76.0																					
<p>V.河川事業と下水道事業等とが連携した、水循環に係る総合的な計画の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 清流ルネッサンスⅡの計画策定河川 32 箇所において、環境基準を満足している地点の割合は 76% (平成 22 年) 全国の一級河川の満足率の増加ペースに比べて、清流ルネッサンスⅡの計画策定河川の満足率の増加が顕著となっている。 <p>環境基準の満足率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>環境基準の満足率(全国の一級河川) (%)</th> <th>環境基準の満足率(清流ルネッサンス対象河川) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>88</td><td>55</td></tr> <tr><td>H15</td><td>87</td><td>60</td></tr> <tr><td>H16</td><td>88</td><td>58</td></tr> <tr><td>H17</td><td>89</td><td>69</td></tr> <tr><td>H18</td><td>91</td><td>69</td></tr> <tr><td>H19</td><td>91</td><td>76</td></tr> </tbody> </table>	年度	環境基準の満足率(全国の一級河川) (%)	環境基準の満足率(清流ルネッサンス対象河川) (%)	H14	88	55	H15	87	60	H16	88	58	H17	89	69	H18	91	69	H19	91	76
年度	環境基準の満足率(全国の一級河川) (%)	環境基準の満足率(清流ルネッサンス対象河川) (%)																				
H14	88	55																				
H15	87	60																				
H16	88	58																				
H17	89	69																				
H18	91	69																				
H19	91	76																				
<p>VI.港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率</p>	<p>平成 22 年度の全国実態調査によると、港湾内で適正に係留・保管されている船舶は 54% (確認艇 10.6 万隻のうち 5.7 万隻) であり、平成 14 年度、平成 18 年度の実態 (それぞれ 45%、48%) と比較すると係留・保管率は上昇しており、着実な取り組みがなされている。</p> <p>放置艇の保管・係留率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>係留・保管率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H8</td><td>45</td></tr> <tr><td>H14</td><td>48</td></tr> <tr><td>H18</td><td>50</td></tr> <tr><td>H22</td><td>54</td></tr> </tbody> </table>	年度	係留・保管率 (%)	H8	45	H14	48	H18	50	H22	54											
年度	係留・保管率 (%)																					
H8	45																					
H14	48																					
H18	50																					
H22	54																					
<p>VII.都市空間形成河川整備率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の実績は、昨年度実績から約 1% (約 90km) 進捗し、目標値である約 40%を達成している。 河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域 																					

	<p>の魅力向上を目指す計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成 21 年度に創設し、登録を受けた計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定された計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。</p> <p style="text-align: center;">都市空間形成河川整備率</p> <table border="1"> <caption>都市空間形成河川整備率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>35</td></tr> <tr><td>H17</td><td>37</td></tr> <tr><td>H18</td><td>38</td></tr> <tr><td>H19</td><td>38</td></tr> <tr><td>H20</td><td>39</td></tr> <tr><td>H21</td><td>40</td></tr> <tr><td>H22</td><td>41</td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>40</td></tr> </tbody> </table>	年度	整備率 (%)	H16	35	H17	37	H18	38	H19	38	H20	39	H21	40	H22	41	H23	-	H24	40
年度	整備率 (%)																				
H16	35																				
H17	37																				
H18	38																				
H19	38																				
H20	39																				
H21	40																				
H22	41																				
H23	-																				
H24	40																				
<p>VIII.かわまちづくり整備自治体数</p>	<p>・かわまちづくりに登録された河川を有し、計画に位置付けられた整備を概成させた自治体が 4 市あり、全部で 12 市となった（平成 22 年度実績）。</p> <p>・河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成 21 年度に創設し、登録を受けた計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定された計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。</p> <p style="text-align: center;">かわまちづくり整備自治体数</p> <table border="1"> <caption>かわまちづくり整備自治体数 (市)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>自治体数 (市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>0</td></tr> <tr><td>H17</td><td>0</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>4</td></tr> <tr><td>H20</td><td>8</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>12</td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	年度	自治体数 (市)	H16	0	H17	0	H18	0	H19	4	H20	8	H21	8	H22	12	H23	-	H24	12
年度	自治体数 (市)																				
H16	0																				
H17	0																				
H18	0																				
H19	4																				
H20	8																				
H21	8																				
H22	12																				
H23	-																				
H24	12																				

3.4.4 政策への反映の方向

各政策への反映の方向性を以下に示す。

重点的な取り組みの実施

I-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

これまで、消波ブロックの除却を行った海岸数は順調に推移している。なお、平成 23 年度末以降で消波ブロックの除去が完了していない 1 箇所の海岸について、今後も社会資本整備総合交付金をもって、継続的に事業が進められ、消波ブロックの除去が完了する予定である。

I-b. 干潟の再生

現在の環境をできる限り維持するに止まらず、失われた良好な環境の回復に努めるため、港湾の開発等において発生する浚渫土砂を有効活用し、環境影響などについても十分に検討した上で、引き続き干潟の再生を推進していく。

より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

II. 高度処理の推進

- ・段階的・高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も、平成 19 年度以降 1 年間の実績で大幅に上昇しており、平成 24 年度には目標値を達成すると見込まれる。
- ・引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく。

III. 合流式下水道の改善

指標は順調に推移していることから引き続き新技術の導入や各種支援制度の活用を推進するとともに、対策が遅れている自治体に対し、技術的助言を行っていくこととしている。

IV. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

- ・①河川・②湖沼・③閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、①河川・③閉鎖性海域においては目標値に向けて着実に進捗しているが、②湖沼においては目標達成に向けたトレンドを下回っている。しかし、平成 21 年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取り組みを実施しており、今後は「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成 22 年 3 月作成）に基づいて多様な視点で湖沼水質の評価を行い、水環境の改善を図ることとしている。
- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

- ・平成 23 年度より、社会資本整備総合交付金の一部を新たに創設された地域自主戦略交付金に移行している。関連施設の整備やソフト事業の支援に加え、地域の自主裁量が拡大されることから、より地域の実情に即した下水道整備及び河川・湖沼の水質浄化を推進していく。

豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

V.水循環に係る総合的な計画の進捗

指標は順調に推移していることから、引き続き、清流ルネッサンス対象河川において、計画に基づく施策の推進に努めていく。

VI.放置艇等景観阻害要因の除去

港湾においては、放置艇を削減するため、放置等禁止区域の指定や監督処分等の「規制措置」と保管施設の整備や既存水域の有効活用など「係留・保管能力の向上」を引き続き推進する。また、港湾、河川、漁港といった水域別に限定することなく、各水域管理者及び関係者と連携・協力して、放置艇対策を推進する。

親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

VII.新たな水辺・海辺空間の創出

- ・業績指標は目標値に向けた成果を示しており、今後のさらなる進捗のため、引き続き水辺で憩えるよう配慮した事業を推進する。沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するため、沿川のまちづくり計画と一体となった総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度（平成 21 年度創設）」を用いて、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を図っていくことで進捗が期待できる。
- ・事業の実施効果は、着実に発揮されているが、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。

VIII. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

- ・平成 24 年度の目標に対して、指標であるかわまちづくり整備自治体数の進捗率はやや低いものの、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を平成 21 年度に創設し、これを用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進していく。

第5節 ⑧電線類地中化の推進

3.5.1 対象政策、政策の目的

⑧電線類地中化の推進

まちなかの幹線道路に加え、非幹線道路や歴史的景観地区等においても電線類地中化の円滑かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、以下の事項について検討し、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定して、電線類地中化の一層の推進を図る。

- 電線類地中化のコスト縮減、沿道も含めた新たな整備手法、区画道路等における地中化推進のための地方公共団体等への支援制度、費用負担のあり方
- 新たな電線共同溝整備道路指定等による一定の地区における原則地中化
- 今後実施される都市部のバイパス事業、街路事業等における電線共同溝等の原則同時施工

特に以下のような重点的な取り組みを行う。

- 東京都区部及び大阪市などにおいて実施される街路事業については、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して原則地中化する。【平成16年度より実施】
- 観光振興の観点に留意しつつ、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して、電線類の地中化を緊急に推進すべき地区を選定し、地区内の主な道路について、5年目途に地中化する。【平成16年度より実施】

無電柱化は、昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」、平成11～15年度の「新電線類地中化計画」、平成16～20年度の「無電柱化推進計画」に基づき、平成20年度末までに全国で約7,700kmの整備を行ってきた。

現在は、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所において、地中化以外の手法も活用しつつ無電柱化を進めている。

3.5.2 評価の視点、評価の手法

評価の視点としては、①着実な取り組みがなされたか、②無電柱化の推進が図られたかの2項目とし、評価指標は、それぞれ、無電柱化推進のための基本方針の策定状況等、市街地等の幹線道路の無電柱化率とした。

まず、無電柱化推進のための基本方針の策定状況等については、基本方針の策定状況や関係省庁、関係事業者との調整状況により評価した。

次に、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に算出した市街地等の幹線道路の無電柱化率の推移により評価した。

評価の視点・評価指標及び評価方法をまとめると表5-Iのとおりとなる。

表5-I 「⑧電線類地中化の推進」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	着実な取り組みがなされたか。	無電柱化推進のための基本方針の策定状況等	基本方針の策定状況や関係省庁、関係事業者との調整状況を整理
II	無電柱化の推進が図られたか。	市街地等の幹線道路の無電柱化率	無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に、市街地等の幹線道路の無電柱化率の推移を確認。

3.5.3 評価の結果

(1) 無電柱化推進のための基本方針の策定状況等

以下の通り、基本方針を作成し、協議会を開催する等、着実な取り組みがなされてきた。

関係省庁、関係事業者と連携を図りながら、無電柱化の対象（道路や地域）、進め方（整備手法や推進体制）、費用負担などについて取りまとめた「無電柱化推進計画」及び「無電柱化に係るガイドライン」をそれぞれ平成16年度、平成21年度に策定した。

また、道路管理者、電線管理者等からなる「地方ブロック無電柱化協議会」を大綱策定以降全国で79回開催し（平成23年12月末日現在）、上記計画及びガイドラインに沿って実施個所の選定等に関して関係省庁、関係事業者と調整を行った。

(2) 市街地等の幹線道路の無電柱化率

市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上し、平成15年度の9%から平成22年度には14%となった。

なお、市街地等の幹線道路の無電柱化率とは、市街地等の幹線道路のうち、電柱、電線類のない延長の割合であり、市街地とは、都市計画法における市街化区域及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域であり、幹線道路とは国道および都道府県道のことをいう。

(3) 評価結果のまとめ概要

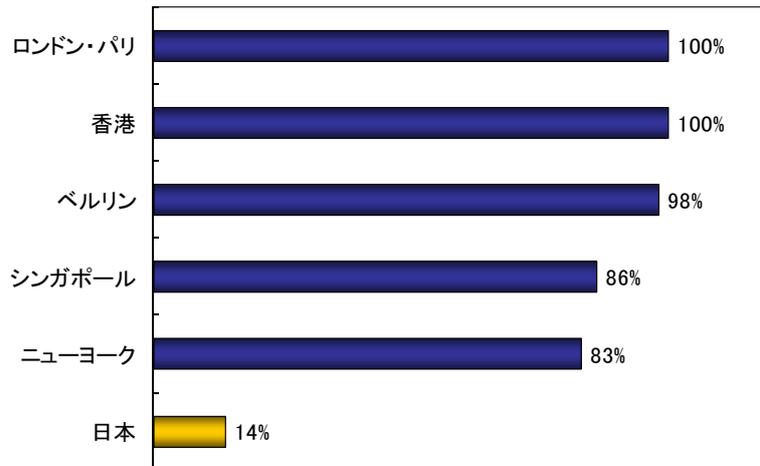
(1)、(2) の評価結果をまとめると表5-IIのとおりである。

表5-II 「⑧電線類地中化の推進」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果																						
I	無電柱化推進のための基本方針の策定状況等	<p>以下の通り、着実な取り組みがなされている。</p> <p>○関係省庁、関係事業者と連携を図りながら、無電柱化の対象（道路や地域）、進め方（整備手法や推進体制）、費用負担などについて取りまとめた「無電柱化推進計画」及び「無電柱化に係るガイドライン」をそれぞれ平成16年度、平成21年度に策定。</p> <p>○道路管理者、電線管理者等からなる「地方ブロック無電柱化協議会」を大綱策定以降全国で79回開催し（平成23年12月末日現在）、上記計画及びガイドラインに沿って実施個所の選定等を関係省庁、関係事業者と調整。</p> <table border="1" data-bbox="772 1010 1134 1507"> <thead> <tr> <th>地方</th> <th>協議会開催数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	地方	協議会開催数	北海道	15	東北	8	関東	4	北陸	17	中部	7	近畿	3	中国	12	四国	4	九州	5	沖縄	4
地方	協議会開催数																							
北海道	15																							
東北	8																							
関東	4																							
北陸	17																							
中部	7																							
近畿	3																							
中国	12																							
四国	4																							
九州	5																							
沖縄	4																							
II	市街地等の幹線道路の無電柱化率	○市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上し、平成15年度の9%から平成22年度には14%となった。																						

3.5.4 政策への反映の方向

上記の通り、無電柱化に係る取り組みは着実になされてきた。しかしながら、世界の主要都市に比べ、我が国の無電柱化率は立ち遅れている状況である（図表3-5-1参照）。



図表 3-5-1 欧米主要都市等と日本の無電柱化の現状

一方で、事業を実施する地方公共団体の財政事情が厳しいといわれる中、電線共同溝の整備は電柱・電線による架空線と比較して費用が高いこと、工期が長期間要すること等、その推進にあたっての課題は多いというのが現状である。

このため、コスト縮減方策の検討を行うと同時に、今後も、地域住民や電力事業者・通信事業者の協力を得ながら、同時整備（道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備）や軒下・裏配線等のコスト縮減のための無電柱化手法を積極的に活用しつつ、無電柱化を推進する。

第6節 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、 ⑩多様な担い手の育成と参画推進

3.6.1 対象政策、政策の目的

ここでは、以下の2施策を対象として評価を行う。

⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

⑩多様な担い手の育成と参画推進

⑨及び⑩は、いずれも地域住民、NPO等の多様な主体が良好な景観形成にかかる活動に参画することを推進するための取り組みであることから、これら評価を一体的に行う。

(1) ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

地域住民、NPOが公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO等の権能を高める観点等から制度的枠組みを検討する。【平成16年度より順次実施】

(2) ⑩多様な担い手の育成と参画促進

⑩多様な担い手の育成と参画推進

美しい国づくりの主体となる地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等の意識や技術を高め、活動しやすさを確保できるよう、以下のような多面的な方策を講じる。【平成15年度より順次実施】

- NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を行うことにより、その活動の高度化を促進
- 景観に関する様々な分野の専門家の組織化とネットワーク化推進
- 身近な公共施設等の計画づくりから管理にいたる様々な段階で住民が参画できるような仕組みを整備
- 景観に関する意識や技術の向上を図るため、住民、行政機関職員、技術者のための景観に関する研修や学習を推進
- 良好な事例の選定や表彰制度等を構築し、これらを広く紹介
- 地域において住民と協働して行う良好な景観の形成に向け、景観の改善を試行的に行う取り組みを実施

3.6.2 評価の視点、評価の手法

評価の視点については下記5項目とした。

- ①着実な取り組みがなされたか
- ②-1 地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が進んだか
- ②-2 多様な担い手の意識や技術を高めるための取り組みが進んだか
- ②-3 多様な担い手の活動しやすさが確保されたか
- ②-4 良好な景観形成にかかる活動に関し、国民の多様な担い手としての参画や意識向上

まず、評価の視点①については、「地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討状況」及び「多様な担い手の育成と参画促進に資する施策の実施状況」を評価指標とし、それぞれ、制度的枠組みの検討状況や、仕組みづくり等の実施状況について調査することにより評価を行った。

次に、評価の視点②-1については、「地域住民、NPOが公共施設を管理している事例数」を評価指標とし、平成16年に法改正した都市公園法第5条第2項第2号に基づき地域住民、NPOが公園施設の設置・管理を行っている件数について調査することにより評価を行った。評価の視点②-2、②-3については、「景観に関する意識や技術の向上を図るための、景観に関する学習の推進や表彰制度を通じた良好な景観事例の周知等の状況」、「多様な担い手に対する活動拠点や活動環境の提供状況」をそれぞれ評価指標とし、景観に関する学習の拠点数や表彰制度等を通じた良好な景観事例の周知状況や、多様な担い手に対する活動拠点の提供状況等について調査することにより評価を行った。また、評価の視点②-4については、「良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手としての参画や意識向上の状況」を評価指標とし、国土交通行政インターネットモニターアンケートにより、国民の多様な担い手としての参画や意識向上の状況を把握することにより評価を行った。

評価の視点・評価指標及び評価方法をまとめると表6-Iのとおりになる。

表6-I 「地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、多様な担い手の育成と参画推進」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	(1) 着実な取り組みがなされたか	地域住民、NPOが公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るための制度的枠組みの検討状況	制度的枠組みの検討状況を調査
		多様な担い手の育成と参画促進に資する施策の実施状況	多様な担い手の意識・技術の向上や、活動のしやすさの確保を図るための制度や仕組みづくりの実施状況を調査
II	(2) 地域住民、NPOによる公共施設	地域住民、NPOが公共施設を管理している	平成16年に法改正した都市公園法第5条第2項第2号に基づき地域住民、NP

の管理への参画が進んだか	事例数	〇が公園施設の設置・管理を行っている件数を調査
(3) 多様な担い手の意識や技術を高めるための取り組みが進んだか	景観に関する意識や技術の向上を図るための、景観に関する学習の推進や表彰制度を通じた良好な景観事例の周知等の状況	景観に関する学習の拠点数や表彰制度等を通じた良好な景観事例の周知状況を調査
(4) 多様な担い手の活動しやすさが確保されたか	多様な担い手に対する活動拠点や活動環境の提供状況	多様な担い手の活動拠点の形成状況や、多様な担い手が主体的かつ持続的に社会資本の維持管理活動に参画するための仕組みの活用状況（維持管理活動等に関する協定の締結数等）を調査
(5) 良好な景観形成にかかる活動に関し、国民の多様な担い手としての参画や意識向上が進んだか	良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手としての参画や意識向上の状況	国土交通行政インターネットモニターアンケートにより、国民の多様な担い手としての参画や意識向上の状況を把握

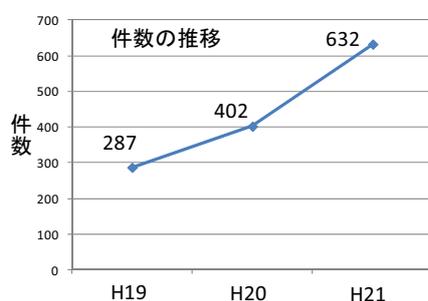
3.6.3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 施策の実施状況

I. 地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が進んだか

地域住民、NPOが公共施設の管理に参画し景観の保全・改善を図るための制度的枠組みが検討されており、着実な取り組みがなされている。主な取り組み事例は以下のとおりである。

○平成16年に法改正した都市公園法第5条第2項第2号に基づき地域住民、NPOが公園施設の設置・管理を行っている件数は、平成21年度末で632件であり、平成19年度末と比較して約2.2倍に増えている。地域住民、NPOによる公園管理への参画が着実に進んでいることが伺え、今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。



図表 3-6-1 件数の推移



図表 3-6-2 地域住民の手により整備された花壇
(埼玉県所沢市緑町中央公園)

○国土交通行政インターネットモニターアンケートの結果、「良好な景観形成のための活動」に対して参加経験があるのは回答者の約62%であり、その中の約46%が「10年前と比べて当該活動への参加機会が増えた」、約25%が当該活動として「公共施設の維持管理への参加」と回答しており、地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が着実に進んでいることが伺える。また、回答者の約25%が「地域の良好な景観形成を進めていく上で最も重要な役割を担うのは地域住民やNPO等の民間主体である」と回答しており、景観の保全・改善を図る上で地域住民、NPOの役割が重要であることが伺える。

○地方公共団体に対するアンケートの結果、良好な景観の保全・創出のために活動するNPOや住民団体等は全国で約4550団体（平成23年度）あり、また、約20%の地方公共団体が「良好な景観の保全・創出のために活動するNPO関

係・住民団体等の数が10年前と比べて増加した」と回答しており、地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が着実に進んでいることが伺える。また、約54%の地方公共団体が「地域の良好な景観形成を進めていく上で最も重要な役割を担うのは地域住民やNPO等の民間主体である」と回答しており、景観の保全・改善を図る上で地域住民、NPOの役割が重要であることが伺える。

II. 多様な担い手の意識や技術を高めるための取り組みが進んだか

多様な担い手の意識や技術を高めるため、景観に関する研修や学習の実施及び表彰制度の実施などの取り組みが着実になされている。

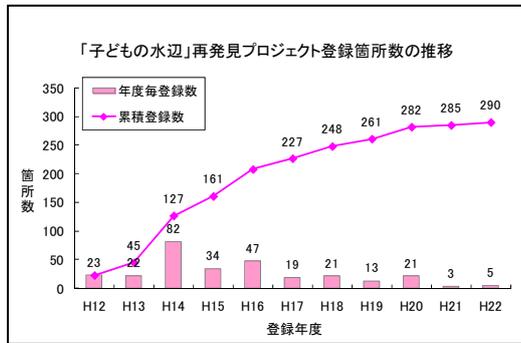
主な取り組み事例は以下のとおりである。

- 良好な景観（形成）に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」の取り組みの促進に向け、行政向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールを作成・提供（国土交通省HPに掲載）（平成17～19年）



図表 3-6-3 景観教育ツールをHPに掲載

○文部科学省、環境省と連携した『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』により、子ども達の水辺での環境学習等の支援（平成 22 年度末時点で「子ども水辺」の登録数 290 箇所）



図表 3-6-4
「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数の推移

図表 3-6-5
漁川（北海道）における活動状況

○全国の水の郷百選認定市町村が参加する『水の郷サミット』を開催し、水を活かした地域づくりに係る情報交換・発信を実施（平成 15 年度～21 年度までで、のべ 136 市町村がサミットに参加）

○良質な社会資本及びそれに関わりをもつ優れた地域活動を表彰する『手づくり郷土賞』を実施し、良好な事例を広く周知。（昭和 61 年度～平成 22 年度までに、1251 件の好事例を表彰）



図表 3-6-6 地域住民の清掃活動等による縫ノ池湧水の保全（佐賀県杵島郡白石町）（平成 22 年受賞）

○小中学生の子どもたちに対し、海洋環境保全思想の普及を図ることを目的として、「未来に残そう青い海」をテーマにした図画コンクールを開催した。（平成 22 年は 34,947 件の応募があった。）



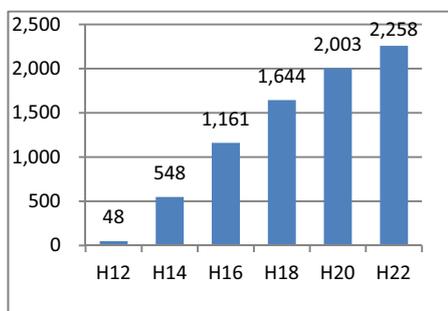
図表 3-6-7 平成 20 年度未来に残そう青い海・図画コンクール作品展示会
（兵庫県神戸市）

Ⅲ. 多様な担い手の活動しやすさが確保されたか

多様な担い手の活動しやすさが確保できるよう、NPO等に対し、以下のとおり、活動拠点や活動環境を提供するなどの取り組みがなされている。

主な取り組み事例は以下のとおりである。

○全国で 2,258 団体が歩道の清掃や植樹等の管理など、協定を締結して活動中。



図表 3-6-8
全国の実施団体の推移



図表 3-6-9
山形県鶴岡市における活動状況

○地域住民やNPO等が主体的かつ持続的に河川敷等の維持や清掃活動等を実施する市民等と連携した河川管理を推進している。



清掃作業状況



ゴミの分別作業状況

図表 3-6-10 那珂川（徳島県）における活動状況

○地域住民やNPO等が美しい沿道環境の創造と個性的な地域環境の創造を図る『シーニックバイウェイ北海道』として、平成15年4月に2つのモデルルート（支笏洞爺ニセコルート、大雪・富良野ルート）を指定し、平成17年5月より本格実施。平成23年10月末現在、11のルートにおいて本格展開中。（このほか、1ルートを候補ルートとして展開中。）



図表 3-6-11 『シーニックバイウェイ北海道』展開ルート



図表 3-6-12 支笏洞爺ニセコルートにおける活動状況

○『みなとオアシス』(59箇所)



図表 3-6-1 3 みなとオアシス登録港 (平成 23 年)

○河川流域の植樹活動「石狩川流域 300 万本植樹」により、NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を実施。平成 22 年度については、延約 9,000 人が参加し、約 5 万 2 千本の植樹活動を実施。



図表 3-6-1 4 江別市における活動状況(講習会)



図表 3-6-1 5 当別地区における活動状況(植樹)

IV. 課題

○有識者からは、人材育成に関して、以下の指摘があった

- ・地域の景観に即した施設を作ることができるよう、行政の側にも民間の側にも専門性を持つ人材を増やしていくべきであり、特に専門家が少ない地域における人材を増やすことを検討すべきである、との指摘がある。また、景観に関する人材育成にあたっては、歴史文化など幅広い教養を身につけるとともに、施設単体ではなく周辺も含めた全体の環境を整備するという意識を持たせることが必要である。

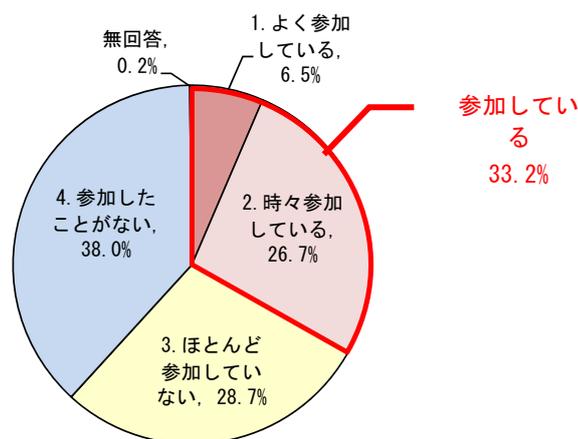
(2) 良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手の参画及び意識向上が進んだか

良好な景観形成にかかる活動への国民の参画及び意識向上の状況を把握するため、活動への参加状況や参加の意向に関するアンケートを行った（国土交通行政インターネットモニターアンケートを活用）。

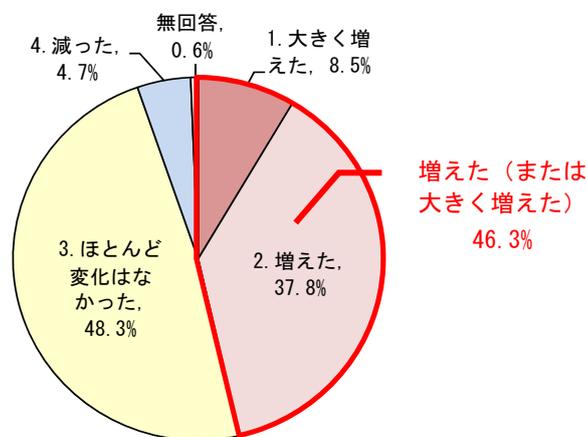
その結果、良好な景観形成にかかる活動に対して参加経験があるのは61.9%、そのうち「よく参加している」又は「時々参加している」と答えた回答者は33.2%であり、比較的多くの国民が何らかの形で良好な景観形成にかかる活動へ参加していることがわかった。また、10年前と比べて、活動への参加機会が増えたかどうかという問いに対しては、46.3%が「大きく増えた」又は「増えた」と回答しており、ここ10年で国民の良好な景観形成にかかる活動へ参画及び意識が着実に高まっていることが伺えた。

今後の良好な景観形成にかかる活動への参加の意向については、「積極的に参加したい」、「機会があったら参加したい」と答えた回答者は合わせて約9割にのぼっており、活動への意欲や関心が高まっていることが分かった。また、活動への関心が高い一方で、実際の参加経験者はそれに満たないことから、国民が良好な景観形成にかかる活動へ参加することができる機会や環境の確保が重要であることがわかった。

○良好な景観形成にかかる活動への参画に関するアンケート結果

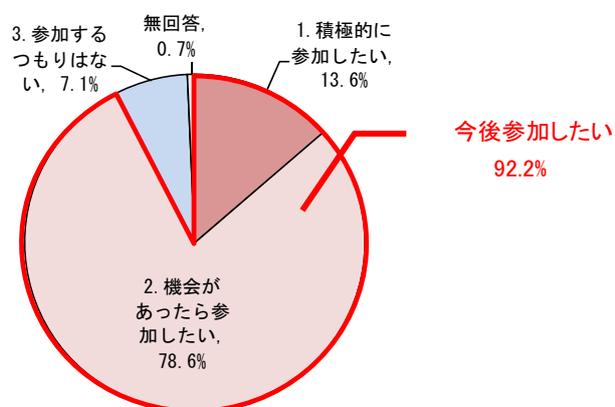


図表 3-6-16 良好な景観形成のための活動への参加状況



図表 3-6-17 良好な景観形成のための活動への参加の機会の変化

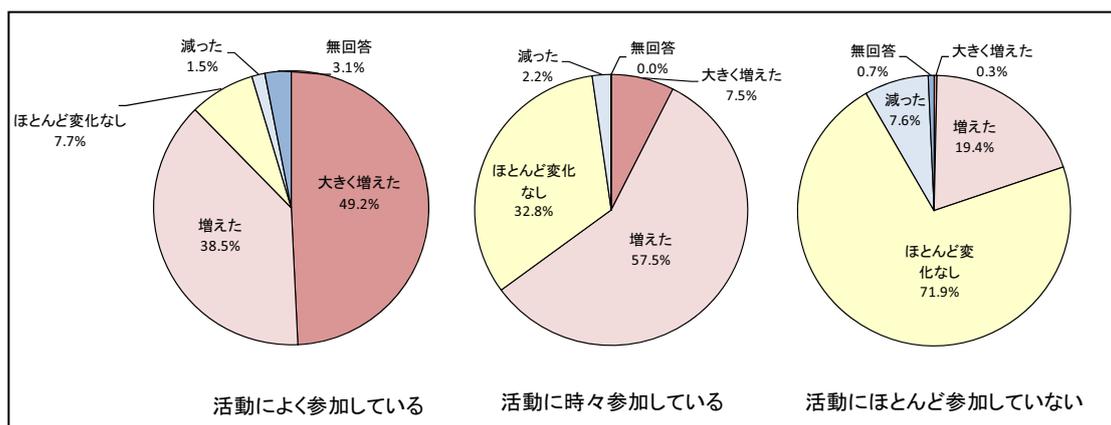
(10年前との比較) (活動に参加したことがある回答者)



図表 3-6-18 今後の良好な景観形成のための活動の参加への意欲

次に、良好な景観形成のための活動の機会の変化について、活動への参加状況別に集計したものを図表 3-6-16 に示す。

「活動によく参加している」、「活動に時々参加している」の層については、活動機会が増加した割合は、それぞれ約 9 割、約 6 割と高くなっており、参加機会が減った割合も約 2%と極めて低い。一方、「活動にほとんど参加していない」の層については、活動機会が増えた割合は約 2 割に留まり、また、活動機会が減った割合については 8%と活動に参加している層と比べれば高いものの、活動機会が増えたという回答の半分以下である。これらを踏まえると、良好な景観形成のための活動は、一度参加をすると、その取り組みは持続する傾向にあるということが分かる。

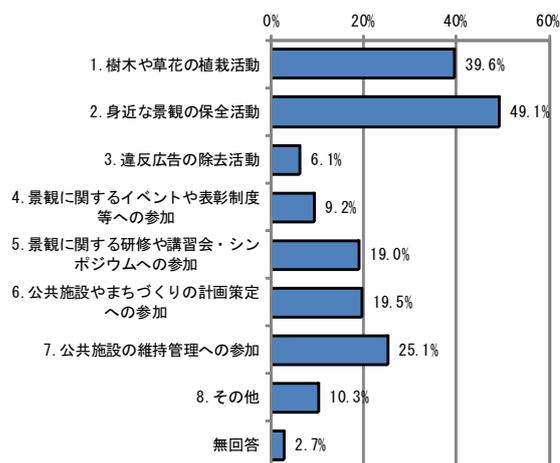


図表 3-6-19 良好な景観形成のための活動への参加の機会の変化 (10年前との比較) (活動への参加状況別集計)

「ほとんど参加していない」と答えた回答者についても、「増えた」の割合が「減った」の割合の約 2 倍の回答となっており、活動に参加したことがある回答者については、活

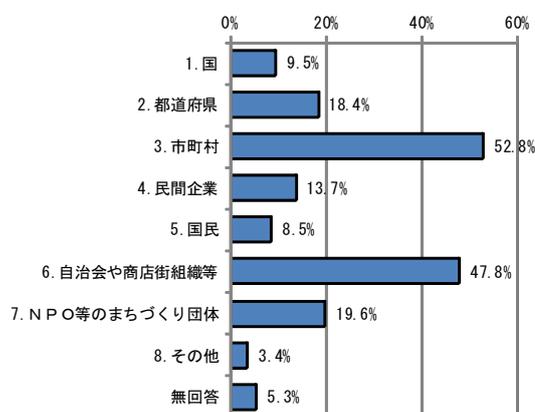
動への参加の機会が増える傾向にあることが確認できる。

また、具体的な活動内容は、以下のとおりであり、植栽活動や身近な景観の保全活動が高いが、公共施設の計画策定や維持管理への参加の割合も高く、良好な景観形成のための多様な活動に参加していることが伺える。



図表 3-6-20 良好な景観形成のための活動の具体的内容

良好な景観形成のための活動の主要な役割を担っている者については、市町村と自治会や商店街組織等の割合が高く、まちづくり団体と都道府県がそれに続く。



図表 3-6-21 良好な景観の形成活動に主導的役割を担っている主体

(3) 評価結果のまとめ概要

(1)、(2) の評価結果をまとめると表 6-II のとおりである。

表 6-II 「地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、
多様な担い手の育成と参画推進」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果
I	地域住民、NPOが公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るための制度的枠組みの検討状況	地域の景観の保全、改善を図るため、地域住民やNPOが公共施設の管理に参画することができる制度的枠組みの検討が着実に進んでいる。
	多様な担い手の育成と参画促進に資する施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等が、多様な担い手として、美しい国づくりのための活動に参画することが促進されるよう、以下のとおり、意識や技術を高める取り組みや活動拠点等を確保する取り組みが着実に行われている。 <p>【多様な担い手の意識や技術を高める取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールの作成・提供（平成 17～19 年） ・文科省、環境省と連携した『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』による、河川を活かした環境学習等に対する支援（平成 15 年度より） ・『水の郷サミット』の開催による、水を活かした地域づくりに係る情報交換・発信の実施 ・『手づくり郷土賞』により、良質な社会資本及びそれに関わりをもつ優れた地域活動を表彰 ・子供達に対する海洋環境保全思想の普及を図ることを目的とした図画コンクールの開催 <p>【多様な担い手の活動拠点等を確保する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手が主体的かつ持続的に道路や河川敷等の維持や清掃活動等に参画する仕組みの整備（平成 15 年度より） ・地域住民やNPO等が美しい沿道環境の創造と個性的な地域環境の創造を図る『シーニックバイウエイ北海道』の本格実施（平成 17 年度より） ・住民参加型の取り組みの活動拠点となる施設あるいは地区

		<p>を『みなとオアシス』として登録する制度の創設（平成 15 年 11 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川流域の植樹活動により、NPO等に対し活動の場の提供等を行う『石狩川流域 300 万本植樹』の推進（平成 8 年度より） ・里浜づくりに取り組もうとしている人々の情報交換や、成果の披露の場として、平成 16 年度より里浜づくりホームページ「さとはまネット」を創設
II	地域住民、NPO が公共施設を管理している事例数	<p>地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理などの取り組みがなされており、地域住民、NPOによる公共施設の管理への参画が着実に進んでいる。</p>
	景観に関する意識や技術の向上を図るための、景観に関する学習の推進や表彰制度を通じた良好な景観事例の周知等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手の意識や技術を高めるための研修や学習が多く参加者を得て実施されるとともに、表彰制度等の実施により、多数の優良事例の蓄積及び周知がなされているが、景観に関する人材育成の推進が課題として挙げられている。 ・『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』による、子ども水辺登録数：290 箇所（平成 22 年度） ・『水の郷サミット』の参加市町村数：のべ 136 市町村（平成 15 年度～平成 21 年度までの累計） ・『手づくり郷土賞』における、地域活動の表彰数：1,251 件（昭和 61 年度～平成 22 年度までの累計） ・海洋環境保全思想の普及を図ることを目的とした図画コンクールの応募件数：34,947 件（平成 22 年度）
	多様な担い手に対する活動拠点や活動環境の提供状況	<p>○多様な担い手の活動しやすさが確保できるよう、NPO等に対し、活動拠点や活動環境を提供するなどの取り組みが着実になされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の清掃活動や植樹の管理に関する協定の締結数：2,258 団体 ・『シーニックバイウエイ北海道』の箇所数：本格展開中 11 ルート、候補として展開中 1 ルート（平成 23 年 10 月） ・『みなとオアシス』の登録数：59 箇所（平成 23 年 11 月） ・『石狩川流域 300 万本植樹』の参加者数及び植樹活動数：延べ約 9,000 人、約 5 万 2 千本（平成 22 年度）
	良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手としての参画や意識向上の状況	<p>○以下の通り国民の景観に対する意識が着実に向上している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民アンケートによると、良好な景観形成にかかる活動に 33.2%が一定回数以上参加したことがあると回答しているが（「よく参加している」:6.5%、「時々参加している」:26.7%）、28.7%が「ほとんど参加したことがない」、38.0%が「参加し

		<p>たことがない」と回答しており、より一層参加を促進することが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同アンケートによると、46.3%が10年前と比べて良好な景観形成のための活動への参加の機会が増えたと回答しており（「大きく増えた」:8.5%、「増えた」:37.8%）、10年前と比べて「減った」の4.7%を大きく上回っており、参加の機会が増えている。 ・同アンケートによると、活動への頻度が高い層ほど、10年前と比べて活動機会が増えたと回答しており（「活動によく参加している」層は、「大きく増えた」「増えた」の合計が87.7%、「活動に時々参加している」層は、「大きく増えた」「増えた」の合計が65.0%、「活動にほとんど参加していない」層は、「大きく増えた」「増えた」の合計が19.7%）、また、いずれも層も10年前と比べて活動機会が増えたとの回答が、減ったとの回答を大きく上回っている（「減った」との回答の割合は、「活動によく参加している」:1.5%、「活動に時々参加している」:2.2%、「活動にほとんど参加していない」:7.6%）。これを踏まえると、活動に参加すれば、定着する割合が高いことが伺える。 ・活動への参加意欲や関心については、約92%が活動に参加したい（「積極的に参加したい」:13.6%、「機会があったら参加したい」:78.6%）と回答しており、活動への関心や意欲が高まっていることが伺える。
--	--	---

3.6.4 政策への反映の方向

今後も地域の良好な景観形成を進めていくためには、行政だけではなく、重要な役割を担う地域住民やNPO等の民間主体の積極的な参画を促し、官民が一体となって景観形成を推進していくことが重要である。そのような観点から、地域住民、NPOをはじめとする多様な担い手による、公共施設の管理や良好な景観形成に資する活動への参画がより一層促進され、地域特性に合わせた景観形成が促進されるよう引き続き制度の充実を図っていくことが重要である。このため、今後も引き続き、これらを推進する取り組みを継続していくことが必要である。また、景観に関する人材育成についても取り組みを充実させる必要がある。

良好な景観形成にかかる活動への国民の参加の機会は、10年前と比べて着実に増えているが、活動に参加していないとの回答も多いことから、より一層の参加を促進することが課題である。一方、良好な景観形成にかかる活動への参加への国民の参加意欲や関心は高い。このため、良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大に努めるとともに、活動に関する情報の国民への周知を行うことが必要である。

第7節 ⑩市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

3.7.1 対象政策、政策の目的

⑩市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進（※下記は大綱策定時の取り組み）

耐久性等の高い良質な物件が、不動産市場において適正に評価されるよう、以下の視点から、総合的な取り組みを推進する。【平成15年度より順次実施】

- 中古住宅性能表示制度とそれに係る紛争処理の普及促進
- 成約価格も含めた土地取引関連情報の整備・提供
- 美観等の住環境水準に係る指標の整備
- S I（スケルトン・インフィル）住宅や長寿命木造住宅等の開発・普及等、耐久性の高い良質な新築住宅に係る取り組み
- 消費者向け事業者情報提供などによるリフォーム市場の活性化

美しい国づくり政策大綱は、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に取りまとめた。各主体による取り組みを深化させるため実効性確保を主眼において具体的に展開する施策として同大綱に示された15の具体的な施策を対象に評価を行う。本節では、同大綱の取り組みの基本姿勢として、市場機能の積極的な活用や良質なものを長く使う姿勢と環境整備が掲げられていることを踏まえ、「⑩市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」の施策について評価を行う。

今回対象政策とする「⑩市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」においては、住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指している。

3.7.2 評価の視点、評価の手法

表7-I 「市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	着実な取り組みがなされたか	市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況	市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況について、住生活基本計画（全国計画）等に基づく関連指標を用いて、定性的・定量的に評価を行う。
II	（1）将来にわたり活用される良質なストックが形成されたか	住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）【旧住生活基本計画（全国計画）成果指標】	住宅・土地統計調査に基づき、下記目標の達成状況を確認。 【目標：①滅失住宅の築後年数の平均を平成27年に約40年、②過去5年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合を平成22～27年に約7%】
	（2）住宅の適正な	①リフォーム実施戸	住宅・土地統計調査及びマンション総合

管理及び再生がされたか	数の住宅ストック戸数に対する割合、②適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合【旧 住生活基本計画（全国計画）成果指標】	調査に基づき、下記目標の達成状況を確認。 【目標:①リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合を平成 27 年に 5%、②25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合を平成 27 年に 50%】
(3) 既存住宅が円滑に活用される市場の整備がされたか	既存住宅の流通シェア【旧 住生活基本計画（全国計画）成果指標】	住宅・土地統計調査に基づき、下記目標の達成状況を確認。 【目標:全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合を平成 27 年に 23%】
(4) 成約価格を含めた土地取引関連情報が整備・提供されたか	取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数 【政策チェックアップ 指標】	取引価格情報を提供するホームページである「土地総合情報システム」(http://www.land.mlit.go.jp/webland/)について、下記目標の達成状況を確認。 【目標:①土地総合情報システムへの年間アクセス件数を平成 23 年度に 4,000 万件、②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数を平成 23 年度に 100 万件】

3.7.3 評価の結果等

(1) 将来にわたり活用される良質なストックが形成されたか

【評価指標】 住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）

【目標】 ①滅失住宅の築後年数の平均を平成 27 年に約 40 年

②過去 5 年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合を平成 22～27 年に約 7%

【主な施策の概要】

長期にわたり利活用可能な長期優良住宅の供給による良質なストックの増大。

<税制> 長期優良住宅に係る税制特例

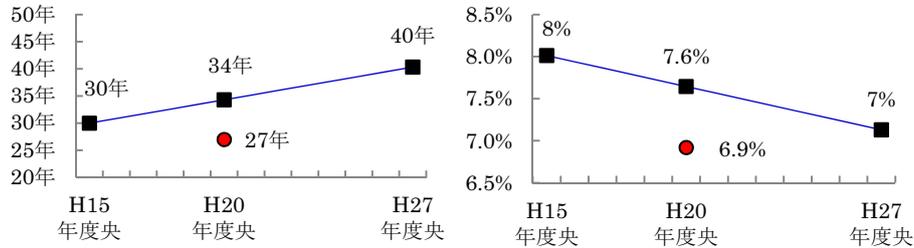
<融資> 長期優良住宅等に対するフラット 35S の適用

<市場環境整備> 長期優良住宅に係る申請手続きの簡素化 等

【目標の達成状況】（●：現状値（①・②）、■：目標トレンド）

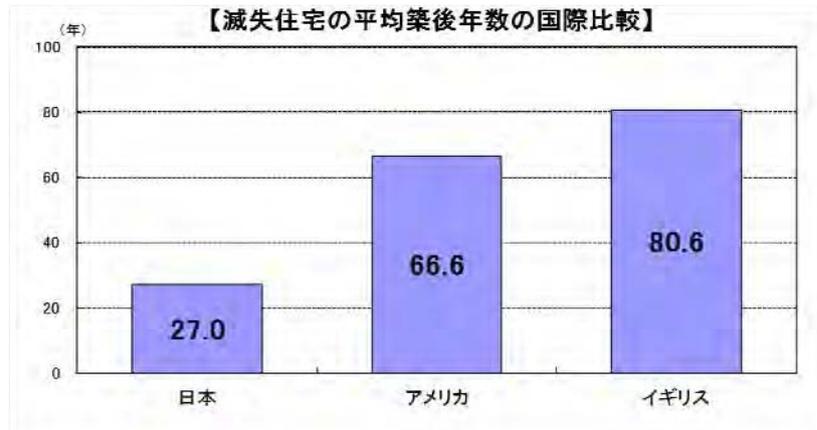
①約 27 年（平 20 年度央）

②約 7%（平 15 年度央～20 年度央）



【結果】

住宅の利活用期間を構成する2つの業績指標のうち、「減失住宅の平均築後年数」は、平成15年の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っており、我が国の住宅のサイクルは、欧米各国に比べても非常に短い。（米：66.6年、英：80.6年）。もう一方の指標「住宅の減失率」については、平成15年の8.0%から6.9%と順調に低下し、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。



※最近5年間（アメリカにあつては6年間）に減失した住宅の新築後経過年数を平均した値（下記の各国の統計調査による国土交通省推計値）。
 新築住宅の平均寿命（最近新築された住宅があと何年使われるかの推計値）とは異なる。
 (資料)
 日 本：総務省「平成15年、平成20年住宅・土地統計調査」(データ：2003年、2008年)
 アメリカ：U.S.Census Bureau「American Housing Survey 2003、2007」(データ：2003年、2009年)
 イギリス（イングランド）：Communities and Local Government「2001/02、2007/08 Survey of English Housing」(データ：2001年、2007年)
 より国土交通省推計

【今後の取り組みの方向性等】

- 良質な住宅ストックの形成の促進
 - ・共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直し等、長期優良住宅の普及促進
 - ・「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」国民意識の醸成及び住教育の推進
 - 既存住宅流通・リフォーム市場の整備
- 等

(2) 住宅の適正な管理及び再生がされたか

【評価指標①】リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

【目標】リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合を平成 27 年に 5%

【主な施策の概要】

検査と保証が一体となった保険制度や住宅履歴制度の普及、消費者の相談体制の整備等により、消費者が安心して、魅力あるリフォーム工事を行うことのできる市場環境整備を中心に支援施策を実施。あわせて、税制、融資等を通じてリフォーム工事を行う者に係る負担を軽減。

<補助>

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震性の不十分な住宅の耐震改修等に対する地方公共団体の補助に対して国が助成）
- ・住宅エコポイント制度（地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント（多様な商品・サービスに交換可能なポイント）を発行する制度）
- ・既存住宅の流通の促進とリフォーム市場の整備を図るため、既存住宅の流通・リフォームと併せて、インスペクション（建物検査）の実施、住宅履歴情報の蓄積及び保険制度の活用を行う場合に、その費用の一部を助成

<税制>

- ・住宅の耐震改修促進税制、省エネ改修促進税制、バリアフリー改修促進税制

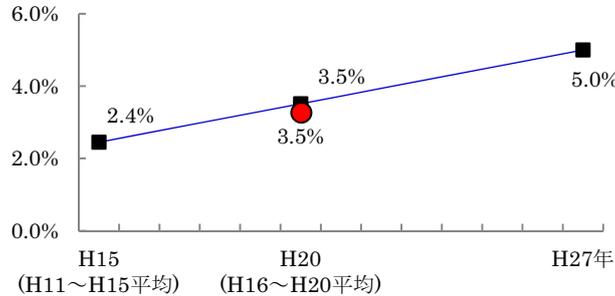
<融資>

- ・（独）住宅金融支援機構による賃貸住宅リフォーム融資、耐震改修工事融資、高齢者返済特例制度を利用したバリアフリー工事

<市場環境整備>

- ・リフォーム時における検査と保証がセットになったリフォーム瑕疵保険を商品化
- ・マンションの大規模修繕時における検査と保証がセットになった大規模修繕瑕疵保険を商品化
- ・リフォーム瑕疵保険等の商品化に際し、保険を利用するリフォーム事業者等に保険法人への登録を求める制度を導入。消費者の事業者選びの参考とするため、各保険法人のホームページに各登録事業者を掲載するとともに、住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて全保険法人に登録されたリフォーム事業者等を検索できるサイトを開設
- ・消費者によるリフォーム事業者の選択に資する web サービスで原則としてリフォーム工事についてリフォーム瑕疵保険への加入を要件とするなど消費者保護に十分に配慮されたものを支援し、利用者が安心してリフォーム事業者を選定できる環境を整備
- ・住まいのダイヤルにおけるリフォーム無料見積チェック制度の整備
- ・消費者が各地の弁護士会で弁護士・建築士と無料で相談できるリフォームの無料専門家相談制度の整備
- ・全国のホームセンター、家電量販店、百貨店、住宅展示場等の多様な事業者と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発活動を実施

【目標の達成状況】（●：現状値 3.5%（平成 16～20 平均）、■：目標トレンド）

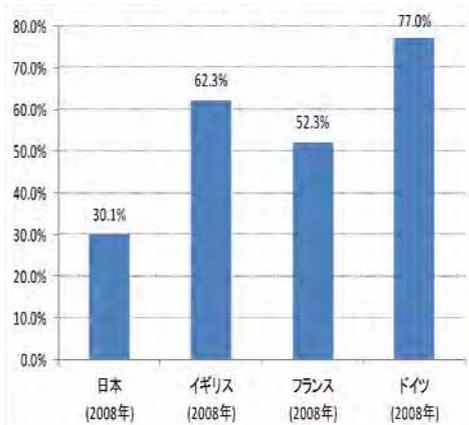


【結果】

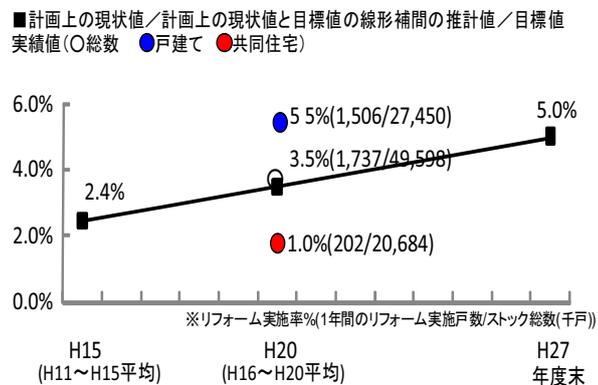
概ね順調に進捗しているが、諸外国と比較して依然低水準であり、また、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）の目標である平成 32 年までのリフォーム市場規模倍増に向け、更なる取り組みが必要である。

リフォーム工事の適正価格や適正な工事の水準に関する情報が不足しており、消費者の不安が解消されていない状況である。また、共同住宅（持家）のリフォーム実施割合が戸建て（持家）に比べて遅れており（共同住宅（持家）：1.0%、戸建て（持家）5.5%）、改修に際しての管理組合の合意形成の難しさが指摘されている。

【住宅投資に占めるリフォームの割合の国際比較】



【リフォーム実施率 目標の達成状況】



(資料) 日本：国民経済計算（内閣府）及び(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計値
イギリス、フランス、ドイツ：ユーロコンストラクト資料

(資料) 20年住宅・土地統計調査

【今後の取り組みの方向性等】

- リフォームに対する消費者の不安の解消
 - ・取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積の促進
 - ・リフォームを行う事業者に関する情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備
 - ・リフォーム技術の開発・向上の促進、内装、設備、間取り等（インフィル）のリフォームに関する普及啓発の促進
- マンションのリフォームを円滑化する環境整備 等

【評価指標②】 適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合

【目標】25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合を平成27年に50%

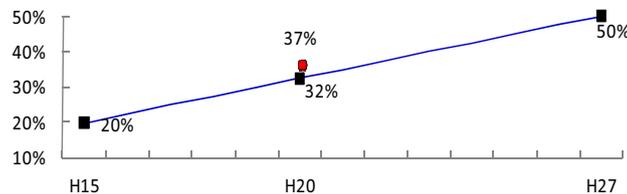
【主な施策の概要】

適正な長期修繕計画を策定しやすい市場環境整備を中心に支援施策を実施。

<市場環境整備>

- ・長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式としての「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」の普及、セミナー等を実施
- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するためのマンション標準管理規約の普及

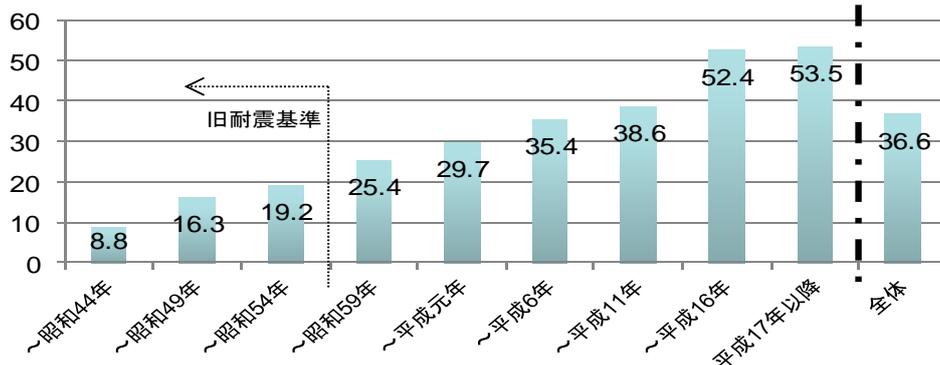
【目標の達成状況】（●：現状値 37%（平20年度）、■：目標トレンド）



【結果】

概ね順調に進捗しているが、全体の36.6%に対して、昭和44年以前に建設した住宅は8.8%、昭和44～49年は16.3%、昭和49～54年は19.2%と、完成年次が古いほど25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合は低くなっている。

25年以上の長期修繕計画に基づいて修繕積立金を設定している割合



(資料) マンション総合調査[国土交通省]

【今後の取り組みの方向性等】

○マンションストックの適正な管理の促進

- ・「修繕積立金ガイドライン」や「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」等による適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定の推進
- ・多様なマンション形態に対応した新たなマンション管理の枠組みづくりの推進など管理に関するルールの見直し

○老朽マンション再生の促進

- ・老朽マンションの建替え・改修の促進策の実施

(3) 既存住宅が円滑に活用される市場の整備がされたか

【評価指標】 既存住宅の流通シェア

【目標】 全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合を平成 27 年に 23%

【主な施策の概要】

検査と保証が一体となった保険制度や住宅履歴制度の普及、消費者の相談体制の整備等により、消費者が安心して、魅力ある既存住宅を取得できる市場環境整備を中心に支援施策を実施。あわせて税制、融資等を通じて既存住宅取得に係る負担を軽減。

<補助>

- ・既存住宅の流通の促進とリフォーム市場の整備を図るため、既存住宅の流通・リフォームと併せて、インスペクション（建物検査）の実施、住宅履歴情報の蓄積、保険制度の活用を行う場合に、その費用の一部を助成

<税制>

- ・耐震性を満たす既存住宅に対する住宅ローン減税の適用、住宅用家屋の保存登記等に係る登録免許税の軽減、既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例及び税率の特例、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

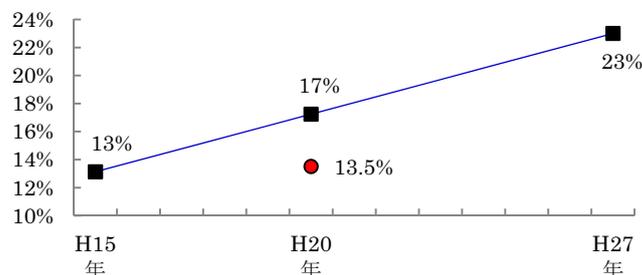
<融資>

- ・省エネ性又はバリアフリー性に優れた既存住宅に対するフラット 35S の適用

<市場環境整備>

- ・住宅性能表示制度の普及促進、住宅履歴情報の蓄積・保管体制の整備に対する支援
- ・既存住宅の売買時における検査と保証がセットになった既存住宅売買かし保険の販売
- ・国土交通省土地・水資源局（現：土地・建設産業局）のホームページを通じての不動産取引価格情報の提供

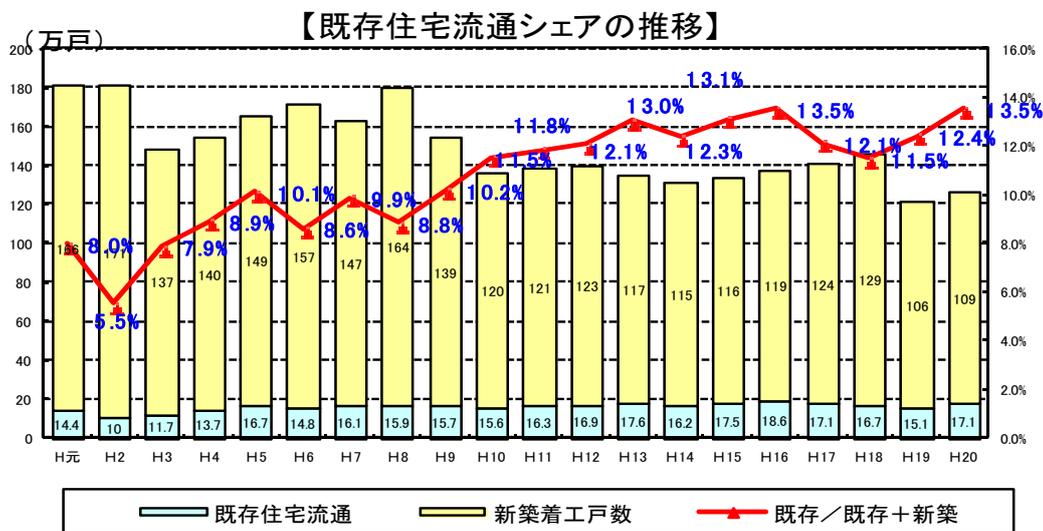
【目標の達成状況】（●：現状値 13.5%（平 20 年）、■：目標トレンド）



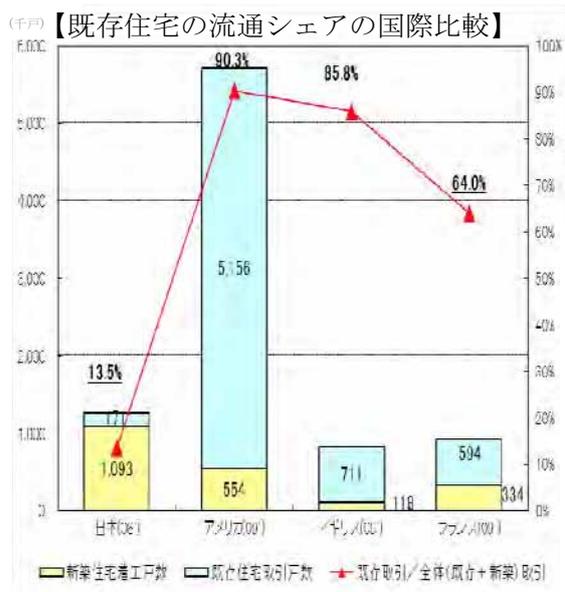
【結果】

消費者の新築志向、価格の妥当性・リフォーム費用・隠れた瑕疵・住宅の性能・品質に関する不安等により、既存住宅の流通シェアの伸びは鈍く、欧米諸国と比較しても依然として低い状況であり、また、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）の目標である平成 32

年までの中古住宅流通市場の規模倍増に向け、更なる取り組みが必要である。



(資料) 住宅・土地統計調査(総務省)、住宅着工統計(国土交通省)



(資料)
 日本:総務省「平成20年住宅・土地統計調査」、国土交通省「住宅着工統計(平成21年計)」(データは2008年)
 アメリカ:U.S.Census Bureau「New Residential Construction」,「The 2011 Statistical Abstract」(データは2009年)
<http://www.census.gov/>
 イギリス:Department for Communities and Local Government「housing statistics」(データは2009年)
<http://www.communities.gov.uk/>
 フランス:Insee「enquête logement」(データは2008年)
<http://www.insee.fr/>, Ministère de l'Ecologie, de l'Energie, du Développement durable et de la Mer「Conseil général de l'environnement et du développement」(データは2008年)
<http://www.cgedd.developpement-durable.gouv.fr/>
 注1)フランス:年間既存住宅流通量として、毎月の既存住宅流通量の年換算値の年間平均値を採用。
 注2)イギリス:住宅取引戸数には新築住宅の取引戸数も含まれるため、「住宅取引戸数」-「新築完工戸数」を既存住宅取引戸数として扱った。また、住宅取引戸数は取引額4万ポンド以上のもの。なお、データ元である調査機関のHMRCは、このしきい値により全体のうちの12%が調査対象からまれと推計している。

【今後の取り組みの方向性等】

○既存住宅の購入にあたっての消費者の不安の解消

- ・ 既存住宅の取引時における、住宅関連事業者による住宅の品質、性能等に関するインターネット等の利用を含めた情報提供や住宅関連事業者等に関するわかりやすく適切な情報提供の促進
- ・ 取引時やリフォーム時における建物検査(インスペクション)と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積の促進
- ・ 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定に関する情報提供

○住宅購入者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるための環境整備 等

(4) 成約価格を含めた土地取引関連情報が整備・提供されたか

【評価指標】 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数

【目標】 ①土地総合情報システムへの年間アクセス件数を平成 23 年度に 4,000 万件

②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数を平成 23 年度に 100 万件

【主な施策の概要】

不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、全国を対象地域として取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないように配慮しつつ不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行っている。

<調査対象地域>

平成 17 年度 三大都市圏の政令指定都市等

平成 18 年度 全国の政令指定都市等

平成 19 年度～ 全国の地価公示対象区域

<対象物件の種類>

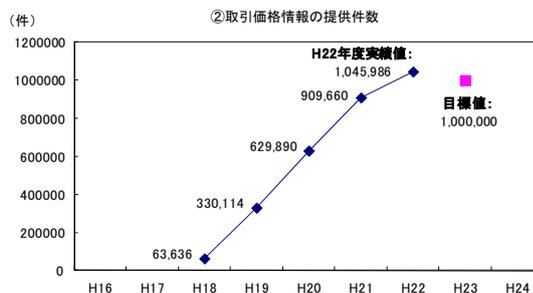
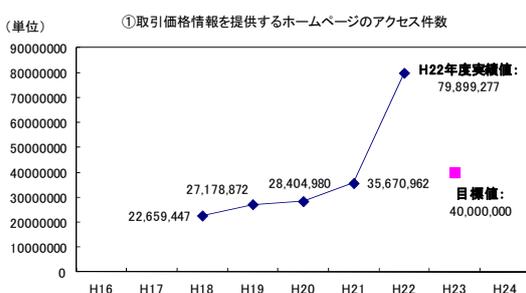
更地（宅地）、建付地（土地・建物一体取引）、中古マンション等、農地、林地

<情報提供項目>

所在地（町・大字レベル）、取引価格（有効数字 2 桁）、土地の面積・形状、建物の用途・構造、延床面積、建築年、前面道路、最寄駅、用途地域、建ぺい率、容積率 等

【目標の達成状況】 ①現状値：78,899,277 件（平 22 年度）、目標値：40,000,000 件）

②現状値：1,045,986 件（平 22 年度）、目標値：1,000,000 件）



【今後の取り組みの方向性等】

- ・取引価格情報等の提供について、引き続き提供する情報の充実に努める。
- ・取引価格情報を提供する英語版ホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)について、新たな情報を追加すること等により、更に有益な情報提供のあり方の検討を行う。
- ・アンケート調査票の回収率は向上しているものの、更なる回収率向上のため、取引価格情報提供の普及啓発活動を引き続き実施し、調査票回収率の向上を図る。

○評価結果のまとめ

表7-II 「市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果
I	市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況	<p>適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取り組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、平成20年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。</p> <p>平成23年度以降においては、中古・リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定し、実施するとともに、環境・ストック活用推進事業を創設し、住宅の長寿命化を推進するなど、今後とも、目標の達成に向けて、新たな施策や、既存の取り組みの拡充などを適宜検討しつつ、住宅の市場環境整備を推進する。</p>
II	<p>(1) 住宅の利活用期間 (①滅失住宅の平均築後年数、 ②住宅の滅失率)</p>	<p>前述のとおり、直近の平成20年の実績値によれば、「滅失住宅の平均築後年数」は、平成15年の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。もう一方の指標「住宅の滅失率」は、平成15年の8.0%から6.9%となり、目標の達成に向けたトレンドを上回っている。</p> <p>このような進捗状況を踏まえ、良質なストックの形成の促進に向けて、今後の方向性等にある措置を講じることとしている。</p>
	<p>(2) ①リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合</p>	<p>前述のとおり、当該指標は着実に進捗しているものの、諸外国と比較すると依然低水準である。リフォームに対する消費者の不安の解消に向けて、今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進する。</p>
	<p>(2) ②適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合</p>	<p>前述のとおり、概ね順調に進捗しているが、完成年次が古いほど25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合は低くなっている。今後急増する老朽マンションの改修・建替えの促進やマンションストックの適正な管理の促進に向け、今後の方向性等にある措置を講じるこ</p>

		ととしている。
	(3) 既存住宅の流通シェア	前述のとおり、当該指標は過去の実績値のトレンドを延長すると、目標を達成できていない可能性があるものの、既存住宅の購入にあたっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、今後の方向性等にある措置を講じることとしている。
	(4) 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	前述のとおり、当該指標は平成 22 年度実績値において平成 23 年度までの目標値を既に達成している。今後は引き続き、情報提供のあり方の改善等に努めることにより、より一層効率的かつ効果的な事業となるよう取り組みを推進することとしている。

3.7.4 政策への反映の方向等

評価結果を踏まえ、住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、引き続き、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

第8節 ⑫地域景観の点検促進

3.8.1 対象政策、政策の目的

(1) ⑫地域景観の点検促進

⑫地域景観の点検促進

地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域において景観の点検を行う取り組みを促進し、点検の結果、指摘された景観阻害要因については関係する施設の管理者と地域住民等とのコンセンサスのもとでその改善に努めるとともに、保全すべき優れた景観資源は「保全すべき景観資源データベース」に登録するなど点検結果を活用する。

このような良好な景観形成に向けてのコンセンサス形成運動を地方整備局等において積極的に支援する。

【平成15年度に試行開始、16年度支援拡充】

3.8.2 評価の視点、評価の手法

評価の視点としては、①着実な取り組みがなされたか、②地域景観の点検を促進する取り組みが進んだかの2項目とし、評価指標は、地域景観の点検を促進する取り組みの実施状況、地域景観の点検等の実施状況とした。

まず、地域景観の点検を促進する取り組みの実施状況についての評価は、地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域の景観の点検を行う取り組みを促進するための取り組みが実施されている状況について調査することにより行った。

次に、地域景観の点検等の実施状況については、地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループの各地域における景観の点検の実施箇所数や優れた景観資源の抽出数等を調査することで評価を行った。

評価の視点・評価指標及び評価方法をまとめると表8-Iのとおりになる。

表 8-I 「地域景観の点検促進」の評価の視点等

	評価の視点	評価指標	評価方法
I	着実な取り組みがなされたか	地域景観の点検を促進する取り組みの実施状況	地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域の景観の点検を行う取り組みを促進するための取り組みが実施されている状況を調査。
II	地域景観の点検を促進する取り組みが進んだか	地域景観の点検等の実施状況	地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループの各地域における景観の点検の実施箇所数を調査。

3.8.3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 施策の実施状況

○地域において、地方整備局や地方公共団体等の関係者が一同に会し、観光地において良好な景観形成や快適な周遊空間の形成のための現地点検等を実施する連絡会議の設置等を推進。14 地区において現地点検が実施され、景観等の課題抽出・改善提案等がなされた（平成 23 年 3 月時点）。



図表 3-8-1 現地点検の状況（山梨県）



図表 3-8-2
景観阻害要因の例（左：老朽化したトイレ、右：乱雑な案内看板）

○地域と連携して、景観イメージアップを図るため、学識経験者、市民、NPOと行政等（国、都、区）で構成する検討会などを設置し取り組み内容を検討するなど、地域主体による景観イメージアップの取り組みを進めている。

○『「子どもたちに残したい・残したくない」ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集する取り組みを実施。残したい景観は1117件、残したくない景観は287件の応募があり、応募結果についてはホームページで公開。最終的には、冊子「ニッポンの道・街並みの洗練にむけて」として取りまとめを行った。

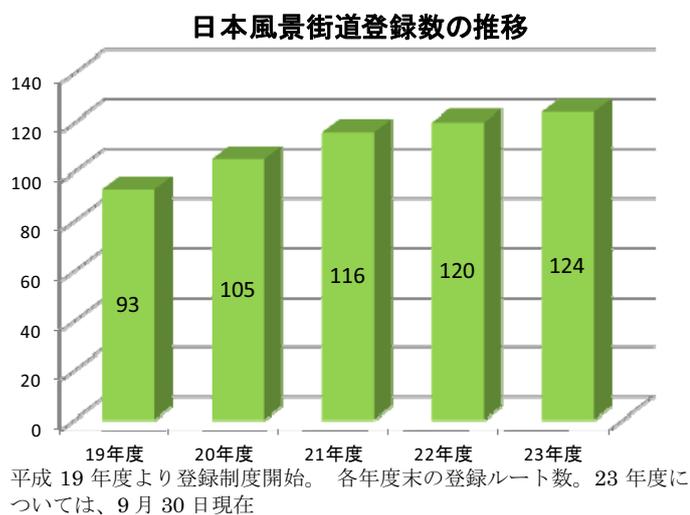


図表3-8-3
「残したい景観」の応募事例
（自然と調和した景観）



図表3-8-4
「残したくない景観」の応募事例
（電柱・電線、違法駐車・違法駐輪が
景観を阻害）

○住民、NPO、企業など地域が主体となって、行政と連携しながら、道を舞台に地域ならではの風景や自然、歴史、文化などの資源を活かした美しい景観づくり、観光の振興や地域の活性化に取り組む「日本風景街道」を推進。(平成23年度9月末時点で124ルートを登録。)



図表3-8-5 日本風景街道登録数の推移



地元住民、NPOや行政の協働により、老朽化した看板等により阻害されている景観の調査を行い、看板所有者との調整を行い同意に基づき、看板を撤去

図表3-8-6 取組事例（看板撤去）
 (「ぐるり・富士山風景街道」(静岡県富士宮市))

(2) 施策の評価

I. 地方整備局等へのヒアリング

地方整備局等において点検・改善の実務を行っている職員に対して、景観の点検・改善の取り組みに関する課題等についてヒアリングを行った。主な実施結果は以下のとおりである。主な課題として、点検事項の実現性を高めていくこと、地域の取り組み意欲の向上や取り組みを持続するための仕組みの構築、支援メニューが限られる中で効率的に成果を上げること等が挙げられた。

ヒアリング実施日	平成 23 年 10 月 23 日
ヒアリング対象者	地方整備局等において、観光地等における景観の点検・改善の取り組みを支援している実務責任者及び担当者
ヒアリング実施結果（主なもの）	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・国が改善のために実施できることは支援メニューの提示など限られており、地域における国への期待と、国として支援できることとのギャップが大きく対応に苦慮している。・景観の改善のための整備に対する効果の定量的把握が困難であり、事業の優先度は必ずしも高くない。・公共事業費予算全体が削減されており、事業化が難しくなっており、また、パイロット調査等の直接的な支援メニューも少なくなっている。・予算の減少から期待する事業の実施が難しくなっていることから、改善要請が高まることを恐れ、地方公共団体の社会資本部局が点検への参加を敬遠する傾向にある。・改善の取り組みの継続性を高めるためには、地域総意の自助努力により解決策を模索していくことが第一であり、国の支援がなくても、地域が自発的に自助努力の取り組みを行うよう、誘導していく仕組みを構築することが課題である。・地域としての資源はたくさんあるのに、地元が気づいていない部分がある。 <p>【今後の取り組みのあり方】</p> <ul style="list-style-type: none">・成功事例、失敗事例の収集・共有を強化し、支援を行う職員の意識、能力を高める取り組みが必要。・現地点検においては、広域で実施するのではなく、一部地域に重点的に行い成功事例を作り、それを他の地域に波及させるような取り組みが必要である。その際には PDCA を意識して継続的な取り組みとすることが望ましい。・官民連携の枠組みづくりの設定と持続するための仕組みを構築することが必要である。

(3) 評価結果のまとめ概要

(1)、(2) の評価結果をまとめると表8-IIのとおりである。

表8-II 「地域景観の点検促進」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果
I	地域景観の点検を促進する取り組みの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観の向上を図るため、下記のとおり、地方公共団体、NPO、まちづくり団体、観光関係団体等が参画した景観点検の取り組み等が行われるとともに、これらに地方整備局等も積極的に参画する等、良好な景観形成に向けてのコンセンサスを形成する取り組みの促進が着実に進んでいる。 ・ 良好な景観形成や快適な周遊空間の形成が求められる観光地において、各地域景観の改善に資するための現地点検等を実施するため、地方整備局や地方公共団体等の関係者が参画した連絡会議の設置等を推進 ・ 地元と連携して景観上重要な一定の地区を対象に景観阻害要因の除却等を重点的に実施する『負の景観イメージ払拭重点化大作戦』の実施（再掲） ・ 『「子どもたちに残したい・残したくない」ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集する取り組みを実施 ・ 住民、NPO、企業など地域が主体となって、行政と連携しながら、道を舞台に地域ならではの風景や自然、歴史、文化などの資源を活かした美しい景観づくり、観光の振興や地域の活性化に取り組む「日本風景街道」を推進。
II	地域景観の点検等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地における良好な景観形成等のための連絡会議の実施地区数（現地点検の実施・改善提案地区数）：14地区 ・ 「残したい・残したくない景観」の事例収集・公表数：「残したい景観」1117事例、「残したくない景観」287事例 ・ 「日本風景街道」の登録ルート数：124ルート ・ 地域景観の点検については、景観改善に向けた課題の抽出が各地で一定程度行われており、点検結果を踏まえた関係機関による課題の共有も進んでいる。しかしながら、景観点検の実施結果の改善（事業化）については、近年の厳しい財政状況により、景観点検の実施結果が改善に至るまで期間を要しており、点検事項の実現性を高めていくことが課題となっている。 ・ 継続的な点検・改善が行われるためには、地域の自発的取り組みが欠かせないことから、地域の取り組み意欲の向上や、取り組みを持続するための仕組みの構築が課題となっている。 ・ 国としての支援メニューが限られている中で効率的に成果を得ることが課題となっている。

3.8.4 政策への反映の方向

多様な主体が参加した景観の点検活動は一定程度行われているものの、近年の厳しい財政状況等を踏まえ、点検結果が改善に至るまで、期間を要している状況にある。

このため、今後の点検活動への支援については、例えば地域において景観の改善に対する期待が大きい地域に対して支援するなど、重点化を図りつつ、景観改善の成功事例を収集し、それらを周知することにより点検活動の実施を効率的に推進する必要がある。

また、本資料で例示した取り組みは、専ら多様な主体が自発的に実施しているものであるが、より一層景観点検の取り組みを促進するため、必要に応じて、既存の法令等に基づく体制の活用（例：景観法に基づく景観協議会の活用）を推進し、取り組みの持続性を確保していく。

第9節 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築、⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

3.9.1 対象政策、政策の目的

⑬保全すべき景観資源データベースの構築

地域景観の点検結果や国土交通省等で作成している各種の保全すべき景観リストなどをもとに全国の各地域における保全すべき優れた景観資源が登録されたデータベースを構築する。地方公共団体の土地利用計画策定、公共事業や民間開発事業の実施などにあたって参照するとともに、公共事業の景観評価システムの評価要素や観光資源情報として活用する。【平成15年度に公開、順次拡充】

⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

保全すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。【平成15年度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充】

上記の政策については、大綱の公表と同時に「国土交通省 景観ポータルサイト」を開設し、順次内容を拡充し、以下の表の内容について情報を提供・公開している。(図表3-9-1、図表3-9-2)



図表3-9-1 景観ポータルサイトのトップページ

構成	コンテンツ
トップページ	トピックス
	美しい国づくり政策大綱
	景観資源のデータベース
	役に立つ基礎情報
	景観関連施策と事例紹介
美しい国づくり政策大綱	前文
	I 現状に対する認識と課題
	II 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方
	III 美しい国づくりのための施策展開
美しい国づくりのための取り組み事例	美しさの形成を内部目的ととらえた事業の実施、公共施設等の管理
	規制・誘導策の推進
	景観阻害要因の除却
	多様な担い手の育成と参画推進
	各主体による取り組みの前提となる条件整備
	総合的取り組み
景観資源のデータベース	地域づくり情報局
	歴史的官庁施設等保存・活用リスト
	登録有形文化財に指定された歴史的砂防施設
	歴史的灯台のリスト
役に立つ基礎情報	景観アセスメント（評価）システム
	国土情報ウェブマッピングシステム
	新技術情報提供システム（NETIS）
	建築士会（全国）連絡先一覧
	「電子国土ポータル」
	「国土変遷アーカイブ」
景観関連施策と事例紹介	川の通信簿をはじめて本格的に実施
	「わが村 は美しくー北海道」運動
	シーニックバイウェイ北海道
	岬のオアシス構想
	HOPE 計画データベース
	海域環境情報提供システム
	観光地づくりデータベース
	デザイン灯台の事例

図表 3-9-2 景観ポータルサイトの構成とコンテンツ

その他、景観に関する情報提供サイトとして、国土交通省の「景観まちづくり」や「歴史まちづくり」のホームページにおいて、下表のような情報を提供・公開している。(図表3-9-3)

ホームページ	掲載情報
景観まちづくり	<p><主な施策に関する情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観緑三法、景観法の施行状況、景観法活用意向調査 ・地域景観づくり緊急支援事業の実施成果 ・景観形成ガイドライン、景観重要公共施設の手引き(案) ・景観まちづくり教育、都市景観大賞 ・景観法アドバイザーブック、景観についての調査・報告書 ・屋外広告物制度、屋外広告物条例のガイドライン、屋外広告物適正化旬間 <p><関連情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の日、関連リンク
歴史まちづくり	<p><主な施策に関する情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史まちづくり法、古都保存法、明日香法、 ・各種支援制度 <p><関連情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画認定状況、古都及び緑地保全事業

図表3-9-3 「景観まちづくり」や「歴史まちづくり」のホームページの概要



図表3-9-4 景観まちづくりホームページのトップページ



図表3-9-5 歴史まちづくりホームページのトップページ

3.9.2 評価の視点、評価の手法

⑬保全すべき景観資源データベース構築及び⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開の政策レビューのため、以下の視点から評価を実施する。(表9-I)

アウトプット(実績)については、着実な取り組みがなされたかという視点から、国による景観ポータルサイトの開設状況などの取り組みの実施状況を整理する。

アウトカム(成果・効果)については、地方公共団体や国民により景観ポータルサイトが活用されたかという視点から、景観ポータルサイトの閲覧状況や、アンケート調査における地方公共団体や国民の評価状況を整理する。

表9-I 「保全すべき景観資源データベースの構築及び各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開」の評価の視点等

	評価の視点	評価の指標	評価の方法
I	着実な取り組みがなされたか	・景観資源データベースの構築状況、景観ポータルサイトの設置状況	景観ポータルサイトの設置状況及び景観資源データベースの構築状況を整理
II	良好な景観の形成の取組のために、景観ポータルサイトが活用されているか	・景観ポータルサイトや景観資源データベースのアクセス数 ・景観ポータルサイトの活用用途	アクセスカウンターにより閲覧状況を把握 国民や地方公共団体に対するアンケート調査等により、景観ポータルサイト等の活用状況を把握

3.9.3 評価の結果

(1) 景観ポータルサイトの閲覧実績

ここでは、平成23年7月31日から9月3日までの約1ヶ月間の景観ポータルサイトの閲覧実績について整理する。平成23年7月30日以前の閲覧実績については、アクセスカウンターを設定していなかったため閲覧実績を把握していない。

I. アクセス数

- ・景観ポータルサイトのアクセス状況をみると、トップページは日平均40.3回アクセスされている。(図表3-9-6)なお、トップページからの直帰率(サイト内の他のページに移動せずにサイトから離脱してしまう割合)は86.9%となっている。
- ・コンテンツ別では、美しい国づくり政策大綱が日平均28.7回で最も多いが、その他の事例やデータベースのアクセスは日平均3~6回程度と、少なくなっている。(図表3-9-6)
- ・一方で、景観ポータルサイトのトップページは景観まちづくりホームページのトップページのアクセス数より日平均150回程度少なく、コンテンツ別でも景観ポータルサイトは景観まちづくりホームページよりアクセス数が少なくなっている。(図表3-9-7)

コンテンツ	アクセス数	日平均回数	平均閲覧時間
景観ポータルサイトのトップページ	1,411	40.3	0:01:45
美しい国づくり政策大綱	1,007	28.7	0:01:47
別冊美しい国づくりのための取組事例	224	6.4	0:00:47
景観資源のデータベース	235	6.7	0:01:02
役にたつ基礎情報	128	3.6	0:00:46
関連施策と事例紹介	178	5.0	0:00:35

図表3-9-6 景観ポータルサイト閲覧状況

コンテンツ	アクセス数	日平均回数	平均閲覧時間
景観まちづくりホームページのトップページ	6,620	189.1	0:01:29
景観法等の施行状況	2,206	63.0	0:01:29
景観法の活用意向等について	222	6.3	0:02:27
景観行政団体	1,032	18.8	0:01:59
景観計画の策定状況	2,206	63.0	0:03:01
景観地区・準景観地区の策定状況	716	20.5	0:01:22

図表3-9-7 景観まちづくりホームページ閲覧状況

II. 景観ポータルサイト閲覧の際の検索キーワード

- ・景観ポータルサイト閲覧の際に検索されているキーワードをみると、トップページについては、「景観」による検索が約1ヶ月間で377件と最も多い。次いで、サイト名である「景観ポータルサイト」による検索が約1ヶ月間で118件ある。コンテンツに関するキーワードでは、「美しい国づくり政策大綱」「事例」による検索も数十件程度ある。(図表3-9-8)

閲覧開始ページのキーワード:		アクセス数
1	景観	377
2	景観ポータルサイト	118
3	国土交通省 景観	50
4	国土交通省 景観法	50
5	景観 事業	44
6	ポータルサイト	29
7	国土交通省 景観計画	29
8	交通量調査 計画交通量	22
9	美しい国づくり政策大綱	21
10	美しい国づくり政策大綱 政策レビュー	21
11	美しい国づくり政策大綱 景観法	21
12	こくど交通省 景観	20
13	国土交通省 公園 モデル事業	20
14	国土交通省 景観ガイドライン	20
15	国土交通省 都市・地域整備局 景観・歴史文化環境整備室	18
16	美しい国 まちづくりのために 景観法概要	18
17	景観 事例	17
18	景観整備 事例	16
19	国土交通省成長戦略の概要	15
20	景観ポータル	15

図表3-9-8 景観ポータルサイトのトップページ
(/keikan/keikan_portal_toppage.html) の閲覧開始キーワード

Ⅲ. 景観ポータルサイトのトップページから詳細コンテンツ等への閲覧状況

- ・トップページから詳細コンテンツ等への閲覧状況を見ると、同じく景観ポータルサイトのトップページへの遷移が 125 件、次いで、景観まちづくりホームページへの遷移が 111 件と多く、景観ポータルサイト内のコンテンツである景観資源のデータベースや事例紹介等より多くなっている。(図表 3-9-9)

トップページから次に閲覧されている詳細コンテンツ	アクセス数	%
景観ポータルサイトのトップページ /keikan/keikan_portal_toppage.html	125	32.6%
景観まちづくりホームページのトップページ /crd/townscape/index.html	111	28.9%
景観資源のデータベース/keikan/database.html	33	8.6%
関連施策と事例紹介/keikan/jireishoukai.html	33	8.6%
美しい国づくり政策大綱/keikan/taiko_text/taikou.html	33	8.6%
別冊美しい国づくりのための取組事例 /keikan/bessatu/mokuji.html	25	6.5%
役に立つ基礎情報/keikan/kisojoho.html	21	5.5%
景観まちづくりホームページ景観地区・準景観地区の策定状況 /crd/townscape/database/Landscape_District.htm	1	0.3%
景観まちづくりホームページ 景観法等の施行状況 /crd/townscape/database/Landscape_Index.htm	1	0.3%

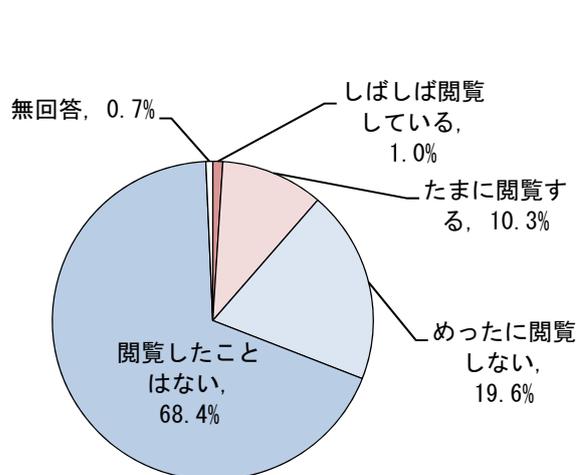
図表 3-9-9 景観ポータルサイトのトップページからの遷移ページ

(2) 利用者による閲覧状況

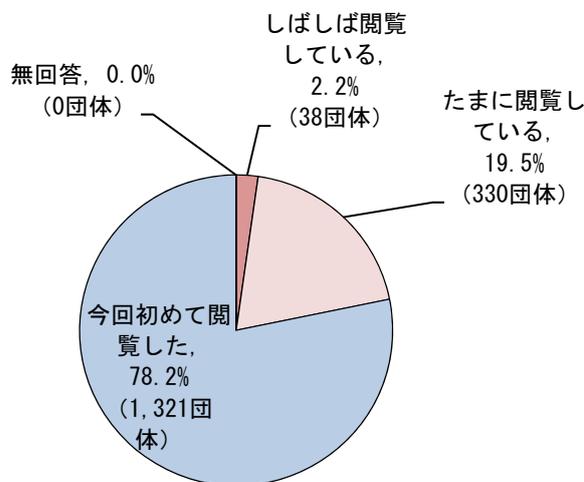
ここでは、平成23年9月に実施した国民アンケートと、地方公共団体アンケート結果をもとに、景観ポータルサイトの閲覧状況について整理する。

I. 閲覧状況

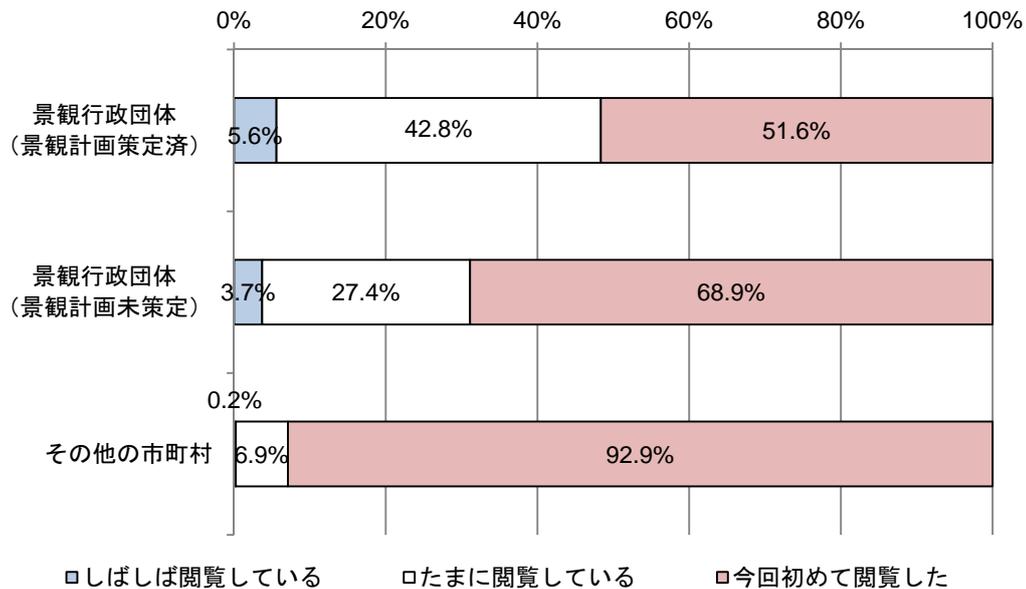
- ・国民アンケートでは、30.9%が閲覧経験がある（「しばしば閲覧している」1.0%、「たまに閲覧する」10.3%、「めったに閲覧しない」19.6%）。地方公共団体アンケートでは、21.7%が閲覧経験がある（「しばしば閲覧している」2.2%、「たまに閲覧している」19.5%）。（図表3-9-10、図表3-9-11）
- ・一方で、国民アンケートでは、68.4%が「閲覧したことはない」、地方公共団体アンケートでは78.2%が「今回初めて閲覧した」と回答している。（図表3-9-10、図表3-9-11）
- ・なお、地方公共団体アンケートについて、景観計画の策定状況別にみると、策定済の団体では、48.4%が閲覧経験があり（「しばしば閲覧している」5.6%、「たまに閲覧している」42.8%）、景観計画の策定への関与度合いが高いほど関心が高くなっている。一方で、その他の都道府県・市町村の92.9%が「今回初めて閲覧した」と回答している。（図表3-9-12）



図表3-9-10 景観ポータルサイトの閲覧状況^(出典1) (H23年9月時点、国民 n=1,005)



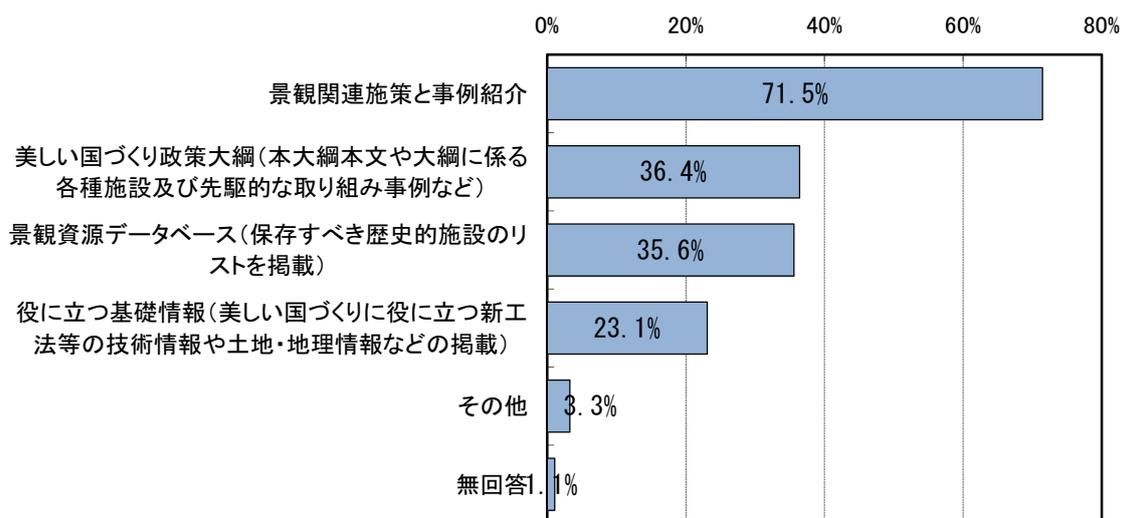
図表3-9-11 景観ポータルサイトの閲覧状況^(出典2) (H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)



図表 3-9-1 2 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧状況 (出典 2)
(H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1,689)

II. 閲覧内容

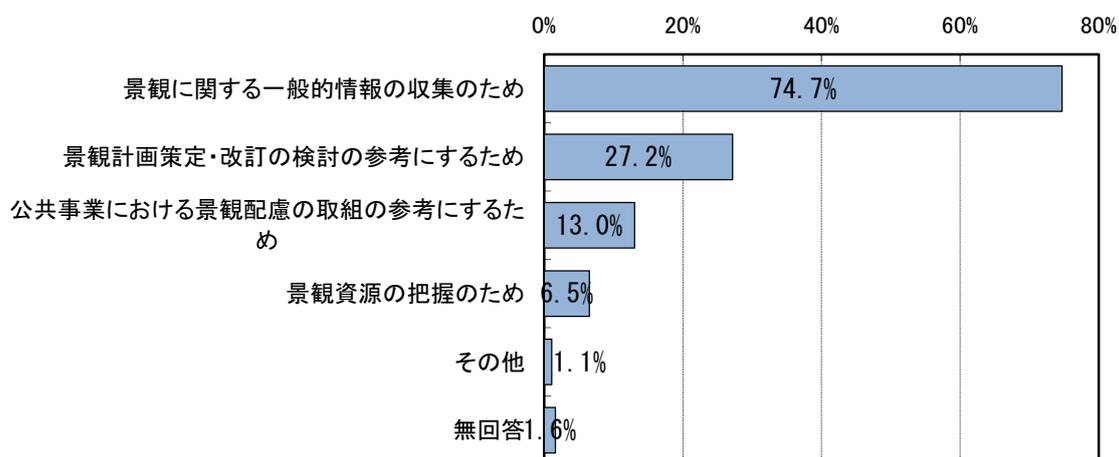
- 地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトで閲覧したことのあるコンテンツとしては、「景観関連施策と事例紹介」が 71.5%と最も多い。(図表 3-9-1 3)



図表 3-9-1 3 景観ポータルサイトの閲覧内容 (複数回答可) (出典 2)
(H23 年 9 月 1 日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368)

Ⅲ. 閲覧の目的場面

- ・地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトを閲覧する目的場面としては、「景観に関する一般的情報の収集のため」が74.7%で最も多い。次いで、「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」という回答が27.2%ある。これについて、景観計画の策定予定がある景観行政団体において、47.2%となっており、他の団体と比較して回答が多い。(図表3-9-14、図表3-9-15)



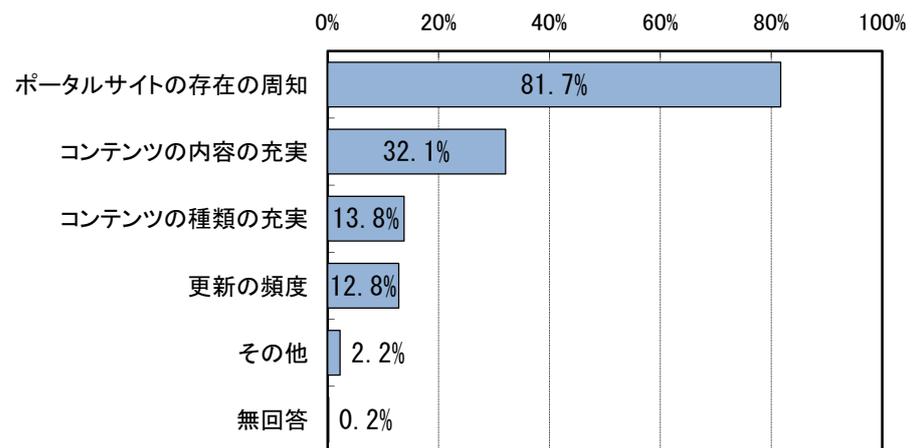
図表3-9-14 景観ポータルサイトの閲覧の目的場面（複数回答可）^(出典2)
(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368)

	景観に関する一般的情報の収集のため	景観計画策定・改訂の検討の参考にするため	公共事業における景観配慮の取組の参考にするため	景観資源の把握のため	その他	無回答
景観行政団体 (景観計画策定済)	115 78.2%	37 25.2%	25 17.0%	11 7.5%	0 0.0%	3 2.0%
景観行政団体 (景観計画策定予定あり)	88 70.4%	59 47.2%	8 6.4%	9 7.2%	1 0.8%	1 0.8%
景観行政団体 (景観計画策定予定なし・無回答)	27 79.4%	2 5.9%	6 17.6%	2 5.9%	2 5.9%	1 2.9%
その他の市町村	45 72.6%	2 3.2%	9 14.5%	2 3.2%	1 1.6%	1 1.6%
計	275 74.7%	100 27.2%	48 13.0%	24 6.5%	4 1.1%	6 1.6%

図表3-9-15 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面（複数回答可）^(出典2)
(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368)

IV. 景観ポータルサイトの課題

- ・地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」という回答が81.7%で最も多い。次いで、「コンテンツの内容の充実」という回答が32.1%ある。(図表3-9-16)



図表3-9-16 景観ポータルサイトの課題（複数回答可）^(出典2)
(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)

(3) 評価結果のまとめと概要

評価結果をまとめると表 9-Ⅱの通り。

美しい国づくりのための事例、景観資源データベース、基礎情報等のコンテンツが掲載された景観ポータルサイトが、平成 15 年度に大綱が策定されるのと同時に開設され、順次内容の拡充が行われるなど、着実な取り組みがなされている。

しかし、閲覧状況については、アクセス数が少なく、景観ポータルサイトのトップページから景観まちづくりホームページへの移動が多いなど、掲載コンテンツが有効に活用されていない状況にある。

国民アンケート、地方公共団体アンケートにおいては、閲覧したことがないという主旨の回答が多く、また地方公共団体アンケートにおいては、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」とする回答が多い。ただし、景観計画策定済の団体は、閲覧経験があるという主旨の回答が他の団体より多くなっていること、景観計画の策定予定がある景観行政団体においては、その目的場面として「景観に関する一般的情報の収集のため」という回答が他の団体と同じように最も多い一方で、それに次いで多い「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」という回答の比率が他の団体と比べ一際高くなっていることから、景観形成に取り組む景観行政団体において、必要な場面で閲覧されていることがうかがえる。

その他の課題として、内容の充実を求める回答の割合も高く、閲覧したことがあるコンテンツとして、「景観関連施策と事例紹介」の回答の割合が高くなっていることから、これらの情報に対するニーズが高い。

表 9-Ⅱ 「保全すべき景観資源データベースの構築及び各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果																			
I	景観資源データベースの構築状況、景観ポータルサイトの設置状況	<p>「国土交通省 景観ポータルサイト」を平成 15 年度に開設し、順次内容の拡充を行い、下記の情報を提供・公開している。</p> <table border="1" data-bbox="515 1420 1362 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 1420 651 1456">構成</th> <th data-bbox="651 1420 1362 1456">コンテンツ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1456 651 1646" rowspan="5">トップページ</td> <td data-bbox="651 1456 1362 1491">トピックス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1491 1362 1527">美しい国づくり政策大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1527 1362 1563">景観資源のデータベース</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1563 1362 1599">役に立つ基礎情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1599 1362 1646">景観関連施策と事例紹介</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1646 651 1780" rowspan="4">美しい国づくり政策大綱</td> <td data-bbox="651 1646 1362 1682">前文</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1682 1362 1718">Ⅰ 現状に対する認識と課題</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1718 1362 1753">Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1753 1362 1780">Ⅲ 美しい国づくりのための施策展開</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1780 651 1984" rowspan="5">美しい国づくりのための取り組み事例</td> <td data-bbox="651 1780 1362 1850">美しさの形成を内部目的ととらえた事業の実施、公共施設等の管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1850 1362 1886">規制・誘導策の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1886 1362 1921">景観阻害要因の除却</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1921 1362 1957">多様な担い手の育成と参画推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1957 1362 1984">各主体による取り組みの前提となる条件整備</td> </tr> </tbody> </table>	構成	コンテンツ	トップページ	トピックス	美しい国づくり政策大綱	景観資源のデータベース	役に立つ基礎情報	景観関連施策と事例紹介	美しい国づくり政策大綱	前文	Ⅰ 現状に対する認識と課題	Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方	Ⅲ 美しい国づくりのための施策展開	美しい国づくりのための取り組み事例	美しさの形成を内部目的ととらえた事業の実施、公共施設等の管理	規制・誘導策の推進	景観阻害要因の除却	多様な担い手の育成と参画推進	各主体による取り組みの前提となる条件整備
構成	コンテンツ																				
トップページ	トピックス																				
	美しい国づくり政策大綱																				
	景観資源のデータベース																				
	役に立つ基礎情報																				
	景観関連施策と事例紹介																				
美しい国づくり政策大綱	前文																				
	Ⅰ 現状に対する認識と課題																				
	Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方																				
	Ⅲ 美しい国づくりのための施策展開																				
美しい国づくりのための取り組み事例	美しさの形成を内部目的ととらえた事業の実施、公共施設等の管理																				
	規制・誘導策の推進																				
	景観阻害要因の除却																				
	多様な担い手の育成と参画推進																				
	各主体による取り組みの前提となる条件整備																				

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>総合的取り組み</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">景観資源のデータベース</td> <td>地域づくり情報局</td> </tr> <tr> <td>歴史的官庁施設等保存・活用リスト</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財に指定された歴史的砂防施設</td> </tr> <tr> <td>歴史的灯台のリスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">役に立つ基礎情報</td> <td>景観アセスメント（評価）システム</td> </tr> <tr> <td>国土情報ウェブマッピングシステム</td> </tr> <tr> <td>新技術情報提供システム（NETIS）</td> </tr> <tr> <td>建築士会（全国）連絡先一覧</td> </tr> <tr> <td>「電子国土ポータル」</td> </tr> <tr> <td>「国土変遷アーカイブ」</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">景観関連施策と事例紹介</td> <td>川の通信簿をはじめ本格的に実施</td> </tr> <tr> <td>「わが村は美しくー北海道」運動</td> </tr> <tr> <td>シーニックバイウェイ北海道</td> </tr> <tr> <td>岬のオアシス構想</td> </tr> <tr> <td>HOPE 計画データベース</td> </tr> <tr> <td>海域環境情報提供システム</td> </tr> <tr> <td>観光地づくりデータベース</td> </tr> <tr> <td>デザイン灯台の事例</td> </tr> </table>		総合的取り組み	景観資源のデータベース	地域づくり情報局	歴史的官庁施設等保存・活用リスト	登録有形文化財に指定された歴史的砂防施設	歴史的灯台のリスト	役に立つ基礎情報	景観アセスメント（評価）システム	国土情報ウェブマッピングシステム	新技術情報提供システム（NETIS）	建築士会（全国）連絡先一覧	「電子国土ポータル」	「国土変遷アーカイブ」	景観関連施策と事例紹介	川の通信簿をはじめ本格的に実施	「わが村は美しくー北海道」運動	シーニックバイウェイ北海道	岬のオアシス構想	HOPE 計画データベース	海域環境情報提供システム	観光地づくりデータベース	デザイン灯台の事例
	総合的取り組み																								
景観資源のデータベース	地域づくり情報局																								
	歴史的官庁施設等保存・活用リスト																								
	登録有形文化財に指定された歴史的砂防施設																								
	歴史的灯台のリスト																								
役に立つ基礎情報	景観アセスメント（評価）システム																								
	国土情報ウェブマッピングシステム																								
	新技術情報提供システム（NETIS）																								
	建築士会（全国）連絡先一覧																								
	「電子国土ポータル」																								
	「国土変遷アーカイブ」																								
景観関連施策と事例紹介	川の通信簿をはじめ本格的に実施																								
	「わが村は美しくー北海道」運動																								
	シーニックバイウェイ北海道																								
	岬のオアシス構想																								
	HOPE 計画データベース																								
	海域環境情報提供システム																								
	観光地づくりデータベース																								
	デザイン灯台の事例																								
II	<p>景観ポータルサイトへのアクセス数、閲覧頻度</p> <p>景観ポータルサイトの活用用途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観ポータルサイトの閲覧実績として、トップページは日平均 40.3 回、「美しい国づくり政策大綱」は日平均 28.7 回アクセスされているが、景観まちづくりホームページの閲覧実績と比べると、トップページは日平均 150 回程度少なくなっている。 ・景観ポータルサイトのトップページから次の閲覧先として、サイト内のコンテンツより景観まちづくりホームページへの移動が多く、利用者には景観まちづくりホームページとあわせて利用されている。 ・景観ポータルサイトの課題として、地方公共団体アンケートによると「ポータルサイトの存在の周知」という回答が 81.7%で最も多く、次いで、「コンテンツの内容の充実」という回答が 32.1%ある。 ・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が 68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が 78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.4%に閲覧経験がある。 ・地方公共団体による景観ポータルサイトの活用目的の場面として、主に「景観に関する一般的情報の収集のため」（74.7%）閲覧されている。景観計画の策定予定がある景観行政団体においては、「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」（47.2%）という回答の比率が他の団体と比べ高くなっている。 ・閲覧されているコンテンツは「景観関連施策と事例紹介」が 71.5%で最も多く、景観関連施策と事例紹介に対するニーズが非常に高くなっている。 																							

3.9.4 政策への反映の方向

評価結果から、大綱の公表と同時に景観ポータルサイトが開設され、順次内容が拡充される等、着実な取り組みがなされており、景観形成に取り組む景観行政団体において、必要な場面で閲覧されている。しかし、国民やその他の地方公共団体からは十分な認識が得られず、十分に活用されていないこと、地方公共団体からは内容の充実も求められていること等を踏まえ、今後は、以下のような改善に取り組むことが必要。

(1) 景観に関する情報のワンストップ性の確保

景観法、屋外広告物法に関連する情報については、景観まちづくりホームページの方が掲載情報が多い。また、閲覧実績では、トップページのアクセス数が景観ポータルサイトは1,411なのに対して、景観まちづくりホームページは6,620と多い。また、景観ポータルサイトから景観まちづくりホームページへの閲覧先の移動も、景観ポータルサイト内のコンテンツへの移動より多い。

景観ポータルサイト利用状況としては、景観に関する一般情報の収集のため、景観関連施策と事例紹介が閲覧されている。

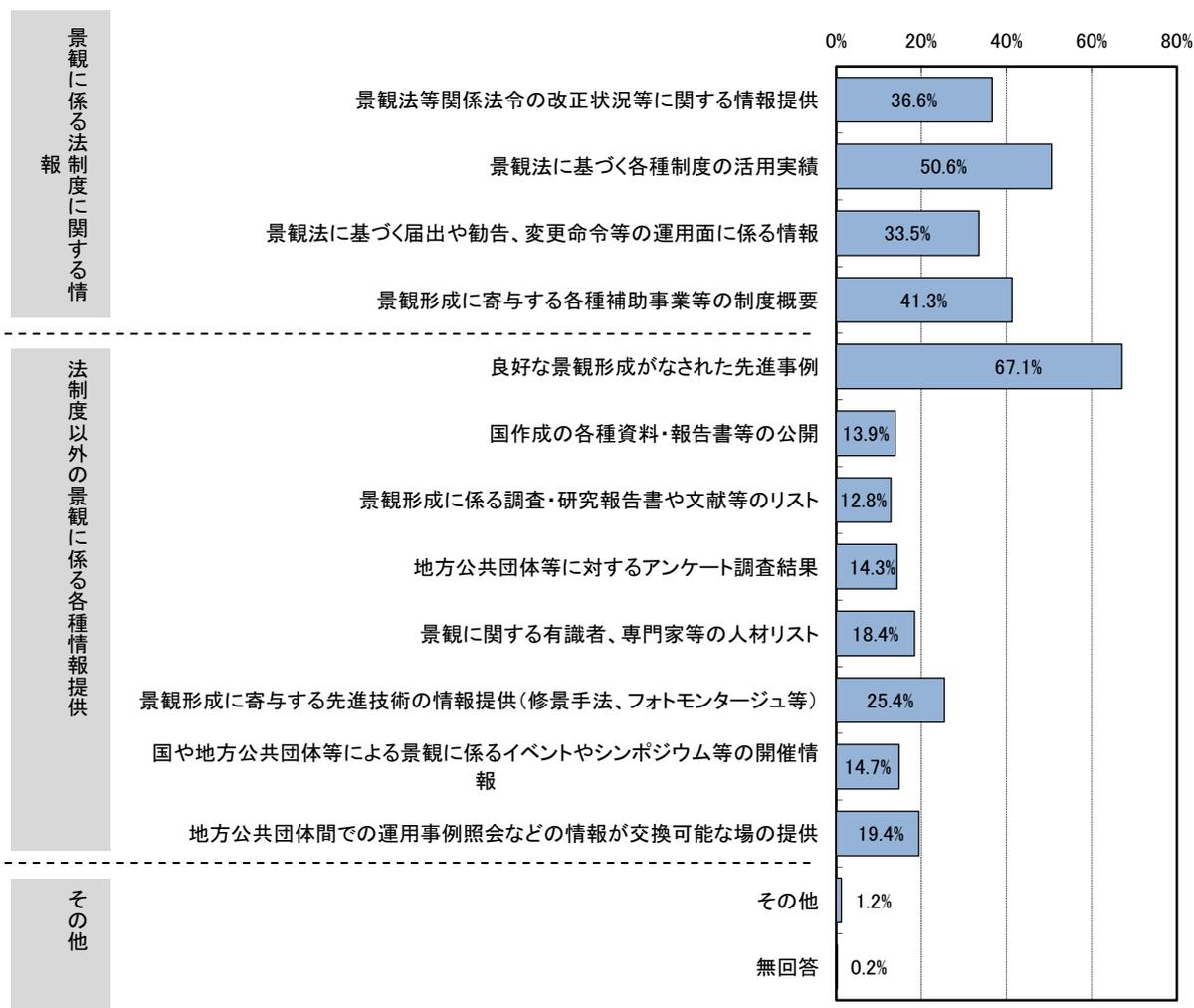
これらを踏まえ、景観に関する情報が一元的に得られるよう、景観ポータルサイトと景観まちづくりホームページの内容及び役割分担の整理を行うとともに、相互のリンクを充実する等の改善を図る。

(2) 内容の充実と周知

(1)の利用状況に加え、景観ポータルサイトを通じた情報提供に期待する内容としては、地方公共団体アンケート結果では「良好な景観形成がなされた先進事例」が67.1%、「景観法に基づく各種制度の活用実態」が50.6%と高い。法制度以外の景観に係る各種情報としては「良好な景観形成がなされた先進事例」の情報提供へのニーズがひときわ高く、次いで、景観に係る法制度に関する情報として「景観法に基づく各種制度の活用実態」の情報提供へのニーズが高くなっている（図表3-9-17）

地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」という回答が81.7%で最も多い。

これらを踏まえ、景観に関する情報提供を行う関連部署間の連携により、先進事例をはじめとする景観形成の取り組み状況や事例、顕彰など、国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理を行うことによって、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる。



図表 3-9-17 景観ポータルサイトを通じて情報提供が期待されるコンテンツ（複数回答可）
 (出典 2) (H23 年 9 月 1 日時点、地方公共団体 n=1, 689)

<本節における出典資料一覧>

出典 1 景観に関する意識調査（国民モニターアンケート）（平成 23 年 9 月実施）

出典 2 景観形成の取組に関する調査（平成 23 年 9 月実施）

第10節 ⑮技術開発

3.10.1 対象政策、政策の目的

「美しい国づくり政策大綱」（以下、「大綱」という。）に掲げられた15施策のうち、ここでは「⑮技術開発」を対象として評価を行う。

大綱における記述は以下の通りであり、これにより各主体の良好な景観づくりに向けた取り組みの前提となる条件整備を推進することが本施策の目的となっている。*

⑮技術開発

社会資本ストックの劣化等診断技術、延命技術、転用技術などこれまで積み重ねてきた技術開発の成果を活かし、環境、財政制約を踏まえ、最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術、GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術、河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術の開発等を行う。【平成16年度より順次成果】

※ 本施策の考え方として、大綱において以下の記述がある。

Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

（4）各主体の取り組みの前提となる条件整備

○技術開発

長持ちする良質なものをつくる技術、過去の優れたものを保存・活用するための補修・補強技術、優れた景観・美しいデザインを評価する技術、優れた環境を保全・悪い環境を改善する技術など景観形成のための技術開発が重要である。

3.10.2 評価の視点、評価の手法

評価の視点としては、大綱に示された技術開発が着実に実施されたか（Ⅰ 着実な取り組みがなされたか）に加え、その成果等が活用されているか（Ⅱ 技術開発の成果等が活用されているか）の2つの視点から評価を行う。なお、大綱における記述より、以下の3つの技術群に整理した上で評価するものとする。

- ① 最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術
- ② GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術
- ③ 河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術

表10-I 「技術開発」の評価の方法等

	評価の視点	評価の指標	評価の方法
Ⅰ	着実な取り組みがなされたか	技術開発の取り組み状況	「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の技術開発の状況を調査
			「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の技術開発の状況を調査
			「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の技術開発の状況を調査
Ⅱ	技術開発の成果等が活用されているか	技術開発の成果等の活用状況	「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の活用状況を把握
			「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の活用状況を把握
			「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の活用状況を把握

3.10.3 評価の結果、第三者の知見活用

(1) 着実な取り組みがなされたか

以下のとおり各技術群において技術開発が着実に進められている。

I. 「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の技術開発の状況

平成14年度から開始されていた「社会資本ストックの管理運営技術の開発」が平成16年度にかけて実施され、住宅・社会資本ストックが有する歴史的・文化的価値・景観・環境等の価値、機能、構造の劣化と社会的陳腐化の実態ならびに多様な維持管理・更新手法による向上効果を適切に評価・予測し、地域・ネットワークなど群の単位で各種長寿命化技術を組み合わせる多方向への影響を考慮した管理運営（財政・環境・経済・景観）を図る手法として「戦略的ストックマネジメント手法」が開発された。

II. 「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の技術開発の状況

以下の3件の技術開発が実施された。

図表3-10-1 技術群②の技術開発一覧

名称	技術開発の概要	実施年度
空中写真・旧版地図などのデータベース化手法と変遷を把握するための技術開発	地理情報デジタルアーカイブについてのニーズ調査及びデータ形式、データ取得方法等に関する研究を実施。	H16
航空レーザ測量による地形や植生などの土地の三次元構造を把握するための技術開発	航空レーザ測量等を活用して、樹林に覆われた地形と植生の三次元構造を把握し、それらの相互の影響を評価する新たな手法技術を開発。航空レーザ測量データから捉えた植生三次元構造や森林下の微地形分類結果を用いて、自然環境や地域景観構造を評価するための基礎となる主題図（景観生態学図）を作成する技術を開発。	H16 H22
国土の時系列地図情報の高度利用に関する研究	国土の景観・環境保全に地理学的な視点を与えるため、「国土変遷アーカイブ整備」事業により整備されつつある時系列地図情報に加え、米軍空中写真等の仕様の異なる歴史的地理情報を高度に処理して時系列的な空間データを作成し、地理情報システムにより国土の時系列の変遷を計測する技術を開発。また、地理情報システムを用いて当時の景観の復元を実施。	H17 H21

III. 「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の技術開発の状況

図表3-10-2のとおり8件の技術開発がこれまでに実施され、図表3-10-3のとおり平成23年度時点で2件の技術開発が現在実施中である。

図表 3-10-2 技術群③の技術開発一覧（平成 22 年度までに完了のもの）

名称	技術開発の概要	実施年度
水域の分断要因による水生生物への影響の把握と水域のエコロジカルネットワークの保全・復元手法に関する研究	水田地域における水域ネットワークと河川における水域ネットワークの分断が魚類に与える影響を把握し、これらのネットワークが魚類の生活史においてどのような役割を持つか調査。河川と農業水路・水田等との間における生物の生息・生育環境の相互の連続性の確保について、現地調査やヒアリングを実施し、取り組み内容の詳細調査や樋門・樋管等の構造的課題・改善策の検討を行い、「河川における地域レベルの生物生息環境の連続性確保の指針（案）」を作成。	H16 ） H21
河川環境におけるインパクト・レスポンスに関する研究	河川事業が環境に与える影響を予測し、回避・低減する手法の開発を目的に、実事業を対象に調査・研究を実施。	H16 ） H21
水辺植生帯の環境機能に関する調査	水辺植生帯の水質浄化機能の定量的評価を行うとともに、水辺植生帯の復元手法の効果を検証、技術的提案を実施。	H16
効率的な油回収システムの研究の推進	海上に流出した高粘度の浮遊油を波浪のある海上で真空吸引により除去することを考慮した、油回収システムの研究を実施。	H15
潮流による負圧海水交換システムによる環境改善のための研究	自然エネルギーである潮流による水圧の差を利用して、夏場に水質悪化が著しくなる湾内低層水を湾外に排出することにより海水交換を行う装置（負圧利用型海水交換装置）の開発を平成 9 年度より開始。模型実験等を経て平成 16 年度より大船渡港で水質改善の実証実験を実施。	H16 ） H18
東京湾口における環境モニタリング及び解析の実施	船舶などの交通量の多い東京湾において、連続的な海洋観測を行うため、東京湾口を横断するフェリーに流況、水質、気象を自動で計測する装置を設置し、東京湾口の環境観測を実施。	H15
海水浄化にも資する長周期波消波岸壁の開発	両面スリットケーソンと裏込材（碎石層）を組み合わせにより、港湾の静穏度の向上と海水浄化の促進を図る長周期波消波岸壁の開発を実施。	H16 ） H18
藻場・干潟等の保全創造技術や閉鎖性水域の評価システム技術等を利用した海域の総合的な環境改善技術の開発	内湾域の水理構造や水質環境と生物生息分布の関係を類型化し対応させることで、水際線の改善による個別の効果を推定し、湾内における個別生態系の最適配置の選定に利用できる融合型環境評価モデルの開発を実施。自然の変化、広域の生態系のネットワークに配慮した個別生態系形成の実証実験の実施、多様で活力のある生態系の形成技術の確立、市民参加による順応型の管理手法の実践により、豊かな生態系をもつ干潟を都市臨海部に再生し、市民が海辺の自然に親しめる場を提供し得るために必要な技術・手法を研究・開発。	H16 ） H22

図表 3-10-3 技術群③の技術開発一覧（平成 23 年度時点で実施中のもの）

名称	技術開発の概要	実施年度
変動を加味した河川の正常流量に関する基礎調査	自然共生研究センター実験河川や実河川で得られたデータから、河川生物（付着藻類、魚類）、水質、景観の維持に果たす出水の役割を検討し、河川生態系に配慮した流量変動のあり方を検討。	H16 ）
IT を利用した野生生物追跡調査手法の開発	マルチテレメトリスシステムを活用した野生生物追跡調査手法を開発。開発した手法を用いて野生生物（哺乳類）追跡実験を行い、取得データと物理環境・植生情報の関係性から野生生物の行動を予測する手法、河道内地形変化を予測する手法の基礎的なツールを整理。	H16 ）

(2) 技術開発の成果等が活用されているか

実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではないが、各技術群ともに以下に示す事例のとおり一部の技術開発については既に良好な景観形成に向けた各種取り組みにおいて活用されているものもある。

I. 「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の活用状況

本技術開発により、公共インフラや建築物といった幅広い分野を対象とした管理運営技術の研究開発がなされているが、例えば公営住宅の分野では、技術開発の成果を活用して「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を定めており、これにより公営住宅の管理者である地方公共団体が計画的に過去の優れたストックを適切に補修・補強して保存・活用する等の取り組みが推進されている。

II. 「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の活用状況

「空中写真・旧版地図などのデータベース化手法と変遷を把握するための技術開発」（図表3-10-1、1行目参照）において、古い地図や空中写真の画像データについて、諸元情報（種類・名称、発行年・撮影年、地図・撮影に関する位置情報等）から閲覧したい地図・空中写真を検索できるよう関連付けを行い、検索と閲覧が一体となって管理運用できるデータベースの整備が行われた。これらの成果は「国土変遷アーカイブ」として国土地理院HPにおいて公開しており、これを活用して景観の変遷把握等ができるようになっている。

「国土変遷アーカイブ」は、図表3-10-4のように地域の緑の変遷把握に活用され、これを踏まえて都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」が策定されるなど、技術開発の成果が大綱に示された施策の推進に活用されている。



図表3-10-4 国土変遷アーカイブデータの活用事例

Ⅲ. 「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の活用状況

当該技術群として実施された「藻場・干潟等の保全創造技術や閉鎖性水域の評価システム技術等を利用した海域の総合的な環境改善技術」（図表3-10-2、8行目参照）においては、干潟造成に使用する材料を適性に選定し機能の発揮状況をモニタリングしながら干潟を造成する技術、干潟における潮だまりの水深、生物生息量等の関係をモデル化し適正水深の潮だまりを設計する技術、施工後の水深の維持や底質の改良などを順応的に管理する技術などの一連の干潟造成技術が開発されているが、その成果を活用して横浜市みなとみらい21中央地区において干潟が造成された。

同地区の水際線公園内に造成された干潟は、都市臨海部における生物の生息・生育の場としての機能、水質浄化機能を発揮するとともに、市民が海辺の自然に親しめる場として活用されている。



図表3-10-7 技術開発成果を活用した干潟造成事例

(3) 評価結果のまとめ

以上の評価結果を整理すると下表の通りである。

表 10-II 「技術開発」の評価結果のまとめ

	評価指標	評価結果
I	技術開発の 取り組み状 況	「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」として、1 件の技術開発が実施された。
		「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーシ ョンなど景観の対比・変遷等を分析する技術」として、3件の技術開 発が実施された。
		「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な 環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」として、8 件の技術開発が実施され、2件の技術開発が実施中である。
II	技術開発の 成果等の活 用状況	「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」の技術開発 成果により基準や指針類（例えば「公営住宅等長寿命化計画策定指 針」）が策定され、各種施策が推進されている。
		「②GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーシ ョンなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の技術開発成果により データベース（国土変遷アーカイブ）が整備され、これを利用して都 市緑地法に基づく基本計画が作成されるなど、大綱に示された施策の 推進につながっている。
		「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な 環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」の技術開発 成果により横浜市みなとみらい21中央地区において干潟が造成さ れ、美しい自然環境が創出されるなど、良好な景観形成に資する取り 組みが推進されている。

3.10.4 政策への反映の方向

3つの施策群のそれぞれについて、着実に技術開発が実施されており、また、その成
果には実際の良好な景観形成の取り組みに活用されているものもみられることから、本
施策が美しい国づくり（良好な景観形成）に対して一定の効果をあげているといえる。

一方、実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点
で活用されているものではないことから、今後の各技術群の技術開発成果の活用状況に
も留意しながら、大綱に基づき推進される取り組みの前提となる条件整備の動向を踏ま
え、必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映するものとする。

第4章 まとめ

4-1 15の具体的施策の評価結果

第3章の15の具体的施策ごとのレビュー各評価結果における政策への反映の方向を一覧すると以下の通りとなる。

15の具体的施策	政策への反映の方向
<p>①事業における景観形成の原則化</p>	<p>各事業分野における景観形成の原則化については、<u>景観形成に寄与する要素の技術基準等への位置付けや、質の高い整備水準に基づく事業の一般化の取り組みが着実に実施されるとともに、これらの基準等に基づき事業が着実に実施されている</u>。このため、今後も引き続き現在の取り組みを継続していくとともに、進捗状況を把握していくことが必要である。</p> <p>次に、地方公共団体アンケートによれば、<u>事業への景観配慮の一般化の取り組みは進捗が見られるものの、中小規模の市町村については、他の地方公共団体と比較して進捗が遅れがみられる</u>。このため、地方公共団体に対して、<u>中小規模の市町村を中心に、事業における景観形成の原則化の意義や景観要素が位置付けられた技術基準等の周知</u>を行うことにより、景観形成の原則化が進むよう取り組んでいくことが必要である。</p>
<p>②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立、 ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等</p>	<p>(1) 景観アセス・ガイドライン関係</p> <p>景観アセスメント（景観評価）システムの確立、分野ごとの景観形成ガイドラインの策定により、国土交通省所管の公共事業において適切な景観検討を実施するための手順と体制が整っている。その結果として、職員の景観に対する意識も向上し、良好な景観形成に資する公共事業が推進されつつある。これらの取り組みは学識経験者や地方公共団体からも一定の評価を得ており、地方公共団体の景観施策へ波及効果も認められるなど、美しい国づくり（良好な景観形成）に対して<u>一定の効果を上げている</u>といえる。</p> <p>一方、現時点では維持・管理段階までに達している事業が少なく、<u>構想段階から維持管理段階までのすべての段階におけるシステムの効果を検証できる時期に至っておらず、今後も景観検討基本方針に基づく景観検討の運用を継続</u>し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ね、事業段階の進展にあわせて、構想段階から維持管理段階までの一貫性の担保にも着目しつつ適切な運用が図られるよう努めていくことが重要である。</p> <p>(2) 航空障害灯等の設置基準関係</p> <p>昼間障害標識・航空障害灯の設置基準緩和により景観に配慮した物</p>

	<p>件設置が着実に進んでいるところであり、良好な景観形成に<u>一定の効果</u>をあげているといえ、今後も動向に注意しながら適切に運用していくことが必要である。</p>
<p>④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実等</p>	<p>(1) ④景観に関する基本法制の制定</p> <p>I. 景観形成の取り組みへの着手等の推進</p> <p>地方公共団体において、景観法を活用した<u>景観形成の取り組み団体数は年々増加し、景観に優れた国土・観光地づくりの取り組みが推進されている</u>一方で、景観計画策定の促進、規制手法の円滑で効果的な運用や広域的な景観形成への対応が求められている。</p> <p>このため、良好な景観形成の効果をより精緻に把握する方策や市町村の意識啓発を図り<u>積極的な景観形成の取り組みを促進する方策の検討・周知</u>に取り組む。</p> <p>また、広域的な景観の保全・創出に向け、<u>効果的な広域景観形成のあり方等の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集及び地方公共団体への周知</u>に取り組む必要がある。</p> <p>II. 国民の意識啓発等による良好な景観形成の取り組みの促進</p> <p>景観法制度の制定等によって、<u>景観に関する国民の理解が深まり、国民による良好な景観形成の取り組みが広がっている</u>。今後も、国民、事業者を含む多様な主体による景観形成の取り組みの更なる増加やその継続に向けた意識啓発や教育・人材育成の充実に取り組む。その一環として、都市の景観に関係の深い文化政策との効果的な連携強化を図る。</p> <p>III. 地域特性に応じたより良い景観形成の取り組み等の支援</p> <p>景観法制定等により景観形成の<u>取り組みが促進され、良好な景観が形成されている</u>。また、景観法は、建築基準法等と異なり、外構を含む敷地全体での取り組みが可能であることや、景観に関する委員会の意見聴取や景観形成基準等の運用手続きを工夫すること等により、より良好な景観形成に取り組んでいる事例もみられる。このような取り組みは必ずしも数値では評価しきれない要因を持つとの指摘もある。<u>一方で、住宅地、駅前や商店街等の景観は悪化したとの評価も目立っている</u>。</p> <p>このため、住宅地、商業地等の市街地等必ずしも特徴的景観を有しない地域における景観創出を含め、地域特性に応じた個性豊かな景観形成への<u>取り組みが一層促進されるよう、景観形成基準等の設定とその効果的な運用のあり方の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集、顕彰等及び地方公共団体や景観に関するまちづくり団体への周知の継続的实施・充実</u>に取り組む必要がある。</p> <p>また、景観形成に取り組む意向のある市町村の円滑な取り組みの促</p>

進や景観に関わる職員の専門性の向上等を図るため、景観法に基づく制度や自主的な取り組みとの効果的な連携等の先進的な取り組みや成果事例の収集・周知、景観計画行政団体等の間における情報交換を円滑にするための支援を図る。

さらに地方公共団体が、目標像にむかって、より積極的かつ円滑に景観形成に取り組めるよう、景観法及び屋外広告物法等の運用や制度について、逐次、必要な改善を積み重ねていく必要がある。

(2) ⑤緑地保全、緑化推進策の充実

地球温暖化やヒートアイランド現象、生物多様性の保全等の地球規模での環境問題に対する国民的関心の高まりや、良好な景観や自然とのふれあい等の居住環境の質的向上に対するニーズの高まり等を受け、緑地の保全・創出の必要性は依然として高く、また一層高まっている。

我が国は人口減少時代に突入し、今後は緑地を潰して都市的土地利用に転換するのではなく、むしろ都市を集約し、既存ストックを有効活用すべき時代に来ている。しかし、実際には、都市的土地利用は拡散し、緑地は依然として減少傾向にあり、今後とも、緑地保全、都市緑化、公園整備、さらには他事業との連携等により、総合的な緑の確保を一層推進していくことが必要である。

しかし、今後、人口減少や高齢化を背景として、地方公共団体の財政負担力が低下していくことは明白であり、公共投資による緑地の確保には限界がある。そのため、民有緑地の保全や民有地の緑化を推進するため、現行の都市緑地法の制度をより一層活用するとともに、新しい社会的課題を踏まえた法制度等の対応についても検討していくことが必要である。

また、今後の高齢化社会を踏まえ、公園緑地に求められる機能として、シニア世代の社会貢献、余暇活動の場としての役割の比重が大きくなることが想定される。そのため、市民・団体・企業等の多様な主体と連携し、緑地の管理への参画機会の増大を図っていくことが重要である。

これまでの評価及び上記の認識を踏まえ、今後の緑地保全・緑化推進施策については、以下の点を重視しつつ政策を進めていくことが考えられる。

I. 制度の普及啓発

地方公共団体アンケートの結果から、政令市以外では都市緑地法に基づく各種制度があまり評価されていないことが浮き彫りになった。

この背景には、多様で複雑な制度体系を有する都市緑地法の各種制度について、地方公共団体の担当者が十分に理解できていないことが

あると考えられることから、国の担当者による現地での説明会の実施等、既存制度の一層の活用のため普及啓発を図っていくことが必要である。また、先進的な地方公共団体が行っている取り組みについても、情報収集し、普及啓発を行うことが必要である。現在、大都市圏を中心として、都道府県、市町村の担当者を対象に都市緑地法に基づく各種制度等を説明する説明会を実施しており、今後、この取り組みを継続・拡大していく必要がある。その際、公園緑地担当部局以外の者への理解を深め、連携を図ることも重要である。

II. 緑地保全・緑化の推進

民有地における緑地の保全を推進するため、既存の特別緑地保全地区制度等の更なる活用を図る必要がある。また、樹木1本1本に対しても更なる保全を実施するため、地方公共団体のニーズも踏まえつつ、景観法に基づく景観重要樹木の活用や新たな制度の創設等について検討を行っていく必要がある。

また、民有地における緑化を推進するため、都市の緑化を推進するために非常に強力な制度として機能している緑化地域制度や、比較的規模の小さい地方公共団体においても活用可能である地区計画等緑化率条例制度について推進する必要がある。これらの制度の課題として挙げられている事項を踏まえつつ、地方公共団体が取り組みやすく、民間事業者にとっても受け入れやすい制度となるよう、検討を行っていくことが必要である。

民有地における緑地保全・緑化の推進のためには、その必要性や関連制度について広く理解を得ることが重要である。制度の取り組み状況や事例等について、これまでも公表を行ってきたところであるが、更なる情報の発信に努めることが必要である。

都市公園等については、引き続き、防災や環境問題等の社会的要請に応えるよう整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理を進めていくことが重要である。

III. 新たな担い手の確保等による公園緑地の質の向上

地方公共団体の財政負担力は今後益々低下し、現在行っている以上の緑地管理を担っていくことは困難になることが想定される。一方、人口減少に伴って公的に管理すべき土地そのものは増加することも見込まれ、管理が不十分でない土地が増加すれば、都市の環境・景観の悪化や防犯面での悪影響が想定される。

このため、緑地管理機構制度や管理協定制制度等の都市緑地法における管理に関する制度の更なる活用促進や地方公共団体の取り組みを参考としたあり方の検討等を行っていくとともに、生物多様性に関する地域連携保全活動との連携、地域住民、NPOによる公園施設の設置・

	<p>管理のような新しい主体によるマネジメントシステムの構築、都市公園等の既存ストックの有効活用等を通じ、公園緑地の質の向上を図っていくことが必要である。</p> <p>(3) ⑦屋外広告物制度の充実等</p> <p>改正屋外広告物法の活用は着々と進んでおり、屋外広告物の適正化に対する国民の意識が高まっている一方で、違反物件への対応強化、事業者の理解、行政側の体制等の改善が必要となっている。</p> <p>このため、屋外広告物の適正化の取り組みが促進されるよう、事業者等に対する効果的な制度周知方策のあり方、許可制度や違反広告物への措置の効果的な運用のあり方の検討や成果事例の収集・周知に取り組む必要がある。また、様々な形態の広告物への対応等の最新の情勢に関する地方公共団体間における情報交換を円滑にするための支援を図る。</p>
<p>⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出</p>	<p><u>重点的な取り組みの実施</u></p> <p>i -a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却</p> <p>これまで、消波ブロックの除却を行った海岸数は順調に推移している。なお、平成 23 年度末以降で消波ブロックの除去が完了していない 1 箇所海岸について、今後も社会資本整備総合交付金をもって、継続的に事業が進められ、消波ブロックの除去が完了する予定である。</p> <p>i -b. 干潟の再生</p> <p>現在の環境をできる限り維持するに止まらず、失われた良好な環境の回復に努めるため、港湾の開発等において発生する浚渫土砂を有効活用し、環境影響などについても十分に検討した上で、引き続き干潟の再生を推進していく。</p> <p><u>より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善</u></p> <p>ii .高度処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も、平成 19 年度以降 1 年間の実績で大幅に上昇しており、平成 24 年度には目標値を達成すると見込まれる。 ・引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく。 <p>iii .合流式下水道の改善</p> <p>指標は順調に推移していることから引き続き新技術の導入や各種支援制度の活用を推進するとともに、対策が遅れている自治体に対し、</p>

技術的助言を行っていくこととしている。

iv.大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

- ・①河川・②湖沼・③閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、①河川・③閉鎖性海域においては目標値に向けて**着実に進捗**しているが、②湖沼においては目標達成に向けたトレンドを下回っている。しかし、平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取り組みを実施しており、今後は「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づいて多様な視点で湖沼水質の評価を行い、水環境の改善を図ることとしている。
- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部を新たに創設された地域自主戦略交付金に移行している。関連施設の整備やソフト事業の支援に加え、地域の自主裁量が拡大されることから、より地域の実情に即した下水道整備及び河川・湖沼の水質浄化を推進していく。

豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

v.水循環に係る総合的な計画の進捗

指標は順調に推移していることから、引き続き、清流ルネッサンス対象河川において、計画に基づく施策の推進に努めていく。

vi.放置艇等景観阻害要因の除去

港湾においては、放置艇を削減するため、放置等禁止区域の指定や監督処分等の「規制措置」と保管施設の整備や既存水域の有効活用など「係留・保管能力の向上」を引き続き推進する。また、港湾、河川、漁港といった水域別に限定することなく、各水域管理者及び関係者と連携・協力して、放置艇対策を推進する。

親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

vii.新たな水辺・海辺空間の創出

- ・業績指標は**目標値に向けた成果**を示しており、今後のさらなる進捗のため、引き続き水辺で憩えるよう配慮した事業を推進する。沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するため、沿川のまちづくり

	<p>計画と一体となった総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度（平成 21 年度創設）」を用いて、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を図っていくことで進捗が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施効果は、着実に発揮されているが、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。 <p>viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の目標に対して、指標であるかわまちづくり整備自治体数の<u>進捗率はやや低い</u>ものの、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を平成 21 年度に創設し、これを用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、<u>地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進</u>していく。
<p>⑧電線類地中化の推進</p>	<p>無電柱化に係る<u>取り組みは着実になされてきた</u>。しかしながら、世界の主要都市に比べ、我が国の無電柱化率は立ち遅れている状況である（図表 3-5-1 参照）。</p> <p>一方で、事業を実施する<u>地方公共団体の財政事情が厳しいといわれる中</u>、電線共同溝の整備は電柱・電線による架空線と比較して費用が高いこと、工期が長期間要すること等、その推進にあたっての<u>課題は多い</u>というのが現状である。</p> <p>このため、コスト縮減方策の検討を行うと同時に、今後も、地域住民や電力事業者・通信事業者の協力を得ながら、同時整備（道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備）や軒下・裏配線等の<u>コスト縮減のための無電柱化手法を積極的に活用</u>しつつ、無電柱化を推進する。</p>
<p>⑨地域住民、NPO による公共施設管理の制度的枠組みの検討、⑩多様な担い手の育成と参画推進</p>	<p>今後も地域の良好な景観形成を進めていくためには、行政だけではなく、重要な役割を担う地域住民やNPO等の民間主体の積極的な参画を促し、官民が一体となって景観形成を推進していくことが重要である。そのような観点から、地域住民、NPOをはじめとする多様な担い手による、公共施設の管理や良好な景観形成に資する活動への参画がより一層促進され、地域特性に合わせた景観形成が促進されるよう引き続き制度の充実を図っていくことが重要である。このため、今後も引き続き、これらを推進する取り組みを継続していくことが必要である。また、景観に関する人材育成についても取組を充実させる必要がある。</p>

	<p><u>良好な景観形成にかかる活動への国民の参加の機会は、10年前と比べて着実に増えている</u>が、活動に参加していないとの回答も多いことから、<u>より一層の参加を促進することが課題</u>である。一方、良好な景観形成にかかる活動への参加への国民の参加意欲や関心は高い。このため、良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、<u>多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大に努めるとともに、活動に関する情報の国民への周知を行うことが必要</u>である。</p>
<p>⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進</p>	<p>評価結果を踏まえ、住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、引き続き、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。</p>
<p>⑫ 地域景観の点検促進</p>	<p>多様な主体が参加した景観の点検活動は<u>一定程度行われているもの</u>、<u>近年の厳しい財政状況等を踏まえ、点検結果が改善に至るまで、期間を要している</u>状況にある。</p> <p>このため、今後の点検活動への支援については、例えば地域において景観の改善に対する期待が大きい地域に対して支援するなど、<u>重点化を図りつつ、景観改善の成功事例を収集し、それらを周知すること</u>により点検活動の実施を効率的に推進する必要がある。</p> <p>また、本資料で例示した取り組みは、専ら多様な主体が自発的に実施しているものであるが、より一層景観点検の取り組みを促進するため、必要に応じて、既存の法令等に基づく体制の活用（例：景観法に基づく景観協議会の活用）を推進し、取り組みの持続性を確保していく。</p>
<p>⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築、⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開</p>	<p>評価結果から、大綱の公表と同時に景観ポータルサイトが開設され、順次内容が拡充される等、着実な取り組みがなされており、景観形成に取り組む景観行政団体において、必要な場面で閲覧されている。しかし、<u>国民やその他の地方公共団体からは十分な認識が得られず、十分に活用されていないこと、地方公共団体からは内容の充実も求められている</u>こと等を踏まえ、今後は、以下のような改善に取り組むことが必要。</p> <p>(1) 景観に関する情報のワンストップ性の確保</p> <p>景観法、屋外広告物法に関連する情報については、景観まちづくりホームページの方が掲載情報が多い。また、閲覧実績では、トップページのアクセス数が景観ポータルサイトは 1,411 なのに対して、景観まちづくりホームページは 6,620 と多い。また、景観ポータルサイトから景観まちづくりホームページへの閲覧先の移動も、景観ポータルサイト内のコンテンツへの移動より多い。</p>

	<p>景観ポータルサイト利用状況としては、景観に関する一般情報の収集のため、景観関連施策と事例紹介が閲覧されている。</p> <p>これらを踏まえ、<u>景観に関する情報が一元的に得られるよう</u>、景観ポータルサイトと景観まちづくりホームページの内容及び役割分担の整理を行うとともに、相互のリンクを充実する等の<u>改善を図る</u>。</p> <p>(2) 内容の充実と周知</p> <p>(1) の利用状況に加え、景観ポータルサイトを通じた情報提供に期待する内容としては、地方公共団体アンケート結果では「良好な景観形成がなされた先進事例」が 67.1%、「景観法に基づく各種制度の活用実態」が 50.6%と高い。法制度以外の景観に係る各種情報としては「良好な景観形成がなされた先進事例」の情報提供へのニーズがひとときわ高く、次いで、景観に係る法制度に関する情報として「景観法に基づく各種制度の活用実績」の情報提供へのニーズが高くなっている(図表 3-9-17)</p> <p>地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」という回答が 81.7%で最も多い。</p> <p>これらを踏まえ、景観に関する情報提供を行う関連部署間の連携により、先進事例をはじめとする景観形成の取り組み状況や事例、顕彰など、<u>国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図る</u>とともに、<u>より一層の周知と適切な維持管理を行うこと</u>によって、<u>閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる</u>。</p>
<p>⑮技術開発</p>	<p>3つの施策群のそれぞれについて、<u>着実に技術開発が実施されており</u>、また、その成果には実際の良好な景観形成の<u>取り組みに活用されているものもみられる</u>ことから、本施策が美しい国づくり(良好な景観形成)に対して<u>一定の効果</u>をあげているといえる。</p> <p>一方、実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではないことから、今後の各技術群の技術開発成果の<u>活用状況にも留意しながら</u>、大綱に基づき推進される取り組みの前提となる条件整備の動向を踏まえ、<u>必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映</u>するものとする。</p>

図表 4-1 15の具体的政策への反映の方向

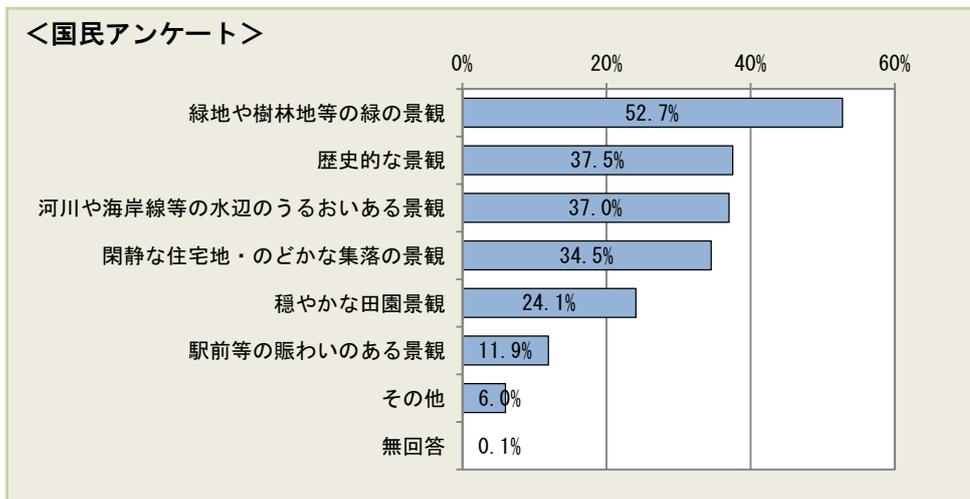
4-2 国民・地方公共団体の評価

国民アンケート、地方公共団体アンケート結果を活用し、国民、地方公共団体による景観に関する意識、「美しい国づくり政策大綱」の評価等を整理する。

(1) 景観の評価

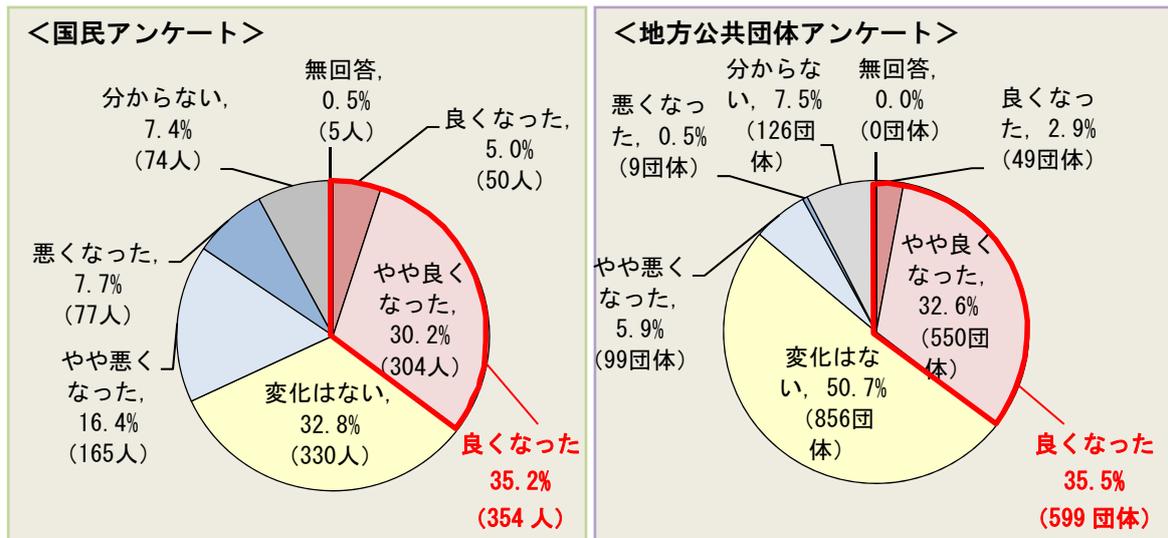
- 国民が選ぶ優れた景観は、「緑地や樹林地等の緑の景観」が最も選ばれた。
- 10年前と比べて景観が良くなったかについて、両アンケートともに約35%が良くなったと回答している一方で、国民アンケートでは、約24%が悪くなったとしている。
- 対象別の景観については、両アンケートともに、「公共施設(道路や橋梁等)」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が、10年前と比べ良くなったという回答の割合が高い。一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」については、国民アンケートにおいて悪くなったという回答の割合が高くなっている。

美しい国づくりに関して、まず、国民が思う優れた景観がどのようなものか国民アンケートにおいて質問したところ、「緑地や樹林地等の緑の景観」(52.7%)が最も選ばれる結果となった。次いで、「歴史的な景観」(37.5%)、「河川や海岸線等の水辺のうるおいある景観」(37.0%)、「閑静な住宅地・のどかな集落の景観」(34.5%)が選ばれる結果となった。(図表4-2)



図表4-2 優れた景観とはどのようなものですか（複数回答可）
(H23年9月時点、国民n=1,005)

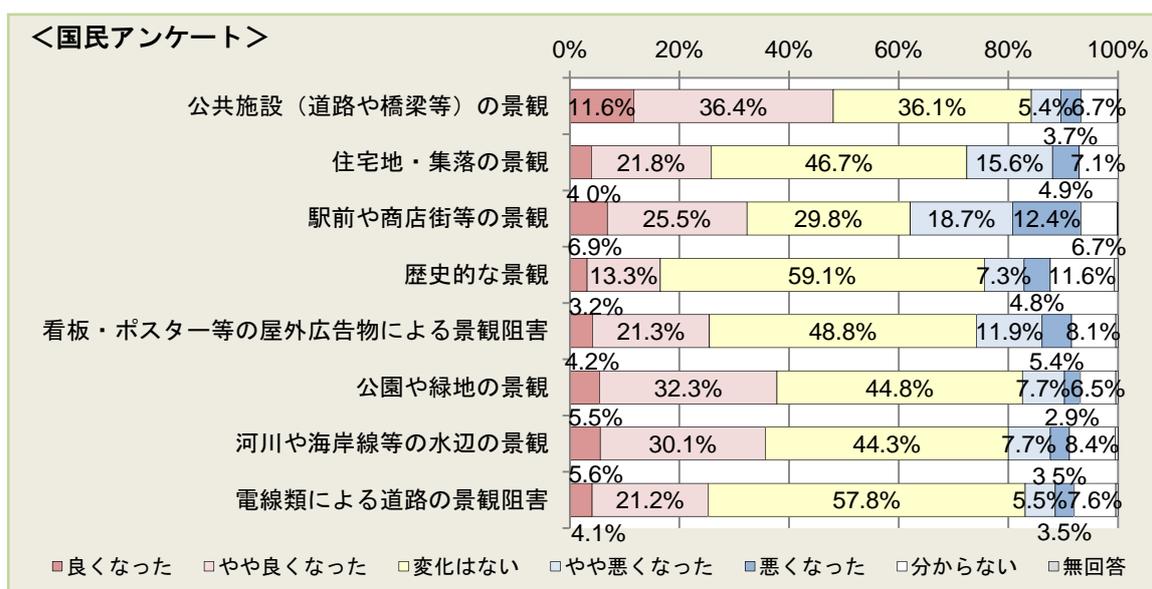
10年前と比べて景観が良くなったかについて、国民アンケートでは、35.2%が良くなったと回答（良くなった：5.0%、やや良くなった：30.2%）し、地方公共団体アンケートでは、35.5%が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：32.6%）しており、国民と地方公共団体がほぼ同程度の割合で良くなったと回答している。一方で、国民アンケートでは、24.1%が悪くなったと回答（悪くなった：7.7%、やや悪くなった：16.4%）している。（図表 4-3）



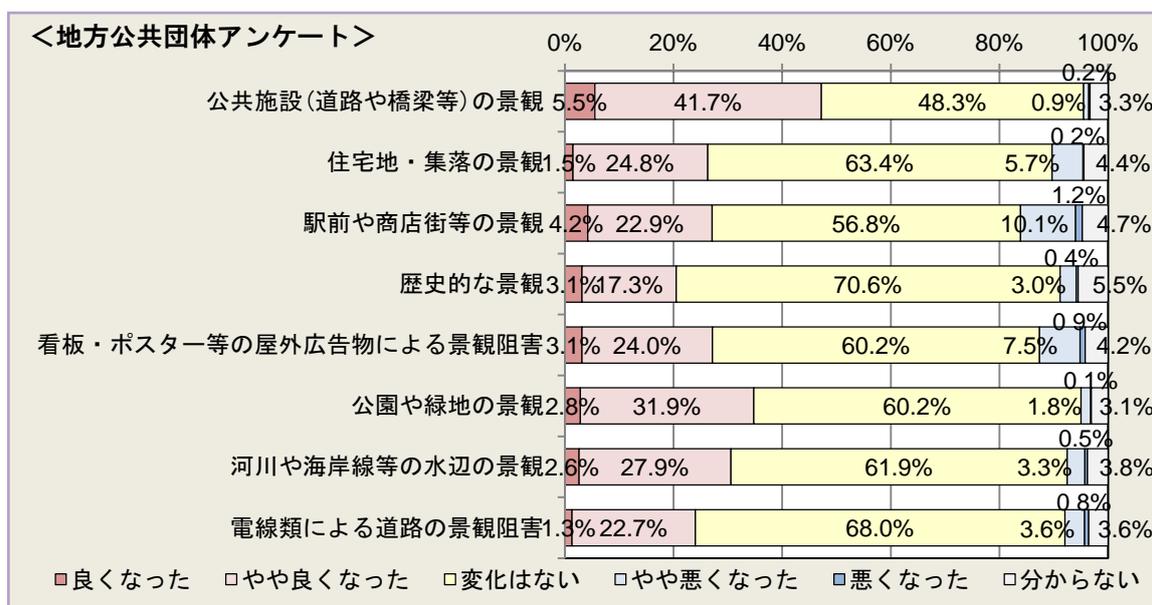
図表 4-3 お住まいのまちの景観は、10年前と比べよくなったか（単数回答）（出典7）

（H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689）

対象別の景観については、国民アンケート結果、地方公共団体アンケート結果に共通して、「公共施設（道路や橋梁等）」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が10年前と比べ良くなったという回答の割合が高い。（図表4-4）一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」については、国民アンケートにおいて悪くなったという回答の割合が高くなっている。（図表4-5）



図表4-4 特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなったか（単数回答）（出典7）
（H23年9月時点、国民n=1,005）

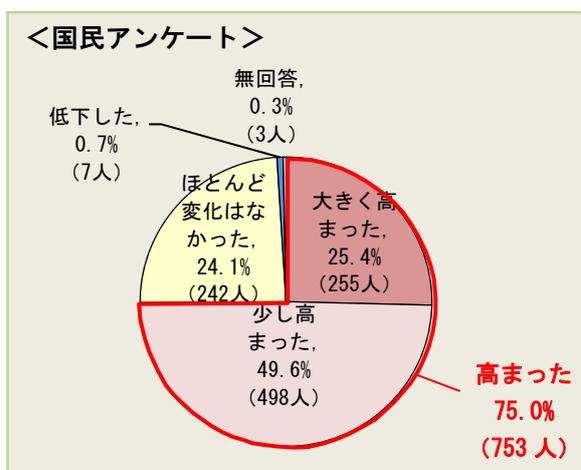


図表4-5 特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなったか（単数回答）（出典8）
（H23年9月1日時点、地方公共団体n=1,689）

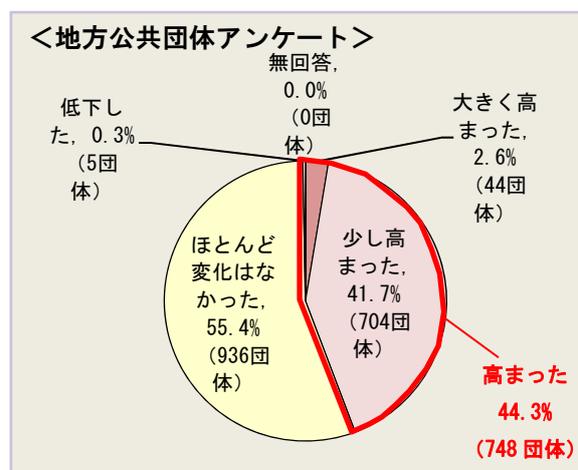
(2) 景観に対する意識

○景観に対する意識が 10 年前と比べ高まったかどうかについて、国民アンケート結果では 75.0%が高まったと回答している。

景観に対する意識が 10 年前と比べ高まったかどうかについて、国民アンケート結果では 75.0%が高まったと回答（大きく高まった：25.4%、少し高まった：49.6%）しているのに対して、地方公共団体職員の意識について地方公共団体アンケート結果で 44.3%が高まったと回答（大きく高まった：2.6%、少し高まった：41.7%）しており、国民のほうが高まっているという回答が多い。（図表 4-6、図表 4-7）



図表 4-6 景観に対する意識が 10 年前と比べ高まったか（単数回答）（H23 年 9 月時点、国民 n=1,005）



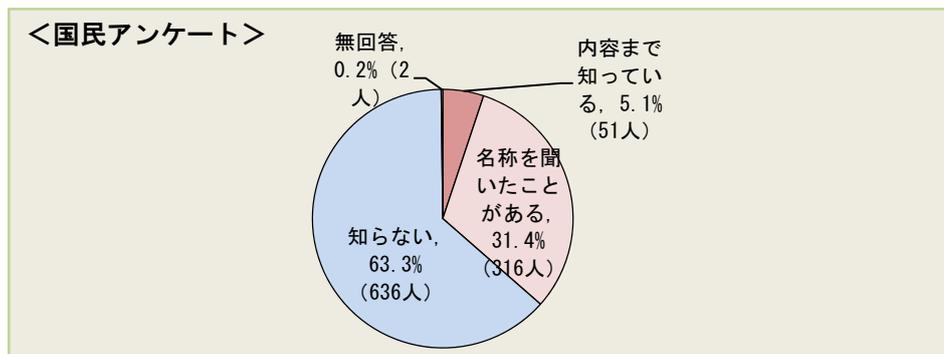
図表 4-7 職員全般の景観に対する意識が 10 年前と比べ高まったか（単数回答）（H23 年 9 月時点、地方公共団体 n=1,689）

(3) 「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策の評価と今後充実することが必要な取り組み

○「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的な施策に対する評価について、国民アンケート結果では、「緑地保全、緑化推進策の充実」、「電線類地中化の推進」、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」の評価が高い。地方公共団体アンケートでは、「景観に関する基本法制の制定」、「事業における景観形成の原則化」の評価が高い。

○今後、充実することが必要な取り組みについては、国民アンケート結果では、「緑地保全、緑化推進策の充実」という回答がひとときわ多いが、両アンケートとも概ね全般わたって充実が求められている。

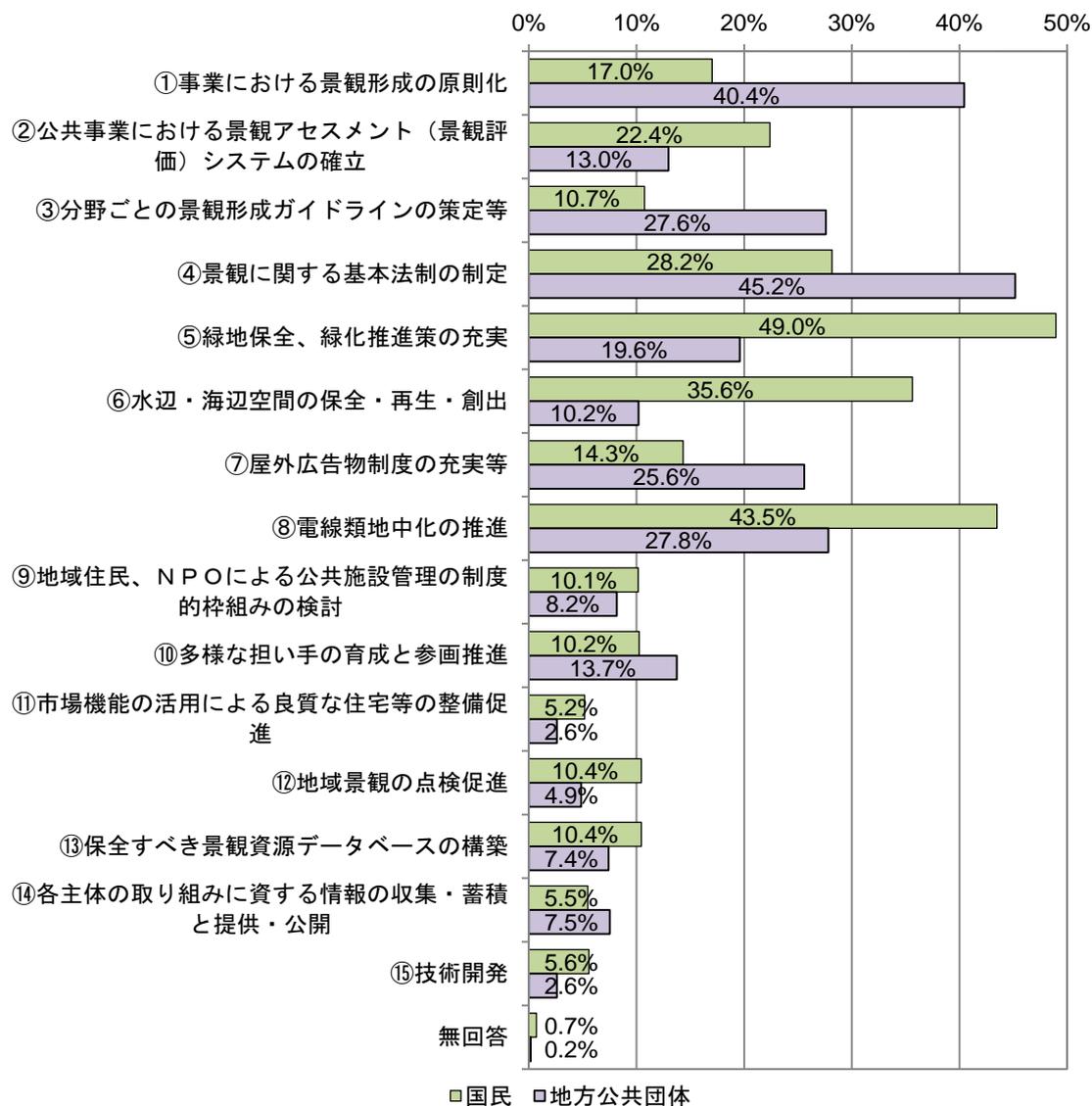
「美しい国づくり政策大綱」の国民の認知度について、国民アンケート結果では、「知らない」が63.3%と多く、認知度は低い。「内容まで知っている」は5.1%と少ない。(図表4-8)



図表 4-8 「美しい国づくり政策大綱」を知っていますか（単数回答）
(H23年9月時点、国民 n=1,005)

「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的な施策に対する評価では、国民アンケート結果では、「緑地保全、緑化推進策の充実」という回答が49.0%で最も多く、国民が優れた景観と思う緑地等の景観に関する施策への評価が高い。次いで、「電線類地中化の推進」(43.5%)、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」(35.6%)という回答が多い。(図表4-9)

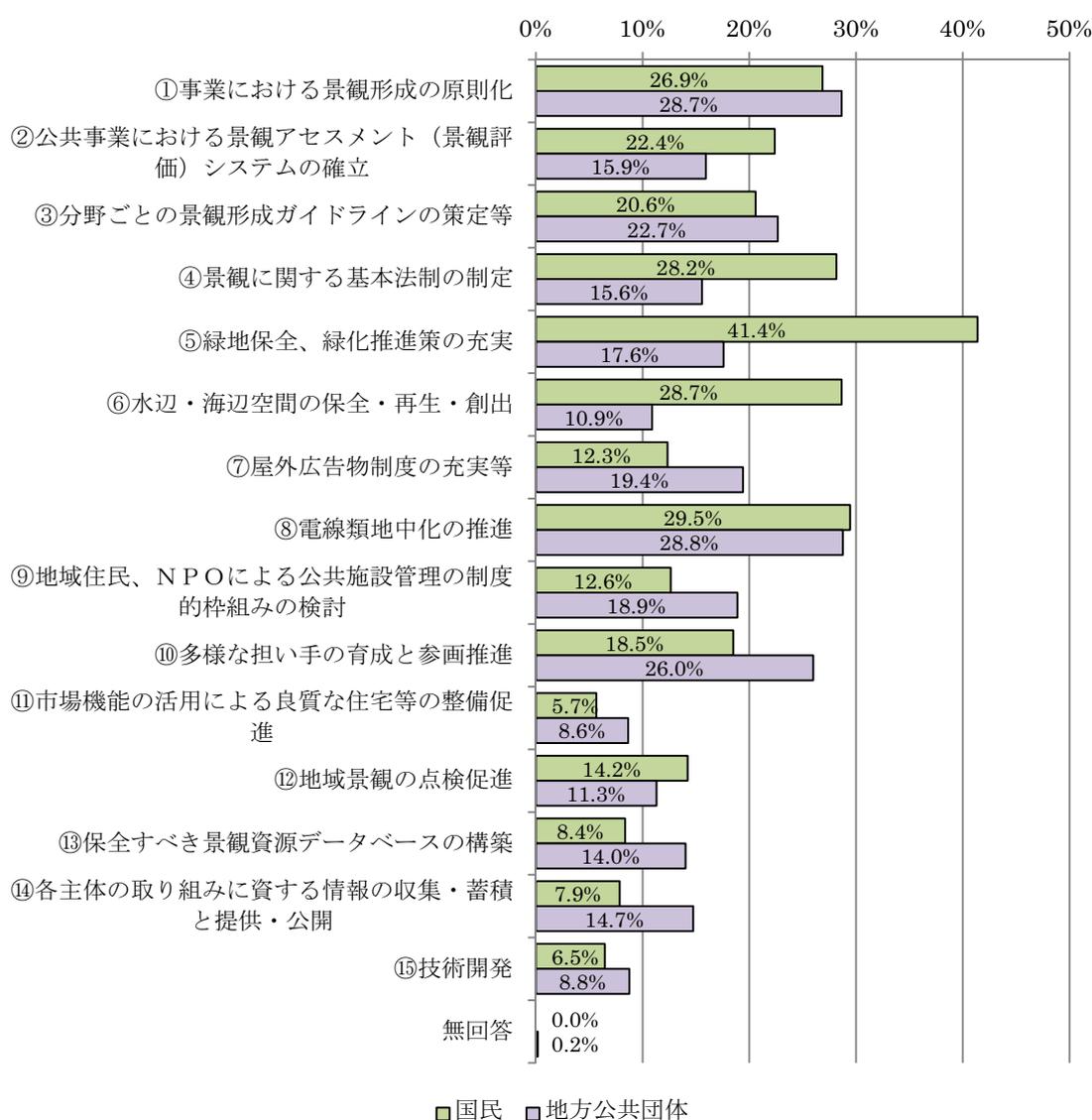
一方、地方公共団体アンケート結果では、15の具体的な施策に対する評価については「景観に関する基本法制の制定」という回答が45.2%で最も多い。次いで、「事業における景観形成の原則化」(40.4%)という回答が多く、国民と異なる評価となっている。(図表4-9)



図表4-9 美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み（複数回答可）（H23年9月時点、国民n=1,005、地方公共団体n=1,689）

また、今後、充実することが必要な取り組みについては、国民アンケート結果では、「緑地保全、緑化推進策の充実」という回答が 41.4%で最も多く、次いで、「電線類地中化の推進」(29.5%)、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」(28.7%)という回答が多く、施策に対する評価と同様に今後も重視されている。(図表 4-10)

地方公共団体アンケート結果では、「電線類地中化の推進」という回答が 28.8%、「事業における景観形成の原則化」という回答が 28.7%と多く、事業の実施による景観形成を重要視している。次いで、「多様な担い手の育成と参画推進」という回答も 26.0%あり、多様な担い手との連携を重視している。また、地方公共団体アンケート結果では、突出して回答が多い施策はなく、国民アンケート結果と比較して回答が分散していることから、地方公共団体からは多様な施策が重視されている状況がうかがえる。(図表 4-10)



図表 4-10 良好な景観形成を推進するため今後充実することが必要な取り組み(複数回答可)(H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689)

(4) 「美しい国づくり」の担い手の意識

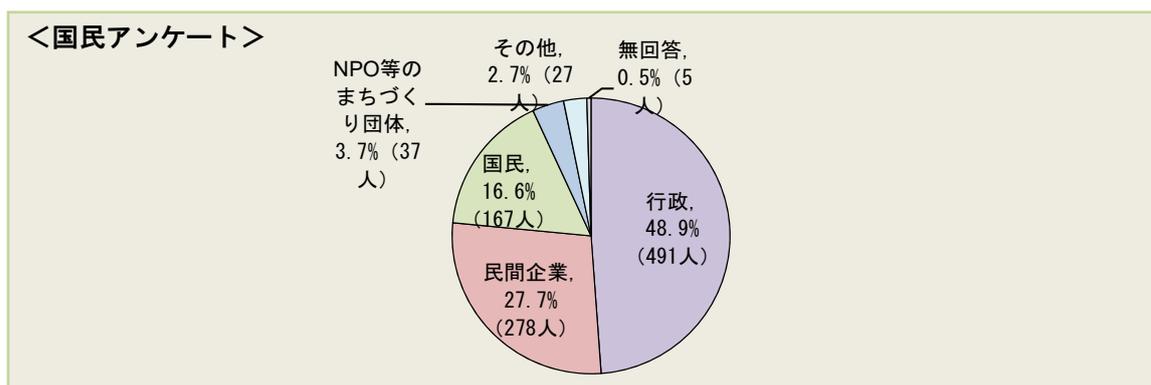
○国民アンケート結果によると、良好な景観形成に影響を与える行為の主体として、約半数が行政、約4分の1が民間企業、約6分の1が国民と回答している。

○良好な景観形成に重要な役割を担う主体としては、国民アンケート結果では、行政側とする回答が7割ある一方で、国民自らとする回答も2割近くある。

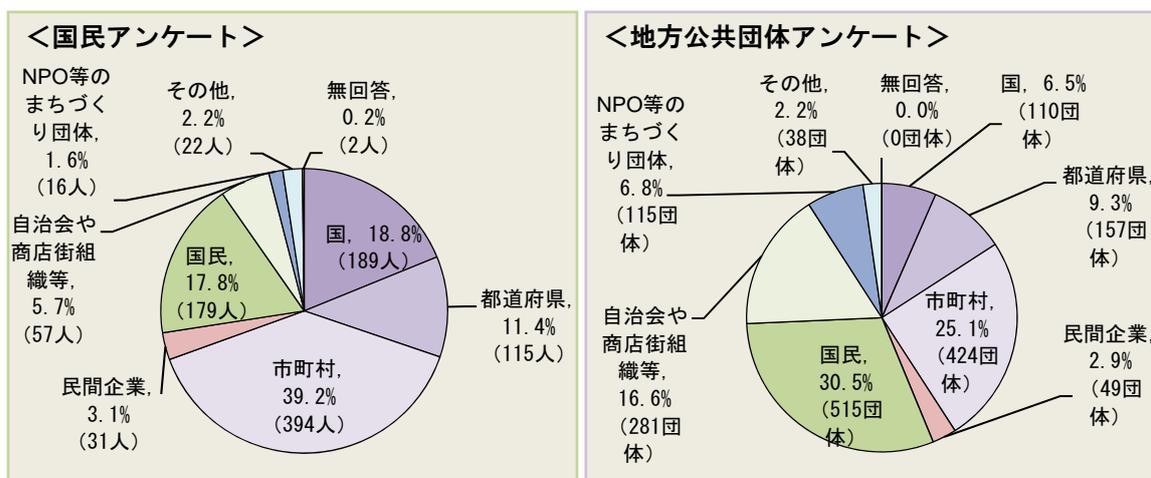
○良好な景観形成を進める上での国土交通省の役割について、国民アンケート結果では94.4%が重要と回答している。

国民アンケート結果によると、良好な景観形成に影響を与える行為の主体として「行政」という回答が48.9%と最も多いが、「民間企業」や「国民」という回答もそれぞれ27.7%、16.6%ある。(図表 4-11)

良好な景観形成に重要な役割を担う主体としては、国民アンケート結果では「市町村」39.2%で最も多く、次いで「国」が18.8%、「国民」が17.8%と多い。それに対して、地方公共団体アンケート結果では「国民」が30.5%で最も多く、次いで「市町村」が25.1%と多い。(図表 4-12)



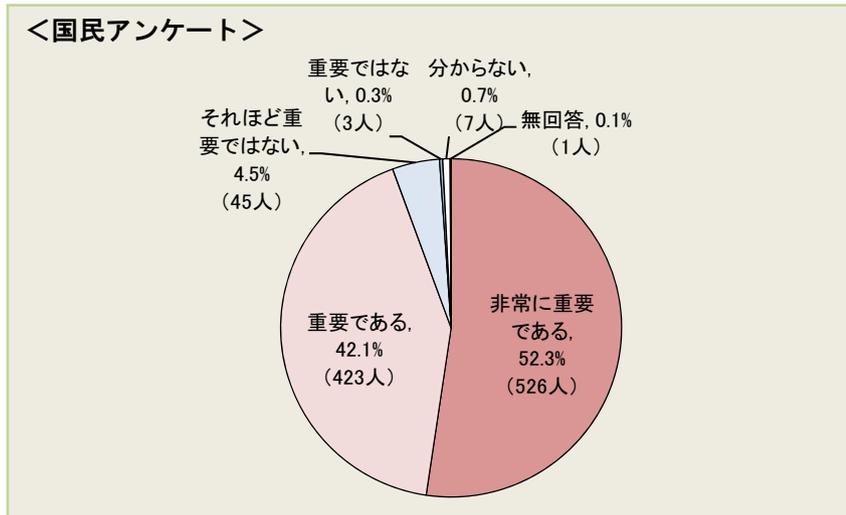
図表 4-11 良好な景観形成に最も影響があるのは誰による行為だと思いますか（単数回答）（H23年9月時点、国民 n=1,005）



図表 4-12 まちの景観を良くするために最も重要な役割を担うのは誰だと思いますか（単数回答）

(H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689)

良好な景観形成を進める上での国土交通省の役割について、国民アンケート結果では、過半が「非常に重要である」と回答（52.3%）している。「非常に重要である」と「重要である」（42.1%）とあわせると 94.4%となり大半が国土交通省の役割を重要と回答している。（図表 4-13）



図表 4-13 良好な景観形成を進める上で国土交通省の役割は重要だと思いますか（単数回答）（H23年9月時点、国民 n=1,005）

4-3 第三者の知見の活用（有識者の意見）

（1）景観分野の有識者の意見聴取

「美しい国づくり政策大綱」全体に関して、下表の通り、有識者に対する意見聴取を行った。

各有識者の意見要旨は以下の通り。

有識者	実施日
青山俊樹 国土交通省元事務次官	平成 23 年 12 月 5 日
篠原修 東京大学名誉教授	平成 23 年 12 月 6 日
西村幸夫 東京大学副学長 東京大学先端科学技術研究センター教授	平成 23 年 12 月 6 日

図表 4-14 有識者意見聴取実施概要

■青山氏

〔状況把握・情報共有〕

- 地方整備局や地方公共団体における景観形成の取り組み状況について、絶えず本省が把握することが重要。（例えばガードレールについては地方整備局別、都道府県別、道路会社等の道路管理担当部局別や写真での把握など）
- 把握内容は、量的な把握のみならず、質的な把握も重要。把握した内容を公表して情報共有すれば、取り組まれていない地域が分かり、当事者の意識啓発につながる。職員の意識を変えていくことが重要。
- 企業がコーポレートカラーの看板を出したところ、多くの反対意見に押されて、色彩を変更した例がある。このような取り組みの従前従後の写真を公表していくべき。
- ブロック塀の生垣化や緑化地域制度の活用等の地方公共団体による取り組みをPRすべき。

〔顕彰等〕

- 良い取り組みを実施している事例を表彰し、努力した団体が報われるようなアクションが重要。「うちもやろう」という気運を育てるべき。諸外国における良好な取り組みについても研究しておくべき。

〔商店街の景観〕

- 駅前や商店街の景観について、シャッター街をどうしていくか大きな課題。
- 定点カメラによるモニターなど、美しくなった場所の情報を共有できる仕組みが必要。

〔状況把握・情報共有・顕彰〕

- 景観の実態把握をきめ細かく的確に行い、その情報をみんなで共有して、誉めるべき取り組みを誉めること、これの積み重ねが大事である。
- 情報は、常に更新され、オープンな状況になっていることが重要。PR方法として、マスコミとのタイアップが考えられる。

〔電線類地中化〕

- 電線類地中化の簡易な収納技術の開発により取り組みを促進することが必要。

〔震災復興〕

- 東北の復興に際しては、美しい東北づくりを進めようと言っている。復興では、従前に

戻すのではなく、従前より美しくするという考えで進めるべき。公共事業においても、ぜひ進めるべき。

■篠原氏

〔景観形成の原則化・景観検討〕

- 第2 東名高速道路のデザインの質が向上していることや「河川・海岸構造物の復旧における景観検討会」で震災復興における防潮堤の景観面の検討がなされている状況を鑑みると、公共事業における景観形成の原則化の取り組みが進んでいることは評価できる。一方で、実態として、以前は景観検討のため別途予算もついて検討されてきたが、予算削減の影響もあり、現在は内部化されたために検討が省かれる傾向がある。

〔人材の育成・配置等〕

- 国民の景観に対する意識が向上したことは大きな効果であり、評価書で明記すべき。
- 国土交通省内に大学や海外で景観を専門にしている方と議論できる人材を育成・確保し、景観の専門家として配置すべき。
- どのテーマについて、どのような専門家がいるかなどの情報を盛り込んだ景観に関する専門家の人材リストをつくる必要がある。一般的にデザインに配慮するとコストが向上するという認識があるが、通常の仕様で設計・整備するよりも専門家を入れて景観に配慮して設計・整備した方が、コストが下がる場合もある。
- 交通分野の学者は論文は書いても実際に交通計画ができる人材はほとんどいない。国土交通省が、大学の学者と現場とをリンクさせ、人材育成する取り組みが必要。
- 景観の専門家は、東京と九州に偏っているため、数が増え、バランス良く配置されることが必要。
- 地域特性に応じて景観に配慮した施設を整備する際に、ダメとは言えるが、どうすればいいかの設計指導を行える人材が不足している。土木研究所は、行政職だけでなく、専門職も採用することを検討すべき。
- 人材育成においては技術面の知識だけでなく、歴史文化など教養も大切。
- 建築の教育においても、建築物単体ではなく、住宅地全体の環境を設計しているという意識を持たせることが重要。

〔住宅地の景観〕

- 家並みがそろっている等の景観の評価が高くなると地価も上がるということが、国民にも認識されることが重要であり、これを証明する研究も大切。

■西村氏

〔法制度の枠組みの再編〕

- 建築単体は建築基準法で安全基準を見て、周辺の環境との関係で集団として見る部分は都市計画として全体を一括してみる枠組みを構築し、それぞれ別の仕組みで許可を得るような大きな制度の枠組みが必要。将来的には、景観法と建築基準法の集団規定は都市計画法と統合される形で再編するのが本筋。
- また、欧米のように許可制度となることが一つの目標。
- 景観法以前のツールは、強制力を強くする一方で、補助金などを準備することで動かし

てきたが、景観法は補助金なしで動かしているという意味で大きな成果。みんなで取り組むことで効果が上がるということが認識され始めているのは大きい。

- 景観法の届出の審査にあたって、建築主事に相当する計画主事（景観を含む計画全体を担当する）が必要。
- 景観全般を一貫して担当し、調整能力があり、抽象的基準であっても質を高める方向にもっていく能力を備えた専門家の育成が必要。海外でいえば、イギリスの CABE やプランニング・オフィサー、フランスの ABF（建築監査官に相当）のようなもの。
- 屋外広告物法に関しては、景観法と別の法体系のため、景観法との一体化の検討が必要。

【自然景観】

- 日本は自然が豊かで都市の近くに自然がある状況なので、国民の評価として緑などの自然が評価されるのは当然。しかし、景観法は建築行為など届出があって初めて対応可能な制度であり、受け身な制度であるため、より良い緑の景観への誘導が難しく、どのような取り組みをしていけばよいかということは課題。
- 日本は自然と市街地の関係が密接であるため、景観を考える場合は緑と市街地を一体的に考える必要があるが、法律が別であり制度的枠組みが不十分。

【景観アセスメント】

- 環境アセスメントとの調整も課題。
- 規模が小さな案件については専門家が判断し、規模が大きな案件については専門家だけでなく、環境アセスと連動したり、住民も参加できるような仕組みがあってもいい。

【景観法】

- 市区町村が景観計画を策定したら、都道府県の計画から区域を除外するのではなく、県として一つの計画の絵姿を示すのが本来の姿であるべき。
- 景観は国民の資産であり、景観形成に取り組む、組まないは、自治体の自由ではすまない。地方分権も重要であるが、不都合な景観を放置しておく自由までも自治体が保持していると考えるのは行き過ぎ。
- 景観整備機構に条例上のさらなる位置付けや発言権を与えれば（例えば、事前協議におけるアドバイザーなど）、一層の活用が見込まれる。
- 景観協議会の活用が進んでいない。既存のまちづくり協議会を法定の景観協議会として位置付ければ、活動に対する法的なバックアップ（協議結果の尊重義務）が与えられるので、一層の活用が見込まれる。
- 景観農業振興地域整備計画制度がほとんど活用されていない状況があるが、上手く動かす方法があるのではないか。例えば都市のフリンジ部分の農地の景観保全のため、景観農振計画を定め、都市の拡散を防ぐ一つのツールとして活用することも考えられる。
- 従来の計画の認定により補助金を得るという仕組みと同様に、景観計画の中で位置付けられていることで優先的に補助金を得ることができる仕組みづくり、例えば、歴まち法の重点区域を重要文化財建造物の周辺等に限定せず、景観地区も対象とする制度拡充により、国が支援すると取り組みが広がる。

【景観と文化の連携】

- 都市の景観は文化との関係が深いため、アート等と連携した文化的な質の高い都市をつくるべき。文化の担い手に対する支援の議論にとどまらず、まちづくりの観点から文化政

策に位置付けられると良い。

(2) 国土交通省政策評価会等における意見聴取

「美しい国づくり政策大綱」を含む平成 23 年度政策レビュー対象の全 9 テーマについて、国土交通省政策評価会が以下の 2 回開催され、「美しい国づくり政策大綱」については、以下の指摘を受けている。

国土交通省政策評価会	実施日
第 24 回	平成 23 年 4 月 21 日
第 26 回	平成 23 年 12 月 9 日

I. 第 24 回

- ・政策大綱の公式名はこのとおりでいいが、美しい国のイメージが分からない人も多いと思うので、「景観と緑に関する」という言葉を併記するとか、発表するときに少し工夫したほうがいいのではないか。
- ・15 の施策をグループ分けして効果を測定すべき。
- ・景観、緑がいいと思うかどうかは住民判断になるので、そういう情報を必ずデータで取る必要がある。
- ・実際何かをやるのは市町村だと思うので、市町村側が感謝しているのかどうか等の意見を聞くとよい。
- ・①-⑮全てについて当初の目標、やったこと、予算、法律などを整理すべき。
- ・チェックアップ指標全て洗い出す。
- ・国民の意見・感覚（何が美しいのか、今はどうなのか）も調査すべき。
- ・国際比較（制度や規制の違い）も必要。
- ・横断的政策であるが、他の政策との関係も整理された方が分かり易い。

II. 第 26 回

- ・全体のロジックモデルがどうなっていてどうつながっているのか。また最終のアウトカムはどのように考えているのか。
- ・国民アンケートはサンプルがもっと多い方がよいと思われる。理想的な母集団になっているかが心配。
- ・大綱の作り方、そもそもの評価が必要では。過去の意思決定に対する評価も行えるとよい。
- ・大綱の各施策を横に並べてみた時に、本当に 1 つの目標にむかって進んでいるのかといった視点の評価が必要。
- ・評価時に「美しい国」についての定義を逆提案してみてもどうか。

4-4 評価結果の総括

< 4-1 15の具体的施策の評価結果から >

15の具体的施策の評価結果から、いずれの施策においても、国土交通省による施策（アウトプット）は着実に実施されている。

それらの施策による効果（アウトカム）としては、整備、拡充された法制度や事業等は、地方公共団体による活用等により、概ね着実に取り組みが進んでいる評価結果となった。

しかしながら、それぞれの施策においても一定の課題の存在が指摘されている。それらの課題に対応した今後の政策への反映方向については、第4章の冒頭に一覧を示したところである。

ここでは、15の具体的施策それぞれについて示された課題に対する今後の政策への反映の方向について、共通事項に着目し、横断的に総括した。その共通事項とは、取り組みの遅れている市町村の支援、厳しい財政状況を踏まえた効率的な実施方法等の工夫、多様な担い手の景観に対する更なる意識向上と参画の促進、様々な景観に関する情報提供・共有の推進であり、具体的には以下の通りである。

国土交通省としては、各施策について、今後の政策への反映方向として示した改善・向上のための対応に従い、良好な景観の形成に向けた取り組みを一層推進していく必要がある。

●市町村による景観形成の取り組みの促進に向けて

都道府県や、政令市、中核市等の大規模な市町村では取り組みが進んでいる一方で、その他の市町村では遅れが見られる取り組みがある施策もある（①、④、⑤、⑥、⑦）。これらの施策においては、今後の政策への反映方向として、市町村への制度周知や、効果的な事例の収集・周知による情報提供、技術的支援等の取り組みの促進等が重要である。

●効果的な制度、事業手法による景観形成の促進に向けて

近年における地方公共団体の厳しい財政状況により、制度活用が進んでいない取り組みや、実現に時間を要している取り組みがある施策もある（⑤、⑧、⑫）。これらの施策においては、今後の政策への反映方向として、効率的な制度のあり方の検討や、効果的な取り組みへの重点化、効果的な事例の収集・周知等が重要である。

●多様な担い手の意識啓発と参画による景観形成の促進に向けて

地域住民やNPO等、多様な担い手の参画による取り組みについては、着実に増えてきており、国民の参加意向や関心も高い。しかし、まだ参加経験のない国民も多く、より一層の参加の促進が課題である（⑨、⑩）。今後の政策への反映方向として、国民の参加機会の提供や情報の提供等が重要である。また、市場機能の活用による良質な住宅ストック形成（⑪）の施策においては、消費者である国民の円滑な取り組みの促進のための情報提供や環境整備が重要としている。それ以外の施策においても、多様な分野で地域住民と地方公共団体の連携による取り組みが広がってきているが、今後も取り組みの拡大や持続のため意識啓発や仕組みの構築等が重要である（④、⑤、⑥、⑦、⑫）。

●担い手の活用ニーズに応じた技術開発や情報提供に向けて

地方公共団体や国民による取り組みの促進のために必要な技術開発や情報提供（⑬、⑭、⑮）の施策においては、地方公共団体や国民による活用状況に留意した改善や推進が重要である。特に国民等への情報提供を行う景観ポータルサイトにおいては情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理により、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげることが重要である。（⑬、⑭）

●景観の持つ特性に応じた取り組みの継続と制度の効果的な運用に向けて

景観形成の取り組みの成果の発現には時間の経過を要するものが少なくなく、景観アセスメント（景観評価）システムや景観ガイドライン（②、③）においては、今後も景観検討の運用を継続し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ねていくことが必要である。また、景観の善し悪しの統一的ものさしは存在せず、数値では必ずしも捕捉できない面が大きい等のため、事業者の十分な理解を得るとともに効果的な制度運用を図ることが課題であり、数値基準の適否判断にとどまらない制度運用の取り組みの例も見られ、効果的な制度運用のあり方等の検討が必要である。（④、⑦）

＜ 4-2 国民・地方公共団体の評価から ＞

国民アンケートによれば、緑の景観が最も優れた景観に選ばれており、大綱に基づく国土交通省の取り組みとしても、「緑地保全、緑化推進策の充実」が最も評価されている他、「電線類地中化の推進」、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」といった効果が視覚的に把握できる取り組みに対する評価が高い。

一方、地方公共団体アンケートによれば、「景観に関する基本法制の制定」、「事業における景観形成の原則化」など、自らの景観形成の実務に関連の深い施策の評価が高い。今後充実することが必要な取り組みについても、「緑地保全、緑化推進策の充実」が国民アンケートでひときわ多くなっているものの、両アンケートとも取り組み全般にわたって充実が期待されている。

また、両アンケートともに10年前と比べまちの景観が良くなったとの評価が多く、具体的には、「公共施設（道路や橋梁等）」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が10年前と比べ良くなったとの評価が多く、景観形成における行政による直接的な取り組みが評価されていると言える。一方で、国民アンケートでは、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」については良くなったとの評価の方が多いが、悪くなったとの評価も一定程度ある。

さらに、国民や地方公共団体の職員の景観に対する意識も10年前と比べ高まったとの評価が多くなっており、景観に対する意識の高まりが見られる。また、国民アンケートによると、良好な景観形成に影響を与える行為の主体として、約半数が行政、約4分の1が民間企業、約6分の1が国民との回答に対し、良好な景観形成の重要な担い手としては、約7割が行政（国、都道府県、市町村）、約6分の1が国民自身としており、国民が自らの与える景観の影響と相応程度に良好な景観形成の重要な担い手としての認識を有していることがうかがえる。

一方で、良好な景観形成に影響を与える行為の主体として、約4分の1を占める民間企業については、重要な担い手としては3%と低く、約7割を占める行政に民間企業の行為のコントロールを行うことを国民が期待していると読み取ることができる。

また、94%が良好な景観形成を進める上で国土交通省の役割が重要と考えている。

以上から、国民等の景観に対する意識は着実に高まっているものと言える。これまで国土交通省が行ってきた取り組みは、国民や地方公共団体のニーズに符合して評価されており、また、行政に対する景観形成の取り組みの期待は大きく、特にほとんどの国民が国土交通省の役割が重要と考えており、大綱の具体的施策についても引き続き充実されることが期待されている。

一方で、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観については、悪くなったとの評価も一定程度あり、必ずしも歴史文化や自然等の特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域における景観形成に課題があることが読み取れる。また、国民アンケートによると良好な景観形成に影響を与える行為の主体として約4分の1を占める民間企業について、良好な景観形成の重要な担い手としては相応の十分な役割を期待できないと考えられていることが推察されるが、多様な担い手による参画の推進という観点からは、いかに相応の役割が果たされるよう誘導していくかが課題である。

< 4-3 有識者の意見聴取から >

有識者からの意見聴取結果をまとめると以下の通り。

青山氏からは、主に景観の現状や景観形成の取り組みの状況把握、情報共有、顕彰とその積み重ねの重要性の指摘があった。

具体的には、以下の通り。

- ・地方公共団体等の景観形成の量的把握のみならず質的な取り組み状況も把握
- ・その把握状況を情報共有することで、取り組みが遅れている地域の意識を啓発
- ・優れた取り組みは顕彰して労をねぎらい、他地域の意欲を引き出す
- ・以上の積み重ねが大切

篠原氏からは、主に人材の育成・配置の重要性の指摘があった。

具体的には、以下の通り。

- ・国民の景観に対する意識が向上したことは大きな効果。
- ・どのテーマに関し、どのような専門家がいるかなどの情報を盛り込んだ景観に関する専門家のリストを作ることが必要。
- ・全国にバランスよく配置されるよう多くの人材を育てることが必要。
- ・国土交通省内にも景観の専門家を配置することが必要であり、大学の学者も現場との接点が必要。
- ・人材育成においては技術面の知識だけでなく、教養も必要。

西村氏からは、主に景観法等の法的枠組みの目指すべき方向と現在の法制度の活用促進に関する指摘があった。

具体的には、以下の通り。

- ・景観法は助成とセットではなく規制のみで実施できていることが大きな成果。また、国民全体で取り組むことで効果があがるということが認識され始めていることは重要。
- ・将来的には、目指すべき都市像が統合的に実現されるよう、建築基準法から集団規定を分離し、景観法及び屋外広告物法とともに都市計画法に統合し、許可制度に拡充すること、また、許可申請の審査主体として景観主事を創設するような法制度の再編が必要。
- ・景観行政団体の区域が歯抜けになるのではなく、県として景観形成の全体像の提示が必要。
- ・景観形成の取り組みについて市町村に対する一層の意識啓発が必要。
- ・十分に活用されていない既存制度については様々な工夫により効果的な活用が可能であり、国の支援も重要。

以上から、「美しい国づくり政策大綱」に基づく具体的施策の取り組みの成果について、一定の評価を得ている。

今後の課題として、法制度の面からは、現行制度の効果的な有効活用の必要性が指摘されているとともに、目指すべき都市像を統合的に実現するため、将来的な法制度の再編成の必要性が指摘されている。

また、良好な景観形成に取り組む原動力は人であることから、景観形成の現状把握と情報共有、顕彰等による意識啓発と景観にかかわる専門家等の人材育成の重要性が指摘されている。

なお、国土交通省政策評価会からの意見聴取結果を踏まえ、今後、景観政策に関する方針の策定やレビューを行うに際しては、対象政策のターゲットやロジックモデルを的確に整理し設定した方針として構成するとともに、評価にあたって国民の意見を活用する場合は、なるべく多くの国民の意見を把握するなど目的に応じた意見の把握を行い、成果分析等を行うよう努める必要がある。

<まとめ>

いきいきとした生活や豊かな歴史・文化が凝縮された緑豊かで風格のある美しい景観は、国内外から人々を惹きつけ、伝統の上に新たな産業・文化やまちづくりへの投資活動を創出し、賑わいを生み、観光振興又は地域活性化や国際競争力の充実強化に資するだけでなく、若者、勤労者、高齢者それぞれの世代に夢と活気を与え、国家の価値を高める 21 世紀日本の国富そのものである。

我が国は、人口減少時代に突入し、少子超高齢社会が急速に進展しつつあり、財政的制約も高まるという社会経済状況の大きな転換期を迎えており、例えば、都市地域における集約型都市構造への再編を通じて、高度成長期の都市政策では実現できなかった緑豊かで風格のある美しい都市空間の創出に取り組むなど、社会経済状況の変化を踏まえた景観形成にも留意することが必要である。

「美しい国づくり政策大綱」によって本格的に始まった国土交通省の景観行政の取り組みにより、景観法をはじめとするいわゆる景観緑三法の制定等や景観アセスメント（景観評価）システムの確立、公共事業に係る良好な景観形成を図るための景観形成ガイドラインの策定等、国土交通省における景観行政の基幹的枠組みの構築が行われ、それらの施策は、地方公共団体等においても概ね着実に取り組みが進むなど、成果の発現がみられる。これにともない、地方公共団体独自の先進的な取り組みもみられることから、こうした取り組みを広げていくことが景観行政の更なる進展のために有効である。また、景観行政団体に移行し自ら景観計画を策定する市町村が増加しており、今後は広域的な観点から、都道府県の果たす役割や地方公共団体間の調整のありかたの重要性が増すものと考えられる。

景観形成の効果的な推進にあたっては、例えば、歴史文化や自然等の特徴的な景観を有する地域においては、これらを形成する地域資源の一層の活用が有効である。一方で、国民アンケートにみられるように「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」といった、必ずしも特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域においては、良好な景観形成に資する地域資源の発見・共有方法など、景観形成にむけた取り組み方法に課題がある。このような地域は、大綱の「基本的考え方」によれば、普通の地域に該当し、そのような地域が全国的に圧倒的に広範囲に渡っていることは明らかであり、このような地域においてどのように良好な景観形成を図っていくかが課題となっている。

こうした地域における良好な景観形成の取り組みにあたっては、国民・民間企業等の多様な主体により主体的な取り組みが実施されるか、また、それらの多様な主体から積極的な理解・参加協力を得ることができるかが重要となる。

また、国民アンケートによると良好な景観形成に影響を与える行為の主体として民間企業が約 4 分の 1 を占めているが、誰かの果たすべき役割を他の誰かが負うような偏りがあっては持続性に欠けるため、本来こうした主体についても、良好な景観形成の重要な担い手として相応の役割を果たすことが求められると考えられる。

我が国は地域による気候・風土の多様性、四季の変化に富み、水と緑豊かな美しい自然景観・風景に恵まれており、その美しさは海外からも高い評価を得ている。また、地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されている。前述のように海外にも誇る我が国固有の景観は失い難い価値を有しているとの共通認識が不可欠である。さらに我が国の誇るべき美しい景観は都市的地域から農村地域、自然的地域に及ぶ全国各地に広が

っており、その保全、向上、創出に向けた取り組みについても更なる広がりが求められる。

景観は、その善し悪しを画一的なものさしで図られるものではなく、規制だけでは望ましい景観の形成を図ることはできない。そのため、行政、民間企業、国民等の多様な主体が、その失い難い価値を守らなければならないという意識を共有し、基準の適否にとどまらない建設的な取り組みや積極的な理解・参加・協力を行うことが求められ、更にそれらの取り組みの促進を図ることが必要である。このような多様な主体による主体的かつ建設的な協力は、経済社会状況の変化や財政的制約の高まりに対する対応策にもなりうる。

理想的には、例えば環境対策のように、民間企業の社会貢献の意識のみならず、国民意識の高まりにより、今日では環境に配慮した商品が選択されるという市場原理によって、民間企業によって主体的に環境配慮が行われるような環境整備がなされたように、良好な景観形成の取り組みが自発的かつ持続的に行われ、地域特性に応じた地域固有の良好な景観形成がなされることが望まれる。

景観については、まだその端緒にあるが、10年前より国民意識も高まっており、継続した取り組みが効果的である。まずは、意欲のある地方公共団体・国民等が効率的かつ効果的に景観形成に取り組めるよう、先進的な取り組みや効果等の様々な情報を共有するとともに、顕彰等によりそれ以外の地方公共団体・国民等も含め、意欲を引き出し、その取り組みを支える人材の育成を図り、国民の意識啓発を図るなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図り、それらの継続的な取り組みによって、実績を積み重ねていくことが重要である。

その結果として、必ずしも歴史文化や自然等の特徴的な景観を有しない地域である「普通の地域」を含む全ての地域において、広域的な景観の形成も含め、行政、民間企業、国民等の関係する多様な主体が良好な景観形成に取り組む意義・価値があると認識し、全ての主体が景観配慮を当然のこととみなし、皆が当事者となって主体的に取り組む、創意工夫を活かして良好な景観形成を競い合うような好循環につながっていくことが望まれる。

国は、「美しい国づくり政策大綱」を踏まえ、良好な景観形成の義務を明示し、地方公共団体の取り組みを法的に担保する我が国で初めての景観に関する総合的な法律を制定するなどの取り組みを進めてきた。今後も地方公共団体・国民等がより円滑に景観形成に取り組むことができるよう、現行法令等の運用や制度について必要な改善を積み重ねるなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図ることが必要である。

美しい国づくり政策大綱

政策レビュー評価書まとめ

評価の目的、必要性

美しい国づくり政策大綱は、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵をきることとし、「美しさ」に絞って具体的なアクションを念頭に置いて、国土交通省として平成15年7月にとりまとめた。このアクションにより、各主体による取り組みが深化されているかについて評価を行うとともに、良好な景観の形成を一層推進するため、評価結果を今後の政策に適切に反映していく必要がある。

対象政策

美しい国づくりに向け、各主体による取り組みを深化させるため、特に実効性確保を主眼においた具体的に展開する施策として美しい国づくり政策大綱に示された以下の「15の具体的施策」を対象にレビューを行う。

「美しい国づくり政策大綱」の概要

I. 現状に対する認識と課題

II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

○取り組みの基本姿勢

- ・地域の個性重視
- ・美しさの内部目的化
- ・良好な景観を守るための先行的、明示的な措置
- ・持続的な取り組み
- ・市場機能の積極的な活用
- ・良質なものを長く使う姿勢と環境整備

○地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

- ・美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

○各主体の役割と連携

- ・住民、NPOの参画と主体的取り組み
- ・地方公共団体、特に市町村の重要な役割
- ・国の役割
- ・企業の市場における役割
- ・専門家の活用
- ・施策連携、機関連携、協調

○各主体の取り組みの前提となる条件整備

- ・人材育成
- ・情報提供等
- ・技術開発

III. 美しい国づくりのための施策展開

「II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体による取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼においた、15の具体的施策を具体的に展開していく。

15の具体的施策

政策レビューの実施にあたっては1～10の施策グループに整理

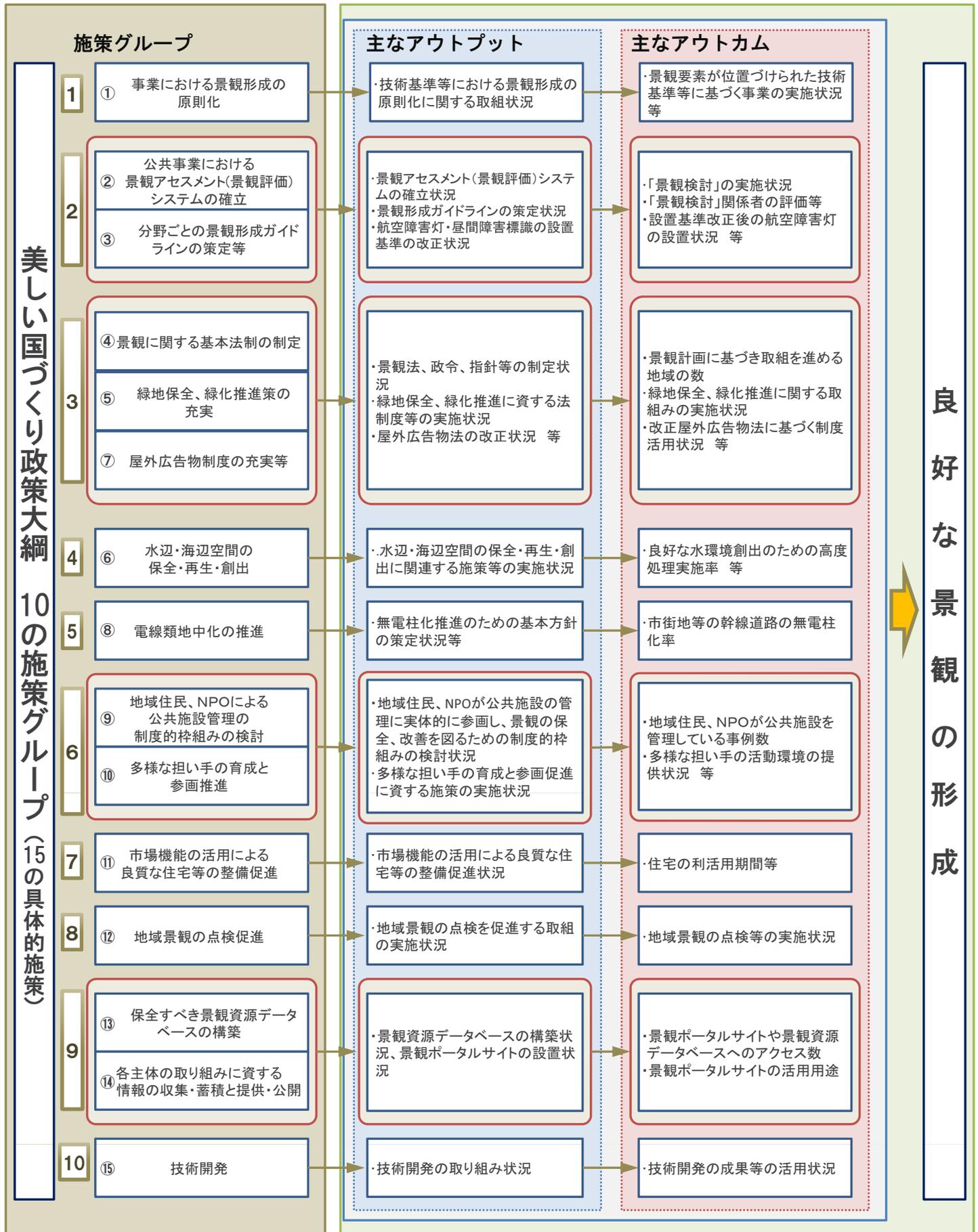
①事業における景観形成の原則化	➔ 1	⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	➔ 6
②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	➔ 2	⑩多様な担い手の育成と参画推進	➔ 7
③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	➔ 3	⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	➔ 8
④景観に関する基本法制の制定	➔ 4	⑫地域景観の点検促進	➔ 9
⑤緑地保全、緑化推進策の充実	➔ 5	⑬保全すべき景観資源データベースの構築	➔ 10
⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	➔ 3	⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	➔ 9
⑦屋外広告物制度の充実等	➔ 3	⑮技術開発	➔ 10
⑧電線類地中化の推進	➔ 5		

評価の視点等

以下の視点から評価を実施する。

- ・美しい国づくり政策大綱に示された「15の具体的施策」の数値目標等が達成されているか、または、これらの施策がどのように実施され、どのような効果があったのか。
- ・同大綱による取り組みを国民や地方公共団体がどう評価しているか。等

15の具体的施策それぞれの評価の視点、評価手法、評価結果、主な課題、政策への反映の方向は次頁の通り。



10の施策グループ 15の具体的施策	主な評価の視点と評価指標		主な評価結果		政策への反映の方向
	評価の視点	評価指標	取り組み状況	課題	
1 ①事業における景観形成の原則化	・事業を通じて良好な景観が形成されたか等	・地方公共団体における事業実施にあたっての景観形成の原則化に関する実施状況等	・地方公共団体の種類別の取組状況については、都道府県や大規模市においては、10年前と比較して、景観配慮の取組が一般化したとの回答の割合が6割を超えており、進捗が著しいが、中小規模の市町村は約3割に留まっているため、中小規模の市町村への普及が課題となっている。等	・地方公共団体において、事業への景観配慮の一般化の取組は進捗が見られるものの、都道府県や大規模市町村と比較して、中小規模の市町村は取組が遅れている。等	・景観形成の原則化の取組がより一層促進されるよう、中小規模の市町村を中心に、景観形成の原則化の意義及び技術基準等の周知。等
2 ②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立 ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	・公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか等	・景観検討の実施状況等	・景観アセスメントを含む「景観検討」のシステムを確立。 ・平成22年度末までの間に計1,188事業において景観検討区分が決定され、景観検討の取組が進められており、具体事例を見ても様々な予測手法・ツールが活用されるなど、適切に景観検討が実施されている。等	・現時点では、景観検討を実施した事業において、維持・管理段階にまで達している事業は少なく、構想段階から維持管理段階まですべての段階におけるシステムの効果を検証できる時期に至っていない。等	・今後も景観検討の運用を継続し、実績を積み重ね、事業段階の進展にあわせて、適切な運用が図られるよう努める。等
3 ④景観に関する基本法制の制定 ⑤緑地保全、緑化推進策の充実 ⑦屋外広告物制度の充実等	・景観に優れた国土・観光地づくりの取組が推進されたか ・都市における緑地保全、緑化推進が行われたか ・改正屋外広告物法の活用等	・景観計画に基づき取組を進める地域の数【政策チェックアップにおける業績指標】 ・緑地保全、緑化推進に資する法制度等の実施状況 ・改正屋外広告物法に基づく制度活用状況等	・景観計画に基づき取組を進める地域の数(都道府県を除く)は、年々着実に増加している。H23年9月1日:287団体 ・特別緑地保全地区制度により保全されている緑地(H15→H21) 312地区→398地区 1,721ha→2,293ha 相続税の評価減割合が8割に拡大された効果もあり、地区数、面積ともに増加し、緑地の保全が着実に進んでいる。 ・屋外広告物条例を制定している景観行政団体は、41団体(全体の10.4% 平成23年9月1日現在 都道府県、政令市、中核市を除く)にとどまっているが、年々増加している。等	・景観法の活用が進んでいる一方で、景観計画策定の促進、規制手法の効果的な運用や、広域的な景観形成への対応、地域特性に応じた個性豊かな景観形成の促進が求められている。 ・地方公共団体において緑地の保全、緑化の取組が推進されている一方で、施策の実施が大都市に偏っていたり、地方公共団体に制度が十分に理解されていなかったりすることから、普及啓発を図り、更なる緑地保全、緑化の取組の推進が求められている。 ・違反屋外広告物の多さ・事業者の理解の乏しさが課題となっている。等	・景観形成の取組の効果をより精緻に把握する方策や市町村の取組の促進方策、広域的な景観形成のあり方、景観形成基準等の効果的な運用方策等の検討・周知や、先進的な取組等の収集・周知等を実施。 ・都市緑地法等に基づく既存制度の一層の活用に向けた普及啓発を図っていくため、現在実施している都道府県、市町村の担当者を対象とした都市緑地法に基づく各種制度等を説明する説明会を、継続・拡大する等、制度の周知に努める。 ・事業者等の意識啓発、制度周知方策、許可制度や違反広告物に対する措置の効果的な運用のあり方の検討、成果事例の収集・周知の実施。等
4 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	・より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか等	・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)【政策チェックアップにおける業績指標】等	・平成20年度から平成21年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。一方、②湖沼においては平成20年度から平成21年度にかけては同水準にとどまっている。これは、湖沼が閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいためと考えられる。等	・環境再生、景観阻害要因の除去、公共水域の水質改善、住民との協働による新たな水辺・海辺空間の創出等の視点から、関係事業の連携の下で総合的な取組を推進する必要がある。等	・消波ブロックの除却、干潟の再生及び放置艇等景観阻害要因の除去等の政策を引き続き推進。 ・水域の特性に応じた水質改善のための取組を推進。 ・沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための支援制度のより一層の普及促進。等
5 ⑧電線類地中化の推進	・無電柱化の推進が図られたか等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上し、平成15年度の9%から平成22年度には14%となった。等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上しているが、事業を実施する地方公共団体の財政事情が厳しいといわれる中、架空線と比較して費用が高いこと等への対応が必要。等	・コスト削減方策の検討を行うと同時に、地域住民や電力事業者・通信事業者の協力を得ながら、同時整備(道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備)や軒下・裏配線等のコスト削減のための無電柱化手法を積極的に活用しつつ、無電柱化を推進。等
6 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討 ⑩多様な担い手の育成と参画推進	・良好な景観形成にかかる活動に関し、国民の多様な担い手としての参画や意識向上が進んだか等	・良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手としての参画や意識向上の状況等	・国民アンケートによると、良好な景観形成にかかる活動に33.2%が一定回数以上参加したことがあると回答している(「よく参加している」:6.5%、「時々参加している」:26.7%)。一方、28.7%が「ほとんど参加したことがない」、38.0%が「参加したことがない」と回答しており、より一層参加を促進することが課題である。等	・国民の良好な景観形成にかかる活動への参加は着実に進んでいるが、活動に参加していない国民も多いことから、より一層の参加の促進が課題となっている。等	・良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大及び活動に関する情報の国民への周知。等
7 ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	・市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進の取組がなされたか等	・市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況等	・適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取組を行い、それらの効果は着実に発揮され、平成20年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。等	・良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す必要がある。等	・住宅ストックの質の向上を図る取組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。等
8 ⑫地域景観の点検促進	・地域景観の点検を促進する取組が進んだか等	・地域景観の点検等の実施状況等	・地域景観の点検については、景観改善に向けた課題の抽出が各地で一定程度行われており、点検結果を踏まえた関係機関による課題の共有も進んでいる。しかしながら、景観点検の実施結果の改善(事業化)については、近年の厳しい財政状況により、景観点検の実施結果が改善に至るまで期間を要しており、点検事項の実現性を高めていくことが課題となっている。等	・地域景観の点検を促進する取組は着実に進んでいるが、地域景観の点検結果の効率的かつ効果的な事業への反映が課題となっている。等	・地域景観の点検を促進する取組を継続するとともに、点検結果を効率的かつ効果的に事業に反映させるため、効果の高い事業へ重点化した改善の推進及び景観改善の成功事例の収集・周知。等
9 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築 ⑭各主体の取組に資する情報の収集・蓄積と提供・公開	・良好な景観の形成の取組のために、景観ポータルサイトが活用されているか等	・景観ポータルサイトへのアクセス数、閲覧頻度、景観ポータルサイトの活用用途等	・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.4%に閲覧経験がある。等	・景観形成に取り組む景観行政団体において、必要な場面で閲覧されているが、国民やその他の地方公共団体からは十分な認識、活用がされておらず、地方公共団体からは内容の充実も求められている。等	・先進事例をはじめとする景観形成の取組状況や事例、顕彰など、国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理を行うことによって、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる。等
10 ⑮技術開発	・技術開発の成果等が活用されているか等	・技術開発の成果等の活用状況等	・「GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の開発により整備された景観の変遷把握ができる地理情報データベースが、景観関係の施策検討時に活用されている。等	・実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではない。等	・今後の各技術群の技術開発成果の活用状況等に留意しながら、必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映するものとする。等

10の施策グループの評価結果の総括

○10の施策グループそれぞれについて示された課題に対する今後の政策への反映の方向について、共通事項に着目し、以下の通り横断的に総括することができる。

市町村による景観形成の取り組みの促進に向けて

都道府県や、政令市、中核市等の大規模な市町村では取り組みが進んでいる一方で、その他の市町村では一部に取り組みの遅れが見られる。このため、今後の政策への反映方向として、市町村への制度周知や、効果的な事例の収集・周知による情報提供、技術的支援等の取り組みの促進等が重要である。

（施策グループ1、3、4関係）

効果的な制度、事業手法による景観形成の促進に向けて

近年における地方公共団体の厳しい財政状況により、一部の施策において制度活用が進んでいない、又は、実現に時間を要している状況がみられる。このため、今後の政策への反映方向として、効率的な制度のあり方の検討や、効果的な取り組みへの重点化、効果的な事例の収集・周知等が重要である。

（施策グループ3、5、8関係）

多様な担い手の意識啓発と参画による景観形成の促進に向けて

地域住民やNPO等、多様な担い手の参画による取り組みについては、着実に増えてきており、国民の参加意向や関心も高い。しかし、まだ参加経験のない国民も多く、より一層の参加の促進が課題である。今後の政策への反映方向として、国民の参加機会の提供や情報の提供等が重要である。また、市場機能の活用による良質な住宅ストック形成の施策においては、消費者である国民の円滑な取り組みの促進のための情報提供や環境整備が重要としている。それ以外の施策においても、多様な分野で地域住民と地方公共団体の連携による取り組みが広がってきているが、今後も取り組みの拡大や持続のため意識啓発や仕組みの構築等が重要である。

（施策グループ3、4、6、7、8関係）

担い手の活用ニーズに応じた技術開発や情報提供に向けて

地方公共団体や国民による取り組みの促進のために必要な技術開発や情報提供の施策においては、地方公共団体や国民による活用状況に留意した改善や推進が重要である。特に国民等への情報提供を行う景観ポータルサイトにおいては情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理により、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげることが重要である。

（施策グループ9、10関係）

景観の持つ特性に応じた取り組みの継続と制度の効果的な運用に向けて

景観形成の取り組みの成果の発現には時間の経過を要するものが少なくなく、景観アセスメント（景観評価）システムや景観ガイドラインにおいては、今後も景観検討の運用を継続し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ねていくことが必要である。また、景観の善し悪しの統一したものさしは存在せず、数値では必ずしも捕捉できない面が大きい等のため、事業者の十分な理解を得るとともに効果的な制度運用を図ることが課題であり、数値基準の適否判断にとどまらない制度運用の取り組みの例も見られ、効果的な制度運用のあり方等の検討が必要である。

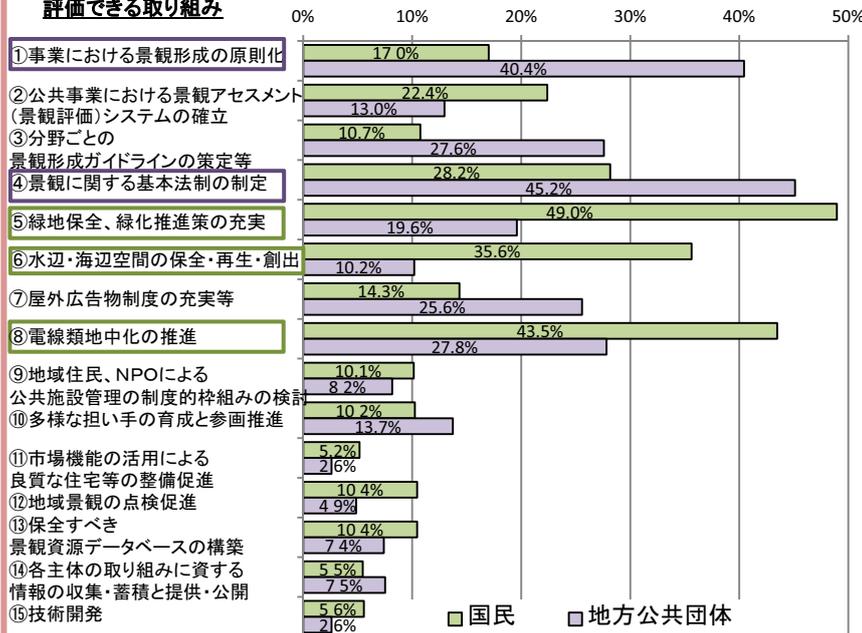
（施策グループ2、3関係）

国民・地方公共団体の評価

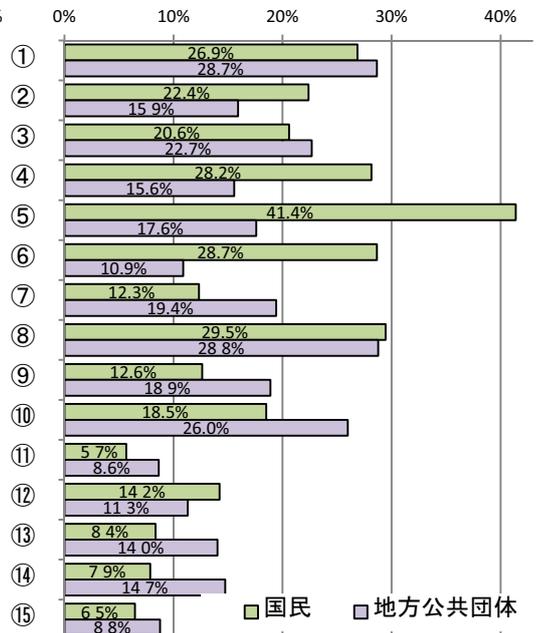
- 「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策に関し、国民は緑の景観が最も優れた景観と考えており、「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策に関しても、「緑地保全、緑化推進策の充実」を最も評価している他、「電線類地中化の推進」、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」といった効果が視覚的に把握できる取り組みに対する評価が高い。一方、地方公共団体アンケートによれば、「景観に関する基本法制の制定」、「事業における景観形成の原則化」など、自らの景観形成の実務に関連の深い施策の評価が高い。また、行政に対する景観形成の取り組みの期待は大きく、特にほとんどの国民が国土交通省の役割が重要と考えており、大綱の具体的施策についても引き続き充実されることが期待されている。
- 一方で、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観については、悪くなったとの評価も一定程度あり、必ずしも歴史文化や自然等の特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域における景観形成に課題があることが読み取れる。また、国民アンケートによると良好な景観形成の重要な担い手については行政が約7割を占めており、多様な担い手による参画の推進という観点からは、幅広い主体の担い手が必要であるとの認識が広まる必要がある。

◇「美しい国づくり政策大綱」の評価 <国民n=1,005> <地方公共団体n=1,689>

Q.美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み

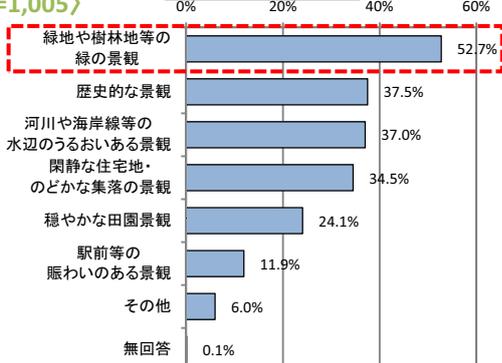


Q.良好な景観形成を推進するため今後充実することが必要な取り組み



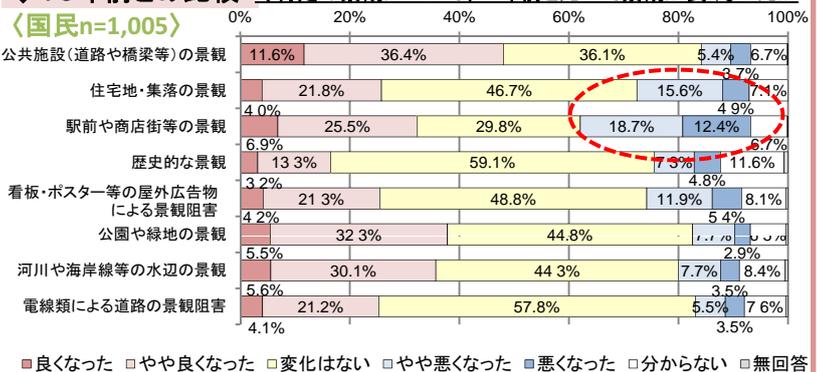
◇優れた景観 <国民n=1,005>

Q.あなたが思う優れた景観とはどのようなものですか



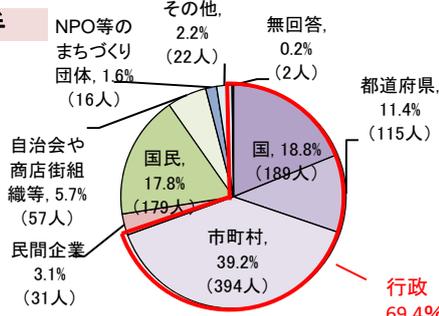
◇10年前との比較 <国民n=1,005>

Q.特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなったか



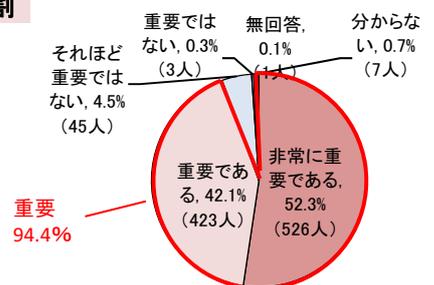
◇景観形成の担い手 <国民n=1,005>

Q.まちの景観を良くするために最も重要な役割を担うのは誰だと思いますか



◇国土交通省の役割 <国民n=1,005>

Q.良好な景観形成を進める上で国土交通省の役割は重要だと思いますか



第三者の知見の活用（有識者の意見聴取）

- 「美しい国づくり政策大綱」全体に対して、以下の景観分野の有識者に対する意見聴取を行った。
青山俊樹 元国土交通省事務次官
篠原修 東京大学名誉教授
西村幸夫 東京大学副学長、東京大学先端科学技術研究センター教授

<有識者の意見聴取から>

「美しい国づくり政策大綱」に基づく具体的施策の取り組みの成果について、一定の評価を得た。今後の課題として、法制度の面からは、現行制度の効果的な有効活用の必要性と目指すべき都市像を統合的に実現するため、将来的な法制度の再編成の必要性の指摘があった。また、良好な景観形成に取り組む原動力は人であることから、景観形成の現状把握と情報共有、顕彰等による意識啓発と景観にかかわる専門家等の人材育成の重要性の指摘があった。

まとめ

- 「美しい国づくり政策大綱」によって本格的に始まった国土交通省の景観行政の取り組みにより、国土交通省における景観行政の基幹的枠組みの構築が行われ、成果の発現がみられる。
一方で、必ずしも特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域においては、良好な景観形成に資する地域資源の発見・共有方法など、景観形成にむけた取り組み方法に課題がある。
こうした地域における良好な景観形成の取り組みにあたっては、国民・民間企業等の多様な主体により主体的な取り組み等の関与が重要となる。
- 景観は、その善し悪しを画一的ものさしで図られるものではなく、規制だけでは望ましい景観の形成を図ることはできない。そのため、行政、民間企業、国民等の多様な主体が、その失い難い価値を守らなければならないという意識を共有し、基準の適否にとどまらない建設的な取り組みや積極的な理解・参加・協力を行うことが求められる。
- 景観については、10年前より国民意識も高まっており、継続した取り組みが効果的である。まずは、意欲のある地方公共団体・国民等が効率的かつ効果的に景観形成に取り組めるよう、先進的な取り組みや効果等の様々な情報を共有するとともに、顕彰等によりそれ以外の地方公共団体・国民等も含め、意欲を引き出し、その取り組みを支える人材の育成を図り、国民の意識啓発を図るなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図り、それらの継続的な取り組みによって、実績を積み重ねていくことが重要である。
その結果として、全ての地域において、行政、民間企業、国民等の関係する多様な主体が良好な景観形成に取り組む意義・価値があると認識し、景観配慮を当然のこととみなし、皆が当事者となって主体的に取り組み、創意工夫を活かして良好な景観形成を競い合うような好循環につながっていくことが望まれる。
- 国は、今後も地方公共団体・国民等がより円滑に景観形成に取り組むことができるよう、現行法令等の必要な改善を積み重ね、法制度等の充実を図るなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図ることが必要である。

地方公共団体アンケートの結果、事業における景観形成の原則化に関する実施例等

地方公共団体アンケート (n=1,689)

●地方公共団体において、事業への景観配慮の一般化の取組は進捗が見られるものの、都道府県や大規模市町村と比較して、中小規模の市町村は取組が遅れている。

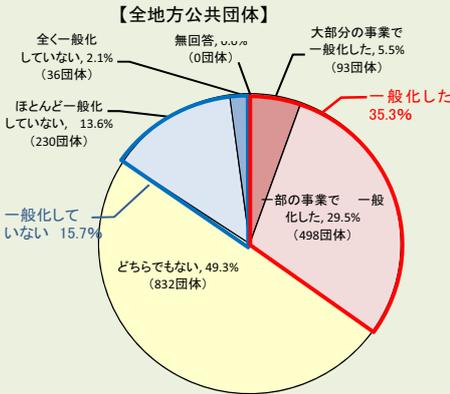


図1 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況(10年前と比べて)

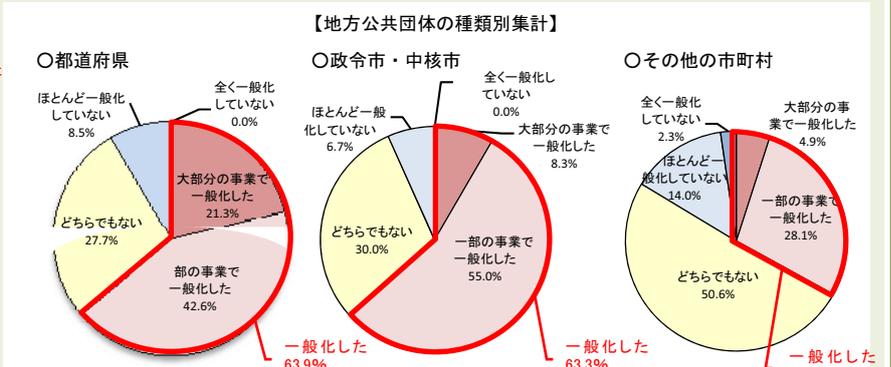


図2 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況(地方公共団体種類別集計)

事業における景観形成の原則化に関する実施例

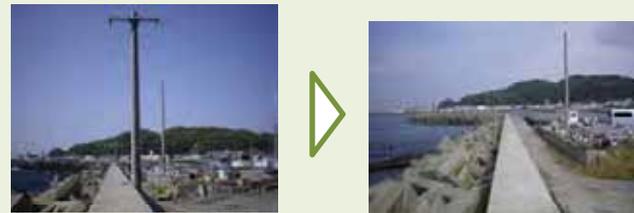
●道路防護柵についての「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年策定)に基づいて整備された事例(福島県猪苗代町)。



●平成16年6月に設置した「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」における提言に基づいて整備された、景観に配慮した道路案内標識柱の事例。



●航路標識(灯台)の電源系工事に際して、配電線の解消を図ることの原則化(平成15年度)に基づき実施された灯台の配電線撤去の事例(千葉県富津市)。



●地方公共団体における景観への配慮の一般化に関する取組例 (左:「群馬県橋梁色彩計画マニュアル(案)」(群馬県)より抜粋、右:「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(静岡県)より抜粋)

「群馬県橋梁色彩計画マニュアル(案)」(群馬県)より抜粋

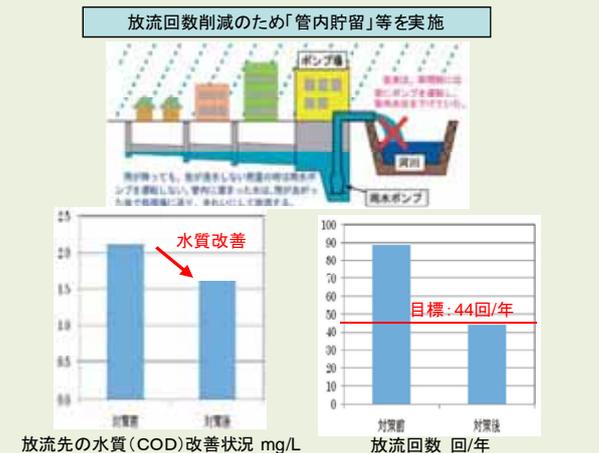
「第2章 社会色彩計画の特徴」より
(1) 群馬県の色彩特性を考慮した色彩チャートの活用
本色彩計画では、群馬県の全ての鋼橋に対して、次に示すように「群馬色彩チャート」の色彩の中から色彩の絞り込みを行い、橋梁の色彩を選定する。

「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(静岡県)より抜粋
(「施設編」道路(8)横断歩道橋)より

(留意事項)
○ 柵の高さや透過性に配慮する
○ 塗装方法の工夫をする
○ 塗表面積による圧迫感・存在感の低減を図るため、桁部と高欄部(または窓枠部)の塗り分けを行う等の配慮を行う。
○ 色彩に配慮する
○ 色彩に配慮する
・周辺景観と調和する色の選択に配慮する

※桁と高欄の明度差により、橋全体がスレンダーな印象を与える

●雨天時における下水中のごみ等の河川や海等への流出防止並びに処理水質の向上のため、合流式下水道の有すべき構造や高度処理を下水道法施行令で位置づけ(平成15年9月25日告示。平成16年4月1日施行)。下記は合流式下水道対策事業の効果の例(福岡県大牟田市)。



●土地区画整理事業において高い質の公共施設に対する補助を一般化する旨の通知(平成17年3月)を活用し、質の高い整備が実施された事例(宇都宮駅東地区)。



景観検討の取組事例

国道56号肱川橋橋梁架替事業(愛媛県大洲市)の取組

耐震性能等の問題から架替えることとなった橋梁について、地域のシンボルである城郭や周辺の歴史的な町並みと調和して良好な景観形成に資するよう検討。

■事業の概要

事業名: 国道56号肱川橋橋梁架替事業
規模: 橋長約184m
着手年: 平成21年度
計画地: 愛媛県大洲市大洲～中村地先

※ 計画地は景観計画区域(大洲城南・肱北区域)内にあり、地域の重要な景観資源(大洲城、歴史的町並み等)が周辺に位置することから、平成21年10月に「重点検討事業」に区分決定し、現在景観検討を実施中。

■検討体制

「肱川橋周辺まちづくり検討委員会」を設置・開催して景観検討を実施。

- <構成>・学識経験者3名
・地域住民(町内会や青年会等代表)5名
・関係行政機関(県・市・警察)3名

■景観予測・評価

様々な構造の模型を作成して地域のシンボルである城郭の視点場からの見え方を比較するなど、事業後の景観を予測・評価しながら検討を進めた。



■景観検討においては、CGや模型のほか、試験見本作成、現地確認等の手法により現地の環境下での実際の見え方を予測して事業に反映

東京港南部地区東京港臨海道路Ⅱ期整備事業の取組

橋梁建設にあたって、CGを活用した色彩検討に加え、色見本パネルを用いて現地での見え方確認を行い、周辺の景観に馴染む構造物の色彩を検討。



大阪港北港南地区～南港地区臨港道路整備事業の取組

海底トンネル建設にあたって整備する換気所について、CGや模型を活用して外観を検討するとともに、外壁タイルについて様々な配色、配列パターンのサンプルを現地に設置し、実際の見え方や印象を確認しながら検討。

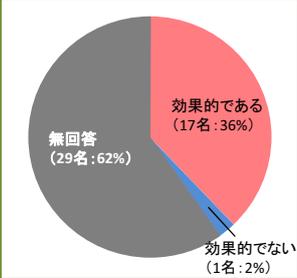


※ 学識経験者にも現地確認に参加いただき、様々な組合せでその場でタイルを並べながら検討を進めた。

景観検討関係者の評価

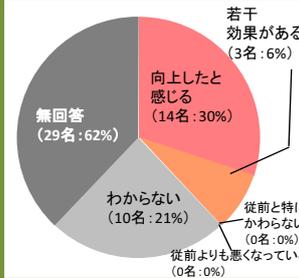
■事業景観アドバイザー(学識経験者等)の評価

Q.事業景観アドバイザーの設置は効果的だと思いますか？



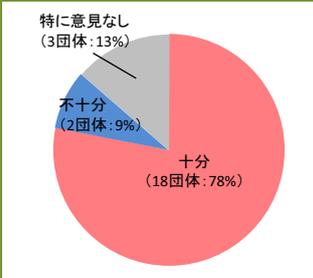
※事業景観アドバイザーの任命が必須である重点検討事業に区分された149事業のうち、景観検討進捗が一定段階に達している44事業の事業景観アドバイザー47名を対象。

Q.景観アセスメントの実施により、各事業の成果が向上したと感じましたか？



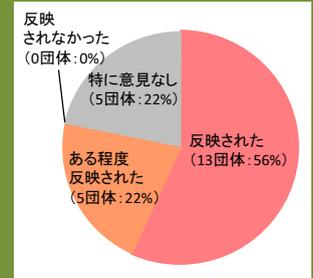
■景観検討に参加した地方公共団体の評価

Q.地方公共団体からの意見聴取において、意見を十分伝えることができましたか？



※地方公共団体等との連携体制構築が必須である重点検討事業に区分された1事業での景観検討に参加した23団体の担当者からヒアリング。

Q.景観検討において、地方公共団体の意見は反映されたと思いますか？



航空障害灯等の設置状況及び設置者の評価

■ 昼間障害標識(赤/白)の設置状況

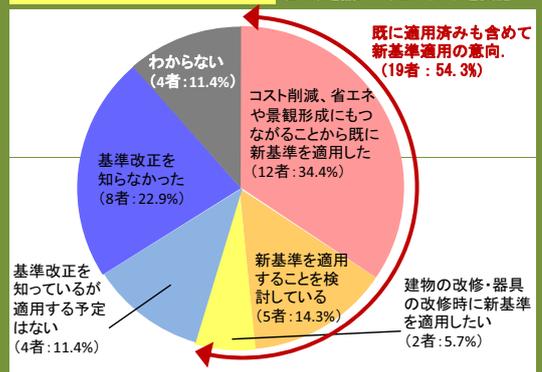
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置物件【A】	151	259	383	355	344	266	282	2,040
実際に設置された物件【B】	48	163	238	173	177	75	137	1,011
基準改正により削減された物件数【A-B】	103	96	145	182	167	191	145	1,029
	62.8%	37.1%	37.9%	51.3%	48.5%	71.8%	51.4%	50.4%

■ 航空障害灯の設置状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置物件【A】	319	256	254	374	221	260	204	1,888
実際に設置された物件【B】	232	191	197	299	172	191	163	1,445
基準改正により削減された物件数【A-B】	87	65	57	75	49	69	41	443
	27.3%	25.4%	22.4%	20.1%	22.2%	26.5%	20.1%	23.5%

物件設置者のヒアリング結果

※設置届出原簿より35者を無作為抽出し、電話によりヒアリングを実施



地方公共団体の取り組み、国民アンケート及び地方公共団体アンケートの結果等

地方公共団体の取り組み

●景観計画に基づき取組を進める地域の数は年々増加している。

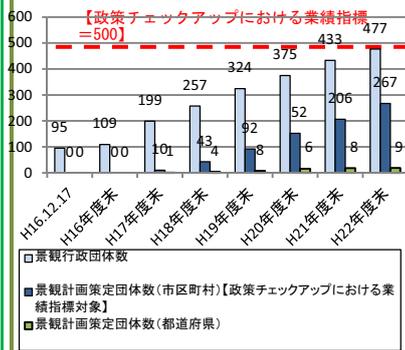


図1 景観行政団体及び景観計画策定団体数の推移【政策チェックアップにおける業績指標】

地方公共団体アンケート (n=1,689)

●景観法制定によって景観形成の取組が促進されている。

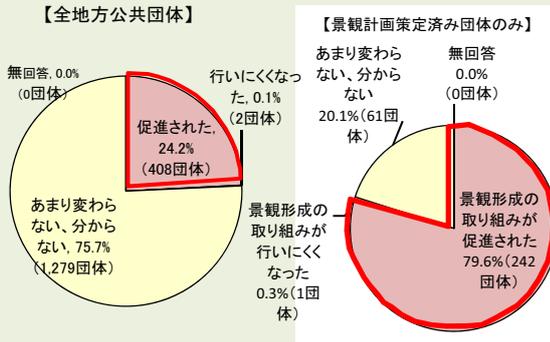


図2 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進効果(地方公共団体アンケート)

●10年前と比べて景観が良くなったという評価が多い。

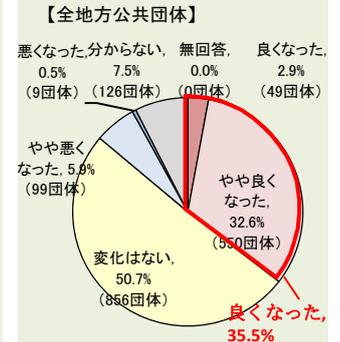


図3 10年前と比べて景観が良くなったか(地方公共団体アンケート)

国民アンケート (n=1,005)

●10年前と比べて、景観に対する意識が高まっている。

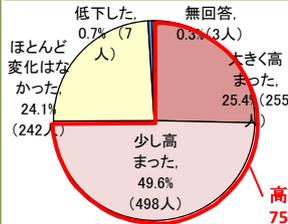


図5 10年前と比べて景観に対する意識が高まったか

●「公共施設(道路や橋梁等)」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が、10年前と比べて良くなったという回答の割合が高い。一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」については、悪くなったという回答の割合が高くなっている。

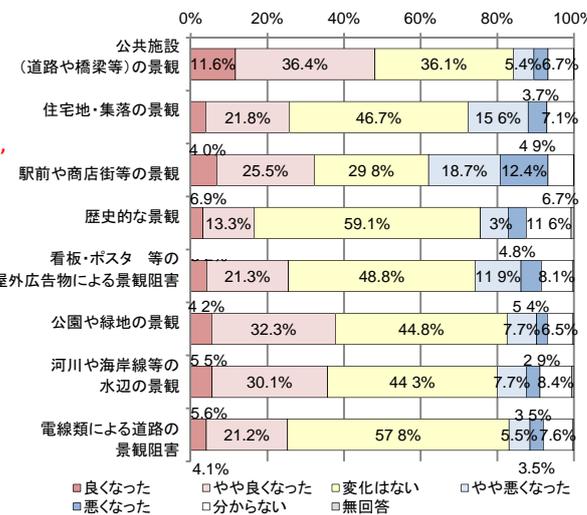


図7 特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなったか

●定性基準の運用が重要なポイントとなっている。

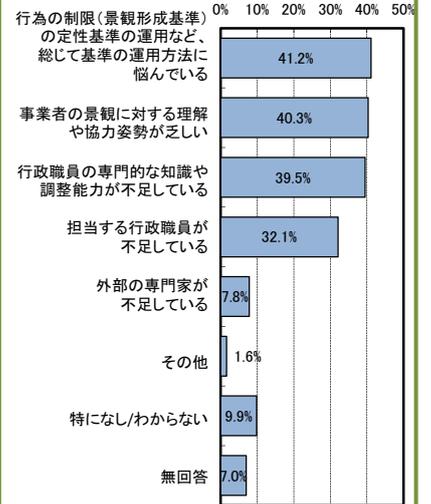


図4 魅力的な都市空間の創出に向けた景観誘導を進める上で、問題点や課題として認識していること (H22年7月1日時点、景観計画n=250)

地方公共団体アンケート

(屋外広告物条例を制定している団体n=148)

●屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題として、屋外広告物の様態の多様性による判断に苦慮する、未申請物件が多い、業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい、との回答が多い。

- 広告物の様態が多様であり、許可基準の運用など、判断に苦慮するケースが多い
- 未申請物件が多い
- 業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい
- 必要な人員を確保できない
- 行政職員の屋外広告物法に関する知識・ノウハウが不足している
- 必要な予算が確保できない
- 基準の策定への事業者との合意形成が難しい
- 許可地域の設定等について住民との合意形成が難しい
- 特になし
- その他
- 無回答

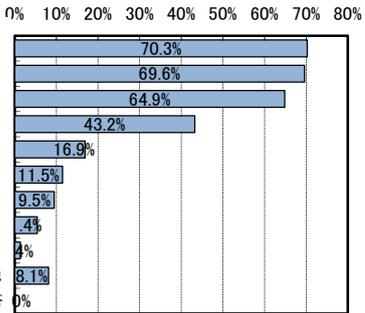


図8 屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題 (H23年9月1日時点)

景観法・屋外広告物法を活用した良好な景観形成の取組事例

●屋外広告物条例に基づく地域指定(特別規制地域)により、非自己用広告物を原則禁止としたことに伴い、地区の住民と協働して不適格となる広告物の撤去に取り組んだ事例(長野県飯田市)



●景観形成基準により、外壁の色彩がベージュ系に統一され、景観計画に即した屋外広告物条例の運用により、落ち着いた雰囲気街の街なみが形成された事例(神奈川県川崎市)



●景観重要公共施設に指定した水路の親水護岸整備において、景観計画に即して、柵の色彩の周辺との調和、桜並木の保全、自然石の石積み等により良好な景観形成を実現した事例(埼玉県八潮市)



【都市の緑に関する施策の体系】 都市公園法と都市緑地保全法について新たな法制度を創設・改正し、都市の緑に関する総合的、体系的な法制度を整備

(県・広域緑地計画) -

緑の基本計画(市町村策定)

緑の保全

行為の制限や公開契約等により、都市に残された民有緑地の保全を公共団体、市民等が一体となって推進

緑の保全

- ▶特別緑地保全地区制度
～建築行為などの許可制により緑地を現状凍結的に保全
- ▶緑地保全地域制度
～比較的緩やかな行為規制により一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全
- ▶市民緑地制度(緑地型) 等
～地方公共団体が緑地の所有者と契約を締結して緑地を設置・管理し地域住民に公開

都市緑地法以外の法律等によるもの

- ・歴史的風土特別保存地区制度
- ・風致地区制度
- ・生産緑地地区制度
- ・保存樹・保存樹林制度
- ・自治体の条例に基づく制度

都市緑地法

緑の創出

都市公園の整備のほか、緑化の義務づけや協定の締結等により、公共施設や民有地の緑化等を推進

緑化の推進

- 民有地の緑化
 - ▶緑化地域制度
～大規模敷地を対象に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ
 - ▶緑化施設整備計画認定制度
～建築物の屋上、空地等における良好な緑化施設の整備計画を市町村長が認定
 - ▶緑地協定制
～土地所有者等の全員の合意で緑地の保全・緑化に関する協定を締結
 - ▶市民緑地制度(人工地盤型)
- 公共公益施設の緑化 等

公園緑地の整備

- ▶都市公園の整備

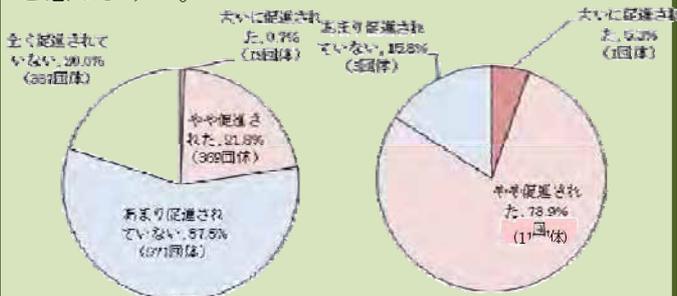
都市公園法

【地方公共団体アンケート(抄)】

緑地の減少を課題として捉えている地方公共団体が大都市に偏っている傾向があり、今後、大都市以外の地方公共団体に対しての制度の周知を行っていくことが必要。

平成16年度の都市緑地保全法等の一部改正により
・「緑の基本計画における都市公園整備の方針の追加」

- ・都市緑地法における「緑地保全地域制度」、「地区計画等緑地保全条例制度」、「緑化地域制度」「地区計画等緑化率条例制度」の創設
- ・都市公園法における「立体公園制度」の創設、「建ぺい率の制限の緩和」、「公園管理者以外の者による公園施設の設置管理」等制度の拡充が行われましたが、これにより貴団体における緑地保全、緑化推進の取組みが促進されたと感じますか。



【都市の緑地の保全・緑化の事例】

○特別緑地保全地区制度



川崎市では、平成16年の相続税の適正評価以降、特別緑地保全地区の指定実績が大幅に増加。地域連携による緑地管理を推進。

○緑化地域制度



名古屋市では、平成20年10月に全国に先駆けて緑化地域制度を導入。3年間で130haの緑化を実現している。

○地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理



仙台市宮城野原公園では、株式会社楽天野球団が野球場を設置し、自社球団のホームスタジアムとして管理。

水辺・海辺空間の保全・再生・創出に関する実施例

重点的な取り組みの実施

● i-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

海岸防護にあたっては、砂浜等を組み合わせた面的防護方式の海岸整備を行うなど、美しい海岸景観形成に配慮しながら事業を進めることが求められており、景観を阻害する既設の消波ブロックについても、撤去した消波ブロックを離岸堤に有効活用するなどの工夫を図っている。



消波ブロックを除去し、自然石を配置することで荒天時の高潮対策を図った海岸の例

● i-b. 干潟の再生

港湾においては、浚渫土砂を活用して、美しい海辺空間を創出する干潟の再生を推進している。

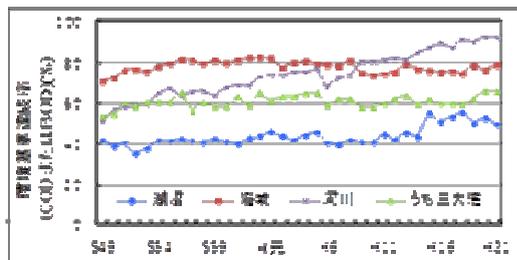


造成した干潟の状況(田原地区) 底質CODの経年変化(西浦地区)
干潟の再生事例について

より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

● ii. 高度処理の推進

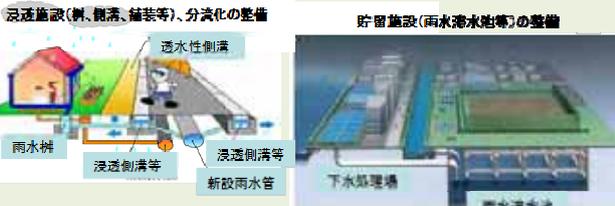
下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化を推進している。



環境基準達成率の推移

● iii. 合流式下水道の改善

合流式下水道は、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観上の観点から問題。新技術の導入を図るなど、効率的・効果的に改善対策を推進し、法令で定められた期限内に確実に対策を完了(合流式下水道緊急改善事業)することとしている。



合流式下水道改善対策の概要

● iv. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

河川は水環境改善緊急行動計画対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾を対象とし、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、汚濁負荷の削減に取り組んでいる。

豊かな水量の確保や放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

● v. 水循環に係る総合的な計画の進捗

水環境の悪化が著しい河川、都市下水道、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者及び関係者が一体となって策定する「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」に基づき水環境改善施策を、関係者との協力のもと、推進している。



清流ルネッサンスII

● vi. 放置艇等景観阻害要因の除去

放置艇を削減するため、平成12年及び平成18年に港湾法の改正を行い、「放置等禁止区域」に指定された区域内で船舶等の放置を禁止するとともに、「放置小型艇収容緊急整備(ポートパーク整備)事業」による係留・保管施設の整備など放置艇対策を推進している。

親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

● vii. 新たな水辺・海辺空間の創出

河川が有する固有の自然・文化・歴史等に合わせ、「多自然川づくり」や「かわまちづくり」、「水辺の楽校」等により、誰もが身近な自然空間として活用できるよう親水性、景観性のある河川整備を推進する。

「多自然川づくり」の定義 【多自然川づくり基本指針(平成18年10月13日)より】
「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことを行う。

多自然川づくりの概要

● viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

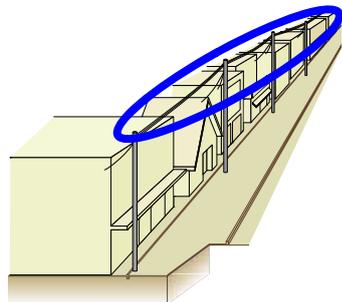
河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村の計画に対し、まちづくりと一体となった水辺空間の整備等のハード面及び規制緩和等のソフト面の両面から支援・推進を行っている。



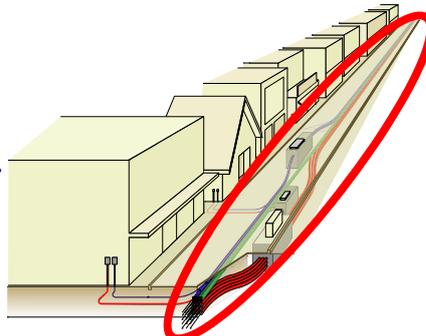
地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの概要

地域の実情に応じた多様な無電柱化手法を活用し、コスト縮減を図りつつ、無電柱化を推進

電線共同溝



【電線共同溝整備前】



【電線共同溝のイメージ】

バイパス整備等と一体となった同時整備



- ①電柱・架空線撤去費の節減
- ②移設補償費の節減
- ③大型重機による効率的施行
- ④夜間工事や通行規制が不要

裏配線



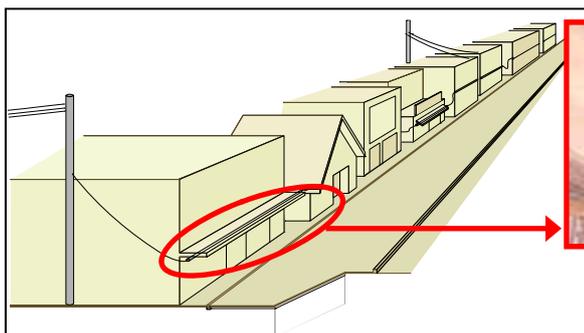
【整備前】

メイン通りを
無電柱化



【整備後】

軒下配線



【軒下配線の状況】



軒下配線

国民アンケートの結果、地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、多様な担い手の育成と参画促進に関する取組例等

国民アンケート（良好な景観形成のための活動への参加について）（n=1,005）

●良好な景観形成にかかる活動に一定回数以上参加したことがあるとの回答は3割に留まっており、より一層参加を促す必要がある。

●ここ10年で国民の良好な景観形成にかかる活動への参加機会が着実に増加している

●良好な景観形成にかかる活動への意欲や関心が高い

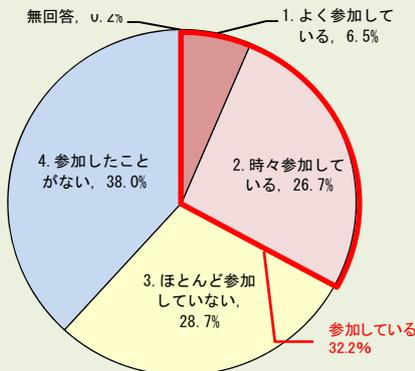


図1 良好な景観形成のための活動への参加状況

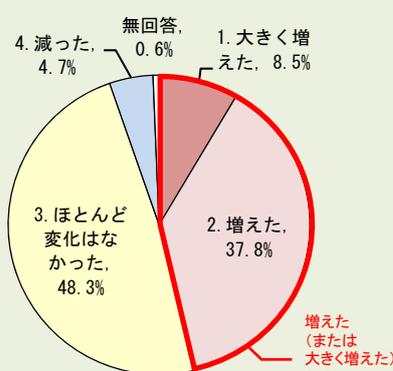


図3 10年前と比較した参加機会の変化

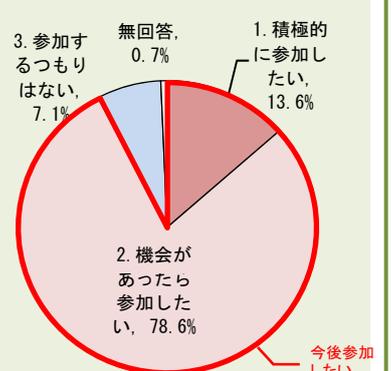


図5 今後の活動への参加意欲



図2 良好な景観形成のための活動に主導的役割を担っている主体

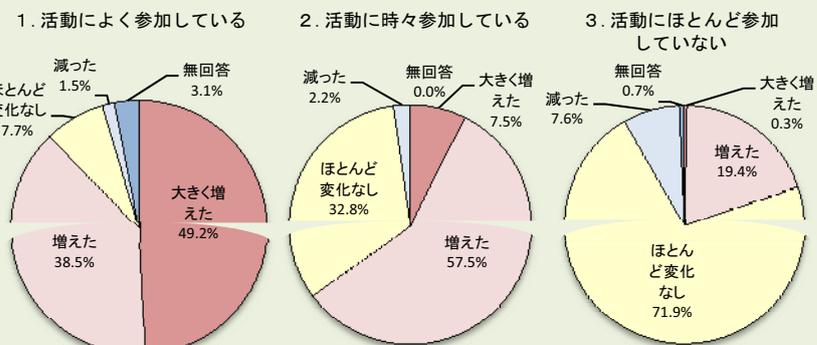


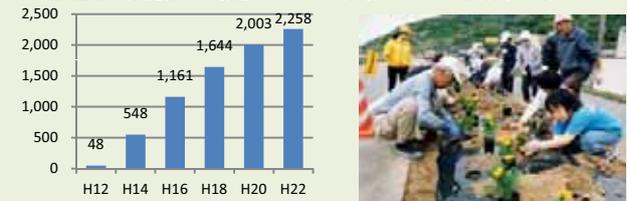
図4 10年前と比較した参加機会の変化（10年前と比較） ※活動への参加状況別集計

地域住民、NPOによる公共施設管理、多様な担い手の育成と参画推進に関する実施例

●地域住民、NPOが公園施設の設置・管理を実施（平成21年度末で632件）。
（左：件数の推移、右：埼玉県所沢市緑町中央公園における事例）



●全国で2,258団体が歩道の清掃や植樹等の管理など、協定を締結して活動中。
（左：全国の実施団体の推移、右：山形県鶴岡市における活動状況）



●良質な社会資本及びそれに関わりをもつ優れた地域活動を表彰する『手づくり郷土賞』を実施し、良好な事例を広く周知。（下：地域住民の清掃活動等による縫ノ池湧水の保全（佐賀県杵島郡白石町）平成22年度受賞）



●全国の『みなとオアシス』登録箇所（59箇所）



●『子どもの水辺』再発見プロジェクト』により、子ども達の水辺での環境学習等の支援（左：登録箇所数の推移、右：漁川（北海道）における活動状況）



●河川流域の植樹活動「石狩川流域300万本植樹」により、NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を実施。（左：江別市における活動状況（講習会）、右：当別地区における活動状況（植樹））

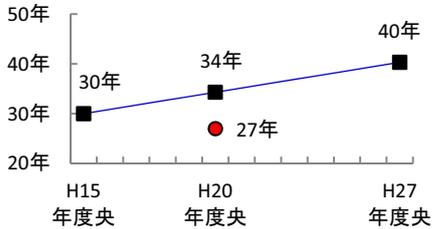


「市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」の評価結果

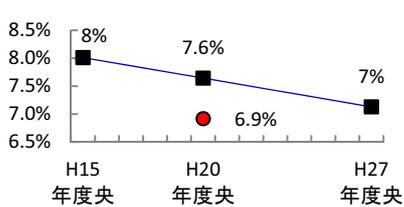
目標の達成状況

(1) 将来にわたり活用される良質なストックが形成されたか

【住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数)】

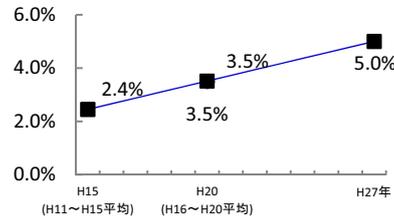


【住宅の利活用期間(②住宅の減失率)】

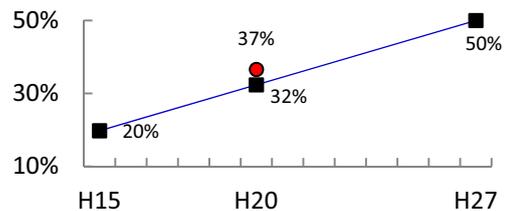


(2) 住宅の適正な管理及び再生がされたか

【リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合】

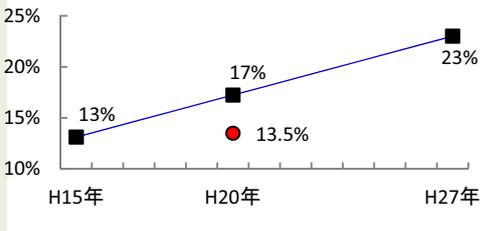


【適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合】



(3) 既存住宅が円滑に活用される市場の整備がされたか

【既存住宅の流通シェア】



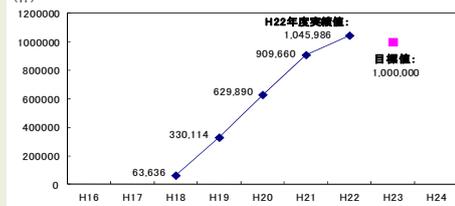
(現状値:●、目標トレンド:■)

(4) 成約価格を含めた土地取引関連情報が整備・提供されたか

【取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数】



【②取引価格情報の提供件数】



評価結果(総括)

○適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取り組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、平成20年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。

評価結果(今後の取り組み)

○平成23年度以降においては、中古・リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定し、実施するとともに、環境・ストック活用推進事業を創設し、住宅の長寿命化を推進するなど、今後とも、目標の達成に向けて、新たな施策や、既存の取り組みの拡充などを適宜検討しつつ、住宅の市場環境整備を推進する。

地域景観の点検促進に関する実施例

○地域において、地方整備局や地方公共団体等の関係者が一同に会し、観光地において良好な景観形成や快適な周遊空間の形成のための現地点検等を実施する連絡会議の設置等を推進。14地区において「地点」が実施され、景観等の課題抽出・改善提案等がなされた(平成23年7時点)。



図1 現地点検の状況(山梨県)

図2 景観阻害要因の例(左:老朽化したトイレ、右:乱雑な案内看板)

○『「子どもたちに残したい・残したくない」ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集する取組を実施。残したい景観は1117件、残したくない景観は287件の応募があり、応募結果についてはホームページで公開。最終的には、冊子「ニッポンの道・街並みの洗練にむけて」としてとりまとめを行った。



図4 「残したい景観」の応募事例
(自然と調和した景観)



図5 「残したくない景観」の応募事例
(電柱・電線、違法駐車・違法駐輪が景観を阻害)

景観ポータルサイトの閲覧実績

●閲覧実績では、トップページのアクセス数が景観ポータルサイトは1,411なのに対して、景観まちづくりホームページは6,620と多い。

コンテンツ	アクセス数
景観ポータルサイトトップページ	1,411
美しい国づくり政策大綱	1,007
別冊美しい国づくりのための取組事例	224
景観資源のデータベース	235
役に立つ基礎情報	128
関連施策と事例紹介	178

図1 景観ポータルサイト閲覧状況

コンテンツ	アクセス数
景観まちづくりホームページトップページ	6,620
景観法等の施行状況	2,206
景観法の活用意向等について	222
景観行政団体	1,032
景観計画の策定状況	2,206
景観地区・準景観地区の策定状況	716

図2 景観まちづくり閲覧状況



図3 景観ポータルサイトのトップページ

●国民アンケート、地方公共団体アンケートにおいては、景観ポータルサイトを閲覧したことがないという主旨の回答が多い。

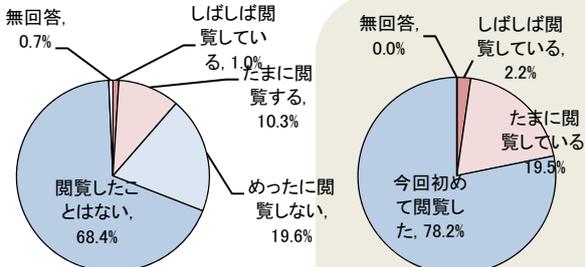
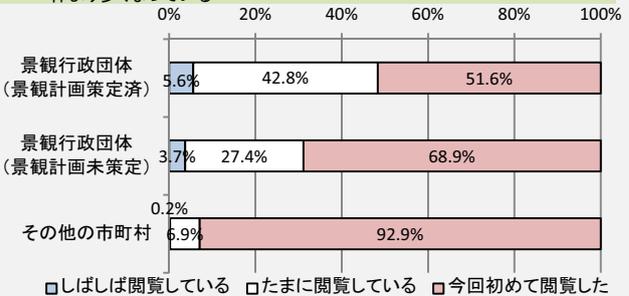


図4 景観ポータルサイトの閲覧状況 (H23年9月時点、国民 n=1,005)

図5 景観ポータルサイトの閲覧状況 (H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)

●景観計画策定済の団体は、閲覧経験があるという主旨の回答が他の団体より多くなっている



景観ポータルサイトの目的場面

●地方公共団体アンケートによると、「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」という回答が27.2%ある。これについて、景観計画の策定予定がある景観行政団体において、47.2%となっており、他の団体と比較して回答が多い。

	景観に関する一般的情報の収集のため	景観計画策定・改訂の検討の参考にするため	公共事業における景観配慮の取組の参考にするため	景観資源の把握のため	その他・無回答
景観行政団体(景観計画策定済)	115 (78.2%)	37 (25.2%)	25 (17.0%)	11 (7.5%)	3 (2.0%)
景観行政団体(景観計画策定予定あり)	88 (70.4%)	59 (47.2%)	8 (6.4%)	9 (7.2%)	2 (1.6%)
景観行政団体(景観計画策定予定なし・無回答)	27 (79.4%)	2 (5.9%)	6 (17.6%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)
その他の市町村	45 (72.6%)	2 (3.2%)	9 (14.5%)	2 (3.2%)	2 (3.2%)
計	275 (74.7%)	100 (27.2%)	48 (13.0%)	24 (6.5%)	10 (2.7%)

図6 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面 (複数回答可) (H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体n=368)

景観ポータルサイトの閲覧内容

●地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトで閲覧したことのあるコンテンツとしては、「景観関連施策と事例紹介」が71.5%と最も多い。

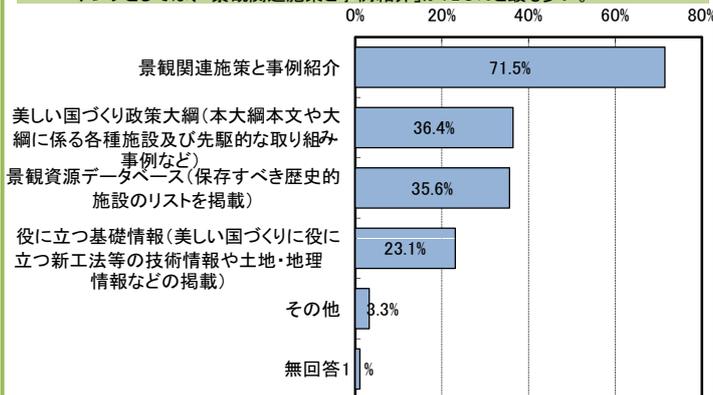


図7 景観ポータルサイトの閲覧内容 (複数回答可) (H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体n=368)

景観ポータルサイトの課題

●地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」という回答が81.7%で最も多い。次いで、「コンテンツの内容の充実」という回答が32.1%ある。

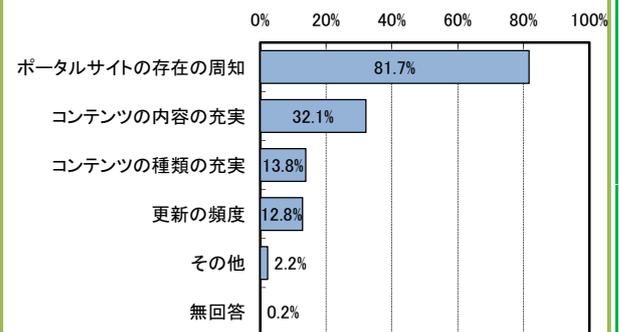


図8 景観ポータルサイトの課題 (複数回答可) (H23年9月1日時点、地方公共団体n=1,689)

技術群毎の技術開発一覧

技術群「①最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術」

● 1件の技術開発を実施

名称	技術開発の概要	実施年度
社会資本ストックの管理運営技術の開発	住宅・社会資本ストックが有する歴史的文化価値・景観・環境等の価値、機能、構造の劣化と社会的陳腐化の実態ならびに多様な維持管理・更新手法による向上効果を適切に評価・予測し、地域・ネットワークなど群の単位で各種長寿命化技術を組み合わせて多方面への影響を考慮した管理運営(財政・環境・経済・景観)を図る手法として「戦略的ストックマネジメント手法」を開発。	H16

技術群「②GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」

● 3件の技術開発を実施

名称	技術開発の概要	実施年度
空中写真・旧版地図などのデータベース化手法と変遷を把握するための技術開発	地理情報デジタルアーカイブについてのニーズ調査及びデータ形式、データ取得方法等に関する研究を実施。	H16
航空レーザ測量による地形や植生などの土地の三次元構造を把握するための技術開発	航空レーザ測量等を活用して、樹林に覆われた地形と植生の三次元構造を把握し、それらの相互の影響を評価する新たな手法技術を開発。航空レーザ測量データから捉えた植生三次元構造や森林下の微地形分類結果を用いて、自然環境や地域景観構造を評価するための基礎となる主題図(景観生態学図)を作成する技術を開発。	H16 H22
国土の時系列地図情報的高度利用に関する研究	国土の景観・環境保全に地理学的な視点を与えるため、「国土変遷アーカイブ整備」事業により整備されつつある時系列地図情報に加え、米軍空中写真等の仕様の異なる歴史的地理情報を高度に処理して時系列的な空間データを作成し、地理情報システムにより国土の時系列の変遷を計測する技術を開発。また、地理情報システムを用いて当時の景観の復元を実施。	H17 H21

技術群「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」

● 8件の技術開発を実施

名称	技術開発の概要	実施年度
水域の分断要因による水生生物への影響の把握と水域のエコロジカルネットワークの保全・復元手法に関する研究	水田地域における水域ネットワークと河川における水域ネットワークの分断が魚類に与える影響を把握し、これらのネットワークが魚類の生活史においてどのような役割を持つか調査。河川と農業水路・水田等との間における生物の生息・生育環境の相互の連続性の確保について、現地調査やヒアリングを実施し、取り組み内容の詳細調査や種間・種管等の構造的課題・改善策の検討を行い、「河川における地域レベルの生物生息環境の連続性確保の指針(案)」を作成。	H16 H21
河川環境におけるインパクトレスポンスに関する研究	河川事業が環境に与える影響を予測し、回避・低減する手法の開発を目的に、実事業を対象に調査・研究を実施。	H16 H21
水辺植生帯の環境機能に関する調査	水辺植生帯の水質浄 機能の定量的評 元手法の効果を検証、技術的提案を実施。	H16
効率的な油回収システムの研究の推進	海上に流出した高粘度の浮遊油を波浪のある海上で真空吸引により除去することを考慮した、油回収システムの研究を実施。	H15
潮流による負圧海水交換システムによる環境改善のための研究	自然エネルギーである潮流による水圧の差を利用して、夏場に水質悪化が著しくなる湾内低層水を湾外に排出することにより海水交換を行う装置(負圧利用型海水交換装置)の開発を平成9年度より開始。模型実験を経て平成16年度より大船渡港で水質改善の実証実験を実施。	H16 H18
東京湾口における環境モニタリング及び解析の実施	船舶などの交通量の多い東京湾において、連続的な海洋観測を行うため、東京湾口を横断するフェリーに流況、水質、気象を自動で計測する装置を設置し、東京湾口の状態観測を実施。	H15
海水浄化にも資する長周期波消波岸壁の開発	両面スリットケーソンと裏込材(砕石層)を組み合わせにより、港湾の静穏度の向上と海水浄化の促進を図る長周期波消波岸壁の開発を実施。	H16 H18
藻場・干潟等の保全創出技術や閉鎖性水域の評価システム技術等を利用した海域の総合的な環境改善技術の開発	内湾域の水理構造や水質環境と生物生息分布の関係を類型化し対応させることで、水除線の改善による個別の効果を推定し、湾内における個別生態系の最適配置の選定に利用できる融合型環境評価モデルの開発を実施。自然の変化、広域の生態系のネットワークに配慮した個別生態系形成の実証実験の実施、多様で活力ある生態系の形成技術の確立、市民参加による順応型管理手法の実践により、豊かな生態系をもつ干潟を都市臨海部に再生し、市民が海辺の自然に親しめる場を提供し得るために必要な技術・手法を研究・開発。	H16 H22

● 2件の技術開発が現在実施中

名称	技術開発の概要	実施年度
変動を加味した河川の正常流量に関する基礎調査	自然共生研究センター実験河川や実河川で得られたデータから、河川生物(付着藻類、魚類)、水質、景観の維持に果たす出水の役割を検討し、河川生態系に配慮した流量変動のあり方を検討。	H16
ITを利用した野生生物追跡調査手法の開発	マルチテレメトリーシステムを活用した野生生物追跡調査手法を開発。開発した手法を用いて野生生物(哺乳類)追跡実験を行い、取得データと物理環境・植生情報の関係性から野生生物の行動を予測する手法、河道内地形変化を予測する手法の基礎的なツールを整理。	H16

技術開発成果の活用事例

■ 技術開発により整備されたデータベースが国土地理院ホームページ「国土変遷アーカイブ」で公開され、これを自治体が都市緑地法に基づく緑の基本計画の検討時に活用。



空中写真を過去に遡って比較し、緑の変遷を把握

「国土変遷アーカイブ」を活用した緑の変遷把握も踏まえて「緑の基本計画」を策定



東広島市 緑の基本計画(平成23年5月)より

■ 技術開発された干潟造成技術を活用して、横浜市みなとみらい21中央地区の公園内に水質浄化機能を発揮する干潟を整備。



造成干潟

※横浜市ホームページより

美しい国づくり政策大綱 フォローアップ（H23年度版）

参考資料 2

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
①事業における景観形成の原則化	○雨天時に下水中のごみ等が河川や海等へ流出しないよう貯留施設の整備等により合流式下水道を改善	平成16年度に制度化	合流式下水道の有すべき構造等を下水道法施行令に位置付けた。	H15年9月25日告示 H16年4月1日施行	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	合流式下水道改善率	約36%(平成21年度)	約63%(平成24年度)
	—	—	高度処理について、下水道法施行令で明確化した。	H15年9月25日告示 H16年4月1日施行	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	良好な水環境創出のための高度処理実施率	約29%(平成21年度)	約30%(平成24年度)
	○道路防護柵の景観への配慮を原則化	ガイドラインを平成15年度に作成	平成15年10月にガイドライン(案)を作成し、パブリックコメント、ガイドラインにおいて基本とする色彩の試行等を実施。平成16年3月にガイドラインを決定し、道路管理者に参考配布した。	H16年3月31日措置	—	—	—	—
	○道路標識柱について景観に配慮した色彩を採用	平成16年度に対応	平成16年6月に設置した「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」において、景観に配慮した道路案内標識のあり方の一つとして、標識柱の色彩について検討し、平成16年12月にまとめられた提言の中で、「地域景観への調和の観点から変更の必要がある場合には、地域におけるマネジメントをとおして適切な色彩の検討を行う」旨を提言した。 平成16年度以降は「標識マネジメント会議」等による検討を踏まえ、整備を実施している。	H16年度より措置	—	—	—	—

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
①事業における景観形成の原則化	○土地区画整理事業でモデル的に認められていた高い質の公共施設に対する補助を一般化	平成15年度に対応	平成17年3月にふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の一般化について通知した。 その後、通知が活用され、12地区にて事業が実施された。 H17予算額 都市再生区画整理事業7,224百万円の内数(国費3,216百万円の内数) 土地区画整理事業205,028百万円の内数(国費114,430百万円の内数) H18予算額 都市再生区画整理事業7,705百万円の内数(国費3,430百万円の内数) 土地区画整理事業191,209百万円の内数(国費106,489百万円の内数) H19予算額 都市再生区画整理事業8,291百万円の内数(国費3,691百万円の内数) 土地区画整理事業180,244百万円の内数(国費100,320百万円の内数) H20予算額 都市再生区画整理事業8,111百万円の内数(国費3,631百万円の内数) 土地区画整理事業163,123百万円の内数(国費90,969百万円の内数) H21予算額 都市再生区画整理事業8,159百万円の内数(国費3,680百万円の内数) 土地区画整理事業3,864,752百万円の内数(国費1,746,636百万円の内数) H22予算額 社会資本整備総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額 社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数	H16年度より措置	-	-	-	-
	-	-	港湾景観形成ガイドラインを平成16年度に策定した。	H16年度措置	-	-	-	-
	-	-	光波標識設備基準により、航路標識(灯台)の電源系工事に際して、配電線の解消を図ることを原則化した。	H15年度措置	-	-	-	-
	■都市の顔となるような地区、国立公園等自然景観に配慮する必要がある地区及び歴史的・伝統的な景観が保存されている地区計17地区において、道路防護柵を景観に配慮したものとするとともに、木製防護柵(歩行者自転車用)を31箇所を整備する。	平成15年度中に実施	景観に配慮した道路防護柵について現地状況や地元協議等により設置を見合わせた箇所を除き、15地区で整備。木製防護柵(歩行者自転車用)についてはH21まで全国62箇所を整備。	H15年度～H21年度措置	-	-	-	-
■36箇所以上の灯台への配電線を撤去する	平成19年度までに実施	クリーンエネルギーを利用した航路標識の整備として、H19年度までに348箇所の灯台への配電線を撤去 H17予算額 事業費5,529百万円の内数(国費5,529百万円の内数) H18予算額 事業費5,585百万円の内数(国費5,585百万円の内数) H19予算額 事業費5,570百万円の内数(国費5,570百万円の内数)	H17年度～H19年度予算	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、計画段階、設計段階など事業の実施前や事象完了後といった事業の各段階において、既存の制度に景観を評価の項目として織り込むことなどにより、事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組みを確立する。	平成15年度に評価システム検討、平成16年度に試行的に導入	「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」平成16年6月25日に策定。地方整備局等へ通知。地方公共団体等へは参考配布。 「景観アセスメント(景観評価)」の試行の44事業を平成16年7月16日に公表し、試行を実施。 平成19年4月「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」を、試行を踏まえ策定。地方整備局等へ通知。地方公共団体等へは参考配布。これに基づき直轄事業について景観の予測と評価、その結果を踏まえた計画・設計案への反映を含む景観検討のシステムを確立。平成19年度より本格運用。	H16年度～H19年度措置	-	-	-	-
③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	事業担当各職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明確にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごとに策定する	平成16年度までに策定	官庁宮繕事業に関する景観形成ガイドラインを平成16年5月に策定し、ホームページに公開した。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
			平成17年に策定した景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)を、平成23年6月に市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業を対象とした、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」に改訂した。	H16年度措置 H23年度措置	-	-	-	-
			平成16年度に有識者からなる委員会等を立ち上げ、平成18年度に河川景観形成ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」を策定した。	H18年度措置	-	-	-	-
			平成16年度に道路デザイン指針(案)を策定し、これをもとに、各地方整備局等において景観検討の実施要領や手引き等に活用。	H16年度措置	-	-	-	-
			住宅事業等に関する「景観形成ガイドライン」を策定した。	H16年度措置	-	-	-	-
			港湾景観形成ガイドラインを平成16年度に策定した。	H16年度措置	-	-	-	-
			「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」を平成16年3月に策定した。	H15年度措置	-	-	-	-
高い煙突類の屋間障害標識(赤白交互の塗色)やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制について、景観にも配慮した基準改正を行う。	平成15年度に対応	航空障害灯の削減及び屋間障害標識の削減について、省令改正及び通達改正等を行った(平成15年12月25日公布・施行)。また、緩和措置の実効性を確保するため、緩和の内容を航空局ホームページに掲載すると共に、各航空障害灯設置管理者及び地方自治体等に対し、ダイレクトメールにて航空障害灯の消灯又は撤去が可能となる緩和が施行されたこと、緩和策導入のメリット、既存設備改修時の参考指針等について、周知を図った。	H15年12月25日公布・施行	-	-	-	-	
		緩和措置の徹底を図るため、地方航空局に「専用相談窓口」、航空障害灯を取り扱う各メーカーに「技術相談窓口」を開設した。また、主要なビル関係団体(2団体)に設置基準緩和の内容とその実施方法について説明を行った。	H20年6月措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
④景観に関する基本法制の制定	良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る	平成16年度目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年6月18日景観法公布。同年12月17日の景観法一部施行(第3章以外)にあわせ、景観法施行令等の政令、景観法施行規則等の省令、景観法運用指針を发出。 平成17年6月1日の景観法全面施行にあわせ、景観法施行令等の政令、景観法施行規則等の省令、景観法運用指針を改正。 引き続き、景観法の普及啓発などを図る。 	H16年6月18日公布 H16年12月17日一部施行 H17年6月1日全面施行	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づき取組を進める地域の数 ・景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数 	267団体	500団体 (H24年度) 600件 (H23年度)
			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした地域振興・活性化の取組を支援する景観形成総合支援事業を実施。 H19予算額: 景観形成総合支援事業 事業費 600 百万円(国費 200 百万円) H20予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,180 百万円(国費 930 百万円)の内数 H21予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,560 百万円(国費 1,000 百万円)の内数 H22予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,100 百万円(国費 850 百万円)の内数 	H19年度～H22年度 予算				
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年 5 月23 日地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法(歴史まちづくり法)公布。同年11月4日施行にあわせ、歴史まちづくり法施行令等の政令、歴史まちづくり法施行規則等の省令、歴史まちづくり法基本的な方針、歴史まちづくり法運用指針を发出。 	H20年 5 月23日公布 H20年11月4日施行	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数 	22団体	100団体 (H24年度)
			<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致形成建造物について、復原・修理等、また建造物に関連した伝統行事の活性化などの、ソフト事業について総合的に支援する、歴史的環境形成総合支援事業を実施。 H20予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,180 百万円(国費 930 百万円)の内数 H21予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,560 百万円(国費 1,000 百万円)の内数 H22予算額: 景観・歴史的環境形成総合支援事業 事業費 2,100 百万円(国費 850 百万円)の内数 H23予算額: 歴史的環境形成総合支援事業事業費 373 百万円(国費156百万円) 	H20年度～H23年度 予算				
			<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の区域内にある土地等を、景観重要公共施設の整備に関する事業のために地方公共団体又は景観整備機構によって買い取られる場合、当該譲渡所得について1,500万円の特別控除が適用されるよう租税特別措置法を改正 	H17年 3月31日公布 H17年4月1日施行	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
④景観に関する基本法 制の制定	良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る	平成16年 度目標	街なみ環境整備事業の拡充 景観法に基づく取組みの着実な推進を図るため、街なみ環境整備事業の事業区域に景観計画区域等を加えとともに、景観重要建造物の修景に係る費用を補助対象とする他、景観整備機構の施行者への追加を行った。 H17予算額：国費 43,915百万円の内数 引き続き、良好な美観を有する街なみ形成を推進するため、街なみ環境整備事業を実施。 H18予算額：街なみ環境整備事業 事業費138,909百万円の内数 国費 42,295百万円の内数 H19予算額：街なみ環境整備事業 事業費112,946百万円の内数 国費 37,663百万円の内数 H20予算額：街なみ環境整備事業 事業費 90,199百万円の内数 国費 33,571百万円の内数 H21予算額：街なみ環境整備事業 事業費 95,214百万円の内数 国費 36,701百万円の内数 H22予算額：街なみ環境整備事業 社会資本整備総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額：街なみ環境整備事業 社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数	H16年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			まちづくり交付金の拡充 (まちづくり交付金は、平成22年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付け) 平成20年度の制度拡充において、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく事業を行う一定の要件を満たす地区については、歴史的環境の保全及び整備による魅力的なまちづくりが行われることから、基幹事業に古都及び緑地保全事業等を追加し、市町村の創意工夫をより一層活かした取組を支援。 H20予算額：国費2,660億円の内数 平成21年度の制度拡充において、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、歴史まちづくりに関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を現行40%から45%に拡充。 H21予算額：国費2,360億円の内数 平成22年度より社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業として実施 H22予算額：都市再生整備計画事業 社会資本整備総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額：都市再生整備計画事業 社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数	H20年度～H23年度 予算	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
④景観に関する基本法制の制定	良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る	平成16年度目標	都市公園事業の拡充 ○景観法に基づく景観重要建造物等と一体となった都市公園について、都市公園等整備水準要件の対象外として重点的に支援(H17～) ○歴史まちづくり法に基づく認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられた城跡・古墳等の復原整備を都市公園事業の交付対象に追加(H20～) ○歴史まちづくり法第25条に基づき公園施設の整備を行う認定市町村を、都市公園事業の交付対象に追加(H21～) 予算額 H17予算額 事業費194,437百万円(国費78,771百万円) H18予算額 事業費179,669百万円(国費73,393百万円) H19予算額 事業費168,677百万円(国費 68,774百万円) H20予算額 事業費159,276百万円(国費 64,971百万円) H21予算額 事業費151,793百万円(国費 62,142百万円) H22予算額:社会資本総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額:社会資本総合交付金1.75兆円の内数	H17年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			都市再生区画整理事業の拡充 歴史まちづくり法第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業の地区を重点地区に追加。 H20予算額 都市再生区画整理事業8,111百万円の内数(国費3,631百万円の内数) H21予算額 都市再生区画整理事業8,159百万円の内数(国費3,680百万円の内数) H22予算額 社会資本整備総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額 社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数	H20年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			まちづくり計画策定担い手支援事業の拡充 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画における重点区域を事業の対象地域に追加。 H20予算額:まちづくり計画策定担い手支援事業 事業費230百万円(国費200百万円)の内数 H21予算額:まちづくり計画策定担い手支援事業 事業費200百万円(国費170百万円)の内数 H22予算額:まちづくり計画策定担い手支援事業 事業費172百万円(国費136百万円)の内数 H23予算額:まちづくり計画策定担い手支援事業 事業費184百万円(国費154百万円)の内数	H20年度～H23年度 予算	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
④景観に関する基本法制の制定	良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る	平成16年度目標	景観形成事業推進費(継続) 「景観法」等に基づく地域又は区域において実施する良好な景観形成に係る事業の推進等 H16予算額:景観形成事業 国費20,000百万円 H17予算額:景観形成事業 国費20,000百万円 H18予算額:景観形成事業 国費20,000百万円 H19予算額:景観形成事業 国費20,000百万円 H20予算額:景観形成事業 国費20,000百万円 H21予算額:景観形成事業 国費40,000百万円の内数 ※H21に国土・景観形成事業推進調整費に整理・統合され、H21年度迄で廃止となった。	H16年度～H21年度 予算	-	-	-	-
			H17年度に日本政策投資銀行の融資対象事業に景観法に基づく景観重要建造物、景観地区内建造物又は準景観地区内建造物の活用・整備又は保全に関する事業を追加。(同行の民営化に伴いH20年9月末をもって廃止)	H17年度からH20 年9月末まで措置	-	-	-	-
			平成16年6月2日建築基準法等の一部改正法公布。住宅地下室の容積率不算入措置の見直しや、屋敷林や市民緑地等を保全しつつ、未利用容積を活用できる制度等を創設した。	H16年6月2日公布 H17年6月1日施行	-	-	-	-
⑤緑地保全、緑化推進策の充実	都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を一体的に推進するため、都市公園法、都市緑地保全法を統合する。	平成16年度目標	都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度の創設及び木竹の伐採等に関する届出・命令制により都市の緑地を保全する緑地保全地域制度の創設について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
		平成16年度目標	都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、大規模敷地の建築物を対象に敷地の一部の緑化を義務付ける緑化地域の創設について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
		平成16年度目標	都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、多様な主体による公園管理の仕組みの整備について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
		平成16年度目標	都市緑地保全法等の一部を改正する法律において、歴史上及び学術上価値の高い建築物の建ぺい率制限緩和について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
		平成15年度中に完了	国土交通省所管の中央官庁庁舎の屋上緑化整備を完了する。	屋上緑化整備が可能な中央官庁庁舎7施設について整備を完了。	H15年度措置	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑤緑地保全、緑化推進策の充実	■緑陰道路プロジェクトとして指定された25地区について、沿道住民等と協力しながら緑陰道路計画を策定し、街路樹を剪定しない緑陰道路の管理に取り組む。 ■都市における既存緑地の保全と併せて、公園、河川、道路等が一体的に事業を推進することにより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の骨格軸の形成、都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進する。	平成15年度より実施	緑陰道路プロジェクトとして指定された全25地区において、緑陰道路管理計画を策定し、道路管理者と沿道住民が協力しながら街路樹管理を実施。	H15年度より措置	-	-	-	-
			H16予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費12,013百万円(国費5,000百万円) H17予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費12,710百万円(国費5,215百万円) H18予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費13,265百万円(国費5,370百万円) H19予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費13,263百万円(国費5,369百万円) H20予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費13,128百万円(国費5,314百万円) H21予算額：緑地環境整備総合支援事業 事業費13,484百万円(国費5,458百万円) H22予算額：都市公園等事業 社会資本総合交付金2.2兆円の内数 H23予算額：都市公園等事業 社会資本総合交付金1.75兆円の内数、地域自主戦略交付金(内閣府)0.51兆円の内数 ・本事業の活用などによる事業の連携により、水と緑のネットワーク構築を推進。 ・市街地内の緑地、都市近郊の里山の保全のための税制面での特例措置を実施。	H16年度～H23年度措置	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	都市域における水と緑の公的空間確保	平成19年度比約2%増(平成21年度)	平成19年度比約1割増(平成24年度)
⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	○より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善	平成15年度より順次実施	東京湾の再生を図るため下水道の普及促進、高度処理施設の整備等を推進する。 H16予算額：下水道事業 事業費1,615,630百万円(国費874,880百万円)の内数 H17予算額：下水道事業 事業費1,472,065百万円(国費798,119百万円)の内数 H18予算額：下水道事業 事業費1,379,472百万円(国費735,286百万円)の内数 H19予算額：下水道事業 事業費1,245,801百万円(国費651,662百万円)の内数 H20予算額：下水道事業 事業費1,202,642百万円(国費617,869百万円)の内数 H21予算額：下水道事業 事業費1,154,971百万円(国費587,408百万円)の内数 H22予算額：下水道事業 事業費81,851.641百万円(国費49,629百万円)の内数及び社会資本整備総合交付金 2.2兆円の内数 H23予算内示額：下水道事業 事業費16,816.986百万円(国費11,261百万円)の内数及び社会資本整備総合交付金 1.75兆円の内数	H16～23年度予算	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	良好な水環境創出のための高度処理実施率	約29%(平成21年度)	約30%(平成24年度)
			8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率	河川：約73% 湖沼：約55% 閉鎖性海域：約73%(平成21年度)	河川：約75% 湖沼：約59% 閉鎖性海域：約74%(平成24年度)		

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○より良好な処理水質が得られる下水の 高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化 している大都市圏の海や汚濁の著しい河 川等における水質の改善	平成15 年度より 順次実施	東京湾の再生を図るため、河川浄化施設の整備等を推進する。 H16予算額：河川事業 事業費 792,082百万円（国費 485,741百万円）の内数 H17予算額：河川事業 事業費 741,842百万円（国費 454,169百万円）の内数 H18予算額：河川事業費等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額：河川事業費等 事業費 1,116,232百万円（国費 736,172百万円）の内数 H20予算額：河川事業費等 事業費 1,120,583百万円（国費 704,371百万円）の内数 H21予算額：河川事業費等 事業費 1,073,945百万円（国費 680,527百万円）の内数 H22予算額：河川事業費等 事業費 860,392百万円（国費 667,035百万円）の内数及び社会資 本整備総合交付金 2.2兆円の内数 H23予算額：河川事業費等 事業費 858,789百万円（国費 643,434百万円）の内数及び社会資 本整備総合交付金 1.75兆円の内数	H16～23年度予算	-	-	-	-
			東京湾及び大阪湾の再生を図るため、汚泥の浚渫・覆砂や浮遊ゴミ・油の回収等を実施 H16予算額：港湾整備事業 事業費474,547百万円（国費277,087百万円）の内数 H17予算額：港湾整備事業 事業費432,988百万円（国費258,128百万円）の内数 H18予算額：港湾整備事業 事業費401,494百万円（国費242,084百万円）の内数 H21予算額：港湾整備事業 事業費3,733億円（国費2,195億円）の内数 H22予算額：港湾整備事業 事業費2,399億円（国費1,655億円）の内数 H23予算内示額：港湾整備事業 事業費2,490億円（国費1,666億円）の内数	H16年度～H18年度 予算 H20年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			東京湾において、平成14年度に千葉灯標に設置した測定施設（モニタリングポスト）による 東京湾奥部の環境モニタリングを開始し、インターネットによりリアルタイム情報を公開して いる。また、人工衛星データを利用した赤潮等の常時監視を実施している。 H15予算額：事業費24百万円（国費） H16予算額：事業費17百万円（国費） H17予算額：事業費17百万円（国費） H18予算額：事業費17百万円（国費） H19予算額：事業費16百万円（国費） H20予算額：事業費16百万円（国費） H21予算額：事業費16百万円（国費） H22予算額：事業費 8百万円（国費） H23予算額：事業費12百万円（国費）	H15年度より実施	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○より良好な処理水質が得られる下水の 高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化 している大都市圏の海や汚濁の著しい河 川等における水質の改善	平成15 年度より 順次実施	水環境の悪化が著しい河川等で、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管 理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッ クスII）」を策定・実施している。 H16予算額： 下水道事業 事業費1,615,630百万円（国費874,880百万円）の内数 河川事業 事業費 792,082百万円（国費 485,741百万円）の内数 H17予算額： 下水道事業 事業費1,472,065百万円（国費798,119百万円）の内数 河川事業 事業費 741,842百万円（国費 454,169百万円）の内数 H18予算額： 下水道事業 事業費1,379,472百万円（国費735,286百万円）の内数 河川事業費等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額： 下水道事業 河川事業費等 事業費 1,116,232百万円（国費 736,172百万円）の内数 H20予算額： 下水道事業 河川事業費等 事業費 1,120,583百万円（国費 704,371百万円）の内数 H21予算額： 下水道事業 河川事業費等 事業費 1,073,945百万円（国費 680,527百万円）の内数 H22予算額： 下水道事業 河川事業費等 事業費 860,392百万円（国費 667,035百万円）の内数及び社会資本整備総合交 付金 2.2兆円の内数 H23予算額： 下水道事業 河川事業費等 事業費 858,789百万円（国費 643,434百万円）の内数及び社会資本整備総合交 付金 1.75兆円の内数	H16～23年度予算	8 良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を推 進する	河川・湖 沼・閉鎖 性海域に おける汚 濁負荷削 減率	河川：約 73% 湖沼：約 55% 閉鎖性海 域：約 73% (平成21 年度)	河川：約 75% 湖沼：約 59% 閉鎖性海 域：約74% (平成24年 度)
			合流式下水道の有すべき構造等を下水道法施行令に位置付けた。					

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○より良好な処理水質が得られる下水の 高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化 している大都市圏の海や汚濁の著しい河 川等における水質の改善	平成15 年度より 順次実施	合流式下水道の改善を推進。 H16予算額：事業費120,394百万円（国費65,527百万円） H17予算額：事業費132,392百万円（国費66,196百万円） H18予算額：事業費134,186百万円（国費67,093百万円） H19予算額： 下水道事業 事業費1,245,801百万円（国費651,662百万円）の内数 H20予算額： 下水道事業 事業費1,202,642百万円（国費617,869百万円）の内数 H21予算額： 下水道事業 事業費1,154,971百万円（国費587,408百万円）の内数 H22予算額： 下水道事業 事業費81,851.641百万円（国費49,629百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 2.2兆円の内数 H23予算内示額： 下水道事業 事業費16,816.986百万円（国費11,261百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 1.75兆円の内数	H16～23年度予算	8 良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を推 進する	合流式下 水道改善 率	約36%（平 成21年 度）	約63%（平 成24年 度）
			下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の 防止などに資する下水処理場の高度処理化を推進 H16予算額： 下水道事業 事業費1,615,630百万円（国費874,880百万円）の内数 河川事業 事業費 792,082百万円（国費 485,741百万円）の内数 H17予算額： 下水道事業 事業費1,472,065百万円（国費798,119百万円）の内数 河川事業 事業費 741,842百万円（国費 454,169百万円）の内数 H18予算内示額： 下水道事業 事業費1,379,472百万円（国費735,286百万円）の内数 河川事業費等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額： 下水道事業 事業費1,245,801百万円（国費651,662百万円）の内数 H20予算額： 下水道事業 事業費1,202,642百万円（国費617,869百万円）の内数 H21予算額： 下水道事業 事業費1,154,971百万円（国費587,408百万円）の内数 H22予算額： 下水道事業 事業費81,851.641百万円（国費49,629百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 2.2兆円の内数 H23予算内示額： 下水道事業 事業費16,816.986百万円（国費11,261百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 1.75兆円の内数	H16年度～H23年度 予算	8 良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を推 進する	良好な水 環境創出 のための 高度処理 実施率	約29% （H21年 度）	約30% （H24年度）

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○豊かな水量の確保や消波ブロック・放 置艇等景観阻害要因の除去による水辺・ 海辺空間の再生	平成15 年度より 順次実施	景観を著しく損ねている離岸堤の潜堤・人工リーフ化等の施設改良、大規模漂着流木対策による海岸景観の改善・保全を推進 H16予算額：海岸事業 事業費93,379百万円（国費56,407百万円）の内数 H17予算額：海岸事業 事業費85,354百万円（国費52,995百万円）の内数 H18予算額：海岸事業 事業費82,337百万円（国費51,401百万円）の内数 H19予算額：海岸事業 事業費79,464百万円（国費49,826百万円）の内数 H20予算額：海岸事業 事業費76,254百万円（国費48,190百万円）の内数 H21予算額：海岸事業 事業費72,567百万円（国費46,627百万円）の内数 H22予算額：海岸事業 事業費23,374百万円（国費22,345百万円）の内数及び社会資本整備総合交付金2,200,000百万円の内数 H23予算額：海岸事業 事業費21,843百万円（国費22,318百万円）の内数及び社会資本整備総合交付金1,753,870百万円の内数及び地域自主戦略交付金512,024の内数	H16年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			河道や施設等の整備を実施し、親水や舟運等の河川利用を推進	H15年度より措置	-	-	-	-
			FRP廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクトを実施 H16予算額：FRPリサイクルシステム構築事業 事業費76百万円（国費76百万円） H17予算額：FRPリサイクルシステム構築事業 事業費51百万円（国費51百万円） H18予算額：FRPリサイクルシステム構築事業 事業費29百万円（国費29百万円） 平成18年度FRP廃船高度リサイクルシステム構築完了	H16年度～H18年度 予算	-	-	-	-
			ボートパーク等係留保管施設の整備等を実施し、放置艇対策を推進 H16予算額：港湾整備事業 事業費474,547百万円（国費277,087百万円）の内数 H17予算額：港湾整備事業 事業費432,988百万円（国費258,128百万円）の内数 H18予算額：港湾整備事業 事業費401,494百万円（国費242,084百万円）の内数 H20予算額：港湾整備事業 事業費392,637百万円（国費227,950百万円）の内数 H21予算額：港湾整備事業 事業費373,297百万円（国費219,500百万円）の内数 H22年度予算額：社会資本整備総合交付金（国費2,200,000百万円の内数） H23年度予算額：社会資本整備総合交付金（国費1,753,870百万円の内数）及び地域自主戦略交付金（国費512,024百万円の内数）	H16年度～H18年度 予算 H20年度～H23年度 予算	海上物流基盤 の強化等総合 的な物流体系 整備の推進、 みなとの振 興、安定的な 国際海上輸送 の確保を推進 する	港湾にお けるプレ ジャー ボートの 適正な係 留・保管 率	53. 8%	55%（平 成23年度）
			取水等による河川の無水・減水区間を解消するため、既存ダム弾力的な運用や利水者の協力を得た水利調整等により、清流回復を推進 H16予算額：ダム水環境改善 事業費1,590百万円（国費：770百万円） H17予算額：ダム事業 事業費 377,389百万円（国費 267,949百万円）の内数 H18予算額：河川事業費等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額：河川事業費等 事業費 1,116,232百万円（国費 736,172百万円）の内数 H20予算額：河川事業費等 事業費 1,120,583百万円（国費 704,371百万円）の内数 H21予算額：河川事業費等 事業費 1,073,945百万円（国費 680,527百万円）の内数 H22予算額：河川事業費等 事業費 860,392百万円（国費 667,035百万円）の内数 H23予算額：河川事業費等 事業費 858,789百万円（国費 643,434百万円）の内数	H16年度～H23年度 予算	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○豊かな水量の確保や消波ブロック・放 置艇等景観阻害要因の除去による水辺・ 海辺空間の再生	平成15 年度より 順次実施	水環境の悪化が著しい河川等で、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管 理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッ サンスII）」を策定・実施している。 H16予算額： 下水道事業 事業費1,615,630百万円（国費874,880百万円）の内数 河川事業 事業費 792,082百万円（国費 485,741百万円）の内数 H17予算額： 下水道事業 事業費1,472,065百万円（国費798,119百万円）の内数 河川事業 事業費 741,842百万円（国費 454,169百万円）の内数 H18予算額： 下水道事業 事業費1,379,472百万円（国費735,286百万円）の内数 河川事業等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額： 下水道事業 事業費1,245,801百万円（国費651,662百万円）の内数 河川事業等 事業費 1,116,232百万円（国費 736,172百万円）の内数 H20予算額： H20予算額： 下水道事業 事業費1,202,642百万円（国費617,869百万円）の内数 河川事業等 事業費 1,120,583百万円（国費 704,371百万円）の内数 H21予算額： 下水道事業 事業費1,154,971百万円（国費587,408百万円）の内数 河川事業等 事業費 1,073,945百万円（国費 680,527百万円）の内数 H22予算額： 下水道事業 事業費81,851.641百万円（国費49,629百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 2.2兆円の内数 河川事業等 事業費 860,392百万円（国費 667,035百万円）の内数及び社会資本整備総合交 付金 2.2兆円の内数 H23予算額： 下水道事業 事業費16,816.986百万円（国費11,261百万円）の内数及び社会資本整備総合交付 金 1.75兆円の内数 河川事業等 事業費 858,789百万円（国費 643,434百万円）の内数及び社会資本整備総合交 付金 1.75兆円の内数	H16年度～23年度予 算	-	-	-	-
	○親水・交流拠点の整備等による新たな 水辺・海辺空間の創出	平成15 年度より 順次実施	親水性等に配慮し、地域と一体となった良好な河川整備をふるさとの川整備事業等により進め るとともに、水辺プラザ等による水辺の交流拠点の整備を積極的に推進 H16予算額：河川事業 事業費 792,082百万円（国費 485,741百万円）の内数 H17予算額：河川事業 事業費 741,842百万円（国費 454,169百万円）の内数 H18予算額：河川事業等 事業費 1,210,531百万円（国費 764,388百万円）の内数 H19予算額：河川事業等 事業費 1,116,232百万円（国費 736,172百万円）の内数 H20予算額：河川事業等 事業費 1,120,583百万円（国費 704,371百万円）の内数 H21予算額：河川事業等 事業費 1,073,945百万円（国費 680,527百万円）の内数 H22予算額：河川事業等 事業費 860,392百万円（国費 667,035百万円）の内数及び社会資 本整備総合交付金 2.2兆円の内数 H23予算額：河川事業等 事業費 858,789百万円（国費 643,434百万円）の内数及び社会資 本整備総合交付金 1.75兆円の内数	H16年度～23年度予 算	良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を推 進する。	都市空間 形成河川 整備率	41%	約43%（平 成24年度）
					かわまち づくり整 備自治体 数	12市	29市（平 成24年度）	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑥水辺・海 辺空間の保 全・再生・創 出	○親水・交流拠点の整備等による新たな 水辺・海辺空間の創出	平成15 年度より 順次実施	海浜や旅客ターミナル、広場など、みなとの施設やスペースを活用した地域活性化を目指す住民参加型の取組みに対して活動拠点となる施設及び地区を「みなとオアシス」として登録する制度を平成15年11月より創設 平成22年度までに54港登録	H15年度措置	-	-	-	-
			下水処理水の再利用に関する技術基準について平成17年3月30日に委員会の報告書がとりまとまったところ。 委員会の報告を受け、17年度4月に技術基準として公表済み。 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422_.html	H17年度措置	-	-	-	-
			まちづくりと一体となって都市の水路を保全、再生、創出するために、都市における水路の持つ役割を再評価し、その活用及び水量の確保に向けての現行制度の課題と今後のあり方について検討し、とりまとめた。	H16年度措置	-	-	-	-
			平成14年度に企業等と連携した効率的な海岸管理方策研究会を設置し、企業等と連携した海岸管理を推進する上でのルール等を定めた報告書を作成し、HPで公表した。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
			海浜や藻場・干潟等の保全・再生・創出に取り組んできたこれまでの成果と最新の知見を取りまとめ、港湾における自然再生について総合的に解説した実務マニュアル「海の自然再生ハンドブック」を発刊（H15年）。また、沿岸域での自然再生をより円滑に進めるために、順応的管理の在り方について、最新海外事例も加えて、「順応的管理による海辺の自然再生」としてハンドブックを作成（H19年）。	H15年11月措置 H19年3月措置	-	-	-	-
			海域環境情報の発信等の情報提供の推進について実施中。 海の環境改善に資する取組を紹介する事例集を作成（H22年）。	H15年度より措置	-	-	-	-
			港湾区域内の水質等のデータや自然再生事業情報、港湾区域及びその近傍に存在する干潟などの各種情報を一元的に管理した「海域環境情報提供システム」を構築しHPで公開	H15年12月措置 公開中	-	-	-	-
○住民、NPO等の参画の推進	平成15年 度より順 次実施	地域住民やNPO等が主体的かつ持続的に河川敷等の維持や清掃活動等に参画する仕組みを整備・促進するとともに、これらの活動や管理に関する協定の締結等により活動内容を充実 旭川（岡山県）、吉野川（徳島県）、白川（熊本県）等において実施	H15年度より措置	-	-	-	-	
		港湾緑地において、魚釣りに習熟した一般市民が来訪者へ情報提供や釣り方、マナー等の指導などを行う「フィッシング・サポーター（仮称）」制度を試行的に実施した。	H15年10月措置 H16年11月措置	-	-	-	-	
		NPO等地域の多様な主体と連携を図りつつ、河川における干潟・湿地の保全・再生・創造の計画や維持管理を推進 荒川（埼玉県）、釧路湿原（北海道）等において実施	H15年度より措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述		措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度実績値	目標値(目標年度)
⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	○住民、NPO等の参画の推進	平成15年度より順次実施	海の自然再生における市民等とのパートナーシップ構築等の考え方を含め、港湾における自然再生について総合的に解説した実務マニュアル「海の自然再生ハンドブック」を発刊(H15年)。また、沿岸域での自然再生をより円滑に進めるために、順応的管理の在り方について、最新海外事例も加えて、「順応的管理による海辺の自然再生」としてハンドブックを作成(H19年)。	H15年11月措置 H19年3月措置	-	-	-	-
	港湾において、良好な景観を保全・形成するため、港湾計画など法制度等の充実を図る。	平成16年度目標	港湾計画の変更にあたっては、随時「港湾景観形成ガイドライン」を活用し、景観配慮の記述を充実させる。	H17年度より措置	-	-	-	-
	■美しい砂浜など海辺の景観上重要な9箇所の海岸において景観阻害要因となっている消波ブロックを全て除去する。今後、逐次対象海岸を拡大する。	平成19年度までに実施	全国9箇所の海岸において景観阻害要因となっている消波ブロックの撤去を推進 H16予算額：海岸事業 事業費93,379百万円(国費56,407百万円)の内数 H17予算額：海岸事業 事業費85,354百万円(国費52,995百万円)の内数 H18予算額：海岸事業 事業費82,337百万円(国費51,401百万円)の内数 H19予算額：海岸事業 事業費79,464百万円(国費49,826百万円)の内数 H20予算額：海岸事業 事業費76,254百万円(国費48,190百万円)の内数 H21予算額：海岸事業 事業費72,567百万円(国費46,627百万円)の内数 H22予算額：海岸事業 事業費23,374百万円(国費22,345百万円)の内数及び社会資本整備総合交付金2,200,000百万円の内数 H23予算額：海岸事業 事業費21,843百万円(国費22,318百万円)の内数及び社会資本整備総合交付金1,753,870百万円の内数及び地域自主戦略交付金512,024の内数 美しい砂浜など海辺の景観上重要な9箇所の海岸のうち、7箇所の海岸において平成19年度までに景観阻害要因となっている消波ブロックを全て除去。平成23年度までに1箇所除去。残り1箇所については継続実施中。	H16年度～H23年度 予算	-	-	-	-
■美しい海辺空間を創出する16箇所の干潟を再生する。	平成19年度までに実施	港湾整備等により発生する良質な浚渫土砂の活用等により、H19年度までに16箇所の干潟を再生した。また、H20年度までに、1箇所追加され、17箇所の干潟が再生されている。 H16予算額：港湾整備事業 事業費474,547百万円(国費277,087百万円)の内数 H17予算額：港湾整備事業 事業費432,988百万円(国費258,128百万円)の内数 H18予算額：港湾整備事業 事業費401,494百万円(国費242,084百万円)の内数 H19予算額：港湾整備事業 事業費386,368百万円(国費234,110百万円)の内数 H20予算額：港湾整備事業 事業費392,637百万円(国費227,950百万円)の内数	H16年度～H20年度 予算	-	-	-	-	
⑦屋外広告物制度の充実等	○良好な自然景観や田園景観の保全のため、屋外広告物法の許可対象となる区域を中小市町村の区域も含むよう拡大	平成16年度目標	屋外広告物法の一部改正において、許可制度を設けることができる区域の制限の撤廃について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
	○違反屋外広告物を都道府県知事等が簡易に除去できる制度に関する手続きの整備	平成16年度目標	屋外広告物法の一部改正において、制度の実効性確保のため、簡易除却制度の対象物件の追加や手続きの整備について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
	○美観地区、風致地区等の都市計画制度上特に良好な景観を保全すべき地区を対象とし屋外広告物規制に関する市町村の役割の強化	平成16年度目標	屋外広告物法の一部改正において、景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例の策定ができるよう措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標				
				施策目標名	業績指標	H22年度実績値	目標値(目標年度)	
⑦屋外広告物制度の充実等	○美観地区、風致地区等の都市計画制度上特に良好な景観を保全すべき地区を対象とし屋外広告物規制に関する市町村の役割の強化	平成16年度目標	屋外広告物法の一部改正において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第7条第1項に規定する認定市町村である市町村による屋外広告物に関する条例の策定ができるよう措置	H20年5月23日公布 H20年11月4日施行	-	-	-	-
	○屋外広告業の適正な運営を図るため、悪質な事業者に対する措置の強化及び屋外広告に関する技術者の育成	平成16年度目標	屋外広告物法の一部改正において、屋外広告業の登録制度の導入について措置	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
	■各地方ブロックにおいて、地域景観の点検結果を活用するなど地元と連携して、観光地など景観上重要な一定の地区を対象に違反屋外広告物など景観阻害要因の除却等を重点的に実施する地区を選定し、当該地区では、地元地方公共団体、警察等と連携して短期間に違反屋外広告物、不法占用物等を集中整理する。	平成15年度から開始し順次実施済み地区を積み上げ	各整備局において良好な景観形成を推進するプロジェクトチーム等を設置し、川崎、浅草などで景観阻害要因の重点除却に向け検討会を立ち上げた。	H15年度より措置	-	-	-	-
			9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定。当該旬間を中心として、全国において、関係団体とも連携し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進	H22年度より措置	-	-	-	-
■あわせて全国的な事業所展開を行っている企業に対し、所管省庁と協力し経済団体等を通じて屋外広告物制度等の趣旨徹底や良好な景観形成への理解を求める。	平成15年度中に実施	日本経済団体連合会等に対し、美しい国づくりに対する理解を求めた。	H15年12月措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標																												
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)																									
⑧電線類地 中化の推進	<p>まちなかの幹線道路に加え、非幹線道路や歴史的景観地区等においても電線類地中化の円滑かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、以下の事項について検討し、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定して、電線類地中化の一層の推進を図る。</p> <p>○電線類地中化のコスト縮減、沿道も含めた新たな整備手法、区画道路等における地中化推進のための地方公共団体等への支援制度、費用負担のあり方</p> <p>○新たな電線共同溝整備道路指定等による一定の地域における原則地中化</p> <p>○今後実施される都市部のバイパス事業、街路事業等における電線共同溝等の原則同時施工</p> <p>■東京都区部及び大阪市などにおいて実施される街路事業については、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して原則地中化する。</p> <p>■観光振興の観点に留意しつつ、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して、電線類の地中化を緊急に推進すべき地区を選定し、地区内の主な道路について、5年目途に地中化する。</p>	平成16年度より実施	<p>○無電柱化の推進</p> <p>H16予算額：事業費2,287億円 H17予算額：事業費1,983億円 H18予算額：事業費1,831億円 H19予算額：事業費1,678億円 H20予算額：事業費1,688億円 H21予算額：事業費38,648億円の内数 地域活力基盤創出交付金9,400億円の内数 H22予算額：事業費31,099億円の内数 社会資本整備総合交付金22,000億円の内数 H23予算額：事業費30,982億円の内数 社会資本整備総合交付金17,539億円の内数 地域自主戦略交付金5,120億円の内数</p>	H16年度～H23年度予算	快適な道路環境等を創造する	市街地等の幹線道路の無電柱化率	14.0%(暫定値)	13.6%(平成22年度)																									
			<p>○関係省庁、関係事業者と連携を図りながら、無電柱化の対象(道路や地域)、進め方(整備手法や推進体制)、費用負担などについて取りまとめた「無電柱化推進計画」及び「無電柱化に係るガイドライン」をそれぞれ平成16年度、平成21年度に策定。</p> <p>○大綱策定以降、全国で「地方ブロック無電柱化協議会」を79回(平成23年12月末日現在)開催し、上記計画及びガイドラインに沿って実施箇所等を関係省庁、関係事業者と調整。</p> <p>各地方ブロックの協議会開催数</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道</td> <td>15回</td> <td>／</td> <td>東北</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>4回</td> <td>／</td> <td>北陸</td> <td>17回</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>7回</td> <td>／</td> <td>近畿</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12回</td> <td>／</td> <td>四国</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>5回</td> <td>／</td> <td>沖縄</td> <td>4回</td> </tr> </table>	北海道					15回	／	東北	8回	関東	4回	／	北陸	17回	中部	7回	／	近畿	3回	中国	12回	／	四国	4回	九州	5回	／	沖縄	4回	H16年度より措置
			北海道	15回					／	東北	8回																						
関東	4回	／	北陸	17回																													
中部	7回	／	近畿	3回																													
中国	12回	／	四国	4回																													
九州	5回	／	沖縄	4回																													
<p>○無電柱化推進のための調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な無電柱化手法に係る調査・検討 ・コスト縮減方策に係る調査・検討 	H16年度から措置(H21年度は除く)																																
⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	<p>地域住民、NPOが公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO等の権能を高める観点等から制度的枠組みを検討する。</p>	平成16年度より順次実施	<p>「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」において、都市公園法第5条の公園施設の設置・管理の許可要件として、「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」に加え、「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの」を追加した。</p>	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-																									

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を行うことにより、その活動の高度化を促進	平成15年度より順次実施	NPOなどの市民団体との連携、子供の安全な水辺利用の促進、資機材の提供・情報共有を図るため、北海道に整備した拠点施設の本格運用を開始	H16年度より措置	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	自然体験活動拠点数	457箇所	約550箇所 (平成24年度)
			海浜や旅客ターミナル、広場など、みなとの施設やスペースを活用した地域活性化を目指す住民参加型の取組みに対して活動拠点となる施設あるいは地区を「みなとオアシス」として登録する制度を平成15年11月より創設。登録開始。	H15年度措置	-	-	-	-
			平成15年12月に、実践的な住まい・まちづくり活動を支援する団体等に関する情報提供を行う。	H15年12月措置	-	-	-	-
	○景観に関する様々な分野の専門家の組織化とネットワーク化の推進	平成15年度より順次実施	地域において、地方整備局や地方公共団体等の関係者が一同に会し、観光地において良好な景観形成や快適な周遊空間の形成のための現地点検等を実施する連絡会議の設置等を推進。14地区において現地点検が実施され、景観等の課題抽出・改善提案等がなされた。	H21年度措置	-	-	-	-
	○身近な公共施設等の計画づくりから管理にいたる様々な段階で住民が参画できるような仕組みを整備。	平成15年度より順次実施	「都市緑地保全等の一部を改正する法律」(平成16年法律第109号、平成16年6月18日公布)において都市公園法の一部改正を行い、多様な主体による公園管理の仕組みを整備するため、公園施設の設置管理の許可要件の緩和を行った。	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
			平成16年度は、8箇所の国道事務所において、市民参画型の道路管理を実施。引き続き、全国の国道事務所での市民参画型道路管理手法の導入に向け取り組む。	H15年度より措置	-	-	-	-
全国で2,258団体が歩道の清掃活動や植樹等の管理など、協定を締結して活動中。引き続き、住民参画の促進に取り組む。			H15年度より措置	-	-	-	-	
地域住民やNPO等が主体的かつ持続的に河川敷等の維持や清掃活動等に参画する仕組みを整備・促進するとともに、これらの活動や管理に関する協定の締結等により活動内容を充実旭川(岡山県)、吉野川(徳島県)、白川(熊本県)等において実施			H15年度より措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○身近な公共施設等の計画づくりから管理 にいたる様々な段階で住民が参画できるよ うな仕組みを整備。	平成15年 度より順 次実施	瀬戸内海沿岸の107の市町村と11府県の会員と協議会活動をサポートする国の地方機関が協議 会を設立し、瀬戸内海の自然環境の保全・創造の推進のための活動を実施。例年、瀬戸内海沿 岸地域の美化活動「リフレッシュ瀬戸内」を開催し、ボランティアによる清掃活動を実施。	H17年度より措置	-	-	-	-
			・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第109号、平成16年6月18日公布)にお いて都市緑地保全法の一部改正を行い、行為の届出と命令という緩やかな行為規制による緑地保全 の制度(緑地保全地域)の創設及び多様な主体による緑地管理の仕組みの整備を行った。	H16年6月18日公布 H16年12月17日施行	-	-	-	-
			法面緑化のため、地域住民・NPO等が植樹を実施 H16予算額:砂防事業 事業費85,801百万円(国費62,821百万円)の内数 H17予算額:砂防事業 事業費83,678百万円(国費61,308百万円)の内数 H18予算額:砂防事業 事業費88,083百万円(国費63,781百万円)の内数 H19予算額:砂防事業 事業費87,555百万円(国費62,528百万円)の内数 H20予算額:砂防事業 事業費88,887百万円(国費62,865百万円)の内数 H21予算額:砂防事業 事業費85,757百万円(国費60,272百万円)の内数 H22予算額:砂防事業 事業費80,278百万円(国費59,941百万円)の内数 H23予算内示額:砂防事業 事業費84,243百万円(国費63,151百万円)の内数	H16年度～H23年 度予算	-	-	-	-
			NPO等地域の多様な主体と連携を図りつつ、河川における干潟・湿地や緑地等の保全・再生・創造の 計画や維持管理を推進 荒川(埼玉県)、釧路湿原(北海道)等において実施	H15年度より措置	良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を 推進する。	湿地・干 潟の再生 の割合	22.60%	約3割(H24 年度)
			海の自然再生における市民等とのパートナーシップ構築等の考え方を含め、港湾における自然再生に ついて総合的に解説した実務マニュアル「海の自然再生ハンドブック」を発刊	H15年11月措置	-	-	-	-
			みなとの歴史的・文化的・自然的な資産を活用したNPO等の活動を支援 NPO等市民団体、市町村、港湾管理者が協働して策定するみなとの利活用に関する実行計画「みなと まちづくりプラン」の策定を支援	H16年度予算	-	-	-	-
			NPO等と連携して取り組んでいる里浜づくりを全国的に広げるとともに、取り組む人々、今後、取り組も うとしている人々の情報交換や、成果の披露の場として、平成16年度より里浜づくりホームページ「さと はまネット http://www.satohama.net/ 」を立ち上げた。	H15年度より措置 公開中	-	-	-	-
			「観光交流空間づくりモデル事業」により、本モデル事業対象地域において、NPOが進める観光戦略の 核となる魅力ある観光地づくりの取り組み、交流活動等のうち先進的な取り組みを支援 H16予算額:国費127百万円	H16年度予算	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○身近な公共施設等の計画づくりから管理 にいたる様々な段階で住民が参画できるよ うな仕組みを整備。	平成15年 度より順 次実施	情報提供や人材育成事業に対する支援、観光地域づくりに関する調査など、地域の民間と行政が一体 となった観光振興の取組を総合的に支援する「観光ルネサンス事業」を実施。 H17予算額：国費269百万円の内数 H18予算額：国費351百万円の内数 H19予算額：国費428百万円の内数	H17年度～H19年度 予算	-	-	-	-
			平成15年4月、地域住民やNPO等が美しい沿道環境の創造と個性的な地域環境の創造を図る「シー ニックバイウェイ北海道」として、2つのモデルルート(支笏洞爺ニセコルート、大雪・富良野ルート)を指 定。平成17年5月より本格実施。平成23年6月末現在、2つのモデルルートに加え、東オホーツクシー ニックバイウェイ、宗谷シーニックバイウェイ、函館・大沼・噴火湾ルート、釧路湿原・阿寒・摩周ルート、 萌える天北オロロンルート、十勝平野・山麓ルート、トカプチ雄大空間において本格展開中。また、南十 勝夢街道、どうなん・追分シーニックバイウェイルート、札幌南シーニックバイウェイを候補ルートとして 展開中。	H15年度より措置	-	-	-	-
			自然や文化施設等の保持等に取り組むNPOなどの資金調達に関する調査を行い、寄付等を通じた支 援スキームの検討を行った。平成17年3月報告書発行済み。	H17年3月措置	-	-	-	-
○景観に関する意識や技術の向上をはかる ため、住民、行政機関職員、技術者のため の景観に関する研修や学習を推進	平成15年 度より順 次実施	文科省、環境省と連携した「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより、河川を活かした環境 学習等に対する支援を実施 H15年度からは関係省が連携した地方ブロック会議を実施 ハード面においては、水辺の楽校プロジェクトにより必要に応じて親水性のある河岸の整備の 実施 平成22年度末までに、「子ども水辺」が290箇所、「水辺の楽校」が279箇所登録された。	H15年度より措置	良好な水環 境・水辺空間 の形成・水と 緑のネット ワークの形 成、適正な汚 水処理の確 保、下水道資 源の循環を推 進する	自然体験 活動拠点 数	457箇所	約550箇所 (平成24年 度)	
		良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」の取組の促進に向け、行政 向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールを作成・提供している(国土交通省HPに掲載)	H17年度～H19年度 景観教育ツールの開 発	-	-	-	-	
		海辺の自然環境への理解向上を図るため、「海辺の自然学校」を全国各地で開催。	H15年度より措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○景観に関する意識や技術の向上をはかる ため、住民、行政機関職員、技術者のため の景観に関する研修や学習を推進	平成15年 度より順 次実施	<p>漂着ゴミ調査 平成12年から、今後のゴミ対策にかかる政策検討のための基礎資料作成のため漂着ゴミ調査を実施していた。平成18年、本調査については、関係省庁会議において、環境省にて取り纏めると整理された。現在、当庁においては、地域ニーズに合わせた啓発活動の一環として、本調査を実施している。</p> <p>海洋環境保全のための啓発活動として以下のとおり協力した。</p> <p>啓発活動の実施箇所及び参加人数 H22 60箇所、7,209名／H21 64箇所、7,646名 H20 79箇所、6,585名／H19 92箇所、8,511名 H18 103箇所、5,472名／H17 130箇所、8,860名</p>	平成12年度より措置	-	-	-	-
			<p>図画コンクール 将来を担う小中学生の子どもたちが海洋環境について考える機会を与えることで、海への関心を高めることにより、海洋環境保全思想の普及を図ることを目的として、「未来に残そう青い海」をテーマにした図画コンクールを開催する。</p> <p>コンクールへの応募数 H22／34,947件、H21／30,878件、H20／35,154件 H19／45,321件、H18／32,478件、H17／31,141件</p>	H12年度より措置	-	-	-	-
			<p>住宅市場整備推進等事業において引き続き補助を実施 H16予算額：住宅産業構造改革等推進事業 国費1,198百万円の内数 H17予算額：住宅市場整備等推進事業 国費1,355百万円の内数 H18予算額：住宅市場整備等推進事業 国費1,432百万円の内数 H19予算額：住宅市場整備等推進事業 国費3,250百万円の内数 H20予算額：住宅市場整備推進等事業 国費4,970百万円の内数 H21予算額：住宅市場整備推進等事業 国費5,600百万円の内数 H22予算額：住宅市場整備推進等事業 国費6,450百万円の内数 H23予算額：住宅市場整備推進等事業 国費7,868百万円の内数</p>	H15年度～H23年度 予算	-	-	-	-
○良好な事例の選定や表彰制度等を構築し、これらを広く紹介	平成15年 度より順 次実施	<p>公共建築の日(11月11日)、公共建築月間(11月)を創設し、関係団体、地方公共団体、関係省庁等と協力しつつ、シンポジウム等各種イベントを実施。 平成22年度公共建築月間には、シンポジウム・施設見学会・パネル展等のイベントを全国43箇所で開催</p>	H15年度から措置	-	-	-	-	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○良好な事例の選定や表彰制度等を構築し、これらを広く紹介	平成15年度より順次実施	全国の水の郷百選認定市町村が参加する「水の郷サミット」を開催し、水を活かした地域づくりに係る情報交換・発信を実施 開催地(H15):大分県日田市 (H16):福島県只見町 (H17):東京都 (H18):東京都 (H19):東京都 (H20):東京都 (H21):徳島県徳島市	H15年度～H21年度措置	-	-	-	-
			「都市景観の日」中央行事(平成15年10月3日に科学技術館「サイエンスホール」にて開催、平成16年10月4日にイノホールにて開催、平成17年10月4日イノホールにて開催)の他に、全国各地で都市景観の日関連イベントを開催。	H15年10月4日前後、 H16年10月4日前後、 H17年10月4日前後	-	-	-	-
			『子どもたちに残したい・残したくない]ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集。合計1,400件以上の応募があった。応募結果については、ホームページで公開(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/06/060926_2_.html)。最終的には、冊子「ニッポンの道・街並みの洗練にむけて」としてとりまとめ。	H15年8～9月措置	-	-	-	-
			住宅月間中央イベントにおいて、まちなみ環境の改善に資する住宅の表彰～「まちなみ住宅」100選を実施。	H15年度～H17年度措置	-	-	-	-
			平成16年2月3日に関東の富士見100景第1回選定委員会を開催し、募集要項(案)等についての意見交換を実施。 平成16年2月23日～平成16年5月31日まで第一次募集を実施。第2回選定委員会(平成16年7月8日)、第3回選定委員会(平成16年9月16日)を経て、第一次募集の129地点より、63景(115地点)を選定。平成16年11月30日～平成17年3月31日まで、第二次募集を実施。選定委員会を平成16年7月に開催。平成17年10月の選定委員会で二次選定。 128景233地点を選定。 平成16年11月～平成19年10月まで選定団体をはじめとして、地域づくりに関する市民団体等の地域づくり交流会を4回実施。 ガイドブックを作成し、認定地点団体等へ配布。 選定箇所のイベント等をホームページで随時紹介。	H16年度より措置	-	-	-	-
			東京湾内及び臨海部の地域を対象として、「自然資産」「文化資産」「社会資産」の3つの視点から、インターネットとはがきによる市民投票結果を踏まえて、選定委員会で「東京湾100選」を選定。 ・パネル展を横浜で開催(平成15年9月) ・冊子の制作(平成16年3月発行) ・来年度以降も東京湾の生活との関わり・重要性について啓蒙を図る。	H15年度より実施	-	-	-	-
			良質な社会資本及びそれと関わりをもつ優れた地域活動を一体の成果として表彰する『手づくり郷土賞』を実施し、好事例として広く紹介。	S61年度より実施	-	-	-	-
			「駅百選」の選定を行ったほか、「駅百選」を活用したスタンプラリー及びクイズラリーを実施し、良好な事例選定を通じた啓発活動を展開。平成18年度以降は、鉄道駅に限らず車両や橋梁等も対象としたフォトコンテスト等を実施。	H15年度より措置	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑩多様な担 い手の育成 と参画推進	○地域において住民と協働して行う良好な 景観の形成に向け、景観の改善を試行的に 行う取り組みを実施	平成15年 度より順 次実施	関東地方整備局などにおいて、住民等による道路の景観評価を試行的に実施。	H15年度～H16年度 措置	-	-	-	-
	美しい国づくりの主体となる地域住民や NPO、行政機関職員、専門家等の意識や技 術を高め、活動しやすさを確保できるよう、 多面的な方策を講じる	平成15年 度より順 次実施	・関係省庁及び関係地方公共団体と「首都圏における都市環境インフラのグランドデザイン」を策定 (H16.3)。 ・首都圏に続き、近畿圏においても、関係省庁及び関係地方公共団体が協力し、水と緑のネットワーク の形成に向けた「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定(H18.8)。 ※都市環境インフラのグランドデザインの推進等に係る予算額 (H15):158百万円の内数 (H16):85百万円の内数 (H17):85百万円の内数	H15～H18年度措置 H15年度～17年度 予算	-	-	-	-
			負の景観イメージ払拭重点化大作戦の推進 平成16年1月23日に国・台東区にて作業部会を開催し、平成16年8月4日及び11月15日に検討準備 会を開催。平成17年1月25日及び3月9日に浅草地区景観イメージアップ(仮称)検討会を開催。平 成17年度の「浅草地区景観イメージアップ検討会」は第1回を平成17年12月12日、第2回を平成18 年1月24日、第3回を平成18年3月22日に開催。「浅草地域まちづくり検討委員会」第1回を平成18 年6月8日に開催し、第2回を平成18年8月24日、第3回を平成18年11月7日、第4回を平成19年3 月28日、第5回を平成19年6月1日に開催し、平成19年6月1日に「浅草地域まちづくり総合ビジョン」 を浅草地域まちづくり検討委員会が作成し、台東区長あて提言された。	H15年度より措置	-	-	-	-
			環境共生・創造マスタープランの策定(H16年12月策定、H19年3月事例充実版) ○リーディングプロジェクトの主要施策「自然環境・生態系の保全・再生・創出」を推進 ・多様な野生生物とその生息・生育環境を保全・回復させるための継続的な管理が必要なことから、市 民・市民団体・地元自治体・専門家・河川管理者などがパートナーシップによるビオトープの保全管理を 実施 平成23年度 保全管理作業の内容、現地状況、経年変化等をふまえ、効果的・効率的な保全管理を継続 パートナーシップ型の河川環境保全管理の継続	H16年度より措置 H16年12月公表 H19年3月公表	-	-	-	-
			河川流域の植樹活動「石狩川流域300万本植樹」により、NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供 を行っている。 平成22年度については、延約9,000人が参加し、約5万2千本の植樹活動を実施	H8年度より措置	-	-	-	-
			住民参加による地域における良好な景観の保全・形成等適正かつ合理的な土地利用の実現に資する ため、市町村等における土地利用に関する計画策定に対する支援として、平成9年度から平成16年度 にかけて「土地利用調整システム総合推進事業」を実施し、118市町村において、80の市町村計画と56 の地区計画が策定された。	H9年度～H16年度措 置	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	○中古住宅性能表示制度とそれに係る紛争処理の普及促進	平成15年度より逐次実施	各種媒体による制度のPR、普及活動への支援を引き続き実施 平成18年4月より住宅性能表示制度において防犯に関する事項を追加。	H15年度より措置	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	既存住宅の流通シェア	13.5%(平成20年度)	19%(平成22年度)
			中高層共同住宅標準管理規約の改正(平成16年1月)を行い、マンションの維持管理等に係る履歴情報の整理及び管理を管理組合の業務として位置づけた。 マンションの修繕等の履歴情報の登録・閲覧が可能となるデータベースシステムを構築するとともに、標準的な管理の状況を示す指針を策定。 H17予算額:国費164百万円の内数 マンションの修繕等の履歴情報の登録・閲覧が可能となるデータベースシステムを引き続き構築する。 H18予算額:国費150百万円の内数	H15年度措置 H17年度～H18年度 予算	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	・住宅の利用期間 ・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 ・既存住宅の流通シェア	約27年(平成20年度) 約6.9%(平成15～20年度) 3.5%(平成16～20年度) 13.5%(平成20年度)	・約35年(平成22年度) 約7.5%(平成22年度) ・3.9%(平成22年度) ・19.0%(平成22年度)
			紛争処理体制の充実・強化に係る補助を実施 H16予算額:公営住宅等整備費 国費155,072百万円の内数 H17予算額:市街地住宅関連事業推進費 事業費 5,762百万円(国費2,961百万円)の内数 H18予算額:市街地住宅関連事業推進事業 事業費6,357百万円(国費3,351百万円)の内数 H19予算額:市街地住宅関連事業推進事業 事業費6,297百万円(国費3,541百万円)の内数 H20予算額:市街地住宅等関連事業推進事業 事業費7,098百万円(国費4,497百万円)の内数	H15年度予算～H20年度 予算	-	-	-	-
○成約価格も含めた土地取引関連情報の整備・提供	平成15年度より順次実施	土地に関する情報をわかりやすく提供するため、土地情報の整備・提供システムの構築等を図る。 H16予算額:234百万円 取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないよう配慮して土地取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。 H17予算額:339百万円 ・調査対象地域を三大都市圏の政令指定都市等に拡大。 H18予算額:318百万円 ・調査対象地域を全国の政令指定都市等に拡大。 H19予算額:418百万円 ・調査対象地域をほぼ全国に拡大。 H20予算額:387百万円 ・英語表記による取引価格情報の検索サイトの公表。 H21予算額:428百万円 ・前年度に引き続き取引価格情報の検索サイトを運用・拡充。 H22予算額:418百万円 ・ユーザーの利便性等に配慮して、取引価格情報の検索サイトをリニューアル。 H23予算額:370百万円 ・英語版サイトにおいて情報提供の充実を図ることを予定。	H16年度～H23年度 予算	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	①79,899,277件 ②1,045,986件	①40,000,000件(平成23年度) ②1,000,000件(平成23年度)	

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標				
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)	
⑪市場機能 の活用による 良質な住宅等の整備 促進	○美観等の住環境水準に係る指標の整備	平成15年 度より順 次実施	住宅市街地整備方針の策定段階において地方公共団体が街並みや環境の評価を実施するよう促進	H15年度措置	-	-	-	-	
			住宅月間中央イベントにおいて、まちなみ環境の改善に資する住宅の表彰～「まちなみ住宅」100選を実施	H15年度～H17年度 措置	-	-	-	-	
	○SI(スケルトン・インフィル)住宅や長寿命 木造住宅等の開発・普及等、耐久性の高い 良質な新築住宅に係る取組み	平成15年 度より順 次実施	長寿命木造住宅整備指針(H14.9)の策定に基づき、地方公共団体と連携し、地域型長寿命木造住宅の標準的な設計の開発、地域の工務店等の取り組みを推進	H14年度より措置	H21年度～H23年度 予算	-	-	-	-
			木のいえ整備促進事業(長期優良住宅普及促進事業)により、中小住宅生産者による木造の長期優良住宅の建設を促進。 H21予算額:長期優良住宅等推進事業 事業費 10,020百万円(国費5,010百万円)の内数 H22予算額:木のまち・木のいえ整備促進事業 事業費 28,250百万円(国費15,000百万円)の内数 H23予算額 木のまち・木のいえ整備促進事業 事業費 14,440百万円(国費9,000百万円)の内数						
			住宅市場整備推進等事業において引続き補助を実施 H16予算額:住宅産業構造改革等推進事業 国費1,198百万円の内数 H17予算額:住宅市場整備等推進事業 国費1,355百万円の内数 H18予算額:住宅市場整備等推進事業 国費1,432百万円の内数 H19予算額:住宅市場整備等推進事業 国費3,250百万円の内数 H20予算額:住宅市場整備推進等事業 国費4,970百万円の内数 H21予算額:住宅市場整備推進等事業 国費5,600百万円の内数 H22予算額:住宅市場整備推進等事業 国費6,450百万円の内数 H23予算額:住宅市場整備推進等事業 国費7,868百万円の内数	H15年度～H23年度 予算	-	-	-	-	
			SI住宅のPR、普及への支援を引き続き実施 長期優良住宅に係る認定制度を平成21年6月から実施。認定基準として、SI住宅に係る可変性や維持管理・更新の容易性に関する基準を設けており、長期優良住宅の普及促進を進めているところ。	H15年度～H23年度 予算	-	-	-	-	
平成15年10月から、サッシ・ドアの寸法、呼称等について、段階的に標準化・規格化を推進した。 また、優良住宅部品認定制度を通じて、住宅部品の寸法、性能について標準化・規格化を逐次推進した。また、優良住宅部品認定制度の拡充により、平成16年3月より、環境保全に寄与する等社会的要請への対応を先導するような特長を有する住宅部品の開発・普及を促進した。	H15年度より措置	-	-	-	-				

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	○消費者向け事業者情報提供などによるリフォーム市場の活性化	平成15年度より順次実施	住宅市場整備等推進事業において引き続き補助を実施 H16予算額：住宅産業構造改革等推進事業 国費1,198百万円の内数 H17予算額：住宅市場整備等推進事業 国費1,355百万円の内数 H18予算額：住宅市場整備等推進事業 国費1,547百万円の内数 H19予算額：住宅市場整備等推進事業 国費3,150百万円の内数 H20予算額：住宅市場整備等推進事業 国費4,970百万円の内数 H21予算額：住宅市場整備等推進事業 国費8,065百万円の内数 H22予算額：住宅市場整備等推進事業 国費6,450百万円の内数 H23予算額：住宅市場整備等推進事業 国費7,868百万円の内数	H15年度～H23年度 予算	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%(約16～20年度)	3.9%(平成22年度)
⑫地域景観の点検促進	地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域において景観の点検を行う取り組みを促進し、点検の結果、指摘された景観阻害要因については関係する施設の管理者と地域住民等とのコンセンサスのもとでその改善に努めるとともに、保全すべき優れた景観資源は「保全すべき景観資源データベース」に登録するなど点検結果を活用する。 このような良好な景観形成に向けてのコンセンサス形成運動を地方整備局等において積極的に支援する。	平成15年度に試行開始、16年度支援拡充	地方整備局を中心にNPO等の多様な主体が、地域の個性や魅力の発見、理解、再評価を行い、地域の魅力を伸ばす空間整備に関する問題提起を行う案内標識に関する点検活動等を全国10箇所で行った。	H16年度措置	-	-	-	-
			地域において、地方整備局や地方公共団体等の関係者が一同に会し、観光地において良好な景観形成や快適な周遊空間の形成のための現地点検等を実施する連絡会議の設置等を推進。14地区において現地点検が実施され、景観等の課題抽出・改善提案等がなされた。	H21年度措置	-	-	-	-
			『子どもたちに残したい・残したくない』ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集。合計1,400件以上の応募があった。応募結果については、ホームページで公開(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/06/060926_2_.html)。最終的には、冊子「ニッポンの道・街並みの洗練にむけて」としてとりまとめ。	H15年8～9月措置	-	-	-	-
			住民、NPO、企業など地域が主体となって、行政と連携しながら、道を舞台に地域ならではの風景や自然、歴史、文化などの資源を活かした美しい景観づくり、観光の振興や地域の活性化に取り組む「日本風景街道」を推進。(平成23年度9月末時点で124ルートを登録。)	H19年度より措置	-	-	-	-
⑬保全すべき景観資源データベースの構築	地域景観の点検結果や国土交通省等で作成している各種の保存すべき景観リストなどをもとに全国の各地域における保存すべき優れた景観資源が登録されたデータベースを構築する。地方公共団体の土地利用計画策定、公共事業や民間開発事業の実施などにあたって参照するとともに、公共事業の景観評価システムの評価要素や観光資源情報として活用する。	平成15年度に公開、順次拡充	地域づくりの好事例等を収集し、WEBサイト「地域づくり情報局-Repis-」を通じて発信。	H15年度措置	-	-	-	-
			「国土交通省 景観ポータルサイト」に、保存すべき景観資源のリストへのリンクを作成。	H15年度より措置	-	-	-	-
			大綱の公表と同時に「国土交通省 景観ポータルサイト」を開設し、順次内容を拡充	H15年7月措置	-	-	-	-
			「国土交通省 景観ポータルサイト」に、保存すべき景観資源のリストへのリンクを作成。	H15年度措置	-	-	-	-

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑭各主体の 取り組みに 資する情報 の収集・蓄 積と提供・公 開	保存すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。	平成15年度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充	大綱の公表と同時に「国土交通省 景観ポータルサイト」を開設し、大綱を掲載。	H15年度措置 公開中	-	-	-	-
			美しい地域づくりを担う各主体が地域の個性を活かした様々な取り組みを行うにあたり参考となる事例集を掲載した。	H15年2月措置 公開中	-	-	-	-
			都市景観大賞をこれまでに受賞した地区の一覧をHPにて公表。 景観行政団体や景観地区、景観計画など、景観法に関する情報などをHPにて公表。 地域づくりの好事例等を収集し、WEBサイト「地域づくり情報局-Repis-」を通じて発信。	H15年度措置 公開中	-	-	-	-
			官庁施設について、保存・活用の対象施設をリスト化し、ホームページに公開した。 その後、保存・活用を実施した施設についてリストの更新を行った。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
			登録有形文化財の歴史的砂防施設リストを平成15年2月公表、平成17年度に更新(102施設)。平成23年6月末現在で163施設であり、今後更新予定。 平成15年5月に、文化庁と連携して「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」を策定。	H15年2月措置 公開中	-	-	-	-
			歴史的港湾施設のリストの一部をホームページで公開。	H16年3月措置 公開中	-	-	-	-
			歴史的灯台のリストを海保HPに公開した。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
			景観評価システム構築後に地方整備局等においては公共事業の景観検討に関する専門家を任命し、公表。	H22年度措置 公開中	-	-	-	-
			各地建築士会連絡先リストについて、(社)日本建築士会連合会のHPにて公開。	H11年度措置 公開中	-	-	-	-
			・空中写真は古い撮影時期を含めた写真を「国土変遷アーカイブ」として国土地理院HPにおいて公開。 H18年度公開枚数:約500枚 H19年度公開枚数:約165,000枚 H20年度公開枚数:約192,000枚 H21年度公開枚数:約478,000枚 H22年度公開枚数:約1,133,000枚 新たに撮影された空中写真は、順次HPで公開。	H15年度措置 H18年度公開	-	-	-	-
首都圏における都市環境インフラのグランドデザインの検討にあたり収集した自然環境情報等をデータベース化し、「都市環境インフラデータベース」としてHPで公開。	H17年度措置 公開中	-	-	-	-			

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑭各主体の 取り組みに 資する情報 の収集・蓄 積と提供・公 開	保存すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。	平成15年度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充	国土計画の策定、実施等の支援のために、昭和49年から平成21年まで延べ約40万枚撮影したカラー空中写真を電子化して、GISでの利用を可能にした。平成22年度より国土地理院へデータを移管。国土地理院の「国土変遷アーカイブ」にて一般へ公開。(国土政策局では掲載せず) 平成16年度予算額:事業費330百万円 平成17年度予算額:事業費270百万円 平成18年度予算額:事業費229百万円 平成19年度予算額:事業費133百万円 平成20年度予算額:事業費44百万円 平成21年度予算額:事業費129百万円	H16年度～H21年度 予算	-	-	-	-
			「土地総合情報ライブラリー」に「美しい景観づくりのための土地利用」(http://tochi.mlit.go.jp/tosinouti-katuyou/utukusii/index.htm)を開設し、24事例を掲載。現在は公開を終了。	H17年度時点で公開済み。 H20年度までに公開終了	-	-	-	-
			現在、景観に関する技術を含め、新工法等の技術を新技術情報提供システム(NETIS)で公開中。	H13年度措置 公開中	-	-	-	-
			H15年7月～9月にかけて全国108の一級水系669箇所ですべて市民と共同した河川空間の点検を実施、「川の通信簿」(住民と協働で行った水辺点検結果)を公表。今後、この結果を河川整備計画や維持管理等に反映し、良好な河川空間の整備・保全を図る。 「川の通信簿」による河川空間の点検はH18年、H21年と3年毎に実施し結果を公表。うちH21年は全国108の一級水系の665箇所ですべて実施。また、点検結果を受け、トイレの設置や清掃活動の強化等の改善に努めている。	H15年度措置 公開中	-	-	-	-
			地域住宅計画推進協議会のホームページに良好な景観形成事例を掲載済み(現在HP改定作業中) (http://www4.fctv.ne.jp/~hope/)	H15年度措置	-	-	-	-
			海とみなとの良好な景観形成事例を収集。	H16年度措置	-	-	-	-
			雑誌「波となぎさ」(発行所:港湾海岸防災協議会)に里浜づくりコーナーを設け、平成15年度以降、不定期ながら10回ほど掲載をしている。 新しい海辺の文化を創造するため、「里浜づくり」の取り組み等を紹介するHP「さとまネット」 http://www.satohama.net/ を平成16年度より立ち上げた。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
			港湾区域内の水質等のデータや自然再生事業情報、港湾区域及びその近傍に存在する干潟などの各種情報を一元的に管理した「海域環境情報提供システム」を構築しHPで公開	H15年12月措置 公開中	-	-	-	-
			「わが村は美しくー北海道」運動の活動状況等に関する情報を公開中。また、取り組み推進に向け、関連情報を収集・整理し提供している。	H14年度措置 公開中	-	-	-	-
			「シーニックバイウェイ北海道」の活動状況等に関する情報を公開中。今後も取り組み推進に向け、関連情報を収集・整理し提供予定。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-
観光客にとって魅力ある景観を有する観光地の事例をデータベース化。現在は実施していない。	H15年度構築	-	-	-	-			

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標					
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)		
⑭各主体の 取り組みに 資する情報 の収集・蓄 積と提供・公 開	保存すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。	平成15年度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充	岬のオアシス構想の事例を海保HPに公開した。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-		
			デザイン灯台の事例を海保HPに公開した。	H16年度措置 公開中	-	-	-	-		
			リンク集は順次拡充	H15年度措置	-	-	-	-		
			平成15年7月11日に大綱を公表。地方支分部局(事務所含む)、都道府県、市町村、所管法人等や各種研修会等において約8千冊を配布	H15年度措置	-	-	-	-		
			美しい地域づくりを担う各主体が地域の個性を活かした様々な取り組みを行うにあたり参考となる事例集を作成。	H16年2月措置	-	-	-	-		
⑮技術開発	社会資本ストックの劣化等診断技術、延命技術、転用技術などこれまで積み重ねてきた技術開発の成果を活かし、環境、財政制約を踏まえ、最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術	平成16年度より順次成果	社会資本ストックの機能及び構造の劣化の状況や多様な維持管理・更新手法による向上効果を評価・予測し、特に地域・ネットワークといった群の単位で各種長寿命化技術を組み合わせるその管理運営を図る手法として戦略的ストックマネジメント手法を開発した。成果は国土交通省総合技術開発プロジェクト「社会資本ストックの管理運営技術の開発報告書」にまとめた。 ・社会資本ストックの管理運営技術の開発経費(平成14-16年度) H16予算額: 43百万円	H16年度予算	-	-	-	-		
			GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変換を分析する技術	平成16年度より順次成果	地理情報デジタルアーカイブについてのニーズ調査及びデータ形式、データ取得方法等に関する研究を平成16年度に実施。 得られた成果を踏まえて、古い撮影時期を含む空中写真を「国土変遷アーカイブ」として国土地理院HPにおいて公開している。 公開枚数: 約1,133,000枚(1936年～2009年撮影)	H16年度措置	-	-	-	-
			H16～18年度に、航空レーザ測量等を活用して、樹林に覆われた地形と植生の三次元構造を把握し、それら相互の影響を評価する新たな手法技術を開発した。成果は国土交通省総合技術開発プロジェクト「都市空間の熱環境評価・対策技術の開発報告書」にまとめた。	H16年度～H18年度措置	-	-	-	-		
			平成20～22年度に航空レーザ測量データから捉えた植生三次元構造や森林下の微地形分類結果を用いて、原始的な自然環境や里山環境の生物多様性を評価するための基礎となる主題図(景観生態学図)を作成する技術を開発した。成果は印刷図として平成23年度に環境省及び大学等の関係機関へ提供。	H20年度～H22年度措置	-	-	-	-		
平成17年度より順次成果	平成17～19年度に、「国土変遷アーカイブ整備」事業により整備されつつある時系列地図情報に加え、米軍空中写真等の仕様の異なる歴史的地理情報を高度に処理して時系列的な空間データを作成し、地理情報システムにより国土の時系列の変遷を計測する技術を開発した。 H17予算額: 8百万円 H18予算額: 8百万円 H19予算額: 7百万円	平成17年度～H19年度 予算	-	-	-	-				
		平成19～21年度に、新旧の地形データ(DEM)の差分から盛土を抽出して、簡便に盛土の相対的な脆弱性を評価するシステムを開発した。開発したシステムは宅地耐震化事業のガイドラインの中で、詳細な調査を行う必要がある危険性の高い盛土を特定する標準的な手法の1つとして位置づけられる予定である。	H19年度～H21年度措置	-	-	-	-			

施策の柱	大綱本文における記述	大綱における措置 予定時期	措置内容／現在の状況	措置時期	政策チェックアップにおける目標			
					施策目標名	業績指標	H22年度 実績値	目標値 (目標年度)
⑮技術開発	河川、湖沼における自然環境の復元技術や 海域における総合的な環境改善技術など環 境の保全・再生・創出のための技術の開発	平成16 年度より 順次成果	水田地域における水域ネットワークと河川における水域ネットワークの分断が魚類に与える影響を把握し、これらのネットワークが魚類の生活史においてどのような役割を持つか調査した。 平成20年度から平成21年度には、河川と農業水路・水田等との間における生物の生息・生育環境の相互の連続性の確保について、現地調査やヒアリングを実施するとともに、樋門・樋管等の構造的課題・改善策の検討を行い、「河川における地域レベルの生物生息環境の連続性確保の指針(案)」を作成した。	H16年度～H21年 度措置	-	-	-	-
			自然共生研究センター実験河川や実河川で得られたデータから、河川生物(付着藻類、魚類)、水質、 景観の維持に果たす出水の役割を検討し、河川生態系に配慮した流量変動のあり方を検討している。	H16年度より措置	-	-	-	-
			河川事業が環境に与える影響を予測し、回避・低減する手法を開発するため、実事業を対象に調査・ 研究を行った。	H16年度～21年度措 置	-	-	-	-
			水辺植生帯の水質浄化機能の定量的評価を行うとともに、水辺植生帯の復元手法の効果を検証、技 術的提案を行った。	H16年度措置	-	-	-	-
			マルチテレメトリスシステムを活用した野生生物追跡調査手法を開発した。開発した手法を用いて野生動物 (哺乳類)追跡実験を行い、取得データと物理環境・植生情報の関係性から野生動物の行動を予測 する手法の基礎的なツールを整理した。	H16年度より措置	-	-	-	-
			効率的な油回収システムの研究を推進した。	H15年度措置	-	-	-	-
			潮流による負圧海水交換システムによる環境改善のための研究として、現地実証実験を行い、効果の 検証等を実施した。 H16予算額: 港湾整備事業 事業費474,547百万円(国費277,087百万円)の内数 H17予算額: 港湾整備事業 事業費432,988百万円(国費258,128百万円)の内数 H18予算額: 港湾整備事業 事業費401,494百万円(国費242,084百万円)の内数	H16年度～H18年度 予算	-	-	-	-
			東京湾口における環境モニタリング及び解析を実施した。	H15年度措置	-	-	-	-
			港湾の静穏度の向上と海水浄化の促進を図る消波岸壁開発を実施した。 H16予算額: 港湾整備事業 事業費474,547百万円(国費277,087百万円)の内数 H17予算額: 港湾整備事業 事業費432,988百万円(国費258,128百万円)の内数 H18予算額: 港湾整備事業 事業費401,494百万円(国費242,084百万円)の内数	H16年度～H18年度 予算	-	-	-	-
			・閉鎖性内湾の環境管理技術に関する研究(平成13～16年度) H16予算額: 6百万円 ・都市臨海部に干潟を取り戻すプロジェクト(平成15～19年度) H16予算額: 30百万円、H17予算額: 26百万円、H18予算額: 13百万円、H19予算額: 10百万円 ・内湾域における水辺環境再生事業アピールポイント強化プロジェクト(平成20～22年度) H20予算額: 13百万円、H21予算額: 5百万円、H22予算額: 5百万円	H16年度～H22年度 予算	-	-	-	-

美しい国づくり政策大綱

平成15年7月
国土交通省

－ 目 次 －

前文	………… 1
I 現状に対する認識と課題	………… 2
II 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方………… 6	
III 美しい国づくりのための施策展開	…………10

前文

戦後、我が国はすばらしい経済発展を成し遂げ、今やEU、米国と並ぶ3極のうちの1つに数えられるに至った。戦後の荒廃した国土や焼け野原となった都市を思い起こすとき、まさに奇蹟である。

国土交通省及びその前身である運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、交通政策、社会資本整備、国土政策等を担当し、この経済発展の基盤づくりに邁進してきた。

その結果、社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？。

都市には電線がはりめぐらされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さは不揃いであり、看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている。四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に較べて、都市や田園、海岸における人工景観は著しく見劣りがする。

美しさは心のあり様とも深く結びついている。私達は、社会資本の整備を目的でなく手段であることをはっきり認識していたか？、量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？、等々率直に自らを省みる必要がある。また、ごみの不法投棄、タバコの吸い殻の投げ捨て、放置自転車等の情景は社会的モラルの欠如の表れでもある。

もとより、この国土を美しいものとする努力が営々と行われてきているのも事実であるが、厚みと広がりを持った努力とは言いがたい状況にある。

国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。

このため、本年1月から省内に「^{うま}美し国づくり委員会」を組織し、延べ11回にのぼる議論を積み重ねてきた。課題は多々あるが、「美しさ」に絞って、それも具体的なアクションを念頭に置きながら、この政策大綱をまとめた。

これを契機に、美しい国づくり・地域づくりについて、国民一人一人の広範な議論、具体的取り組みへの参画が促進されることを期待する次第である。

I 現状に対する認識と課題

(1) 我が国の景観・風景の現状

我が国は地域による気候・風土の多様性、四季の変化に富んでおり、水と緑豊かな美しい自然景観・風景に恵まれている。その美しさは海外からも高い評価を得ている。



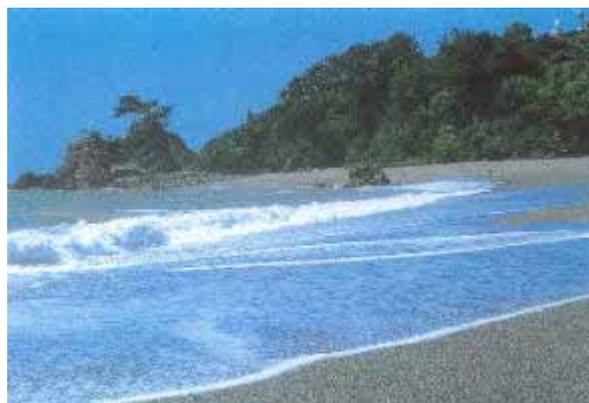
▲ 秩序ある畑利用が織りなす美しい田園風景（北海道網走地方）



▲ 四季を通じて多数の観光客でにぎわう姫川流域（長野県白馬村）



▲ 夕暮れの玄海灘（福岡県福岡市）



▲ 景観等周辺の自然環境に配慮した桂浜（高知県高知市）



▲ 美しいサンゴ礁のある南の島（沖縄県慶良間列島）

また、地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されており、それらの美しさ、価値が再発見され、保全や復元の取り組みが見られる。



▲歴史的な景観が保存されている今井町の街並み（奈良県橿原市）



▲歴史的建造物を保存・活用した神戸税関本関（兵庫県神戸市）

他方、国土づくり、まちづくりにおいて、経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる。



▲看板等の無秩序な乱立により雑然とした景観



▲電線類により景観が損なわれている街なみ

公共的空間でのごみ投棄など国民のモラルを問われる事例も見られる。



▲ 駅前に放置された自転車



▲ 河川敷に投棄された自動車

美しさへの配慮を欠いていたという点では、公共事業をはじめ公共の営みも例外ではなかったと認識すべきである。



▲ 日本橋の上を通過する都市高速道路
(東京都中央区)



▲ 海岸を埋め尽くしていた消波ブロック
(静岡県熱海市)

(2) これまでの取り組み

このような現状に対し、これまでも良好な景観・風景を守り、あるいはつくり出すための様々な努力がなされてきた。行政としても良好な景観形成のための事業や規制・誘導策に取り組んできた。



▲ 史蹟名勝との調和を図った紅葉谷川（広島県宮島町）



▲ 美観地区等や独自の景観条例により良好な景観を形成（岡山県倉敷市）



▲ 歴史的・文化的な港湾施設を保全・改修した門司港レトロ地区（福岡県北九州市）



▲ ライトアップによる夜間景観の演出（東京都千代田区）

(3) 景観形成の取り組みを取り巻く情勢

一方、近年、良好な景観形成に対する関心やニーズが一層高まる中、景観形成の取り組みを取り巻く情勢に様々な動きが見られる。眺望・景観をめぐる紛争が各地で発生していること、地域の景観問題への対応のため独自の条例を定める地方公共団体が増加していること、住民団体・NPOによる公共事業や公共的施設管理への参画が進んでいることなどが挙げられる。



▲ 市民参加による道路植栽（東京都八王子市）

Ⅱ 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

(1) 取り組みの基本姿勢

○地域の個性重視

歴史、文化、風土など地域の特性に根ざし、自然と人の営みの調和の下で地域の個性ある美しさを重視していくことが重要である。また、地域の個性は、その地域の人々だけではなく、そこを訪れる人々や専門家など外部の評価も踏まえることでより確かなものとなる。

○美しさの内部目的化

美しさの形成を、公共事業や建築活動などの際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、それらの実施に際し拠るべき原則の一つ、原則として実施すべき要素の一つとして位置付けるなど、行政及び国民の活動の内部目的とする。

○良好な景観を守るための先行的、明示的な措置

現在有している地域の個性や美しさも漠然と人々に認識されているだけでは、老朽化や開発行為など他の要因により突然損なわれる場合がある。良好な景観を守るためには、地域住民自らの評価、自覚の上に立って、損なわれる前に法規制をかける等先行的・明示的な措置を講ずることが重要である。

○持続的な取り組み

景観・風景は長時間にわたって行政、国民個人、企業等の様々な主体の役割分担と協働により形成されるものであり、各主体の持続的取り組みのための計画、組織、制度などのシステムの確立が重要である。

○市場機能の積極的な活用

良好な景観形成が自律的に進むためには、住宅や建築物等の市場において、良好な景観の形成・保全に向けて各主体にとって経済的インセンティブが働くよう景観的な価値が適正に評価される等の環境整備を図り、市場機能を活用した景観の形成を促進することが重要である。

○良質なものを長く使う姿勢と環境整備

我が国においては、特に戦後復興期以降、都市化、土地利用変化が急速に進展し、建物の更新が頻繁であった。このような状況では、無意識のうちに、「身の回りの景観・風景は所詮すぐに変わるもの」という認識に陥りやすく、良質なものをつくり、それを長く使うという意識を育てにくい。このような状況を改善するためには、良好な景観の要素となる良質なものに対し、その設計や施工に携わった者も含め、評価を与え、それを長く使う姿勢、及びそれを支える技術開発を含めた環境整備が重要である。

(2) 地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

○美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

地域の美しさが地域の歴史、文化、風土などに根ざし、また、美しさに対して多様な捉え方があることを踏まえると、地域の景観の現状やコンセンサスの程度によりこの問題に対する取り組みのあり方が異なってくる。取り組みにあたっては、住民との協働のもと、試行的に良好な景観を形成すること等によって、よりよい方策を検討し、コンセンサスの形成を図ることも重要である。

以下に典型的な取り組みの考え方を示す。

<悪い景観（景観阻害要因）とだれもが認めるものへの対応>

空を覆う電線類、周囲の景観と調和しないガードレールや海岸の消波ブロック、林立する捨て看板、公共的空間のごみなどはだれもが認める景観阻害要因である。これらの除却・改良について、必要不可欠な機能の確保を前提に、行政は積極的に対応すべきである。

景観阻害要因の除却により日常的な空間の質は相当改善するものであり、全体のレベルアップ、住民意識向上、コンセンサス形成のためにも、まず不良なものの改善が重要である。

<優れた景観とだれもが認めるものへの対応>

世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観などだれもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。

これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。

また、鎮守の森のように、その地域に住む人ならだれもが守りたい

と思う景観もあり、このような地域景観への配慮も欠かせないものである。

一方、単に、既に形成された優れたものを守るにとどまらず、後世に残すべきシンボルとなるものをつくることや自然を再生することなど世代を超えて、または世代を経て初めて認められる優れた景観をつくることも、公共・民間を問わず現世代の重要な責務である。

＜普通の地域（コンセンサスがないうち）での対応＞

普通の住宅地や商店街、地方都市の駅前、郊外バイパスの沿道、身近な水辺など国民が日常的に接する普通の地域の大部分では、歴史性、風土性、文化性など地域の個性を規定するものがはっきりせず、どのような地域としていくかという点について住民のコンセンサスが形成されにくいというのが現状である。

このような地域では、コンセンサスを形成するプロセスを経る住民主体の地道な取り組みが重要である。例えば、比較的目標として分かりやすい水や緑を有効に活用した地域づくりを一つのきっかけとするなども考えられる。

（3）各主体の役割と連携

○住民、NPOの参画と主体的取り組み

美しい地域づくりのためには地域住民等個人個人の自覚と身近な取り組みが必要である。公共事業等の実施や公共施設の管理においても美しさの質を上げるためには、住民、NPO等の力に期待できるところは大きく、一層の参画、さらには住民等が責任を持ち主体的に取り組むことを推進することが重要である。

○地方公共団体、特に市町村の重要な役割

個性ある美しい地域づくりに関する取り組みの主体として地方公共団体の役割が重要である。特に地域や住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村の役割は大きい。

○国の役割

地方公共団体や住民による取り組みへの支援や制度づくりなどの環境整備が国の中心的役割であるが、加えて、例えば世界に誇れ歴史に残るシンボルとなる特に優れたものをつくり出すというような先導的役割を果たすことも重要である。

○企業の市場における役割

市場機能を活用した良好な街なみなどの景観形成を促進していく上で、企業の役割は重要であるが、とりわけ住宅等建築物からまちづくりまで含めた様々な技術や経験を有する企業の役割は重要であり、市場における、自覚を持った企業活動の促進が重要である。

○専門家の活用

よりレベルの高い美しさを実現するため公共事業の実施の際に専門家の一流の識見・知見を取り入れることや行政と国民とを媒介するなど専門家に求められる役割も大きく、様々な状況にふさわしい専門家の活用が重要である。また、美しさや景観に関連する専門分野は多岐にわたっており、これら多様な専門家の組織化・ネットワーク化も重要である。

○施策連携、機関連携、協調

景観・風景は自然と公共施設、民間施設などから構成され、それらを管理する主体、それらに対する施策を所管する機関も様々である。良好な景観形成には様々な要素が全体として調和することが必要であり、その実現のためには事業などのハード施策と規制・誘導などのソフト施策の連携、行政機関相互や住民、企業等各主体との連携、協調が重要である。

また、全体として調和のあるものとするためには、関係者間での方針の合意や合意に向けた取り組みが重要である。

(4) 各主体の取り組みの前提となる条件整備

○人材育成

美しい国づくりは、美しさを感じ行動する個々人の取り組みの積み重ねによるものであり、広く国民に対する教育・普及活動と国や地方公共団体で景観行政に携わる職員、地域におけるリーダー、技能者などの人材育成が重要である。

○情報提供等

行政や住民がそれぞれの取り組みを進めるためには、地域の景観の現状に関する情報や景観を考える上で必要となる基礎的情報の共有が必要不可欠である。行政が住民と協働してこれら景観に関する情報を収集・蓄積、提供・公開することが重要である。

○技術開発

長持ちする良質なものをつくる技術、過去の優れたものを保存・活用するための補修・補強技術、優れた景観・美しいデザインを評価する技術、優れた環境を保全・悪い環境を改善する技術など景観形成のための技術開発が重要である。

Ⅲ 美しい国づくりのための施策展開

国土交通省は、美しい国づくりに向け、Ⅱ章「美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体によるこれまでの取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼においた下記の施策を具体的に展開していく。

短期間で重点的・集中的に取り組むべき事業については、目に見える成果を上げるためアクションプログラムとして事業ごとに一定年限内に達成すべき目標を具体的な数値目標等で示す。

さらに、実現を確かなものとするため具体的施策の措置状況等についてフォローアップを行っていく。

1.5の具体的施策

①事業における景観形成の原則化

景観形成に寄与する要素を事業実施の際にグレードアップ的に実施するのではなく、必要な技術開発や現場での試行を経て可能となったものは、原則として実施すべき要素とするための措置を講じる。

具体的には、技術基準や事業採択基準で景観の要素を明確に位置付けることや特別なモデル事業でのみ認められていたグレードアップを一般の事業で実施可能とすることを進めていく。

(例)

- 雨天時に下水中のごみ等が河川や海等へ流出しないよう貯留施設の整備等により合流式下水道を改善 【平成16年度に制度化】
- 道路防護柵の景観への配慮を原則化 【ガイドラインを平成15年度に作成】
- 道路標識柱について景観に配慮した色彩を採用【平成16年度に対応】
- 土地区画整理事業でモデル的に認められていた高い質の公共施設に対する補助を一般化 【平成15年度に対応】

原則化とあわせ、以下のような重点的な取り組みを行う。

- 都市の顔となるような地区、国立公園等自然景観に配慮する必要がある地区及び歴史的・伝統的な景観が保存されている地区計17地区において、道路防護柵を景観に配慮したものとするとともに、木製防護柵（歩行者自転車用）を31箇所を整備する。 【平成15年度中に実施】
- 36箇所以上の灯台への配電線を撤去する。 【平成19年度までに実施】

② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立

事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、計画段階、設計段階など事業の実施前や事業完了後といった事業の各段階において、既存の制度に景観を評価の項目として織り込むことなどにより、事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組みを確立する。

【平成 15 年度に評価システム検討、平成 16 年度に試行的に導入】

○ 事前評価

事業の実施主体は、既存の制度と整合を図りつつ、必要に応じて、有識者や住民等から意見を聴取し、事業案に反映

○ 事後評価

事業の実施主体は、完成後の状況について事前評価結果と比較し、必要に応じ、有識者や住民等の意見を聴取して、事後評価を実施

事後評価結果については、データベースに整理し、今後の景観検討や評価に活用

③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

事業担当各職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごとに策定する。

【平成 16 年度までに策定】

また、高い煙突類の昼間障害標識（赤白交互の塗色）やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制について、景観にも配慮した基準改正を行う。

【平成 15 年度に対応】

④ 景観に関する基本法制の制定

良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る。

【平成 16 年度目標】

○ 景観に関する基本理念、国、地方公共団体、国民等の責務・役割等に関する規定

○ 市町村単位で良好な景観の形成・保全を図るための総合的な計画

○ 総合的な計画に基づき、幅広く景観に関する行為規制を行う仕組み

○ その他必要な措置

⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実

都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を一体的に推進するため、都市公園法、都市緑地保全法を統合する。

両法の統合に際しては、新たに、以下の措置を中心に制度の充実を図る。 【平成16年度目標】

- 民有緑地の保全・緑化のための制度として、大規模建築敷地における緑化面積の割合に関する規制を本格的導入
 - NPO、民間事業者が整備・管理の主体となるよう、NPO等に対し公園管理者と同等の権能を付与
 - 都市公園制度を活用した歴史的環境の保全を図るため、公園内の建ぺい率制限などを歴史的建造物に対しては大幅緩和
- また、所管事業において、以下のような重点的な取り組みを行う。

- 国土交通省所管の中央官庁庁舎の屋上緑化整備を完了する。 【平成15年度中に完了】
- 緑陰道路プロジェクトとして指定された25地区について、沿道住民等と協力しながら緑陰道路計画を策定し、街路樹を剪定しない緑陰道路の管理に取り組む。 【平成15年度より実施】
- 都市における既存緑地の保全と併せて、公園、河川、道路等が一体的に事業を推進することにより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の骨格軸の形成、都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進する。 【平成15年度より実施】

⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出

水辺・海辺空間の保全・再生・創出に向けて、以下の視点から、関係事業の連携の下で総合的な取り組みを推進する。

【平成15年度より順次実施】

また、港湾において、良好な景観を保全・形成するため、港湾計画など法制度等の充実を図る。 【平成16年度目標】

- より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善
- 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生
- 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出
- 住民、NPO等の参画の推進

特に以下のような重点的な取り組みを行う。

- 美しい砂浜など景観上重要な9箇所の海岸において景観阻害要因となっている消波ブロックを全て除却する。今後、逐次対象海岸を拡大する。 【平成19年度までに実施】
- 美しい海辺空間を創出する16箇所の干潟を再生する。 【平成19年度までに実施】

⑦屋外広告物制度の充実等

屋外広告物について、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示を図るため、良好な自然景観・田園景観の保全、屋外広告物制度の実効性の確保、特に良好な景観を保全すべき地区に係る市町村の役割の強化、屋外広告業の適正な運営の確保などの観点から、制度の充実を図る。
【平成16年度目標】

- 良好な自然景観や田園景観の保全のため、屋外広告物法の許可対象となる区域を中小町村の区域も含むよう拡大
- 違反屋外広告物を都道府県知事等が簡易に除却できる制度に関する手続きの整備
- 美観地区、風致地区等の都市計画制度上特に良好な景観を保全すべき地区を対象とし屋外広告物規制に関する市町村の役割の強化
- 屋外広告業の適正な運営を図るため、悪質な事業者に対する措置の強化及び屋外広告に関する技術者の育成

また、制度の充実とあわせ、以下のような重点的な取り組みを行う。

- 各地方ブロックにおいて、地域景観の点検結果を活用するなど地元と連携して、観光地など景観上重要な一定の地区を対象に違反屋外広告物など景観阻害要因の除却等を重点的に実施する地区を選定し、当該地区では、地元地方公共団体、警察等と連携して短期間に違反屋外広告物、不法占用物等を集中整理する。【平成15年度から開始し順次実施済み地区を積み上げ】
- あわせて全国的な事業所展開を行っている企業に対し、所管省庁と協力し経済団体等を通じて屋外広告物制度等の趣旨徹底や良好な景観形成への理解を求める。
【平成15年度中に実施】

⑧ 電線類地中化の推進

まちなかの幹線道路に加え、非幹線道路や歴史的景観地区等においても電線類地中化の円滑かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、以下の事項について検討し、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定して、電線類地中化の一層の推進を図る。

- 電線類地中化のコスト縮減、沿道も含めた新たな整備手法、区画道路等における地中化推進のための地方公共団体等への支援制度、費用負担のあり方
 - 新たな電線共同溝整備道路指定等による一定の地区における原則地中化
 - 今後実施される都市部のバイパス事業、街路事業等における電線共同溝等の原則同時施工
- 特に以下のような重点的な取り組みを行う。

- 東京都区部及び大阪市などにおいて実施される街路事業については、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して原則地中化する。【平成16年度より実施】
- 観光振興の観点に留意しつつ、道路管理者・地方公共団体・関係事業者が連携して、電線類の地中化を緊急に推進すべき地区を選定し、地区内の主な道路について、5年目途に地中化する。【平成16年度より実施】

⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

地域住民、NPOが公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO等の権能を高める観点等から制度的枠組みを検討する。【平成16年度より順次実施】

⑩ 多様な担い手の育成と参画推進

美しい国づくりの主体となる地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等の意識や技術を高め、活動しやすさを確保できるよう、以下のような多面的な方策を講じる。【平成15年度より順次実施】

- NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を行うことにより、その活動の高度化を促進
- 景観に関する様々な分野の専門家の組織化とネットワーク化推進
- 身近な公共施設等の計画づくりから管理にいたる様々な段階で住民が参画できるような仕組みを整備
- 景観に関する意識や技術の向上を図るため、住民、行政機関職員、技術者のための景観に関する研修や学習を推進
- 良好な事例の選定や表彰制度等を構築し、これらを広く紹介
- 地域において住民と協働して行う良好な景観の形成に向け、景観の改善を試行的に行う取り組みを実施

⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

耐久性等の高い良質な物件が、不動産市場において適正に評価されるよう、以下の視点から、総合的な取り組みを推進する。

【平成 15 年度より順次実施】

- 中古住宅性能表示制度とそれに係る紛争処理の普及促進
- 成約価格も含めた土地取引関連情報の整備・提供
- 美観等の住環境水準に係る指標の整備
- S I (スケルトン・インフィル)住宅や長寿命木造住宅等の開発・普及等、耐久性の高い良質な新築住宅に係る取り組み
- 消費者向け事業者情報提供などによるリフォーム市場の活性化

⑫ 地域景観の点検促進

地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域において景観の点検を行う取り組みを促進し、点検の結果、指摘された景観阻害要因については関係する施設の管理者と地域住民等とのコンセンサスのもとでその改善に努めるとともに、保全すべき優れた景観資源は「保全すべき景観資源データベース」に登録するなど点検結果を活用する。

このような良好な景観形成に向けてのコンセンサス形成運動を地方整備局等において積極的に支援する。

【平成 15 年度に試行開始、16 年度支援拡充】

⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築

地域景観の点検結果や国土交通省等で作成している各種の保全すべき景観リストなどをもとに全国の各地域における保全すべき優れた景観資源が登録されたデータベースを構築する。地方公共団体の土地利用計画策定、公共事業や民間開発事業の実施などにあたって参照するとともに、公共事業の景観評価システムの評価要素や観光資源情報として活用する。

【平成 15 年度に公開、順次拡充】

⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

保全すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。

【平成 15 年度に国土交通省ポータルサイト開設、順次拡充】

⑮ 技術開発

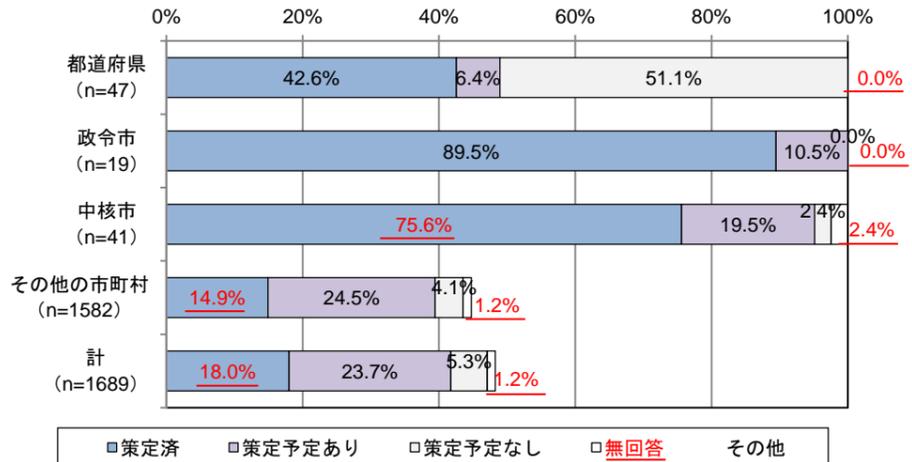
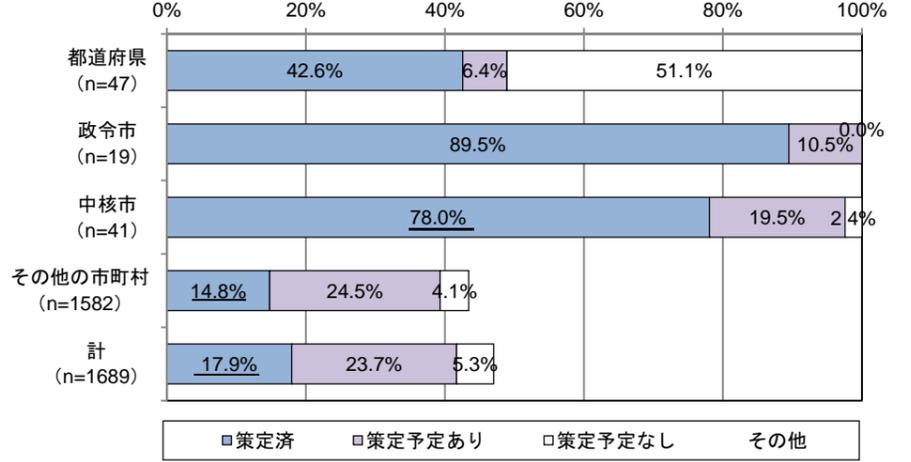
社会資本ストックの劣化等診断技術、延命技術、転用技術などこれまで積み重ねてきた技術開発の成果を活かし、環境、財政制約を踏まえ、最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術、GIS (地理情報システム) を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷を分析する技術、河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術の開発等を行う。

【平成 16 年度より順次成果】

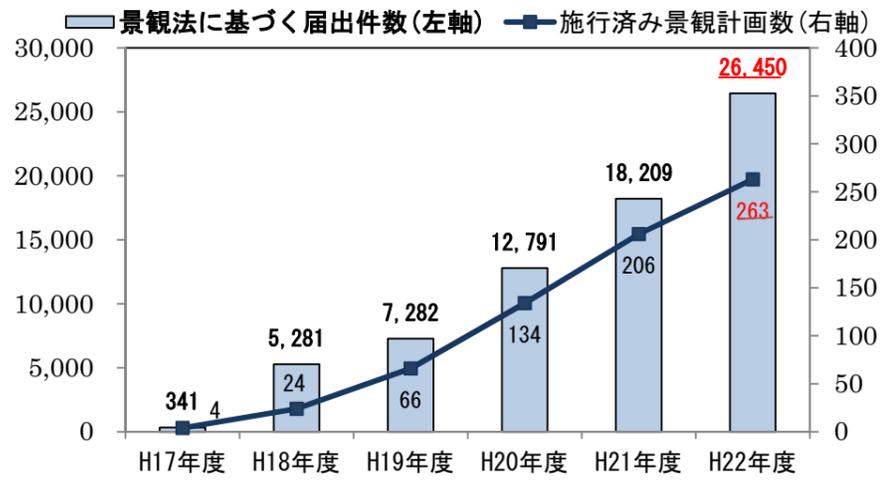
	① 事業における 景観形成の原則化	② 公共事業における景観アセスメン ト(景観評価) システムの確立	③ 分野ごとの景観形成 ガイドラインの策定等	④ 景観に関する基本法制の制定	⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実	⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出	⑦ 屋外広告物制度の充実等	⑧ 電線類地中化の推進	⑨ 地域住民、NPOによる公共施設 管理の制度的 枠組みの検討	⑩ 多様な担い手の育成と参画推進	⑪ 市場機能の活用による 良質な住宅等の整備促進	⑫ 地域景観の点検促進	⑬ 保全すべき景観資源 データベースの構築	⑭ 各主体の取り組みに資する情報の 収集・蓄積と提供・公開	⑮ 技術開発
大臣官房 技術調査課		○	○												○
大臣官房 公共事業調査室		○	○												○
総合政策局 公共事業企画調整課	○									○		○	○		
総合政策局 交通計画課	○		○							○		○	○		
総合政策局 政策課								○							
都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室				○			○					○	○	○	
都市局公園緑地・景観課 緑地環境室					○										
水管理・国土保全局 下水道部流域管理官付						○									
道路局 環境安全課								○							
住宅局 住宅政策課											○				
土地・建設産業局 土地市場課											○				
都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	全体とりまとめ														

「平成23年度 政策レビュー結果（評価書）美しい国づくり政策大綱」の正誤表（平成24年9月11日訂正）

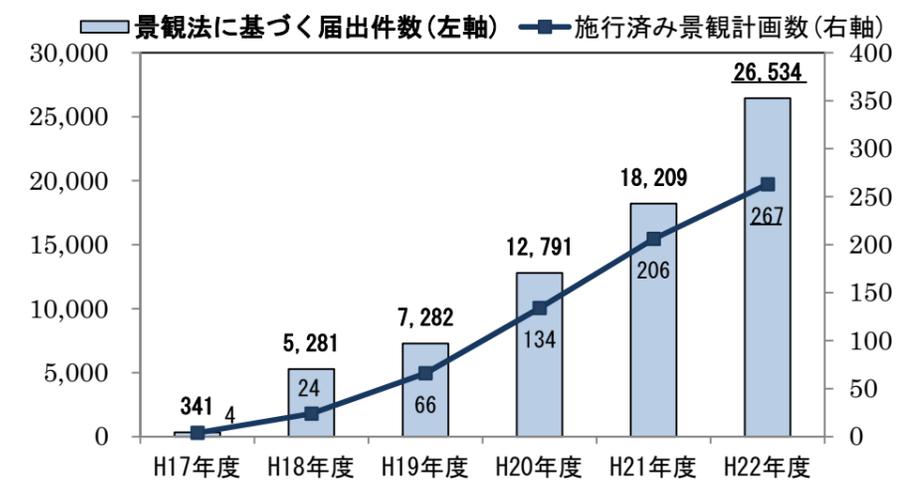
頁	正	誤																																																																																																								
6	<ul style="list-style-type: none"> 多くの国民・地方公共団体が、景観が10年前と比べ良くなったと感じている（国民35.2%、地方公共団体35.5%）。 景観計画策定地域においては、景観を阻害する色彩が抑制されたとする地方公共団体の割合が高い（44.7%）。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、良好な景観の保全・創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの国民・地方公共団体が、景観が10年前と比べ良くなったと感じている（国民35.2%、地方公共団体35.3%）。 景観計画策定地域においては、景観を阻害する色彩が抑制されたとする地方公共団体の割合が高い（44.9%）。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、良好な景観の保全・創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。 																																																																																																								
3-3-10	<p>○景観行政団体は年々増加しており、平成22年度末現在の景観行政団体は477団体、景観計画を策定している市町村は267団体である（図表3-3-4）</p> <p>○政策チェックアップにおける業績指標の達成状況は、平成22年度末現在では約53%となっている（図表3-3-4）。</p> <p>○市区町村の意向によると、平成25年度末までに景観行政団体は607団体、景観計画を策定している市区町村は471団体となる見込みである。また、平成26年度以降の市区町村を加えると、景観行政団体は647団体、景観計画を策定している市区町村は538団体となる見込みである（図表3-3-4）。</p>	<p>○景観行政団体は年々増加しており、平成23年4月1日現在の景観行政団体は499団体、景観計画を策定している市町村は271団体である（図表3-3-2）。</p> <p>○政策チェックアップにおける業績指標の達成状況は、平成23年4月1日現在では約54%となっている（図表3-3-4）。</p> <p>○市区町村の意向によると、平成25年度末までに景観行政団体は607団体、景観計画を策定している市町村は471団体となる見込みである。また、平成26年度以降の市町村を加えると、景観行政団体は647団体、景観計画を策定している市町村は538団体となる見込みである（図表3-3-4）。</p>																																																																																																								
3-3-10	<p>図表3-3-4 景観行政団体と景観計画策定団体の推移 (出典8・10)</p> <table border="1"> <caption>景観行政団体と景観計画策定団体の推移 (平成16年度末～平成26年度以降)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>景観行政団体数</th> <th>景観計画策定団体数(市区町村)【政策チェックアップにおける業績指標対象】</th> <th>景観計画策定団体数(都道府県)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16.12.17</td><td>95</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H17年度末</td><td>109</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H18年度末</td><td>199</td><td>10</td><td>1</td></tr> <tr><td>H19年度末</td><td>257</td><td>43</td><td>4</td></tr> <tr><td>H20年度末</td><td>324</td><td>92</td><td>8</td></tr> <tr><td>H21年度末</td><td>375</td><td>152</td><td>16</td></tr> <tr><td>H22年度末</td><td>433</td><td>206</td><td>18</td></tr> <tr><td>H22年度末</td><td>477</td><td>267</td><td>19</td></tr> <tr><td>H23年度末</td><td>549</td><td>347</td><td>20</td></tr> <tr><td>H24年度末</td><td>587</td><td>420</td><td>20</td></tr> <tr><td>H25年度末</td><td>607</td><td>471</td><td>20</td></tr> <tr><td>H26年度以降</td><td>647</td><td>538</td><td>21</td></tr> </tbody> </table>	年度	景観行政団体数	景観計画策定団体数(市区町村)【政策チェックアップにおける業績指標対象】	景観計画策定団体数(都道府県)	H16.12.17	95	0	0	H17年度末	109	0	0	H18年度末	199	10	1	H19年度末	257	43	4	H20年度末	324	92	8	H21年度末	375	152	16	H22年度末	433	206	18	H22年度末	477	267	19	H23年度末	549	347	20	H24年度末	587	420	20	H25年度末	607	471	20	H26年度以降	647	538	21	<p>図表3-3-4 景観行政団体と景観計画策定団体の推移 (出典8・10)</p> <table border="1"> <caption>景観行政団体と景観計画策定団体の推移 (平成16年度末～平成26年度以降)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>景観行政団体数</th> <th>景観計画策定団体数【政策チェックアップにおける業績指標対象】</th> <th>都道府県景観計画策定団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16.12.17</td><td>95</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H17.4.1</td><td>125</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H18.4.1</td><td>215</td><td>13</td><td>2</td></tr> <tr><td>H19.4.1</td><td>278</td><td>44</td><td>4</td></tr> <tr><td>H20.4.1</td><td>342</td><td>108</td><td>8</td></tr> <tr><td>H21.4.1</td><td>393</td><td>163</td><td>16</td></tr> <tr><td>H22.4.1</td><td>449</td><td>228</td><td>18</td></tr> <tr><td>H23.4.1</td><td>499</td><td>271</td><td>20</td></tr> <tr><td>H23年度末</td><td>549</td><td>347</td><td>20</td></tr> <tr><td>H24年度末</td><td>587</td><td>420</td><td>20</td></tr> <tr><td>H25年度末</td><td>607</td><td>471</td><td>20</td></tr> <tr><td>H26年度以降</td><td>647</td><td>538</td><td>21</td></tr> </tbody> </table>	年度	景観行政団体数	景観計画策定団体数【政策チェックアップにおける業績指標対象】	都道府県景観計画策定団体数	H16.12.17	95	0	0	H17.4.1	125	0	0	H18.4.1	215	13	2	H19.4.1	278	44	4	H20.4.1	342	108	8	H21.4.1	393	163	16	H22.4.1	449	228	18	H23.4.1	499	271	20	H23年度末	549	347	20	H24年度末	587	420	20	H25年度末	607	471	20	H26年度以降	647	538	21
年度	景観行政団体数	景観計画策定団体数(市区町村)【政策チェックアップにおける業績指標対象】	景観計画策定団体数(都道府県)																																																																																																							
H16.12.17	95	0	0																																																																																																							
H17年度末	109	0	0																																																																																																							
H18年度末	199	10	1																																																																																																							
H19年度末	257	43	4																																																																																																							
H20年度末	324	92	8																																																																																																							
H21年度末	375	152	16																																																																																																							
H22年度末	433	206	18																																																																																																							
H22年度末	477	267	19																																																																																																							
H23年度末	549	347	20																																																																																																							
H24年度末	587	420	20																																																																																																							
H25年度末	607	471	20																																																																																																							
H26年度以降	647	538	21																																																																																																							
年度	景観行政団体数	景観計画策定団体数【政策チェックアップにおける業績指標対象】	都道府県景観計画策定団体数																																																																																																							
H16.12.17	95	0	0																																																																																																							
H17.4.1	125	0	0																																																																																																							
H18.4.1	215	13	2																																																																																																							
H19.4.1	278	44	4																																																																																																							
H20.4.1	342	108	8																																																																																																							
H21.4.1	393	163	16																																																																																																							
H22.4.1	449	228	18																																																																																																							
H23.4.1	499	271	20																																																																																																							
H23年度末	549	347	20																																																																																																							
H24年度末	587	420	20																																																																																																							
H25年度末	607	471	20																																																																																																							
H26年度以降	647	538	21																																																																																																							

3-3-11	○都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市区町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通しとなっている。（図表3-3-5）	○都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通しとなっている。（図表3-3-5）
3-3-12	○都道府県は概ね過半に当たる24県（51.1%）が景観計画の策定を予定していない。政令市・中核市は、それぞれ89.5%、75.6%の市で景観計画策済であり、今後、2団体（中核市）を除き景観計画が策定される予定である。また、その他の市町村では今後、39.4%が、景観計画を策定する予定である。（図表3-3-6）	○都道府県は概ね過半に当たる24県（51.1%）が景観計画の策定を予定していない。政令市・中核市は、それぞれ約89.5%、78.0%の市で景観計画策済であり、今後、1団体（中核市）を除き景観計画が策定される予定である。また、その他の市町村では今後、約39.3%が、景観計画を策定する予定である。（図表3-3-6）
3-3-12	 <p>図表3-3-6 都市規模別の景観計画策定団体の割合 <small>（出典8）</small> （H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689） *グラフは景観行政団体または景観行政団体になる意向のある地方公共団体のみを表示。</p>	 <p>図表3-3-6 都市規模別の景観計画策定団体の割合 <small>（出典8）</small> （H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689） *グラフは景観行政団体または景観行政団体になる意向のある地方公共団体のみを表示。</p>
3-3-13	○景観行政団体（意向を含む）である市町村が景観計画を策定する予定のない理由として、人材（62.1%）、知識・ノウハウ（33.3%）及び予算（30.3%）の不足を多く回答している。（図表3-3-8）	○景観行政団体である市町村が景観計画を策定する予定のない理由として、人材（62.1%）、知識・ノウハウ（33.3%）及び予算（30.3%）の不足を多く回答している。（図表3-3-8）

3-3-14



図表 3-3-10 景観計画数と届出件数の時系列変化 (出典 2・8)



図表 3-3-10 景観計画数と届出件数の時系列変化 (出典 2・8)

3-3-14

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
届出	件数	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450	70,354
	計画数	4	24	66	134	206	263	697
勧告	件数	0	0	4	104	41	57	206
	団体数	0	0	3	4	6	5	18
変更命令	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0
期間延長	件数	0	0	0	1	4	3	8
	団体数	0	0	0	1	4	3	8
罰則	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0

図表 3-3-11 勧告、変更命令、罰則の状況 (出典 4・6・8)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
届出	件数	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,534	70,438
	計画数	4	24	66	134	206	267	701
勧告	件数	0	0	4	104	41	57	206
	団体数	0	0	3	4	6	5	18
変更命令	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0
期間延長	件数	0	0	0	1	4	3	8
	団体数	0	0	0	1	4	3	8
罰則	件数	0	0	0	0	0	0	0
	団体数	0	0	0	0	0	0	0

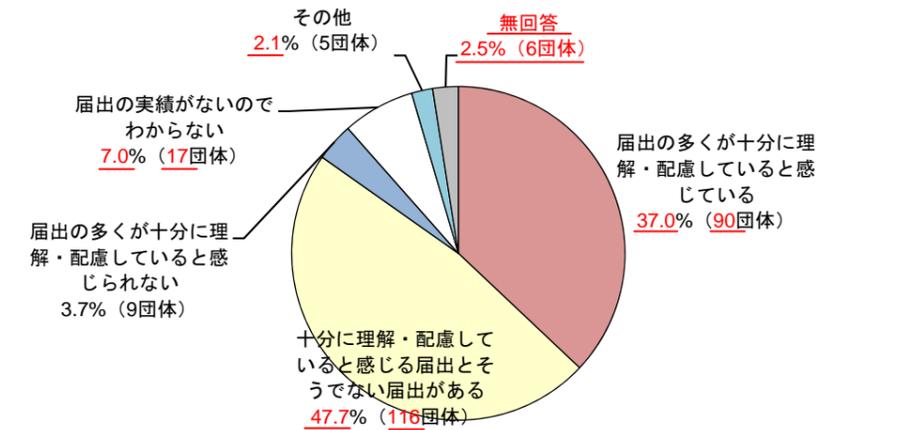
図表 3-3-11 勧告、変更命令、罰則の状況 (出典 4・6・8)

3-3-15

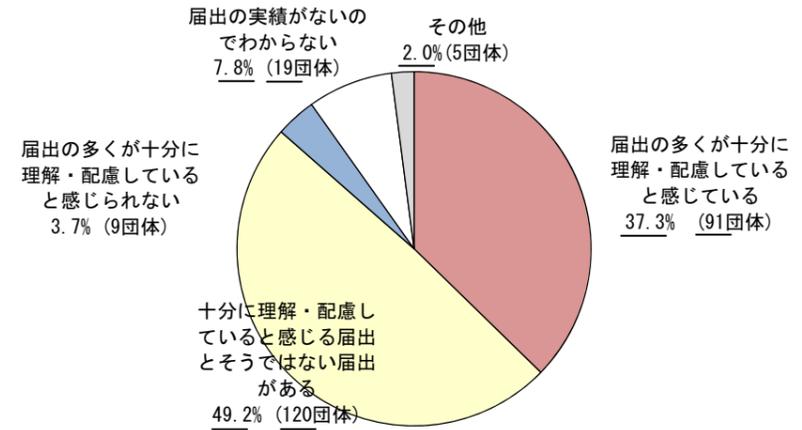
○届出について、届出者が行為の制限の趣旨や意味を「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と景観計画策定団体の 47.7% が回答している。(図表 3-3-1 2)

○届出について、届出者が行為の制限の趣旨や意味を「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と景観計画策定団体の 49.2% が回答している。(図表 3-3-1 2)

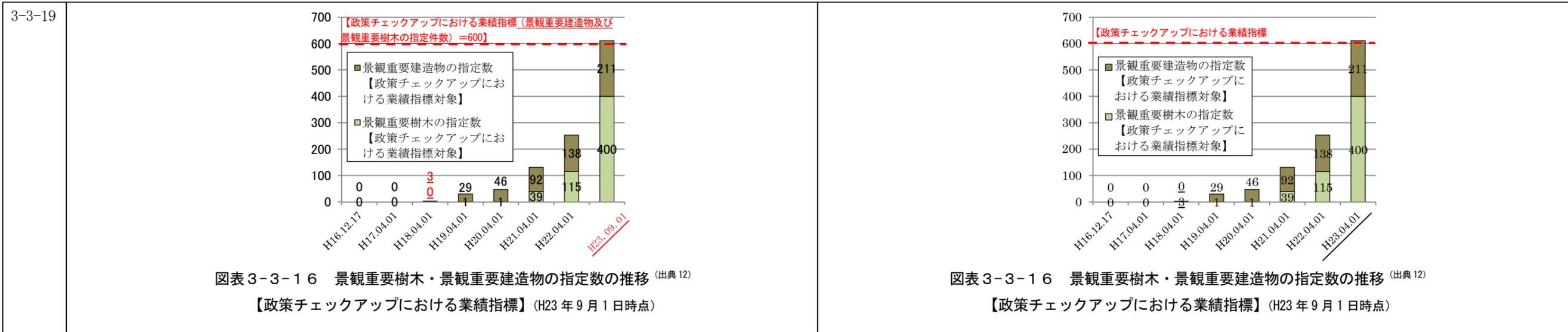
3-3-15



図表 3-3-1 2 景観法 16 条届出内容を見て、届出者は行為の制限の主旨や意味を十分に理解している、または行為の制限を踏まえた建築計画となるように配慮や工夫が見られると感じますか。(H22 年 7 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=243) (出典 2)



図表 3-3-1 2 景観法 16 条届出内容を見て、届出者は行為の制限の主旨や意味を十分に理解している、または行為の制限を踏まえた建築計画となるように配慮や工夫が見られると感じますか。(H22 年 7 月 1 日時点、景観計画策定団体 n=243) (出典 6)

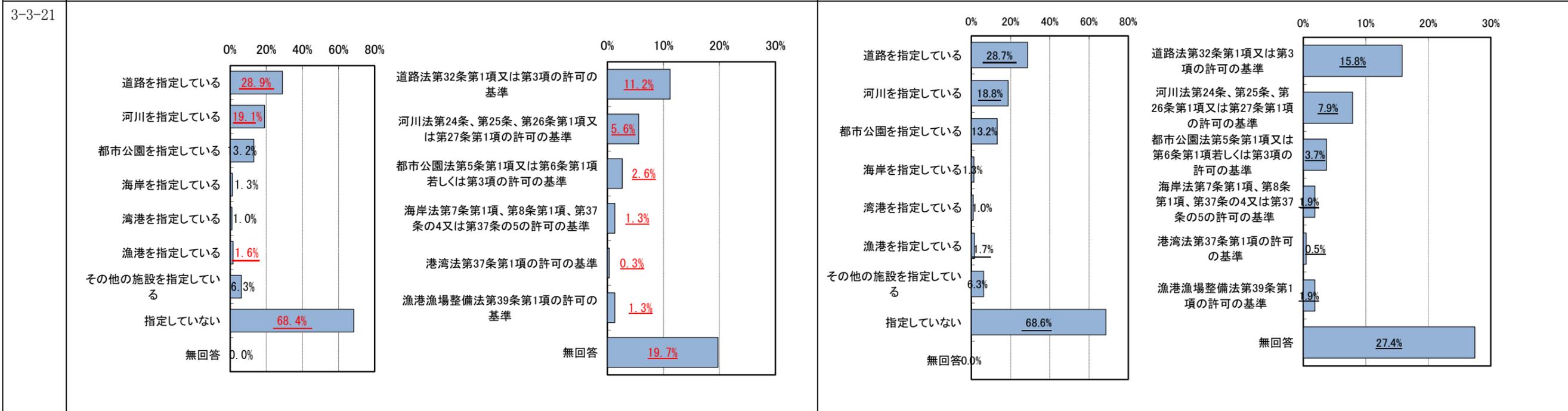


図表 3-3-16 景観重要樹木・景観重要建造物の指定数の推移 (出典 12)
【政策チェックアップにおける業績指標】(H23年9月1日時点)

図表 3-3-16 景観重要樹木・景観重要建造物の指定数の推移 (出典 12)
【政策チェックアップにおける業績指標】(H23年9月1日時点)

3-3-20 ○地方公共団体からは、指定による労力や財政負担を懸念して指定に消極的という指摘がある。
○有識者からは、指定による労力や財政負担を懸念して自治体が指定に消極的という指摘がある。

3-3-21 ○景観重要公共施設は 96 団体で指定されており、道路や河川、都市公園における活用が多い。(図表 3-3-19、3-3-20)
○景観重要公共施設は 95 団体で指定されており、道路や河川、都市公園における活用が多い。(図表 3-3-19、3-3-20)



図表 3-3-19 景観重要公共施設の指定施設 (複数回答可) (出典 8)
(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)

図表 3-3-20 景観重要公共施設の占用などに関する許可基準の有無 (複数回答可) (出典 8)
(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)

図表 3-3-19 景観重要公共施設の指定施設 (複数回答可) (出典 8)
(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)

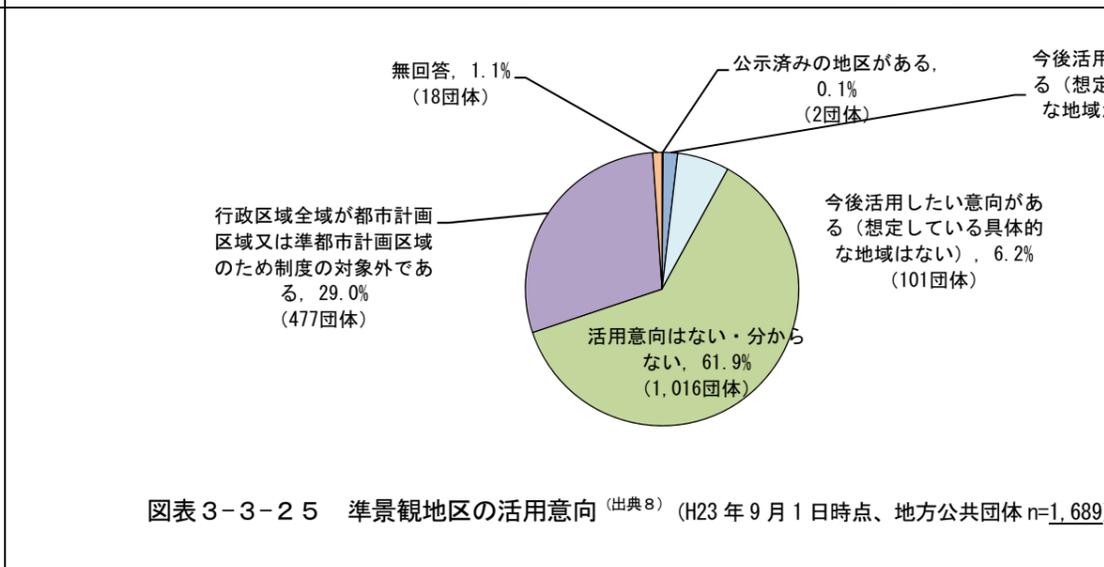
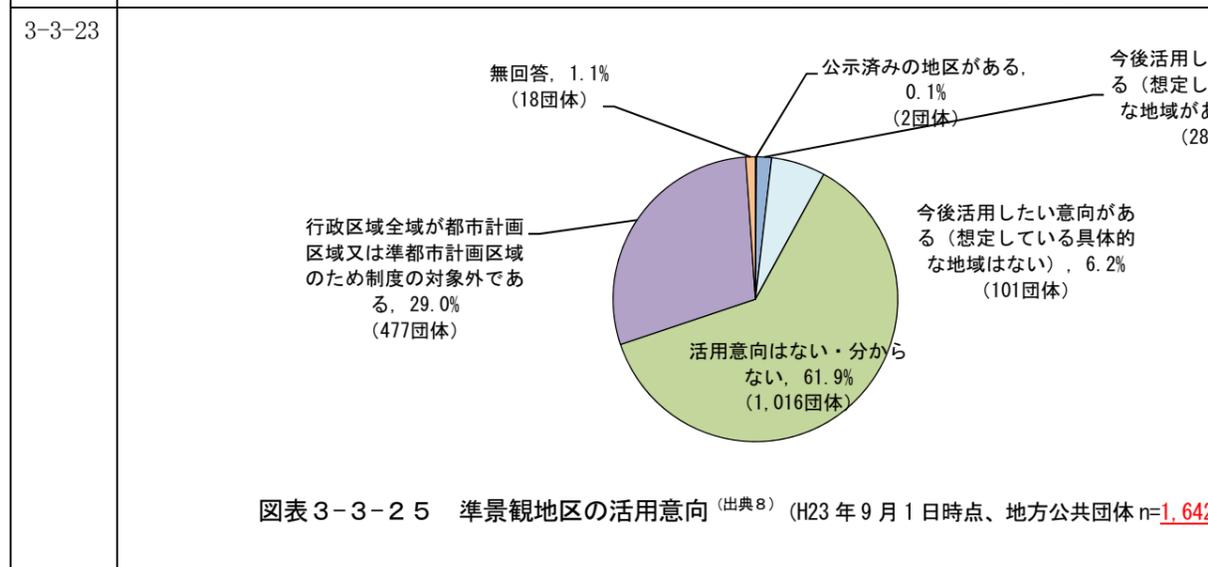
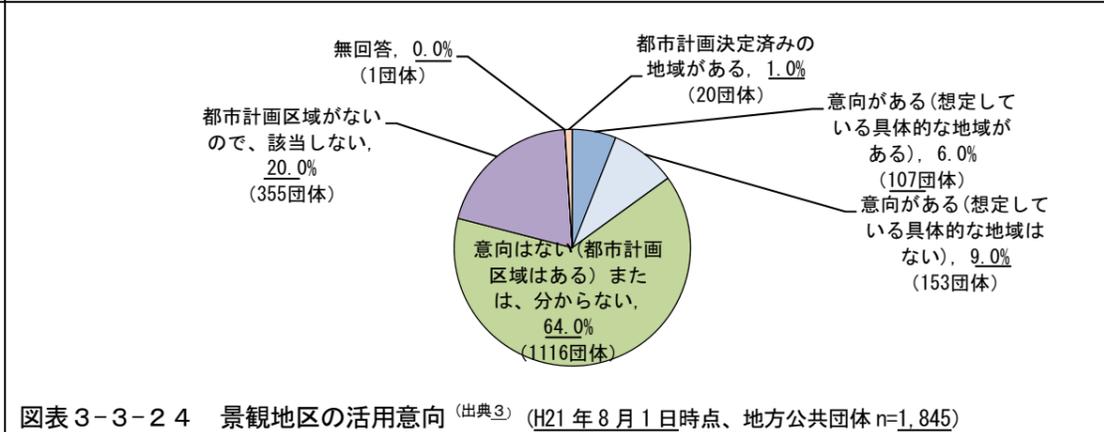
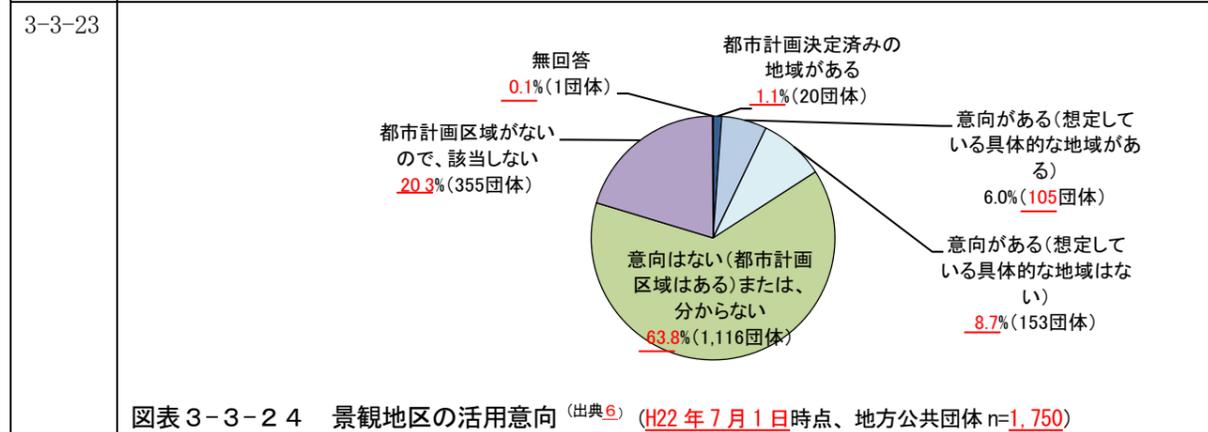
図表 3-3-20 景観重要公共施設の占用などに関する許可基準の有無 (複数回答可) (出典 8)
(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)

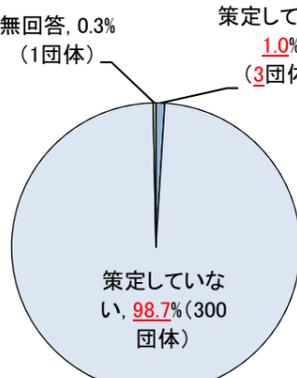
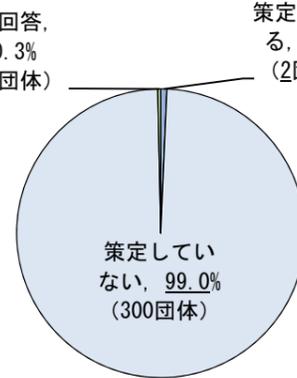
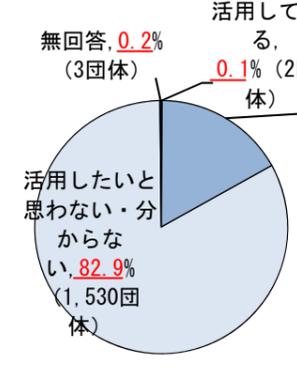
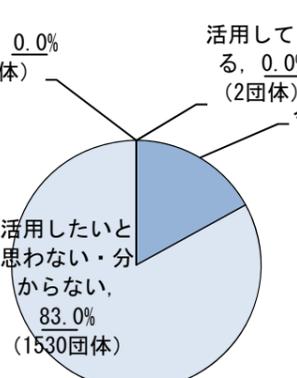
自治体名	条例の名称	公布年月日	施行年月日	地区数
東京都千代田区	千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成20年12月10日(従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	平成20年12月10日(従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	2地区
東京都府中市	府中市景観条例	平成22年3月16日(一部改正)	平成22年3月16日	3地区
神奈川県横浜市	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成19年12月25日	平成19年12月25日	5地区
神奈川県川崎市	川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例	平成21年3月26日	平成21年7月1日	4地区
神奈川県小田原市	小田原市地区計画形態意匠条例	平成19年3月29日	平成19年3月29日	2地区
石川県金沢市	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成22年3月25日(条例改正)	平成22年7月1日	6地区
奈良県奈良市	奈良市地区計画形態意匠条例	平成22年3月31日	平成22年4月1日	6地区
合計	—	—	—	28地区

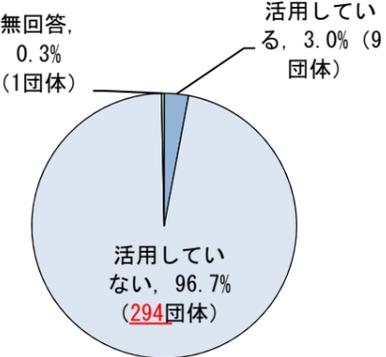
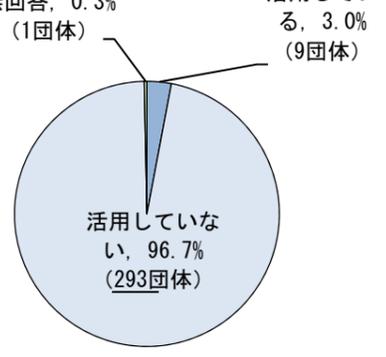
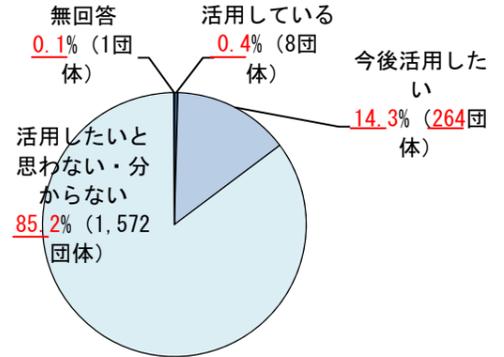
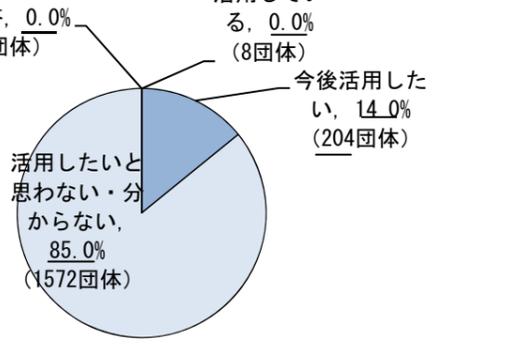
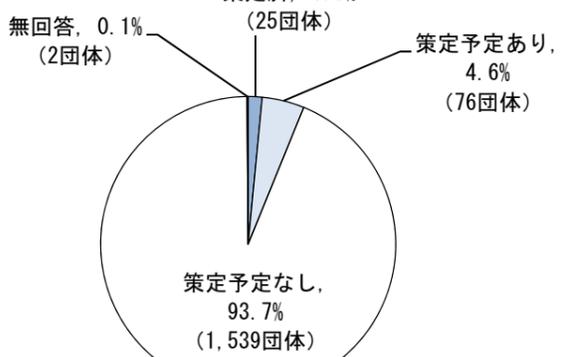
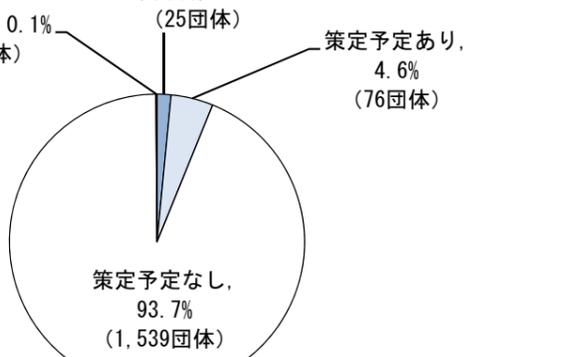
図表 3-3-23 地区計画形態意匠条例が制定された地区計画 (出典8)

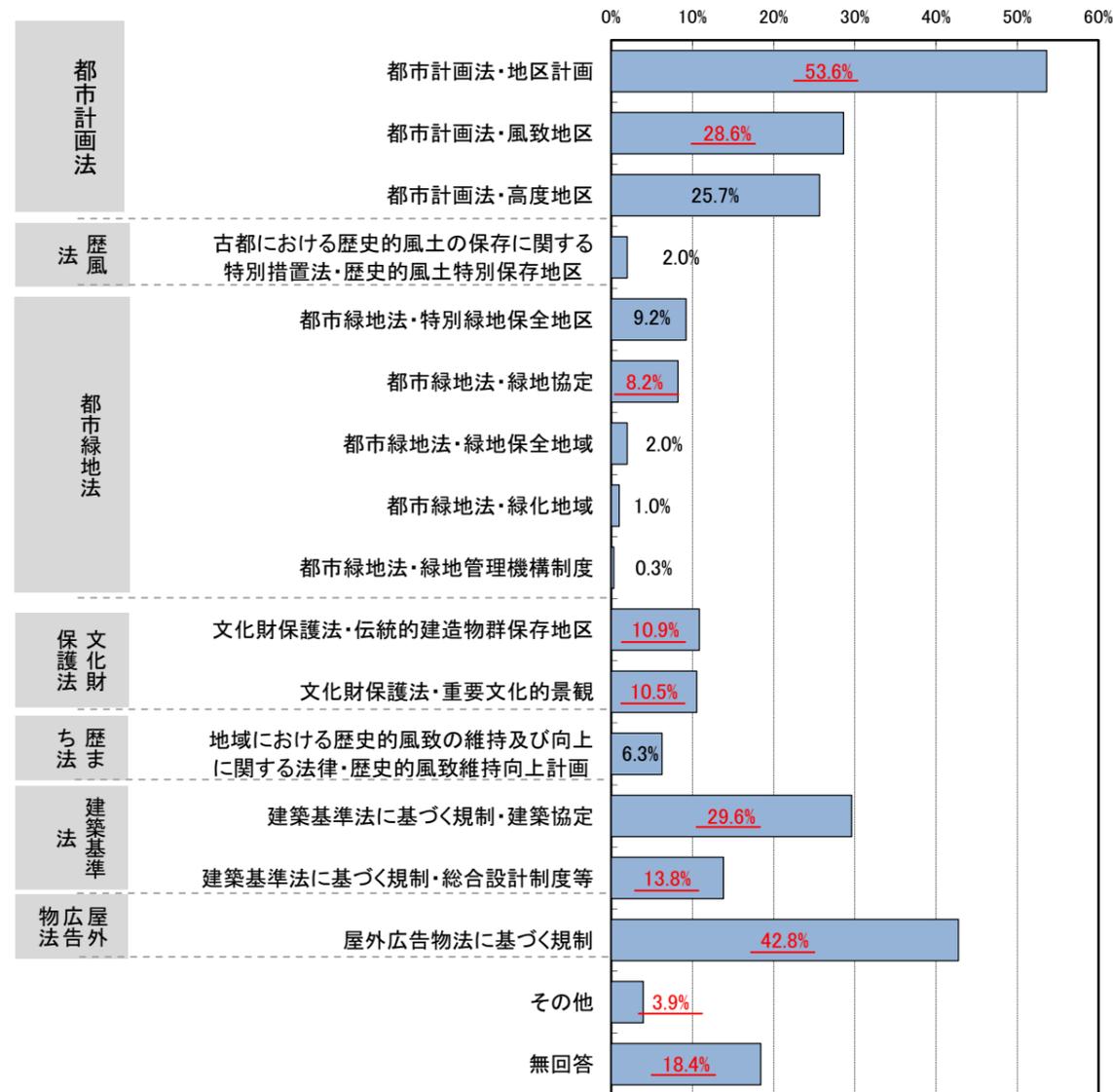
自治体名	条例の名称	公布年月日	施行年月日	地区数
東京都千代田区	千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成20年12月10日(従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	平成20年12月10日(従前の地区計画建築条例と一体化し改正)	2地区
東京都府中市	府中市景観条例	平成22年3月16日(一部改正)	平成22年3月16日	3地区
神奈川県横浜市	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成19年12月25日	平成19年12月25日	5地区
神奈川県川崎市	川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例	平成21年3月26日	平成21年7月1日	4地区
神奈川県小田原市	小田原市地区計画形態意匠条例	平成19年3月29日	平成19年3月29日	2地区
石川県金沢市	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例	平成22年3月25日(条例改正)	平成22年7月1日	6地区
奈良県奈良市	奈良市地区計画形態意匠条例	平成22年3月31日	平成22年4月1日	6地区
合計	—	—	—	28地区

図表 3-3-23 地区計画形態意匠条例が制定され地区計画 (出典8)



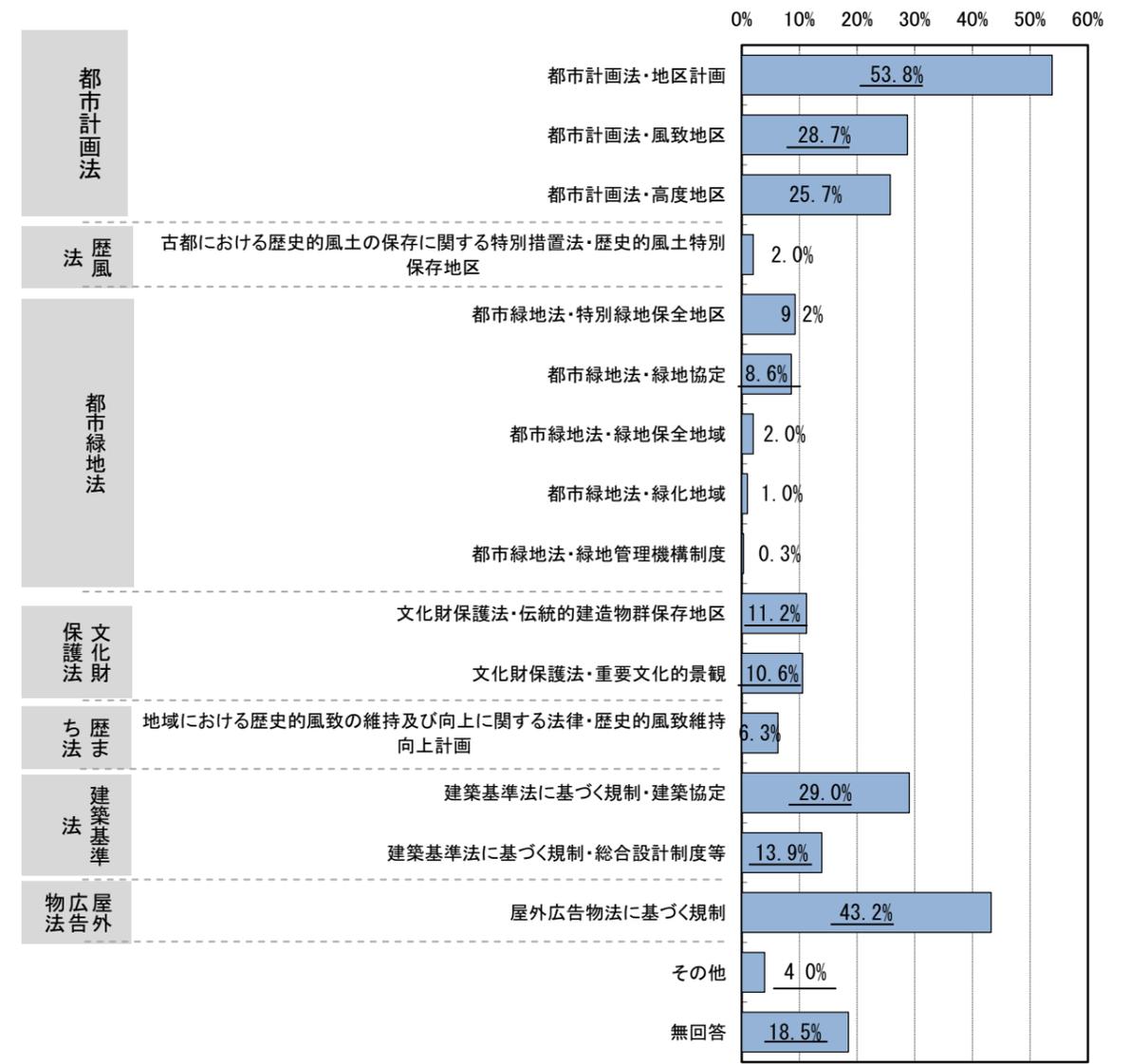
3-3-25	○景観整備機構は建築士会の指定が15法人と多い。	○景観協議会は主に景観重要公共施設の管理者で組織化されたものが多い。景観整備機構は建築士会の指定が15法人と多い。
3-3-28	 <p>無回答, 0.3% (1団体)</p> <p>策定している, 1.0% (3団体)</p> <p>策定していない, 98.7% (300団体)</p> <p>図表 3-3-3 4 景観農業振興地域整備計画の策定状況 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)</p>	 <p>無回答, 0.3% (1団体)</p> <p>策定している, 0.7% (2団体)</p> <p>策定していない, 99.0% (300団体)</p> <p>図表 3-3-3 4 景観農業振興地域整備計画の策定状況 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)</p>
3-3-28	 <p>無回答, 0.2% (3団体)</p> <p>活用している, 0.1% (2団体)</p> <p>今後活用したい, 16.8% (310団体)</p> <p>活用したいと思わない・分らない, 82.9% (1,530団体)</p> <p>図表 3-3-3 5 景観農業振興地域整備計画の活用意向 (出典3) (H21年8月1日時点、地方公共団体 n=1,845)</p>	 <p>無回答, 0.0% (3団体)</p> <p>活用している, 0.0% (2団体)</p> <p>今後活用したい, 17.0% (310団体)</p> <p>活用したいと思わない・分らない, 83.0% (1,530団体)</p> <p>図表 3-3-3 5 景観農業振興地域整備計画の活用意向 (出典3) (H21年8月1日時点、地方公共団体 n=1,845)</p>

3-3-28	 <p>無回答, 0.3% (1団体)</p> <p>活用している, 3.0% (9団体)</p> <p>活用していない, 96.7% (294団体)</p> <p>図表 3-3-36 自然公園法特例許可の活用状況 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)</p>	 <p>無回答, 0.3% (1団体)</p> <p>活用している, 3.0% (9団体)</p> <p>活用していない, 96.7% (293団体)</p> <p>図表 3-3-36 自然公園法特例許可の活用状況 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)</p>
3-3-28	 <p>無回答, 0.1% (1団体)</p> <p>活用している, 0.4% (8団体)</p> <p>今後活用したい, 14.3% (264団体)</p> <p>活用したいと思わない・分からない, 85.2% (1,572団体)</p> <p>図表 3-3-37 自然公園法特例許可の活用意向 (出典3) (H21年8月1日時点、地方公共団体 n=1,845)</p>	 <p>無回答, 0.0% (1団体)</p> <p>活用している, 0.0% (8団体)</p> <p>今後活用したい, 14.0% (204団体)</p> <p>活用したいと思わない・分からない, 85.0% (1,572団体)</p> <p>図表 3-3-37 自然公園法特例許可の活用意向 (出典3) (H21年8月1日時点、地方公共団体 n=1,845)</p>
3-3-29	 <p>無回答, 0.1% (2団体)</p> <p>策定済, 1.5% (25団体)</p> <p>策定予定あり, 4.6% (76団体)</p> <p>策定予定なし, 93.7% (1,539団体)</p> <p>図表 3-3-38 歴史的風致維持向上計画の策定状況 (出典8) (H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,642)</p>	 <p>無回答, 0.1% (2団体)</p> <p>策定済, 1.5% (25団体)</p> <p>策定予定あり, 4.6% (76団体)</p> <p>策定予定なし, 93.7% (1,539団体)</p> <p>図表 3-3-38 歴史的風致維持向上計画の策定状況 (出典8) (H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)</p>



図表3-3-40 景観計画や景観地区を目指す良好な景観形成のための、他法令に基づく制度の活用状況
(複数回答可) (出典B)

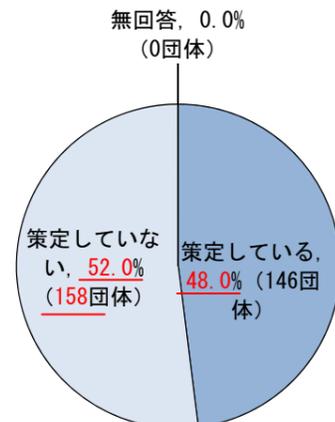
(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)



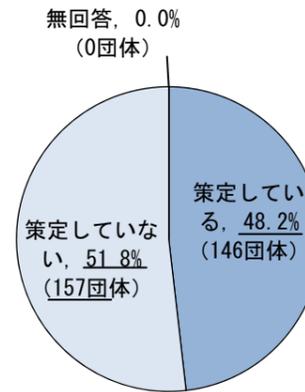
図表3-3-40 景観計画や景観地区を目指す良好な景観形成のための、他法令に基づく制度の活用状況
(複数回答可) (出典B)

(H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)

3-3-53

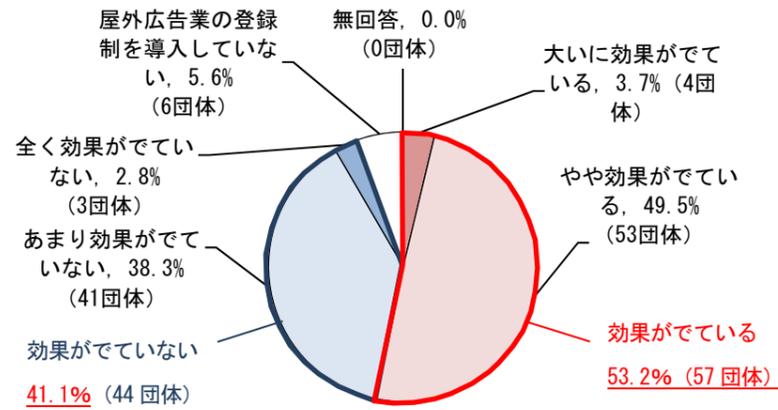


図表 3-3-6 3 景観計画での屋外広告物の「屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条2項4号イ）」の策定状況（出典8）
 （H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304）

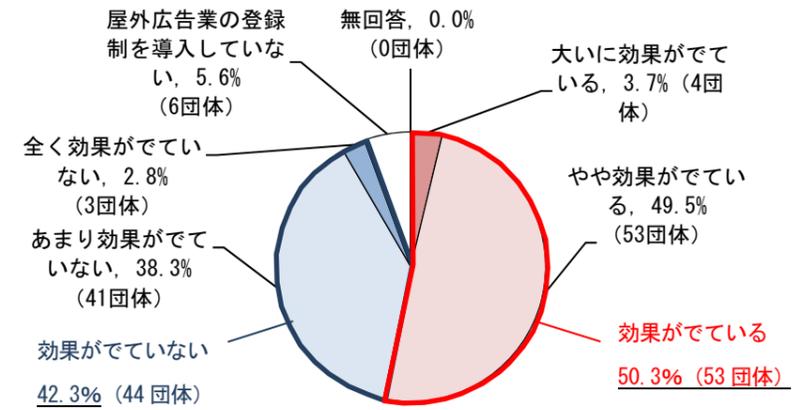


図表 3-3-6 3 景観計画での屋外広告物の「屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条2項4号イ）」の策定状況（出典8）
 （H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303）

3-3-60



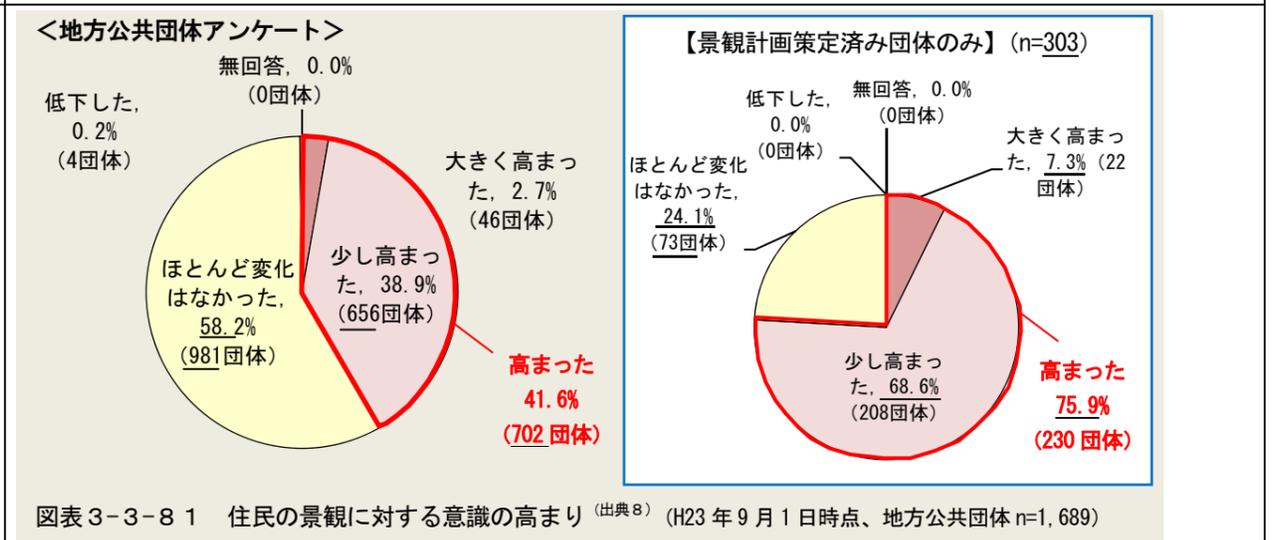
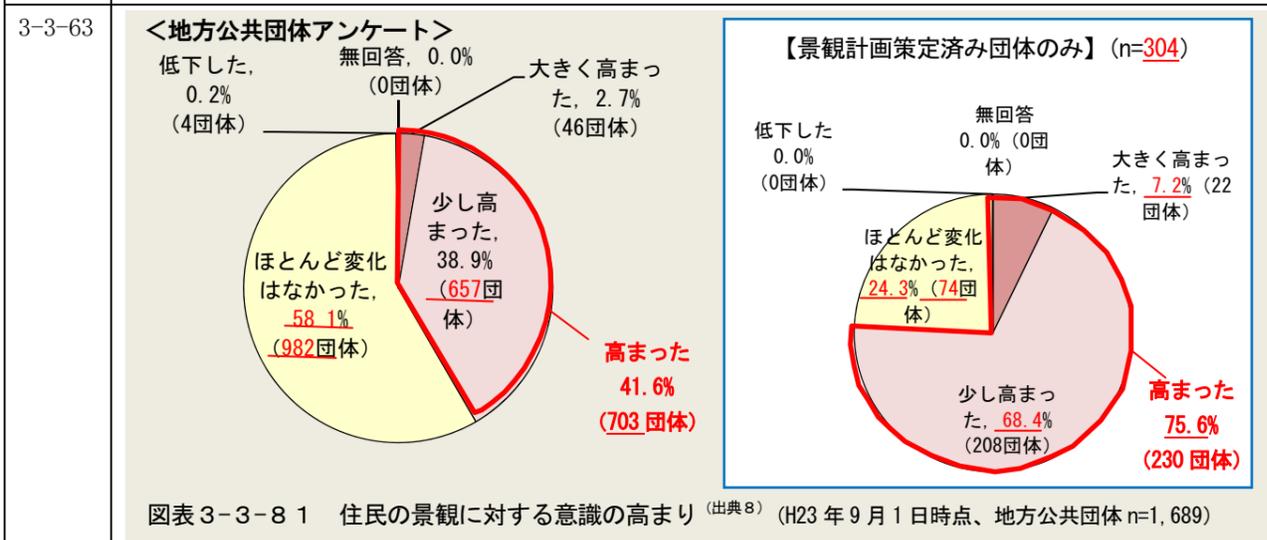
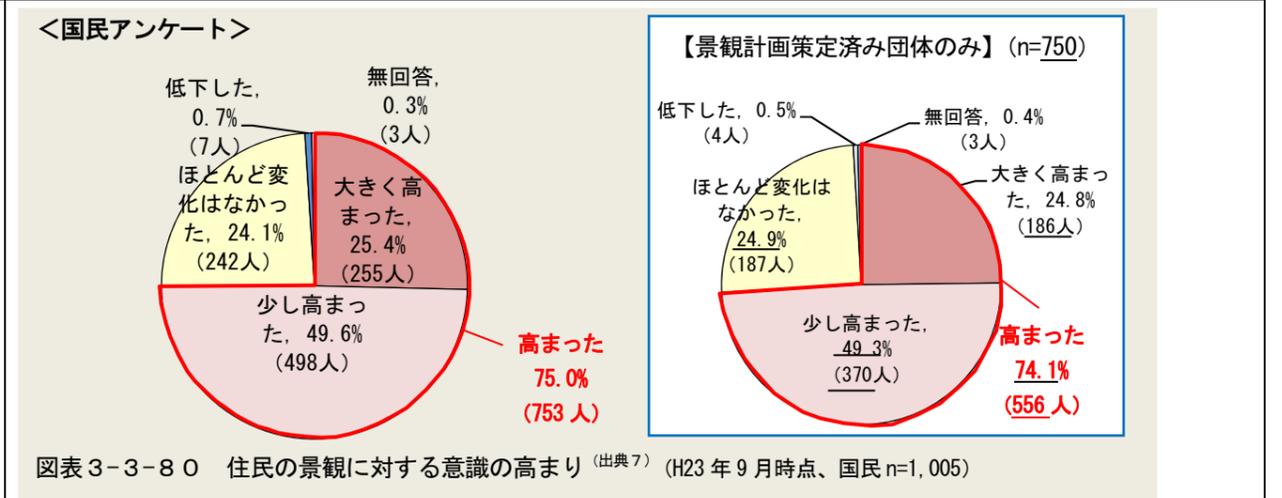
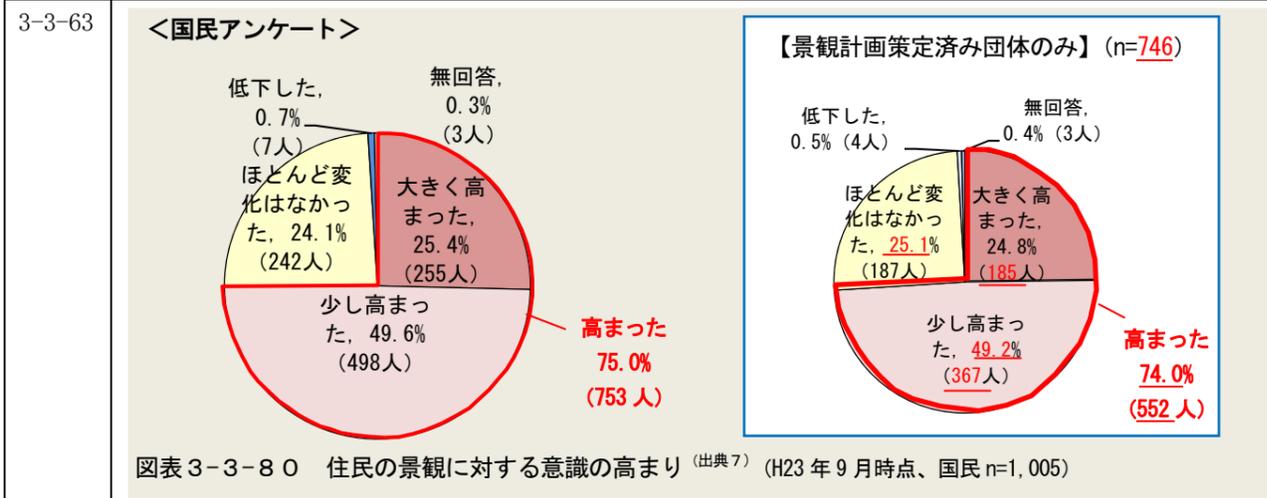
図表 3-3-7 7 屋外広告業の登録制による不良業者の排除の効果（出典8）
 （H23年9月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107）



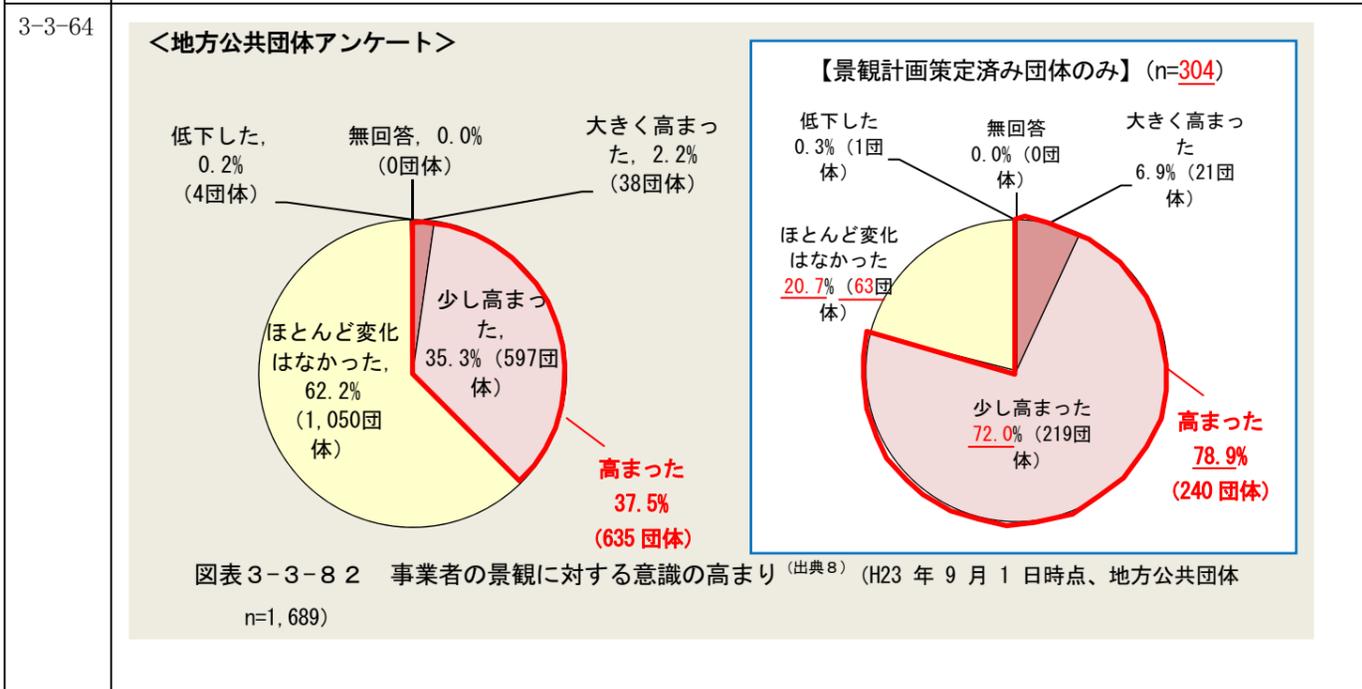
図表 3-3-7 7 屋外広告業の登録制による不良業者の排除の効果（出典8）
 （H23年9月1日時点、都道府県・政令市・中核市 n=107）

3-3-63 ○また、地方公共団体アンケートによると、41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 75.6%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-81)

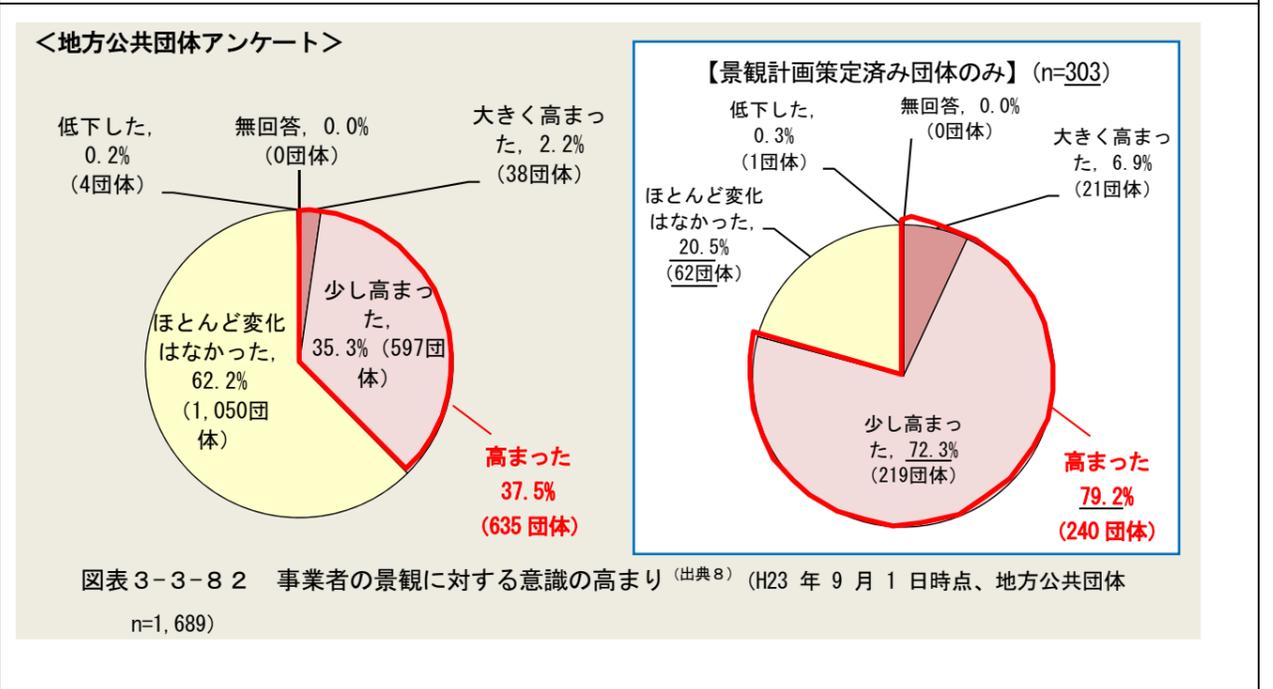
○また、地方公共団体アンケートによると、41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 75.9%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-81)



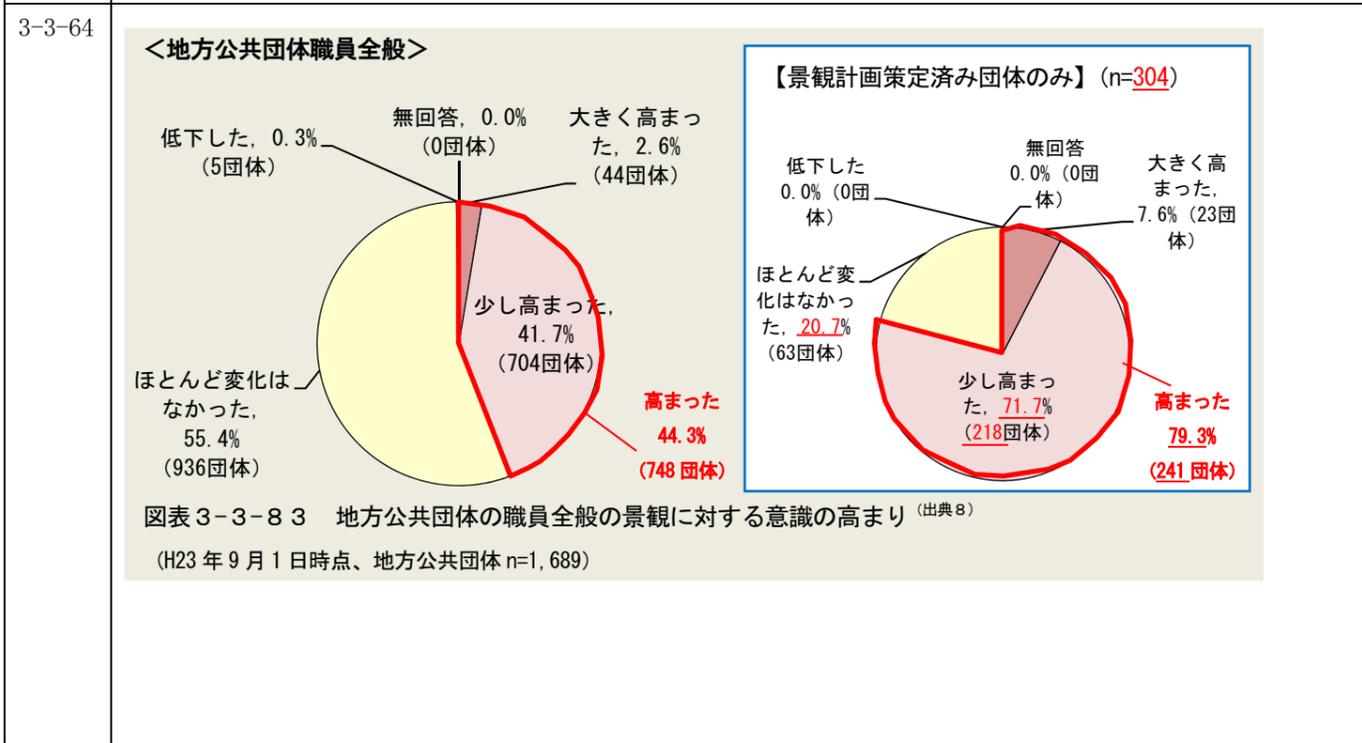
3-3-64 ○地方公共団体アンケートによると、37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 78.9%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 2)



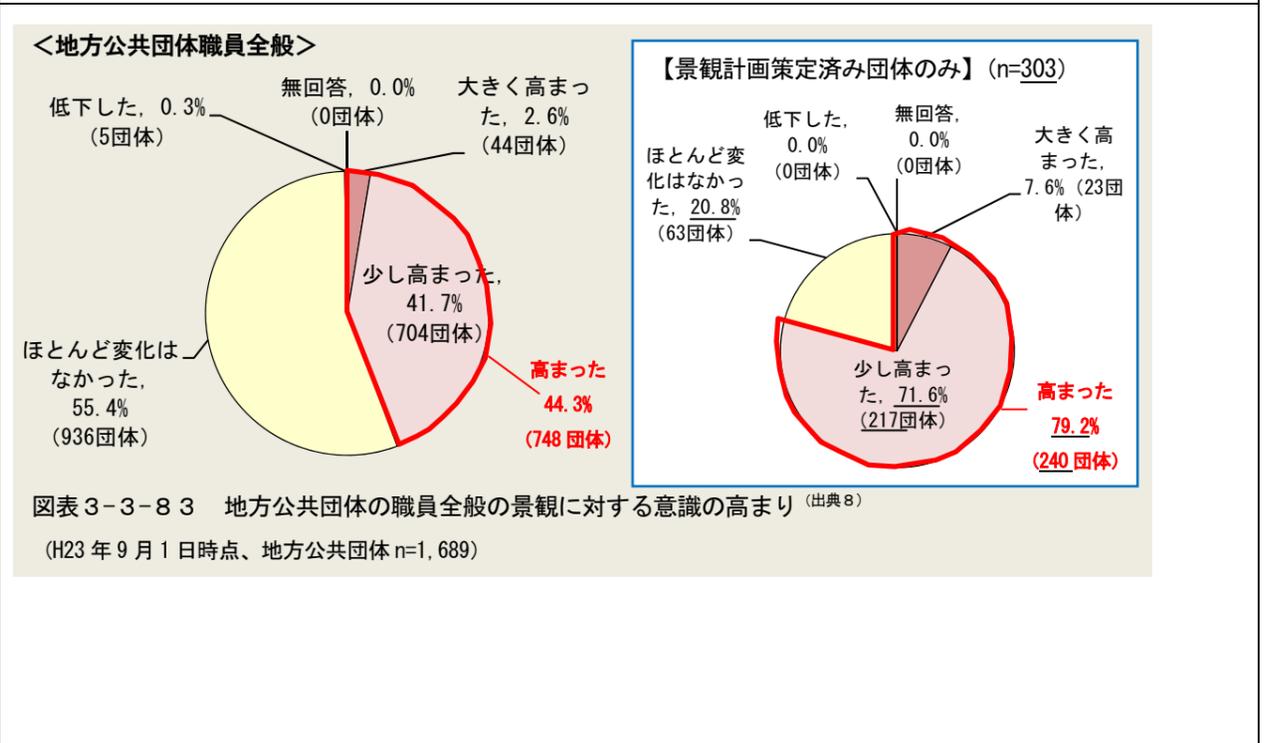
○地方公共団体アンケートによると、37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 79.2%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 2)



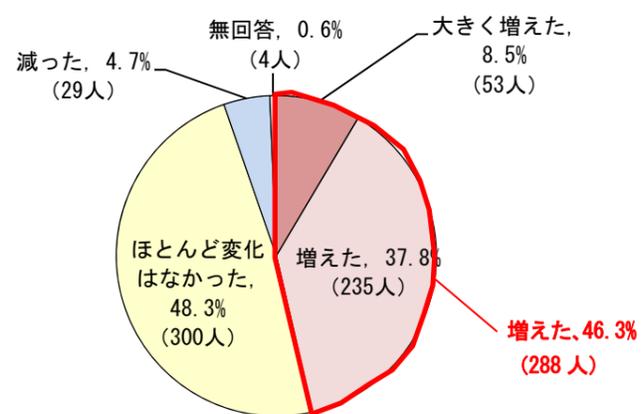
3-3-64 ○地方公共団体アンケートによると、44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 79.3%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 3)



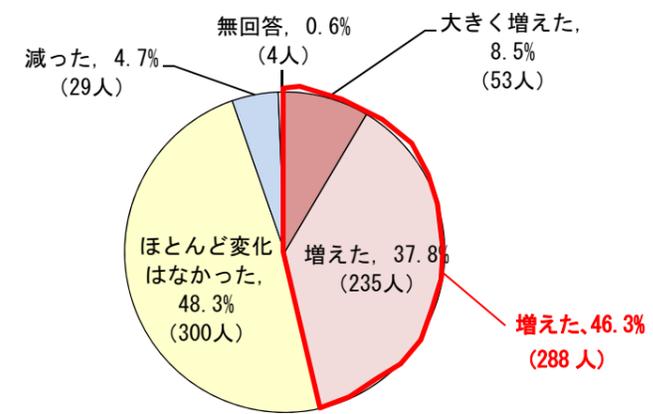
○地方公共団体アンケートによると、44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。(景観計画策定団体に限って見ると 79.2%であり、有意に高くなっている。) (図表3-3-8 3)



3-3-65



図表 3-3-8 4 「良好な景観形成のための活動」への参加の機会 (出典7)
(H23年9月時点、国民 n=621)



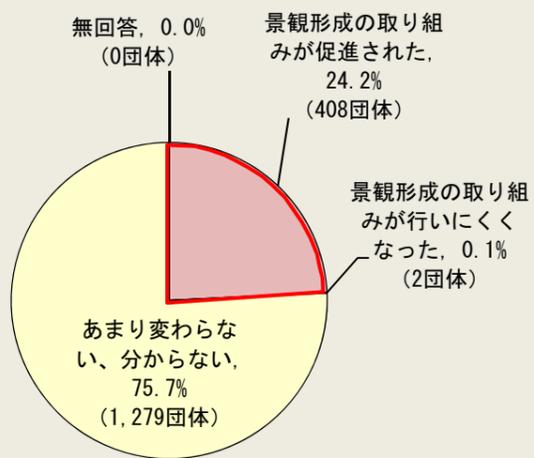
図表 3-3-8 4 「良好な景観形成のための活動」への参加の機会 (出典7)
(H23年9月時点、国民 n=1,005)

3-3-66

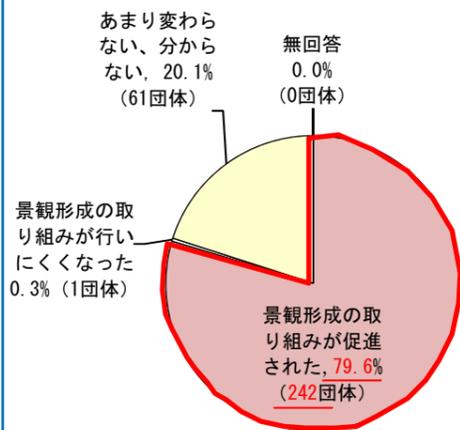
○地方公共団体アンケートによると、約 1/4 (408 団体 (24.2%)) が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答 (景観計画策定団体に限って見ると 79.6%) しており、景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している。(図表 3-3-8 6)

○地方公共団体アンケートによると、約 1/4 (408 団体 (24.2%)) が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答 (景観計画策定団体に限って見ると 79.5%) しており、景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している。(図表 3-3-8 6)

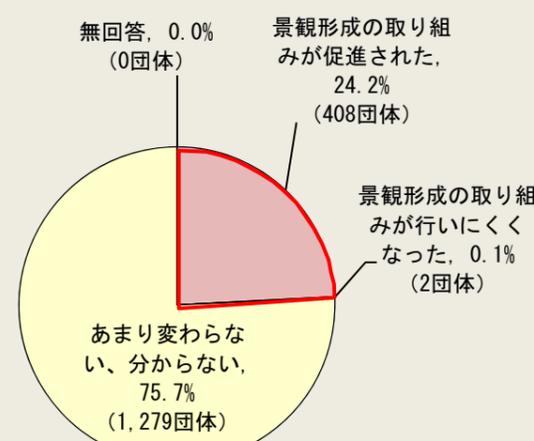
3-3-66



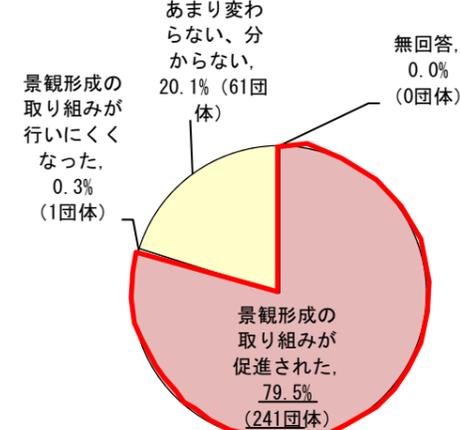
【景観計画策定済み団体のみ】 (n=304)



図表 3-3-8 6 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進 (出典8)
(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)

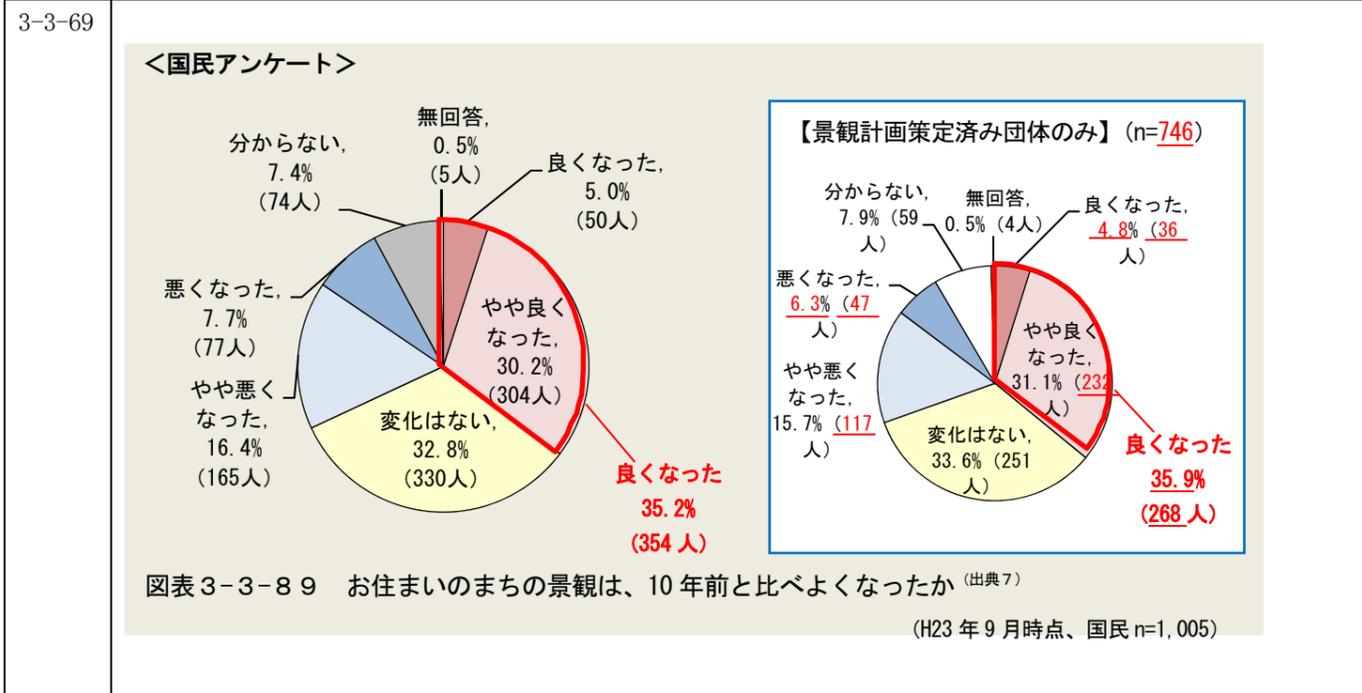


【景観計画策定済み団体のみ】 (n=303)

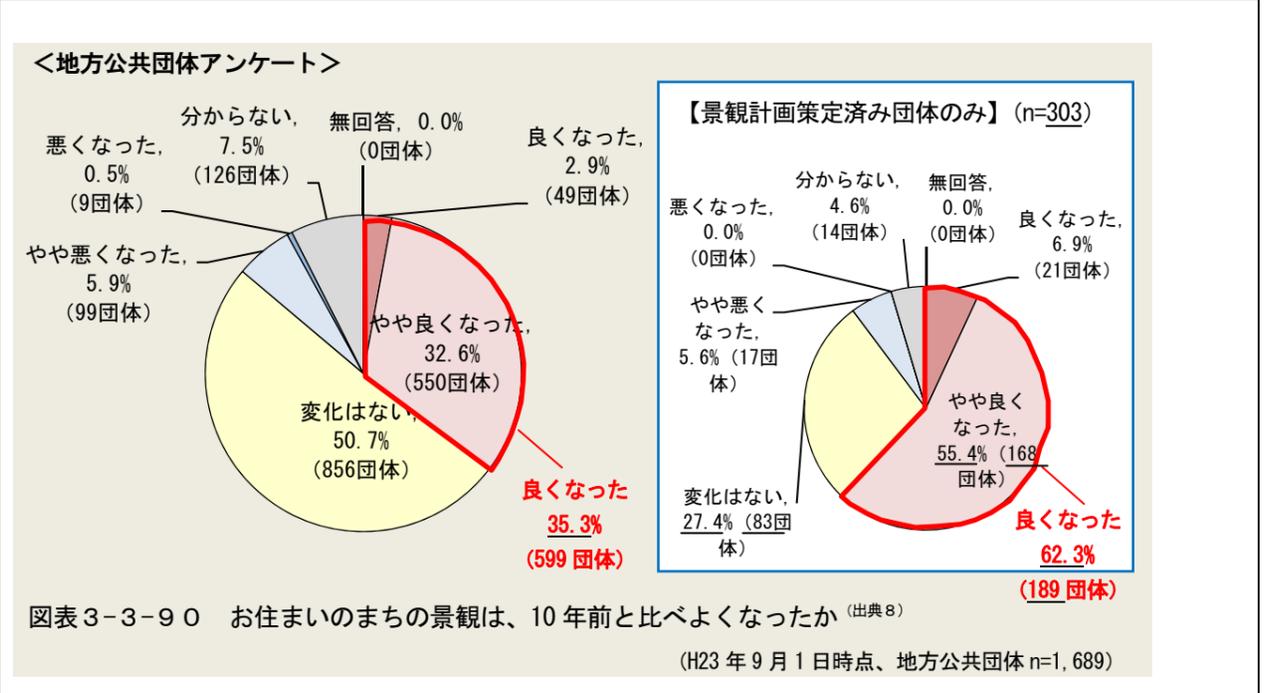
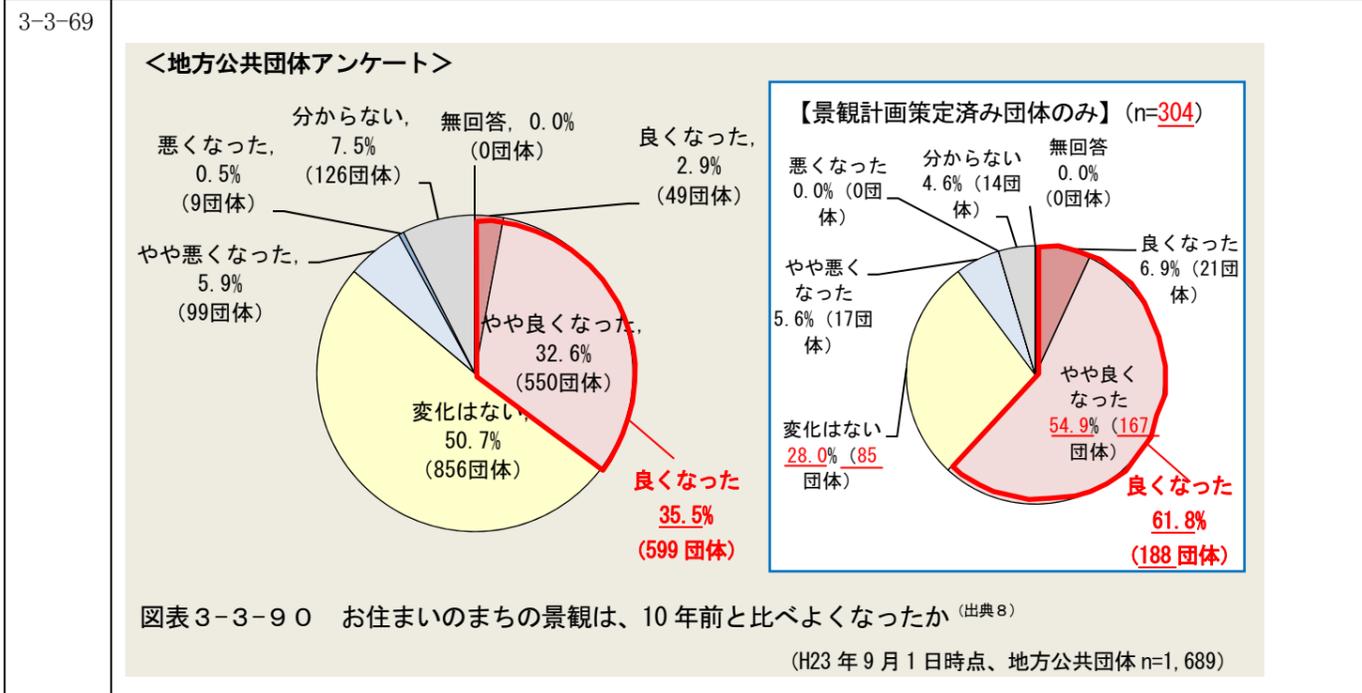
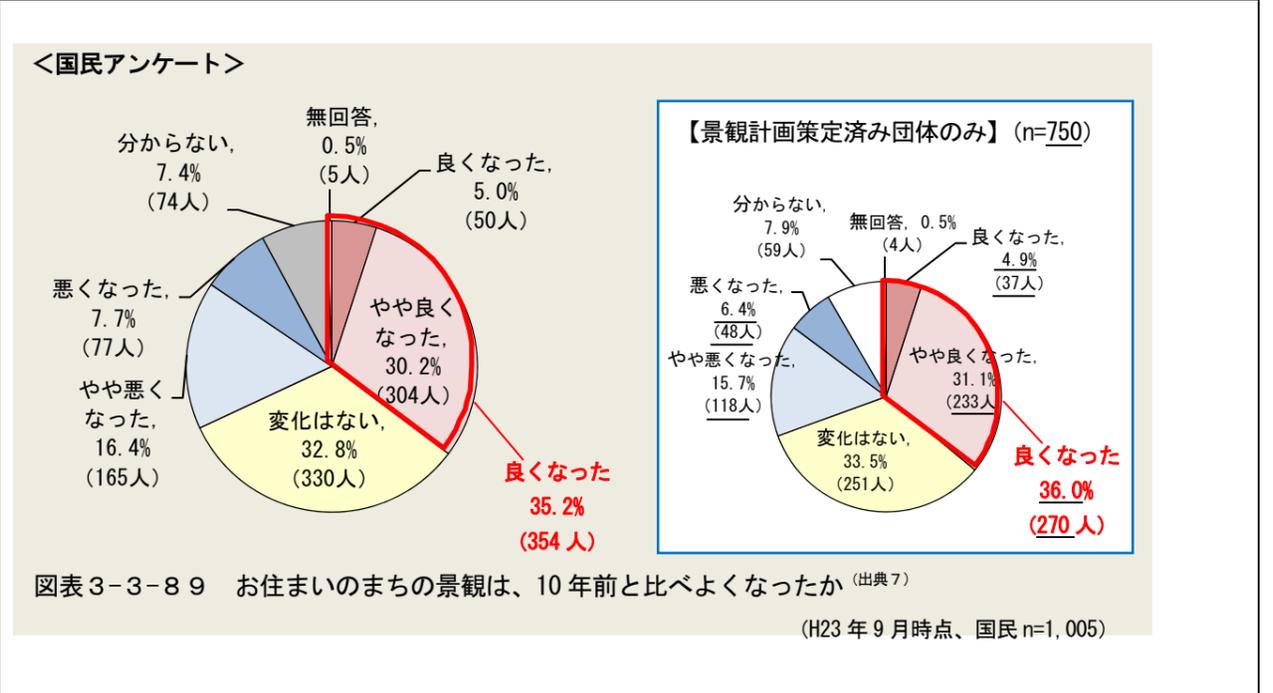


図表 3-3-8 6 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進 (出典8)
(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)

3-3-69 ○地方公共団体アンケートによると、35.5%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：32.6%）している。（景観計画策定団体に限って見ると 61.8% と有意に高くなっている）（図表3-3-90）

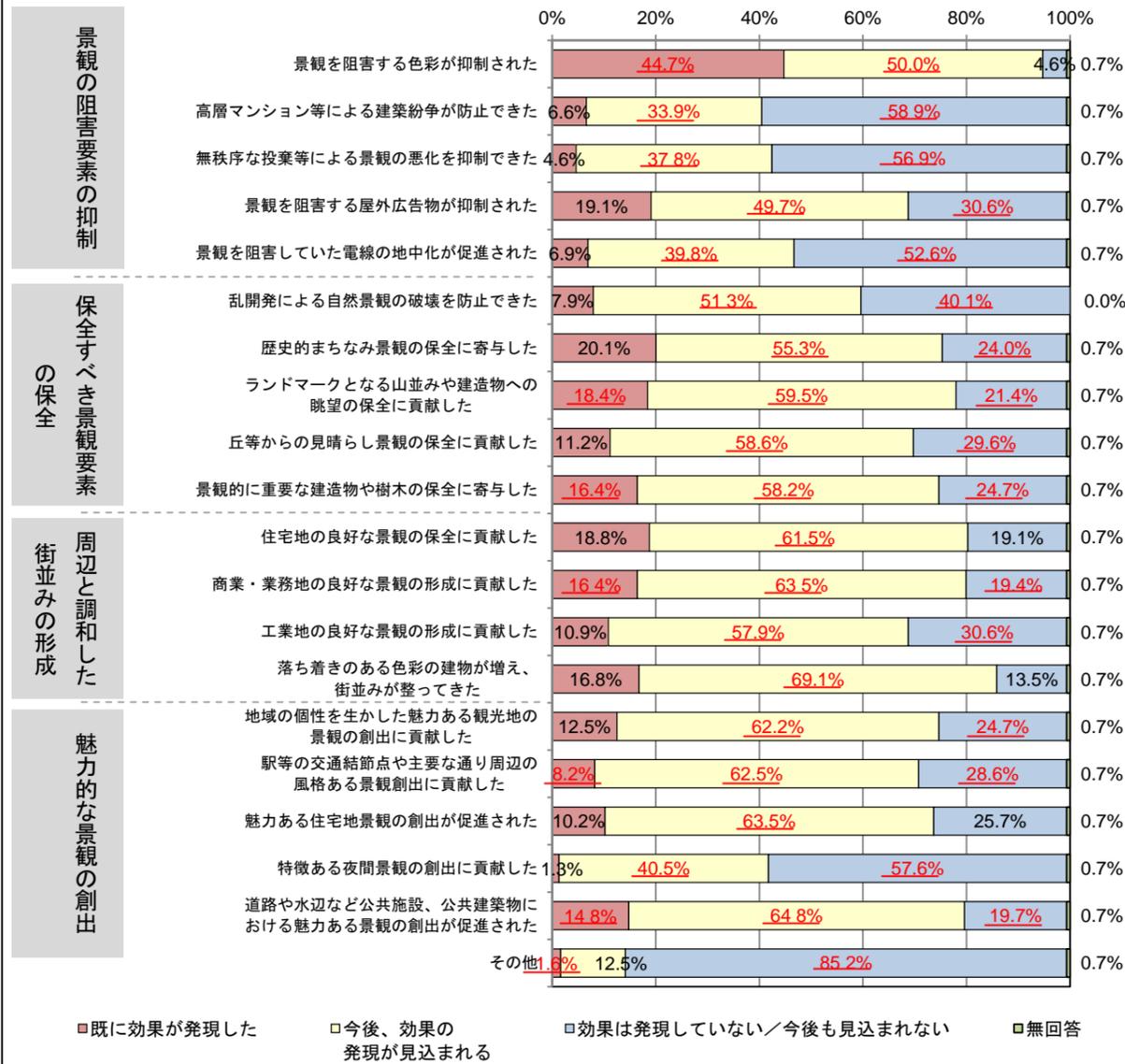


○地方公共団体アンケートによると、35.5%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：32.6%）している。（景観計画策定団体に限って見ると 62.3% と有意に高くなっている）（図表3-3-90）

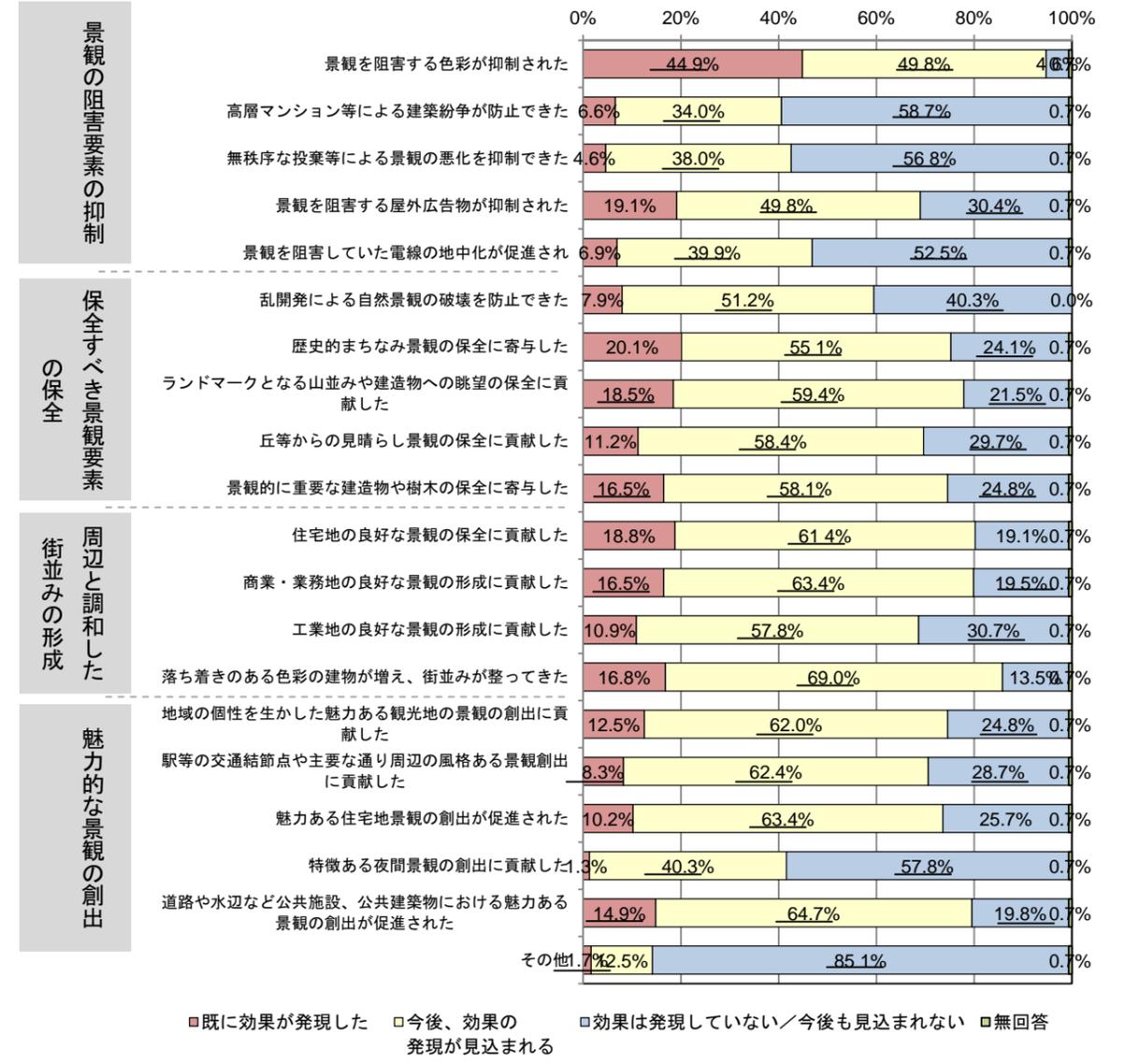


3-3-71 ○地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.7%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。（図表3-3-93）

○地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.9%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。（図表3-3-93）



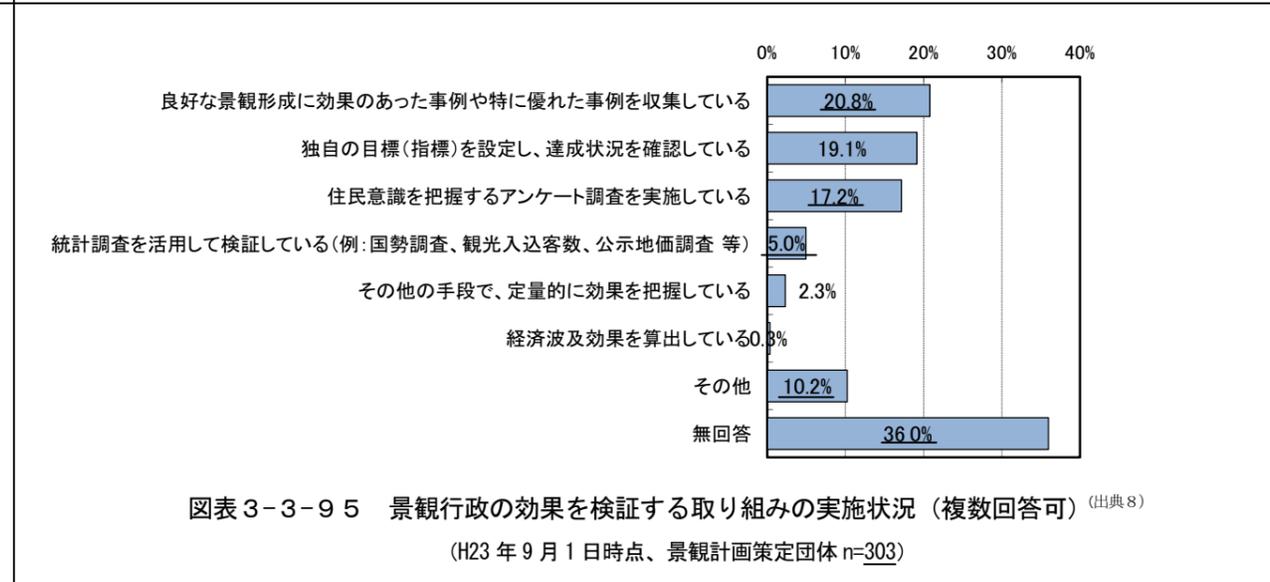
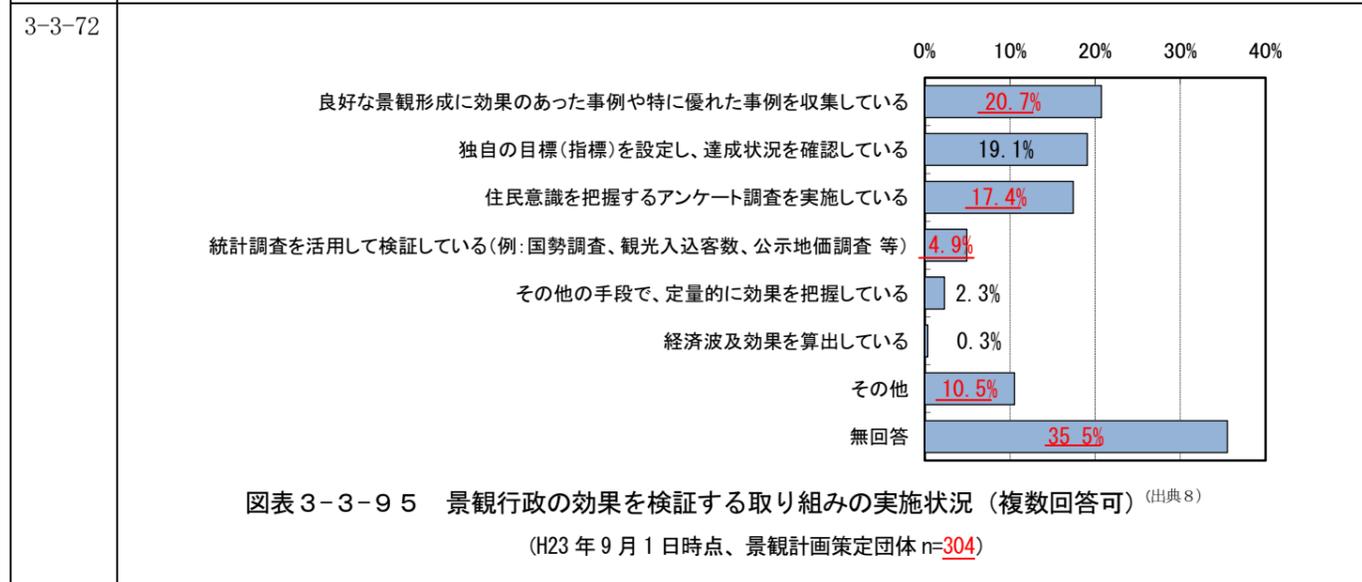
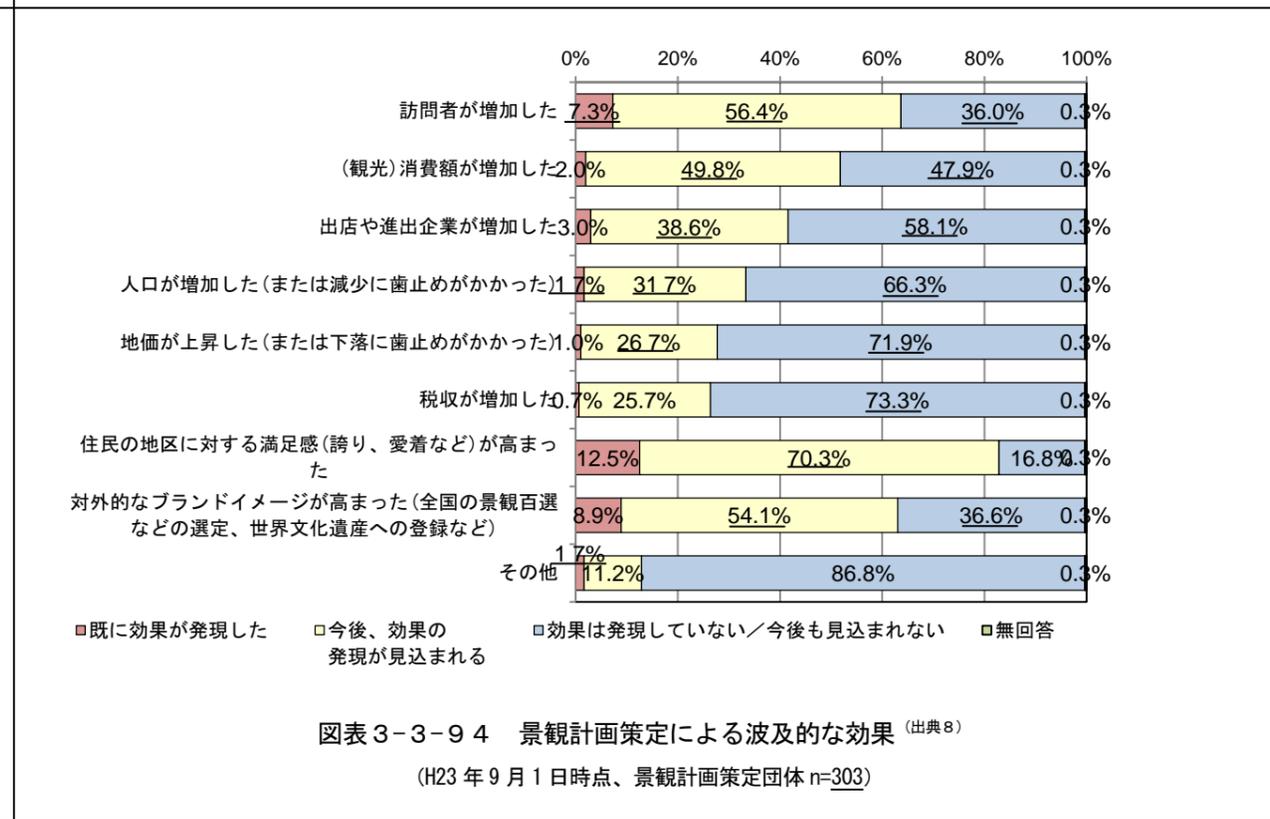
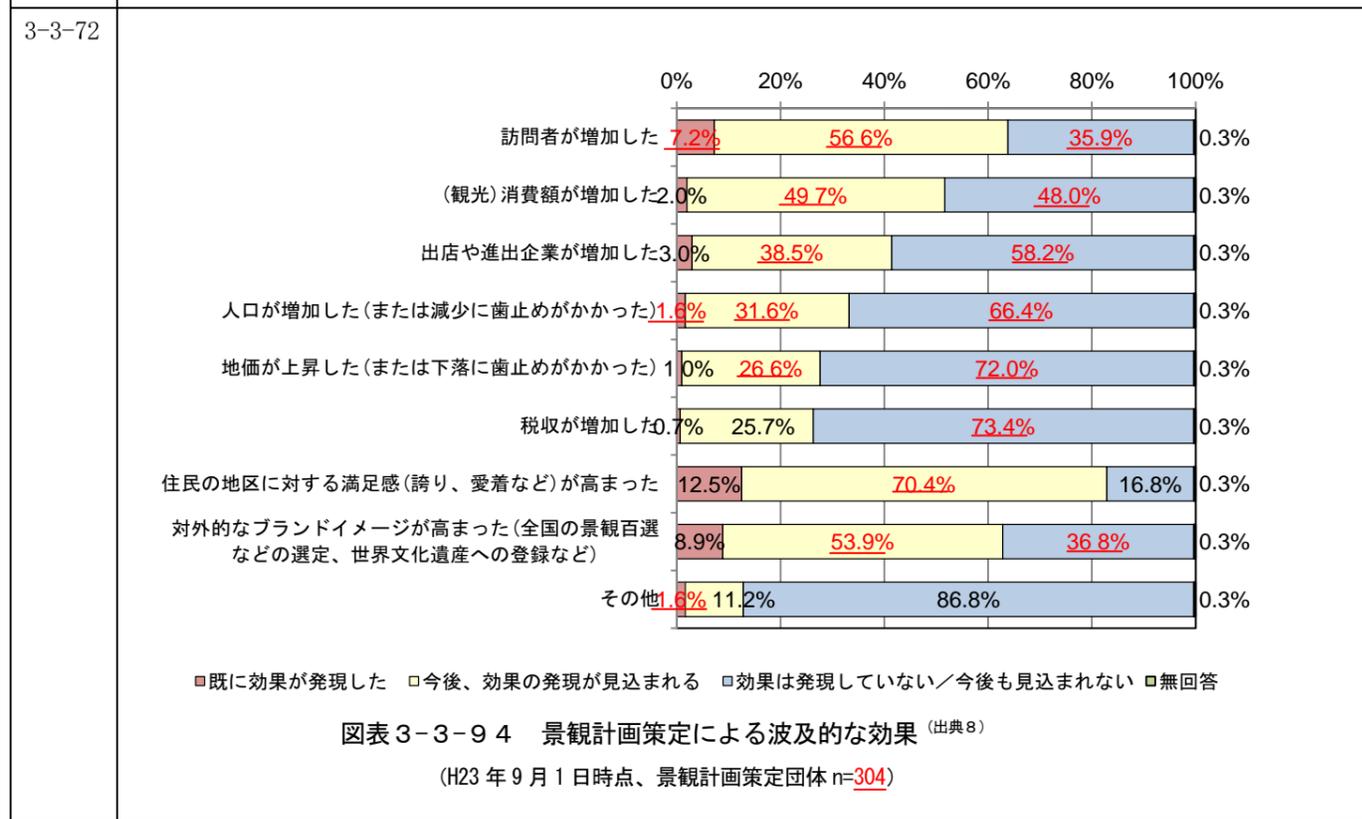
図表3-3-93 景観計画策定による直接的な効果 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=304)



図表3-3-93 景観計画策定による直接的な効果 (出典8) (H23年9月1日時点、景観計画策定団体 n=303)

3-3-72 ○景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり（12.5%）や対外的なブランドイメージの高まりが（8.9%）、訪問者の増加（7.2%）等の効果が既に発現しているとの回答が多くあった。（図表3-3-94）

○景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり（12.5%）や対外的なブランドイメージの高まりが（8.9%）、訪問者の増加（7.3%）等の効果が既に発現しているとの回答が多くあった。（図表3-3-94）



3-3-73 ○景観行政の効果を検証する取り組みの実施状況としては、「効果があった事例や特に優れた事例の収集」が20.7%と最も多く、景観形成の取り組みの効果の定量的把握が難しいことが課題である。（図表3-3-95）

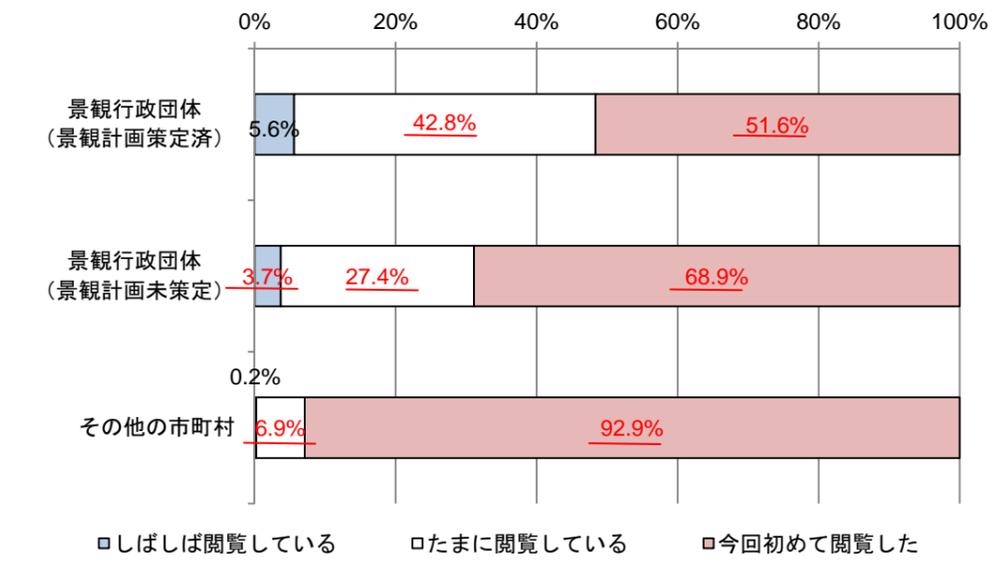
○景観行政の効果を検証する取り組みの実施状況としては、「効果があった事例や特に優れた事例の収集」が20.8%と最も多く、景観形成の取り組みの効果の定量的把握が難しいことが課題である。（図表3-3-95）

3-3-75				〔景観計画に基づき取り組みを進める地域の数〕 <table border="1"> <tr> <th>H16年度末</th> <th>H17年度末</th> <th>H18年度末</th> <th>H19年度末</th> <th>H20年度末</th> <th>H21年度末</th> <th>H22年度末</th> <th>H23.9.1</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>10</td> <td>43</td> <td>92</td> <td>152</td> <td>206</td> <td>267</td> <td>287</td> </tr> </table>	H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23.9.1	0	10	43	92	152	206	267	287				〔景観計画に基づき取り組みを進める地域の数〕 <table border="1"> <tr> <th>H17.4.1</th> <th>H18.4.1</th> <th>H19.4.1</th> <th>H20.4.1</th> <th>H21.4.1</th> <th>H22.4.1</th> <th>H23.4.1</th> <th>H23.9.1</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>13</td> <td>44</td> <td>108</td> <td>163</td> <td>228</td> <td>271</td> <td>287</td> </tr> </table>	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H23.9.1	0	13	44	108	163	228	271	287
H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23.9.1																																	
0	10	43	92	152	206	267	287																																	
H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H23.9.1																																	
0	13	44	108	163	228	271	287																																	
3-3-75				<ul style="list-style-type: none"> 政策チェックアップにおける業績指標の目標値 500 団体（目標年度：平成 24 年度）の達成状況は平成 22 年度末時点で約 53%（267 団体）であり、トレンドを延長しても目標年度に目標値を達成できないことになる。しかし、全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、目標年度までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村が 420 団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）あり、平成 25 年度末に策定予定の市区町村が 51 団体、平成 26 年度以降に策定予定又は策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村 204 団体あることから、引き続き、景観法の基本理念等の普及啓発に取り組み、景観法の活用を促進していくことで目標達成可能であると見込まれる。 しかし、都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市区町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市区町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通しとなっている 				<ul style="list-style-type: none"> 政策チェックアップにおける業績指標の目標値 500 団体（目標年度：平成 24 年度）の達成状況は平成 23 年 4 月 1 日時点で約 54%（271 団体）であり、トレンドを延長しても目標年度に目標値を達成できないことになる。しかし、全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、目標年度までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村が 420 団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）あり、平成 25 年度末に策定予定の市区町村が 51 団体、平成 26 年度以降に策定予定又は策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村 204 団体あることから、引き続き、景観法の基本理念等の普及啓発に取り組み、景観法の活用を促進していくことで目標達成可能であると見込まれる。 しかし、都道府県別の景観計画の策定予定（策定済を含む）の市町村の割合は、80%を超える都道府県がある一方で、20%未満の都道府県があるなど、各都道府県間で市町村の景観計画の策定割合に大きな差が生じる見通しとなっている 																																
3-3-76				<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出件数は 26,450 件（平成 22 年度）であり、以下の通り景観計画数の増加に応じて届出件数も年々増加している。 〔景観法に基づく届出件数〕 <table border="1"> <tr> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> <tr> <td>341</td> <td>5,281</td> <td>7,282</td> <td>12,791</td> <td>18,209</td> <td>26,450</td> </tr> </table>	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450				<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出件数は 26,534 件（平成 22 年度）であり、以下の通り景観計画数の増加に応じて届出件数も年々増加している。 〔景観法に基づく届出件数〕 <table border="1"> <tr> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> <tr> <td>341</td> <td>5,281</td> <td>7,282</td> <td>12,791</td> <td>18,209</td> <td>26,534</td> </tr> </table>	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,534								
H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																																			
341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,450																																			
H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																																			
341	5,281	7,282	12,791	18,209	26,534																																			
3-3-76				<ul style="list-style-type: none"> ところが、地方公共団体アンケートによると、景観計画策定団体の 37.0%が「届出の多くが行為の制限の主旨や意味を十分に理解・配慮していると感じている」と回答している一方で、47.7%が「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と回答しており、景観計画に基づく届出・勧告制度に対する理解が必ずしも十分に浸透しているとは言えない。 				<ul style="list-style-type: none"> ところが、地方公共団体アンケートによると、景観計画策定団体の 37.3%が「届出の多くが行為の制限の主旨や意味を十分に理解・配慮していると感じている」と回答している一方で、49.2%が「十分に理解・配慮していると感じる届出とそうではない届出がある」と回答しており、景観計画に基づく届出・勧告制度に対する理解が必ずしも十分に浸透しているとは言えない。 																																
3-3-77				<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設は、96 団体で指定されており、多様な地域で活用されている。対象施設の内訳は、道路が 28.9%、河川が 19.1%、都市公園が 13.2%と多い（割合は、景観計画を策定している 304 団体に対する割合）。 				<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設は、95 団体で指定されており、多様な地域で活用されている。対象施設の内訳は、道路が 28.7%、河川が 18.8%、都市公園が 13.2%と多い（割合は、景観計画を策定している 303 団体に対する割合）。 																																
3-3-79				<p>【歴史的風致維持向上計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画は 26 団体で認定されている（平成 23 年 9 月 1 日現在）。地方公共団体アンケートでは、76 団体が今後策定予定ありとしているが、平成 24 年度末までは 18 団体が策定予定である。 				<p>【歴史的風致維持向上計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画は 26 団体で認定されている（平成 23 年 6 月 8 日現在）。地方公共団体アンケートでは、77 団体が今後策定予定ありとしているが、平成 24 年度末までは 18 団体が策定予定である。 																																
3-3-79				<ul style="list-style-type: none"> 国民アンケートによると、75.0%が景観に対する意識が、10 年前と比べ高まったと回答しており（「大きく高まった」：25.4%、「少し高まった」：49.6%）、「低下した」の 0.7%や「ほとんど変化はなかった」の 24.1%を大きく上回っている。（景観計画策定団体に限って見ると 74.0%） 				<ul style="list-style-type: none"> 国民アンケートによると、75.0%が景観に対する意識が、10 年前と比べ高まったと回答しており（「大きく高まった」：25.4%、「少し高まった」：49.6%）、「低下した」の 0.7%や「ほとんど変化はなかった」の 24.1%を大きく上回っている。（景観計画策定団体に限って見ると 74.1%） 																																

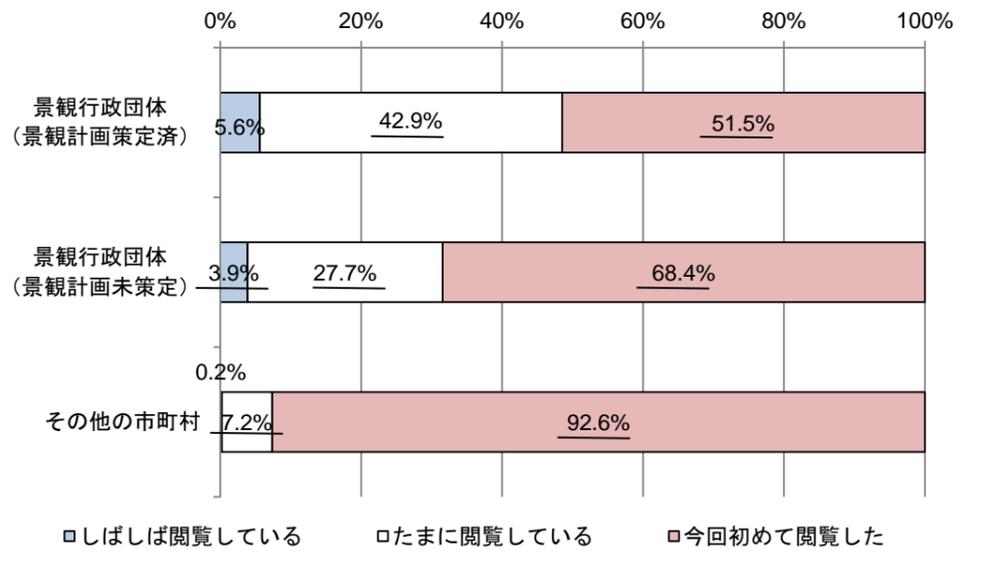
3-3-79			<ul style="list-style-type: none"> また、地方公共団体アンケートによると、41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると75.6%であり、全体の平均より高くなっている。)</u> さらに、地方公共団体アンケートによると、37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると78.9%であり、有意に高くなっている。)</u> また、地方公共団体アンケートによると、44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると79.3%であり、有意に高くなっている。)</u> 			<ul style="list-style-type: none"> また、地方公共団体アンケートによると、41.6%が住民の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると75.9%であり、全体の平均より高くなっている。)</u> さらに、地方公共団体アンケートによると、37.5%が事業者の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると79.2%であり、有意に高くなっている。)</u> また、地方公共団体アンケートによると、44.3%が地方公共団体職員全般の景観に対する意識が、10年前と比べ高まったと回答している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると79.2%であり、有意に高くなっている。)</u>
3-3-80			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、約1/4 (408 団体 (24.2%))が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答(景観計画策定団体に限って見ると79.6%)しており、景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している。 			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、約1/4 (408 団体 (24.2%))が景観法制定によって良好な景観形成の取り組みが促進されたと回答(景観計画策定団体に限って見ると79.5%)しており、景観法の制定自体が、地方公共団体による景観形成の取り組みを促進している。
3-3-81			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、35.5%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答(良くなった:2.9%、やや良くなった:32.6%)している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると61.8%と有意に高くなっている)</u> 			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、35.3%が、10年前と比べ景観が良くなったと回答(良くなった:2.9%、やや良くなった:32.6%)している。<u>(景観計画策定団体に限って見ると62.3%と有意に高くなっている)</u>
3-3-81			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.7%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。 また、同アンケートによると、景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり(12.5%)や対外的なブランドイメージの高まりが(8.9%)、訪問者の増加(7.2%)等の効果が既に発現しているとの回答が多かった。 			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体アンケートによると、景観計画策定による直接的な効果について、景観を阻害する色彩の抑制について、44.9%の団体が既に効果が発現したと回答している。また、景観の阻害要素の抑制だけでなく、周辺と調和した街並みの形成や魅力的な景観の創出など、幅広く景観形成の効果が今後発現すると見込まれている。 また、同アンケートによると、景観計画策定による波及効果としては、地区に対する住民の満足感の高まり(12.5%)や対外的なブランドイメージの高まりが(8.9%)、訪問者の増加(7.3%)等の効果が既に発現しているとの回答が多かった。
3-3-85			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・政令市・中核市は107 団体全てが屋外広告物条例を制定している。それ以外の市町村である景観行政団体のうち屋外広告物条例を制定しているのは41 団体(全体の10.4%平成23年9月1日現在)にとどまっているが、年々増加しており、今後も、124 団体(31.5%)が制定予定があると回答している。なお、61.3%の地方公共団体が「現在の都道府県の条例で十分であるため」を制定しない理由に挙げていることが41 団体にとどまっている一因と考えられる。 			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・政令市・中核市は107 団体全てが屋外広告物条例を制定している。それ以外の市町村である景観行政団体のうち屋外広告物条例を制定しているのは41 団体(全体の10.4%平成23年9月1日現在)にとどまっているが、年々増加しており、今後も、124 団体(31.5%)が制定予定があると回答している。なお、61.8%の地方公共団体が「現在の都道府県の条例で十分であるため」を制定しない理由に挙げていることが41 団体にとどまっている一因と考えられる。
3-3-93	<p>出典3 第6回景観法活用意向調査 (平成21年8月実施) ※全ての地方公共団体 1,845 団体 (47 都道府県、18 政令市、41 中核市、1,739 一般市町村) を対象としたアンケート調査 (回収率100%) により実施。</p> <p>出典4 第4回景観法施行実績調査 (景観計画に関する項目) (平成21年8月実施) ※平成21(2009)年8月1日時点で景観計画を策定 (=告示) した188 団体 及び 平成21(2009)年8月1日時点で景観整備機構を指定した8 団体の計196 団体を対象としたアンケート調査 (回収率100%) により実施。</p>	<p>出典3 第6回景観法活用意向調査 (平成21年7月実施) ※全ての地方公共団体 1,848 団体 (47 都道府県、18 政令市、41 中核市、1,739 一般市町村) を対象としたアンケート調査 (回収率100%) により実施。</p> <p>出典4 第4回景観法施行実績調査 (景観計画に関する項目) (平成21年7月実施) ※平成21(2009)年8月1日時点で景観計画を策定 (=告示) した188 団体 及び 平成21(2009)年8月1日時点で景観整備機構を指定した8 団体の計196 団体を対象としたアンケート調査 (回収率100%) により実施。</p>				

3-9-8 ・なお、地方公共団体アンケートについて、景観計画の策定状況別にみると、策定済の団体では、48.4%が閲覧経験があり（「しばしば閲覧している」5.6%、「たまに閲覧している」42.8%）、景観計画の策定への関与度合いが高いほど関心が高くなっている。一方で、その他の市町村の92.9%が「今回初めて閲覧した」と回答している。（図表3-9-12）

3-9-9 ・なお、地方公共団体アンケートについて、景観計画の策定状況別にみると、策定済の団体では、48.5%が閲覧経験があり（「しばしば閲覧している」5.6%、「たまに閲覧している」42.9%）、景観計画の策定への関与度合いが高いほど関心が高くなっている。一方で、その他の市町村の92.6%が「今回初めて閲覧した」と回答している。（図表3-9-12）



図表3-9-12 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧状況 (出典2)
(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)



図表3-9-12 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧状況 (出典2)
(H23年9月1日時点、地方公共団体 n=1,689)

3-9-10

	景観に関する一般 情報の収集のため	景観計画策定・改訂 の検討の参考にする ため	公共事業における景 観配慮の取組の参考 にするため	景観資源の把握のた め	その他	無回答
景観行政団体 (景観計画策定済)	115 78.2%	37 25.2%	25 17.0%	11 7.5%	0 0.0%	3 2.0%
景観行政団体 (景観計画策定予定あり)	88 70.4%	59 47.2%	8 6.4%	9 7.2%	1 0.8%	1 0.8%
景観行政団体 (景観計画策定予定なし・無回答)	27 79.4%	2 5.9%	6 17.6%	2 5.9%	2 5.9%	1 2.9%
その他の市町村	45 72.6%	2 3.2%	9 14.5%	2 3.2%	1 1.6%	1 1.6%
計	275 74.7%	100 27.2%	48 13.0%	24 6.5%	4 1.1%	6 1.6%

図表 3-9-1 5 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面（複数回答可）（出典²）（H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368）

	景観に関する一般 情報の収集のため	景観計画策定・改訂 の検討の参考にする ため	公共事業における景 観配慮の取組の参考 にするため	景観資源の把握のた め	その他	無回答
景観行政団体 (景観計画策定済)	116 78.9%	36 24.5%	25 17.0%	11 7.5%	0 0.0%	3 2.0%
景観行政団体 (景観計画策定予定あり)	88 70.4%	59 47.2%	8 6.4%	9 7.2%	1 0.8%	1 0.8%
景観行政団体 (景観計画策定未策定)	24 80.0%	2 6.7%	5 16.7%	1 3.3%	2 6.7%	1 3.3%
その他の市町村	47 71.2%	3 4.5%	10 15.2%	3 4.5%	1 1.5%	1 1.5%
計	275 74.7%	100 27.2%	48 13.0%	24 6.5%	4 1.1%	6 1.6%

図表 3-9-1 5 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面（複数回答可）（出典²）（H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368）

3-9-13

・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.4%に閲覧経験がある。

・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.7%に閲覧経験がある。

3-10-5

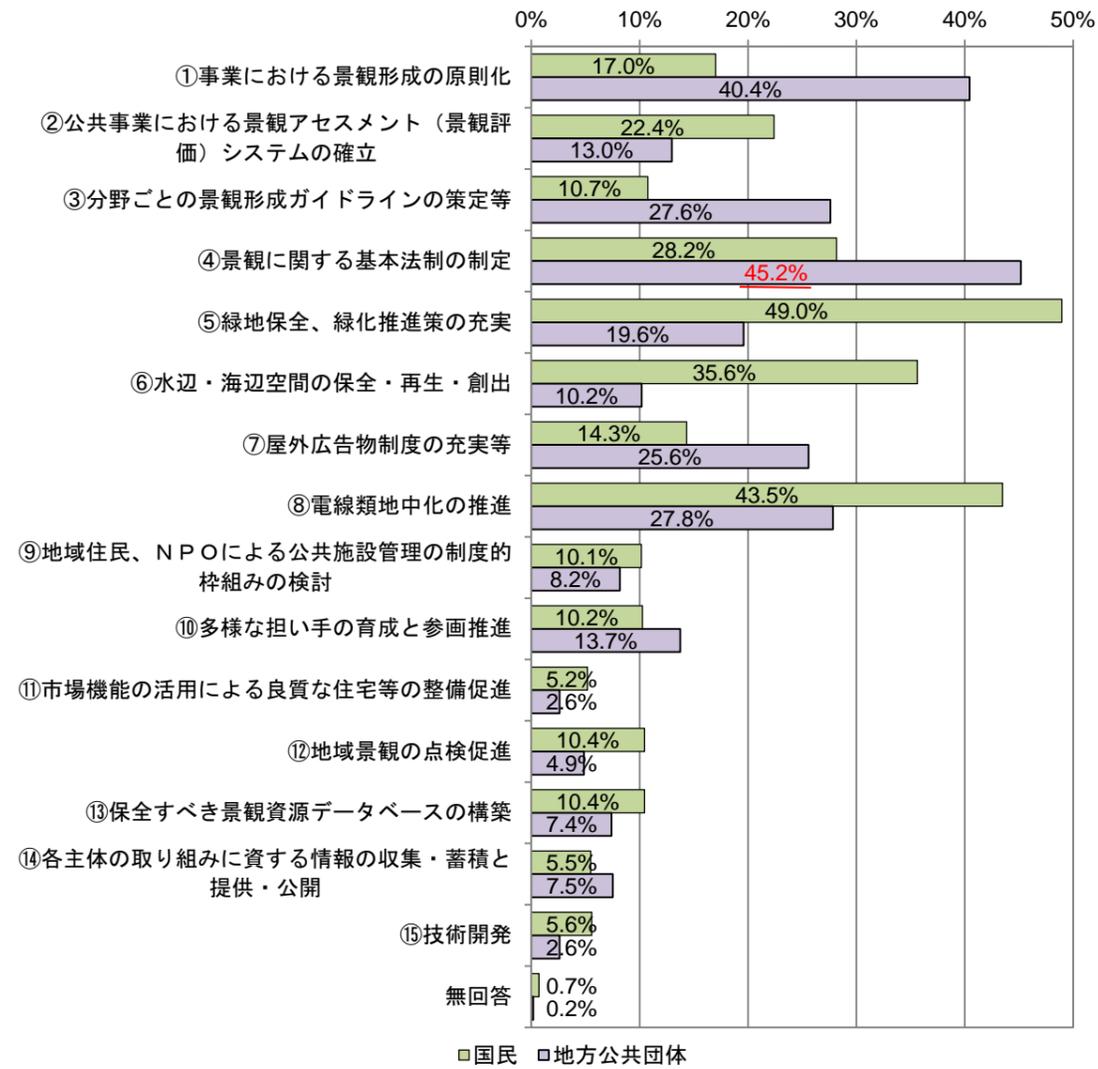


図表 3-1 0-4 国土変遷アーカイブデータの活用事例

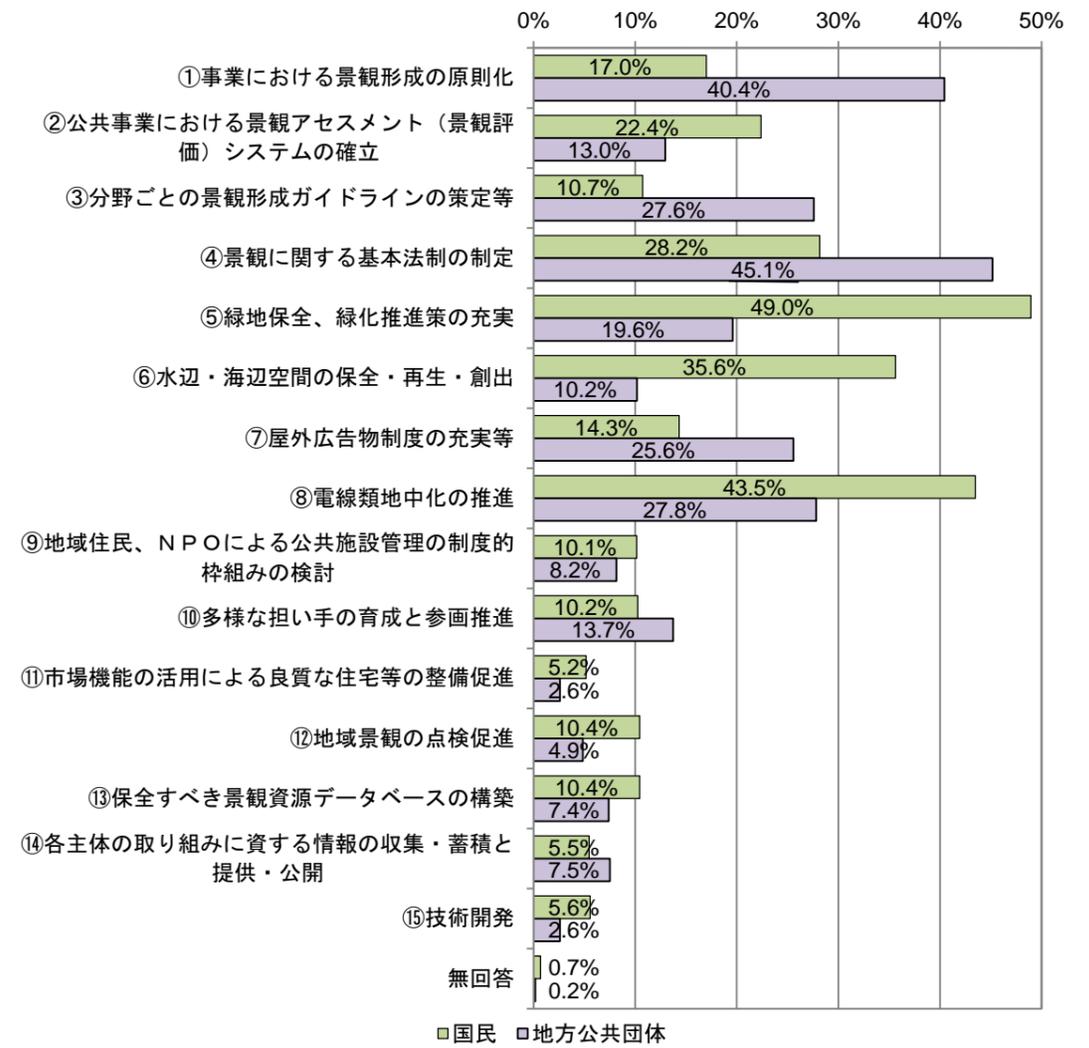


図表 3-1 0-4 国土変遷アーカイブデータの活用事例

4-11	<p>10年前と比べて景観が良くなったかについて、国民アンケートでは、35.2%が良くなったと回答（良くなった：5.0%、やや良くなった：30.2%）し、地方公共団体アンケートでは、<u>35.5%</u>が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：<u>32.6%</u>）しており、国民と地方公共団体がほぼ同程度の割合で良くなったと回答している。一方で、国民アンケートでは、24.1%が悪くなったと回答（悪くなった：7.7%、やや悪くなった：16.4%）している。（図表 4-3）</p>	<p>10年前と比べて景観が良くなったかについて、国民アンケートでは、35.2%が良くなったと回答（良くなった：5.0%、やや良くなった：30.2%）し、地方公共団体アンケートでは、<u>35.3%</u>が良くなったと回答（良くなった：2.9%、やや良くなった：<u>32.5%</u>）しており、国民と地方公共団体がほぼ同程度の割合で良くなったと回答している。一方で、国民アンケートでは、24.1%が悪くなったと回答（悪くなった：7.7%、やや悪くなった：16.4%）している。（図表 4-3）</p>
4-11	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="320 443 863 947"> <p><国民アンケート></p> </div> <div data-bbox="914 443 1457 947"> <p><地方公共団体アンケート></p> </div> </div> <p>図表 4-3 お住まいのまちの景観は、10年前と比べよくなったか（単数回答）（出典7） （H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1578 432 2122 936"> <p><国民アンケート></p> </div> <div data-bbox="2172 432 2715 936"> <p><地方公共団体アンケート></p> </div> </div> <p>図表 4-3 お住まいのまちの景観は、10年前と比べよくなったか（単数回答）（出典7） （H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689）</p>
4-15	<p>一方、地方公共団体アンケート結果では、15の具体的な施策に対する評価については「景観に関する基本法制の制定」という回答が <u>45.2%</u> で最も多い。次いで、「事業における景観形成の原則化」（40.4%）という回答が多く、国民と異なる評価となっている。（図表 4-9）</p>	<p>一方、地方公共団体アンケート結果では、15の具体的な施策に対する評価については「景観に関する基本法制の制定」という回答が <u>45.1%</u> で最も多い。次いで、「事業における景観形成の原則化」（40.4%）という回答が多く、国民と異なる評価となっている。（図表 4-9）</p>



図表 4-9 美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み（複数回答可）（H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689）



図表 4-9 美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み（複数回答可）（H23年9月時点、国民 n=1,005、地方公共団体 n=1,689）

「参考資料1 美しい国づくり政策大綱政策レビュー評価書まとめ」の正誤表（平成24年9月11日訂正）

頁	正	誤																																																																																																
3	<p>・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が 68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が 78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.4%に閲覧経験がある。等</p>	<p>・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が 68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が 78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.5%に閲覧経験がある。等</p>																																																																																																
5	<p>Q.美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み</p> <table border="1"> <caption>国民と地方公共団体の評価割合</caption> <thead> <tr> <th>取り組み</th> <th>国民 (%)</th> <th>地方公共団体 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①事業における景観形成の原則化</td><td>17.0%</td><td>40.4%</td></tr> <tr><td>②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立</td><td>22.4%</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等</td><td>10.7%</td><td>27.6%</td></tr> <tr><td>④景観に関する基本法制の制定</td><td>28.2%</td><td>45.2%</td></tr> <tr><td>⑤緑地保全、緑化推進策の充実</td><td>19.6%</td><td>49.0%</td></tr> <tr><td>⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出</td><td>10.2%</td><td>35.6%</td></tr> <tr><td>⑦屋外広告物制度の充実等</td><td>14.3%</td><td>25.6%</td></tr> <tr><td>⑧電線類地中化の推進</td><td>27.8%</td><td>43.5%</td></tr> <tr><td>⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討</td><td>10.1%</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>⑩多様な担い手の育成と参画推進</td><td>10.2%</td><td>13.7%</td></tr> <tr><td>⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進</td><td>5.2%</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>⑫地域景観の点検促進</td><td>10.4%</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>⑬保全すべき景観資源データベースの構築</td><td>10.4%</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td>⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開</td><td>5.5%</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td>⑮技術開発</td><td>5.6%</td><td>2.6%</td></tr> </tbody> </table>	取り組み	国民 (%)	地方公共団体 (%)	①事業における景観形成の原則化	17.0%	40.4%	②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	22.4%	13.0%	③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	10.7%	27.6%	④景観に関する基本法制の制定	28.2%	45.2%	⑤緑地保全、緑化推進策の充実	19.6%	49.0%	⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	10.2%	35.6%	⑦屋外広告物制度の充実等	14.3%	25.6%	⑧電線類地中化の推進	27.8%	43.5%	⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	10.1%	8.2%	⑩多様な担い手の育成と参画推進	10.2%	13.7%	⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	5.2%	2.6%	⑫地域景観の点検促進	10.4%	4.9%	⑬保全すべき景観資源データベースの構築	10.4%	7.4%	⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	5.5%	7.5%	⑮技術開発	5.6%	2.6%	<p>Q.美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取り組みのなかで評価できる取り組み</p> <table border="1"> <caption>国民と地方公共団体の評価割合</caption> <thead> <tr> <th>取り組み</th> <th>国民 (%)</th> <th>地方公共団体 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①事業における景観形成の原則化</td><td>17.0%</td><td>40.4%</td></tr> <tr><td>②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立</td><td>22.4%</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等</td><td>10.7%</td><td>27.6%</td></tr> <tr><td>④景観に関する基本法制の制定</td><td>28.2%</td><td>45.1%</td></tr> <tr><td>⑤緑地保全、緑化推進策の充実</td><td>19.6%</td><td>49.0%</td></tr> <tr><td>⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出</td><td>10.2%</td><td>35.6%</td></tr> <tr><td>⑦屋外広告物制度の充実等</td><td>14.3%</td><td>25.6%</td></tr> <tr><td>⑧電線類地中化の推進</td><td>27.8%</td><td>43.5%</td></tr> <tr><td>⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討</td><td>10.1%</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>⑩多様な担い手の育成と参画推進</td><td>10.2%</td><td>13.7%</td></tr> <tr><td>⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進</td><td>5.2%</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>⑫地域景観の点検促進</td><td>10.4%</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>⑬保全すべき景観資源データベースの構築</td><td>10.4%</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td>⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開</td><td>5.5%</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td>⑮技術開発</td><td>5.6%</td><td>2.6%</td></tr> </tbody> </table>	取り組み	国民 (%)	地方公共団体 (%)	①事業における景観形成の原則化	17.0%	40.4%	②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	22.4%	13.0%	③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	10.7%	27.6%	④景観に関する基本法制の制定	28.2%	45.1%	⑤緑地保全、緑化推進策の充実	19.6%	49.0%	⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	10.2%	35.6%	⑦屋外広告物制度の充実等	14.3%	25.6%	⑧電線類地中化の推進	27.8%	43.5%	⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	10.1%	8.2%	⑩多様な担い手の育成と参画推進	10.2%	13.7%	⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	5.2%	2.6%	⑫地域景観の点検促進	10.4%	4.9%	⑬保全すべき景観資源データベースの構築	10.4%	7.4%	⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	5.5%	7.5%	⑮技術開発	5.6%	2.6%
取り組み	国民 (%)	地方公共団体 (%)																																																																																																
①事業における景観形成の原則化	17.0%	40.4%																																																																																																
②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	22.4%	13.0%																																																																																																
③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	10.7%	27.6%																																																																																																
④景観に関する基本法制の制定	28.2%	45.2%																																																																																																
⑤緑地保全、緑化推進策の充実	19.6%	49.0%																																																																																																
⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	10.2%	35.6%																																																																																																
⑦屋外広告物制度の充実等	14.3%	25.6%																																																																																																
⑧電線類地中化の推進	27.8%	43.5%																																																																																																
⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	10.1%	8.2%																																																																																																
⑩多様な担い手の育成と参画推進	10.2%	13.7%																																																																																																
⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	5.2%	2.6%																																																																																																
⑫地域景観の点検促進	10.4%	4.9%																																																																																																
⑬保全すべき景観資源データベースの構築	10.4%	7.4%																																																																																																
⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	5.5%	7.5%																																																																																																
⑮技術開発	5.6%	2.6%																																																																																																
取り組み	国民 (%)	地方公共団体 (%)																																																																																																
①事業における景観形成の原則化	17.0%	40.4%																																																																																																
②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	22.4%	13.0%																																																																																																
③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	10.7%	27.6%																																																																																																
④景観に関する基本法制の制定	28.2%	45.1%																																																																																																
⑤緑地保全、緑化推進策の充実	19.6%	49.0%																																																																																																
⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	10.2%	35.6%																																																																																																
⑦屋外広告物制度の充実等	14.3%	25.6%																																																																																																
⑧電線類地中化の推進	27.8%	43.5%																																																																																																
⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	10.1%	8.2%																																																																																																
⑩多様な担い手の育成と参画推進	10.2%	13.7%																																																																																																
⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	5.2%	2.6%																																																																																																
⑫地域景観の点検促進	10.4%	4.9%																																																																																																
⑬保全すべき景観資源データベースの構築	10.4%	7.4%																																																																																																
⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	5.5%	7.5%																																																																																																
⑮技術開発	5.6%	2.6%																																																																																																

9

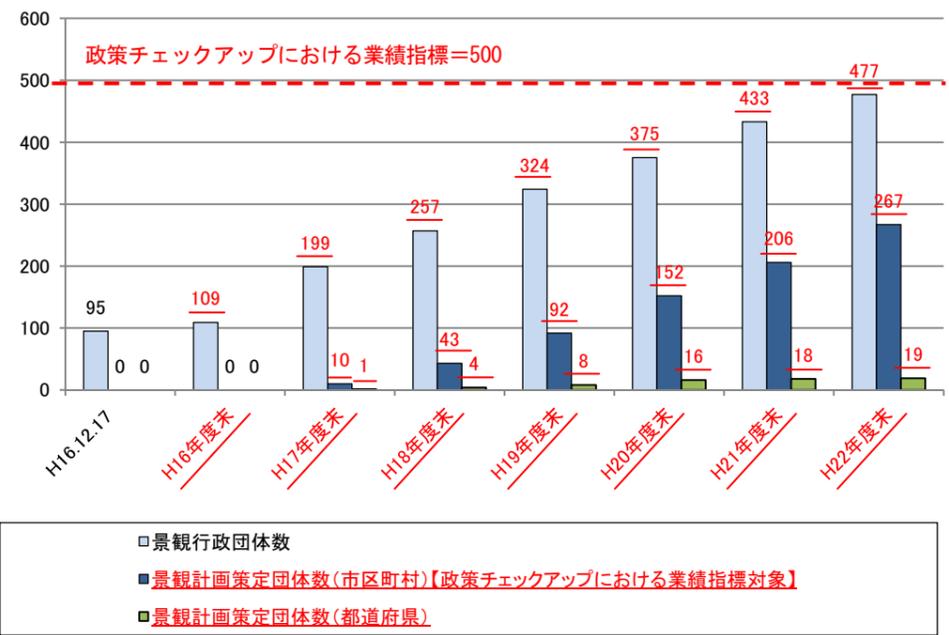


図1 景観行政団体及び景観計画策定団体数の推移【政策チェックアップにおける業績指標】

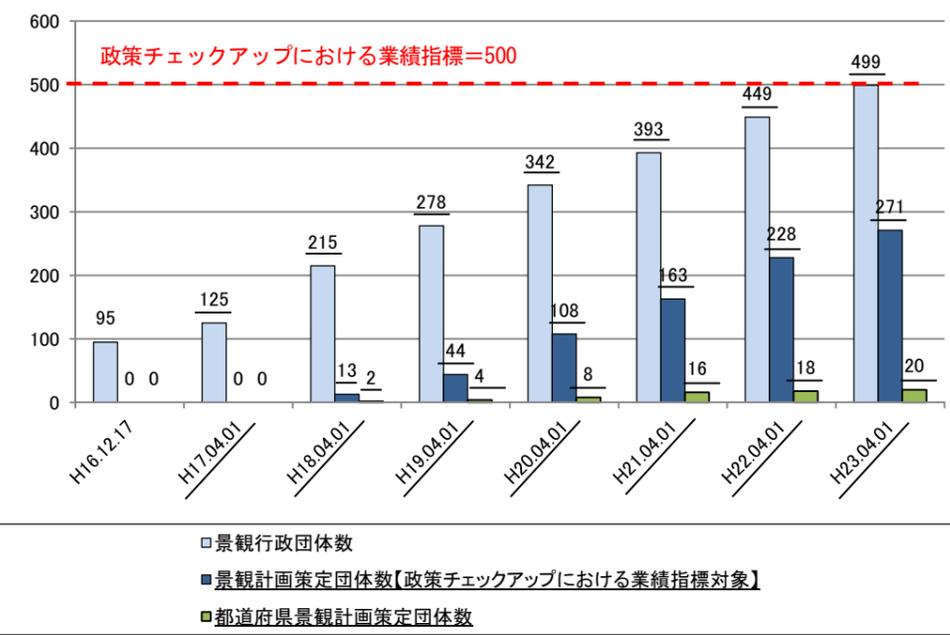


図1 景観行政団体及び景観計画策定団体数の推移【政策チェックアップにおける業績指標】

9

【景観計画策定済み団体のみ】

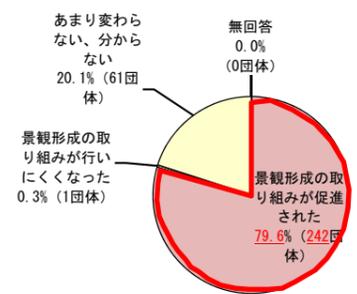


図2 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進効果（地方公共団体アンケート）

【景観計画策定済み団体のみ】

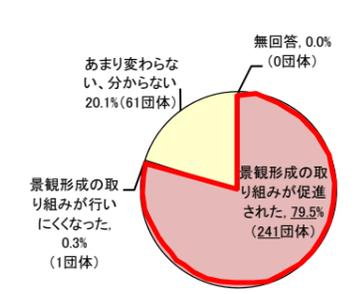


図2 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進効果（地方公共団体アンケート）

9

【全地方公共団体】

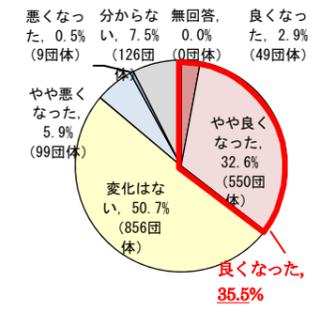


図3 10年前と比べて景観が良くなったか（地方公共団体アンケート）

【全地方公共団体】

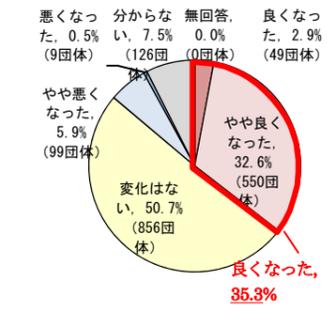
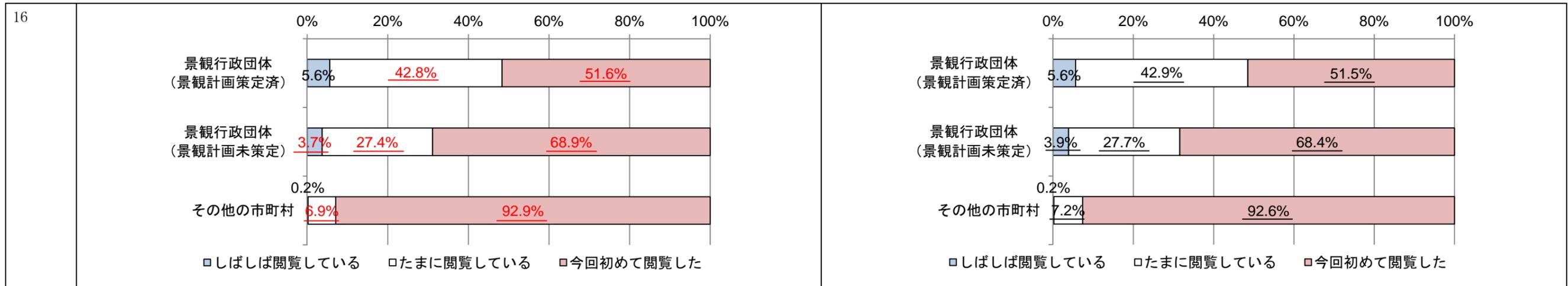


図3 10年前と比べて景観が良くなったか（地方公共団体アンケート）



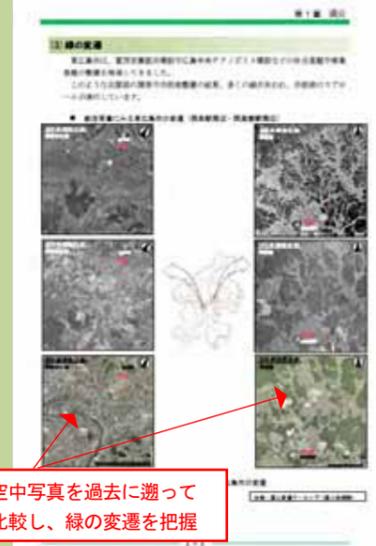
	景観に関する一 般的情報の収集 のため	景観計画策定・ 改訂の検討の参 考にするため	公共事業における 景観配慮の取組の 参考にするため	景観資源の 把握のため	その他・無 回答
景観行政団体 (景観計 画策定済)	115 (78.2%)	37 (25.2%)	25 (17.0%)	11 (7.5%)	3 (2.0%)
景観行政団体 (景観計 画策定予定あり)	88 (70.4%)	59 (47.2%)	8 (6.4%)	9 (7.2%)	2 (1.6%)
景観行政団体 (景観計 画策定予定なし・無回答)	27 (79.4%)	2 (5.9%)	6 (17.6%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)
その他の市町村	45 (72.6%)	2 (3.2%)	9 (14.5%)	2 (3.2%)	2 (3.2%)
計	275 (74.7%)	100 (27.2%)	48 (13.0%)	24 (6.5%)	10 (2.7%)

図6 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面 (複数回答可)
(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368)

	景観に関する一 般的情報の収集 のため	景観計画策定・ 改訂の検討の参 考にするため	公共事業における 景観配慮の取組の 参考にするため	景観資源の 把握のため	その他・無 回答
景観行政団体 (景観計 画策定済)	116 (78.9%)	36 (24.5%)	25 (17.0%)	11 (7.5%)	3 (2.0%)
景観行政団体 (景観計 画策定予定あり)	88 (70.4%)	59 (47.2%)	8 (6.4%)	9 (7.2%)	2 (1.6%)
景観行政団体 (景観計 画未策定)	24 (80.0%)	2 (6.7%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)
その他の市町村	47 (71.2%)	3 (4.5%)	10 (15.2%)	3 (4.5%)	2 (3.0%)
計	275 (74.7%)	100 (27.2%)	48 (13.0%)	24 (6.5%)	10 (2.7%)

図6 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面 (複数回答可)
(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体 n=368)

■技術開発により整備されたデータベースが国土地理院ホームページ「国土変遷アーカイブ」で公開され、これを自治体が都市緑地法に基づく緑の基本計画の検討時に活用。



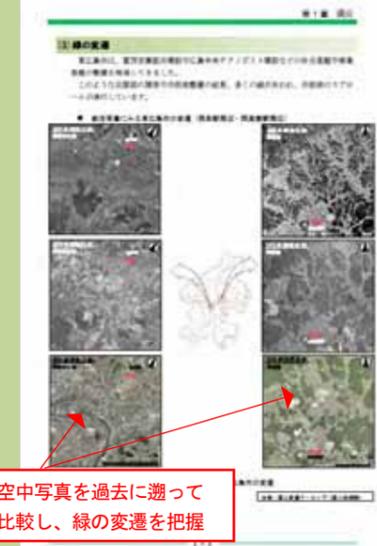
空中写真を過去に遡って比較し、緑の変遷を把握

「国土変遷アーカイブ」を活用した緑の変遷把握も踏まえて「緑の基本計画」を策定



東広島市 緑の基本計画（平成 23 年 5 月）より

■技術開発により整備されたデータベースが国土地理院ホームページ「国土変遷アーカイブ」で公開され、これを自治体が都市緑地法に基づく緑の基本計画の検討時に活用。



空中写真を過去に遡って比較し、緑の変遷を把握

「国土変遷アーカイブ」を活用した緑の変遷把握も踏まえて受けて「緑の基本計画」を策定



東広島市 緑の基本計画（平成 23 年 5 月）より